

令和 6 年

第 2 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

= 定 例 会 =

自 令和 6 年 3 月 1 日 (金) 開 会

至 令和 6 年 3 月 27 日 (水) 閉 会

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第2回定例会

○招集告示	1
○上程案件処理結果	2
○応招議員名簿	7
○3月1日（議事日程第1号）	9
○会期及び日程	12
会議録署名議員の指名について	17
会期を定めることについて	17
令和6年度施政方針について	18
議案審議	27
○3月4日（議事日程第2号）	31
平良松原における農地の違法転用についての緊急質問	37
議案審議	55
○3月5日（議事日程第3号）	69
議案審議	73
○3月12日（議事日程第4号）	101
議案審議	106
○3月19日（議事日程第5号）	111
一般質問	149
我如古 三 雄 君	149
仲 間 誉 人 君	159
狩 俣 政 作 君	171
西 里 芳 明 君	184
砂 川 和 也 君	194
議案審議	208
○3月21日（議事日程第6号）	215
一般質問	217
前 里 光 健 君	217
狩 俣 勝 成 君	230
下 地 茜 君	243
長 崎 富 夫 君	254
○3月22日（議事日程第7号）	267
一般質問	269
富 浜 靖 雄 君	269

上 地 廣 敏 君	2 8 2
平 良 和 彦 君	2 9 2
下 地 信 広 君	3 0 3
久 貝 美奈子 君	3 1 6
○3月25日（議事日程第8号）	3 2 9
一般質問	3 3 1
上 地 堅 司 君	3 3 1
山 下 誠 君	3 4 1
友 利 光 徳 君	3 5 6
池 城 健 君	3 6 8
○3月26日（議事日程第9号）	3 8 3
一般質問	3 8 5
上 里 樹 君	3 8 5
新 里 匠 君	3 9 7
栗 国 恒 広 君	4 1 0
山 里 雅 彦 君	4 2 3
○3月27日（議事日程第10号）	4 3 9
議案審議	4 5 1

宮古島市告示第15号

令和6年第2回宮古島市議会（定例会）を次のとおり招集する。

令和6年2月22日

宮古島市長 座喜味 一 幸

1 期 日 令和6年3月1日（金）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第 9 号	令和 5 年度宮古島市一般会計補正予算（第 1 0 号）	市 長	令和 6 年 3 月 1 日	令和 6 年 3 月 4 日	原案可決
議案 第 1 0 号	令和 5 年度宮古島市一般会計補正予算（第 1 1 号）	〃	〃	令和 6 年 3 月 12 日	〃
議案 第 1 1 号	令和 5 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	〃	〃	〃	〃
議案 第 1 2 号	令和 5 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	〃	〃	〃	〃
議案 第 1 3 号	令和 5 年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	〃	〃	〃	〃
議案 第 1 4 号	令和 5 年度宮古島市水道事業会計補正予算（第 5 号）	〃	〃	〃	〃
議案 第 1 5 号	令和 5 年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第 6 号）	〃	〃	〃	〃
議案 第 1 6 号	令和 6 年度宮古島市一般会計予算	〃	〃	令和 6 年 3 月 27 日	〃
議案 第 1 7 号	令和 6 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第 1 8 号	令和 6 年度宮古島市港湾事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第 1 9 号	令和 6 年度宮古島市介護保険特別会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第 2 0 号	令和 6 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第 2 1 号	令和 6 年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第 2 2 号	令和 6 年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第 2 3 号	令和 6 年度宮古島市水道事業会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第 2 4 号	令和 6 年度宮古島市下水道事業会計予算	〃	〃	〃	〃

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第 2 5 号	宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の一部改正について	市 長	令和 6 年 3 月 1 日	令和 6 年 3 月 27 日	原案可決
議案 第 2 6 号	宮古島市役所の位置を定める条例の一部改正について	〃	〃	〃	継続審査
議案 第 2 7 号	宮古島市出張所設置条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 2 8 号	宮古島市地産地消振興センターの設置及び管理に関する条例の制定について	〃	〃	〃	原案可決
議案 第 2 9 号	宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 3 0 号	宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 3 1 号	宮古島市介護保険条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 3 2 号	宮古島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 3 3 号	宮古島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 3 4 号	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理について	〃	〃	〃	〃
議案 第 3 5 号	宮古島市附属機関設置条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 3 6 号	宮古島市肉用牛センター条例の制定について	〃	〃	〃	〃
議案 第 3 7 号	宮古島市立学校設置条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 3 8 号	宮古島市議会議員及び宮古島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 3 9 号	財産の取得について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第 4 0 号	財産の無償譲渡について	市 長	令和 6 年 3 月 1 日	令和 6 年 3 月 27 日	否 決
	議案第 4 0 号財産の無償譲渡については、文教 社会委員会に再付託の上、継続審査を求める動 議	議 員	令和 6 年 3 月 27 日	〃	〃
議案 第 4 1 号	団体営土地改良事業（区画整理）仲原西地区の 計画変更について	市 長	令和 6 年 3 月 1 日	〃	原案可決
議案 第 4 2 号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更 について	〃	〃	〃	〃
議案 第 4 3 号	令和 6 年度宮古島市一般会計補正予算(第 1 号)	〃	令和 6 年 3 月 19 日	〃	〃
諮問 第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついて	〃	令和 6 年 3 月 1 日	〃	適 任
同意案 第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	〃	〃	同 意
同意案 第 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	〃	〃	〃
同意案 第 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	〃	〃	〃
同意案 第 4 号	農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	〃
同意案 第 5 号	農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	〃
同意案 第 7 号	農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	〃
同意案 第 8 号	農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	〃
同意案 第 9 号	農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	〃
同意案 第 1 0 号	農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	〃
同意案 第 1 1 号	農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	〃
同意案 第 1 2 号	農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
同意案 第 1 3 号	農業委員会委員の任命について	市 長	令和 6 年 3 月 1 日	令和 6 年 3 月 27 日	同 意
同意案 第 1 4 号	農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	〃
同意案 第 1 5 号	農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	〃
同意案 第 1 6 号	農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	〃
同意案 第 1 7 号	農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	〃
同意案 第 1 8 号	農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	〃
同意案 第 1 9 号	農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	〃
同意案 第 2 0 号	農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	〃
同意案 第 2 1 号	農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	〃
請願書 第 1 号	離島における犬猫殺処分ゼロに向けた動物愛護 行政の機能拡充を沖縄県に求める請願について	請 願 者	〃	〃	採 択

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
陳情書 第 1 号	国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、保険税（料）引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める陳情書	陳 情 者	令和 6 年 3 月 1 日	令和 6 年 3 月 27 日	採 択
意見書案 第 1 号	離島における犬猫殺処分ゼロに向けた動物愛護行政の機能拡充を沖縄県に求める意見書	文 教 社 会 委 員 会	令和 6 年 3 月 27 日	〃	原案可決
意見書案 第 2 号	国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、保険税（料）引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を国に求める意見書	〃	〃	〃	〃
意見書案 第 3 号	国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、保険税（料）引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を沖縄県に求める意見書	〃	〃	〃	〃
意見書案 第 4 号	新たな基本計画における持続可能な農業振興の強化を求める意見書	議 員	〃	〃	〃
決議案 第 1 号	宮古島市景観条例及び計画について景観形成基準の中の「高さ制限」を撤廃もしくは大幅緩和をした計画変更等を求める決議	〃	〃	〃	〃
決議案 第 2 号	栗国恒広君に対する議員辞職勧告決議	〃	〃	〃	〃
	平良松原における農地の違法転用についての緊急質問を許可されたいとの動議	〃	令和 6 年 3 月 4 日	令和 6 年 3 月 4 日	可 決

※ 陳情書第 10 号、令和 6 年度高年齢者就業機会確保事業の拡大・支援について（陳情）（提出年月日：令和 5 年 12 月 5 日、提出者：陳情者）については、審議未了となった。

開会日（令和6年3月1日）に応招した議員

久	貝	美	奈	子	君	平	良	和	彦	君
下	地			茜	〃	下	地	信	広	〃
砂	川	和		也	〃	我	如	三	雄	〃
狩	俣	勝		成	〃	前	里	光	健	〃
富	浜	靖		雄	〃	西	里	芳	明	〃
下	地	信		男	〃	長	崎	富	夫	〃
新	里			匠	〃	友	利	光	徳	〃
狩	俣	政		作	〃	上	里		樹	〃
山	下			誠	〃	栗	国	恒	広	〃
池	城			健	〃	上	地	廣	敏	〃
上	地	堅		司	〃	平	良	敏	夫	〃
仲	間	誉		人	〃	山	里	雅	彦	〃

令和 6 年

第 2 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

3 月 1 日 (金) 初 日

(議案上程、説明、聴取)

令和6年第2回宮古島市議会定例会（3月）議事日程第1号

令和6年3月1日（金）午前10時開会

日程第 1		会議録署名議員の指名について	
〃 第 2		会期を定めることについて	
〃 第 3		令和6年度施政方針について	
〃 第 4	議案第 9 号	令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）	（市長提出）
〃 第 5	〃 第10号	令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第11号）	（ 〃 ）
〃 第 6	〃 第11号	令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	（ 〃 ）
〃 第 7	〃 第12号	令和5年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	（ 〃 ）
〃 第 8	〃 第13号	令和5年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	（ 〃 ）
〃 第 9	〃 第14号	令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第5号）	（ 〃 ）
〃 第10	〃 第15号	令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第6号）	（ 〃 ）
〃 第11	〃 第16号	令和6年度宮古島市一般会計予算	（ 〃 ）
〃 第12	〃 第17号	令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第13	〃 第18号	令和6年度宮古島市港湾事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第14	〃 第19号	令和6年度宮古島市介護保険特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第15	〃 第20号	令和6年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第16	〃 第21号	令和6年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第17	〃 第22号	令和6年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第18	〃 第23号	令和6年度宮古島市水道事業会計予算	（ 〃 ）
〃 第19	〃 第24号	令和6年度宮古島市下水道事業会計予算	（ 〃 ）
〃 第20	〃 第25号	宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第21	〃 第26号	宮古島市役所の位置を定める条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第22	〃 第27号	宮古島市出張所設置条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第23	〃 第28号	宮古島市地産地消振興センターの設置及び管理に関する条例の制定について	（ 〃 ）
〃 第24	〃 第29号	宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第25	〃 第30号	宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）

日程第 2 6	議案第 3 1 号	宮古島市介護保険条例の一部改正について	(市長提出)
〃 第 2 7	〃 第 3 2 号	宮古島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	(〃)
〃 第 2 8	〃 第 3 3 号	宮古島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	(〃)
〃 第 2 9	〃 第 3 4 号	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理について	(〃)
〃 第 3 0	〃 第 3 5 号	宮古島市附属機関設置条例の一部改正について	(〃)
〃 第 3 1	〃 第 3 6 号	宮古島市肉用牛センター条例の制定について	(〃)
〃 第 3 2	〃 第 3 7 号	宮古島市立学校設置条例の一部改正について	(〃)
〃 第 3 3	〃 第 3 8 号	宮古島市議会議員及び宮古島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部改正について	(〃)
〃 第 3 4	〃 第 3 9 号	財産の取得について	(〃)
〃 第 3 5	〃 第 4 0 号	財産の無償譲渡について	(〃)
〃 第 3 6	〃 第 4 1 号	団体営土地改良事業（区画整理）仲原西地区の計画変更について	(〃)
〃 第 3 7	〃 第 4 2 号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について	(〃)
〃 第 3 8	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(〃)
〃 第 3 9	同意案第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	(〃)
〃 第 4 0	〃 第 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	(〃)
〃 第 4 1	〃 第 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	(〃)
〃 第 4 2	〃 第 4 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 4 3	〃 第 5 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 4 4	〃 第 7 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 4 5	〃 第 8 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 4 6	〃 第 9 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 4 7	〃 第 1 0 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 4 8	〃 第 1 1 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 4 9	〃 第 1 2 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 5 0	〃 第 1 3 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 5 1	〃 第 1 4 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 5 2	〃 第 1 5 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 5 3	〃 第 1 6 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 5 4	〃 第 1 7 号	農業委員会委員の任命について	(〃)

日程第 5 5	同意案第 1 8 号	農業委員会委員の任命について	(市長提出)
〃 第 5 6	〃 第 1 9 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 5 7	〃 第 2 0 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 5 8	〃 第 2 1 号	農業委員会委員の任命について	(〃)

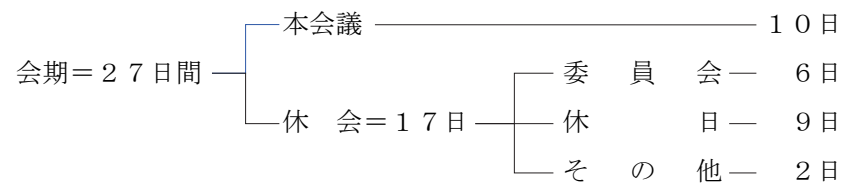
◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和6年第2回宮古島市議会定例会（3月）会期日程計画表

令和6年3月1日（金）午前10時開会

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
3月 1日	金	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 令和6年度施政方針について 議案上程、説明、聴取	開 会 高校卒業式
3月 2日	土	休 会		
3月 3日	日	〃		
3月 4日	月	本会議	議案（補正予算・新年度予算）に対する質疑（付託） 議案第9号の採決	
3月 5日	火	〃	議案（条例等）に対する質疑（付託）	
3月 6日	水	休 会	委員会	
3月 7日	木	〃	〃	予算決算委員会
3月 8日	金	〃	〃	〃
3月 9日	土	〃		
3月10日	日	〃		
3月11日	月	〃		報告書作成
3月12日	火	本会議	議案第10号～第15号の採決 （委員長報告、質疑、討論、表決）	通 告 締 切
3月13日	水	休 会	委員会	
3月14日	木	〃	〃	高校入試合格発表
3月15日	金	〃	〃	
3月16日	土	〃		
3月17日	日	〃		
3月18日	月	〃		報告書作成
3月19日	火	本会議	一般質問	
3月20日	水	休 会		春 分 の 日
3月21日	木	本会議	一般質問	
3月22日	金	〃	〃	
3月23日	土	休 会		
3月24日	日	〃		
3月25日	月	本会議	一般質問	
3月26日	火	〃	〃	
3月27日	水	〃	委員長報告、質疑、討論、表決	閉 会



令和6年第2回宮古島市議会定例会（3月）会議録

令和6年3月1日（金）

（開会＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（散会＝午前11時10分）

議 長（23番）	平 良 敏 夫 君	議 員（11番）	上 地 堅 司 君
副 議 長（18〃）	長 崎 富 夫 〃	〃（12〃）	仲 間 誉 人 〃
議 員（1〃）	久 貝 美奈子 〃	〃（13〃）	平 良 和 彦 〃
〃（2〃）	下 地 茜 〃	〃（14〃）	下 地 信 広 〃
〃（3〃）	砂 川 和 也 〃	〃（15〃）	我如古 三 雄 〃
〃（4〃）	狩 俣 勝 成 〃	〃（16〃）	前 里 光 健 〃
〃（5〃）	富 浜 靖 雄 〃	〃（17〃）	西 里 芳 明 〃
〃（6〃）	下 地 信 男 〃	〃（19〃）	友 利 光 徳 〃
〃（7〃）	新 里 匠 〃	〃（20〃）	上 里 樹 〃
〃（8〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（21〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（9〃）	山 下 誠 〃	〃（22〃）	上 地 廣 敏 〃
〃（10〃）	池 城 健 〃	〃（24〃）	山 里 雅 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	座喜味 一 幸 君	環 境 衛 生 局 長	下 地 睦 子 君
副 市 長	嘉 数 登 〃	会 計 管 理 者	儀 間 博 〃
企 画 政 策 部 長	久 貝 順 一 〃	水 道 部 長	兼 島 方 昭 〃
総 務 部 長	與那覇 勝 重 〃	消 防 長	宮 國 和 幸 〃
福 祉 部 長	松 堂 英 彦 〃	企 画 調 整 課 長	前 原 敦 〃
市 民 生 活 部 長	友 利 毅 彦 〃	総 務 課 長	豊見山 徹 〃
農 林 水 産 部 長	石 川 博 幸 〃	財 政 課 長	国 仲 英 樹 〃
建 設 部 長	川 平 陽 一 〃	教 育 長	大 城 裕 子 〃
観 光 商 工 ス ポ ー ツ 部 長	砂 川 朗 〃	教 育 部 長	砂 川 勤 〃
産 業 振 興 局 長	下 里 盛 雄 〃	生 涯 学 習 部 長	天 久 珠 江 〃
こ ども 家 庭 局 長	仲宗根 美佐子 〃		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	下 地 貴 之 君	次 長 補 佐	与那嶺 彰 成 君
次 長	仲 間 清 人 〃	議 事 係 長	国 吉 たかよ 〃

令和6年第2回宮古島市議会定例会（3月）諸般の報告書

令和6年3月1日（金）

	12月定例会の閉会后、請願書1件、陳情書1件を受理し、請願・陳情文書表のとり付託したので、所管委員会での審査をお願いする。
	宮古島市監査委員の渡真利健次委員、我如古三雄委員の両名から令和5年12月分例月出納検査結果報告があった。
1月31日	東京都内ホテルで開催された「全国市議会議長会基地協議会 第87回総会及び意見交換会」に出席した。 同総会では、令和4年度会計決算、令和6年度事業計画・予算案などが可決された。 東京都内で開催された「防衛省全国情報施設協議会意見交換会」に出席した。
2月 2日	那覇市内ホテルで開催された「第181回沖縄県市議会議長会定期総会」に出席した。 同総会では、令和6年度事業計画、令和6年度予算案、九州市議会議長会定期総会への提出議案などが可決された。
2月 9日	東京都の全国町村議員会館で開催された「全国離島振興市町村議会議長会令和5年度第2回総会及び第3回離島振興に関する研修会」に出席した。 同総会では「令和6年度事業計画及び収支予算」が可決された。 また、同研修会では「令和6年度離島振興対策予算案について」、国土交通省職員による研修が行われた。 東京都千代田区で開催された「市議会議員共済会第127回代議員会」に出席した。 同代議員会では、「令和5年度上半期経理状況及び監査結果について」の報告及び「令和6年度事業計画及び予算（案）について」審議を行い、可決された。
2月14日	全員協議会室で開催された「令和5年度宮古島市議会議員研修会」に出席した。 同研修会では、沖縄県町村議会議長会アドバイザー石垣安秀氏による講演「議会運営及び一般質問について」と題した研修を実施した。
2月15日	全員協議会室で開催された、議員向けの自治体DX研修会に出席した。 同研修会では、宮古島市CIO補佐官の羽田忠弘氏による「自治体DXの概要と宮古島市の取組について」と題した研修を実施した。
2月16日	「みゃーく食材の日（2月第3金曜日）」の取組として、上野小学校において学校給食の試食を行った。 那覇市内ホテルで開催された「第38回全日本トライアスロン宮古島大会特別協賛社・協賛社新年会」に出席し、挨拶を述べた。
2月18日	陸上自衛隊宮古島駐屯地で開催された「陸上自衛隊宮古島駐屯地創立5周年記念行事」に出席し、祝辞を述べた。 マティダ市民劇場で開催された「令和5年度 宮古島市の教育を語る市民大会」に出席し、挨拶を述べた。

2月22日	座喜味一幸市長から、令和6年第2回宮古島市議会定例会（3月）の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付があった。
2月27日	議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日3月1日から3月27日までの27日間とするのが適当であること、「議案第9号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）」は、委員会付託を省略し、3月4日の会議において処理すること、「諮問第1号から同意案第20号」までの、計21件については、委員会付託を省略し、最終本会議において処理することと決した。 議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和6年第2回宮古島市議会定例会（3月）提出議案事前説明がされたほか、議会運営委員会において決した事項の報告を行った。 座喜味一幸市長から、「同意案第6号、農業委員会委員の任命について」の議案撤回の申出があり、議長において許可したので、同日付で全議員に通知した。
2月28日	那覇市自治会館会議室で開催された「沖縄県離島振興市町村議会議長会第15回定期総会」に出席した。 同総会では、令和6年度事業計画及び令和6年度予算について可決された。 那覇市自治会館ホールで開催された「沖縄県離島振興市町村議会議長会研修会」に出席した。 同研修会では、山端直人氏による「野生鳥獣による農作物被害への対応」と題した研修を実施した。
2月29日	座喜味一幸市長から、「議案第40号、財産の無償譲渡について」の訂正の申出があり、議長において許可したので、同日付で全議員に通知した。 座喜味一幸市長から、今定例会に付議すべき議案、「同意案第21号、農業委員会委員の任命について」の追加送付があった。
3月1日	本日、本会議前に議会運営委員会が開催され、追加送付議案、「同意案第21号、農業委員会委員の任命について」の取扱いについて諮問したところ、委員会付託を省略し、最終本会議において処理することと決した。 以上

◎議長（平良敏夫君）

ただいまから令和6年第2回宮古島市議会定例会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（下地貴之君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

12月定例会の閉会后、請願書1件、陳情書1件を受理し、請願・陳情文書表のとおり付託したので、所管委員会での審査をお願いいたします。

2月22日、座喜味一幸市長から令和6年第2回宮古島市議会3月定例会の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付がありました。

2月27日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日3月1日から3月27日までの27日間とするのが適当であること、議案第9号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）は、委員会付託を省略し、3月4日の会議で処理すること、諮問第1号から同意案第20号までの21件については、委員会付託を省略し、最終本会議において処理することと決しました。

同じく2月27日、座喜味一幸市長から同意案第6号、農業委員会委員の任命についての議案撤回の申出があり、議長において許可し、同日付で全議員に通知しました。

2月29日、座喜味一幸市長から今定例会に付議すべき議案、同意案第21号、農業委員会委員の任命についての追加送付がありました。本日、本会議前に議会運営委員会が開催され、追加送付議案、同意案第21号、農業委員会委員の任命についての取扱いについて諮問したところ、委員会付託を省略し、最終本会議において処理することと決しました。

そのほかにつきましては、報告書によりご了承願います。

諸般の報告は以上です。

◎議長（平良敏夫君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において狩俣政作君及び砂川和也君を指名します。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日3月1日から3月27日までの27日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月1日から3月27日までの27日間と決しました。

なお、議事の都合により、3月6日から8日、11日、13日から15日、18日の計8日間は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、会議予定につきましては、会期日程計画表のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、日程第3、令和6年度施政方針についてを議題とし、座喜味一幸市長から説明を求めます。

◎市長（座喜味一幸君）

1. はじめに一市政運営の基本的な考え方―

令和6年第2回宮古島市議会の開会にあたり、市政運営についての私の基本的な考え方と主要施策の概要を説明し、市民の皆様および議員各位に、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

令和6年の年明け、能登半島で最大震度7の地震が発生しました。新年早々の大災害に心を痛めると同時に、自然災害の脅威を痛感し、改めて市民の生命と財産を守らなければならない重責を強く認識したところです。

また昨年から、円安やウクライナ情勢等によるエネルギー・物価の高騰が長期化し、市民生活や経済活動への影響は、現在も続いています。

一方で、5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行されたことにより、旅行など移動行為の活発化による観光需要の高まりから、本市への観光客は大幅に増加し、空路による入域観光客数は過去最高を記録しています。

日常生活における行動制限等がなくなったことで、「全日本トライアスロン宮古島大会」や「100kmワイドーマラソン」など、コロナ禍で中止・延期が続いていた本市を代表する各種スポーツイベントが再開され、あらためて「スポーツアイランド宮古島」を国内外に発信することが出来ました。

市内各地では、各種学校行事や地域主催のイベントの実施、4年振りに行われた「宮古島夏まつり」や初の試みとなった「産業まつり」と「肉まつり」の同時開催など、多くの人が集まる様々なイベントが催されました。

活気があふれ賑わいのある光景を目にすると、ようやく日常生活が戻ってきたと実感するとともに、コロナ禍を経て、価値観や働き方、ライフスタイルが大きく変わり、時代の転換期を迎えていると感じております。

このように大きく変化する社会情勢の中、市政運営においては、市民ニーズに適切かつ柔軟に対応しつつ、これまでの取組で見てきた方向性を踏まえながら、新たなステージへのステップアップに向けて、掲げてきた公約の着実な遂行に一層力強く、取り組んでまいります。

はじめに、「市民の所得向上」についてであります。

市民の所得向上については、6次産業化の推進、地産地消の促進により農畜水産業や観光産業の付加価値を向上させ、域外からの投資を確保するとともに、地域内の経済循環を促進し、経済の活性化を図りま

す。

農業においては、収穫量の増加および品質向上による農家所得向上への土台となる良質な土づくりを推進するため、効率的で持続性の高い堆肥施設の整備として、狩俣地区において、堆肥施設から運搬・散布まで地域での一貫体制モデルの構築に取り組みます。

地産地消の促進に向けては、生産から消費までをつなぐ仕組みの構築に向け、上野庁舎に農作物を保管するプレハブ冷蔵庫を設置しました。昨年12月より稼働を開始しており、長期保存による供給体制の確立に向けて、学校給食への地産食材提供の安定化に取り組んでいます。

今後は、これまで食材の提供を進めている学校給食以外に、小売店や飲食店、福祉施設等への提供についても検証を進め、地産食材の利用率向上を図ります。

加えて、6次産業化の拠点施設としても整備を進めている上野庁舎においては、民間活用に向けて、インフラ整備等の改修工事を実施するとともに、入居事業者に対して、商品開発や販路開拓等の伴走支援を行う「インキュベーターチーム」を配置し、創業支援を強化します。

入居事業者の成長と事業化をサポートすることにより、地産食材を活用した加工・飲食等の事業者数を拡大し、生産者所得や地産地消率の向上を図ります。

観光産業においては、観光客数は大幅に増加していますが、コロナ禍からの回復による一過性のものではないため、プロモーション活動や国内外の新規航空路線就航に向けたエアポートセールス等を継続して実施するとともに、多様な観光ニーズに対応するため、地域資源を生かした魅力ある観光コンテンツの提供など質の高い観光の推進に取り組みます。

また、昨年は新たに、熊本県山鹿市と友好都市交流協定を締結するとともに、産業まつりに多くの友好・交流都市に参加をいただくなど、都市間交流を深めてまいりました。

今後も、各都市の観光物産イベントへの出展や教育・スポーツなど様々な分野での交流を推進し、交流人口の拡大を図ってまいります。

一方、インバウンドの流入が本格的に再開したこともあり、観光客の増加に伴うオーバーツーリズムへの対応など、受入体制の強化が必要不可欠となっております。「宮古島市観光推進協議会」を中心に、市民生活や自然環境と調和した持続可能な観光地の形成に取り組むとともに、受入環境の整備や魅力づくりの推進等に活用するための宿泊税の導入に向けて、引き続き取り組んでまいります。

市民の所得向上には、各産業分野の振興と併せて、ビジネススキルの高い人材の確保・育成が重要であると捉えております。

そのため、人材確保の課題となっている住居不足への対策として、空き家や公営住宅等を有効活用した若者の定住促進への取組を進めるとともに、新たに「宮古島市奨学金返還支援事業」を実施し、働く若者への支援を後押しすることで、市内への就職を促進し、企業の人材確保等に繋げてまいります。

また、本年4月に開校する、宝塚医療大学・観光学部・宮古島キャンパスをはじめとして、大学との連携による観光人材の育成や誘致支援に取り組んでまいります。

こうした取組を一体的に展開するとともに、所得向上へ向けた推進体制の強化を図るため、庁内に「市民所得向上プロジェクト推進本部」を設置しました。併せて、市内経済団体をはじめ、福祉団体や関係行政機関等で組織する「市民所得向上懇話会」も立ち上げております。

幅広く専門的な意見を聴取し、市の取組の充実を図るとともに、官民連携により、事業者の「稼ぐ力」の強化と所得向上への取組を推進してまいります。

次に「誰一人取り残さない社会の構築」についてです。

少子化の進行や女性の活躍による就労形態の多様化など、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。子どもを安心して生み育てることができる環境づくりに向けて、きめ細やかな支援を充実させるとともに、子育て世帯に配慮した様々な取組を推進します。

妊産婦や子育て世帯への相談支援について、母子保健機能と、児童福祉機能を一体的に担う「こども家庭センター（仮称）」を新たに設置し、体制の強化を図ります。併せて、妊娠初期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うとともに、妊娠届時に5万円、出産届時に子ども一人当たり5万円が受け取れる経済的支援を一体的に実施します。

令和5年4月より、新たに「拠点型子どもの居場所」を設置し、不登校や発達障害等、一般的な子どもの居場所では支援が難しい子ども達と保護者を対象に、ソーシャルワークの実施、食事の提供や学習支援などを行っています。引き続き、これらの拠点型子どもの居場所機能の充実を図ってまいります。

教育については、島の宝である子ども達の生きる力を育むため、「GIGAスクール構想の推進による情報活用能力の育成」「幼児教育と義務教育との円滑な接続による小学校低学年の学びの充実」「読書活動の推進」「学ぶ意欲を高める漢検・英検・数検等の検定料の全額支援」を実施し、超スマート社会に対応できる人材の育成と学力向上を推進します。

また、インクルーシブ教育を推進し、特別支援教育を充実させることで、切れ目のない支援が図られるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた「個別最適な学び」の実現に向けて取り組みます。

子ども達が島外での文化・スポーツ活動に参加する際の支援である選手派遣費については、令和5年度、高校生など県立学校の児童生徒にも補助対象を拡充しました。令和6年度は、県内派遣補助のさらなる拡充を図るとともに、修学旅行の費用についても、補助上限額の引き上げを実施します。

また、これまで交通コスト還付事業の補助対象外となっていた12歳に達する小学6年生について、新たに還付の対象とします。

これらの離島における移動の不利性に対して支援することで、保護者の負担軽減と様々な経験を通した子ども達の心身の育成を図ります。

学校施設について、老朽化による劣化箇所等の修繕を進めるとともに、トイレの洋式化や特別教室へのクレーターの設置を進め、子ども達が安心して安全に学ぶことができる環境を構築します。

一人暮らしの高齢者や小規模世帯の増加、コロナ禍による生活様式の多様化など、人と人とのつながりが次第に希薄化し、地域が持つ相互扶助の機能が低下しつつあることから、地域福祉活動のネットワーク化を推進し、支援を必要とする方々の福祉ニーズに対応したサービスの提供が必要だと考えております。

そのことから、高齢者の社会参加の促進や生きがいづくりの充実、障がいのある方の経済的な負担軽減や生活支援等、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会づくりに取り組みます。

少子高齢化や人口減少が進行する旧町村地域において、地域が持つ魅力的な資源を活用し、賑わいを創出する拠点整備に向けて、地域住民へのヒアリングや既存公共施設の活用状況の整理等を行い、地域別の基本計画を策定します。

次に「市民のための市政」についてです。

市民ファーストの市政運営には、市民の声に耳を傾け、多様化する市民ニーズを的確に把握しながら効果的な施策の展開を図るとともに、公平・公正な行政を推進することが重要だと考えております。

そのため、「地域懇談会」を開催するなど、地域の声を反映した、市民と協働での島づくりに取り組むとともに、部局間の連携を強化し、質の高い行政サービスの提供を図ります。

本市の財政状況は、市税等の自主財源が着実に増加する一方、普通交付税、財政調整基金の減額傾向、扶助費等の増高傾向により、予算編成が年々厳しい状況にあります。そのため、予算執行においては、国や県からの各種補助金や企業版ふるさと納税等により財源を確保するとともに、民間資金を活用した整備・運営に取り組む等、創意工夫により限りある財源を効果的・効率的に活用してまいります。

また、令和2年度に策定した「長期財政ビジョン」について、年度毎にローリングを実施し、物価高騰などの社会情勢に対応した健全な財政状況を継続していきます。

入札手続きの透明性・公平性の確保、入札契約事務の効率化等を図るため、令和6年度より、電子入札システムによる一般競争入札を実施します。

次に、「新たなステップアップに向けたプロジェクトの推進」についてです。

本市は、平成17年に5市町村が合併した経緯から、多くの類似公共施設を抱えており、行財政改革の推進と併せてこれらの整理にも取り組んでいます。

一方で、空き施設や老朽化した施設は、有効活用が可能なストックでもあり、これらを活用した振興発展へのプロジェクトを推進することも重要であると考えております。

中心市街地に位置し、既存ストックとして大きな可能性を持つ平良庁舎の利活用については、PFI事業にて民間利活用の募集を行い、優先交渉権者の選定を行いました。中心市街地に新たな賑わい・交流を創出する施設として、早期開設を目指し、選定事業者との連携を図ってまいります。

度重なる台風被害等により老朽化が進んでいる総合体育館については、地下駐車場やサブアリーナを備え、市民の多様なスポーツニーズへの対応、健康増進の強化、各種イベントの開催等、様々な活動が可能なスポーツ拠点としての機能と災害時の防災拠点としての機能を併せ持つ、新たな総合体育館の早期整備に向けて取り組みます。

プロ野球チームの誘致が可能な仕様として整備された伊良部野球場については、本年1月に屋内運動場およびサブグラウンドが供用開始され、2月より韓国のプロ野球チームや大学生のチームによるキャンプが行われています。

今後もキャンプ誘致活動に取り組むとともに、伊良部屋外運動場施設の敷地内に市民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる、多目的運動広場の整備を実施し、年間を通した利用促進により地域の活性化を図ります。

観光客の増加等に対応し、処理機能の安定を図るため整備を進めている新たなし尿処理施設については、令和7年度（ 部分は27頁に発言訂正あり）の供用開始に向けて、工事を進めてまいります。

以上が市政運営の基本的な考え方になります。続いて、主要施策について申し上げます。

2. 主要施策

（1）地下水や豊かな自然環境と共生する島づくり

市民生活および産業振興の基盤となる地下水を保全するため、地下水モニタリング調査を実施します。モニタリング調査の結果を地下水審議会に報告し、連携して地下水水質の保全に繋げるとともに、新たな水質分析項目として、ネオニコチノイド系農薬類を追加します。

白川田地下水流域において、地質構造と流域界位置の精度向上等の調査を継続し、新たな水源候補予定地の選定に繋がります。

また、増加する水需要に適切に対応するため、「長期水需要計画」の策定に取り組みます。

環境に配慮した農業の取組として、国の「みどりの食糧システム戦略」で掲げる化学農薬使用量の50%削減および化学肥料使用量を30%低減する目標と連動し、有機質肥料への転換を進め、地下水保全と地力増進を図ります。

不法投棄を未然に防ぐため、テレビコマーシャルなどを利用し、意識の向上を図るとともに、回収が可能な場所にあるごみについては、積極的に撤去を進めます。

市民と一体となって海岸保全に取り組むため、海岸清掃ボランティアで収集されたごみの回収・処分を行うなど、ボランティア活動を支援します。また、漂着ごみのリサイクルについて検討を進めます。

与那覇湾の保全に取り組むため、赤土流出モニタリングにより、流出等による海域への影響を調査します。併せて、ほ場整備箇所におけるグリーンベルトの植え付けや講演会などを通じた啓発活動を行います。

本市の豊かな自然環境および生物多様性を次世代へと繋ぐため、クジャクの捕獲等、外来種対策を実施し、希少種や宮古固有種等の保全に取り組めます。

自治会・学校・企業・道路の里親等と連携し、花の苗の鉢植えや育苗した苗の植栽を実施することにより、花と緑で彩られた美しい島づくりを進めます。

豊かな自然環境の保全、公共用水域の水質汚濁防止、快適な生活環境の維持・向上等を目的に下水道整備および合併処理浄化槽設置の推進を図ります。

再生可能エネルギーの効率的・効果的な活用を促進するため、電気自動車や関連機器の購入を支援します。また、省エネによるエネルギー自給率の向上に向けて、LED照明や高効率空調機器等の購入に対する補助を行います。

エコ活動の促進のため、公式サイトやSNS等を活用した普及啓発を推進するとともに、エコアクションにより獲得できる地域クーポン「理想通貨」の利便性を高めるため、紙媒体からデジタル化に向けての取組を進めます。

（２）子ども達が笑顔にあふれ活力と郷土愛に満ちる島づくり

未来を担う子ども達が、地域や学校の諸課題等について考え、自ら市政に提案する機会を創出するとともに、行政や議会、まちづくりに関心を持ってもらうために、子ども議会を開催します。

心豊かで健やかな子どもを育むため、放課後や週末等において、学校の空き教室等を活用した子どもたちの安全・安心な活動拠点づくりを推進します。

不登校等、課題を抱える児童生徒の社会的自立に向けて、校内自立支援教室の設置や学習支援員の配置等、支援体制の構築を図ります。

地域と共にある学校の実現を目指して、コミュニティ・スクールの導入に取り組むとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働できるよう、地域学校協働本部の取組を推進します。

遠方からバスを利用して通学する中学生・高校生の保護者の負担軽減を図るため、バス回数券の購入に対して支援を行います。

本市の文化活動の振興を図るため、文化芸術の振興拠点となる文化ホール（マティダ市民劇場）のさらなる利用促進に向けて、管理運営計画の策定に取り組みます。

宮古馬放牧場の一般公開を実施し、宮古馬の保存と観光資源としての活用に向けた普及活動に取り組みます。

宮古上布・苧麻績みの技術・魅力の発信を推進するため、歴史文化資料館において展示室の整備や企画展等を開催します。併せて、指定文化財の保全と適正な管理および修復作業や保存管理のための計画を策定します。

市民の読書環境および児童生徒の学びの環境を向上させるため、図書資料や電子書籍を充実させます。

島の宝である博物館資料を後世に遺し伝えるため、資料の保存修復等を行います。また、来館者の利便性向上のため、案内看板の充実を図るとともに、館内にWi-Fi環境を整備します。併せて、博物館資料等をより広く公開・活用するため、デジタル・ミュージアムの整備を推進します。

（３）一人ひとりが支え合う幸せと潤いのある島づくり

支援を必要とする市民へのサービス導入等により地域福祉力の向上を図るため、各地区でのコミュニティソーシャルワーカーの配置を推進します。

高齢者の要介護状態や認知症の進行を防ぐため、外出等における移動手段への支援として、シニアカーの購入費への助成を行います。

また、旧町村部からスーパーや病院等が集積する市街地までを結ぶ新たな公共交通手段の構築に向けて、「系統３番：友利線」でのデマンド型交通の実証運行を実施します。

増大する介護需要への対応として、介護人材の確保および介護職の定着率向上を図るための「介護初任者研修」「介護福祉士実務者研修」を新たに実施します。

障がい者のそれぞれの状況等に応じた支援を継続するとともに、各種サービスや相談体制の充実を図り、障がい者が自立して社会に参加できる環境づくりに取り組みます。

児童発達支援事業所を利用する保護者の負担軽減のため、対象児童へ提供する給食やおやつの費用を助成します。

子育て環境の整備・充実を図り、保護者が安心して働けるよう、下地地区に放課後児童クラブ、伊良部地区に放課後児童クラブと子育て支援センターの機能を併せ持った児童館を新たに整備します。

保育士の業務負担軽減および離職防止を図るため、保育人材の確保など、保育体制の強化を進めます。

ひとり親家庭を対象に、民間アパート等の賃貸物件を活用した住居支援や資格取得等への支援を行い、ひとり親家庭の自立支援を推進します。

こどもの疾病の早期発見と早期治療による健全育成のため、通院・入院ともに中学校卒業までを対象に医療費の保険診療自己負担分を助成します。

子育てしやすい環境づくりとして、オンラインによる医師や助産師との相談や子育て支援アプリの導入など、インターネットを活用した育児支援事業を実施します。

積極的な受診勧奨により、がん検診および基本検診の受診率を向上させ、市民の健康増進と健康寿命の

延伸を図ります。

難病を抱える方や不妊治療を行う夫婦等、本市以外での治療を余儀なくされている方の経済的負担の軽減を図るため、渡航費の一部を拡充して支援します。また、子宮頸がんワクチン接種後の健康被害を訴えている方については、渡航費に加えて医療費等についても助成します。

心肺蘇生法やAEDの使い方、けがの手当などの応急手当の習得に繋げるため、市のホームページやSNS等を活用して救命講習会への受講者の拡大に取り組みます。

(4) 島の特色を活かした産業と多彩な交流・活力にあふれる島づくり

ふるさと納税への寄附を推進するため、寄附に対する返礼品の開発・発信を行い、特産品の知名度向上を通じた地場産業の活性化を図ります。

宮古島ICT交流センターを活用し、サテライトオフィスやワーケーションの誘致を進めるとともに、宮古島BPOセンターとの連携など、新たな雇用の促進を図ります。

さとうきびや園芸作物に対する有機質肥料と緩効性肥料の購入補助について、堆肥センターで製造された肥料の袋販売への補助に加えて、量り売りも補助の対象とすることで、循環型農業の推進と地力増進を図ります。

製糖製造に伴い発生する副産物について、堆肥製造施設への輸送補助を行い、地域循環型の堆肥製造を推進することで、農家への販売価格の値下げにつなげます。

収益性の高いハウス施設等について、修繕に必要な資材購入の一部を支援します。

自然災害に対するリスクを軽減し、持続的な農業生産を行うため、各種農業保険事業の農家負担分への支援を拡充することで、災害等による損失防止に取り組みます。

次世代を担う農業者の育成・確保を図るため、必要な機械・施設等の導入を支援するとともに、就農直後の経営開始資金を交付します。

農業生産活動の基盤である農業水利施設の長寿命化対策および防災・減災対策を実施します。

優良繁殖雌牛の自家保留に対し支援を行うことで、畜産振興へ向けた繁殖生産基盤を充実・強化し、肉用子牛の生産数の増加を図ります。また、素牛増産に向けた優良母牛への更新を支援し、肉用牛の生産拡大に取り組みます。

畜産農家の飼料高騰に対する負担軽減のため、飼料の自給率アップに向けて、バガス、酒粕などの資源を活用した島内循環型の飼料生産体制づくりに向けた調査を進めます。

地域コールドチェーンの構築に向けて、鮮度保持冷凍設備を用いた水産物の鮮度保持のための実証事業を引き続き実施します。

シャコガイ類の種苗生産および技術支援、モズクの種付け、シラヒゲウニの中間育成と放流を行い、水産資源の維持・保全を図ります。また、藻類のクビレオゴノリ、キリンサイについて試験的増殖を行い、養殖事業としての確立を調査します。

高野クルマエビ養殖場の早期の事業再開に向けて、周辺設備の修繕を進めます。

みなとまちづくり計画を推進するため、ひらりん公園周辺地区で事業を展開する事業者選定の公募を新たに実施します。また、トゥリバー地区について、民間資金の活用やPFIの導入可能性について検討を進めます。

伊良部地域の観光拠点として、牧山公園の再整備に取り組みます。

水上オートバイ等の事故防止と遊泳者の安全を図るため、「水上オートバイ等事故防止重点区域」を拡充します。

島の生産物を使用した魅力ある新たな商品開発を推進するため、ブランディング開発に特化したコンテスト等の開催に向けて取り組みます。

雇用や経済を支える中小企業等の振興によって地域経済の活性化を図るため、基本的な考え方や方向性を示す「中小・小規模企業振興条例」の制定に向けて検討を進めます。

「脱炭素グリッド」を軸に観光業と共存した地域の活性化を実現するため、国から脱炭素先行地域として指定された狩俣地区・下地地区において、太陽光パネルと蓄電池の導入を進めます。

八重干瀬およびその周辺地域の国定公園等への指定に向けて、自然環境調査やその結果に基づく保全活用のための関係者協議を進めます。

宮古上布の後継者育成と原材料である苧麻糸の確保に向けた取組を推進するとともに、宮古織物事業協同組合と連携した糸紡ぎ研修や展示会等の開催により、宮古上布のPRおよび販売促進に取り組みます。また、新たな商品開発として、麻織りに焦点を当て、多彩な商品の創出に取り組みます。

「全日本トライアスロン宮古島大会」「100kmワイドーマラソン大会」「17エンドハーフマラソン」等、本市の魅力ある自然を活かしたスポーツイベントを開催し、閑散期の観光対策による地域活性化を図ります。

（５）安全・安心で快適な暮らしが持続する島づくり

自主防災組織の必要性についての啓発を図り、新規の設立や設立後の育成・強化のための活動支援に取り組みます。

防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保等を図るため、中央縦線の無電柱化を実施します。

災害リスクを低減するため、想定される浸水被害等に対する雨水管理総合計画を策定するとともに、災害に強い下水道施設の構築に向けて、大規模な地震等に対する施設の耐震化等計画の策定に取り組みます。

消防活動に欠かせない消防水利施設について、充足率向上を図るため、平良地区と伊良部地区に２基ずつ新たに設置します。

都市づくりについて、「みなとまちづくり基本構想」「中心市街地活性化基本計画」「市役所周辺まちづくり基本構想」の３つを連携し、平良港から中心市街地、市役所周辺、宮古空港を結んだ新たなまちづくりを進めます。

伊良部地域における都市計画区域への編入、防災集団移転について、調査結果を基に課題を洗い出し、説明会等を開催しながら、伊良部地域のまちづくり構想を策定します。

宮古空港東側と総合庁舎周辺エリアの一体性・利便性の確保を図るため、宮古空港横断トンネルの早期整備に向けた調査を行います。

海と海辺を活かした多様なレクリエーションを提供できる県営公園の早期実現に向けて、宮古広域公園整備推進会議等と連携して取り組みます。

都市公園内の施設について、適切な長寿命化対策を進め、効率的な維持管理や更新等を行います。また、老朽化により利用禁止となっている大嶽城址公園展望台の建て替え工事を実施します。

民間資金等を活用し、公園利用者の利便性の向上と財政負担の軽減を図るため、公募設置管理制度（P a r k－P F I）の導入に向けて、民間活力を活用した都市公園の整備や管理方針等を整理する基本計画の策定に取り組みます。

持続可能な公共交通の維持・確保に向けて、市民ニーズの把握、バス路線の再編や新たな交通形態の導入可能性に向けた調査を実施します。

公営住宅について、入居にあたっての保証人条件を撤廃するほか、旧町村地域での若者の定住を促進するため、空き室の有効活用を図ります。

リゾート開発等に起因する水需要の増加や緊急時への対応のため、伊良部浄水場の再整備を行います。また、老朽化している硬度処理施設を更新するとともに、新たな配水池の築造を行います。

（６）市民との協働により夢と希望に満ちる島づくり

自治体D Xの推進に向けて、デジタル技術の活用が可能な業務の抽出・整理を進め、業務の改善や効率化を図ります。

マイナンバーカードを使用したオンライン申請について、子育て・介護、転出・転入など27の手續に加えて、市民ニーズの高い手續や行政事務の効率化につながる手續への拡充を進めます。また、マイナンバーカードの普及促進と円滑な交付のため、夜間や休日窓口の実施、出張受付等により、日中や平日での申請等が困難な方への機会を確保します。

広報みやこじま、ホームページ、行政チャンネルなど多様なツールを活用し、行政情報や多彩な話題等を広く周知することにより、市民に親しみやすい市政づくりに繋がります。

市公式L I N Eの機能強化に取り組み、受信設定機能等を新たに実装し、市民が必要な情報を効率的に受け取れるようにすることで、情報発信ツールとしての機能を高め、行政サービスの利用向上を図ります。

自主的で個性豊かな宮古島の形成に向けて、地域の個性や資源を活かした取組を推進する地域づくり団体や自治会等に支援を行います。

地域の拠点となる公民館等の環境整備の一環として、イス・テーブル・音響機器等の購入を支援し、地域の活動や伝統行事等での活用によるコミュニティ活動の活性化を図ります。

女性が活躍できる社会を目指して、家庭、職場、学校、地域等、あらゆる場において女性が安心して働ける職場環境の整備を促進するため、ワーク・ライフ・バランスへの意識啓発活動を推進します。

３．おわりに

私が第5代宮古島市長に就任してから、3年が経過しました。

これまで、市民ファーストを基本姿勢に、市民の所得向上、誰一人取り残さない社会の構築等を公約として掲げ、その達成に向けて様々な分野での取組を推進し、一歩ずつ着実に歩んでまいりました。

コロナが収束し、時代の転換期を迎える中、令和7年10月には、5つの市町村が合併してから20周年を迎えます。節目を目前に、市長任期の集大成として、将来を見据えた持続可能な島づくりを堅実に進めることが私の責務であると考えております。

「はじめに」の部分でも述べましたとおり、令和6年度を新たなステージへのステップアップと位置付け、6次産業化の推進を柱とする地域の「稼ぐ力」の強化、質の高い観光産業の推進、きめ細かい行政サービスの提供等について、これまでの取組をより強化しながら、本市のさらなる飛躍に向けた「市民のた

めの市政」運営に邁進してまいります。

最後になりますが、持続可能で豊かな島づくりに向けて市民の皆様、そして市議会議員各位のご理解・ご協力をお願い申し上げ、私の施政方針といたします。

◎前里光健君

確認をお願いしたいんですけども、今大切な施政方針を述べていただきました。今インターネットでもテレビでも配信されているので確認なんですけど、先ほど市長が8ページで、し尿処理については令和6年の供用開始を目指すという話をされていたので、これが間違いであれば訂正されたほうがいいんじゃないかということです。

◎市長（座喜味一幸君）

訂正いたします。

令和7年度が正解です。失礼しました。

◎議長（平良敏夫君）

これで施政方針についての説明は終わりました。

次に、日程第4、議案第9号から日程第58、同意案第21号までの計55件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎副市長（嘉数 登君）

令和6年第2回宮古島市議会定例会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案16件、条例議案14件、議決議案4件、諮問が1件、同意案20件の合計55件でございます。

それでは、予算議案からご説明申し上げます。議案第9号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）。今回の補正は、5,076万4,000円の増のほか、繰越明許費の補正を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ418億5,912万1,000円と定めてあります。

次に、議案第10号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第11号）。今回の補正は、4億7,582万3,000円の増のほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ423億3,494万4,000円と定めております。

次に、議案第11号、令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。今回の補正は、5億3,955万7,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億1,658万1,000円と定めてあります。

次に、議案第12号、令和5年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。今回の補正は、2,984万2,000円の減で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,163万5,000円と定めてあります。

議案第13号、令和5年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）。今回の補正は、314万5,000円の減のほか、繰越明許費の補正を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,994万6,000円と定めてあります。

議案第14号、令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第5号）。今回の補正は、収益的収入及び支出で167万1,000円の減、資本的収入で240万4,000円の減、資本的支出で239万円の減のほか、継続費、債務負担行為の補正を行っております。

次に、議案第15号、令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第6号）。今回の補正は、収益的収入で61万6,000円の増、同支出で122万円の増、資本的収入及び支出で170万円の増のほか、企業債の補正を行っております。

次に、議案第16号、令和6年度宮古島市一般会計予算。一般会計予算の総額は、422億2,200万円と定めてあります。そのほか、債務負担行為、地方債及び一時借入金限度額等の設定を行っております。

議案第17号、令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算。国民健康保険事業特別会計予算の総額は、72億6,592万3,000円と定めてあります。そのほか、一時借入金の最高額等の設定を行っております。

議案第18号、令和6年度宮古島市港湾事業特別会計予算。港湾事業特別会計予算の総額は、6億2,343万8,000円と定めてあります。そのほか、債務負担行為及び地方債の設定を行っております。

次に、議案第19号、令和6年度宮古島市介護保険特別会計予算。介護保険特別会計予算の総額は、58億7,549万9,000円と定めてあります。そのほか、債務負担行為の設定を行っております。

議案第20号、令和6年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算。後期高齢者医療特別会計予算の総額は、6億3,061万円と定めてあります。

議案第21号、令和6年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算。再生可能エネルギー運営事業特別会計予算の総額は、1,767万5,000円と定めてあります。

議案第22号、令和6年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算。土地区画整理事業特別会計予算の総額は、9,006万9,000円と定めてあります。そのほか、地方債の設定を行っております。

議案第23号、令和6年度宮古島市水道事業会計予算。水道事業会計予算は、収益的収入及び支出で23億1,820万7,000円、資本的収入で18億5,323万円、資本的支出で24億7,895万2,000円と定めてあります。不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。そのほか、継続費、債務負担行為、企業債限度額及び一時借入金等の設定を行っております。

議案第24号、令和6年度宮古島市下水道事業会計予算。下水道事業会計予算は、収益的収入で8億2,738万2,000円、収益的支出で7億9,305万9,000円、資本的収入で5億9,920万2,000円、資本的支出で7億5,619万1,000円と定めてあり、不足額につきましては当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額等で補填いたします。そのほか、債務負担行為、企業債及び一時借入金等の設定を行っております。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第25号、宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の一部改正について。宮古島市エコハウスの宿泊体験に係る使用料を改定するには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第26号、宮古島市役所の位置を定める条例の一部改正について。市役所上野庁舎の用途変更に伴い、庁舎の位置に関する規定を改めるとともに、文言の整理を行うためには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第27号、宮古島市出張所設置条例の一部改正について。市役所上野庁舎の用途変更に伴い、上野出張所を移転するには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第28号、宮古島市地産地消振興センターの設置及び管理に関する条例の制定について。宮古島市地産地消振興センターを新たに設置するには条例を制定する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第29号、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。地方自

治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴いまして、会計年度任用職員についても勤勉手当を支給するとともに、期末手当の支給月数を改め、文言の整理を行うには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第30号、宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、育児休業中の会計年度任用職員についても勤勉手当を支給するとともに、文言の整理を行うためには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第31号、宮古島市介護保険条例の一部改正について。介護保険法第117条の規定による介護保険事業計画の見直しに伴い、令和6年度から令和8年度までの介護保険料を改定するには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第32号、宮古島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴いまして、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準を改めるには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第33号、宮古島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を改めるには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第34号、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理について。デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省令の一部を改正する省令の施行に伴いまして、特定の記録媒体に関する規定を改めるには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第35号、宮古島市附属機関設置条例の一部改正について。宮古島市の下水道使用料に関して必要な事項について調査、検討及び審議を行うため、宮古島市下水道使用料審議会を附属機関として設置するには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第36号、宮古島市肉用牛センター条例の制定について。宮古島市肉用牛センターの運営について、業務に係る規定を見直すとともに、文言の整理を行うには条例の全部を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第37号、宮古島市立学校設置条例の一部改正について。宮古島市立城辺幼稚園、福嶺幼稚園及び佐良浜幼稚園の廃止に伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第38号、宮古島市議会議員及び宮古島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部改正についてでございます。公職選挙法の規定に基づき、市議会議員及び市長の選挙におけるポスター掲示場について正しく運用を図るには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。なお、内容といたしましては、同法の規定に基づいた運用を図るため、文言の整理を行っております。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第39号です。財産の取得について。令和6年度小学

校教科書改訂に伴う指導書の購入については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出いたします。

次に、議案第40号、財産の無償譲渡について。財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出いたします。

次に、議案第41号、団体営土地改良事業（区画整理）仲原西地区の計画変更について。宮古島市城辺仲原西地区において土地改良事業（区画整理）の計画を変更するには、土地改良法第96条の3第1項の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出いたします。

議案第42号、沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について。沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける普通地方公共団体に浦添市が加入すること及び沖縄県消防指令センター全体更新整備事業を推進するに当たり、同協議会規約を別紙のとおり変更することについて協議するには、地方自治法第252条の6の規定により、本案を提出いたします。

次に、諮問についてご説明申し上げます。諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員の任期が令和6年6月30日に満了となりますが、引き続き推薦したいので、本案を提出いたします。

最後に、同意案についてご説明申し上げます。同意案第1号及び第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任について。同意案第1号及び第2号の固定資産評価審査委員会委員の選任については、任期が令和6年3月31日に満了となりますが、引き続き選任するには議会の同意を得る必要があるため、本案を提出いたします。

それから、同意案第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任について。同意案第3号の固定資産評価審査委員会委員の選任については、任期が令和6年3月31日に満了となりますが、新たに選任するには議会の同意を得る必要があるため、本案を提出いたします。

最後に、同意案第4号から第5号、第7号から第21号まで、農業委員会委員の任命について。農業委員会委員を任命するには、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため、本案を提出いたします。

以上、ご説明申し上げます。

慎重なるご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午前11時10分）

令和 6 年

第 2 回宮古島市議会(定例会) 会議録

3 月 4 日（月） 2 日目

（ 議案（補正予算・新年度予算）に対する質疑（付託）
議案第 9 号の採決 ）

令和6年第2回宮古島市議会定例会（3月）議事日程第2号

令和6年3月4日（月）午前10時開議

日程第 1	議案第 9 号	令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）	（市長提出）
〃 第 2	〃 第10号	令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第11号）	（ 〃 ）
〃 第 3	〃 第11号	令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	（ 〃 ）
〃 第 4	〃 第12号	令和5年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	（ 〃 ）
〃 第 5	〃 第13号	令和5年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	（ 〃 ）
〃 第 6	〃 第14号	令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第5号）	（ 〃 ）
〃 第 7	〃 第15号	令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第6号）	（ 〃 ）
〃 第 8	〃 第16号	令和6年度宮古島市一般会計予算	（ 〃 ）
〃 第 9	〃 第17号	令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第10	〃 第18号	令和6年度宮古島市港湾事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第11	〃 第19号	令和6年度宮古島市介護保険特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第12	〃 第20号	令和6年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第13	〃 第21号	令和6年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第14	〃 第22号	令和6年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第15	〃 第23号	令和6年度宮古島市水道事業会計予算	（ 〃 ）
〃 第16	〃 第24号	令和6年度宮古島市下水道事業会計予算	（ 〃 ）

◎会議に付した事件

追加日程第1 平良松原における農地の違法転用についての緊急質問

日程第 1	議案第 9 号	令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）	（市長提出）
〃 第 2	〃 第10号	令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第11号）	（ 〃 ）
〃 第 3	〃 第11号	令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	（ 〃 ）
〃 第 4	〃 第12号	令和5年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	（ 〃 ）
〃 第 5	〃 第13号	令和5年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	（ 〃 ）
〃 第 6	〃 第14号	令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第5号）	（ 〃 ）

日程第 7	議案第 15 号	令和 5 年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第 6 号）	（市長）
〃 第 8	〃 第 16 号	令和 6 年度宮古島市一般会計予算	（ 〃 ）
〃 第 9	〃 第 17 号	令和 6 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第 10	〃 第 18 号	令和 6 年度宮古島市港湾事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第 11	〃 第 19 号	令和 6 年度宮古島市介護保険特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第 12	〃 第 20 号	令和 6 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第 13	〃 第 21 号	令和 6 年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第 14	〃 第 22 号	令和 6 年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第 15	〃 第 23 号	令和 6 年度宮古島市水道事業会計予算	（ 〃 ）
〃 第 16	〃 第 24 号	令和 6 年度宮古島市下水道事業会計予算	（ 〃 ）

議 案 付 託 表

令和6年3月4日（月）第2回定例会

委 員 会 名	議案番号	件 名
予算決算委員会	議案第16号	令和6年度宮古島市一般会計予算
総務財政委員会	議案第10号	令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第11号）
	議案第21号	令和6年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算
文教社会委員会	議案第11号	令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
	議案第12号	令和5年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
	議案第15号	令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第6号）
	議案第17号	令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第19号	令和6年度宮古島市介護保険特別会計予算
	議案第20号	令和6年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第24号	令和6年度宮古島市下水道事業会計予算
経済工務委員会	議案第13号	令和5年度宮古島市土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第14号	令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第5号）
	議案第18号	令和6年度宮古島市港湾事業特別会計予算
	議案第22号	令和6年度宮古島市土地地区画整理事業特別会計予算
	議案第23号	令和6年度宮古島市水道事業会計予算

議案第10号 令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第11号）

歳出款項別審査委員会表

令和6年3月4日（月）第2回定例会

委員会名	款	項	頁
文教社会委員会	3. 民生費	1. 社会福祉費	48～49
		2. 児童福祉費	50～51
		3. 生活保護費	52
	4. 衛生費	1. 保健衛生費	53～54
	10. 教育費	1. 教育総務費	63
		2. 小学校費	64
		3. 中学校費	65
		4. 幼稚園費	66
		5. 社会教育費	67
		6. 保健体育費	68
経済工務委員会	6. 農林水産業費	1. 農業費	55～56
	8. 土木費	2. 道路橋りょう費	58
		3. 都市計画費	59
		4. 住宅費	60
		5. 港湾空港費	61

令和6年第2回宮古島市議会定例会（3月）会議録

令和6年3月4日（月）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（散会＝午後5時30分）

議 長（23番）	平 良 敏 夫 君	議 員（11番）	上 地 堅 司 君
副 議 長（18〃）	長 崎 富 夫 〃	〃 （12〃）	仲 間 誉 人 〃
議 員（1 〃）	久 貝 美奈子 〃	〃 （13〃）	平 良 和 彦 〃
〃 （2 〃）	下 地 茜 〃	〃 （14〃）	下 地 信 広 〃
〃 （3 〃）	砂 川 和 也 〃	〃 （15〃）	我如古 三 雄 〃
〃 （4 〃）	狩 俣 勝 成 〃	〃 （16〃）	前 里 光 健 〃
〃 （5 〃）	富 浜 靖 雄 〃	〃 （17〃）	西 里 芳 明 〃
〃 （6 〃）	下 地 信 男 〃	〃 （19〃）	友 利 光 徳 〃
〃 （7 〃）	新 里 匠 〃	〃 （20〃）	上 里 樹 〃
〃 （8 〃）	狩 俣 政 作 〃	〃 （21〃）	栗 国 恒 広 〃
〃 （9 〃）	山 下 誠 〃	〃 （22〃）	上 地 廣 敏 〃
〃 （10〃）	池 城 健 〃	〃 （24〃）	山 里 雅 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	座喜味 一 幸 君	会 計 管 理 者	儀 間 博 君
副 市 長	嘉 数 登 〃	水 道 部 長	兼 島 方 昭 〃
企 画 政 策 部 長	久 貝 順 一 〃	消 防 長	宮 國 和 幸 〃
総 務 部 長	與那覇 勝 重 〃	企 画 調 整 課 長	前 原 敦 〃
福 祉 部 長	松 堂 英 彦 〃	総 務 課 長	豊見山 徹 〃
市 民 生 活 部 長	友 利 毅 彦 〃	財 政 課 長	国 仲 英 樹 〃
農 林 水 産 部 長	石 川 博 幸 〃	教 育 課 長	大 城 裕 子 〃
建 設 部 長	川 平 陽 一 〃	教 育 部 長	砂 川 勤 〃
観 光 商 工 ス ポ ー ツ 部 長	砂 川 朗 〃	生 涯 学 習 部 長	天 久 珠 江 〃
産 業 振 興 局 長	下 里 盛 雄 〃	農 業 委 員 会 会 長	芳 山 辰 巳 〃
こ だ も 家 庭 局 長	仲宗根 美佐子 〃	農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 地 明 弘 〃
環 境 衛 生 局 長	下 地 睦 子 〃		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	下 地 貴 之 君	次 長 補 佐	与那嶺 彰 成 君
次 長	仲 間 清 人 〃	議 事 係 長	国 吉 たかよ 〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第2号のとおりであります。

（「議長」の声あり）

◎山下 誠君

すみません。緊急質問の動議をお願いしたいと思っています。

質問の趣旨についてご説明申し上げます。2月22日付、地元の宮古毎日新聞において、同僚議員が農地の違法転用について釈明したとする記事が掲載されておりました。これについて、内容を読む限り、我々議会議員だけでなく、多くの市民がこの件について衝撃をもって受け止めたと思っています。今定例会においては、新年度予算に農業委員会の予算が計上されているほか、農業委員の選任同意案件も含まれています。こういったものを審議するに当たって、やはりこの問題は先に取り上げる必要があると思って緊急的に質問しています。

新聞によると、違法状態を10年も放置していた。農業委員会今まで何をしていたんだということがまず1点にあります。これがもし本当だったらもう大変な事案だと思っていますので、これも緊急的な要素と考えてください。

それと、もしこの記事が不正確とするならば、早急にこの議員の名誉を回復しなければならないと我々議会議員としては考えています。そういう意味で、もう一つ、今回の一件、新聞報道を受けて多くの市民から問合せが来ています。どうなっているんだと、議会は何しているんだと。こういう声がありますので、このことを踏まえて、山下誠のほか長崎富夫、池城健、下地茜、久貝美奈子、以上5人で緊急質問をさせていただきたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

ただいま山下誠君から、山下誠君、長崎富夫君、池城健君、久貝美奈子君、下地茜君の平良松原における農地の違法転用についての緊急質問を許可されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

休憩します。

（休憩＝午前10時02分）

再開します。

（再開＝午前10時20分）

この際、本動議を本日の日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに発言を許すかを挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

お諮りします。本動議に同意の上、本日の日程に追加し、追加日程第1として直ちに発言を許すことに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（平良敏夫君）

挙手多数であります。

よって、本動議に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として直ちに発言を許すことは可決されました。

議会運営委員会を開催するため、10時35分まで休憩いたします。

（休憩＝午前10時21分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（下地貴之君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会が開催され、緊急質問の取扱いについて諮問したところ、質問の持ち時間は答弁を含まず1人30分以内とし、質問回数は会議規則第63条の準用規定により3回以内とすること、質問場所は質問席とすることと決しました。

質問は、久貝美奈子議員、下地茜議員、池城健議員、長崎富夫議員、山下誠議員の順で行うことと決しました。

諸般の報告は以上です。

◎議長（平良敏夫君）

これより追加日程第1、平良松原における農地の違法転用についての緊急質問を議題とします。

お諮りします。本件については、栗国恒広君の一身上に関する事件であると思われるので、地方自治法第117条の規定によって、栗国恒広君の除斥について挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

栗国恒広君の……

（「議長、休憩お願いいたします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後1時32分）

再開します。

（再開＝午後2時00分）

これより追加日程第1、平良松原における農地の違法転用についての緊急質問に入りますが、先ほどの議会運営委員会において決したとおり、質問者は久貝美奈子君、下地茜君、池城健君、長崎富夫君、山下誠君の5名とし、質問の1人持ち時間は30分以内とし、答弁時間は含まないこととします。

また、質問場所は質問席とし、質問回数については会議規則第63条の準用規定により3回以内とします。

これより順次質問の発言を許します。

◎久貝美奈子君

それでは、早速質問をしたいと思います。

2月22日木曜日の新聞に、皆さんご存じだと思います。平良松原の農地を違法転用し、重機ヤードとして整備し使用し続けている問題について記事が掲載されていました。見出しに大きく「違法転用」という文字もあり、同僚議員の名前が当事者として挙げられていました。この新聞報道が正しければ、10年近くも違法状態が続いていたということになります。そうであれば、このことを見過ごすわけにはいきません。

そこで、この新聞報道について事実なのか、本当に違法転用だったのか伺います。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

新聞報道は事実です。

◎議長（平良敏夫君）

久貝美奈子君、質問は3回までですから。

◎久貝美奈子君

今答弁で事実という答弁がありました。このことは、市民の皆様からも以前から、納得がいかない、農業委員会は、市議会は何をしてきたんだと、中には、議員だから見逃されてきたんではないのか、議員だったら何をしてもいいのかという本当に怒りの声が届いております。このことは具体的に何がどう違法なのか、詳細な説明と、またこれまで農業委員会がどのような対応をしてきたのか、事実の発覚から現在に至るまでを時系列に市民の皆様に分かりやすく説明を求めます。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

平成28年6月8日に現地調査を行い、違反状態が確認されたことから、同月10日に土地所有者に対し原状回復を行うよう指導通知書を発出しておりますが、同月29日において土地所有者の親族である栗国恒広氏から、同土地の形状変更がなされている意図を農業委員会に対し説明を行っております。内容として、同地はもともと周囲より地盤が低く、水はけが悪くて水がたまりやすいので、地盤を上げており、擁壁工事を7月中に完了し、8月から10月をめどに盛土を行い、盛土工事完了後に農地として利用するとの説明であったことから、農業委員会としては整地方法及び重機が配置されている状況を鑑み、違反転用である旨を指摘し、速やかに農地に復元するよう指導しております。

次に、平成28年9月8日付で、2回目の指導通知書を土地所有者及び、栗国恒広氏は農業委員会のこれまでの指導及び事情聴取の対応者であったことから、本件違反の主導者であると見込まれ、両名に対し指導通知書を発出しております。2回目の指導通知書についての違反の対応としまして、農業委員会に対し栗国恒広氏から再度説明があり、内容としましては、現在土を入れているが、同地567―1全体の原状復旧は困難である。ほかに建築機械を持っていく場所がないので、今の場所に置くしかなく、兄にも迷惑をかけているので、自分名義の土地に変更したい。生活の基盤がここにあるので、司法の場で争う覚悟もある。現在、機械を置く土地を探しているので、その場所が見つかったら段階的に機械を移し、徐々に農地へ復元したいとの説明でありました。

次に、平成28年10月12日に栗国恒広氏から農業委員会に対し、栗国恒広氏名で畑としての復元計画書が提出されています。内容としては、研究施設を設置し、トマト、ウコン、ナスなどの新品種の栽培技術が確立されてきたら徐々に耕作地を広げ、農地復旧を行い、また集出荷施設、加工場等を併設するとの内容であります。その際、復元計画があることから、同地は違反転用ではないと主張しております。

次に、平成28年11月30日に土地所有者から復元計画書が提出されておりますが、内容としては、10月12日に栗国恒広氏から提出された復元計画と同様の内容となっております。

続きまして、平成29年1月30日で農業委員会から県宮古農林水産振興センター経由、農政経済課、沖縄県知事宛てに違反転用事案報告書を提出しております。また、事案報告においても、研究施設等の実施、実績等は確認できておりません。

次に、平成29年2月9日に農業委員会、市農政課、沖縄県担当により栗国恒広氏に対し事情聴取を行っております。聴取に対し栗国恒広氏の回答としては、現状の重機置場としての利用は一時的なものであり、将来的に農地として利用する計画があるので、農地法違反ではないと主張。これに対し沖縄県の担当からは、違反転用に対しては原状回復を行うよう行政指導をし、これに従わない場合には行政代執行もあり得る旨を伝えております。

次に、平成29年3月7日に栗国恒広氏から農業委員会へ、LEDを利用した水耕、砂栽培、地域活性農業施設計画書が提出されております。

次に、平成29年8月10日及び平成30年8月31日に農地無断転用防止活動一斉パトロールにおいて、関係機関と共に現場確認による現況の把握を行っております。また、沖縄県宮古農林水産振興センターからは、平成31年2月5日付で土地所有者、同土地に事業所を構える法人及び栗国恒広氏に対し、農地法第51条第1項第2号に該当していることから、原状回復に向けた勧告書を発出しております。これに対し、法人の代理人弁護士から平成31年2月28日付で、栗国恒広氏は同土地の権利者ではなく、本件とは無関係であるため、勧告書を送付しないようとの通知内容と併せて復元計画書が提出されています。この通知に対し、県宮古農林水産振興センターから同年3月に、法人の弁護士と栗国恒広氏との関係性が不明だったことから、弁護士事務所へ照会が行われております。

次に、令和元年5月24日付で、弁護士から県宮古農林水産振興センター宛てに勧告に対する現状及び意見書が提出されております。内容としては、伊良部最終処分場跡地の廃止確認が整うまで移転できないため、伊良部地区の土地が使用可能になるまでの間、原状回復に関しての猶予願であります。一部内容を抜粋いたします。平良字松原567―1について、農地以外の使用許可を得ることなく土地の形質変更を行ったことに関しては誠に申し訳なく思い、復元計画とともに移転の作業も進めた次第であるとなっていることから、農地法違反であるとの認識を示しているものと思われます。

次に、令和3年6月25日付で、沖縄県から宮古島市長宛て、一般廃棄物最終処分場の廃止確認についての通知がされております。これに対し、平良字松原567―1に事業所を構える法人から令和3年7月1日付で申入書が提出されており、令和元年5月の意見書において認めていた違反内容を一転して否定する内容となっております。内容を抜粋、要約いたしますと、同地に関しては令和元年5月に文書で回答しているが、それ以降の状況の変化はなく、弊社としては民間企業としてできる限りの策を講じ現在に至ったと考えており、行政の一方的な違反転用という認識はこれまでの経過を全く勘案せず、弊社が故意に現状を招いているかのような印象を社会に示していると言わざるを得ません。利用はあくまでも一時的だと考え、平成26年に購入していた伊良部島内の土地を重機置場として整備を進める計画であったが、廃棄物処理場の廃止手続の進捗がなく、様々な要因も重なったため、現在の松原の土地を重機置場として継続して使い続けるため、農地の転用を各方面に働きかけ、調整する方針であるとの内容であります。この申入書に対

する沖縄県の見解として、令和3年9月10日付で、文書で法人代表者に対し、同地を継続して使用すると
の要望については県としては法令規則に基づき対応を行う考えであり、農業振興、優良農地の確保という
農地法の趣旨に照らし合わせ、違反転用を認めず、引き続き工作物の撤去、原状回復を求める内容となっ
ております。

次に、栗国恒広氏を申立人とする原状回復義務不存在確認請求事件に対し、沖縄県は令和5年11月17日
付で平良簡易裁判所へ上申書を提出しており、内容としては、沖縄県は宮古島市に対し平成31年4月1日
付で権限移譲を行っており、移譲前に県知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものについ
ては宮古島市長がした処分その他の行為とみなされることから、申立ての相手方とはなれず、調停に応じ
ることはできないとなっております。令和5年11月29日付文書において、栗国恒広氏代理人弁護士から平
成31年2月5日付で、沖縄県から受けた本案件における勧告について栗国恒広氏本人が説明の機会をいた
だきたいとの依頼文が提出されており、令和6年2月21日に農業委員会総会において栗国恒広氏代理人弁
護士が説明のため出席、その際説明を開始する前に、栗国恒広氏へ本案に対する関係性を問いただし、栗
国氏本人が本事案に対する当事者であると認めたことから、代理人弁護士とともに説明を求めています。
説明を受けた上で、農業委員会としては栗国恒広氏からの説明に対し、釈明をしているが、違反が発覚し
た以降から説明を行っている現時点においても無許可で建物を増築し続けており、説明に合理性がないこ
とから、今後も原状回復を求めることを確認しております。

◎久貝美奈子君

質問3回目ですので、最後の質問になります。

今農業委員会からの説明がありました。何度か原状回復の勧告書も出されていて、また当事者と言われ
ている同僚議員の方が先月、農業委員会の総会の場で釈明したというふうに伺いました。このことだけ
ど、なぜこの10年もの間農地転用が続いたか。なぜ原状回復ができない。理由というんですか、どのよう
に当事者の議員はおっしゃっているのか。この原状回復できない原因はどこにあるかというのをちょっと
教えていただきたいので、よろしくお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時17分）

再開します。

（再開＝午後2時20分）

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

現在の現場に関しては、利用はあくまでも一時的だと考え、平成26年に購入していた伊良部島内の土地
を重機置場として整備を進める計画であったが、廃棄物処理場の廃止手続等の進捗がなく、様々な要因も
重なったため、現在の平良字松原の土地を重機置場として継続、し続けるという、許可が下りるまでの期
間となっております。

（議員の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午後 2 時21分)

再開します。

(再開＝午後 2 時23分)

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

このような状況に至った経緯を改めて報告いたしますと、現在の重機置場が現在の所在地になったのは、以前使用していた場所の周辺住民への騒音を早急に解決するためのもので、平成28年から使用開始しました。農地として指定されておりましたが、あくまでも一時的だと考え、平成26年に購入していた伊良部島内の土地を重機置場として整備を進める計画でした。しかしながら、移転予定の伊良部大長原の土地が旧伊良部町時代に一般廃棄物処理場として利用されていたことから、沖縄県による廃止の手続が必要となり、沖縄県をはじめ、宮古島市で廃止の手続を求め、手続が完了次第移転することとなっております。その後、平成30年12月20日付で宮古島市から弊社に文書が届き、土地の一部使用については2020年6月末が見込まれるが、それ以上の期間を要することも考えられるとし、調査結果次第で最大四、五年は使用できない旨の回答があり、それ以降伊良部地区の土地は使用できず、現在の平良字松原の土地を継続使用してきました。結果的に沖縄県や宮古島市からは処理場廃止に関する報告は何らないまま現在に至りました。弊社といたしましては、図らずもこのような結果を招いた要因は当初の計画にあった伊良部への移転が、廃棄物処理場の廃止手続の進捗がなかったことにあると考えておりますというのが主な理由であります。

◎議長（平良敏夫君）

これで久貝美奈子君の緊急質問は終了しました。

◎下地 茜君

私からも同じところで質問ができればと思います。

農業委員会会長のお話の中にも当事者という言葉が複数回出てきていて、また新聞のほうにも当事者から事情を聞いたというような文面もありまして、ただ関係性が少し分かりにくい部分もあるので、改めて再度確認したいんですけれども、当該議員が当事者として報じられています。この2月21日の農業委員会総会では釈明をされていますけれども、どういうやり取りの下で農業委員会は当事者と認定したのかをまずお伺いしたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午後 2 時27分)

再開します。

(再開＝午後 2 時27分)

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

21日の農業委員会総会の中で、議案審議が終わった、終了、その後のその他の事項の中のお話でありますけれども、説明に入る前に我々としては当事者から話を聞きたいということですので、まず弁護士と栗国恒広議員2人見えまして、確認をしました。当事者ですか、関係者ですか。「当事者です」とはっきり答えております。

◎下地 茜君

これまでも指導をする中で、当該議員に対しての指導を出しているような部分もあるので、以前からある程度当事者として見ている部分はあったのかなと思ってまして、例えばその土地が当人の土地ではないけれども、その上にある重機等の持ち主が当人であるという認識がというような、新聞のほうではそういうような書き方もされていると思うので、そういうところでの当事者であったり、あるいはやり取りをこれまでずっと続けてこられていたので、農業委員会としてはやはり当事者と見ている。もしその本人が言った以上のもので何か判断されたことがあれば再度お伺いしたいと思います。それが1点と。

またあと、その記事の中に釈明をしたというふうに書いてまして、最終的にはぜひ農地転用を認めてもらって活用したいというふうに述べられたというふうに書いてありますので、この釈明をされたその理由といたしますか、目的はその認めてもらって活用したいという思いがあるのかなというふうに思っています。ただ、やはり経緯を見るとこれがそのまま認められるのかどうかというところは疑問を感じるところでして、ここで確認したいのは、これは農業委員会でどういう釈明をされた中で、何を根拠にこの農地転用を認めてほしいと言っているのか。その農地転用が認められると当人が考えている根拠。弁護士も同席されていたようですので、法的根拠のようなものがあったのかどうか、その辺りの根拠がどういうふうに説明されているのか確認させてください。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時30分）

再開します。

（再開＝午後2時32分）

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

当事者ということで、栗田恒広氏はこれまで農業委員会の指導及び事情聴取の対応者で、本件違反の主導者であると見込まれるため、指導通知等々は本人宛てに送付しております。

それと、第一種農地における転用はまず認められません。

◎下地 茜君

ごめんなさい、少し聞き取りづらかったのです。根拠は把握していないということではよろしいですか。農業委員会としては、当日の農業委員会総会の中では根拠まで把握できるような状況では……報道の内容でなかったということでしょうか。少し聞き取りにくかったのです、もう一度その点確認したいです。

それから、最後の質問なので、最後に確認したいのが、この状況、新聞にも書いてありますけれども、重機を置く場所がなく違反転用せざるを得なかったということで、ぜひ認めてほしいというふうな話をされていて、とするとこれは長年放置して、改善されない状況が続いたことがもしかしたら根拠としてその転用を認めてほしいというふうに述べられているのかなというふうにも思っていて、そうすると市がこれまで対応してこなかったということもこの農地転用を認めろということの根拠になってしまっているんじゃないかと思うんです。そういう意味では、市がどうして迅速に対応してこなかったかというところもやはり当然問われていかなければならないのかなと思ってまして、現状、指導を市としてはされていると思いますけれども、農業委員会としては指導をしていると思いますけれども、どこまでこの指導を、

農地法、農振法の違反があるということで指導を進めているのか、どの段階まで進めているのかを確認したいと思います。お話の中では、県には恐らく上げていると思っていて、県のほうが勧告まで出しているのかなと。これが農振法第14条による勧告になるのかなと思うんですけども、その農地法、農振法違反の勧告というところまでいつているのか。また、その先に命令、それから刑事告発というふうが続いていくと思うんですけども、この段階をどの程度進めているのかというところを最後に確認できればと思います。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時36分）

再開します。

（再開＝午後 2 時37分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

農振法のお話が出ましたので、農振法に基づいての対応を答弁させていただきます。

農林水産部といたしまして、農振法の違反として、口頭による注意勧告を平成28年から現在まで継続して実施しているところです。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時38分）

再開します。

（再開＝午後 2 時40分）

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

農業委員会の取った措置としては、平成28年 6 月10日、1 回目の指導通知を栗国恒広氏に行っております。原状回復を行うよう指導通知をしております。

平成28年 9 月 8 日、2 回目の指導通知を発出しております。これも栗国恒広氏に原状回復を行うよう指導通知をしております。栗国恒広氏は、これまで農業委員会の指導及び事情聴取の対応者で、本件違反の主導者であると見込まれたため、指導通知を送付しております。

平成31年 2 月 5 日、県の宮古農林水産振興センターから勧告書が提出されております。復元計画書のとり着手していないため、勧告書を発出しております。

◎議長（平良敏夫君）

これで下地茜君の緊急質問は終了しました。

休憩します。

（休憩＝午後 2 時42分）

再開します。

（再開＝午後 2 時42分）

◎池城 健君

それでは、私のほうからも質問させていただきます。

平成21年の農地法の改正によって、違反行為に対する罰則が強化されたと聞いています。法人への罰金がかこれまでの300万円以下のから1億円以下の罰金、原状回復義務違反に対する罰則は6か月以下の懲役または30万円以下の罰金が3年以下の懲役または300万円以下の罰金となって強化されています。これは、無断転用者に対する抑止力としてのものがこれまで軽過ぎて機能していなかった。無断転用のやり得、是正命令のサボり得が全国的にまかり通っていたので、罰則規定を強化することでやり得、サボり得を見過ごさないように、そして無断転用の罰は重いという意識が浸透し、抑止力として機能することが期待されたための法令改正だと聞いています。

そこで、農業委員会の皆さんにお伺いしますけれども、この宮古島市でもそのような方向に持っていく気持ちはありますか。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

流れとして、違反転用事案を発見した場合は即時指導を行い、指導に従わなかった場合においては農地法第51条第1項の規定に基づき勧告書による指導を行うことになっており、勧告に従わなかった場合は是正指導の継続及び再度書面での勧告、聴聞及び弁明の機会を付与し、行政代執行の検討及び告発等についても併せて検討することになります。現段階では、勧告後の是正指導の継続を行っており、宮古島市の顧問弁護士と調整のため、資料の整理を行っているところであります。

◎池城 健君

この事案が、農業委員会が把握したのが平成28年と聞いています。ということは、約8年前です。8年間全然先に進んでいないということになると思うので、その次の段階をどう考えているのかということをお伺いしているんです。答弁よろしくをお願いします。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

行政代執行については、先ほども申し上げましたが、その件も含めて顧問弁護士、市長部局とも調整を図り検討することということであります。

◎池城 健君

新聞報道によりますと、当該議員はやむを得ず農地を使用したと主張しているということです。宮古島市において、このようなこと過去にもありましたか。そして、それは認められてきたんですか、教えてください。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

これまでも違反転用は多数ありますけれども、ほとんど原状回復されております。

◎議長（平良敏夫君）

これで池城健君の緊急質問は終了しました。

◎長崎富夫君

経緯につきましては農業委員会会長から詳しくご説明がありましたので、私のほうからは確認を含めて簡単にご質問いたします。ご答弁よろしくをお願いします。

この年、平成20年、多分2008年頃だと覚えています、倉庫が建築されたと私は記憶しております。もちろん農地法及び建築確認など、適切な法を踏まえて開発されてきたと私は思っております。しかし、平成28年、地元紙の報道によりますと、農地運用で意見対立、平良字松原の農地をめぐる市議会議員と

農業委員会で意見が衝突していると。報道を見てびっくりしました。初めて知りました。違反転用につきましては、この転用につきましては2016年、一部農業委員からの情報で農業委員会が調査して発覚したと報道されております。そして、平成30年、これは沖縄タイムスの記事なんですが、農地に建設資材放置、宮古島市議改善に応じず、宮古島市議の兄が所有する農地法の違反転用について市農業委員会から2年にわたる原状回復の指導に応じていないことが分かった。この土地は、6,111平方メートル、これは市議の兄が所有する土地であります。そのことについて市議は、自分に対応すると兄の代理を申し入れていると報じられております。その後、同市議はマスコミ取材に対し、私に対応していたが、土地の権利者は兄なので引いた、関知しておらず答えられないということで現状が続いているものと認識しております。地元マスコミ報道にありましたように2024年2月20日、農業委員会総会で、松原の農地転用違反については毅然として原状回復を求める。農業委員会は、総会で、松原の農地を違反転用し、当事者疑いのあった市議から聞き取りを行った。これまで当事者であることを否認していた市議は、土地所有者から委任を受けた当事者であることを認め、これまでの状況を説明したと報道はされております。

そこでお伺いしますが、これそもそもこの転用違反が発覚したときの初動の、お互いの農業委員、当事者、所有者ですね、農地の所有者のそごがあったかなと思って大変残念でなりません。これは農業委員会のネットで抜粋をしているんですが、無断転用してしまった場合の対処法、農地を無断転用するのは農地法違反であり、重い罰則が定められていますので、無断転用は決してありませんが、農地転用を正しく理解していなかったり、申請が必要であることも知らなかったり、相続した土地が手続を経ずに転用されており、それが許可を受けていないものであったことが後から分かったりなどした場合、結果として無断で農地を転用してしまったというケースが数多く県内でも見られる。このように無断転用してしまった場合どうすればいいのでしょうか。それは、農業委員会に出向き、当事者が正直に打ち明けることが一番の解決方法だということを専門家は説明しております。そして、農業委員会に申し出ることで処罰を受ける可能性は否定できませんが、よほど悪質でない限りその後の対処方法は農業委員会も示してくれるはずだということを解説してあります。

お伺いしますが、これまで農業委員会にこの相談、無断転用してしまったがどうすればいいかという相談ありましたか。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

平成28年10月に違反転用が確認されております。そのとき栗国恒広氏から農業委員会に対し、栗国恒広氏の名前で畑として復元計画書が提出されております。内容としては、研究施設を設置し、トマト、ウコン、ナスなどの新品種の栽培が確立されてきたら徐々に耕作地を広げていきたいと、農地復旧を行い、また集出荷施設、加工場等を併設するとの内容であり、その際、復元計画があることから同地は違反転用ではないと主張しております。

◎長崎富夫君

農業委員会会長、例えば本当に知らないで、農地法の、理解をしないと語弊がありますが、それ知らないで農地を無断転用した、その場合には、この専門家も指摘しているんですが、やはりそこに工作物ができてしまった、それを無理やり撤去をさせるのは、これはやってしまった人に対しても不利益を被る可能性がある。そのことについては、農業委員会でもしっかりと調査して対応しなさいという専門家の指

導もあるんです。その辺の多分最初における入り口が間違っているのではないかなと思って、これは残念でなりません。その報道で、この農地は6,111平方メートルあるという報道がされております。確かに3,000平方メートル以上は開発行為が必要となるはずですが、この開発行為にこの農地該当しませんか。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

該当するものと考えております。

（「ちょっと休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時57分）

再開します。

（再開＝午後2時57分）

◎長崎富夫君

その農地について十数年前から農業委員会は指導しているということで、るる農業委員会会長から説明がありました。よく分かりました。しかし、その後も、指導後もどんどん工作物が増えて、敷地いっぱい工作物が今建てられている現状です。今後、農業委員会どういうふうに対処されていくか、最後にお答えください。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

農業委員会としては、今後も顧問弁護士、市長部局とも調整を図り、検討していきたいと思っております。

◎議長（平良敏夫君）

3回だと思いますけど。

◎長崎富夫君

これで終わりますが、あと詳しいことにつきましてはまたるる質問していきたいと思っております。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで長崎富夫君の緊急質問は終了しました。

◎山下 誠君

まず初めに、当局の部局長の皆さんにおわびというか、今回は私が緊急質問を出したことによって、本来は質疑のために準備したものがあっただけでも、延々とこういう議論を続けていることをおわびをしたいと思います。ただ、我々宮古島市議会として、栗国恒広議員に関しては、前々回の議会だったかな、無許可工事、無許可の工事を行ったということで決議文も取っております。こういった手前、私たちは常に自分たちの襟を正していくという姿勢でいますので、この件は看過できないというふうに考えて、今回緊急質問を出しました。長引くことは想定されましたけれども、どうかしばらくお付き合いください。よろしくお願いします。

まず、これまでの緊急質問、いろいろ4人の議員の方々から聞いていて、重複する部分はあるんですけれども、緊急質問ということで大変難しい時間の使い方だなと思っていて、いっぱい聞きたいことはある

んですけども、もうかぶったり何したりして、農業委員会の皆さんも農政課もそうだけど、大変迷うと思いますけれども、しっかりゆっくり説明してまいりますので、全てにおいてゆっくりお答えください。よろしくお願いします。

まずは、農業委員会会長のほうから久貝美奈子議員に示された発覚から現在に至るまでの時系列の説明の際に農業委員会の会長が読み上げていた答弁書というのかな、資料、これを全議員にまずは提示できないかということをもまず質問します。

それから、これも久貝美奈子議員の話の中でありました。司法の場で争う覚悟があるということを栗国恒広議員がおっしゃったというが、これ農業委員会のほうにそういった訴状が届いているのか、その農業委員会に対してどんな言い方をしたのか、まずここはしっかりと説明してください。これちょっとこういう言い方をするというのは大変よくないと思いますので、そこをお願いします。

それから、これも久貝美奈子議員の質問です。県による行政指導、従わなければ行政代執行という形になるというような話をされていました。これはもう8年ですか、10年ですか、詳しいとこよく分からないけど、なぜ今までそれが行われていないのか。これは宮古島市の対応を含めて県もそうだと思うんだけど、何でできていないのかということ、しっかりとこれもご説明ください。今まで農業委員会が説明していたのは市長部局と県とも協調しながらやっていきたいということ、これ幾度も多分今まで回答していますよね。そうではなくて、やるんだ、何でできないんだということで、しっかりとこれは説明してください。

それから、これも久貝美奈子議員です。重機ヤード置場にしようとしていた伊良部地区の最終処分場ですか、ここなんですけど、今どうなっているのかということをも具体的にご説明ください。この話をしているときに伊良部地区の最終処分場、そこを重機ヤードとして置こうとしていたと、だけど許可が下りないから今まで移動ができないんだよというふうな説明だったと承りましたけれども、これ最終処分場に関しては担当課は環境衛生局長になるのかな、もしこれお答えできるのであれば今現状どうなっているのかということ、何で許可ができなかったのかということも含めてお答えください。ゆっくりしゃべっていますが、大丈夫ですよ。ちゃんとメモしてください。お願いします。

それから、これも久貝美奈子議員の質問でした。会長及び、これは農林水産部長にも聞きますけれども、具体的に何の法に、これ市民の皆さんに分かりやすく説明してほしいんですけど、何の法にどのような形で触れているのかと。農地法違反なら農地法ならいいんだけど、こんなことがあるから違反なんだよということを、これは農業委員会、それから農林水産部長、それぞれきちんと市民に分かりやすいように説明をしてください。

それから、これも冒頭申し上げましたが、これは農林水産部長のさっきの答弁でしたけれども、口頭による注意勧告を現在まで継続して実施していると言っていますけれども、その反応と、やっているにもかかわらず直っていない、従っていない、何でかということをもちゃんとお答えください。

それでは、私の質問に今から入っていきます。メモをお願いします。まず、農業委員会会長、発覚した当時の違反転用の面積と現在その違反が確認されている面積、どんなふうに広がっていったかというのを知りたいから、これは明確にその当時の面積をお答えください。

次に、これはさっきの処分場と関わるんですけども、栗国恒広議員が伊良部地区の土地、そこに重機を移

したいという話があったということですよね。その土地の購入したのがいつだったのかというのがもし栗国恒広議員とのやり取りの中で分かっているのであればお答えください。

かぶったりしているから、ちょっと待ってください。発覚から8年ということなんですけれども、栗国恒広議員は今重機等を置いているところ、重機ヤードと言っているのかな、そこにたくさんものを置いていると、これを伊良部地区に移動したいという話だったと思うんですけれども、この間伊良部地区の土地が動かない、全然動いていないということを踏まえて、栗国恒広議員がほかの土地を検討されなかったのかなということがまずもって疑問なんです。これ違反だと分かっている、本人は農地法違反ではないと言いつけたらしいけれども、これは皆さんも農地法違反と断定しているわけだから、これやはり栗国恒広議員がほかのところを持っていなかったのか、そういう協議はなかったのかどうかです。栗国恒広議員、そこではなくて、伊良部ではなくて別の土地に移してくださいよ、探して移してくださいと、こういう指導をなされたのかどうか詳しくご説明ください。

それと、これも久貝美奈子議員から質問がありました。多くの市民からたくさん声寄せられているというふうなことがありました。これ農業委員会にもそういう声が届いていると思うんだけど、もし苦情件数として件数を把握しているんだったらそれも説明してください。

取りあえず1回目の質問です。お願いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

幾つかご質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

伊良部の最終処分場の現在の状況ということでした。少し長くなりますが、これまでの伊良部地区の最終処分場についての経緯を説明させていただきたいと思います。伊良部の最終処分場につきましては、これは旧伊良部町の時代、昭和57年に最終処分場の設置届というのを県のほうに提出して使用を開始しているという流れでした。平成14年なんですけれども、これは沖縄県のほうから同最終処分場については遮水シートや浸出水の処理施設が整備されていないという指摘を受けて、不適正な最終処分場と判断されたため、使用停止を行うよう県からの通知でもって使用を停止しております。その後ちょっとやり取りをしたようですが、結局認められずに、その後、平成14年9月以降は伊良部のほうの最終処分も平良、川満の最終処分場へ搬出するような内容となっていました。その後、平成15年に最終処分場の埋立ての終了届を提出しようとしたんですけれども、県のほうが不備があるということで差戻しをして、受け取りはされておられません。平成17年9月29日に旧伊良部町からある民間業者のほうにこの最終処分場の用地が売却されております。地目は両方とも原野となっております。その後、平成19年5月に県のほうから、この伊良部地区の一般廃棄物の最終処分場の終了届出書が提出されておられませんよという指導文書が宮古島市のほうに届いております。その後、平成19年にそのような指摘を受けていたんですが、市のほうではその手続を取っていませんでした。その間、平成20年8月にその民間の事業者から個人の方へ同用地は売却されております。それ以降、平成26年10月にその個人の方から有限会社広栄開発のほうへ同用地は売却されたということになっております。平成29年5月なんですけれども、県のほうから宮古島市の環境衛生課で伊良部地区の最終処分場が廃止届が出されていないとの指摘があり、この廃止処分がされていないということが発覚しております。その後、平成29年9月からその廃止にするための手続というか、調査を行う必要がありますので、廃止するためには水処理に関して調査を行って県のほうに廃止確認申請を行う必要があったた

め、その調査に入っております。平成30年1月から環境調査業務ということで委託しております。その業務が完了しまして、県のほうに廃止の確認申請書が提出されたのが令和3年4月22日ということになっております。市のほうで廃止確認の通知を県から受けたのが令和3年7月1日となっております。令和3年7月14日に有限会社広栄開発宛てに市のほうから、この廃棄物最終処分場の廃止確認について、廃止ができておりますよという通知を送付しております。ただ、調査のために同用地に市のほうでフェンスを設置しておりました。フェンスを設置していたため、その分は使用できないということがありましたので、このフェンスを撤去する必要がございました。フェンスの撤去工事を令和4年度に市のほうで行っておりまして、撤去の完了が令和5年3月31日となっております。以上が経緯ということになります。

なぜ使用許可が出せなかったかということですが、これ許可というのは市のほうが行うわけではなくて、県のほうがここを使用していいよというような許可は、許可というか、その廃止処分、最終処分場としての廃止届を提出した上でしかそこが使用できないということになっております。これについては、一般廃棄物の最終処分場というのは行政で当時設置されていたものですので、これは行政のほうで廃止手続を行わないといけないというのが手続となっております。

土地の購入時期については、先ほども申し上げましたとおり、平成26年10月28日にその個人の方、旧伊良部町から民間事業者、民間事業者から個人の方に売却され、その平成26年10月に個人の方から有限会社広栄開発に売却されたという流れとなっております。

◎農林水産部長（石川博幸君）

私のほうからは2点お答えしたいと思います。

まず、何の法にどのように抵触しているかということについてでございます。まず、農業振興地域の整備に関する法律の第15条の2第1項に、農用地域において開発行為をしようとする者はあらかじめ県知事の許可を受けなければならないとあり、許可を受けずに開発行為を行っていることから違反となるということでございます。

そして、平成28年から現在まで口頭注意を行っておりますけれども、そのときの反応と、なぜ口頭注意に従わないかということについてでございます。農地法、農振法の双方の違反となっておりますけれども、基本的には農業委員会会長が答弁している内容と同様となりますが、復元計画書の提出や伊良部最終処分場跡地の廃止確認が整うまで移転できないとする意見を提出しているというふうな理由で口頭注意に従っていないということになります。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

違反転用発覚後、現在まで土地の形状変更があるかということですが、平成19年度から現時点までの土地の形状変更を航空写真で確認したところ、7回の変更が確認されております。また、確認時点については、写真が撮影された年で示しますと、平成19年、平成22年、平成25年、平成28年、平成32年、令和4年及び令和6年となります。この567—1の違反面積ですが、2,000平方メートル（ 部分は50頁に発言訂正あり）となっております。

（「最初は」の声あり）

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

最初2,000（ 部分は51頁に発言訂正あり）です。

(「最初はね」の声あり)

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

次に、伊良部の土地なんですけれども、購入時期については平成26年10月となっております。

また、最終処分場の閉鎖問題については、令和元年5月24日付で文書で法人代理人弁護士から県宮古農林水産振興センター宛て、勧告に関する現状報告及び意見書において使用できないことが判明したと記載されていることから、平成31年もしくは令和元年頃になると考えております。

松原地区の影響ですけれども、松原地区以外においても違反転用事案が確認された場合には即時現場パトロールを行い、指導を実施しておりますが、大抵の違反者から松原地区を引き合いに出され、電話等の苦情も数多くあり、農業委員活動に支障を来すことも少なくないため、違反転用による影響は大きいものと認識しております。

それと、先ほど質問がありました時系列の資料は配付できると思います。

農業委員に対する訴状は届いてはおりません。

行政代執行についても、これは今後弁護士等と調整を行い、相談していきたいと思っております。

許可ができないということでもありますけれども、第一種農地の、「都道府県知事等は、政令で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第4条若しくは第5条の規定によってした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる」ということであります。第一種農地での農地転用は原則不許可です。中に農地、農業施設で例外もあります。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午後3時20分)

再開します。

(再開＝午後3時21分)

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

大変申し訳ありません。面積の変更をよろしく申し上げます。平良字松原571―1は6,111ではなくて、2,000平方メートルであります。違反面積2,000平方メートルとなります。

(議員の声あり)

◎議長（平良敏夫君）

山下誠議員、何か漏れはありますか。

休憩します。

(休憩＝午後3時22分)

再開します。

(再開＝午後3時23分)

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

大変申し訳ありません。当初の違反が2,000平方メートルでありまして、現在はこれが6,111平方メートルとなっております。

(議員の声あり)

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

行政代執行の件については、今後弁護士等とも相談しながらこれをやっていきます。

◎山下 誠君

まず、農林水産部長と農業委員会の会長、局長でも構わないんだけど、さっき言ったのは、再三の指導勧告、指導注意ですか、それから農林水産部は口頭による注意勧告ですか、何度もやってきたけど動いていないということを指摘しました。それで、なぜ動かせないのかと。そうすると皆さんが業務ちゃんと執行していたのかと、そういう疑念抱かれるから聞いているわけ。だから、今後こうやっていくよという決意をやはり示さなきゃいけないと思うんです、私は。やっぱりこれをやらないと市民は納得しないし、これ栗国恒広議員だからやらせたんですかという話になるではないですか。だから、ここはしっかり皆さん、担当部長がしっかりと決意を示していただいて、これは必ず実行してください。よろしくお願いします。もう一回これは答弁、両名お願いします。

それから、建築業法というんですか、建設部長。ごめんなさい、私あんまり詳しくないんだけど。あそこの今建っている建物、あれは重機ヤードというんですか、新聞では重機ヤードと書いていたけれども、あれは何か構造物として、その建設業法に係る建物という位置づけなのかどうか。その場合は、私はさっき先輩方から聞いたんだけど、建設業法違反、建築確認を取らなきゃいけないという話をお伺いしたんです。その許可は栗国恒広議員は取っているのかな。まずそこをこれもお答えください。よろしくお願いします。

何かもう行ったり来たりしてごめんなさい。それと、さっきちょっと答弁漏れあって、今思い出したんだけど、栗国恒広議員が司法の場で争う覚悟があるというふうなことをおっしゃったということなんだけど、そのやり取りを説明してって言ったんだけど、それ答弁なかったけど、そこをしっかりと一回説明をお願いします。彼が生活の基盤がここにあるというふうな、これ久貝美奈子議員に答弁していましたけれども、生活の基盤があるから司法の場で争うという、何かこういう言葉を発するということがやはりおかしいと思うんです。違反転用であるならばこういうことは絶対に認めてはいけませんし、しっかりと対応しなきゃいけないと思っています。

やはり何回かな、農地復元をしていきたいということを栗国恒広議員がおっしゃっているということなんだけど、全然先に進んでいない状況がありますよね。それについてちょっと伺っていきますけれども、さっき、これも答弁漏れだな。土地、この伊良部ではないところの新たな重機ヤード、これを栗国恒広議員に探してと言ったのかということと、それに対して栗国恒広議員がどう言っているのかということがまだ答えられていないので、これもちゃんと答えてください。まずはそもそもそこに置いていて、置く場所がないから、仕方ないから許してくれよって、こんなのは通らないと私は思っているし、これは誰が考えてもそうだと思うんです。そんなこと分かっているながら農業委員会は一体何していたんだということになってきますので、しっかりとここは説明してください。よろしくお願いします。今は農業委員会こういう責めた口調になっていきますけども、これはご容赦ください。栗国恒広議員のことはここで聞けませんので。

栗国恒広議員には後からまたしっかりと聞いていきたいと思います。

それと、さっきの復元計画書ですか、栗国恒広議員自身は復元計画書を出しているとして、重機ヤード、移転場所がないからやむを得ずというような言い方をしているんだけど、その復元計画書、これについてもう少し内容を具体的に説明をしてください。

それから、これ県って言った。県宮古農林水産振興センターって言ったかな。ちょっと待って。3回しかないから、ちょっとじっくりさせてください、すみません。復元計画書については、さっき言ったとおりです。まず、中身を詳しくお願いします。

それから、先ほど農業委員会が違反転用ですか、これを確認したのが平成28年と答えたと思うんですけども、実際にその転用が行われていたのはそのときなのか、それともその前からそういう違反転用があったと見られるのか。もし確認できているのであれば、いつからその違反転用があったのか、これも詳しく説明してください。

農業委員会会長、先ほど農業委員活動に対する影響は少なからずあると思いますというふうな話でしたが、少なからずどころか私は大いにあると思っていて、農業委員会に対する市民の見方がこれは本当によくないと思う。だから、どういった苦情が実際に来ているのかって私さっき聞いたんだけど、具体的に説明をしてもらいたい。やはりここはさっき2回目の最初の質問で言ったんだけど、農業委員会として今後どう対応していくかということはもっと決意を込めてしっかりと説明してください。

取りあえずこれを2回目とさせていただきます。

◎農林水産部長（石川博幸君）

今後の対応についてですけども、農振法に基づいて、農振法の第14条、これは土地利用についての勧告になりますけども、土地利用の勧告を、ちゃんと適正に行うよう復旧の勧告を行いたいと考えています。勧告の実施に当たっては、沖縄県にも確認しながら対応してまいりたいと考えております。

◎建設部長（川平陽一君）

建設業法の許可は取ってあるのかという質問だったと思いますが、建築確認申請のほうは県に提出することとなっておりますので、確認はできておりません。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 3 時32分）

再開します。

（再開＝午後 3 時38分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

先ほど市で勧告を今後やっていくというふうにお答えいたしました。こういうふうな指導の手順といたしましては、勧告の後に弁明の機会の付与、そして農振法第15条の3による命令、命令後の行政指導、命令違反に対する刑事告発等による行政指導という流れに今後なっていくものと思いますけども、農業委員会において勧告等に応じていない現在の状況を踏まえて、顧問弁護士への相談を行うと聞いておりますので、農業委員会と連携しながら今後はしっかりと対応していきたいというふうに考えているところです。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

まず最初に、順番がちょっと前後しますけれども、何で今の場所か、別の場所がなかったかということでもありますけれども、代替地、伊良部の廃止確認が整うまで移転できないため、伊良部の土地の使用が可能になるまでの間、原状回復に関してのお願い、許可が下り次第伊良部に行きたい、移動する予定ですので、その間待ってほしいということでもありました。

それと、復元計画ですけれども、先ほども話したように、内容としては研究施設を設置して、トマト、ウコン、ナスなどの新品種の栽培技術が確立されてきたら徐々に耕作地を広げ、農地復旧を行い、また集出荷施設、加工場等を併設するとの内容の計画書でありました。

今後どうするかということでもありますけれども、先ほどから申し上げているとおり、顧問弁護士と市長部局とも調整を図りながら、頑張って進めていきたいというふうに思っております。

あと、苦情等がありましたけれども、やはり市民の皆さんからは何で向こうが許されて自分らの土地はこういうふうに駄目になるのかという様々な苦情がありまして、まずは松原地区から復元するべきではないという苦情の意見が大変多いです。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 3 時42分）

再開します。

（再開＝午後 3 時42分）

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

これまでも重機ヤード、ほかに原野等も近くにもいっぱいありますので、その辺も検討してみるのはどうですかというのは委員の皆さんからも話は出ております。

それと、件数に関しては、把握は今しておりません。カウントは取っておりません。

◎山下 誠君

最後の質問になります。

まず、建設部長、建築許可は沖縄県の対応だというふうにおっしゃいましたよね。ただ、部局が違うから何とも言えないんだけど、あそこが農地転用違反ではないかということとはもう周知の事実で、皆さん知っていましたよね。だから、一応建築課としてもそういうことを調べたりしないのかなと思って今話を聞きながら思ったんだけど。部局外だとは思うんだけどね。ただ、やはり担当部署が農林水産部だから構わないでなくて、全体でちょっとこれはおかしいのではないかということはしっかりみんなで対応していったほうがいいんです。だから、もうここは本当はあまり聞きたくなかったんで、市長か副市長にお答え願いたいんですけども、これ今まで話を聞いていると、これは栗国恒広議員の反論を聞かない上での私個人の感想ですけども、もう明らかにこれは違反している。それも議員が。公にいる人が。これ前も無許可工事やったときに私はここに立ってそういうこと言った。栗国恒広議員からはわんわん言われながら言いました。でも、これはやはり議員として認めてはならないこと。これ当たり前。私人としてもですよ。誰もやっちゃいけないことを議員がやっているということは、これはみんな考えないといけない、本当に。こんなこと許しておいたら私らはもう議員活動ができなくなる。だから、今回こういうふうにちゃんと緊急

質問取ったんです。これは我々議会議員だけではなくて、当局にも十分理解してほしいんです。もう明らかにおかしいということは分かっているんだから。何で8年間も10年間も手がつけれなかったかということです。もちろん今当事者ではないとか言いながらやってきた手前、皆さんがなかなか言い切れなかった部分はあるとは思いますが。だけど、これだけは認めちゃいかんと思いますので、そこはしっかりと対応していただきたいと思います。ただ、さっきも言ったけども、これ栗国恒広議員の反論を取ったわけではないので、栗国恒広議員の言い分も私は聞いてみたいと思っていますので、これはしかるべき場所です。しっかり彼とやり取りをしてみたいなと思っています。

それで、その意味で、今話した意味で、市長か副市長に今後この問題に一体どう対応していくのか。トップにおられるお二人がしっかりとどういうふうにやっていくんだということをまずは説明願いたいと思います。

それから、農業委員会会長、これ本当もう最後ですよ。最後のお願いなんですけど、私は農業委員会に対してちゃんと決意を示してくれって言っているんです。とにかくこの問題は解決してやるんだと。その決意が農業委員会会長、まだ感じられないんです。もちろん議会議員だから足踏みしてしまうところもあるかもしれないけれども、これは農業委員会のトップにいるあなたがしっかりと対応しなきゃいかん。これ当たり前だと思うんですけども、今の答弁を聞いているとまだちょっと弱いと思います。ちょっとではない。かなり弱いと思います。なので、もう一度しっかりと答弁をしていただいて、私の代で解決するんだというぐらいしっかりと答弁をしていただきたいと思います。農業委員会会長、何でこんなに強く言うかという、農業委員会会長も今回、農業委員の選任同意案件にあなたも入っているんです。そういう人たちを私たちは選ばなきゃいけないわけだから、ここでしっかりと決意をして、それを私らも聞いて、ああ、やはりこの人はいいとなるわけだから、ぜひともこれは私が解決するってしっかりと誓ってください、この場で。

それとあと、質問としては以上なんですけど、もう一度最後に申し上げますけれども、栗国恒広議員を糾弾する今のはあれではありません。今私が糾弾したのは、皆さんの対応を糾弾しました。8年間も、放置とは言わないけれども、動かなかったことをとにかく解決してくれるという意味で質問しましたので、よろしくお願いします。市民の皆さんにも当局の皆さんにも伝えたいのは、これは野党の皆さんもそうだと思うんだけど、決して今は栗国恒広議員を責めているわけでありません。栗国恒広議員が責めを負うときは、しっかりとした場所で栗国恒広議員から話を聞いた上でこれは私らとしても判断をしていかなきゃいけないと思っていますので、市民の皆さんにもそこは誤解していただきたくないなと思っています。決して一方の主張だけを取り上げて、我々が栗国恒広議員が悪いだ、当局が悪いだと言うことは絶対にできませんので、これは市民の皆さんにも当局の皆さんにもしっかりとご理解をいただきたいと思います。そういう意味で、当局の皆さんも今回、市長か副市長かどっちかお答えいただきますけれども、市民の皆さんに向けてしっかりと我々も対応していくんだということを最後にもう一度しっかりと決意を込めてご答弁ください。

それでは、質問終わります。

◎副市長（嘉数 登君）

法令違反事案に対して執行部としてどう対応していくかという質問の趣旨だというふうに理解しており

まして、今回、農地法及び農振法違反ということで、先ほど農林水産部長からも答弁ありましたけども、現段階では勧告の段階まで来ていると。今後の手続としましては、弁明の機会の供与ですか、それでもらちが明かない場合には命令、さらには行政指導、催告、最終的には命令違反に対する刑事告発というところまで手続的には用意されております。農業委員会会長のほうからもありましたように、これから顧問弁護士とも相談していきますけども、市としては、例えば私のところにはこういう話がありました。市税の滞納をしたら皆さんどうするんですかと、公売にかけてでも徴収しますよねという話が私のところがありました。これぐらい市民は重く受け止めているんだと、重大なことであるというふうに私も受け止めておりまして、これは現状速やかに解消できればそれにこしたことはないんですけども、現状がこのまま続くようであれば我々は用意された手続に進まざるを得ないものと、そういう強い気持ちで対応していきたいというふうに考えております。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

松原地区に関しては、原状回復に向けてしっかりやっていきます。

◎議長（平良敏夫君）

これで山下誠君の緊急質問は終了しました。

これをもって追加日程第1、平良松原における農地の違法転用についての緊急質問を終了します。

休憩します。

（休憩＝午後3時51分）

再開します。

（再開＝午後4時10分）

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長します。

次に、日程第1、議案第9号から日程第16、議案第24号までの計16件を一括議題とし、質疑を行います。議会運営に関する申合せ事項により、3月定例会における一般会計当初予算に対する質疑は本会議では行わないこととなっております。

事務処理上必要のため、議事日程に記載してありますが、日程第8、議案第16号、令和6年度宮古島市一般会計予算に対する質疑は行わないようご留意願います。

それでは、質疑の発言を許します。

◎上地廣敏君

まず、議案第10号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第11号）についてお尋ねをいたします。

第2表のほうで明許繰越しの補正が出ております。ページは9ページです。この中で、6款農林水産業費、1項農業費、事業名が西浜崎海岸応急対策工事、金額が963万9,000円、これが繰越明許になっておりますけれども、繰越明許になった理由をお答え願いたいと思います。

それと、次10ページ、10ページに同じく明許繰越しで農業基盤整備促進事業、7億705万5,000円が同じように明許繰越しになっております。この金額が7億円もの繰越しということになっておりますけれども、なぜ、これまでにない大がかりな繰越しでありますから、この理由について答弁を求めたいと。

それと、同じく55ページ、農業総務費で新規就農者育成総合対策実施事業、これがマイナスの1,160万7,000円の補正減になっております。新規就農者が減になったのか。当初見込みより減になったから、今回

補正減にするのか。

それから、3目の農業振興費の中で、肥料、農薬及び農業資材高騰対策補助金が1億3,938万3,000円で、あと金融機関の手数料については結構です。この1億3,900万円余の補正減についても同じように答弁を求めたいと思います。

最後にもう一つです。56ページの農地費の中で、農業競争力強化農地整備事業の委託料として1億1,000万4,000円の補正減になっておりますが、この部分の詳しい説明も求めたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

まず9ページ、第2表、繰越明許費の6款農林水産業費、1項農業費、西浜崎海岸応急対策工事の963万9,000円の繰越しについてでございます。西浜崎海岸、令和5年に襲来した台風6号の影響により大規模な海岸浸食が発生しまして、背後地にある遊歩道が崩落するなど甚大な被害が発生しておりますけれども、さらなる海岸浸食を防ぐための応急対策工事として、関連して歳出予算の55ページの農業総務費の農業総務事務費の中で工事請負費、同じく963万9,000円を計上しております。本格的な台風シーズンとなる6月上旬までに応急工事を対応したいというふうに考えており、令和6年度の当初予算ではなく補正予算で計上して、年度内での入札執行から契約を進め、早期に対策工事を行いたいと考えておりまして、今回、繰越しを計上させていただいております。

続きまして、同じく10ページ、10ページの農業基盤整備促進事業7億705万5,000円の繰越しについてでございます。今回、繰越補正ですけれども、上地中部地区で1億4,251万4,000円をはじめとする8地区の繰越しとなっております。上地中部地区と宇栄原北、火山地区、後前竹地区、砂川第2地区、大牧南地区につきましては、サトウキビ収穫の後に工事を行うようにという受益者との収穫後の工事の調整がありまして繰越しとなっております。仲原西地区につきましては、工事着手後に集落内に大型車両が通りまして交通量が増加して、サトウキビの収穫作業に支障が出るということで、収穫まで工事に着手しないようにという要望がありまして、工程を見直していることによる繰越しでございます。竹アラ地区につきましては、当初発注を予定しておりました箇所地権者より地区変えの要望がありまして、発注箇所を変更することとなりました。この発注箇所の変更に係る地元調整に不測の期間を要したことによる繰越しでございます。

続きまして、55ページ、新規就農者育成総合対策事業でございます。新規就農者育成総合対策事業の1,160万7,000円の補正減についてでございます。本事業は、ハード面の経営発展支援事業とソフト面の経営開始資金の2つの支援内容から構成されております。支援を予定しておりました3名の対象者のうち、2名が相続の関係から農地の確保ができずに本事業の活用を断念しております。その他の1名については、支援を受ける前に加工施設等の農業を開始し自走する結果となったことから、事業活用を見送っております。減額予算の内訳としまして、経営発展支援事業で350万円の2人分、計700万円の減、経営開始資金については年間150万円の3名分の450万円の減を予定しております。あと、令和5年度に事業を活用した新規就農者の事業費の残額が10万7,000円ありますので、合計で1,160万7,000円の減額となっております。

続きまして、同じく55ページの3目農業振興費です。その肥料、農薬及び農業資材高騰対策補助で1億3,650万円の減額となっている理由についてでございます。本事業、高騰した肥料、農薬及び農業資材価格に対する農家支援のため、令和5年度当初予算において1億4,538万円を予算化しておりましたがけれど

も、減額の理由といたしまして、本事業の95%を占める肥料について、令和4年5月時点の価格2,182円を基準とし、現在の販売価格の差額分を支援する予定でございました。しかしながら、国、県による肥料価格高騰対策事業が令和5年5月購入分まで実施されたこと、6月以降は現金販売価格が1,000円以上値下がりしたことに加え、JA等の販売事業者による価格の据置きや値下げが行われ、現金購入による実質販売価格が基準としていた令和4年5月時点程度に価格が落ち着いているため、肥料に関しては実施を見送っております。農業資材の大部分を占める園芸用ビニール、マルチについては、令和5年4月以降の購入価格の上昇分の100%の支援を実施してございまして、資材に関しても一部商品の値上がりがありますが、これも販売事業者の共同割引等により、約545万円の交付予定にとどまっております。農薬につきましては、令和6年1月の価格改定で価格高騰している商品がありますが、既存のサトウキビ、病害虫防除用農薬購入補助事業において、春植え、株出し農薬購入補助率を従来の30%から40%へアップして対応しておりますので、本事業での支出はございません。こういう理由によりまして、1億3,650万円の減となっております。

そして、続きまして56ページの6款農林水産業費の5目農地費の農業競争力強化農地整備事業で1億1,004万円の減額補正の理由についてでございます。本事業は、令和5年度の新規地区でございますスナ第2地区、ウブドウ地区、伊良部砂川地区、大田原地区の4地区において測量設計業務を委託するため、当初予算で同額を予算化していたところでございます。当初予算の議決後、令和5年3月27日から法手続を開始し、各種手続を経て、9月14日に知事報告を行っております。しかしながら、県の予算交付の指令が10月30日付で本市に送付されたため、実施設計業務の適切な業務期間の6か月以上を確保することが困難な状況となっております。こうしたことから、県から他市町村への流用で県全体の事業推進を図りたいとの調整がございまして、今回の補正減というふうになっております。

なお、本事業につきましては、令和6年度県予算について優先配分の手配を得ているところでございます。

◎上地廣敏君

いろいろ農林水産部長の答弁を聞きながら考えてみたんですけども、この西浜崎の海岸の浸食、先ほど市長、副市長に現場の写真を見てもらっておりますけれども、平成20年、平成21年、あるいはそれ以前から浸食が始まっているんですけども、平成21年、平成22年の当時の写真を見ると、遊歩道の手前までは浸食されているんですが、ウォーキングする分についてはほとんど影響がない。注意しながらウォーキングすれば十分できる。そういった状況でありました。しかしながら、先月、現場を確認してみますと、遊歩道そのものが通れなくなっている。向こうには、陥没して、全部砂も沖のほうに流出しておるんですけども、その現場に出る手前には、いわゆるラムサール条約で登録湿地である与那覇湾で、その与那覇湾の関連事業で駐車場が整備をされております。ですから、向こうの駐車場を利用する人、あるいは向こうには野外施設としてバーベキューができる施設など、合併前に旧下地町が整備をしてありますけれども、そのバーベキュー施設、バーベキューをする広場などはちょっと清掃されておりましたけれども、この駐車場を利用して浜のほうに下りるといふようなことになると、ちょうど50メートル先へ行くと、写真にもあるとおり、もう遊歩道そのものが通れなくなっていると、遊歩道が全部決壊してしまっているというふうな感じであります。ですから、これは令和5年度残り、今3月ですから、今月中に発注をして、予算については繰越しをして、令和6年度でこれ調査設計業務をすると思うんですけども、やるというふうな

農林水産部長答弁でありましたが、その詳しい内容、この900万円余の予算、963万9,000円ではどういった業務をやるのか。調査をして実施設計までやるのか。台風シーズンまでには工事をやりたいというふうなことですけれども、今3月です。台風は5月から襲来します。ですから、期間的に本当に言っているように大丈夫なのか。その辺も含めてもう一度答弁をお願いしたいと思います。

それから、7億700万円余の基盤整備促進事業の繰越しでありますけれども、上地中部地区ほか7件の分だと先ほど農林水産部長答弁がありました。中に問題になっている下地の竹アラ地区の基盤整備事業の区域も入っているという説明でありましたけれども、今朝も出勤する前に現場を通ってまいりました。その令和5年の発注はされて、1工区のほうは3月29日まで、2工区のほうは3月31日が工期になっております。恐らく今現場を見ても当然のことながらこの工期にはもうどんなにもがいても終わることができない。担当に聞きますと、県と調整をして令和7年度までの工期の延長を考えているというふうな、内々に承諾を得ているかのような話がありました。ただ、この地区内にはまだ、もう全然手がつけられていない圃場もあるんです。この圃場については、多分1週、今月に入っか、あるいは2月の下旬頃にこの整備事業をしますよ、測量に入るかどうかの目印として、竹ざおに何か赤い目印が縛られたのが何か所かに道路沿いにも立っております。ああ、ここも計画区域内なのかというふうに思いましたけれども、そういった形で本当に工事が遅れている。ここの遅れている理由が、皆さんがこれまで言ってきたのは地下水の問題だと、排水の問題だというふうに言われておりましたけれども、これ排水よりは、排水以外にもっと本当は工事が遅延している理由があると私は思っておりますし、周辺の方々、あるいはその計画に、事業に参加している農家の意見を聞いてもこれは排水だけの問題ではないと、これまでその圃場内に、今されている部分でも水が農地のほうにたまって排水不良になっているというふうなのはほとんど見られないと、ないと言っております。ですから、本当は何が原因でそんなに工事が遅れているのか、その辺をもう一度その生産農家にも、あるいは事業に参加している農家にも分かりやすく説明をしていただきたい。お願いをいたします。

あと、新規就農者の育成総合対策実施事業。農林水産部長答弁によりますと、令和5年度の当初で3名分を見込んで計上しましたということですが、年度末になると3名とも対象にならないというふうな答弁だったと思います。それは、なぜそういったことが起こったのか。事前調査が全くされていないんじゃないか。農家の申込みをうのみにして、本当に詳しく参加したい新規就農者の考えを聞いていないために、年度末になって、いや、相続の問題があるから駄目ですとか、そういった理由で辞退したいという申出が出ているというふうに思います。ですから、その部分については、事業にこういうふうなのを、これは毎年引き続きある事業ですから、これについては事前調査をしっかりとやる。せっかく当初予算で予算を組んで、しかも1億1,000万円も予算計上して、全く使わないで補正減をしてしまうと。予算の組み方が非常に下手くそであるというふうに言わざるを得ません。これについても、この事業について令和6年度の当初予算でどういうふうな形で計上されているかまだ確認はしていないんですが、どういうふうな考えで今後この事業を進めていくか答弁を求めたいというふうに思います。

それから、最近農家から非常に不満が出ているのが、役所のほうに申請書を出して、11月中には口座に振込されますというふうな話があつて、その申請をしましたがけれども、正月が過ぎても振込がないと。これ多分10ページの農業生産力向上及び農家所得アップ支援事業のことを言っているというふうに思ってお

りますが、なぜ事務処理が追いついていないんですか。職員が不足しているのか。電話で担当課に問合せをすると、今準備をしています、この返事の一点張り。いつ頃振込されますかと言っても、その日にちについてははっきり申し上げられませんけれども、今事務処理をしているところだと、そういった返事しか返ってこない。11月からはもう3か月過ぎようとしておりますけれども、市民の皆さんからは役所の仕事はそういうものかというふうな不満が相当出ております。これについてお聞きしたいと思いますが、ぜひ詳しく、その農家の皆さんが理解できるような説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

まず、今回繰越しをしております西浜崎海岸についてでございます。これ補正予算でも963万円の補正を組んでおりますけれども、応急対策工事を6月上旬までに終えたいというふうに考えております。これは、浸食されている区間220メートルに透水性のシートに捨て石を入れたブロックを敷き詰めて、海岸の浸食を防止する応急的な対策を実施する予定でございます。そういう工事もしながら、当初予算で測量及び設計業務を計上しております。可決後、応急対策と並行して測量設計を進めて、今度は補正予算、9月または12月で石積み設置工事の予算を計上したいというふうに考えております。その後、令和7年の補正予算でのり面及び遊歩道の復旧工事を行いたいと考えているところでございます。

基盤整備事業竹アラ地区ですけれども、1工区につきましては工事は3月末で完了する見込みとなっております。2工区につきましては繰越しを計上しているところでございますけれども、2工区につきましては発注予定の地権者から地区変えの要望があったことが今回主要な要因でございます。これまでの工事の遅れ等も若干影響しているということでございますので、速やかに進めていけるように鋭意努力してまいります。

続きまして、新規就農者について、ちょっと資料を確認させていただきたいと思います。10ページに農業生産力向上及び農家所得アップ支援事業の繰越額を1億5,203万3,000円計上しております。これ9月に申請を行った方々、それ以降にも申請が幾つかあるんですけども、現在においてもまだ振込が完了がされていないと、振込されていないことがあります。大変申し訳なく考えております。これの要因としまして、申請時における口座番号とか誤字脱字による誤り等がありまして、それに時間を要しておりますけれども、順次振込を進めておりまして、3月末までに支給予定をしております。もうしばらくお待ちいただきますようご理解申し上げます。

新規就農につきましては、ちょっと資料を確認いたしまして答弁させていただきます。

◎上地廣敏君

最後になりますけれども、1点だけ。

今農林水産部長は、9月から受付を開始をした、ただまだ振込されていない方々については口座番号、あるいは申請書の過誤ですか、そういったもののために振込作業が遅れているというふうな答弁ですけれども、この申請は確かに受理をされた、全然間違いもないし口座番号にも全く間違いはない、そういった人たちが文句を言っているんですよ。これは当然、間違っているんだったら役所から口座番号が違いますよ、あるいはどこどこが違いますよというふうな確認の電話があって、本人も知っていると思うんですけども、そういうふうにくくりにして、いやいや、口座番号が間違っていましたから振込が遅れていますと言ってもらったんでは、正直に正確に申請をした人たちはばかを見ているということになりますから、そういった答弁はしないほうがいいですよ。これは詭弁ですから。ですから、事務作業の事務能率

が当初考えていたように上がっていないので、最大限努力をして3月中には何とか支払いを済ますように努力をいたします、申し訳ございませんでしたぐらいの謝罪はすべきだと思うんです。これについてどう思いますか。答弁を聞いて終わりたいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

農家所得アップ支援事業の振込の件が大幅に遅れているという件でございます。おっしゃるとおり、事務作業、申請件数を取りまとめて、義務履行とかそういうものをして、まとめて振り込むという形にしているため、大分事務作業が遅れているのは確かでございます。もう少しどうすれば早く進むかということを考えながら、ちゃんと効率的な業務ができるように努めてまいりたいと思います。大変申し訳ございません。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありますか。質疑はいいですか。

◎狩俣政作君

これ特別会計もいいんですね、議長。特別会計も大丈夫ですか。2点だけ質疑いたします。

まず、議案第10号の令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第11号）です。61ページの3目空港管理費の12節委託料の1億円の減の理由を教えてください。

それと、議案第21号、令和6年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算の13ページ、再生可能エネルギー売電収入。来間島太陽光発電売電収入のこの金額、767万4,000円です。これ毎年毎年減っていているんですけど、令和3年には1,500万円ぐらいありました。令和4年で約1,100万円。だんだん減ってきて、この減少がちょっと大きいので、その理由を教えてください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

令和6年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算の13ページの、歳入の再生可能エネルギーの売電収入ということです。今回、売電収入が413万6,000円の減となっております。その減額の理由はということです。売電収入につきましては、直近の3年間、これは令和2年から令和4年の3年間なんですけども、の傾向を考慮しながら試算表により算出をしております。この令和2年、令和4年の3年間で約16%の減ということになっておりますので、その試算表に基づいた形になっております。減の要因としましては、昨年度途中より売電収入のパネル等廃棄用積立金が差し引かれております。これ沖縄電力株式会社のほうから売電という形で収入を得ているんですけども、その中で発電実績によって1.62円をこのパネルの廃棄用積立という形で積立てをしております。また、パワーコンディショナーの故障が増になっていることも影響しておりまして、それで発電停止が影響をしているということです。また、令和4年、令和5年のパワーコンディショナーの修理をしましたので、以前と同程度の収入回復を見込みたいところなんですけども、また太陽光パネルが10年経過しているということもありまして、経年劣化を考慮し、試算表に基づきまして算出をしたところです。

◎建設部長（川平陽一君）

令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第11号）の61ページです。空港管理事務費になります。この中で、空港管理事務費が1億173万7,000円減額となっております。この理由としましては、空港管理費につきましては、主に委託費が概算要求額から交付決定された県支出金との差額の減額となります。理由とし

ましては、空港管理費については予算編成時に前年度の実績や見積額を基に県へ概算要求を行っておりますが、県からの交付内示が3月上旬頃に行われるため、要求額から交付決定された県支出金の差額を減額補正とします。

◎狩俣政作君

久貝順一企画政策部長、売電収入というこの項目の金額というのは、これはいろんなことを考慮して出しているんですか。純粋な売電収入ではなくて、その中から差し引いていった金額という認識ですか。

それで、たしかこれ十何年前の実証実験の売電と思うんですけど、そのときの。パネルの耐用年数が20年と言われた中で、パネルが既にもう劣化しているという話でよろしいでしょうか。パワーコンディショナーも随時交代しているということ。

もう一点。2年前にまたマイクログリッド構想として来間島でやったと思うんですけど、同じような実証実験も。あれの売電はどこに行っているんですか、お聞きします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後4時52分）

再開します。

（再開＝午後4時54分）

◎企画政策部長（久貝順一君）

大変失礼しました。このマイクログリッドに関しましては、域内での循環という形で電力を供給しているというところもありまして、系統とはつながってはいないところがあるんです。そういうことで、ここに関しては売電の収入というのではないということになっております。

（「休憩でいいですか」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後4時55分）

再開します。

（再開＝午後4時55分）

◎企画政策部長（久貝順一君）

このマイクログリッドに関しましては、域内循環という形でのものをやっているということです。パワーコンディショナーにつきましては、令和4年度から令和5年度にかけて結構故障が多くなって、電気がつくれないといいますか、売電ができないというところがありました。そういった中で、去年も令和4年度から繰越しという形で、たしか全体で12台のパワーコンディショナーの修繕をしたのかなというふうに記憶しているんですけども、そのパワーコンディショナーの影響があって売電収入が多く得られなかったという部分も影響しているということで、売電収入とこのパワーコンディショナーの修繕は全く関係はないということです。

◎狩俣政作君

パワーコンディショナーの修理と売電収入は関係ないと今おっしゃったんですけど、先ほどの答弁でこ

の出している売電収入はいろんなもの差っ引いて出しているんだという話をして、その中にパワーコンディショナーの修理が入っていますって言ったので、私は当初予算でパワーコンディショナーの修理は入っているのではないですかという話をしたんです。もう一個言うと、この20年もつと言われている太陽光パネルがもう劣化しているんですかという質問をしたんです。それに対する修繕も行っているんですかということなので、それを聞いて質問終わります。

◎企画政策部長（久貝順一君）

すみません。ちょっと語弊があったのかな。この売電収入からパネル等の廃棄用積立てという形で国の外郭団体のほうに年間40万円から50万円ぐらい、これ発電量に合わせて、発電量掛ける1.62円をこの廃棄用積立てという形で積立てを、沖縄電力株式会社のほうが売電収入から差し引いてやっているということです。パワーコンディショナーも含めて太陽光パネルも何件か故障があったりとか、台風の影響で破損とかそういった部分もありますので、その中で特に令和4年、令和5年が集中してあったということもあって、また今後、もう10年も経過している中でパワーコンディショナーの修繕等も今後もしかしたら増えるかもしれないという想定もあって、その中で売電収入で得られる金額が向こう3年間の試算表によると約16%ほど落ちるということで今回の当初予算の計上となっているところです。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後4時58分）

再開します。

（再開＝午後4時58分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

先ほどの上地廣敏議員の質疑に答弁がまだの部分がありましたので、お答えしたいと思います。

55ページの新規就農者育成総合対策事業に関するところでございます。令和5年度は、10名の方が今回この事業の活用に応じ込んでおりました。そのうち3名の方が辞退ということになっております。新規就農者の事業の決定につきましては、何度も面談を行いながら、県の農林水産振興センター農業普及課とも連携、事前調査、事業の条件整理を行っているところでございますが、事業の断念の経緯といたしまして、研修期間中に父親が急死して計画申請までに相続完了が厳しい状況となった方とか、また予定していた祖父の農地の相続が厳しい、相続の関係で不透明となったということや、この支援を行う前に実際に農業振興の補助も活用している状況や農産物の出荷状況、実績も確認できたため、調査の結果、補助の活用ではなく、新規就農者の認定を受けて融資に切り替えるということになって3名が辞退しているということでございます。令和5年度の新規就農の補助は、2,400万円のうち1,230万円を支援しているところでございまして、令和6年度はハード面の経営発展支援事業で4名の2,200万円、ソフト面の経営開始資金で8名の1,250万円を計上しているところでございます。今後とも新規就農者の確保に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎栗国恒広君

私のほうからも議案第10号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第11号）の件でお伺いしたいと思います。

まず、46ページ、沖縄振興特別推進費で、委託料を含んで負担金、補助及び交付金が、委託料で4,724万4,000円、負担金、補助及び交付金が1,445万2,000円。この減額になった説明をお願いします。

それと、先ほど上地廣敏議員もおっしゃっていました55ページ、農業振興費の中で肥料、農薬及び農業資材高騰対策の補助金ですけど、これは農林水産部長、次年度に繰り越すということですか。この減額になった1億3,900万円余り、手数料を省いて。それを令和6年度の予算に計上するということですか。その辺の説明です。あとは購入時期。例えば受付を開始して、この購入時期に当たった時期をもう一度説明をお願いします。まず、それをお願いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

議案第10号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第11号）の46ページ、節の区分で委託料と負担金、補助及び交付金の減になった理由です。この委託料と負担金、補助及び交付金に関しましては、単純にこれは事業費の残という形で計上されておりまして、全部で十何事業あるかと思うんですけども、その中の合計額が委託料の中で4,724万4,000円の減、また18節の負担金、補助及び交付金に関しましても1,445万2,000円の減となっています。これトータルした数字であるというふうに考えております。

（議員の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後5時05分）

再開します。

（再開＝午後5時05分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

まず、47ページの2款総務費の14目沖縄振興特別推進費の中で、緊急優良母牛更新事業補助金で832万1,000円の減額補正を計上しております。当初、母牛80頭に対し上限40万円を交付する計画で3,200万円を予算化しましたが、実績といたしまして72頭、2,291万円の交付となったため、残額分の832万1,000円の減額補正を計上しているところでございます。計画より下回った要因としましては、全国的な子牛の競り価格の下落で牛の購入費が想定より低くなったことと、生産資材の高騰の影響を受けまして申請農家の一部が母牛更新を見送ったため、12件の申請辞退が発生したことによるものでございます。

続きまして、55ページ、6款農林水産業費の肥料、農薬及び農業資材高騰の補助についてでございます。この事業は、繰越しはしません。この事業ですけれども、この事業の95%を占める肥料について支援を見送ったことが今回大幅な減額となっておりますけれども、肥料高騰への支援を見送った理由といたしまして、令和4年5月時点の基準価格を化成肥料804の事例でいいますと2,182円を基準にしておりました。その翌月の6月から10月の価格は、1,161円高くなって3,343円と、基準値よりも1.53倍アップしております。さらに、令和4年11月から令和5年5月末までは基準よりも1,611円高くなりまして、この時期が高騰のピークでございました。ここまでは国、県とJAの支援等がございましたので、市は支援をしておりません。6月以降に市が支援しようとしたところ、1,064円ほど下がりまして、基準よりは547円高くなっておりま

すけども、1.5倍以内に収まったということと、さらに令和5年11月以降にさらに、基準よりも320円ほど高いんですけども、ピーク時よりは1,291円ほど安くなっておりまして、大分値上がり傾向が落ち着きを見たということを踏まえて、総合的に勘案しまして支援を見送ることとしたことによるものでございます。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

私のほうから46ページのほうで、クルーズ船観光受入体制強化事業の委託料の減についてご説明申し上げます。

この事業、クルーズ船寄港時におきまして、観光案内所、また通訳等の対応を観光協会のほうに委託している事業でございます。減の主な理由としましては、当初予算計上時におきましては140回の寄港を想定しての予算編成となっておりますが、実績が50回程度となるということで、通訳等の委託料が減になったことが要因となっております。

◎企画政策部長（久貝順一君）

46ページ、一番下のほうなんですけども、下地島空港を活用した貨物輸送力強化事業の188万7,000円の補正減についてご説明をいたします。

内容としましては、今年度、業務設計時に発注仕様の精査をしたところ、当初予算要求時点であった令和4年10月時点の見積額より人件費の工数等が減少しまして、設計金額が予算額より136万7,000円減額となっております。また、市がプロポーザル応募時に提示した設計金額が1,446万円となっておりますけれども、受託事業者の提案額に52万円の差がありました。それで、136万7,000円と52万円の合計が188万7,000円の補正減となっております。

あと、47ページ、観光循環バス自走化実証事業の減額補正についてであります。観光循環バス自走化実証事業、通称ループバスと言っておりますけども、これに関して補正減の理由としましては、当初予算計上時と比較して運行に係る国の認可の関係から、予定より1か月遅れた。当初6月から1月末という形ではあったんですけども、運行期間が短縮したことに伴いまして着手時の契約金額も減少し、予算額より858万9,000円の少ない金額で受託事業者と契約を締結いたしました。また、今年度から観光客の増加等によりまして夕方において観光客と市民の移動に対する需要が重複しまして、タクシーがなかなかつかまらないという問題がありました。その解消に向けて、新たに市街地循環路線の実証を実施をいたしました。これも当初7月から11月という形で予定をしていたんですけども、しかしながら当該路線の運行ルート、ダイヤ設定におきまして、タクシー協会をはじめ、関係機関との調整に時間を要したため、当初計画していた7月の運行開始が11月へ後ろ倒しとなりました。期間の短縮によって運行経費が減少したことから、計画していた事業費より1,483万8,000円の減額が生じております。それで、先ほど言った858万9,000円とこの市街地循環路線バスの1,483万8,000円を合計した額が2,342万7,000円の減額補正となっております。

あとそれと、今回委託料とか補助金とかそういった形で減額補正をされておりますけども、この減額したものにしましては、ほかの事業に流用といいますか、充当しているというところがありますので、減額したものにしましてはほかの事業に充てるという形でやっております。

◎教育部長（砂川 勤君）

私のほうでは、選手派遣費補助金交付事業446万8,000円の補正減についてでございます。内容としましては、昨年8月、大会が多い夏休みの時期に台風が襲来し、約1週間空便、空港、飛行機が欠航したこと

によるものが主な要因です。その他としましては、令和5年度に県立高等学校の選手派遣費も補助をしています。当初予算はちょっと見込めないということと、あとはコロナ禍であったために、コロナ禍の派遣実績があまり参考にならなかったんですけども、その差額分が多少出たということの補正減となっております。

◎水道部長（兼島方昭君）

私のほうからは、地下水保全調査事業の166万3,000円の減について説明します。

これは、沖縄振興特別推進市町村交付金を活用した事業で、入札残で166万3,000円が余ったということで、沖縄振興特別推進市町村交付金を返還したということです。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

47ページの宮古島市ひとり親家庭生活支援事業の減額217万1,000円についてお答えします。

ひとり親家庭生活支援事業とは、ひとり親家庭の生活の安定と子供の健全育成を図るため、民間アパート等を借り上げた住宅支援等を行い、地域の中で自立した生活が送れるように支援する事業です。1年間の住宅家賃を補助するものです。当初3世帯を目標に予算を計上しましたが、実質、今現在1世帯の支援のみになっておりますので、2世帯分の減額217万1,000円となっております。

◎建設部長（川平陽一君）

同じく46ページの観光地アクセス道路の環境美化強化事業です。この事業は、観光地のアクセス道路の環境美化強化事業で、道路の清掃を行っております。1,474万1,000円の減額については、委託費の入札残でございます。

次に、観光地公園の環境美化強化事業でございます。この事業は、観光地の公園環境美化強化事業で、都市公園の5つの公園の清掃を行っております。111万8,000円の減額については、委託費の入札残でございます。

◎教育部長（砂川 勤君）

46ページ、丸3つ目、課題を抱える児童生徒の支援事業ということで、822万円の補正減となっております。課題を抱えるその事業は、生徒指導上の課題のある児童生徒に対して、生活環境や不登校、学業不振等の改善のために、個々に応じた適切な支援を行うためにスクールソーシャルワーカー、あるいは学習支援員や校内自立支援員を配置することになっております。ただ、会計年度任用職員でございますけども、求人を出してありますけども、なかなか応募がなかったということと、あとは応募があったんですけど途中で退職したり、ちょっと間が空いたという部分で、人数の減によるということになります。

◎栗国恒広君

沖縄振興、この推進費というのはやはり国、あるいは県からの交付金だと思うんです。やはりしっかりこの事業を煮詰めた上で予算編成しないと、こういった減額申請、やはり今後のこの事業についてはしっかりこれ精査して予算編成をしてもらいたいなと思っています。事業を実施されなかった、コロナで実施されなかったと、いろんなもの等々もあるんですけど、やはり先ほど言ったように沖縄振興特別推進費ですので、しっかり、国から減額されるおそれがあるんですよね、これね。事業実施できなかったということになると、やはりその辺の予算配分をしっかりとってもらいたいなということです。その点について答弁をお願いします。

それで、今回、一般会計補正予算を見るとやはり繰越明許費が大きいんですよね、どの事業を見ても。私は一般質問、9月定例会で予算執行が遅いんじゃないかということを質問しました。他の10市町村では、もう9月になると50%以上は予算執行されているんですけど、本市はまだ30%台でしたよ、これ。この影響がこの繰越明許費に表れているんじゃないかなと思っています。そういう意味では、今後こういった、これ繰越明許が起こるといのは、農業基盤整備もそうですよ。全部繰越しになっちゃうんですよね。市民が当初予算でやるべき事業が全部遅れていると。その辺について今後どういうふうな予算措置で、新年度も含めてどういうふうな予算執行をやっていくのか、その辺について答弁ください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

46ページ、沖縄振興特別推進費の件であります。マイナス補正という形にはなっているんですけども、先ほども申し上げたんですけども、他のこれ以外の事業がありますので、その事業に振り分けをしているということです。特に充当率が低い、これ実際言えば市町村8割、県が2割という形になっているんですけども、事業の中で6割とか5割とかそういった事業がありますので、この補正で減となった予算に関しましてはその事業に充てて充当率を上げるという形でやっておりまして、当初6億900万円が配分という形で入っているんですけども、それ以外に、12月の補正でもお願いをしたんですけども、ほかの市町村から流用も含めてやっておりまして、今回も1,505万1,000円の市町村間流用という形でやっておりますので、市としては6億円……すみません。これにはちょっと入っていないんですけども、36ページの県補助金のほうを見ていただくと分かるんですけども、6億900万円から12月にも2,000万円余り補正をしたんですけども、今回も1,500万円余の市町村間流用がありまして、本市での最終的な配分としましては6億4,488万3,000円となっております。これは全て不用がないような形で、ほかの事業にも振り分けながら活用していくということになっておりますので、よろしくお願いします。失礼します。

◎副市長（嘉数 登君）

栗国恒広議員からありました工事の発注状況ということにつきまして、やはり我々もそういった問題意識を持っておりまして、次年度から早期発注、可能な限り年間を通じた発注の平準化、さらには前年度、何月でしたかね、7月、8月ぐらいに初めてやったんですけども、四半期ごとの各部単位の進捗状況の把握というのが非常に大事になってくるのかなというふうに思っております。そういった部分が必ずしもうまく機能していなかったのかなという反省もございますので、新年度からは、繰返しになりますけども、早期発注、それから可能な限り年間を通じた発注の平準化ということもやりつつ、四半期ごとに進捗状況を把握しながら全体的な、全庁的な進捗を促していきたいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

最後にお伺いしたいと思うんですけど、今回、議案第9号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）で伊良部の屋外運動場整備工事で、実質設計料という感じで2,323万2,000円ですかね、繰越明許費がされているんですけど、これ実施設計の委託費という説明がありました。この件に関しても、実施設計がといて工事の発注、今後の計画はどうなっているんですか。というのは、やはりこの伊良部の屋外運動場の整備は、今回も韓国の2軍のプロ野球球団が来っていますよね。整備費で大体3億円ちょっと予算が計上されているかなと思っています。しかし、さっき言った事業の執行、これ実施設計がいつまでまわって、工事を発注して、2月にはキャンプが来るんですよ。そこを鑑みて、このスケジュールはどうなっ

ているのか答弁をお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

伊良部屋外運動場整備事業の2,323万2,000円の補正予算の理由ですけれども、伊良部屋外運動場整備事業は令和6年度に採択する予定でしたが、実施設計の委託料に対する補助金が令和5年度で前倒しで交付されておりますので、年度内での発注が困難となっておりますので、これ繰越事業となります。これ今回の先議を受けまして、すぐ入札執行して契約をします。契約執行して、令和6年度7月まで実施設計の工期を持っております。その後、工事を行って、令和6年度としての工事を行う予定となっております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております16件のうち、日程第2、議案第10号から日程第16、議案第24号までの計15件については、議案付託表のとおり各所管委員会に付託します。

なお、議案第10号の歳出については、歳出款項別審査委員会表により所管委員会のご審査をお願いします。

お諮りします。日程第1、議案第9号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

日程第1、議案第9号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は可決されました。

お諮りします。本日議決された議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

(散会＝午後5時30分)

令和 6 年

第 2 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

3 月 5 日 (火) 3 日目

(議案 (条例等) に対する質疑 (付託))

令和6年第2回宮古島市議会定例会（3月）議事日程第3号

令和6年3月5日（火）午前10時開議

日程第 1	議案第 25号	宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の一部改正について (市長提出)
〃 第 2	〃 第 26号	宮古島市役所の位置を定める条例の一部改正について (〃)
〃 第 3	〃 第 27号	宮古島市出張所設置条例の一部改正について (〃)
〃 第 4	〃 第 28号	宮古島市地産地消振興センターの設置及び管理に関する条例の制定について (〃)
〃 第 5	〃 第 29号	宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について (〃)
〃 第 6	〃 第 30号	宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について (〃)
〃 第 7	〃 第 31号	宮古島市介護保険条例の一部改正について (〃)
〃 第 8	〃 第 32号	宮古島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について (〃)
〃 第 9	〃 第 33号	宮古島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (〃)
〃 第 10	〃 第 34号	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理について (〃)
〃 第 11	〃 第 35号	宮古島市附属機関設置条例の一部改正について (〃)
〃 第 12	〃 第 36号	宮古島市肉用牛センター条例の制定について (〃)
〃 第 13	〃 第 37号	宮古島市立学校設置条例の一部改正について (〃)
〃 第 14	〃 第 38号	宮古島市議会議員及び宮古島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部改正について (〃)
〃 第 15	〃 第 39号	財産の取得について (〃)
〃 第 16	〃 第 40号	財産の無償譲渡について (〃)
〃 第 17	〃 第 41号	団体営土地改良事業（区画整理）仲原西地区の計画変更について (〃)
〃 第 18	〃 第 42号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について (〃)
〃 第 19	諮問第 1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (〃)
〃 第 20	同意案第 1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について (〃)
〃 第 21	〃 第 2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について (〃)
〃 第 22	〃 第 3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について (〃)

日程第 23	同意案第 4 号	農業委員会委員の任命について	(市長提出)
〃 第 24	〃 第 5 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 25	〃 第 7 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 26	〃 第 8 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 27	〃 第 9 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 28	〃 第 10 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 29	〃 第 11 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 30	〃 第 12 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 31	〃 第 13 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 32	〃 第 14 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 33	〃 第 15 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 34	〃 第 16 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 35	〃 第 17 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 36	〃 第 18 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 37	〃 第 19 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 38	〃 第 20 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 39	〃 第 21 号	農業委員会委員の任命について	(〃)

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

議 案 付 託 表

令和6年3月5日（火）第2回定例会

委 員 会 名	議案番号	件 名
総務財政委員会	議案第25号	宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の一部改正について
	議案第26号	宮古島市役所の位置を定める条例の一部改正について
	議案第27号	宮古島市出張所設置条例の一部改正について
	議案第28号	宮古島市地産地消振興センターの設置及び管理に関する条例の制定について
	議案第29号	宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	議案第30号	宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
	議案第38号	宮古島市議会議員及び宮古島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部改正について
	議案第42号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について
文教社会委員会	議案第31号	宮古島市介護保険条例の一部改正について
	議案第32号	宮古島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第33号	宮古島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第34号	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理について
	議案第35号	宮古島市附属機関設置条例の一部改正について
	議案第37号	宮古島市立学校設置条例の一部改正について
	議案第39号	財産の取得について
	議案第40号	財産の無償譲渡について
経済工務委員会	議案第36号	宮古島市肉用牛センター条例の制定について
	議案第41号	団体営土地改良事業（区画整理）仲原西地区の計画変更について

令和6年第2回宮古島市議会定例会（3月）会議録

令和6年3月5日（火）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（散会＝午後2時13分）

議長（23番）	平 良 敏 夫 君	議員（11番）	上 地 堅 司 君
副議長（18〃）	長 崎 富 夫 〃	〃（12〃）	仲 間 誉 人 〃
議員（1〃）	久 貝 美奈子 〃	〃（13〃）	平 良 和 彦 〃
〃（2〃）	下 地 茜 〃	〃（14〃）	下 地 信 広 〃
〃（3〃）	砂 川 和 也 〃	〃（15〃）	我如古 三 雄 〃
〃（4〃）	狩 俣 勝 成 〃	〃（16〃）	前 里 光 健 〃
〃（5〃）	富 浜 靖 雄 〃	〃（17〃）	西 里 芳 明 〃
〃（6〃）	下 地 信 男 〃	〃（19〃）	友 利 光 徳 〃
〃（7〃）	新 里 匠 〃	〃（20〃）	上 里 樹 〃
〃（8〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（21〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（9〃）	山 下 誠 〃	〃（22〃）	上 地 廣 敏 〃
〃（10〃）	池 城 健 〃	〃（24〃）	山 里 雅 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	座喜味 一 幸 君	会 計 管 理 者	儀 間 博 君
副 市 長	嘉 数 登 〃	水 道 部 長	兼 島 方 昭 〃
企 画 政 策 部 長	久 貝 順 一 〃	消 防 長	宮 國 和 幸 〃
総 務 部 長	與那覇 勝 重 〃	企 画 調 整 課 長	前 原 敦 〃
福 祉 部 長	松 堂 英 彦 〃	総 務 課 長	豊見山 徹 〃
市 民 生 活 部 長	友 利 毅 彦 〃	財 政 課 長	国 仲 英 樹 〃
農 林 水 産 部 長	石 川 博 幸 〃	教 育 課 長	大 城 裕 子 〃
建 設 部 長	川 平 陽 一 〃	教 育 部 長	砂 川 勤 〃
観 光 商 工 ス ポ ー ツ 部 長	砂 川 朗 〃	生 涯 学 習 部 長	天 久 珠 江 〃
産 業 振 興 局 長	下 里 盛 雄 〃	選 挙 管 理 委 員 会 長	仲 間 正 人 〃
こ ども 家 庭 局 長	仲宗根 美佐子 〃	選 挙 管 理 委 員 会 長	狩 俣 智 紀 〃
環 境 衛 生 局 長	下 地 睦 子 〃		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	下 地 貴 之 君	次 長 補 佐	与那嶺 彰 成 君
次 長	仲 間 清 人 〃	議 事 係 長	国 吉 たかよ 〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第3号のとおりであります。

この際、日程第1、議案第25号から日程第39、同意案第21号までの計39件を一括議題とし、質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎前里光健君

議案第40号の財産の無償譲渡について、こちら旧来間小学校、また中学校の校舎の無償譲渡ということになっております。これ54ページでございます。こちらで質疑したいのは、財産の無償譲渡の決定についてなんですが、いつ頃教育委員会において無償譲渡が妥当だと決定、また方針が決まったのか、計画があれば教えてください。

次に、合意形成、いつ頃地域住民や自治会に対しての説明があったのか。この地域が企業に来てほしいとか、そういう声かけが、要望があったのか。

次に、なぜこの企業に決まったのかということなんですが、調べますと、資料提出されていますが、設立したばかりの会社、また資本金等々見ますと、本当に最近できた、今後どうなるのかなと思う企業であります。いろいろ関連企業があるということで伺っております。なぜこの企業に決まったのか。

次に、譲渡することによる本市へのメリットということです。資料見ますと、解体の予算の削減等、利活用、地域の活性化等々になるとは思いますが、この辺に関してお答えください。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時02分）

再開します。

（再開＝午前10時04分）

◎教育部長（砂川 勤君）

いつ頃事業者からお話いただいたかということでございます。まず、株式会社ゆいまるプロジェクトからの建物の無償譲渡の申請につきましては、令和6年1月9日、旧来間小中学校の用地、校舎の譲渡及び貸与の申請がありました。そこで、宮古島市公有財産検討委員会に基づいて審査を行い、結果については令和6年2月8日に承認を得ております。

それと次に、事業者、組織についてでございます。申請された事業者は、株式会社ゆいまるプロジェクト、今回旧来間小中学校の利活用を目的として新規に立ち上げられている事業者でございます。主に来間地域において地域マイクログリッド構築事業、地元とのつながりもあることから、自治会との関係性は持たれているということと、あと別に宮古島未来エネルギー代表であることと、株式会社ネクストエムズ代表取締役であること、現在、宮古島市島嶼型スマートコミュニティ実証事業に取り組んでいるということでございます。

ちょっと休憩。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時06分）

再開します。

（再開＝午前10時07分）

◎教育部長（砂川 勤君）

失礼しました。令和5年7月18日に来間部落会より当該事業者と自治会の協働で事業を行いたいという要請がございました。来間部落会の臨時総会、10月25日でございます。において事業の代表者である比嘉氏による説明がなされた上で、正式に来間自治会の総意を得た後、令和5年11月に事業者選定委員会を開催し、合格判定が出ているところでございます。

◎前里光健君

こちら事業者選定委員会というものが開かれたということで、これはもう地元の合意形成が取れていますよというお話ですよ。ただ、追加で資料を求めたところ、資料が出てきています。その資料の中身を見ますと、昨年できたばかりの会社で、資本金150万円、今教育部長も説明いただきましたけども、3つぐらい事業持っていて、そしてこの地域との関わりがあるということ、とても非常にいいことだと思っていますし、地域の発展に寄与しているということは分かるんですが、この事業計画書なんですけども、中身を見ますと補助金頼りのコメントが多いんですが、これは事業計画書の12ページですか。12ページのほうで、宿泊の部分も交付金2分の1、オフィスの交付金、補助金を頼りにすると。次の15ページになりますか、事業計画、事業収支計画の中に、補助金が獲得できれば事業運用は非常に良好だが、補助金が獲得できない場合は事業見直しが必要となるということで、こうやってしまうと申し訳ありませんが、補助金頼りになっていると。資本金150万円ですと事業はされていると思いますが、これまでのプレゼン等をされた中で、この会社であれば途中で頓挫して、メリットがあるというような話になったかと思いますが、その辺りどうお考えなのか。これ先ほど質疑しましたけども、メリットですね。本市へのメリット、そこを答えてはいませんが、その点も含めてお答えください。

◎教育長（大城裕子君）

確かに事業計画書の中には補助金に関する部分が出てまいりまして、補助金が活用できない場合は事業を見直すというような文言が記されております。そこは事業者の皆さんの方々からもしっかりした事業計画をまた立て直して、地域の皆さんと一緒に取り組んでいく旨の説明を受けているところです。

今回、この事業所が、地域住民が来間自治会の総会において、事業の代表者である比嘉氏による説明がなされた上で、正式に来間自治会で認められたと、総意であるということで教育委員会にも届けられたということがあります。最初このお話が来たのは、先ほど教育部長からもありましたように令和5年7月18日でした。来間自治会より当該事業者と自治会の協働で事業を行いたいという要請がありました。宮古島市の宮古島市閉校学校施設個別計画の中で、閉校学校利活用の優先順位の考え方として、利活用の優先順位については公用公共的施設への転用、市と民間事業者等での協働による利活用、地域、自治体全体での利活用、公募による民間事業者での利活用というふうに優先順位を定めているところです。今回は、地域の

皆さんが初めに来られた。この事業者とともに地域の活性化に向けて取り組みたいという要請をしてこられたということが一番この財産無償譲渡まで至った理由、大きな理由となります。

本市にとっても学校跡地といいますのは、学校教育施設だけでなく、地域の皆さんの様々な活動の場となった地域の皆さんに愛着のある場所です。地域の皆さんがこの事業者と一体となって地域の活性化に取り組んでいきたいという意気込みを感じられましたので、これは地域の皆さんの思いを最大限生かした活用の方法となるのではないかとこのところで判断したところです。

（「メリット」の声あり）

◎教育長（大城裕子君）

メリット。先ほど答弁したと少し重複する部分があるかもしれませんが、やはり地域の皆さんに愛された施設であります。地域の皆さんがそこをまたもう一度自分たちのコミュニティの場として大いに利活用していくということは本市にとって、地域にとって大いにメリットになると思います。また、事業者も宿泊施設等、地域の皆さんを雇用、最大限雇用できるような仕組みづくりを行いながら事業を展開していきたいというふうに説明をしているところですので、地域の雇用創出、そして地域の活性化、また地域の可能性をどんどん探っていくというところでも非常に期待できる事業者であり、事業であると考えているところです。

◎前里光健君

事業者選定委員会というものがなされて、地域の合意形成、説明もあって、協働で今後この運営がなされていくということなんですけど、この事業計画書もしっかりと協働でやっていくので、地域の皆さんもリスクを負いながら一緒にこの計画に沿って動いていきますよという合意形成が取れているということだと思います。

一応この自治会の要望の反映についてという資料があるんですが、その中で建築物、これは解体に恐らく1億円程度想定されますと。年間500万円程度の解体費積立てが必要、かつ建物修繕費も年間120万円程度が想定されます。年間1,000万円程度の利益を創出しなければ維持できないレベルですという株式会社ゆいまるプロジェクトの回答、これは企業から出されているところなんです。年間1,000万円の利益を創出しなければ維持できないレベルというものを自治会と一緒に協働でリスクを負って、最終的には解体、それはもうリスクも自治会の事業の中で、この会社の中で積み立てて、最終的にはそこも自分たちで責任を負ってくださいよということにはなと思うんです。ですから、その説明も全てなされた上でこの事業は進むと。今雇用のお話もありましたけど、ある一定の計画が合意形成取れている、このリスクもちゃんと把握しているということで理解していいですか、皆さんは。確認お願いします。

◎教育長（大城裕子君）

皆様のお手元に届いているゆいまる来間島の資料は、来間自治会の総会で配付された資料と同じものだと伺っております。その内容も十分に比嘉代表のほうから説明がなされたということですので、地域住民もそれを理解された上で、今回総会では議決されたものと捉えています。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地信男君

私からも2点ほど質疑させてください。

まず、議案第36号の宮古島市肉用牛センター条例の制定について、これ全部改正になっていますけども、なぜ今のタイミングでこの条例を改正するのかということをまずはお聞かせください。理由、提案理由の中にも業務に係る規定の見直しとか文言の整理とかありますけども、具体的には使用許可という部分が挿入されていますね。なぜこのような改正をする必要があるのかを教えてください。

それから、今の議案第40号の財産の無償譲渡について、私は来間島の方々が、島の皆さん方がよりどころにしていた学校がなくなって、地域の核となる活性化をどこに求めるかというところに、やはり学校を活用していくという方針が部落内でも、自治会内でも議論されてきたと。やはりこういう事業を展開していくためにはどうしても財源を、維持管理費も含めて資金が必要になるということで、民間の力を借りざるを得ないということが来間島の皆さん方の大きな課題となっていて、そこでこの比嘉さんですか、代表されている方々、いろんなご縁の中で、新たにゆいまるプロジェクトという会社をつくってやるんですけども、私は大事なことは地域が関わっていくことがとても大事だと思います。一企業としてここに事業展開がそれだけで終わってしまうと、もう地域がなおざりにされてしまって、地域が活性化するということの目的が損ねて、一企業の発展だけが達成されてしまうというようなことがあってはいけませんので、もちろんこの譲渡についても賛成です。計画に対しても賛成ですけども、ただ、今教育長が自治会と協働で事業を進めていくというものが、示された計画の中にははっきりないんです。口頭で市に出向いて、協働でやりますといったところで、この計画にのっとってこの事業を進めていく、あるいは市は対応していくわけですから、どこに協働という形があるのかというところが、後々問われたときに何をもって優先にしたのかというところが行政の中でも課題として残ると思うんです。

これ自治会の方にも確認したんですけども、これは協働提案ではなかったのか、あるいは組織をきちんとつくって、目に見える形で協働でやっていますよという形にすべきではなかったかということを少し確認したら、細かなものは後でこの会社とすり合わせをしていくということは、来間部落の方々の認識としては、まずはこの一企業が走ります。その後で地域住民が、地域住民はどう関わりをしていくかということとを詳しく詳細に詰めていくということになると、これどうも違うなという気がしているんです。

この施設活用の際に、先ほど教育長がおっしゃった優先順位というのがありましたよね。協働、あるいは地域が主体となってやるというのが、まずは原則的には公募であるけども、公募する前にこういう協働であるとか地域が主体となってやるのであれば、優先的にこの計画を確認しますよって話でした。これが計画を見て、少し私も疑問に思ったのが、その辺の地域との協働、具体的にはどういうことを協働してやっていくのか。さっきリスクとか責任の話もありました。では、その部分はどうなるのかという話をしたときに、どうもこの計画の中にこれが見えないと私は感じています。そうすると、皆さん方が何をもって良としたのかと、地域との協働の部分は、口頭で教育委員会に出向いて、そういう話をしたから、なるほど、協働だねと受けたと。ただ、計画の中には、私が見る限りでは、地域の方々は雇用10名するとか、運動場のいろんなイベントに参加してくださいとかということはあるんだけども、経営に主体的に関わるような協働というのが見えなかったの、その辺をどう捉えたのかということをお聞かせください。

◎教育長（大城裕子君）

確かに今回提出させていただいた事業計画書は、来間自治会の総会に提出された資料というところで、

口頭で聞いている内容と少し異なる部分もあるかと思います。この事業計画書については、本来、下地信男議員もおっしゃったように、来間地域との協働という形が見えるような計画書であってほしいと私も個人的に思っているところです。ただ、これは今後、また事業計画書も作成も見直してといいますか、新たな事業計画書も提出していただきながら、しっかりと来間島と来間自治会と株式会社ゆいまるプロジェクトが共につくり上げていく事業であるということを明確にしていいただきながら、その都度確認をした上で進めていいただきたいと思っていますところです。

◎農林水産部長（石川博幸君）

議案第36号、宮古島市肉用牛センター条例の制定についてでございます。なぜ今の時点で改正かというご質疑であったと思います。この肉用牛センターにつきましては、昨年の9月の決算時点におきまして歳入の部分、財産貸付収入の件で受け入れていることが問題視されて、いろいろと議論があったところでございます。今回の改正ですけれども、主な改正点として、第3条の業務の一部に変更があったということと、あったものの見直しを行っていなかったこと、平成15年の地方自治法改正により指定管理者制度が施行された後も第4条の管理に関する規定を見直していなかったこと、第10条の使用許可について、本条例での記載がなく、宮古島市財産管理規則を準用していたことや、使用許可の範囲が明確でなかったことに加えて、使用料についても地方自治法第228条で、条例でこれを定めなければならないと規定されているため、別表で追加したことなど、その他関係する文言の整理を行っております。本来であればこの肉用牛センター、旧城辺町が肉用牛の一時預かりを主たる業務として昭和63年から平成7年まで直営で運営しておりましたが、平成8年からJA賃貸借として、平成20年に契約解除となっているところでございます。こういうときに本来であれば条例の改正を見直しておくべきであったと思いますけれども、それがなされずに今回のタイミングになったということでございます。

◎下地信男君

まず、議案第40号の財産の無償譲渡については、やはりこれ今後のこともあるといいますか、来間島と株式会社ゆいまるプロジェクトの関係にもいろいろ、今後いろんなトラブルというか、抱えている部分があると思うんです。だから、これきちっと整理すべきだと思いますし、また行政が関わっていることなどで、行政もやはりこれはきちんとやるべきだと思います。公募を前提としながらも、優先してこれ取り扱ったということもありますよね。ぜひやっていただきたいのは、行政が間に立って、やはり来間島と協働という形をつくっていく、そういう形に姿にしていくというのがやはり正当な形だと思うので、それをぜひ教育長、音頭を取ってやっていただきたいと思います。

また変わりますけれども、解体費用の話が、これ資料として教育委員会から来間自治会に、来間小中学校の利活用について、この方針に沿って計画を出してくださいという話があった資料を頂いてまいりました。この中の利活用条件の中に、要するに校舎を無償譲渡した後は、この事業を撤退する場合は更地にして撤去してやってくださいというのがあって、撤去費用がこの計画の中にも大きな課題としてなっている様子、この事業者にとっては。ただ、利活用条件の中に、ただし市長が特に認める場合はこれを付さないというのがあるんです。これ私、昨年の12月定例会にもこれ一般質問出したんですけど、時間なくてできなかったんですけど、特に市長が認める場合は解体費用は出さなくていいよという取扱い、例えばどういうことが想定されるのか。やはりこういう条件を、費用の伴う条件が示されると、なかなか簡単に利活用という

のには踏み込めないというのがあって、ハードルが高いなど感じています。もちろん利活用した後、また市が引き取ってこれ解体するというのも、また少しおかしい話ですけど、事前に巨額の負担を求めるというのはいかがなものかと思ったりしていて、この市長の特に認める場合というのは、例えばどういうことを想定してのただし書なのかを少し考えをお聞かせください。

すみません、ちょっと長くなります。肉用牛センター、いろいろ旧城辺町時代から課題を抱えながらこの施設は運営されてきたということは農林水産部長からも話を聞いて、こういう形にしなければなかなか難しいなというのはよく分かっています。使用許可の部分ですね。使用許可についても、施設全体を貸し付けることも、使用許可というのも公の施設の法令には違反しないということも農林水産部長おっしゃっていましたので、それでいいでしょうけども、この施設は公共施設管理計画の個別計画でも売却になっているんです。こういう計画に上がっている売却の方針がことごとく指定管理者に方向転換とか、今もそうですね。条例で新たに制定して、また維持管理していくという方向になっているので、なぜこれ売却、普通財産にして売却したほうが使い勝手がいいし、皆さん方もそういう条例提案するような労力が省けるのに、なぜそういう方向に行けないのかということを疑問なので、その辺は何か理由があれば教えてください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

この肉用牛センターの主たる施設なんですけども、まだ耐用年数が残っております。令和6年度末で耐用年数の築38年を経過いたします。これ補助金で建てた……

（議員の声あり）

◎農林水産部長（石川博幸君）

残存耐用年数ですね。補助金で建てておりまして、その期間が来年で期限を迎えるということでございます。このことも踏まえまして、この宮古島市個別施設計画に定められている方針が示されているとおり、本肉用牛センターは売却に向けて令和6年度中に手続を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

◎教育部長（砂川 勤君）

利用条件の中の、ただし市長が認める場合とはどういった場合があるのかということでございます。旧来間小中学校の土地利用については有償貸付け、建物については無償譲渡を予定しております。土地貸付け期間満了後については、原則更地にして返還することとなっております。ご質疑の市長が特に認める場合については、例えば貸付けした土地の期間が満了したとき、事業所としても土地賃貸を更新する意思がないとした場合、残った建物の状態、耐力度調査とか、耐力的にどういった状態なのかというところを含めて鑑みながら判断していきたいと、そういう想定でございます。

◎下地信男君

肉用牛センターについては、売却に踏み込めない理由があるということで、これは特化法の、まだ今用途廃止すると補助金返還が発生するという話ですよ。それやむなしとして、今回の条例改正案というのは使用許可の部分が入入されているというのが大きなポイントだと思いますけども、使用許可できる場合が、本施設の設置目的である利用がされない場合に限り使用許可ということなので、実態は条例の設置目的に沿った利用というのは今後はないと当局は見ているということなので、では設置目的に達成されない、

されるために利用されなければそれはもう当然廃止して、普通財産にすべきではないかと私は思っています。そのような対応をぜひ考慮し考え、検討してください。

教育委員会、先ほど申しました質疑の私の言いたいことは、やはり地域との、自治会との十分な企業との協働という部分を、こういう意識がないと本当に企業が独り歩きしてしまうと、何のための優先的な貸付けかということになってしまいますので、相互に努力しながら協働で地域の活性化、あるいは来間島の自治会の住民の皆さん方の福祉向上という部分にこの計画が沿うような対応をして、これをきちっとやっていくということが大事だと思います。できたらこの貸し付ける際の利活用条件も、本当にハードルの高いものではなくて、誰でも計画が提案できるような部分、もちろんそこには財政負担とか生ずるというほうは考慮しつつも、その辺の兼ね合いも再検討されて利活用したいと、あるいは地域のために尽くすような計画が、誰でもというわけにはいきませんが、ある程度の人に提案ができるような形にしていいただければと思います。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎友利光徳君

議案第40号、財産の無償譲渡についてお尋ねしますけども、まず宮古島市の財産交換、譲与、無償貸付けについて、あまりにも条例が簡単過ぎるのではないかなというのをまず指摘をしておきます。というのは、これ旧城辺町ののをそのまま使っているような気がしているんだけど、8条ないし9条しかないんです。那覇市の場合は55までうたわれています。その指摘からまずしまして、旧城辺町の場合には、不動産鑑定業務委託業をやっております、250万円で。この会社は、仕事を落札して、宮古島市から事務所を引き上げています。要するに役目が終わったことになるでしょうね、皮肉を言えば。なぜ今回の場合に不動産鑑定入れなかったかということの説明、どこで線引きをするかということ。応募した企業が何社であるかということ。もう一つは、私の場合には反対をしている部落民からの話があったんだけど、多分皆さんのところにも要請に来たのではないかなと思います、有志のほうから、島に住んでいる。なかったのか。部落民の総意と言っているんだけど、私は総意ではないと思います。何%総意なのか、まず説明をお願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

まず初めに、財産の交換、譲与、無償譲渡等に関する条例についてでございます。宮古島市もその条例はございます。その内容としましては、普通財産の等価交換、あるいは公共団体が公用もしくは公共用等で使用する場合の譲渡等に関する規定でございます。普通財産の無償譲渡を行う場合には、地方自治法第96条第1項第6号に基づいて議会の議決を必要としてございます。今回の処分につきましては、地元自治会の同意を得た事業者に対して、法令に基づき建物を無償譲渡するものであって、今回の提案とさせていただきます。

不動産鑑定についてでございます。土地の不動産鑑定をしてございます。建物については無償譲渡でございまして、土地に関しては不動産鑑定を入れまして、年額321万円の賃貸で行う予定でございます。

あとは応募、今回、地域臨時総会どれぐらいの割合ということは存じていないんですけども、賛成多数ということで自治会長、部落会長の印ももらって、そのところを確認したところでございます。

(「休憩」の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午前10時39分)

再開します。

(再開＝午前10時40分)

◎教育長(大城裕子君)

来間自治会の方でこの件に関して反対を唱える方たちの来訪はございませんでした。

◎議長(平良敏夫君)

何か答弁漏れありますか。

(議員の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午前10時41分)

再開します。

(再開＝午前10時42分)

◎教育長(大城裕子君)

私が報告を受けていたことと地域臨時総会での賛成多数というところでまた捉えが異なっておりまして、大変申し訳ありません。総意と申しましたのは、地域臨時総会での承認を得ているというところでの説明をしたつもりでしたが、言葉に誤りがありまして、賛成多数で承認されたというところでございます。失礼いたしました。

◎友利光徳君

部落には、交通量が多くなって、観光団が多くなって、どうも以前よりは住みづらくなっているという意見等があります。ということで部落の有志から相談を受けたもんだから、教育部長が総意という言葉使っているもんだから、何で総意になっているのかなと思ったりして尋ねています。議会答弁は正しくするようによろしくお願いします。

それともう一つは、不動産鑑定評価額は幾らですか。もう一回確認をします。

◎教育部長(砂川 勤君)

学校用地、年額133万円、それとグラウンド、運動場が年額188万円、合計で321万円となっております。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午前10時44分)

再開します。

(再開＝午前10時45分)

◎教育部長(砂川 勤君)

失礼しました。先ほどの不動産鑑定は土地についてです。今回、建物無償譲渡でございますけれども、こちら鑑定を入れまして1億1,400万円となっております。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午前10時45分)

再開します。

(再開＝午前10時46分)

◎教育部長(砂川 勤君)

今回はこの比嘉氏の1者でございます。

◎友利光徳君

不動産鑑定評価額の入札の業者の情報ですか、何者でもって入札をしたのか、その辺を説明をお願いします。

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午前10時46分)

再開します。

(再開＝午前10時47分)

◎教育長(大城裕子君)

公募に対して何件の応募がありましたかというご質問なんですけれども、今回まだ公募という形は取っておりません。閉校学校施設利活用方針の利活用基本方針の部分で先ほどもご説明申し上げたとおり、もし自治会での活用の声が上がった場合は、そこを優先するというふうになっておりますので、今回来間自治会からそういう声が上がってきたので、公募という形は取らず、自治会の皆さんの意向に沿ってといたしますか、要請を受けて進めさせていただいているところです。

◎教育部長(砂川 勤君)

不動産鑑定の入札者、6者のうち3者参加してございます。残りの3者は辞退ということになってございます。

(議員の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

3回終わっていますけど。

(議員の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午前10時49分)

再開します。

(再開＝午前10時50分)

◎上地廣敏君

今出ております議案第40号、財産の無償譲渡について、来間小中学校の件でありますけれども、まず先ほど教育部長のほうから運動場と校舎の敷地の賃貸料の報告があったと思っておりますけれども、聞き取りがよくされていないので、もう一度このほうをお願いしたいと思います。あわせて、金額、賃貸金額は運動場、校舎敷地、平方メートル単価は同じなのか。面積、運動場は幾ら、校舎用地が幾らというふうには面積も報告をしていただきたい。いわゆる大きく言えば賃貸料321万円の積算根拠です。

それと、事業計画書を見ておりますけれども、運動場は5,000平方メートルというふうな設定を予定事業者はしておりますけれども、計画書の中では5,000平方メートルアスファルト舗装やるというふうな計画になっていると思います。なぜわざわざ運動場で整備されて、これまで来間小中学校の児童生徒、あるいは部落民の皆さんが使ってきた運動場をアスファルト舗装にするのか。5,000平方メートルですから、これ平方メートル単価1万円と積算されて、5,000万円かかりますよというふうな計画書になっていると思っております。もし間違いであれば指摘をしていただきたい。

それから、補助金が獲得できればこの事業計画はうまくいく、補助金が獲得できなければ事業計画の見直しをしなければならないというふうには計画書で出ております。これについて、この補助金の出どころ、こういった補助金を想定して事業計画書を立てているのか。しかもこの補助金の金額は1億1,774万4,000円と1,000円単位まで計算されております。これはどこからの補助金を想定してやっているのか、この出どころ。それから、万一補助金が獲得できなかった場合に事業計画の見直しが必要になるというふうなことで計画書を出されておりますけれども、これを審査した検討委員会の皆さんはこの部分をどういうふうに捉えてこの事業者に決定をしたのか。これは一番大事なことでありますので、この部分もよろしくをお願いいたします。

また、教室の部分が無償譲渡になっておりますが、無償譲渡して、譲渡を受ける側は所有権移転なども計画されてちゃんとこの5月ですか、6月頃ですか、表に書いてありますけれども、所有権移転がされた場合、かかる固定資産税についてどのように市は考えているのか。固定資産税を課すのか、課さないのか、その辺の答弁も求めたいと思います。

取りあえず以上、よろしくをお願いいたします。

◎教育部長（砂川 勤君）

まず、不動産鑑定の評価についてでございます。土地賃借料、学校用地が年133万円、1平方メートル単価が323円、グラウンド賃借料が188万円、1平方メートル当たり175円となっております。

面積でございます。学校用地4,119平方メートル、運動場が1万737平方メートルとなっております。

（「休憩」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時57分）

再開します。

（再開＝午前10時59分）

◎教育部長（砂川 勤君）

大変失礼して申し訳ございません。次の質疑、補助金はどのような内容のものかということで、高効率型のエアコン、LED照明、小型EVや太陽光発電設備の設置費用に導入される補助率3分の2の脱炭素交付金、これは決定内示をいただいているということを伺っております。（91頁に発言訂正あり）

あとは、及び宿泊施設、シェアオフィス等の設置費用に導入される補助率2分の1のテレワーク交付金がございます。ここも申請中ですけど、大まか認められるであろうという情報はいただいております。

グラウンドの活用なんですけども、来間島のマルシェ、市場や電動ゴーカート場、あとは島内観光用にに向けた施設、EVの乗換え所、あるいは宮古馬の散歩場ということの、そう予定はしております。

あとは事業者選定委員会の中で補助金関係で、事業収支計画書なんですけども、その中で事業者側としてはやはり補助金確保に向けて取り組んでいきたいと。補助金が今不透明であっても、事業は進めていきたいというような発言はございました。

◎総務部長（與那覇勝重君）

固定資産税の件にお答えいたします。

これから所有権のほうが株式会社ゆいまるプロジェクトに移管され、所有権移ると思うんですけど、移った段階で税務課のほうで、宿泊施設というふうに聞いておりますので、そのほうの評価を行いまして、次年度からの課税というふうになります。

◎上地廣敏君

教育部長答弁で、運動場の面積、それから校舎の面積、あるいは賃貸料の平方メートル単価は分かりました。運動場の面積が1万737平方メートルということで、うち5,000平方メートルをアスファルト舗装をやると。これについては、駐車場あるいは電動ゴーカートの利活用、EV車の乗換えですか、そういったことに恐らく舗装した部分が活用されると思っておりますので、理解できました。

ただ、補助金の件でありますけれども、先ほどの答弁では、MMECですか、宮古島未来エネルギー、それからもう一社持っているようですね、この比嘉社長は。ネクstemズですか。ネクstemズと宮古島未来エネルギーについては、そこの代表も務めていますけれども、この事業は今運営している2社とは、定款も、あるいは全ての面において全く別であるというふうなことで、新会社を設立をいたしましたというふうなことでこの事業計画にはなっている。全く別の、太陽光、エネルギー関連での補助金が、果たしてこのゆいまる来間島の今の事業計画に、営業外収益であっても入れることができるのかどうか。宿泊事業が主ですけども、これが可能かどうか。全く別の事業の補助金をこの事業に充当しますよというふうなことは可能かどうか、その辺をもう一度答弁を求めたいと思います。

◎教育部長（砂川 勤君）

エネルギー関連の補助金が導入可能かということでございますけども、私の手元では、先ほど述べました脱炭素交付金、あとはテレワーク交付金ということを今伺っているところでございます。

◎上地廣敏君

はっきりした答弁がいただけないので、これは教育委員会において、もう一度この事業を提案している株式会社ゆいまるプロジェクトに1億1,700万円余の補助金の中身、教育部長がおっしゃっているように太陽光発電システム、そういったこれまであった会社のほうの補助金が本当に使えるのか、そういったことを含めてもう一度、今定例会中に検討されて、ぜひ回答いただければと思っておりますので、よろしくお

願いたします。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎狩俣政作君

議案第40号、財産の無償譲渡についてです。開設費用、大体5億ぐらいかかるんです。そのうちの半分は補助金で利用するというような中で、先ほど教育部長の答弁で、脱炭素交付金はおおよそ出るところが決まって、もう確定しているという話をしておりました。そのうちテレワーク交付金が2億5,000万円ぐらいあるんです、開設費用に。この事業計画書の開設スケジュールというのがあります、最後のページに。これを見ると、資金調達の補助金申請は令和6年4月になっているんです。まだ申請をしていない段階で、この補助金が決まっているという、この確定がどこにあるのかという部分と、この開設スケジュールの下の方に屋内運動場（体育館）の解体撤去、敷地境界フェンスの解体撤去、既設太陽光発電の解体撤去が令和6年5月から開始されていますけども、これは無償譲渡した後のこの建物を解体するということか。既設の太陽光発電パネルというのは、多分これ実証事業で使ったやつと思うんです、10年ぐらい前に。これも解体していいのか、確認をお願いいたします。

もう一点、それと先ほど自治会との協働事業計画書がないということで、今後、自治会との協議を出していくということが、これがいいのかどうか。本来であれば、先に自治会と事業計画つくって、協定書なりつくって締結してからではないと、この定例会に提案していいのかなと私は思うんですけども、なのまま出して、何か急ぎやっているような感じがするので、その辺の精査はしているのかどうかを確認します。

◎教育部長（砂川 勤君）

ひとまず解体、屋内運動場の解体についてお答えいたします。

旧来間小中学校、今後のスケジュールについてです。本定例会議決がもし得られた場合、無償譲渡契約等を締結し、既存の太陽光パネル撤去工事、あとは屋内運動場の解体撤去工事を令和6年度で予定しております。解体後については、事業者による内装改修工事、運動場整備工事に着手し、同時にシステムアプリ開発、広告宣伝等を行い、令和7年度中に完成し、その後事業者によるデモ宿泊、あるいはアプリ等の試運転を行って、本格運用に向けて取り組んでいくということを伺ってございます。

◎企画政策部長（久貝順一君）

太陽光の、来間小中学校の太陽光パネルの解体撤去についての問題ないのかというご質疑です。太陽光パネル、これもう10年以上設置しておりますので、解体撤去は可能であるんですけども、現在事業者と沖縄県とで調整をしているということとなっております。あわせて、この脱炭素先行地域の中で予算が含まれておりますけども、現在事業計画を国のほうに出しているところでありまして、内示が4月頃に出るという予定となっているということでもあります。

すみません、それとこの脱炭素先行地域の部分の中では太陽光パネルと、あと省エネ機器、あとは電気自動車、この3種類を脱炭素先行地域の交付金から賄うということとなっております。

◎教育長（大城裕子君）

議案第40号、財産の無償譲渡について、教育委員会内で十分に精査されたのかというご質疑にお答えい

たします。

確かに株式会社ゆいまるプロジェクトから提出されたゆいまる来間島という事業計画書の中においては、来間自治会と十分に協働しながら事業を進めていくという部分が反映されていなかったり、あるいは補助金を確保するという、確保した前提でというところも含めて、やはり十分に事業計画書を練ったものを今定例会では提出すべきだったと考えているところです。今後、事業者、そして来間自治会と事業者、そして教育委員会とでしっかり話し合いといいますか、確認の場を取りまして、今後自治会も十分に関わっていくという、自治会が協働して株式会社ゆいまるプロジェクトと一緒に進めていくという話を聞いておりましたので、その辺も確認をしながら、事業計画書についても十分に皆さんにご納得いただけるような事業計画書を再提出させていただきたいと思います。今回、こういう形で計画書提出となりましたけれども、内容について不備がありましたことをおわび申し上げます。

◎教育部長（砂川 勤君）

1点、事業者からの事業計画書なんですけども、事業計画の中で補助金が令和6年4月に申請するというスケジュールになっていると。これは、地元説明会に利用した10月の段階でございます。その後、補助金申請をしまして内示をいただいたということは確認されております。（91頁に発言訂正あり）

◎狩俣政作君

内示が出ている交付金、脱炭素交付金だけですか。テレワーク交付金もまだですよ。であるならば、例えば先に申請を行って内示出ていますよみたいな書類がないと、どんどん、どんどんこれは疑いというか、審査しないといけないので、そういう資料も添付すべきだったのかなと思うんですけど。

先ほど久貝順一企画政策部長がお話ししていた、このいろんな4月、県の事業とかの切替えというのは、これは事業者がやるんですよ、それとも企画政策部がやるんですか。何かこの事業者だけ特別に市が動いているような感じがするんですけど、本来こういう事業というのは受けた事業者が行うのではないですか、全ての申請。内示も国から来ていますとか話していたんですけど、どこまで踏み込んでいるのかなという部分が分かれば教えてください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

太陽光パネルの解体撤去の件につきましては、これ市が調整をしております、先ほど言いました県との調整は市が行っているところです。あと、この脱炭素先行地域における交付金関係につきましては、やはりうちのほうが、企画政策部のほうで担当しているというところもありますので、今後は教育委員会とも連携を密にしながら、その部分に関しては情報交換をしながら迅速に対応していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

（議員の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

指摘してもらって。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時17分）

再開します。

(再開＝午前11時17分)

◎企画政策部長（久貝順一君）

すみません、答弁漏れがありました。事業計画書の件に関しましては、市のほうが事業計画書を一応出しているんですけども、脱炭素先行地域というのは共同提案事業者というのがありまして、沖縄電力、ネクstemズとか、もう一社ありますけども、この3社と合わせて4者で事業計画書の部分に関しては環境省とも調整を図りながら作成をしまして、この事業計画書に関しては市のほうで提出をしているということとなっております。

◎狩俣政作君

例えばこういった無償譲渡する、したときに、この株式会社ゆいまるプロジェクトが事業を行うということのいろんな申請手続を市が代わりにやっても大丈夫なんですか。本来であれば自分たちでやることではないんですか。これまで関連会社のほうが実証事業で様々な申請をしていますよね、市を窓口にして。それは分かります、実証事業なので。こういった民間、来間自治会と一緒にやっていくという事業の申請の進め方を市が窓口になって申請するのであれば、これからいろんな民間団体来ますよ、多分、申請お願いしますって。そうなりませんか。それを来たときに市は受けるんですか。その前例になり得るような私は事案だと思いますけど。それは、後でまた委員会でも話しますので、これで終わります。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎我如古三雄君

私からも3点ばかり質疑したいと思います。

まず、議案第25号、宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の一部改正について。エコハウス、平良西里に市街地型、城辺友利に郊外型がありますけれども、この宿泊体験の使用料、改正前の現在の現行の2,000円から5,000円に改正をしたいとありますけれども、これの積算根拠について。

あと議案第27号、宮古島市出張所設置条例の一部改正について。第2条の上野出張所ですね。宮古島市上野字上野395番地1から宮古島市上野字野原708番地1に改める。この上野出張所の移転となった経緯について伺います。

それから、議案第28号、宮古島市地産地消振興センターの設置及び管理に関する条例の制定についてです。この名称について、名称の位置づけ、どのような経緯でこのような名称になっているのか伺いたと思います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

議案第25号、宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の一部改正についてのエコハウスの件です。この利用料の積算根拠についてであります。まず、エコハウスの紹介もしながらしたいと思っております。本市のエコハウスは、蒸暑地域の省エネ型住宅の啓発のため、モデルハウスとして市街地と郊外に、郊外は城辺友利地域のほうなんですけども、に建設されまして、見学や体験宿泊による啓発と同時に地域振興に資するものとして運用を目的としております。

エコハウスの使用料につきましては、現在、大人2,000円、子供1,000円の徴収しております。ただ、直

近の5か年間にしましては、新型コロナの影響もありまして利用者の落ち込みがございました。また、今般、物価高騰とか人件費等がありまして、十分賄えないというところもありまして、実は指定管理をしております友利部落会のほうから使用料の増額の検討はできないかという相談がありました。それをその中で検討しました。その中で積算根拠といたしましては、まずこの郊外型のエコハウスにしましては年間の経費が146万3,000円ほどかかるという話になっております。郊外型にしましては、コロナ禍前は大体400から600人ぐらいの利用者がいたという話も聞いておりまして、コロナ禍に入った後でもう100名を切るぐらいの落ち込みとなっております。ひどい月で十何名とかそんな形になっているところがあります。その中で、やはりこれ先ほど言ったとおり十分賄えないというところもありますので、その中で仮に146万3,000円でありましたら宿泊者数を延べ300人と、あと子供20名と設定して積算をすると、年間宿泊料として152万円ほどの宿泊料が発生するというところもありまして、年間でかかっている経費の146万3,000円を引くと5万7,000円になるというところなんです。単純に言えば5,000円掛ける300名と1,000円掛ける20名を想定した金額でやると、ちょっとした黒字が出るといいますか、そういった部分がありますので、5,000円というふうな設定をしたところなんです。

あわせて市街地型の、平良地区にあるところの市街地型に関しても、郊外型と合わせた形で5,000円にするということで今回提案として出しております。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

議案第27号、宮古島市出張所設置条例の一部改正についての上野出張所の移転についての経緯でございます。上野庁舎の利活用の基本方針に基づきまして上野庁舎の用途を変更する必要がございましたので、その変更が1つと、農林水産物の加工、製造等の新たな事業展開及び創業支援を行う施設として活用すること、そして上野出張所の移転に向け、この内容に伴いまして関係部署と協議を計4回開催してきたところでございます。理由といたしましても、直接の理由といたしましては、産業支援センターといいますか、地産地消を行いながら六次化を進めるという、産業施設に用途を変更するという意味で出張所の移転ということになりました。

続きまして、議案第28号、宮古島市地産地消振興センターの設置及び管理に関する条例の制定についての宮古島市地産地消振興センターの名称の意図というご質疑でございますが、これも基本方針を令和5年12月1日に公表したわけでございますけど、上野庁舎の活用目的は地産地消による六次産業化を進めながら、地域内の経済循環づくりの拠点施設と位置づけてございます。地域で生産された食材を地域で消費することで、生産者の顔が見えることでの安全、安心、そして地域内で消費することでの物流距離の短縮による環境保全や食料の自給率の向上、直売や加工の取組を通じた六次産業化にもつながるという理由におきまして、このように地域産業の活性化や食の安全の観点から、地産地消の取組によって地域内の経済循環が生まれ、経済の漏れを防ぎ所得の向上につながるのと考えから、地産地消振興センターという名称にいたしました。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

議案第27号、宮古島市出張所設置条例の一部改正について、市民生活部のほうからもお答えさせていただきたいと思います。

上野出張所の移転につきましては、産業振興局が取り組んでいる六次産業化を推進する中で、宮古島市

地産地消振興センターを上野庁舎内に設置し活用していくという市の方針が決定されたことから、関係部署と調整してきたところでございます。移転先の選定については、公民館施設内に出張所を設置している下地地区、伊良部地区を参考に、市民の利便性等を考慮し、上野公民館が望ましいとの判断に至った次第でございます。

◎我如古三雄君

エコハウスについてでございますが、郊外型は友利部落会に指定管理をさせておるということでありますが、この市街地型の、西里の市街地型のエコハウスの利用率がかなり低いと見ております。現在の利用率について、再度伺いたいと思います。

あと、上野庁舎、出張所の移転でございますが、合併前の上野村役場を今回で4回目の移転といいますか、当初上野字屋原の上野公民館内に当時の下地村から上野村が分村して上野村になりましたけれども、その後、今の上野庁舎の北側に旧庁舎がありました。ここから現在の上野庁舎に引っ越しをして、約40年間、上野村の政治の伝統、あるいは社会の地域住民の生活、文化を守り育ててきた施設でございます。これが今回、また上野公民館内に移転というふうなことになりますが、これは時代の変遷に従って仕方のないことではございますが、上野地域住民の一抹の寂しさもあることは確かでございます。今回、上野公民館に移転することについて、地域住民に対する説明等は十分になされたかというふうなこと等について伺いたいと思います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

市街地型のエコハウスの利用人数でよろしいでしょうか。利用率というのは出してないんですけども、直近の5年間で言いますと、令和元年度27名、令和2年度が24名、令和3年度15名、令和4年度が50名、令和5年度、今年度は、3月1日時点でございますけども、48名となっております。開館当初といいますか、施設供用開始当初はマックスで、最高で平成23年度で51人という感じになっていきますので、大体50人ぐらい、最高で50人ぐらいという形になっているんですけども、大体こういう形で使用率がちょっと低いという形になっております。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

上野庁舎の移転が住民に対して理解を得られているかというご質疑だと思いますけど、先般上野地区のほうで住民説明会をいたしました。そのときには特に意見、要望というのはございませんでしたが、2月28日に一自治会のほうから移転の反対という要望書が届いてございます。その中には、3点ほどございましたけども、その中には地域づくり協議会と市が連携をして、そういった取組をしていきたいという要望もございまして、我々のこの上野庁舎を利活用する中で、地域との関係性を深めていくというのは計画の中でございますので、そのほうでは計画の内容は合致しているということを考えております。また、特段住民説明会のほうで反対の意見というのはございませんでしたので、住民説明会を再度するというのも計画はなくて、予定はなくて、現時点でお示しした内容で進めてまいりたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

このエコハウスでございますが、当時、市街地型、郊外型含めて2か所、1億円で建設をした経緯があります。今、企画政策部長の答弁で、利用人数が二十数名から50名等というふうなことでありますが、もっとPRをして、多くの方々にエコハウスの利用を呼びかけるような広報が必要ではないかというふうに

考えます。そういうことで、次年度に向けてしっかりと広報していただければというふうに思っております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎栗国恒広君

私のほうからも1点、確認で質疑したいと思います。教育部長の話で、答弁の中で、補助金の確保はできていると、事業者が、という答弁があったと思うんですけど、これ計画書によると4月に補助金申請になっているんです。今3月なんです。これ4月に申請するものを既に補助金が確保されているんですか。その辺をお聞かせください。これから申請するのではなくて。

◎教育部長（砂川 勤君）

先ほど答弁いたしましたけども、事業者申請については申請をして、内示をいただいているという情報を得ております。狩俣政作議員が少しその資料ということでありますので、頂いて、その資料を提供させていただきたいと思います。（91頁に発言訂正あり）

◎栗国恒広君

内示をいただいている……

◎議長（平良敏夫君）

すみません、質疑ですか。

◎栗国恒広君

いやいや、休憩で確認。

◎議長（平良敏夫君）

休憩ってことですね。

休憩します。

（休憩＝午前11時37分）

再開します。

（再開＝午前11時38分）

◎企画政策部長（久貝順一君）

先ほども答弁したんですけども、この旧来間小中学校の活用の中で、脱炭素先行地域における交付金に関しましては、事業計画を今国、環境省のほうに提出をしているところであります。これが認められれば4月頃には内示が出るという話となっております。

◎栗国恒広君

では、もう一回休憩。

◎議長（平良敏夫君）

休憩かどうかはっきりしてください。休憩ですか。

（「休憩で」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前11時39分)

再開します。

(再開＝午前11時41分)

◎企画政策部長（久貝順一君）

説明不足で誤解を招いているところがあると思います。ゆいまる来間島、旧来間小中学校の計画と、この脱炭素先行地域の事業計画は別物というふうにまずは考えてほしいと思っています。このゆいまる来間島事業の中で、今年度脱炭素先行地域に選定されまして、下地地域と狩俣地域という形になっています。その中で、下地地域の中の来間地区のほうに太陽光発電と省エネ機器と、あと電気自動車を入れる計画をこの脱炭素先行地域の事業計画の中に一応盛り込んで、国のほうに、環境省のほうに事業計画を提出しているというところがあります。その中で、4月頃に内示を受けますので、内示を受けた後に申請という形になりますので、このゆいまる来間島事業の中の太陽光発電と電気自動車と省エネ機器に関しては4月以降に内示を受けた後で申請するという流れになると思っております。

◎栗国恒広君

企画政策部長、何か言っている意味があまり理解できないんです。それと、この補助金申請に対して、脱炭素交付金とテレワーク交付金がありますよね。その事業って、このゆいまる来間島には合致するんですか。この申請を出されて、今株式会社ゆいまるプロジェクトがやろうという事業を行うということですか。事業計画書には、努力、チャレンジには、脱炭素交付金、あるいはテレワーク交付金と2つの交付金事業を申請すると思うんです。ではなかったら、最有力にはこの脱炭素。どの事業でこの補助金を申請して、株式会社ゆいまるプロジェクトがこの事業を行うんだというのがはっきりしてほしいんです。答弁お願いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

ゆいまる来間島事業の中での脱炭素先行地域の交付金を活用する理由としましては、先ほども申し上げたんですけども、脱炭素先行地域ということで下地と狩俣地域が先行地域として選定されているところがあります。この中身に関しましては、ゼロカーボンシティを目指そうということで、二酸化炭素の排出量をゼロに近づけようという話がありまして、市としましては2050年にカーボンニュートラルということで二酸化炭素の排出量をゼロにしようという計画を掲げてやっております。その中でこの下地地域にある来間地区に関して、今回そういった事業があるということですので、その中で太陽光発電設備とか電気関係の電気自動車とか、省エネ機器を導入して、そこの事業の中でこれを入れて環境に優しい地域という形で持っていくということで、今回のゆいまる来間島事業の中にこの脱炭素先行地域の交付金を活用するという形になっております。

それと、先ほど教育部長のほうから内示という話があったんですけども、これそごがありまして、実際は事業計画を出した上で、これ下地、狩俣地域の全体の地域です。2つの地域の全体の地域の事業計画を出して、提出しておりまして、その内示が4月頃には出るということになっていますので、その中で申請をするという形の流れになっていくと思っております。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前11時46分)

再開します。

(再開＝午前11時48分)

◎企画政策部長（久貝順一君）

すみません、誤解を招いたような発言をしたと思っております。これもう一回整理しますと、脱炭素先行地域に選定されております、下地地域と狩俣地域が。その中で、脱炭素先行地域の中で得る交付金を活用してゆいまる来間島事業の中で太陽光発電と省エネ機器、あとは電気自動車を活用するという形でやっていくということになっております。

あとすみません、訂正をお願いします。先ほども言ったんですけども、教育部長が内示という話をされておりました。本来は脱炭素先行地域の中で事業計画を出してあるんですけども、その内示が4月頃出ますので、4月の内示が出た後に、このゆいまる来間島事業に関しても申請の事業が行くものと思っております。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前11時50分)

再開します。

(再開＝午前11時50分)

◎栗国恒広君

この株式会社ゆいまるプロジェクトがやっている事業が、脱炭素事業とテレワーク事業交付金、これ合致するということで理解でいいですか。要は滞在型のホテルをやるんですよね、これ。この事業計画では。だから、この交付金がこれに該当するのか。非常に何か曖昧な……これはこれから、そこら辺の答弁ができれば。

◎副市長（嘉数 登君）

先ほど来、資金調達として補助金を上げておまして、脱炭素交付金、それからテレワーク交付金ということがございますけども、これさっき企画政策部長が答弁したとおり、脱炭素先行地域ということで、総額で幾らというのがある程度示されておりますので、具体の申請については答弁した、それで4月以降と。

それから、栗国恒広議員がおっしゃっていた当該事業者が計画している事業計画の中で、脱炭素交付金、それからテレワーク交付金というのは該当するかというところですけども、事業を遂行するに当たって、可能な限り脱炭素でいきたいという部分、それからスモールオフィスというんですか、オフィスシェアとか、そういった事業形態も取っておりますので、十分そういったテレワークとか、そういったものには合致するというふうに我々は捉えております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前11時52分)

再開します。

(再開＝午前11時56分)

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

(休憩＝午前11時56分)

再開します。

(再開＝午後1時30分)

午前に引き続き日程第1、議案第25号から日程第39、同意案第21号までの計39件について質疑を行います。

質疑があれば発言を許します。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午後1時30分)

再開します。

(再開＝午後1時31分)

◎新里 匠君

まず、議案第30号、宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでありますけれども、提案理由に地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、育児休業中の会計年度任用職員についても勤勉手当を支給するとともに、文言の整理を行うには条例を改正する必要があるというようなことが書いてありますけれども、まず概要を教えてくださいと思っています。

続きまして、40ページ、議案第35号、宮古島市附属機関設置条例の一部改正についてでありますけれども、提案理由、宮古島市の下水道使用料に関して必要な事項について調査、検討及び審議を行うため、宮古島市下水道使用料審議会を附属機関として設置するには条例を改正する必要があるというようなことを書いてありますけれども、これは変更部分として……概要をお願いします。すみません。

もう一つ、農業委員の同意案でありますけれども、まず今回の提案の部分で3点お聞きをします。第1に、認定農業者の法的要件がありましたけれども、この部分の説明と、あと女性登用という部分と若者登用という部分について、どういう提案になっているかというところをまずお聞かせをいただきたいと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、議案第30号、宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての概要でございます。議案第29号、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてと議案第30号、宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてに関しましては、同様に会計年度任用職員の勤勉手当を支給する内容の改正となっております。

それでは、概要について説明いたします。平成29年の地方公務員法及び地方自治法の改正によりまして、

新たに会計年度任用職員制度が創設され、期末手当の支給が可能となった一方で、勤勉手当の支給につきましては、勤勉手当の支給実績が広がっていない国の非常勤職員の取扱いとの均衡や各地方公共団体における期末手当の定着状況等を踏まえた上での検討課題とされてきました。その後、国の非常勤職員におきましては、令和3年度までの間に対象となる職員に勤勉手当が支給されていること、また各地方公共団体における会計年度任用職員に対する期末手当の支給が定着したことを踏まえ、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から地方自治法の一部が改正され、令和6年4月1日からパートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となりました。フルタイムの会計年度任用職員につきましては、地方自治法上、給与、旅費及び同法第204条第2項に規定する一定の手当が支給対象とされており、同項には勤勉手当も規定されているところではありますが、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給は検討課題とされたことを踏まえ、勤勉手当は支給しないことを基本としてまいりました。改正法におきまして、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることに合わせ、令和6年度からフルタイムの会計年度任用職員についても勤勉手当を支給することとなりました。

今回、議案第30号の宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、育児休業中の会計年度職員についても勤勉手当を支給することができるようになるための条例の一部改正でございます。育児休業取得期間であっても、6月と12月の基準日に勤務していた会計年度職員に対しては勤勉手当を支給することができるようにするという内容でございます。

それと、農業委員会の農業委員の件でございます。昨年、12月定例会で報告されました農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の調査結果については真摯に受け止めているところでございます。今回の同意案は、その結果を踏まえまして提案させていただいております。平良地区におきましては、若手農業者を積極的に登用したいという観点から、評価委員会で高い評価を受けながらも次点候補者となっていた44歳の若手農業者を候補者としております。

また、議会開会前の2月26日に一身上の都合により委員候補者から辞退届が提出されたため、認定農業者で現在農業委員を務められている方を新たに候補者としております。

次に城辺地区ですが、これらの農地行政を担う上で女性の意見はとても重要であるという観点から、9月定例会に提案しました同意案では女性2人を城辺地区の候補者としておりましたが、主たる営農地が重複しているとの意見等もあったため、広大な農地を有しながらも交付者が不在であった西城地区で営農されている方を新たに候補者としております。

最後に、中立委員についてですが、農家の高齢化や担い手不足、農地の集約が進まない等の宮古島市の農業を取り巻く厳しい環境を考慮して、中立委員を複数名選出したほうがこれからの農地行政の公平公正が図られるのではないかという思いもありましたが、応募しておりました中立委員候補者1名から2月7日付で辞退届が農業委員会に提出されておりますので、その申出を受けて、中立委員は1名としております。

失礼いたしました。認定農業者の要件の答弁漏れがございました。委員の任命に当たりましては、農業委員会等に関する法律第8条の各項の要件を満たす必要があります。認定農業者の過半数は、第5項で規定をされております。この過半数要件は原則ではありますが、同項のただし書におきまして、区域内における認定農業者の数が少ない場合、委員の定数に30を乗じて得た数を下回る場合はその限りではないと規定

されており、認定農業者に準ずる者を含めてよいとされております。認定農業者である交付者1名が辞退したことにより、応募している認定農業者を全員候補者とした場合でも過半要件をクリアすることはできないため、今回はこのただし書の規定を用いて、認定農業者に準ずる者7名を含めることにより、認定農業者の過半要件がクリアできるものというふうに考えております。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

議案第35号、宮古島市附属機関設置条例の一部改正についてです。これは、宮古島市附属機関設置条例にこれまでは入っておりませんでしたが、新たに宮古島市下水道使用料審議会を追加する内容での提案となっております。宮古島市附属機関設置条例の一部を改正して、下水道使用料審議会を設置する。どういうことかと申しますと、宮古島市下水道使用料審議会は、市長の諮問に応じ、本市の下水道使用料金の金額等について検討及び審議いたしまして、市長へ答申する目的の附属機関として設置するという予定であります。本定例会で今回の条例変更案が可決された場合、令和6年度において下水道料金審議会が開催されることになります。令和6年度に下水道事業会計当初予算案で委員として6名、開催回数を4回の予定としまして、本審議会に係る委員報酬や費用弁償等も予算化しているところです。

◎新里 匠君

再質疑をいたします。

今の議案第35号、宮古島市附属機関設置条例の一部改正について下水道使用料審議会の部分でありますけれども、必要になった要因が何かあったのかということをお教えいただきたいと思っております。これ下水道料金を上げるか下げるかという部分がやはり必要になってきたのかなと思うので、そこら辺も上げる方向なのか、下げる方向なのかも含めて教えていただきたいと思っております。

農業委員の同意案でありますけれども、法的要件の認定農業者の部分については、1人認定農業者が辞退をしたことによって、これまでなかった30人で割ってという部分が、法的要件のただし書の部分に当てはまるということになっていて、これを引用している、用いているということで、法の解釈としては前回よりはいいのかなと思っています。できることをやらなくて認定農業者を選ばないというところがあって、そのただし書で、変更した結果、ただし書の部分を使っただよということが前回あったんですけれども、実際は認定農業者がもう一人減っているから、もうただし書を使うしかないという部分については理解できるかなと思っております。

平良地区において、若い農業委員を、44歳、確保したということも、若者を登用するという意味ではよかったのかなと思うし、評価表を見るとやはり順当に、辞退した人がいなくなったことによって順当にただ繰り上がったという部分で、評価表を逸脱していないということが分かるんですけれども、聞きたいんですけれども、女性登用を市長は言っていたんですけれども、結果的に女性が1人減になっているという部分の説明をいただきたいと思っております。

もう一つ、中立委員の部分でありますけれども、農地行政に係る問題が多様化しているから民間的な思考を持った方が必要だということで、中立委員2人というような話があったんですけれども、これも辞退1人ということで、結果的にもとの1人になったということについてのコメントをいただきたいと思っております。

最初の議案第30号、宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、ページ22については、

国の非常勤職員との差を埋めるというようなことがあって、やはり働く人の平等性というところが確保されたと思うんですけども、これは宮古島市でも4月1日から適用していくということでよろしいですか。お願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

農業委員の女性登用がまず減ったということでございます。当初、9月定例会のほうから、市長のほうから積極的な若手登用と女性登用ということで進めてきたところではございます。城辺地区で女性登用ということで1名上げさせてもらっておりましたが、その後、先ほど答弁しましたけど、もちろん農地行政を行う上での女性の意見はとても重要というのは変わらないところでございますが、9月定例会に提案しました同意案、そのお二人の主たる営農地が重複しているという意見等もあったために、広大な農地を有しながらも候補者が不在であった西城地区で営農されている方を新たに候補者として選定をしているという、候補者として挙げさせていただいているということでございます。

あと、会計年度任用職員の勤勉手当の施行日ですけど、条例にもありますけど、令和6年6月1日から施行となっておりますので、夏の夏期手当の勤勉手当から支給するというところでございます。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

下水道使用料審議会が必要になった理由というご質疑ですけども、下水道事業は公営企業でございまして、地方財政法上の公営企業には、その事業に伴う収入によって、その経費を賄い、自立性を持って事業を継続していく独立採算制の原則が適用されることとなります。しかしながら、令和4年度決算時ににおいて、宮古島市の下水道事業、3セグメント、これは公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水の3つの区分における経費の回収率は、公共下水道が69.69%、農業集落排水事業が24.89%、漁業集落排水事業が20.47%と、いずれも類似団体の平均を大きく下回っております。これは法的化以降、ほぼ同じ水準で推移しております。宮古島市の下水道事業は、一般会計からの繰入金に大きく依存した状態であることが示されており、これまで公営企業として健全と言える状態ではないというところです。

◎総務部長（與那覇勝重君）

失礼しました。中立委員のご質疑がございました。農業委員会は、農地等の権利移動の許可や農地転用許可に関する意見具申等を行っており、公平、公正な判断が強く求められる組織であることから、農業分野以外の者の意見を反映させるべく、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないとされており、公平公正な組織運営を図る観点から、中立委員の複数名任命については委員定数の増員も含めて今後検討していきたいというふうに考えております。

（「休憩」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後1時51分）

再開します。

（再開＝午後1時52分）

◎市長（座喜味一幸君）

中立委員も含めて、そういう民間のプロの人に、利害関係のない人等を含めて、中立委員の起用という

のは今後も大変重要なことというふうに思っております。今回、残念なことに辞退ということになりましたけれども、本人からの私情報では、ぜひともに農業委員会が改革に向かって進むことを期待して、都合により辞退と聞いておりますので、その辺はそれで受け止めたいと思います。

◎新里 匠君

再質疑をしますが、同意案の件であります、大きい面積を持った西城地区に農業委員がいないことが実質的に農業振興に妨げを受けるというようなことで、今回は女性ではなくて西城地区の方を同意案で出してきたということでもありますけれども、やはり女性登用という部分で、例えば5番目に入るべき人を入れないで次点の人を上げたわけですから、女性登用よりももちろん地域性を取ったということについてはやはりもうちょっと、女性登用よりも実質を選んだよという部分、あまり納得これまでの説明を聞くといけないですけれども、ただ結果的にはやはり地域性、やはり大事な部分もあるかなと思いますけれども、そこら辺は理屈立てで言ってほしいなと思っております。これコメントいただきたいと思っております。

もう一個、議案第35号、宮古島市附属機関設置条例の一部改正についてでありますけれども、公営企業としての自立性を持って営業しなければいけないというところで、毎年一般会計からの繰入れをしていることで公営企業としては不健全であるというような状態を解消するというような考えがあるということはもう本当にすばらしい、当然であるかもしれないけれども、それに取りかかったということは評価をします。その上で、公共下水道が69.69%、農業集落排水が24.89%、漁業集落排水が20.47%しか賄われていないというところで、料金等を検討するということについては、やはり上げる方向なんだろうとは思いますが、どのくらい上がって、1世帯当たりの負担がどれくらい上がるかというところは検討しているのか、計算しているのか、それもあれば教えていただきたいと思っております。

◎総務部長（與那覇勝重君）

農業委員の件でお答えをいたします。

先ほどもお答えしましたが、市長の思いは、女性登用積極的に進めたいという思いはございます。先ほども説明しましたが、今回は営農地区が重複しているということで、西城地区の方を候補者として選ばせていただきました。この女性の方には今後しっかり農地利用最適化推進委員のほうで経験を積まれて、また機会があれば農業委員の候補者として選定できればというふうに考えております。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

現在、宮古島市では、公共下水道農業集落排水事業、また漁業集落排水事業の各排水に接続できる環境にある方、つまり受益者が限定的となっております。事業に係る収入の不足分について一般会計から基準外の繰入れを行うことは、受益者負担の原則から申しますと、下水道等を使用できない環境にいる市民には不公平につながっているという考えでございます。下水道料金の値上げというところでは、現段階では値上げの実施について言及できるところではございませんが、下水道料金の値上げにより、少しでも独立採算の状態に近づけていくことが求められるべきであると考えております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎山里雅彦君

私も2点ほど確認したいと思います。

まず、ゆいまる来間島プロジェクトについて。先ほどから不動産鑑定額1億1,000万円の積算根拠とか、平方メートル単価等の説明等もありました。補助金についても、資金調達、資金計画面等ありました。そういう意味では私もこの教育委員会の募集要件という中で、ネクステムズ回答ということで、10年更新であることを事前確認済み、事業計画は既存建物の健全期間である20年を想定するということでもあります。そういう意味では、この建物を20年使用ということはこの事業者に、認定、指定したということは、この根拠といたしますか、耐力度調査等はどうかということを1点目お伺いしたいと思います。

もう一点目、先ほど企画政策部長がこの事業に関しては教育委員会としっかりと連携しながら取り組んでいくという話をしております。しかしながら、業務の効率化という面では、今聞いた限りでは何か両方フィフティー・フィフティーで、あまり見えないんです。そういう意味では、教育委員会は教育委員会としての役割配分、それから企画政策部はそれなりの役割分担していかなければいけないと思うんです。その点の、それ重要だと思うんです、事業をしていくには。両方が同じような形で進んでいくと、調整等も業務の効率化の面では大変だと思いますが、その辺の計画等は今現在ではどうなっているのか、この2点確認したいと思います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

ゆいまる来間島事業の中での企画政策部としての立ち位置とか、教育委員会のという部分がありました。この中で、やはり脱炭素先行地域に係る部分に関しては企画政策部のほうでやっておりますので、その中で午前中申し上げたのは、教育委員会ともこの事業に対しての理解とか、そういった部分の中で連携していければいいかなというふうに考えておりましたので、その答弁をしたところです。また、事業が進むにつれて事業者との調整とか、そういった部分の中でも企画政策部としても教育委員会のほうと連携を取りながら、協力していく部分は協力していくし、またいろいろ情報が出てくるのであればそれも提供しながらやっていきたいということで、午前中の質問に対しての答弁はそういう理解でありました。今後ともこの事業に関しましては、下地域の中での来間地区のほうで大規模なそういった地域の拠点づくりになる可能性もある大きな事業でありますので、その部分の中ではこの交付金の活用も図りながらやっていく中で、事業者もそうなんですけども、教育委員会、また地域の住民の方も含めて、協力できる場所に関しては協力しながらやっていきたいと考えております。

◎教育部長（砂川 勤君）

耐力度調査についてですけども、この建物は新耐震基準でございますので、耐力度調査は現在行わない予定です。建物についても10年以上の使用を求めてみながら、20年間は使用したいと事業者からは回答をいただいております。事業内容につきましても、地域の雇用、地域産業、地域福祉、地域の振興を掲げておりまして、そういう提案をいただいておりますので、現在のところは調整しながら20年程度契約していきたいなど、調整していきたいと思います。

◎山里雅彦君

隣の上地廣敏議員も今、もう貸せるから関係ないんじゃないかみたいな話をして、無償譲渡、いるんです。でも、この事業計画を見ると、非常にこの全体のレイアウトを見てもかなりの利益を創出、生み出さないとこの施設の運営は厳しいと思っています。土地と運動場では年間321万円の借地料も発生するし、そういう意味ではこの建物の宿泊施設のこの事業に対するかなりウエートを占めていると思うんです。

ですから、そこら辺はしっかりとしないと、途中で頓挫したり、約5億円近くの事業ですから、ネクストムズはしっかりしているから、そうはならないと思うんですが、その点しっかり対応して協議していかなくちゃいけないと思うんですが、企画政策部長、分かるんですよ。補助金の事業は、脱炭素交付金とかありましたよね。テレワーク交付金ですか。そういう事業はもう企画政策部ですから、事業が始まるまでは教育委員会とそれなりの調整は必要だと思うんですが、始まったら企画政策部が中心になってやらないといけないと思うんですが、事業も一緒に見て、今の話聞くと調整しながら事業も一緒に見ていくみたいな話をしているので、その辺の話を聞いているんです。もちろん連携、密な連携は必要です、始まるまでは。ですから、そこら辺のどこが中心になってやるかとやらないと、業務の効率化という面では厳しいのかなというふうに思っております。その点について。

もう一点は、私が議長時代に閉校式、3年ちょっと前です。行きました。その中でも、式場の外でも、その当時も反対する皆さんが数名いました。学校は地域の宝ということで、なくてはならない施設ということでの話等ありました。そのとき私も強く思いました。やはり学校施設の跡地利用は、しっかり地域と様々な面で連携をしないといけないという強い思いを抱きましたので、今回学校教育はしっかり慎重にやらんといかんということを今確認しているわけでありますから、その点での覚悟といいますか、思いと、先ほど企画政策部長、この1点を確認して終わりたいと思います。よろしくお願いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

教育委員会のゆいまる来間島事業、小中学校を活用した部分の中では、先ほども言ったんですけども、脱炭素先行地域という形で企画政策部のほうで共同提案事業者と一緒に取組んでいくということで、今後5年間の部分の中でやっていこうということでやっています。その中で、来間小中学校に関しましては、太陽光発電とLED電球であるとかの省エネ機器、あとEV自動車という形になっておりまして、太陽光発電に関しましてはやはり下地地域のできれば全体的に屋根を使った太陽光発電をして、二酸化炭素を排出しないような形のクリーンエネルギーで活用していこうという中でやっているところであります。その中で来間小中学校のこの事業に関しても、一つの需要家といいますか、そういった形になっておりますので、その部分の中では太陽光の設置をしていくことになっております。省エネ機器とかEVに関しましては、これはまた申請を通しながらやっていく形にはなっていくと思うんですけども、その部分も含めて今後取組んでいく中で、教育委員会とも引き続きやりながら、連絡調整しながらやっていくということしか今のところ言えないんですけども、総じて言えば教育委員会が主体となってやっていくことだと思っておりますので、その中で企画政策部としてもいろいろアドバイスできることに関してはアドバイスをしていきたいと考えております。

◎教育長（大城裕子君）

旧来間小中学校は、中学校が平成26年に廃校し、小学校が令和2年に廃校となりました。その後、自治会からは、自治体が、地域住民が納得する利活用をという声も度々寄せられてきたところです。教育委員会もそれを重く受け止めて、廃校学校跡地利用については取組んでまいりました。今後、地域の皆さんの声をしっかり受け止めながら、また市長部局とも連携をしながら、よりよい形をつくれるよう、また進めてまいりたいと思います。当該事業者とも確認をしながら、よりよい利活用になっていけたらと思っておりますので、そこはしっかり取組んでまいる所存です。

◎山里雅彦君

2回で終わろうと思っていたんですが、企画政策部長、1点だけ。先ほど脱炭素先行地域の話をしておりましたので、これは環境省の第4回の選定の中で、我々が共同提案したものを選ばれたということで、この事業内容と。今年から始まって2028年度まで、5年間ですよね。5年間で67億円ぐらいの見込みが見込まれるということですが、この事業の……一般質問の形になるかも。この事業の終わった後、この事業はどういう展開、市はやろうと思っているのか。ごめんね、一般質問の形になったけど。話を出したので、この辺はどうなのかというのを少し。

◎企画政策部長（久貝順一君）

脱炭素先行地域の部分の中で、すみません、環境省のほうから5年間という形で受けております。これ先行的に狩俣と下地地域ということで再三言っているんですけども、5年たった後はやはり横展開しながらいく形になりますので、ほかの地域に波及するような形の事業に持っていこうというふうに考えておりますので、将来的には宮古島、伊良部島も含めて、池間島も含めて、そういった太陽光という形の再生可能エネルギーを活用したクリーンエネルギーの島を目指していこうということで、2050年にはゼロカーボンシティ宣言を宣言している市でありますので、その分の中では5年間でこの計画をしていく中で、どんどん広げていこうという形の事業となっておりますので、今後は5年をめどにしながら、またほかのところで横展開をしながら、どんどん波及していくと、いきたいなと思っております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第1、議案第25号から日程第18、議案第42号までの計18件については、議案付託表のとおり、各所管委員会に付託します。

お諮りします。日程第19、諮問第1号及び日程第20、同意案第1号から日程第39、同意案第21号までの21件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、最終本会議において処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午後2時13分）

令和 6 年

第 2 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

3 月 12 日 (火) 4 日目

(議案第 10 号～第 15 号の採決 (委員長報告、質疑、討論、表決))

令和6年第2回宮古島市議会定例会（3月）議事日程第4号

令和6年3月12日（火）午前10時開議

日程第 1	議案第10号	令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第11号）	（委員長報告）
〃 第 2	〃 第11号	令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	（ 〃 ）
〃 第 3	〃 第12号	令和5年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	（ 〃 ）
〃 第 4	〃 第13号	令和5年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	（ 〃 ）
〃 第 5	〃 第14号	令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第5号）	（ 〃 ）
〃 第 6	〃 第15号	令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第6号）	（ 〃 ）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和6年3月12日

宮古島市議会

議長 平 良 敏 夫 殿

総務財政委員会

委員長 下 地 茜

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第10号	令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第11号）	原案可決

◎意見

議案第10号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第11号）の歳出については、経済工務委員会において、「6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金、肥料、農薬及び農業資材高騰対策補助金については、市が定めた基準額を超える部分は新年度において予算を確保して対応すること」との意見が付された。

令和6年3月12日

宮古島市議会

議長 平 良 敏 夫 殿

文教社会委員会

委員長 池 城 健

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第11号	令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案 第12号	令和5年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
議案 第15号	令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第6号）	〃

令和6年3月12日

宮古島市議会

議長 平 良 敏 夫 殿

経済工務委員会

委員長 狩 俣 勝 成

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第13号	令和5年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案 第14号	令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第5号）	〃

令和6年第2回宮古島市議会定例会（3月）会議録

令和6年3月12日（火）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（散会＝午前10時10分）

議 長（23番）	平 良 敏 夫 君	議 員（11番）	上 地 堅 司 君
副 議 長（18〃）	長 崎 富 夫 〃	〃（12〃）	仲 間 誉 人 〃
議 員（1 〃）	久 貝 美奈子 〃	〃（13〃）	平 良 和 彦 〃
〃（2 〃）	下 地 茜 〃	〃（14〃）	下 地 信 広 〃
〃（3 〃）	砂 川 和 也 〃	〃（15〃）	我如古 三 雄 〃
〃（4 〃）	狩 俣 勝 成 〃	〃（16〃）	前 里 光 健 〃
〃（5 〃）	富 浜 靖 雄 〃	〃（17〃）	西 里 芳 明 〃
〃（6 〃）	下 地 信 男 〃	〃（19〃）	友 利 光 徳 〃
〃（7 〃）	新 里 匠 〃	〃（20〃）	上 里 樹 〃
〃（8 〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（21〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（9 〃）	山 下 誠 〃	〃（22〃）	上 地 廣 敏 〃
〃（10 〃）	池 城 健 〃	〃（24〃）	山 里 雅 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	座喜味 一 幸 君	環 境 衛 生 局 長	下 地 睦 子 君
副 市 長	嘉 数 登 〃	会 計 管 理 者	儀 間 博 〃
企 画 政 策 部 長	久 貝 順 一 〃	水 道 部 長	兼 島 方 昭 〃
総 務 部 長	與那覇 勝 重 〃	消 防 長	宮 國 和 幸 〃
福 祉 部 長	松 堂 英 彦 〃	企 画 調 整 課 長	前 原 敦 〃
市 民 生 活 部 長	友 利 毅 彦 〃	総 務 課 長	豊見山 徹 〃
農 林 水 産 部 長	石 川 博 幸 〃	財 政 課 長	国 仲 英 樹 〃
建 設 部 長	川 平 陽 一 〃	教 育 長	大 城 裕 子 〃
観 光 商 工 ス ポ ー ツ 部 長	砂 川 朗 〃	教 育 部 長	砂 川 勤 〃
産 業 振 興 局 長	下 里 盛 雄 〃	生 涯 学 習 部 長	天 久 珠 江 〃
こ ども 家 庭 局 長	仲宗根 美佐子 〃		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	下 地 貴 之 君	次 長 補 佐	与那嶺 彰 成 君
次 長	仲 間 清 人 〃	議 事 係 長	国 吉 たかよ 〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第4号のとおりであります。

これより、日程第1、議案第10号から日程第6、議案第15号までの計6件を一括議題とし、各所管委員長からの審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（下地 茜君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。総務財政委員会委員長、下地茜。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第10号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第11号）、原案可決。

意見として、意見がございますので報告いたします。議案第10号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第11号）の歳出については、経済工務委員会において、「6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金、肥料、農薬及び農業資材高騰対策補助金については、市が定めた基準額を超える部分は新年度において予算を確保して対応すること」との意見が付された。

◎文教社会委員会委員長（池城 健君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。文教社会委員会委員長、池城健。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第11号、令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第12号、令和5年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第15号、令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第6号）、原案可決。

◎経済工務委員会委員長（狩俣勝成君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。経済工務委員会委員長、狩俣勝成。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

議案第13号、令和5年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第14号、令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第5号）、原案可決でございます。

◎議長（平良敏夫君）

これで委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。質疑なしでよろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、日程第1、議案第10号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算(第11号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第10号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

次に、日程第2、議案第11号、令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第11号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

次に、日程第3、議案第12号、令和5年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第12号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は可決されました。

次に、日程第4、議案第13号、令和5年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第13号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は可決されました。

次に、日程第5、議案第14号、令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第5号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第14号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は可決されました。

次に、日程第6、議案第15号、令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第6号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第15号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は可決されました。

お諮りします。本日議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

(散会＝午前10時10分)

令和 6 年

第 2 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

3 月 19 日 (火) 5 日目

(一 般 質 問)

令和6年第2回宮古島市議会定例会（3月）議事日程第5号

令和6年3月19日（火）午前10時開議

日程第 1 一般質問

〃 第 2 議案第43号 令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）（市長提出）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

議 案 付 託 表

令和6年3月19日（火）第2回定例会

委 員 会 名	議案番号	件 名
総務財政委員会	議案第43号	令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）

令和6年第2回宮古島市議会定例会（3月）会議録

令和6年3月19日（火）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（延会＝午後5時13分）

議 長（23番）	平 良 敏 夫 君	議 員（11番）	上 地 堅 司 君
副 議 長（18〃）	長 崎 富 夫 〃	〃（12〃）	仲 間 誉 人 〃
議 員（1 〃）	久 貝 美奈子 〃	〃（13〃）	平 良 和 彦 〃
〃（2 〃）	下 地 茜 〃	〃（14〃）	下 地 信 広 〃
〃（3 〃）	砂 川 和 也 〃	〃（15〃）	我如古 三 雄 〃
〃（4 〃）	狩 俣 勝 成 〃	〃（16〃）	前 里 光 健 〃
〃（5 〃）	富 浜 靖 雄 〃	〃（17〃）	西 里 芳 明 〃
〃（6 〃）	下 地 信 男 〃	〃（19〃）	友 利 光 徳 〃
〃（7 〃）	新 里 匠 〃	〃（20〃）	上 里 樹 〃
〃（8 〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（21〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（9 〃）	山 下 誠 〃	〃（22〃）	上 地 廣 敏 〃
〃（10〃）	池 城 健 〃	〃（24〃）	山 里 雅 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	座喜味 一 幸 君	環 境 衛 生 局 長	下 地 睦 子 君
副 市 長	嘉 数 登 〃	会 計 管 理 者	儀 間 博 〃
企 画 政 策 部 長	久 貝 順 一 〃	水 道 部 長	兼 島 方 昭 〃
総 務 部 長	與那覇 勝 重 〃	消 防 長	宮 國 和 幸 〃
福 祉 部 長	松 堂 英 彦 〃	企 画 調 整 課 長	前 原 敦 〃
市 民 生 活 部 長	友 利 毅 彦 〃	総 務 課 長	豊見山 徹 〃
農 林 水 産 部 長	石 川 博 幸 〃	財 政 課 長	国 仲 英 樹 〃
建 設 部 長	川 平 陽 一 〃	教 育 長	大 城 裕 子 〃
観 光 商 工 ス ポ ー ツ 部 長	砂 川 朗 〃	教 育 部 長	砂 川 勤 〃
産 業 振 興 局 長	下 里 盛 雄 〃	生 涯 学 習 部 長	天 久 珠 江 〃
こ ども 家 庭 局 長	仲宗根 美佐子 〃		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	下 地 貴 之 君	次 長 補 佐	与那嶺 彰 成 君
次 長	仲 間 清 人 〃	議 事 係 長	国 吉 たかよ 〃

令和6年第2回宮古島市議会定例会（3月）諸般の報告書

令和6年3月19日（火）

	宮古島市監査委員の渡真利健次委員、我如古三雄委員の両名から令和6年1月分例 月出納検査結果報告があった。
3月14日	座喜味一幸市長から、今定例会に付議すべき追加議案、「議案第43号、令和6年 度宮古島市一般会計補正予算（第1号）」の送付があった。
3月19日	本日、本会議前に議会運営委員会が開催され、追加議案の取扱いについて諮問した ところ、「議案第43号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）」につい ては、本日の一般質問終了後に、議案上程、説明、聴取、議案に対する質疑、総務財 政委員会に付託を行うこと、委員会審査後、最終本会議において処理することと決し た。 また、追加議案に係る委員会の日は新たに設けず、一般質問のいずれかの日におい て委員会を開催することと決した。 以上

一 般 質 問 通 告 書

発言順位	1	議員番号	15	氏 名	我如古 三 雄
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 市長の政治姿勢について			1. 災害に強いまちづくりについて ①令和6年能登半島地震の教訓を生かし、市民の生命と財産を守るため、災害に強い本市のまちづくりを強力に推進し、市独自の津波被害想定マップを全戸へ配布して地震、津波に備えた避難訓練を実施するなど対策強化を図る必要があると考えます。今後の取組について伺います。 ②災害による断水は長期化する例が多く、衛生的な水を十分に得られない状態が長引けば感染症の拡大につながりかねません。断水長期化を見据えた対策が重要と考えます。今後の取組について伺います。 ③警察、消防、自衛隊など関係機関との連携強化の構築について伺います。 ④地震、津波によって発生する多量の災害廃棄物の処理対策について伺います。 ⑤気候変動が著しい今、甚大な台風災害を経験した本市では、一刻も早い防災拠点の整備が必要と考えます。当局の見解を伺います。 ⑥台風による停電対策として無電柱化を強力に推進し、災害に強いまちづくりを目指す上から、本市を無電柱化の先進自治体にする問題意識で取り組む必要があります。当局の見解と今後の取組について伺います。 ⑦能登半島地震に対する支援策について伺います。 2. 台湾有事に備えた住民避難について ①国民保護法に基づく武力攻撃予測事態を想定した住民避難に関する図上訓練が沖縄県庁において開催されました。以上を踏まえて伺います。 ア. 国民保護共同図上訓練における住民避難について 宮古島市の経路と避難先について伺います。 イ. 避難が長期化した場合の教育や就労支援について伺います。 ウ. 高齢者や乳幼児、医療ケアが必要な「要支援者」の避難計画について伺います。 エ. 動物（牛、馬、やぎ等）の避難について伺います。		

	3. 宮古島市合併20年の検証 ①平成17年10月1日平良市、城辺町、伊良部町、下地町、上野村が合併し来年誕生20周年を迎えます。成果と課題について伺います。 ②「宮古島市民の日」の制定について ア. 市民の一体感の醸成、郷土愛意識の醸成に意義があります。宮古島市民の日を制定すべきと考えます。市長の見解を伺います。 4. 宮古島市奨学金返還支援事業について ①本支援事業の概要及び補助対象とその内容について伺います。 5. 宮古空港横断トンネル道整備事業について ①宮古空港周辺においては、今後も人流、物流の増大が予想されることから、交通ネットワークの機能向上のメリットは大きく、市民の利便性の向上のため、宮古空港横断トンネル道の早期実現に向けた取組を図る必要があります。整備に向けた今後の事業展開について伺います。 6. 平良港漲水地区緑地等施設整備事業について ①平良港漲水地区における緑地等施設整備事業の整備状況及び進捗状況について伺います。 7. クルーズ船の寄港キャンセルについて ①強風の影響で、平良港クルーズ岸壁に接岸できない状況が生じ、寄港がキャンセルとなっています。キャンセルは本市にとって大きな経済損失であります。今後の対策について伺います。 8. 上野庁舎の利活用に向けた整備計画及び上野出張所の移転計画について ①上野庁舎の利活用に向けた整備計画について伺います。 ②上野出張所の移転計画について伺います。 9. 上野トロピカルフルーツパーク整備について ①施設の現状について伺います。 ②魅力ある公園整備に向けた今後の事業展開について伺います。 10. 民間水泳プールの営業停止について ①長期にわたり本市の水泳競技の普及推進と市民の健康増進、スポーツ振興に大きな役割を果たしてきた民間水泳プールが、施設の老朽化に伴い営業を停止します。宮古島市民プールの早急な整備が望まれます。市長の見解を伺います。 ②市民プールの整備方針において、整備計画はどのようなになっているのか伺います。
--	---

2. 農業振興について			1. サトウキビ生産振興について		
			①ハーベスターの導入計画について		
			サトウキビ収穫の機械刈りが一段と進み、申請段階で96%と高く、機械刈りを選択する生産農家が一層増えております。宮古地区におけるハーベスターの現状と生産農家の高齢化、後継者不足への対応及び安定的な生産体制の確立が求められます。今後の導入計画について伺います。		
3. 公園整備について			1. 上野野原の大嶽城址公園整備について		
			①展望台の再整備に向けた進捗状況及び供用開始について伺います。		
			②遊具の充実及び花木、草花等の植栽、野球場バックネットと外周フェンス、庭球場外周フェンスの整備について伺います。		
4. 教育の振興について			1. 小中学校の春休み期間の延長について		
			①県内で小中学校の春休み期間をこれまでの12日間から18日間と15日間に延長する事例が出ています。新年度の引継ぎに追われる教職員の準備期間を十分に確保し、負担を軽減する働き方改革の一環と教職員が、児童生徒と向き合う時間や業務に集中できる時間の確保が目的であります。本市においても延長に向けた対策が必要と考えます。本市の取組はどのようなになっているのか教育長の見解を伺います。		
			2. 小学生の保護者負担の軽減について		
			①ランドセルの相場は5万円から6万円と高価で負担が大きく安価な市指定の標準かばんの導入を検討すべきと考えます。今後の方針と取組について教育長の見解を伺います。		
			②ランドセル以外の通学かばんを全校生徒に認めることについて		
			ア. ランドセルを購入する際の経済的負担や重さによる体の負担を考慮し、全員に選択の自由が必要と考えます。学習用具が入る軽くて丈夫なかばんであればランドセル以外も認めるべきと考えます。今後の方針と取組について教育長の見解を伺います。		
発言順位	2	議員番号	12	氏 名	仲 間 誉 人
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 施政方針について			1. オーバーツーリズムへの対応について		
			①ライドシェアの導入はあるか伺う。		
			2. 旧町村部のにぎわいを創出する拠点整備について		
			①基本計画の策定方法を伺う。		

5. 市指定の史跡について		1. サバウツガーについて ①漂着ごみ撤去等の対応について伺う。			
発言順位	3	議員番号	8	氏 名	狩 俣 政 作
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			
1. 教育行政について		1. 小学校の通学かばんについて ①ランドセル以外のかばんを選択できるか伺う。 2. 修学旅行補助金交付事業について ①支援学校の児童生徒も交付対象にすべきだと思いが、見解を伺う。 3. 児童生徒の「派遣費及び奨学金積立基金」（仮称）設立について ①取組状況を伺う。 4. 鏡原中学校校舎の現状について ①修繕箇所要望について伺う。 5. 議案第40号、財産の無償譲渡について ①経緯と現状を伺う。			
2. 福祉行政について		1. 高齢者への補聴器購入助成事業について ①身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴者に対して、医者が補聴器を必要と認める方への補聴器の購入・修理に要する費用の一部を補助できないか伺う。 2. 障害児が使用する吸引器のバッテリーについて ①バッテリー購入費を補助できないか伺う。			
3. 市民生活行政について		1. 骨髄移植ドナー助成事業について ①本市では受けられず、沖縄本島の病院まで通うことになる、渡航費の助成ができないか伺う。 2. 带状疱疹ワクチン接種費用助成事業について ①本市でも事業執行できないか伺う。 3. 医者の意見書がある患者の渡航費助成について ①本市に専門医師がいないため、医者が意見書を出して島外病院へ診察を行う患者への渡航費が助成できないか伺う。 4. ヘリポート確保について ①本市の基幹病院で治療ができず、緊急を要する患者がヘリで本島の病院に輸送される際に、ヘリまでの移動時間がかかることが患者生命を大きく左右する。基幹病院のそばにヘリポートを確保できないか伺う。 5. 市営住宅の空き室について ①現状を伺う。			

4. 環境行政について			1. グリストラップの油の活用について ①現状を伺う。 2. 廃タイヤの利活用について ①現状を伺う。 3. 来間島マイクログリッド実証事業について ①現状と今後の概要を伺う。 4. し尿処理施設について ①進捗状況を伺う。		
発言順位	4	議員番号	17	氏 名	西 里 芳 明
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 市長の政治姿勢について			1. 城辺地域づくりについて ①去る2月8日に、城辺地域づくり協議会の呼びかけで城辺地域振興のため、意見交換会が地域づくり協議会、城辺地域の市議会議員と宮古島市副市長以下、各部長・課長の皆さんが集まって意見交換がなされた。これについての市長の見解を伺いたい。 ②このような意見交換会は宮古島市主導で行われた方が、城辺地域の振興がスムーズに図られるのではないかと思います。こちらについて市長の見解を伺いたい。 ③例えばどのようなことをしたほうがよいか、当局のお考えを伺いたい。 2. 一般競争入札について ①令和6年度から指名競争から一般競争入札を導入するということだが、こちらは特A、A、B、C、Dの全事業者が対象となるのか。 ②総合評価方式を県に倣って宮古島市も取り入れる考えはないのか。		
2. 農業行政について			1. 堆肥の製造施設について ①前年度の施政方針の中で、宮古島市の各地区に堆肥の製造施設を設置する旨の話があったが、そちらの進捗状況を伺いたい。 2. 肥料の補助について ①化成804や硫安の肥料に対して補助がなされていないようだが、どうして補助できなかったのか伺いたい。 3. 農耕車優先道路について ①土地改良の中で農道整備がなされているが、観光客の数が増えて農道を走るレンタカーが多数見られる。農道については標識板が		

3. 地域行政について 4. 産業廃棄物処理施設について	設置されていないため、レンタカーがスピードを上げて通るのも見受けられる。道路標識の設置は考えていないか。 1. 城辺地域の世代間交流複合施設について ①施設が開設されてから何年たつのか。 ②どれくらいの施設利用者がいるのか伺いたい。 ③利用者の中に、父母やおじいちゃん、おばあちゃんの皆さんの施設利用状況はどのようなになっているのか伺いたい。 ④世代間交流複合施設の催物は、年にどれくらい開催して、どれくらいの利用者がいらっしゃるのか伺いたい。 ⑤城辺地域の活性化のためにどのような効果があるのか伺いたい。 1. 県はなぜ、西原の産業廃棄物処理施設の許可を取り消したのか伺いたい。				
発言順位	5	議員番号	3	氏 名	砂 川 和 也
質問方式	一問一答方式			発言場所	演壇及び質問席
発 言 事 項		要 旨			
1. 道路行政について 2. 観光行政について 3. 産業廃棄物行政について		1. 道路行政について ①破損したカーブミラーの補修について ア. 役所から空港に向かうカーブミラーについて伺う。 イ. 腰原公民館から下地線に抜ける道のカーブミラーの向きがゆがんでいる件について伺う。 ②道路の白線について ア. 優先道路が分かりづらい。 2. 道路美化清掃について ①清掃後の道路に散乱しているごみへの対応について 1. クルーズ船について ①公設市場のごみ箱設置について ②観光ルートに含まれる、飲食店からのクレーム案件への対応について ③通訳の方々の待遇について ④Wi-Fi環境について ⑤C I Q施設までの移動について 2. 下地島空港国際線就航について ①インバウンドの受入れ態勢について 1. 宮古島内の産業廃棄物について ①令和4年3月定例会中、3月17日の一般質問における、島内の産業廃棄物の処理量への質問に対する答弁について			

4. 港湾行政について			②現在、島内で産業廃棄物の受入先がないとの声が多数寄せられている。当局の今後の対応について伺う。		
5. 海浜行政について			1. 宮古島市トゥリバー海浜公園の指定管理制度について		
6. ふるさと納税について			①進捗スケジュールについて		
7. 省エネ機器等導入補助金について			②トイレの使用について		
8. 防災行政について			1. パイナガマビーチに宮古島市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例を適用する予定はあるか伺う。		
9. プール行政について			1. 施政方針に企業版ふるさと納税等により財源を確保するとあるが、具体的な取組について伺う。		
			1. 対象者への振込対応について		
			①最初の振込日と最終の振込日について		
			②事業の検証はどのように行うか。		
			1. 自主防災組織について		
			①組織をつくる際の仕組みについて		
			②スターリンクの導入について		
			③備蓄庫に保管してあるものの実証について		
			1. 市民プールの必要性について		
発言順位	6	議員番号	16	氏 名	前 里 光 健
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 市長の政治姿勢について			1. 市長の選挙公約「市民所得10%向上」について 市長は選挙公約として「市民所得10%向上」を掲げ、市民からの負託を得て市長となった。しかし、令和6年度の施政方針の中には10%の具体的な数字は示されていない。以上を踏まえて伺う。 ①公約の変更もしくは達成を諦めたということなのか。10%の数字を示さなかった理由を伺う。 ②公約「市民所得10%向上」の進捗状況（基準とする所得金額、最終目標の所得金額、各年度の所得金額、最終目標の所得金額に対する進捗率を各年度ごとに具体的なパーセントで表記）について伺う。 ③市長の任期は残り1年を切っている。「市民所得10%向上」の達成について市長の見解を伺う。		
2. 教育行政について			1. 鏡原地区小中一貫校開設について 2月14日に鏡原地区小中一貫校開設に向けた地域説明会が実施された。以上を踏まえて伺う。 ①本説明会において保護者や先生方、地域からどのような声が上が		

3. 総務行政について	ったか伺う。 ②保護者や先生方、地域の意見や要望を受けて、教育委員会の見解を伺う。 ③校舎や体育館の建て替え等、ハード面の整備方針について伺う。 1. 市職員の給与制度について 令和6年3月に県職員（警察官などを除いた知事部局）の自己都合による退職者が増加しており、自己都合による退職者の割合は30代・40代が多く、昨年度の退職者数は10年前の2.4倍となったとの報道が出た。以上を踏まえて伺う。 ①宮古島市の自己都合による退職者の状況（令和3年から5年間の人数・各年代）について伺う。 ②県職員の自己都合による退職理由の一つとして時間外勤務手当の支払いが遅いことが挙げられていた。本市の時間外勤務手当の支給状況について伺う。
4. 福祉行政について	1. 宮古島市地域介護予防活動支援事業（通いの場事業）について 宮古島市地域介護予防活動支援事業（通いの場事業）を実施しているボランティア団体の方から次年度の取組について相談があった。以上を踏まえて伺う。 ①宮古島市地域介護予防活動支援事業（通いの場事業）の概要を伺う。 ②ボランティア団体に支払う活動費が令和6年度から変更される。変更内容と理由を伺う。
5. 農業行政について	1. 宮古島市農産物鮮度保持技術導入実証事業について 本年度から宮古島市農産物鮮度保持技術導入実証事業が実施されている。以上を踏まえて伺う。 ①事業の目的並びに本年度と次年度の取組内容について伺う。 ②募集要項に中長距離輸送時の鮮度保持技術を用いたコンテナ輸送に関する物流システムの実証の検証食材として、トマト、ピーマン、キュウリ、ゴーヤ、加工品を含むマンゴー等が明記されている。農家さんから葉物野菜やオクラ等他の食材も検証してほしいと要望が出てきた場合の対応について伺う。
6. 環境行政について	1. 産業廃棄物処理について 宮古島市においては、廃タイヤ等の産業廃棄物（適正処理困難物）は、自治体の廃棄物処理施設では処理ができず、民間の廃棄物処理業者で処分することとなっている。しかし、島内の処理事業者の産業廃棄物受入れは不安定な状況である。以上を踏まえて伺う。

7. 自衛隊について		①産業廃棄物を安定的に処理するためには、島外へ輸送して処理をする方法もあるが、処理費用が増加するため、結果的に処理にかかる市民負担が大きくなる。県の沖縄振興拡大会議や美ざ島美しや市町村会においても、廃タイヤを含む産業廃棄物の輸送費補助等について取り上げ、要請している。県からはどのような回答が来ているか伺う。 ②これまでの答弁で廃タイヤ等の産業廃棄物処理の促進に向けた協議を市・保健所・事業所で行う旨の発言があったが、現在の進捗について伺う。 ③産業廃棄物適正処理促進の課題解決に向けた取組について伺う。 1. 救難ヘリの配備について 以前から、台風・地震災害及び交通事故等に伴う重症患者の救助・急患搬送のための救難ヘリの配備に関して要望が出ている。本市は高齢化が顕著であること、さらに観光客の増加による緊急対応の増加が予測されることから、早期の配備が必要と考える。市長は令和5年3月定例会で「救難ヘリの配備は国と県が所有する空港になる。今後、国・県に考えを確認したい」旨の発言をしていた。以上を踏まえて伺う。 ①救難ヘリの配備に向けて市長は国・県に対してどのような働きかけを行ったか伺う。			
発言順位	7	議員番号	4	氏 名	狩 俣 勝 成
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			
1. 市長の政治姿勢について		1. 市役所周辺まちづくりについて ①市役所周辺まちづくり基本構想について ア. 目指すべき都市構造とすみ分けで、商業・業務機能の集積促進となっているが、具体的にどのような地区形成を図る考えか伺う。 イ. 基本構想実現に向けて、解決すべき課題は何か伺う。 2. 宮古島市地域賑わい創出事業について ①にぎわい創出拠点の方向性を示す基本構想について ア. 基本構想として、人口動態・上位・関連計画との関連・地域住民の意見・にぎわい創出拠点の方向性となっているが、国勢調査によると、平良地区以外では伊良部、城辺地区の総人口、年少人口、生産年齢人口が突出して減少している。その中で、城辺地区のみ高齢人口も減少していることに対する見解を伺			

2. 道路建設行政について 3. 環境衛生行政について 4. 教育行政について	う。 イ. 基本構想で取りまとめた、にぎわい創出の基本的な考え方について伺う。 3. 防災について ①自然災害は、いつどこで発生するか分からない。そこで、地域防災の担い手として防災士の活躍が重要だと考えるが、宮古島市に何人くらいの防災士の資格取得者がいるか伺う。 ②防災士資格取得に対する支援はできないか伺う。 4. 各団体への補助金について ①事務局職員を配置した、各ボランティア団体補助金交付を早めできないか伺う。 1. 宮古島市新総合体育館建設について ①今年度実施設計に着手する予定とのことだが、基本設計どおり進めていくのか、これまでの議会や市民からの要望を取り入れる考えはないか伺う。 ②国が3月末をめどに、シェルターに関し、整備地域や構造に関する方針を示しているが、一時避難ができる地下駐車場をシェルターに位置づけ国が財政支援を行うことが決定した場合、その分の建設予算を地上部に拡充できないか伺う。 ③市民プールの併設はできないか伺う。 1. 野犬対策について ①野犬と野良犬の違いは何か伺う。 ②各地で、子牛が野犬にかみ殺される被害が発生しているが、畜産農家の皆さんからは、防犯カメラの映像の提供や写真の提供があり、襲った野犬は特定されているが、捕獲できない理由は何か伺う。 1. 宮古島市歴史文化資料館について ①宮古島市歴史文化資料館は、宮古島の歴史や文化を知る上からも、大変よい施設だと思うが、どのような展示、企画、講座等を実施しているか伺う。 ②宮古島の歴史や文化を継承して行く上でも、継続できる体制づくりが必要だと思うが、専門的な知識を持つ正規職員を配置する考えはないか伺う。 2. 福岡県で児童が給食を喉に詰まらせ死亡した事故について ①事故を受け、宮古島市ではどのような対応しているか伺う。 ②教員や保育士等で、救命講習を受講された方は、宮古島市には何
--	--

			人いるか伺う。		
発言順位	8	議員番号	2	氏 名	下 地 茜
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 公営住宅について			1. 「連帯保証人の確保」制度の廃止について、滞納者に対しての生活相談等、福祉との連携について伺う。 2. 地域対応活用計画について ①内容について伺う。 ②建て替え予定の市営住宅への修繕について伺う。 3. 入居が決まってから、実際に入居ができるまで3か月以上かかるケースについて伺う。 4. 市営住宅の優先枠制度について、子育て世代では多子世帯が対象となる。少子化が進む本市の状況を鑑み、一子でも子育て世代として扱うことはできないか伺う。		
2. 医療行政について			1. 若年がん患者在宅療養生活支援について、県の制度が始まる場所である。県議会では、市町村に挙げた要望を酌んで本制度の導入を決めた経緯を答弁している。本市にも令和元年に市民から陳情が提出され、本市議会で可決している。本制度は、市町村がつくった制度における実績に対して、県が2分の1を助成するものである。本市の対応を伺う。		
3. 福祉行政について			1. 本市における「要支援者避難名簿登録」「福祉避難所の受入れ可能人数」「個別避難計画の策定数」をそれぞれ伺う。 2. 福祉避難所に指定する際に整備拡充の支援はあるか伺う。 3. 要支援者であっても個別避難計画のない者は一般避難所が受入先になるものと考えられるが、本市における避難所のバリアフリーの対応状況について把握はされているか伺う。		
4. 畜産行政について			1. 本市の牛の防疫対策であるワクチンの接種は他地域より低い傾向にあり、接種を促進させる対策が必要と考えるが、本市の対応を伺う。 2. 令和6年度4月よりBSE検査対象牛が変更となり、死亡牛について農家での処理が増える可能性が高いことから、畜産農家の経済状況を圧迫しかねない状況が考えられる。本市では死亡牛の適正処理について処理費用が高額なことから、市による支援体制が求められてきた。本市の考えを伺う。		
5. 水道行政について			1. 長期水需給計画について ①計画の目的と内容を伺う。		

6. 国民保護について	②伊良部浄水場の再活用に際し、伊良部島淡水レンズへの影響を伺う。 1. 特定重要施設について ①特定重要施設とは何か伺う。 ②本市は特定重要施設の指定に基づく整備について、県への要望を行っている。以下のとおり伺う。 ア. 特定重要施設に説明される民間空港の自衛隊利用を本市は受け入れたのか。また、本市の判断について、市民への説明責任は果たしたと考えるか伺う。 イ. 令和5年12月定例会では特定重要施設について、国民保護拠点として利用する際に必要となる特殊標章の掲示ができるか伺ったところ、内閣官房は「お答えできない」とし、特定重要施設と特殊標章についての関係性を判断するのは防衛省、外務省であると答えている。特定重要施設において、「国民保護拠点として利用する際に必要となる特殊標章の掲示ができるか」本市の見解を伺う。 ③令和6年2月県議会において沖縄県は、特定重要施設について「地元との協議が必要」との見解を答弁している。県と本市と協議ができる適切な場があるか伺う。 2. 避難計画について ①有事の際、島内に残る場合の避難計画について、「国の指針にないため、国と相談する」との答弁があった。相談ができる適切な場があるのか伺う。 ②有事の際、市民の資産である家屋や土地や家畜等に損害があった場合、これを回復・補償する制度上の仕組みはあるか伺う。				
発言順位	9	議員番号	18	氏 名	長 崎 富 夫
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			
1. 市長の政治姿勢について 2. 主要施策の成果について		1. 市長の政治姿勢について ①令和3年1月、第5代宮古島市長として就任してから3年が経過しました。来年改選を迎えるが、市長の今後についてお伺いします。 1. 座喜味市政3年間の実績と今後の取組について ①市長の公約として、市民所得の向上は思い入れの強い施策であると思います。これまでの成果についてお伺いします。 ②市民所得向上に向け、人材の確保・育成の重要性を訴えています。			

3. 令和6年度新規事業について 4. 農地転用違反について	具体的な取組をお示しください。 ③六次産業化による、市民所得向上の成果について示してください。 ④地産地消促進の成果についてお伺いします。 ア. 地産地消コーディネーターの配置によって学校給食への地産地消がどう変わったか示してください。 イ. 学校給食における地産食材料率の推移（令和2年から令和5年）を示してください。 ウ. 地産食材利用率の目標値を示してください。 ⑤上野庁舎の活用による実績と今後の利活用方針を示してください。 1. 都市交流事業費について ①姉妹友好都市との交流においては、新規事業として物産交流のみでなく人的交流にも取り組み、具体的には、市内児童を姉妹都市等に派遣してスポーツ交流を行うなど新たな交流に取り組むとしています。進捗状況をお伺いします。 2. 若者の定住促進について 市営住宅の募集で応募がないため、外壁の劣化による雨漏り等を修繕してない一部の市営住宅に対し、若者の定住促進に活用するため修繕し供給するとしています。お伺いします。 ①入居要件をお答えください。 ②現在の空き部屋数を旧市町村ごとにお答えください。 3. 堆肥製造施設設置補助事業について 製糖工場からの副産物や地域から生じる雑木等の資源を活用し、有機質肥料を地域の力で製造及び圃場への運搬・散布等を行う地域循環型堆肥製造を構築する事業の概要をご説明ください。 4. 島内循環型の堆肥製造のため、製糖製造に伴い発生する副産物を島内堆肥製造施設への運搬に係る輸送補助を行い、農家への販売価格の値下げにつなげる事業の概要についてご説明ください。 5. 営農安定化支援事業について 自然災害に対するリスクを軽減し、持続的な農業生産を行うため、各種農業保険事業への農家負担分の支援を拡充することで、災害等による損失防止に取り組む事業の概要についてお答えください。 1. 松原の農地違反転用について ①問題になっている松原の農地について、農業委員会は一貫して違反転用との認識ですか。 ②農業振興地域除外の申請が必要と思いますが、農業振興地域の除
--	---

5. 入札制度について 6. 観光行政について 7. 市民プールの建設について 8. 道路行政について	外申請はされましたか。 ③当事者は農地転用を認めてほしいと主張しています。農業用施設の転用以外に農振農用地域の転用に係る特例はありますか。 ④違反転用している面積は、6,000平方メートルと聞いています。その面積からすると、私の認識として開発行為の届出が必要と思いますが、いかがですか。 ⑤工作物に係る建築確認が必要と思いますが、いかがですか。 ⑥今後、農業委員会はどのような対策をすることになりますか。 1. 令和6年度施政方針で、入札手続の透明性・公平性の確保、入札契約事務の効率化を図るため、令和6年度より、電子入札システムによる一般競争入札を実施するとしています。お伺いします。 ①電子入札システムによる一般競争入札の場合、事業者は入札システム機器の設置が必要です。事業者には周知されていますか。 ②電子入札システムの件数を増やすことに加え、一般競争入札の導入について段階的に制度構築を進め、制限付一般競争入札の実施に取り組むとしていますが、制限付一般競争入札とはどのような制度ですか。 1. クルーズ船待合所のトイレについて ①今年1月19日、宮古島に寄港したクルーズ船で最大級の「MSC ベリッシマ」号(17万1,598トン)が、初めて平良港に寄港しました。与党市議団は宮古島観光協会、クルーズ船受入れ委託職員の案内で視察しました。到着待合室でトイレ使用のため、五十数名の乗客が列をなしていました。案内した職員から、トイレの新設、増設の要望がありました。要望にお応えできませんか。お伺いします。 1. スポーツアカデミー宮古島が5月に閉鎖されたとお聞きしています。市民プールの計画はないかお伺いします。 1. 大原線未整備区間の整備について ①令和4年3月、令和5年6月定例会でも質問しました。 ア. 現場は確認しましたか。 イ. 近隣住民に説明しましたか。 ウ. 未整備区間に住居がありますが、用地交渉は済んでいますか。 エ. 今後どのような整備方針ですか。				
発言順位	10	議員番号	6	氏 名	下 地 信 男
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			

1. 令和6年度施政方針について	1. 県営公園の早期実現について ①県営公園の進捗状況について ②早期実現に向けた本市の取組について伺う。 2. 有機質肥料への転換について ①「みどりの食糧システム戦略」の目標と連動し、有機質肥料への転換を進めるとしているが、その方策について伺う。
2. 市長の政治姿勢について	1. 自治会防犯灯の維持管理支援策について ①12月定例会において、自治会が維持管理する防犯灯について、電球切替え後の届出等がなされず、料金が割高となっている事案が発覚し、電力会社への調査を依頼するとしていたが、その後の取組状況について伺う。 ②電気料の安いLED電球への切替えについての財政的支援について伺う。 2. 脱炭素先行地域の選定について 本市が県内2例目となる脱炭素先行地域に選定され、下地地区、狩俣地区において、発電と供給を地区内で完結する仕組みを構築するとしている。そこで以下について伺う。 ①下地、狩俣地区で実施する具体的な事業について伺う。 ②本市での事業費用は67億円を見込むとしているが、計画する主な事業について伺う。 3. 農業委員会委員の選任について ①9月定例会での同意案の廃案、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会を通した公平性、透明性欠如の指摘。これらは今回の同意案提案にどう影響したか。市長の見解を伺う。 4. 宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金について ①昨年に引き続き事業を実施するが、本年度事業の補助率を1割に引き下げた理由について伺う。 ②市民が受益者となる事業において、補助率が大幅に引き下げられることは不平等を感じる。当局の見解を伺う。
3. 農林水産振興について	1. 圃場の冠水対策について 一昨年の10月から11月にかけての大雨で下地川満地区、嘉手苅地区における広範囲の圃場で冠水が起これ農作物に深刻な影響が出た。当局は、原因究明のための調査業務を実施し、その結果を踏まえて対策を講じるとし、予算も計上されていたが、その調査結果と対策について伺う。 2. サトウキビ株出し管理機支援拡充について

4. 行政財産の管理について			①現行の株出し管理機の使用に対する補助金は、株出し1回目に限 定されている。その根拠と理由について伺う。 ②生産農家によれば、生産意欲のある農家は補植などで3回目まで は収量を維持できるとして3回目までの助成支援の要望がある。 当局の見解を伺う。 3. 農林水産物条件不利性解消事業について ①農産物の輸送費は販売額のうち約30%を占め、農林水産物条件不 利性解消事業の輸送費の減額は農家に大きな痛手となっている。 輸送費補助金の増額復活を求める声が高まっている。市の見解を 伺う。 4. コールドチェーン体制の構築の進捗状況について ①本市のコールドチェーン体制構築への取組状況と成果について伺 う。 5. 葉たばこ生産組合の廃ビニール処理施設の建設要請について ①要請の内容について ②市の対応について伺う。 1. 旧中央公民館の管理について ①施設の維持管理に課題がある。管理の状況について伺う。 ②今後の利活用について伺う。		
発言順位	11	議員番号	5	氏 名	富 浜 靖 雄
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 市長の政治姿勢について			1. 施政方針について ①「市民の所得向上」について ア. なぜ、令和6年度の施政方針に「10%」の記載がなくなった のか伺う。 ②令和5年度の施政方針について ア. 「農畜水産業及びリーディング産業である観光産業の活性化 を図るとともに、この2つの産業を有機的に結びつける六次産 業化を推進する必要がある」との記載があるが、農畜水産業と 観光産業を有機的に結びつける取組について伺う。 ③自治体DXについて ア. オンライン予約システム導入について伺う。 イ. キャッシュレス決済導入拡大について伺う。 ④電子入札システムについて ア. 一般競争入札について伺う。		

2. 道路行政について		2. ふるさと納税について ①自動販売機を設置できないか伺う。			
3. 教育行政について		1. アプリ導入について ①通報アプリの導入について伺う。			
4. 環境行政について		1. 学校施設について ①トイレの洋式化の計画について伺う。 ②特別教室へのクーラー設置の計画について伺う。			
5. 水道行政について		1. 住宅に隣接する空き地の管理について ①空き地の管理指導について伺う。 2. 産業廃棄物処理業者の許可取消しについて ①当局の見解について伺う。 ②今後の対応について伺う。			
6. 農業行政について		1. 上下水道料金免除について ①基本料金を世帯人数の月分免除について伺う。 1. 農業委員会委員任命の同意案について ①再提案が今定例会になった理由について伺う。 ②評価委員会の得点制評価について伺う。			
発言順位	12	議員番号	22	氏 名	上 地 廣 敏
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			
1. 宮古広域公園整備事業について		1. 事業実施期間（工期）について 2. 進捗率について 3. 地域説明会の開催について 4. 地権者等との合意形成について			
2. 教育行政について		1. 学童疎開の碑の建立について ①市長及び教育長の見解を伺う。			
3. 市長の政治姿勢について		1. 台湾有事について ①市長の現状認識について伺う。 ②シェルターについて見解を伺う。 2. 宿泊税について ①導入時期について ②税額及び税率について ③徴収方法について ④課税免除について 3. 農業集落排水事業（下地地区）について ①上地・与那覇地区の最終処分場の統合について			

		4. 宮古島市防災の日制定について ①市独自の防災の日制定につき市長の見解を伺う。			
発言順位	13	議員番号	13	氏 名	平 良 和 彦
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			
1. 市長の政治姿勢について		1. 施政方針について ①市民の所得向上について ア. 3年間での公約の10%所得アップの結果について イ. 今後、公約達成までの取組について ②「少子高齢化や人口減少が進行する旧町村地域において、地域が持つ魅力的な資源を活用し、賑わいを創出する拠点整備に向けて、地域住民へのヒアリングや既存公共施設の活用状況の整理等を行い、地域別の基本計画を策定します。」について ア. 基本計画策定までのスケジュールについてお伺いします。 イ. 城辺町ふるさと文化村基本計画等に取り組むことは可能かお伺いします。 ③「ひとり親家庭を対象に、民間アパート等の賃貸物件を活用した住居支援や資格取得等への支援を行い、ひとり親家庭の自立支援を推進します。」について ア. 本市のひとり親家庭の母子世帯と父子世帯等の状況はどうなっているのか。 イ. 住居支援の場合、民間は家賃等が高く、特に旧町村は民間アパートが少ないため、市営住宅などを利用して優先して入居することはできないかお伺いします。 ④「子宮頸がんワクチン接種後の健康被害を訴えている方については、渡航費に加えて医療費等についても助成します。」について ⑤「畜産農家の飼料高騰に対する負担軽減のため、飼料の自給率アップに向けて、バガス、酒粕などの資源を活用した島内循環型の飼料生産体制づくりに向けた調査を進めます。」について ア. 飼料生産体制はどのような形になるのかお伺いします。 イ. 畜産農家の負担軽減とは、どの程度を検討しているのかお伺いします。 2. 宮古島市の少子化に対する対策について ①出生数が過去3年で約130人減少しているが、市はこの状況をどう考えているのかお伺いします。 ②出生数の減少による本市への社会的、経済的な影響をどう捉えて			

2. 農業行政について			いるのかお伺いします。 ③本市独自の少子化対策をお伺いします。		
3. 産業廃棄物行政について			3. 宮古島市の財政状況について 1. 株式会社宮古食肉センターについて ①運営体制についてお伺いします。 ②過去3年間の運営状況についてお伺いします。 ③今後の市の取組についてお伺いします。		
4. 観光行政について			1. 産業廃棄物の処理について ①産業廃棄物処理業者による処理能力についてお伺いします。 ②産業廃棄物処理業者による処理ができない場合の対応はどうなっているのかお伺いします。		
5. 文化行政について			1. 宮古島の新観光名所の創出について ①県道83号線の通称北海岸の一周道路沿いの（仮称）空中海岸展望道路の整備について ア. 市としての構想はないのかお伺いします。 イ. 可能であれば、今後の当局の考えをお聞かせください。		
発言順位	14	議員番号	14	氏 名	下 地 信 広
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 市長の政治姿勢について			1. 宮古島市地下水モニタリング調査について ①新年度予算において新たな水質分析項目にネオニコチノイド系農薬類を追加しているが、分析結果によっては高機能活性炭浄水処理設備の整備を進めるのか伺う。 ②宮古島地下水研究会からの請願書、署名6,441人について当局の見解を伺う。 2. 伊良部、牧山公園の整備について ①構想を伺う。 3. 有事の際の避難シェルターについて ①総合体育館の地下に駐車場を設置するとあるが、地下駐車場をシェルターと捉えているのか伺う。 ②宮古防災公園の構想はないのか伺う。 4. 宮古島市のリサイクル率を伺う。 5. 宮古島市の賃貸住宅不足問題について伺う。		

2. 福祉行政について	①アパートの家賃の高騰や転勤シーズンを迎えて住宅不足の対策について当局の見解を伺う。				
	6. 宮古島市エコハウスについて伺う。				
	①宿泊者がチェックアウトした後次のチェックインまでの時間はどれくらいか伺う。				
	②清掃業務はどのように行っているのか、市の職員なのか委託なのか伺う。				
	③エコハウス2か所の利用状況を伺う。（令和5年度）				
3. 道路行政について	7. 伊良部地区における医療体制の崩壊について当局の見解を伺う。				
	8. 死亡後の手続について。死亡届に始まり、火葬許可書、健康保険、介護保険、年金受給権者死亡届、遺族年金、公共料金の手続、等々死亡後のタイミングで初めて行う手続なので戸惑いとストレスを感じる。1つの窓口で手続が済むようにできないか伺う。				
	1. 市長は施政方針の中で、「地域福祉力の向上を図るため、各地区でのコミュニティソーシャルワーカーの配置を推進します。」と明言しているが、配置状況を伺う。				
	2. 重層的支援体制整備事業の活用について				
	①昨今、地域においては複合的な課題を抱える世帯や、制度の挟間、社会的孤立など複雑、多様化した課題が深刻化している。国においてはこのような地域生活課題に対応する体制づくりを進めるために社会福祉法において住民や福祉事業者、相談支援機関、行政等の責務を明確に位置づけ、あらゆる関係者と連携・協同した支援体制として市町村における包括的な支援体制（社会福祉法106条の3）の構築を目指している。その具体的な施策として重層的支援体制整備事業が創設された。この事業は相談支援、参加支援、地域づくりといった住民主体の支え合い活動であるが、国が2分の1、県、市町村が4分の1の補助事業である。宮古島市として活用できないか伺う。				
4. 農林行政について	1. 伊良部地区の道路で白線が消えた箇所が多くあり相談件数が増えている。伊良部地区における白線（中央線）の実施計画があれば伺う。				
5. スポーツ振興について	1. 野そ防除の効果について伺う。				
	1. 日本陸上競技連盟所属の一流選手がこの宮古島に合宿に来て成果を出している。早急にクロスカントリー場の整備が必要と思うが、カママ嶺公園に設置できないか伺う。				
発言順位	15	議員番号	1	氏 名	久 貝 美奈子

質問方式	一問一答方式	発言場所	質問席のみ	
発 言 事 項		要 旨		
1. こども家庭行政について	1. 子育て支援政策について	①本市における子育て支援の目玉政策について伺う。		
	2. こども家庭センター（仮称）について	①令和6年度より「こども家庭センター（仮称）」を新たに設置し、体制の強化を図ります。」とあります。この「こども家庭センター（仮称）」について、庁内体制も含め詳しく説明を求める。		
	3. 一時預かり事業について	①一時預かり保育とは、どのようなものか伺う。 ②保育士の処遇改善のための市独自の補助はできないか伺う。 ③保育料、利用上限の緩和、預かり基本時間の見直しなど、ルールの見直しができないか伺う。		
	4. 保育園への防犯カメラ設置について	①保育現場における安全性に関する議論は高まっており、保育園への防犯カメラ設置が必要と考えられている。昨年、宮古島市法人保育園連盟から「保育園の安全・安心を守るために防犯カメラが必要な意見書」が提出されたと聞いている。その後の対応について伺う。		
	5. 子供の権利について	①本市において、子供の権利を守るための施策はあるか伺う。		
	2. 福祉行政について	1. 離島における患者等支援について	①難病患者等に係る渡航費等の一部助成事業について ア. 次年度の支援拡充内容について伺う。 ②重度障害者（児）等の渡航費等助成事業について ア. 次年度の支援拡充内容について伺う。 ③不妊治療等に係る渡航費等の一部助成事業について ア. 次年度の支援拡充内容について伺う。	
		2. がん患者アピアランスケア支援について	①がん患者ウィッグ等購入費助成事業について、12月定例会において、この事業実施について質問した。「県の動向を注視しながら、実施に向け検討していく。」との答弁だった。現在の進捗状況を伺う。	
		3. 地域生活支援事業について	①障がい者への配食サービス事業について、昨年の9月定例会で要望した。事業実施に向け検討されているのか伺う。	

3. 健康・医療行政について	4. 拠点型子供の居場所について ①令和5年4月より、設置された拠点型子供の居場所について、施政方針に「居場所機能の拡充を図ってまいります。」とあるが、どのような拡充をするのか伺う。 1. 子宮頸がんワクチン接種健康被害者への支援について ①子宮頸がんワクチン（HPVワクチン）接種後の健康被害を訴えている方へ、どのような支援を行っているか伺う。 ②本市でのワクチン接種実施状況について伺う。
4. 都市計画行政について	1. 宮古島市中心市街地活性化事業について ①進捗状況について伺う。 ②西里通り、下里通り、市場通りは観光客も増え、人通りもかなり増えている。たばこの吸い殻やポイ捨てごみの問題について、昨年6月定例会の答弁で「中心市街地エリアにおけるごみのポイ捨ては課題として認識している。中心市街地活性化協議会と協議を重ねながら検討していく。」とのことだったが、このことについて協議はあったか。 ③根間公園、周辺整備について ア. 根間公園をどのような公園にするのか伺う。 イ. エコハウスの目的外使用が可能か伺う。 2. 都市公園における防犯対策について ①パイナガマ海空すこやか公園、盛加越公園において、防犯対策として防犯カメラの設置を訴えてきた。昨年の9月定例会において「令和6年度設置に向けて予算措置を講じていく。」との答弁だったが、次年度設置は可能か伺う。
5. 動物愛護行政について	1. ペットの災害対策について ①災害が起こったときに最初に行うことは、もちろんご自身、ご家族の安全確保だが、ペットの安全確保もふだんから考え備えておく必要がある。災害時に人とペットが同室避難できる避難場所が必要だと考えるが、市としての考えを伺う。
6. 市長の政治姿勢について	1. 令和6年度施政方針について ①新たなステップアップに向けたプロジェクトの推進について ア. 「平成17年5市町村合併後の類似公共施設の整理、併せて行財政改革の推進に取り組んでいます。」とのことだが、具体的な取組について伺う。 イ. 「空き施設や老朽化した施設を有効活用した振興発展へのプロジェクトを推進することも重要であると考えております。」

			とのことだが、今後どのようなプロジェクトがあるか伺う。		
発言順位	16	議員番号	11	氏 名	上 地 堅 司
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 防災行政について			1. 防災無線について ①宮古島地域で防災無線が聞こえにくいところがあり、市民から改善してくれないかとの声がありました。どのような対策ができるか伺います。 ②上野地域には親子ラジオが各世帯に設置されていたと思います。高齢者の家に設置できないか伺います。		
2. 観光行政について			1. 遊戯施設について ①宮古島市には、休日や雨の日に子供から大人まで楽しむ娯楽施設がなく、大変困っています。遊戯施設の計画や大手企業の誘致はないか伺います。		
3. 道路行政について			1. 街灯設置について ①有限会社池田冷凍食品付近から株式会社南西建設事務所までの道路に街灯設置はできないか伺います。 2. 海岸線にある、あずまや、橋、フェンスなどの修繕は令和6年度にはできないか伺います。 3. 道路清掃作業を行った際にペットボトルや空き缶などを回収できないか伺います。		
4. 環境行政について			1. ごみ問題について ①コンビニや大手スーパーにごみ回収ボックスの設置依頼はできないか伺います。 ②宮古島市にある産業廃棄物処理業者が営業停止になり、宮古島の業者が産業廃棄物処理に困っています。宮古島市は、業者からごみなどクリーンセンターで受入れはできないか伺います。 2. 野犬問題について ①令和5年度の野犬の被害件数を伺います。 ②これからの野犬対策を宮古島市は考えているのか伺います。 3. 天然ガスについて ①宮古島市は、天然ガス調査を行ったと思いますが、どのような結果が出たのか、宮古島市はどのように利活用していくのか伺います。		
5. 地域行政について			1. 上野ゲートボール場について ①ゲートボール場の管理が大変だと上野老人会の皆様方から話があ		

6. 畜産行政について		りました。コート内はできるのですが、周りの木などが大きくなり過ぎて管理できないとのことで、宮古島市はこのゲートボール場の管理をどのように管理していくのか伺います。 1. 肥育について ①宮古島市は畜産物の地産地消を推進し、消費拡大を図ると話していますが、肥育牛（肉質の向上を重視して食肉用として育てられた牛）に対して取組がないように思いますが宮古島市は、これから肥育に対してどのように考えているのか伺います。			
7. 施政方針について		1. 市長は宮古島市発展のためにどのように考えているのか伺います。			
発言順位	17	議員番号	9	氏 名	山 下 誠
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			
1. 市長の政治姿勢について		1. 行財政運営について ①財政運営について ア. 長期財政ビジョンと実態について伺う。 イ. 繰出金の推移と説明を求める。 ウ. 収支均衡について当局の考え方を伺う。 エ. 集中改革プランの策定について伺う。 ②法定外目的税について ア. 税率について改めて当局の見解を求める。 2. 安全保障について ①特定重要拠点空港・港湾について ア. 空港機能に関する大臣要請の趣旨説明を求める。 イ. 市のスタンス、考え方を伺う。 ②国民保護、避難計画について ア. 市の避難実施要領（案）について説明を求める。国民保護の観点に立てば、空港及び港の機能強化は必要だと考えるが、市長の考えを伺う。 イ. シェルター設置について伺う。			
2. 農地行政について		1. 農地の違反転用について ①平良松原における農地の違反転用について ア. 緊急質問による当局答弁について。事実確認を中心に農業委員会、市長部局及び相手方の主張について伺う。 イ. 各種法令との適合性に関し担当部局の見解を求める。 ②具体的な対応策について ア. 農業委員会、市長部局それぞれの対応策を伺う。解決に向け			

3. 地域経済について		た具体的な取組について説明を求める。			
4. スポーツ振興について		1. 市景観計画について ①市景観条例について ア. 条例の実効性について当局の見解を伺う。 1. 市民プールについて ①市民プールの建設に関する当局方針を伺う。			
発言順位	18	議員番号	19	氏 名	友 利 光 徳
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			
1. 市政全般について		1. 施政方針から ①地域懇談会開催について ②障がい者の渡航費等経費負担の軽減について ③にぎわいを創出するための拠点の整備について ④子ども議会の開催について ⑤宮古上布の世界遺産登録について ⑥市の指定文化財の適正な保全と管理について ⑦デマンド型交通の実証運航について ⑧保育士の義務負担の軽減について ⑨職員の離職防止に向けた取組について ⑩保育士の処遇改善を含めた体制の強化について ⑪全日本トライアスロン宮古島大会について ⑫城辺地域友利部落会、うるか自治会長との意見交換について 2. 職員管理について ①農業土木関係機関への職員派遣等の人事交流について ②職員の発言と行動について ③職員の守秘義務について 3. 市政刷新について ①定例会一般質問における答弁の在り方について ②各支所の機能の拡充の取組について ③市長の行政報告について ④株式会社宮古食肉センターの経営改善に向けた取組について (株式会社八重山食肉センターとの経営の相違点等) ⑤ごみ収集業務に関する組合との一括契約について ⑥陳情書の有効期限と効力について ⑦欠格要件の見直しについて ア. 新規に申請する事業者について			

	⑧違反した業者に対する措置について ⑨従業員等に対する処遇改善を実施した事業者への優遇措置の検討について ⑩廃村（里）（原）の調査と石碑の建立について ⑪井戸の調査と保全について ⑫ヒンプンの残る民家（前田家、川満家）の文化財への指定について ⑬高腰城に関する作業の進捗について ⑭佐良浜地区の水産業の無形文化財への指定について ⑮市条例の見直しについて（68号）
2. 教育行政について	1. 秘密会議開催の状況について 2. 令和5年定例会における答弁内容について 3. 旧城辺中学校のプールの解体に対する要請について 4. 農山村漁村留学制度を活用した小規模校の存続の検討について 5. すながぎくがに賞と福里公園のトイレの問題について 6. 旧福嶺中学校後利用に対する事務の進捗状況について
3. 農業行政について	1. 仲原西地区について 2. 防風林の樹木の変更にについて 3. 農地法の効力について 4. 第三者調査委員会の設置について
4. 水道行政について	1. 各種の資格を有する職員の配置状況について 2. 各種の資格を有する職員の人材育成への取組について 3. 市内の配水管の総全長距離について 4. 法定耐用年数内の距離について 5. 法定耐用年数外の距離について 6. 配水管の老朽化率について 7. 水道涵養事業の復活について 8. 地下水研究会との意見交換の実施検討について 9. 水道部の組織変更について
5. 福祉行政について	1. 城辺世代間交流複合施設について ①利用者の実績について ②事業計画の執行状況について ③令和6年度における予算要求の状況について ④社会福祉士の義務づけについて 2. 訪問介護について 3. 基本報酬の引下げへの影響について

6. 戦後処理と平和行政について			4. 難病者の渡航費助成について		
7. 消防行政について			1. 戦時中のマラリアに対する宮古島と八重山の対応について		
			2. 視察報告書について		
			3. 袖山地区に関する市の見解について		
			4. 島外避難計画に対する市の取組状況について		
8. 道路行政について			5. 遺骨の収集事業について		
			6. 土地利用法の規制について		
			1. 市の条例定数と現状について		
			2. 国土交通省の職員の招聘について		
			1. 橋梁の耐震度調査と適切な工事の時期について		
			2. 昭和5年に架設された市道城辺12号線の箔川橋について		
			3. 昭和41年に架設された市道城辺31号線の山田橋について		
発言順位	19	議員番号	10	氏 名	池 城 健
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 教育行政について			1. 市内小中学校の特別教室へのクーラーの設置計画について伺う。		
2. 公文書のデジタル化について			2. 洋式トイレの設置計画について伺う。		
			3. 学校給食の「みゃーく食材の日」について		
3. 福祉行政について			①成果と課題について伺う。		
			②今後の予定について伺う。		
4. クルーズ船の寄港について			4. 教職員のアパート確保について伺う。		
			5. 教職員の働き方改革について		
5. 水道行政について			①現在の進捗状況について伺う。		
			②通知表の様式について、簡略化は可能か伺う。		
			6. 教職調整額についての見解を伺う。		
			1. 合併前の旧町村の公文書の保管について伺う。		
			2. 公文書のデジタル化は可能か伺う。		
			1. 次年度の新規事業「介護人材確保対策事業」として「介護初任者研修」と「介護福祉士実務者研修」を計上しているが、その内容について伺う。		
			2. その研修に「ユマニチュード」についての研修を取り入れることは可能か伺う。		
			1. 現在の取組状況について伺う。		
			2. 次年度のクルーズ船の寄港予定について伺う。		
			3. 警備員の配置について伺う。		
			1. 宮古島地下水研究会からの請願書と6,441筆の署名への対応を伺		

6. 市民生活の利便性向上について		う。 1. 宮古空港駐車場の30分無料化についての進捗状況を伺う。 2. J T A ドーム宮古島の電気自動車充電器の修理について伺う。 ①いつから故障しているのか伺う。 ②今後の修理予定について伺う。			
発言順位	20	議員番号	20	氏 名	上 里 樹
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			
1. 宮古島市未来創造センターについて		1. 宮古島市未来創造センター敷地内の環境整備について ①宮古島市未来創造センター敷地内の照明設備設置について ア. 宮古島市未来創造センター敷地入り口の左側駐車場から、調理室の前を通り、研修室までの通路に、夜間照明が設置できないか伺います。 ②宮古島市未来創造センター敷地内の手すりの設置について ア. 調理室と研修室の間から、駐車場に向かう急傾斜のスロープに、手すりを設置できないか伺います。			
2. 若者の定住について		1. 市営住宅の確保について ①「アパートの空き室がない」「家賃が高い」という市民の声について ア. 市はその原因について、どのように考えているのか伺います。 ②若者が定住できる公営住宅の建設について ア. 民間アパートの家賃高騰で、若者の入居できる住居の確保が困難です。市営住宅の建設について伺います。			
3. 教育行政について		1. 就学援助について準要保護認定基準の緩和について ①準要保護認定基準の緩和について ア. 準要保護認定基準を生活保護基準の1.3倍にすべきと考えます。そのために幾らの財源が必要なのか伺います。			
4. 福祉行政について		1. 生活保護について ①生活保護制度を市民に広く知らせる取組について ア. 市役所ロビーに「生活保護のしおり」を置くことについて伺います。 イ. 「生活保護は権利です」と呼びかけるポスターを作成して、制度を知らせることが必要だと考えます。見解を伺います。			
5. し尿等処理施設建設について		1. し尿等処理施設整備工事について ①し尿等処理施設整備工事（プラント機械）について ア. 入札時に提出された内訳書の全てを開示することについて伺			

6. 個人情報について	います。 1. 自衛隊への市民の個人情報提供について ①名簿提供開始からこれまでの名簿提供要求について ア. 自衛隊のどの部署から、いつ、どのような内容の名簿提出を求められたのか伺います。 ②これまでの本市の対応について ア. 名簿提供要求に対して本市はどのような内容の名簿をどのような形態で提供したのか伺います。 ③今後の対応について ア. さきの定例会での私の一般質問に、除外申請をできるようにするとの答弁でしたが、名簿提供は義務ではありませんから、きっぱりと名簿提供をやめるべきだと考えます。見解を伺います。
7. 自衛隊について	1. 陸上自衛隊駐屯地増強と配備について ①新たな電子戦部隊の施設建設と隊員の配備について ア. さきの定例会で12月6日付で市長が沖縄防衛局に市民に対して丁寧な説明を行うよう文書で要望したという答弁がありましたが、沖縄防衛局からの回答について伺います。 イ. 市長は丁寧な説明のない新たな電子戦部隊の配備について、きっぱりと配備は認められないと表明すべきと考えます。見解を伺います。 2. 自衛隊駐屯地内の弾薬庫（火薬庫）について ①弾薬庫（火薬庫）火災標識について ア. 駐屯地内の弾薬庫（火薬庫）に火災標識が設置されていますが、自衛隊が「達」に定める周辺施設や民家までの安全確保距離に違反しています。このような弾薬庫は撤去を要求すべきと考えます。見解を伺います。 3. 航空自衛隊宮古島分屯基地について ①2基のレーダーの工事について ア. 現在、レーダーのそばにクレーンと黒い筒型の物体が設置されています。工事が行われていると思いますが、その件で本市への説明はあったのか伺います。
8. 国の特定利用、重要拠点空港・港湾整備について	1. 宮古空港、下地島空港、平良港について ①「特定重要拠点」の指定について ア. 指定を認めると、空港・港湾の軍事利用になり、国際法上は攻撃の対象になります。指定は拒否すべきです。見解を伺います。

				す。	
発言順位	21	議員番号	7	氏 名	新 里 匠
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 市長の政治姿勢について			1. 働き方改革について ①職員の営利活動等の従事制限の見直しについて ②女性職員活躍とワーク・ライフ・バランス推進への取組について (妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援について) 2. 少子化対策について ①子育て総合支援施設の設置・体制強化と定住について (産前産後ケア・若者定住環境支援・公営住宅活用の現状など) 3. 農業振興地域の整備に関する法律(農振法)改正案と市の土地利用計画(地域未来投資促進法の適用含む)について 4. 宮古島市景観条例について ①条例制定の経緯について ②宮古島市景観計画の変更と景観条例の緩和について 5. 公共工事の入札について ①最低制限価格の引上げについて 6. 島民を守るための行動の考え方について ①日米合同訓練と自衛隊の練度について ②救難ヘリについて ③離島における行政の覚悟と考え方について 7. 予算と行政改革大綱と集中改革プランについて(目指すべき財政の在り方と現状) 8. 宮古島市における日本国民の平等な医療体制確保について 9. 技術職員の確保について		
2. その他について			1. 事業実施について ①伊良部島小中学校プール整備事業について ②伊良部認定こども園・児童館・遊具について ③池間地区の水産物加工施設について		
発言順位	22	議員番号	21	氏 名	栗 国 恒 広
質問方式	一問一答方式			発言場所	演壇及び質問席
発 言 事 項			要 旨		
1. 市長の政治姿勢について			1. 令和6年度宮古島市一般会計当初予算案422億2,200万円について ①義務的経費の202億円(48%)のうちの扶助費94億円(前年度比5		

2. 福祉行政について <
--

質問方式	一問一答方式	発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨	
1. 市政運営について		1. 子育て支援について ①新入生ランドセル無償配布について 2. 教育環境について ①鏡原地区小中一貫校開設に向けた校舎建設について（市長見解） 3. 農業委員会委員について ①今回の農業委員会委員の選任・提案理由について 4. 県道狩俣線について ①未整備区間の整備について（当局の見解）	
2. 財政について		1. 令和4年度に改定した長期財政ビジョンにおける令和5年度の試算と、令和5年度決算見込みについて、試算額と決算見込額による項目の比較について ①予算・決算規模（長期財政ビジョンにおける試算額と令和5年度決算見込み）について ②起債額について ③公債費について ④財政調整基金繰入金について ⑤市債残高の見込額について ⑥基金残高の見込額について ⑦実質公債費比率の試算について ⑧将来負担比率の試算について 2. 長期財政ビジョンでの令和6年度の試算額と令和6年度当初予算における財政調整基金繰入金の比較について ①長期財政ビジョンでは、令和6年度の試算額は2億3,000万円の歳入不足となり財政調整基金からの繰入れが必要となる見込みだが、令和6年度当初予算では約11億6,000万円計上となっている。また、試算では財政調整基金の残高は今後の財政指標においても、50億円の確保は必要と考えられるとしているが、令和12年度の計画最終年度では、財政調整基金残高が約32億円となっている。今後の財政指標への影響について ②今後も予算編成において収支不足が見込まれると思うが、財政調整基金の残高が減少していく中、収支不足に対しては、今後どのような対策を講じていくのか、見解を伺う	
3. 災害対策について		1. 災害発生時における本市の対応について 2. 災害発生時の自治会・NPO・宮古島市社会福祉協議会等との連	

	携について 3. 子供たちの防災意識・学びについて
--	------------------------------

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第5号のとおりであります。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（下地貴之君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

3月14日、座喜味一幸市長から、今定例会に付議すべき追加議案、議案第43号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）の送付がありました。本日、本会議前に議会運営委員会が開催され、追加議案の取扱いについて諮問したところ、本日の一般質問終了後に議案上程、説明、聴取、議案に対する質疑、総務財政委員会に付託を行うこと、委員会審査後、最終本会議において処理することと決しました。また、追加議案に係る委員会の日は新たに設けず、一般質問のいずれかの日において委員会を開催することと決しました。

諸般の報告は以上です。

◎議長（平良敏夫君）

ただいまから日程第1、一般質問に入りますが、通告外の質問にわたらないよう、議事進行にご協力をお願いします。また、質問方式及び質問場所については、一般質問通告書により事前に通告した方式及び場所を遵守するようお願いいたします。

なお、議会運営に関する申合せ事項により、質問の1人持ち時間はいずれの質問方式も質問時間、答弁時間、移動時間を含めて60分以内、質問回数は一括質問方式については3回以内、一括質問、再質問から一問一答方式及び一問一答方式については回数の制限を設けないこととなっております。

それでは、通告順に従いまして、順次質問の発言を許します。

◎我如古三雄君

自由民主党、我如古三雄です。よろしくお願いいたします。

質問に入る前に、少しばかり所見を申し述べたいと思います。去る1月1日に発生した能登半島地震に続き、羽田空港での航空機の衝突事故、さらに福岡県鳥町食堂街における大火災と、年頭から災害が続き、痛恨の極みであります。亡くなられた方々にお悔やみ申し上げ、ご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様及びご家族皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、厳しい環境下において救助活動、医療支援などにご尽力されている方々に深く敬意を表したいと思います。

さて、令和5年度もあと2週間足らずで終わります。4月からいよいよ新年度、令和6年度を迎えますが、行政当局の皆様方におかれましては日夜市民の福祉向上に頑張っていることに、改めて敬意と感謝を申し上げます。

それでは、通告に従いまして、私見を述べながら一般質問を行いますので、当局の皆様には市民の皆様に分かりやすい説明、答弁を求めたいと思います。

まず最初に、市長の政治姿勢について。飛ばしまして、大きな8番、上野庁舎利活用整備計画並びに上野出張所の移転についてであります。上野庁舎の利活用に向けた整備計画について伺います。従来の庁舎機能から事務所機能への用途変更に伴って、新たな利活用に向けてどのような計画になっているのか伺います。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

上野庁舎の利活用に向けた整備計画につきましては、基本方針の4つの柱に基づき、名称も新たに宮古島市地産地消振興センターとし、地産食材を活用した加工、製造や飲食を含む販売サービス等の創業支援を行うとともに、事業所からの要望で長期入居の希望、機材導入における負担軽減、試験的な活用、加工商品の販売などの内容も踏まえまして、整備方針を検討した結果、六次産業化に取り組む事業者の活用施設として、長期チャレンジするスペース、短期トライアルスペース、試験的に活用するラボスペースの3つのスペースを整備することといたしました。

◎我如古三雄君

今回庁舎の利活用、用途変更に伴う利用計画に対して、上野自治会から事業の見直しを求める意見と要望書が上がっていると思いますが、その回答はどのようなになっているのか、回答の内容について伺います。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

要望書の内容と回答についてでございますが、上野自治会から2月28日付で提出されました要望書の内容につきましては3つございまして、1つ目が、出張所機能についてこれまでどおり上野庁舎で進めたい。2つ目が、青空市場や道の駅を設置して、農林水産物の直売、地産地消のイベントなどを開催し、地域住民に還元する施設にしてほしい。3つ目が、地域住民の憩いの場として博愛の里、上野地域づくり協議会と連携して、子供たちが遊べる、学べる、体験できるイベントの実施、キッチンカーや露店なども設置して地域住民の憩いの場としてほしいとの内容でございました。

回答につきましては、2つ目の要望事項が産業振興局の関連でございますので、その要望に回答いたしました内容は、現在の計画においても、上野地域づくり協議会をはじめ、地域との連携において、朝夕市や各種イベントを実施することについては全く同様の考えでございますので、その点につきましては要望事項と合致しており、特段問題はないと回答申し上げた次第でございます。

◎我如古三雄君

この上野庁舎は、市町村合併前の旧上野村が長年にわたって行政全般をつかさどり、上野地域の拠点として君臨してきた礎であります。この庁舎が解体されない、存続する限りにおいては、上野出張所は現庁舎に残すのが妥当であると考えます。上野庁舎の移転については、地域住民への周知がなされていない状況、並びに地域住民のコンセンサスもまだ得るに至っておりません。

そこで市長に伺います。市長、上野出張所の公民館への移転の件、上野自治会から事業の見直しの意見及び要望書に対する市長の考え、見解を伺います。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

先月20日に開催した住民説明会におきましては、移転に関するご意見等は特にございませんでしたが、後日、2月28日、上野自治会から市に対して要望書が提出されております。これを受けまして、回答書を3月15日に上野自治会長へ手交し、翌16日には上野自治会の定例会において意見交換と説明の機会を設け

ていただきました。その際、地元の皆様からは、用途変更による地産地消振興センターとしての整備計画案につきましては特段異論もなく、全会一致で賛成していただきましたので、現計画案にて進めてまいりたいと説明させていただきました。

また、出張所の移転につきましては、見直しを求める意見が会の統一した回答として出されたことも踏まえまして、地元の皆様のご理解が得られるよう、今後、再度の説明会の開催を含めて検討してまいりたいと考えております。

◎我如古三雄君

この上野庁舎、出張所の移転については、庁舎の利活用については、六次産業に向けての取組、ある程度市民の皆さんも理解はしつつあるのかなというふうな現状であります。しかしながら、出張所の移転に関しては、やはり先ほど申し上げましたように、上野地域の大事な拠点でありますから、出張所だけは現庁舎に残してもいいのではないかと。スペースは大分あります。今3名体制の出張所ですけれども、そのスペースは十分あります。そのことに関して、市長の見解を再度伺いたいと思います。コメントがあれば、ぜひお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

上野庁舎、上野部落の皆さんにとりましては、行政の拠点として、これまでの特段の思いを持って特別な思いを持ってきたと思います。今現在、上野庁舎、大変寂しい状況にはなっておりますから、新たな地域の活性化、にぎわいの拠点として整備を進めたい、その辺については多くの皆さんが賛同しておられると思います。その辺をぜひ丁寧に説明しながら。私も現場を見させてもらいましたけれども、整備をしながら、また今ある、これから産業振興の拠点としようとしている全体の敷地の活用等も含めて、ぜひこの上野の部落の皆さんにもご理解をいただきたいし、また新たに移動する出張所、公民館等もございますから、行政のサービス向上につながるような形でしっかりと取り組んでいくことが大事だというふうに思っております。

◎我如古三雄君

市長、この上野出張所の移転に関する件ですけれども、市長は公民館に移転をしてもいいというふうな考えですか。再度お願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

その辺についても、上野部落の皆さんですよね、特に。ご理解いただきながら、移転することのよさというものをしっかりとご理解いただくということが大事だと思っています。

◎我如古三雄君

先ほど申し上げたとおり、やはり出張所は現庁舎で、この建物がある限りは存続してもらいたいと。上野自治会のみならず、最近になって六次産業化の取組、出張所が移転になるというふうなことが出始めてから、かなり市民の間にも、地域住民の皆さん方にも、強い不満が出てきております。ですから、この建物がある限りは。当初は令和4年度で、これ解体だったんです。しかし、座喜味一幸市長が六次産業を進めるというふうなことで、この上野庁舎にその計画を持っていきたいというふうなことですけれども、出張所だけは現庁舎に残してもらいたいと強く要望いたします。

次に進みます。市長の政治姿勢についての最初の1番、災害に強いまちづくりについてであります。令

和6年能登半島地震の教訓を生かし、市民の生命と財産を守るため、災害に強い本市のまちづくりを強力に推進し、市独自の津波被害想定マップを全戸へ配布して、地震、津波に備えた避難訓練を実施するなど、対策強化を図る必要があると考えます。当局の取組について伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

本市では、今年度、宮古島市地域防災計画の修正業務に合わせ、防災マップを作成しているところでございます。本市へ最大の被害を及ぼすであろうとされる地震、津波発生時の浸水想定区域や災害への備え、避難所情報等も掲載しております。完成後は全世帯に配布を予定しておりますので、ご自身のお住まいの場所、勤務先などで発生し得る災害や避難時のルールなどを家庭で確認していただくなど、マップを有効に活用していただきたいと思います。と考えております。

地震、津波に備えた避難訓練につきましては、毎年11月に行われる沖縄県広域地震・津波避難訓練に併せ、市内小中学校や保育園、高齢者施設など、市内各地で避難訓練を実施しております。今後も各種訓練や講演会、パネル展などのイベント等を継続し、地域防災力の向上及び防災意識の啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

次に、災害による断水は長期化する例が多く、衛生的な水を十分に得られない状態が長引けば、感染症の拡大につながります。断水長期化を見据えた対策が重要と考えます。当局の取組について伺います。

◎水道部長（兼島方昭君）

災害時の断水についてですが、まず本市の配水管の状況を説明したいと思います。本市の配水管の老朽化率は約44%で、耐震化率は平成22年から耐震管への改良を進め、令和4年までの13年間まで約37億円の予算にて約52キロを耐震管へと改良しておりますが、耐震化率はなかなか向上せず、約10%と低い状況となっております。また、本市は離島であることから、有事の際には資材調達には時間がかかることが想定されますので、早期な断水解消のためには事前にできるだけ多くの予備修理材料の確保が必要であると考えており、その対策も講じているところです。

一方、水源施設や配水タンクについては、その多くが耐震性を有しております。災害時における断水時の一つの対策としては、各地域にある配水池、これタンクです。タンクから直接に災害用給水袋等に飲料水を詰め、市民に提供が可能となるよう、緊急仮設給水所を設置するなどの体制も整えているところです。加えて、老朽化、耐震化への改良は急務であることから、これまでの改良計画を老朽化・耐震化改良計画として、令和6年度に新たに見直しを行い、耐震化率の向上に向けて取り組みながら、一日でも早い災害に強い施設を目指したいと考えております。

◎我如古三雄君

③は飛ばして、時間を見計らって後で質問したいと思います。

④、地震、津波によって発生する多量の災害廃棄物の処理対策について伺います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

本市の災害廃棄物処理対策については、宮古島市災害廃棄物処理計画に示されております。その計画に基づき、災害時の廃棄物発生量により、ごみの収集運搬ルートの確保、住民用仮置場、一次仮置場、二次仮置場などの確保をすることになっております。計画では、集積場所について、災害の被害状況を把握し、

災害初動期に、これは災害発生直後から数日間に、仮置場候補地の選定を行いまして、応急対応期に実行計画を策定し、必要面積の算定、場所の設置、運用管理を行うことになっております。

◎我如古三雄君

次に、⑤も飛ばしまして、時間を見計らって質問したいと思います。

⑥の台風による停電対策として無電柱化を強力に推進し、災害に強いまちづくりを目指す上からも、本市を無電柱化の先進自治体にするといった問題意識で取り組む必要があると考えます。当局の見解と今後の取組について伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

現在、宮古島市主体の無電柱化事業として、市道中央縦線の無電柱化に取り組んでおります。無電柱化事業の実施要件である無電柱化推進計画の策定の状況は、令和5年4月時点で本市を含め県内41市町村中10市町村で、その中で事業を実施している自治体は4市村でございます。今年1月に内閣府と沖縄総合事務局の職員が視察に訪れた際に、宮古島市が無電柱化事業の先進的な地域であることを認識していることを話されておりました。無電柱化事業は事業費が高額となるため、中央縦線の進捗状況と財政状況を鑑みつつ、今後電柱化事業を推進してまいります。

◎我如古三雄君

インフラ防災をしっかり進めることが大事であると考えます。⑦は飛ばしまして、時間を見計らって質問したいと思います。

次に、2番の台湾有事に備えた住民避難についてであります。国民保護法に基づく武力攻撃予測事態を想定した住民避難に関する図上訓練が県庁において開催された。以上を踏まえて伺います。

国民保護共同図上訓練における住民避難についてであります。宮古島市の市民はどのような形で避難をするのか、またどこに避難をするのか、その経路と避難先について伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

住民避難についてお答えをいたします。去る1月30日に県庁にて行われました県国民保護図上訓練につきましては、先島市町村の住民や観光客等を九州、山口県に県外避難することとし、公開されているところでございますが、あくまでも想定の一つとして、国民保護に係る連携等について確認するための仮定の設定でございます。特定の事態や必ずしも公開された内容で避難することが確定しているわけではないことをご理解願いたいと思います。

以上を踏まえまして、ご質問にありました避難経路、避難先につきましては、現在の検討内容としましては、空路については宮古空港、下地島空港から鹿児島空港へ移送する想定で検討を重ねているところでございます。また、船舶輸送につきましては、平良港から那覇港を経由し、鹿児島港へ移送することとし、各関係機関において手順や必要資機材、法的な課題など、もろもろの確認を行っているところでございます。

◎我如古三雄君

政府は既にモデルケースとして多良間村の住民を熊本県八代市に避難させる計画、策定を開始したようですが、どのような内容なのか伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

今我如古三雄議員おっしゃるとおり、現在国がモデル事例としまして、多良間村と熊本県八代市に対し、先行して検討を行っている状況でございます。本市を含む南西諸島のほかの自治体につきましては、今のところ具体的に受入先を定め調整を行うという予定はございませんが、今後具体化を図る中において検討されていくものというふうに考えております。

◎我如古三雄君

本市の避難計画、いつ頃策定をされて公表されるのか。伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、具体的にいつ頃までというお答えを少し、今のところできないところありますが、令和8年度に向けて県と国と連携しながら、その中で具体化して、具体的にそういった避難先が決まってくるものというふうに思っております。

◎我如古三雄君

避難が長期化した場合の教育や就労支援について伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

教育、就労支援についてお答えをいたします。令和4年度から沖縄県主導で国民保護意見交換会、検討会を行っておりますが、これまでの検討内容としましては、航空機や船舶など輸送力の確保や要配慮者の避難に重点を置いて検討を重ねているところでございます。令和6年度以降につきましては、輸送力の最大化、具体化、要配慮者の避難の具体化を進めるとともに、避難先における生活の安全確保を考慮することとしており、我如古三雄議員ご質問の教育や就労支援につきましては、その中において検討されていくものというふうに考えております。

◎我如古三雄君

ウの高齢者、乳幼児、医療ケアが必要な要支援者の避難、どのような形でもって避難させる計画なのか。伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

高齢者、乳幼児、あとは医療ケアが必要な要支援者の避難計画についてお答えをいたします。先ほどの答弁と重なるところがございます。

高齢者や障害者、医療ケアが必要な者など、自力避難が困難な要配慮者につきましては、令和5年度の検討成果として、要配慮者数や住宅酸素、腹膜透析など、住宅で継続医療を必要とする患者の搬送要領などがございますが、検討内容が多岐にわたることから、令和6年度以降も引き続き検討し、具体化を図るというふうなことにしております。

◎我如古三雄君

本市には多くの動物、牛、馬、ヤギ等がありますが、動物の避難はどのような形で避難することになるのか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

動物の避難についてお答えいたします。我如古三雄議員ご質問の動物の避難につきましては、まだ具体的な検討はされておませんが、これらを含む国民保護措置につきましては、令和6年度以降も引き続き国、県、関係機関と検討を行うこととしております。課題解決に向け、一つ一つ着実に具体化を進めてま

いりたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

今後いろいろと県との調整、取組がなされると思いますが、しっかりと対策についての取組をお願いしたいと思います。

次に、宮古島市合併20年の検証についてであります。宮古島市は平成17年10月1日に、当時の平良市、城辺町、伊良部町、下地町、上野村が合併して、来年誕生20周年を迎えます。宮古島市となってこれまで歩んできた成果について、また何が課題となっているのか伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

市町村合併20年の成果と課題ということでございます。宮古島市は、平成17年10月の合併から、これまで合併特例債及び合併算定替による普通交付税の加算分などを財源として積み立てた基金等の活用により様々な事業を実施してまいりました。主な成果としましては、小中学校の給食費の無償化、選手派遣費補助の拡充、農林水産業費補助の拡充、大規模事業としましては、長年課題となっておりましたごみ処理施設の建て替え、総合庁舎の建設による利便性の向上、未来創造センターの建設による利用者数の増などがございます。しかしながら、合併に伴い、旧町村ごとに整備された類似施設を多く抱えていることにより、光熱水費、修繕費等の物件費がかさんでいるのが現状でございます。施設ごとに維持、解体、譲渡等の基本方針を定めた個別施設計画を令和6年度に見直し、民間活用による、よりよい利活用等の検討も含めて、類似施設の縮減及び物件費の縮減に努めてまいりたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

次に、宮古島市民の日の制定についてであります。市民の一体感の醸成、郷土愛意識の醸成に意義があります。宮古島市民の日を制定すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

宮古島市民の日の制定についてでございます。宮古島市は、平成17年10月1日に5市町村合併により誕生しまして、来年10月1日に市制施行20周年を迎えることとなっております。市制施行20周年を記念する事業などについて、今後庁内で議論を進めてまいります。我如古三雄議員ご提案の宮古島市民の日につきましても、市制施行20周年を記念する取組として検討していきたいと考えております。

◎我如古三雄君

市民の日の制定については、宮古島市のマスコットキャラクターにちなんで、みーやの日とか、あるいはワイドーの日、アララガマの日とか、いろいろあるかと思いますが、市民の日の制定はぜひとも必要と考えております。当局のさらなる取組を期待したいと思います。

4番の宮古島市奨学金返還支援事業につきましては、後に回したいと思います。

次に、5番の宮古空港横断トンネル道整備事業についてであります。私は、議会のたびにこの問題については質問をしているところであります。宮古空港周辺においては、今後も人流、物流の増大が予想されることから、交通ネットワークの機能向上のメリットは大きく、市民の利便性の向上、あるいは宮古空港横断トンネル道の早期実現に向けた取組を図る必要があると考えます。準備に向けた今後の事業展開について伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

宮古空港横断トンネル道に関する県への要望について、本年度は令和5年4月28日に開催された沖縄振興拡大会議において要請しており、令和6年1月に策定された都市交通マスタープランにおいても、幹線道路ネットワークの構築に関する施策の構想道路として位置づけをされております。これに基づき、次年度において、（仮称）宮古島空港横断トンネル道整備事業に係る事業化検討調査委託費を計上しております。本調査においては、空港横断トンネル等の実現に向けて、整備条件を整理するとともに、トンネル道に係る各種影響について検証を行い、その効果と課題について整理を行ってまいります。

◎我如古三雄君

同問題については、新年度において、早期整備に向けた調査検討を行うための予算が計上されております。大変評価をしているところであります。どうか、難題と言われようと、市当局の熱意が大変重要であります。これまでも不可能と言われた懸案事項、池間大橋、伊良部大橋、そして東京直行便など、当局の頑張りと市民の連帯、協力によって、数多く実現しております。当局の熱意で県を動かし、働きかけを行い、糸口を見いだしてほしいと思います。市民の利便性向上のため、しっかりと取り組むよう強く求めたいと思います。

次に、平良港漲水地区緑地等施設整備事業についてであります。宮古島市地域防災計画によりますと、平良港は海上交通ルートによる避難救助、輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすものと認識しております。漲水地区は、地震、津波後に機能麻痺を生じさせないように、耐震強化岸壁を整備し、その背後に一体となって機能する臨時のヘリポートや緊急物資ストックヤード等に対応した防災緑地の整備が進行中と思いますが、現在の整備状況、進捗状況はどのようになっているのか伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

本緑地は、港湾関係者及び平良港を訪れる市民や観光客の皆様の休憩または交流できる緑地、また災害時は防災拠点として緊急物資集積所、復旧活動の場などとして利用されている状況でございます。宮古島市地域防災計画にも位置づけされております。これまで部分的に緑地をかさ上げ、あずまやを整備をしており、令和5年度末の進捗状況としましては61%となっております。今後の整備スケジュールとしましては、令和6年度にトイレ整備と駐車場整備、緑地部の舗装等を行い、各種イベントに多面的に利用ができるよう整備をし、令和6年度末の事業完了を図ってまいります。

◎我如古三雄君

そこで市長に伺います。過去における東日本大震災、あるいは能登半島地震など、予想もできない万が一の災害に備えて、防災緑地等機能も併せ持つこの整備事業は、市民の生命と財産を守る上からも緊急かつ、よりスピーディーな取組が求められますが、市長は平良港漲水地区における本事業の現在の整備の内容を含めて、今後どのような考えを持って、どのように対処していく考えなのか。同時に、新たな整備計画があれば示してください。

◎建設部長（川平陽一君）

本緑地は、平良港港湾計画及び宮古島市地域防災計画に位置づけされておまして、昨今の発生する災害等に備え、早急に整備を行い、令和6年度末の事業完了を図ってまいります。

◎我如古三雄君

市長、一言でいいですので、この平良港漲水地区緑地等施設整備事業に対する市長のコメントを少しい

ただけますか。

◎市長（座喜味一幸君）

物流の拠点でありますから、やはり市民生活をいかに安定化して守っていくかということ、それから緊急時等の物資等の保存、保管の問題、それから緊急時の避難箇所としての整備等々含めて、特に港湾地近辺は低地が多い状態にありますんで、その辺含めて総合的な対応をしていくべきだと思っております。

◎我如古三雄君

次に移ります。クルーズ船の寄港キャンセルについてであります。強風の影響で、平良港クルーズ岸壁に接岸できない状況が生じ、寄港がキャンセルとなっております。キャンセルは本市にとって大きな経済損失だと考えますが、今後の対策について伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

平良港の港湾施設は、平良港港湾計画において、平良港を利用する船舶の停泊、航行安全検討を行い、港湾施設の配置を計画して整備しております。クルーズ船については、ほかの船舶に比べ船体が高いため、風の影響を受けやすく、風の強さ、波の高さ、船舶の能力によって入港の判断が異なり、入港に関しましては最終的には船長の判断となっております。港湾施設において、気象を抜本的に抑制することは難しいと考えておりますが、今後も悪天候等におけるクルーズ船の抜港を軽減し、安心安全に利用できるよう港の計画、整備を国と共に進めてまいります。

◎我如古三雄君

2,000人から3,000人、あるいは4,000人が乗船して、平良港の目前まで来て、岸壁に接岸できないといった状況は、宮古島観光を楽しむにできた多くの乗船客のやりきれない気持ちを身に染みて感じる次第であります。同時に、本市にとって大変大きな経済損失であります。こういう状況、この問題を改善整備に向けて、市長は先頭になって国への強力な働きかけを行う必要があると考えます。

次に移ります。ちょっと飛ばしまして、10番の民間水泳プールの営業停止についてであります。長期間にわたり、本市の水泳競技の普及推進と市民の健康増進、スポーツ振興に大きな役割を果たしてきた民間水泳プールが、施設の老朽化に伴い、営業を停止するという事になっております。これは、5月末で閉めるということでありまして。宮古島市民プールの早急な整備が必要と考えます。市長の見解を伺います。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

ご質問の民間水泳プールは、我如古三雄議員おっしゃるように市民の健康増進や競技力向上に貢献されてきたことと承知しており、営業終了については大変残念に思います。市民プールの整備については、これまでも市議会でも取り上げられてきた課題ですので、新年度予算に実現可能性調査に係る委託費を計上し、今後検討してまいりたいと思います。

◎我如古三雄君

市長、教育長、県内11市の中で市民プールがないのは、もう宮古島市のみであります。そういうようなことで、やはり市民プールの開設、整備というのは大変重要かと考えます。どうぞ一層の取組を、市民プールの開設に向けての取組を期待しております。

次に、小中学校の春休み期間の延長について伺います。県内で小中学校の春休み期間をこれまでの12日間から、18日間と15日間に延長する事例が出ております。このことは、新年度の引継ぎに追われる教職員

の準備期間を十分に確保し、負担を軽減する働き方改革の一環として、教職員が児童生徒と向き合う時間と業務に集中できる時間の確保を目的としております。本市においても延長に向けた取組が必要と考えますが、本市の取組はどのようなになっているのか、教育長に伺います。

◎教育長（大城裕子君）

我如古三雄議員おっしゃるとおり、教職員が児童生徒と向き合うための時間や本来の業務に集中できる時間を十分確保し、質の高い教育を持続的に行うことのできる教育環境を整えることはとても大切なことだと考えます。教育委員会におきましては、教職員の出退金管理システムのデータから3月と4月に時間外勤務時間数が増加していることが把握できたため、教職員が年度末の事務整理や引継ぎ、新年度への準備に要する時間を確保し、多忙化の解消及び教育活動の円滑化を図ることを目的に、令和4年度に教職員の働き方改革の一環として、宮古島市立学校管理規則の一部改正を行いました。その中で、これまで学年末休業日が3月25日から始まるところを3月22日からとし、学年始め休業日については4月6日までだったところを4月8日までとし、合わせて5日間の延長を行うことで繁忙期における負担軽減の取組を行ったところです。その結果、令和5年3月及び4月の小中学校における80時間以上の時間外勤務状況については、前年度と比較して3月が約20%、4月が約40%の削減となっております。

◎我如古三雄君

本市においても延長はされているというふうなことであります。大変結構なことだと思います。

次に、小学生の保護者負担の軽減についてであります。ご承知のとおり、ランドセルの相場は5万円から6万円と、高価で負担が大き過ぎます。もっと安価な宮古島市指定の標準かばんの導入を検討すべきと考えますが、今後の方針と取組について教育長の見解を伺います。

◎教育長（大城裕子君）

小学生のランドセルの使用については法律等で規定しているものではありませんが、小学校入学時にランドセルを購入し、通学用かばんとして使用することが慣例となっております。また、教育委員会としても、小学校の通学用かばんをランドセルに限定してはおりませんが、小学校の入学説明会において、準備するものの一つとしてランドセルと資料に記載している学校も見られます。今後、保護者の経済的な負担軽減及び多様性に配慮した通学用かばんについて検討を行うとともに、保護者にランドセル以外の通学用かばんも利用可能であることについて周知してまいります。

◎我如古三雄君

前向きに取り組んでいただきたいと思います。

次に、②ですが、ランドセル以外の通学かばんを全校生徒に認めることについてであります。ランドセルを購入する際の経済的負担、重さによる体の負担を考慮して、全員に選択の自由が必要と考えます。学習用具が入る、軽くて丈夫なかばんであれば、ランドセル以外でも認めるべきと考えます。今後の方針について、教育長の見解を伺います。

◎教育長（大城裕子君）

児童への負担軽減も含めて、今後、保護者の皆さんには自由に選択できることを改めて周知を図ってまいりたいと思います。また、教育委員会として、各学校長には保護者への自由選択であるというところの周知を図るよう求めたところでございます。（184頁に発言訂正あり）

◎我如古三雄君

特に1年生になりますと、本人よりもランドセルが大きくて、ランドセルが動いているような感じ。やはりこの子供たちには非常にかわいそうだと思います。1年生ですと、ランドセルの中はそんなに多く入っておりません。高学年になるにつれて荷物も増えてくると用具も増えてくると思いますが、特に1年生についてはかなり大きくて、どうなのかなと。やはりこれはもう時代の流れで、社会の流れで、ランドセル以外にも認めて、丈夫な袋であれば、特に最近はエコバッグとか、いろいろたくさんあります。ランドセルにとらわれず、こういった前向きな取組が必要かと考えます。

次に、農業振興について。サトウキビ生産についてであります。ハーベスターの導入計画について伺います。サトウキビ収穫の機械刈りが一段と進んでおります。申請段階で96%と高く、機械刈りを選択する生産農家が一層増えております。宮古地区におけるハーベスターの現状と、生産農家の高齢化、後継者不足への対応及び安定的な生産体制の確立が求められますが、今後の導入計画はどのようになっているのか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

本市におけるハーベスターの稼働状況は、令和6年2月末時点で中型11台、小型128台、合わせて139台が稼働しております。各地区の内訳は、平良が41台、下地が18台、上野が13台、城辺が47台、伊良部が20台となっております。サトウキビ農家を取り巻く状況としまして、高齢化、後継者不足が年々深刻化しております。労働力の省力化を図る上でもハーベスターによる機械刈りの推進は重要であると考えております。令和6年度の導入計画は、中型1台、小型3台、合わせて4台の導入を計画しております。うち中型ハーベスター1台に関しましては、内定を受けているところでございます。小型ハーベスター3台につきましては、採択に向けて関係機関と協力しながら、事業計画の精度を上げる作業を行っているところでございます。

◎我如古三雄君

サトウキビの機械刈りは、これも時代の流れでございます。しっかりと、もっともっと機械化に向けて取組を進めてもらいたいと思っております。

制限時間となりましたが、最後に、今年度で退職されます職員の皆様方には、長年にわたって市民の公僕として本市の発展に日夜頑張っていただきましたことに心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。どうか迎える第2の人生、謳歌していただきまして、今後とも本市発展にご尽力をいただきますようお願い申し上げます。

以上で私の3月定例会における一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで我如古三雄君の質問は終了しました。

◎仲間誉人君

3月定例会の一般質問、早速ですが、始めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず最初に、施政方針について。1番目、オーバーツーリズムへの対応についてです。①、ライドシェアの導入はあるか伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

ライドシェアの導入についての件でございます。二種免許を持たない一般のドライバーが自家用車を使

用して料金を徴収し運送するライドシェアにつきましては、海外で普及が進んでいるものの、現在日本では道路運送法により禁止されております。一方で、少子高齢化が進行し、人口が減少している社会状況によつては、タクシー業界においても運転手の人材不足及び高齢化が進んでおり、過疎地域等においては公共交通の維持、確保が困難となっております。その課題解消の一つとして、二種免許を有しない者でも、稼働していないタクシー車両等を特定の条件で運送できる日本版ライドシェア制度の導入の検討が国により進められているところです。

日本版ライドシェアの制度につきましては、国が導入可能となる地域指定を行い、地域内の関係機関との協議、同意を経て導入することとなるため、本市での導入に当たっては、タクシー協会、バス事業者等の交通事業者をはじめ、経済団体、福祉団体等とも調整を図りながら検討していく必要があります。本市では、大型クルーズ船寄港時や観光のハイシーズン等においては、公共交通に対する市民と観光客の移動需要が重複し、タクシーの配車が困難となるといった状況が度々発生しています。そのため、これまで宮古島ループバスによる市街地、空港、宿泊施設を結ぶ路線を運行するとともに、令和5年度、今年度におきましては地域循環路線についても運行して、増加する交通需要への対応を検証してまいりました。日本版ライドシェア制度につきましては、本市の交通需要に対応する新たな交通手段として有効なものであるか、今後検討していきたいと考えております。

◎仲間営人君

現在のところは導入の予定はないということで、今後検討をしていくということによろしいですか。やはりオーバーツーリズムへの対応として、ライドシェアに限らず言えることではあるんですが、やはり利用者、クルーズ船が入った際の対応、昼も夜もタクシーがいらない状態が続くということが現状としてあると思います。そして、クルーズ船が入ることは市が許可をしているとは思われますが、そしてクルーズ船が入ることで市民に負担やしわ寄せが来るということは、これオーバーツーリズムへの対応も考えながらクルーズ船の寄港は考えていかなければいけないのかなというふうに私は考えております。

それで、ライドシェアの導入につきましては、自家用車の利用と空きタクシーの利用、そして二種免許が必要なのか否か、そして日本版のライドシェア、あるいは自治体版のライドシェアなどの賛否の両論あるとは思われますが、コロナ以前にもクルーズ船寄港日にはタクシーがつかまらないなどの二次交通の不足がありました。それは、空港のタクシー乗り場においてもしかりです。クルーズ船が入港する日に合わせての、日にち、時間帯を限定して導入を検討するとか、それこそ実証実験を行うとか。やはりクルーズ船が寄港する日は、運転手が昼間のクルーズ船の客に対応して、昼間でいっぱいいっぱい、夜の乗務を行う運転手が少なくなるという事態は以前からあると思います。皆さんも経験はあると思います。そしてまた旧郡部においては、夜間のタクシー不足は、クルーズ船の寄港に限らず日常的にあります。ぜひタクシー協会、関係機関とも話し合いを重ねていただいて、地域の実情に合った導入方法、そして支援を考えるべきであると私は考えますが、当局はどのようにお考えですか、見解を伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

宮古島市におきましても、オーバーツーリズムといいますか、そういったものがあって、なかなか地域の方がクルーズ船寄港時にはなかなか使えない。特に旧郡部におきましても、なかなかタクシーが来ないという現状もあります。そういう中で、日本版ライドシェアにつきましては、先ほども申し上げたんです

けども、令和6年4月から神奈川、東京、愛知、京都、4地区先行して、曜日、時間帯を限定して導入するという話があります。この宮古島のほうでも運転手の不足等もありますので、その分も含めながら検討していくことになると思いますけども、まずはタクシー業界、またバス事業者とも調整を図りながらやっていく、これが大事かなと思っていますんで、またこの制度が国によりますと6月頃には法改正も含めて全面解除の是非も含めて検討、判断をしていくという話にもなっておりますので、その動向も見ながら、地域に合った、交通の現状とか、そういった部分も含めながら検討していきたいと考えております。

◎仲間誉人君

企画政策部長、タクシーの運転手の不足の件については以前の一般質問の場において質問したこともありますけれども、やはり乗務員を増やす支援が今のところないという答弁でもあったと思います。そして、今回のライドシェアの導入もまだまだ検討に入る段階であると、まだまだ関係機関との調整が必要となってくるということではありますけれども、やはり一番しわ寄せが来るのは市民というふうに考えております。なので、いずれにしても当局の早急な対応、導入も含めてよろしくお願いいたします。

次に移ります。次に、旧町村部のにぎわいを創出する拠点整備について。①、基本計画の策定方法を伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

旧町村部のにぎわいを創出する拠点整備についての中での①、基本計画の策定方法についてであります。施政方針に記されている、旧町村地域において地域が持つ魅力的な資源を活用し、にぎわいを創出する拠点整備の取組としまして、市では地域賑わい創出事業を令和4年度から実施に向け準備をしているところです。同事業につきましては、旧町村地域等ということで、平良北部も含めて、活性化に向けて、地区ごとのにぎわいの拠点の創出と当該拠点において実施する取組等を地域と連携し、取りまとめていくものとなっております。

基本計画につきましては、今月内で業務を支援する委託事業者の入札、選定を行いまして、令和6年12月までの期間で策定作業を進めていきたいと考えております。地域の意見を収集しつつ、拠点の継続的な運営に向けて、民間事業者との意見交換等も行いながら、地区ごとのにぎわい創出拠点の方針や取組を取りまとめていきたいと考えております。ちなみに、作業の内容といたしまして、にぎわい創出の拠点となる場所、また拠点の特性を生かせる取組、また住民が中心となって継続的に運営できる手法などを、地域ごとににぎわいの創出拠点の方針や取組等を取りまとめるとともに、拠点施設の整備内容、整備スケジュール、整備に係る概算費用、また運営費用等についても地域の意見を収集しつつ、また拠点の継続的な運営に向けて民間事業者等とも意見交換等を行いながら検討を進めていく予定となっております。

◎仲間誉人君

この整備計画については令和4年度から実施されているということでもありますけれども、令和4年度から始まって、まだ何も決まっていないということは、取組が遅いと指摘されてもおかしくないと思うんですけれども、やはりにぎわいをなぜ創出するのかというところにおいては、少子高齢化や人口の減少が進む、そういった理由からこの策定に向かっているとは思いうんですけれども、やはり少子高齢化、そして人口の減少が進む地域、地域によっては高齢化率が40%を超える地域もあります。そして、旧町村部におけるにぎわい創出の拠点、基本計画の策定は、急いで取り組むべき事業であると思いますけれども、市長の

見解を伺います。

◎市長（座喜味一幸君）

合併以来、旧町村部が廃れているのではないかという厳しい意見等々もありまして、高齢化率もやはり旧郡部のほうが、旧町村部のほうが多いというようなことがあります。今宮古島は大きな外資等の観光振興も進んでいるんですけれども、やはり私たちのこの宮古島市全体として、資源を活用しながら、あるいは地域の人たちが主体となってデザインして、それが活性化に結びつくというのは大変大きなポイントだというふうに思っておりますので、しっかりとこの辺を、宮古島市全体が活性化していくような取組、これは今進めている旧町村部の振興の計画を、より具体的に、そして地域住民が参加できる、地元の企業がしっかりと参入していく、そういう粘り強い取組をしていくことが大事だというふうに思っておりますので、しっかりと取り組んでまいります。

◎仲間誉人君

やはり地域資源を活用した地域住民の参加できるようにぎわいを創出していただくために、基本計画の策定、早急な策定をお願いいたします。

次の質問に移ります。3、地域懇談会の開催について。①、開催方法を伺います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

地域懇談会は、地域住民との対話を通して、今後の市政運営に地域の意見を反映させた協働のまちづくりの実現に向けて、多くの方面からの意見、要望等を把握する絶好の機会と考えており、大変重要な取組であると認識しております。開催方法については各地域づくり協議会と調整し、可能な限り地域の要望に添った形で開催していきたいというふうに考えてございます。

◎仲間誉人君

開催方法については、各旧町村部であったり地域づくり協議会の単位で開催するというところでよろしいですか。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

単位ということではございませんで、地域づくり協議会が活動していますので、その協議会の皆様と協議をしながら、どういう団体が参加したほうがいいのか、そういうことを含めて調整していくということでございます。

◎仲間誉人君

地域づくり協議会も良いかと思うんですけれども、私的には自治会単位での開催も検討していただきたいというふうに思っております。というのは、私も地域への説明会等が開催される際には大まか足を運んで参加しておりますが、そのいろんな会の質疑の応答の際に、会の趣旨とは外れた質問をする方々が多数います。なぜそういった質問が出るかというと、やはり地域や市民が声を上げる場がないということで、こういうことに、質問が出るというふうに思っております。これまでに説明会の開催となると、やはり既に決まっている事案に対しての地域の理解を求めるとか、了解をもらうための会が主であったと思います。例を挙げると、学校統廃合の件です。理解を得るというよりも、話合いの場を持ちましたよという段階を踏んで計画に向かっていきますよ的な、人数が少なくなってきたので統合しますという説明はあるんですけれども、少なくなってきたので、増やすためにはどうすればいいとか、地域の実情に合わせた意見も伺

いたいというような、やはり地域にとって何が必要なのか、地域にとってプラス、前向きに行くのはどのような意見や課題が必要であるのか。やはりかしこまった説明会のような、懇談会とは違った、気軽に意見を出し合えるような、ざっくばらんな懇談会が理想であるかと私は考えますけれども、当局はどのように考えますか、見解を伺います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

貴重なご提言だというふうに思っております。また、市としましては、地域賑わい創出事業で、旧町村地域の振興発展のための拠点づくりとして、地域の魅力が発信できる構想に取り組むこととしており、事業を進める中で、自治会単位での開催も可能というふうに考えてございます。自治会からの懇談会開催要望についても対応していきたいというふうに考えております。

◎仲間誉人君

やはり地域にとっても納得のいくような、実りある懇談会にしていきたいと思いますというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次に移ります。次に、伊良部屋外運動施設周辺整備について。敷地内に市民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる多目的広場の整備を実施し、年間を通した利用促進により地域の活性化を図るとしていますが、具体的な整備内容を伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

現在、多目的運動広場の実施設計委託業務を契約締結し、業務の本格的始動に向けて準備の段階でございます。具体的な整備内容につきましては、設計委託業務の中で調査業務を設けており、地域住民や関係団体等にヒアリング調査を実施した後で、各運動種目、様々な活動の場としての検討及び器具等の配置、規模の検討を行う計画で進めております。

◎仲間誉人君

これから調査、ヒアリングと検討、また配置していくということですね。これは、これから説明会等も開催をしていくということですのでよろしいですか。答弁をお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

先ほども申しましたが、現在契約を締結して、今後、地域住民にヒアリング等を行って、そのヒアリング結果で器具の配置と、レクリエーション活動の場所としての検討を行いながら、今実施設計を進めておりますので、その中で検討を行ってまいります。

◎仲間誉人君

それは、これまで地域からの要望、遊具の設置であったり、それは反映はされているのでしょうか。それとも、これからまた意見等のヒアリングを行って進めていくのか、答弁をお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

これまでも地域の皆様からは遊具の件に関しましては要望もございました。その件も踏まえて、実施設計の中で検討してまいります。

◎仲間誉人君

要望もあつての、またヒアリングもこれから行うということでもありますけど、次に移ります。②、整備スケジュールを伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

実施設計委託業務を令和6年8月頃に完了し、開発行為許可申請業務の許可が11月頃に下りることを予定しております。その後、本体工事に着工し、令和7年度に完成する計画となっております。

◎仲間誉人君

令和6年11月に許可をもらうということでありまして、これから調査、ヒアリング、検討配置していく中で、このスケジュールで大丈夫ですか。

◎建設部長（川平陽一君）

現在、実施設計を実施しております。その後、開発行為許可申請業務を申請します。それが11月頃に下りる予定していますので、その後に工事に着工していきますので、その間までには地域にいろいろ要望とか伺いながら検討してまいりたいと考えております。

◎仲間誉人君

市民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめるような施設にしていきたいと思います。よろしくお願いします。

次に移ります。不法投棄防止について。①、どのような対策を行うのか伺います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

不法投棄は、個人のモラルの欠如によるものが大きく影響するものと考えられます。不法投棄に対する意識を醸成するため、令和6年度は子供向け学習DVDの制作や、抑止対策としてカメラの設置を行い、ふるさと納税を活用した撤去作業を継続して実施してまいります。また、5月30日のごみゼロの日に、市民団体と協働し、市民全体の意識向上のためのイベントを実施いたします。それに加え、引き続き家電4品目、これはエアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫などですけれども、その4品目と使用済み自動車の海上輸送費の補助や、「広報みやこじま」への不法投棄防止を呼びかける内容の記事掲載をするなど、広報活動も行っております。

◎仲間誉人君

カメラの設置ということでありまして、予算決算委員会のときにも説明をいただいたと思います。その際には、前回カメラを設置しても、ぼろぼろになるぐらい、記録媒体が残らないぐらいに壊されていたということをお伺いをいたしました。この件について、カメラの設置なんですけれども、また前回と同じような固定をしておくのか、またはランダムに設置して、何日かごとに設置して撤去して等のやり方でいくのか、答えられないかも分からないですけれども、答弁をお願いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

現在予定しております監視カメラにつきましては、移動式のほうを予定しております。

◎仲間誉人君

この不法投棄の防止、やはり不法投棄、ポイ捨て、また境目も難しいところもあるとは思いますが、やはり一番の大きな課題としては個人のモラルの問題だと思います。そういう中で、パトロールの回数を増やすとか、人目につかないところでの不法投棄ポイ捨て、一般家庭から出るごみを袋ごと道路に投げ捨てていく、あるいは道路沿いのごみ集積場に、通りすがりに窓を開けて投げ捨てていくと、そういったような行為が見られるという話をよく聞きます。やはり対策として、パトロールの強化、そして併せて

罰則の強化も必要かなというふうに思われますが、当局の見解をお願いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

不法投棄やポイ捨ては犯罪であり、不法投棄をした場合は廃棄物処理法違反により5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科されます。法人に対しては3億円以下の罰金が科されます。引き続き、不法投棄されたごみの投棄者が特定された場合、警察と連携し、厳正に対処してまいります。また、不法投棄防止のためには地域の皆様の監視も非常に重要であることから、不法投棄現場を目撃した場合などは、可能であれば証拠を押さえるなどして通報していただければと思います。

◎仲間誉人君

これまで以上の対応、対策をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。6番、中小企業・小規模企業振興条例制定の検討についてです。①、制定検討に向けてのどのような関係機関と調整を行うのか伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

中小企業・小規模企業振興条例につきましては、制定後に市が継続的に市内中小企業、小規模事業者との意見交換等を行い、施策に効果的に反映することを目的としております。次年度におきまして条例制定を予定しているところでございますが、条例制定に向けては、宮古島商工会議所並びに伊良部商工会と意見交換を行い、連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎仲間誉人君

次年度に向けてということでもありますけれども、②、検討スケジュールを伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

検討スケジュールということでございます。令和6年度中におきまして、宮古島商工会議所及び伊良部商工会と条例の具体的な内容等の協議を行い、同条例案を議会に提案し、令和7年度からの施行に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎仲間誉人君

令和7年度の施行に向けて制定を検討していくということでもあります。そして、令和7年度の条例制定がされた後の支援策というのは、現段階では検討されておりますか、伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

支援策ということでございますが、協議の中でこれから具体的なお話をしていくところでございます。まず検討すべき内容としましては、今の段階では創業者の支援であったり、人材育成であったり、観光需要の創出、また農業、商業、工業との連携を含めた産業の活性化等、こういったものを本市の地域特性を考慮した施策を盛り込んで、これが条例に基づいて全体で協議できればいいかなというふうに考えております。

◎仲間誉人君

宮古島商工会議所、伊良部商工会と協議を重ねて、よりよい内容の条例にしていきたいと思いますというふうに思います。中小企業の事業者においては、観光業は伸びている感じは受けるのですが、商工業において、島外から参入してくる事業所、飲食関係を筆頭に増えている現状において、今地元企業の企業力が問われる時期に来ているのではないかなというふうに考えます。少子高齢化に伴う企業の高齢化は否めないと思い

ます。また、デジタル化への対応など、課題は多く存在していると思われます。将来の宮古島市の産業をどうしていくのか、行政が中心となって引っ張っていく必要があると思います。若い方々が夢を持って、宮古島市で頑張って商売をしたいというふうに思えるようなまちづくり、永続的に宮古島市内の商工業が発展できるような、地域の特性を生かした施策への取組が重要であると考えます。企業がぜひ元気になるような条例の制定に期待をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、7番、伊良部地域のまちづくり構想策定について。①、都市計画への編入、防災集団移転についてどのような調査を行うのか伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

本業務においては、令和3年度に伊良部地域の都市計画区域への編入に向けた検討及び佐良浜地区の現状と課題の整理を行っております。今年度は、令和3年度の検討結果を基に佐良浜地区の課題を改善するための整備計画や防災集団移転事業を進めるに当たって、空き家調査、接道の確認、土地、建物の権利関係の把握を行っており、今後まちづくり計画の策定や合意形成を図るために基礎資料として活用してまいりたいと考えております。

◎仲間誉人君

次に②、地域への説明会の進め方について伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

去る2月の住民勉強会においては、都市計画区域編入のメリット、デメリットや地域の課題解決に向けた各事業の内容について説明を行い、住民の皆様と意見交換を行ってまいりました。今後の勉強会につきましては、各事業導入のイメージ図を用いながら、引き続き説明を行い、住民の皆様との合意形成に取り組んでまいりたいと考えております。

◎仲間誉人君

この構想策定について、部長からもありましたけれども、2月26日に説明会があったと。そして、私もその説明会には参加をいたしました。地域住民約30名ほどですか、参加がありました。そして、その中で地域の声として、この会での意見として幾つかあったので、話したいと思います。

意見として、これまでに何年もかかっているのに、繰り返しの説明で前に進まないとか、成果が見えない、スケジュールを示してほしい、スピード感を持ってほしい、ほったらかし感を受けるなど、ほかにもいろんな意見ありましたけれども。その中で、今回の説明会の中で大きなキーワードとして、防災道路、幹線道路、漁村整備、空き家調査、4つがあったと思います。この4つのうちから優先順位をつけて絞り込んでいくという方向性が見えたのかなというふうに感じました。そして、地域の方々の多くの意見が出たという意味においては、これまでよりも少し前進したかなという感じもあって、有意義な説明会だったのではないかなというふうに感じております。今後、事業を進めるに当たりましては、地域との合意形成を図りながら、スピード感を持ってしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次に移ります。8、若者定住促進について。①、移住定住支援はあるか伺います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

若者定住促進についてお答えします。現在市では、定住策として、新婚世帯に対する家賃等の支援や不

妊治療の渡航費支援、医療費助成等の各種支援を行っております。また、定住促進事業における空き家等の活用についても検討されており、住宅の確保という観点から、健全な空き家の活用は時間的、経済的な面からもメリットがあるというふうに考えております。

◎仲間営人君

やはり今、宮古島市が抱える課題として真っ先に取り組むべきなのは若者の定住促進と少子化対策であるというふうに考えますので、早急な支援、対策をお願いいたします。

次の質問に移ります。次に、地域づくり団体や自治会等への支援について。具体的な支援の内容を伺います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

具体的な支援内容といたしましては、地域づくり協議会、これ伊良部、上野、城辺、下地、4地域になりますが、この協議会に対しまして、毎年度291万円の補助金を交付してございます。自治会への支援としましては、地域拠点整備事業として、公民館への椅子やテーブル、音響などの備品の整備、自治公民館等修繕整備事業として、自治会が管理する公民館等の修繕整備の支援等を行っております。

また、仲間営人議員は伊良部島出身でございますので、今年度伊良部の例で申し上げますと、長浜自治会にパイプ椅子を100台、伊良部自治会の外壁修繕工事を行ってございます。

◎仲間営人君

各地域づくり協議会等への補助金、そして拠点の整備、公民館の修繕、そしてパイプ椅子を100台ということでもありますけれども、それと併せて自治会の体力を強化する、そして地域の活性化をつけるという意味において、昨年あたりから市道の除草作業等を自治会に委託して業務をしているというふうにも聞いております。やはり自治会に委託することによって、地域の自治会の会員であったり地域住民の活性化、地域の活性化にもつながるというふうに思っております。そういう意味においては支援にもなるというふうに考えます。やはり地域自治会との連携を密に取っていただいて、地域への支援を今後ともお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に移ります。次に、地域医療について。令和5年9月定例会において、徳洲会伊良部島診療所を拠点とした伊良部島の医療・診療に係る課題解決、並びに体制強化を求める意見書及び決議が全会一致をもって可決されております。しかしながら、新聞報道等によると、徳洲会伊良部島診療所は令和6年3月をもっての閉院へ向かっているとしております。以上を踏まえ、宮古島市の今後の対応、対策を伺います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

徳洲会伊良部島診療所の閉院については、昨年11月、宮古島徳洲会病院から、期日はまだ確定していないが閉院するとの一報を受けております。それを受けまして、今後の伊良部地域の医療体制について協議を行いました。その中で、徳洲会伊良部島診療所は、医師及び従事者の不足、その他諸般の事情により令和6年3月に閉院するとの意向が示され、今年1月にその旨の連絡を受けてございます。宮古島徳洲会病院は、伊良部地域への医療サービスの低下とならないよう、自宅までの送迎、薬の配達などを始めていると伺っております。市としましても、引き続き伊良部地域での医療サービスを維持していただくよう、宮古島徳洲会病院に要望してまいります。また、様々な観点から、どのような支援ができるのか、宮古島徳洲会病院や宮古地区医師会、県などと調整を図ってまいります。

◎仲間誉人君

先日の新聞紙面におきまして、ある医療法人が診療所に興味を示しているとの記事がございました。その法人に対して、新しく開所していく中で、市として支援をしていく検討、考え等があれば伺います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

現段階で市に対しましてそのような申出はございませんが、運営を希望する医療法人が開院に向けどのような計画を予定しているのかをまずは把握しまして、県、宮古地区医師会等とも調整を図りながら、市として対応できることがあれば支援していきたいというふうに考えてございます。

◎仲間誉人君

ぜひ、支援はできないにしても、あらゆる方面から検討、協議をしていく必要はあると思います。やはりそれが地域としての住民の願いでもあるというふうに考えております。やはりそういう中で、3月の末での閉院ということでありますけれども、興味を示している法人は出てきているという現状ですが、やはり再開のめどは立っていないというのが現状です。なので、再開までの間の対応、例えば路線バスを宮古島徳洲会病院前を通すとか、久松の集落を通して宮古島徳洲会病院につなぐとか、そういった検討はされますか、伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

路線バスの経路を宮古島徳洲会病院までの変更はできないかというご質問です。路線バス、生活路線バスの運行事業者へは、現在県と市で赤字の部分を補助する形の実施をやっております。そのため、路線を大きく変更するには一定の運賃収入が見込める変更であるかが重要となっております。そのためには、乗客ニーズの規模がどのくらいあるのか調査把握しての検討が必要となっております。そのことから、市では持続可能な公共交通の維持確保や効率的な運行形態の導入等に向け、令和6年度におきまして市内における公共ニーズ調査を実施する予定であります。ご質問の路線バスの経路変更につきましては、ニーズ調査の結果等を踏まえつつ、バス事業者及び関係機関と調整を図りながら検討していきたいと考えております。

◎仲間誉人君

この地域医療の課題について再質問等させていただきましたけれども、その内容については、地域の高齢者や介護事業所で働く方々の声の一部であります。ほかにも声はたくさんありますけれども、不安の払拭のために課題に向き合っていただきたい、そういうふうに切に願っております。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。次に、道路行政について。佐良浜地区幹線道路整備について。1月23日に池間添自治会、前里添自治会、佐良浜地域振興協議会から幹線道路の整備についての要請があったと思います。要請を受けて、今後の当局の対応を伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

仲間誉人議員からありましたように、佐良浜地区幹線道路整備の要請につきましては、池間添自治会、前里添自治会、佐良浜地域振興協議会から令和6年1月23日に要請があり、2月22日付で回答書を提出しております。今後の対応につきましては、令和6年度に補正予算を要求し、概略設計業務を実施する予定であります。概略設計業務完了後、計画道路の隣接地の用地調査を実施し、今後事業化に向けて検討して

まいりたいと考えております。

◎仲間営人君

この幹線道路の問題については、長年にわたって喫緊の課題として30年以上になるかと思います。旧伊良部村時代から課題として上がっているかと思いますが、幹線道路の件に関しては概略設計を6月補正で上げるという方向で動いているということについては、地域としても非常に大きな一歩かなというふうに思います。大きな関心を持っているというのは確信していますので、少しでも早い狭隘な道路の解消に向けて業務を進めてほしいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、教育行政について。尖閣諸島について。①、尖閣諸島の現状を授業の中で取り上げているか伺います。

◎教育長（大城裕子君）

尖閣諸島の現状を授業の中で取り上げていますかというご質問です。小学校においては5年生で扱う内容となっており、「世界における我が国の領土」の中で、国土構成、領土の範囲を理解することを狙いとして指導しております。指導する際に、尖閣諸島問題については、我が国が現に保有する領土であること、歴史的にも国際法上にも正当であることを踏まえ、領土問題は存在しないこととして触れることとしています。また、小学6年生においては、経済でつながりの深い中国という教材の中で、「尖閣をめぐる課題」として取り扱っています。中学校においては、小学校の学習成果を踏まえ、地理的分野、歴史的分野、公民的分野の各分野において、尖閣諸島の問題について取り扱っているところです。

◎仲間営人君

尖閣諸島についての授業では、5年生と中学2年生ですか……

（何事か声あり）

◎仲間営人君

地理と歴史ということでありますが、やはり今起きている尖閣諸島の問題等も、領土問題は存在をしないということをしっかりと教えていただきたいというふうに思います。今、尖閣諸島の周辺海域は、やはり宮古島地域の漁師の漁場となっていること、そして魚釣島においては、佐良浜地域の先人がかつおぶし工場で働いて居住をしていたという歴史もあります。そしてまた、周辺海域において中国の海警局の船が領海侵犯を繰り返す現状について、尖閣諸島は国際法上においても我が国の領土であるという観点からも、少し掘り下げた教育を行ってもいいのではないかなというふうに思っております。

先日、石垣市の教育委員会と企画部のほうに話を伺ってきました。石垣市では、市のホームページの中に尖閣諸島デジタル資料館というのがあります。その中で、動画や画像等、多くの資料の閲覧ができます。また、企画部企画政策課がこのような冊子を製作して、これいろんな、大人でも興味を引くような、これ中身についてもホームページと連動しておりますので、こういった冊子も使いながら、石垣市では授業で取り組んでいるということをお伺いしました。その中で、石垣市の担当の部署、担当者からも、宮古島市の学校の授業の中で使うのも可能であるというふうに了解をいただいておりますので、タブレットや電子黒板等を利用しながら尖閣諸島の教育に活用していただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。検討していただきたいと思います。

次に、鏡原中学校について。令和6年度施政方針の中で、学校施設について老朽化による劣化箇所等の

修繕を進めるとともに、トイレの洋式化や特別教室へのクーラーの設置を進め、子供たちが安心して安全に学ぶことができる環境を構築しますとございます。校内には、コンクリートが剥がれ、鉄筋がむき出しの箇所もございました。教室不足から、プレハブ教室も2棟ですか、トイレは2か所しかなく、足りていないという現状かなと疑問に思いました。

以上を踏まえて質問をいたします。①、学校施設について修繕等の要望箇所が多い現状について、当局の考えを伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

鏡原中学校校舎につきましては、老朽化が進んでいることは承知しております。中学校の修繕につきましては、昨年学校を訪問し、修繕箇所の確認を行っておりまして、今年度におきましては黒板の張り替え、冷房機、冷水機の修繕、新たに門扉の設置、2階女子トイレの洋式便器の設置等を行っております。また、先週3月12日付で新たに学校から要望書が届いております。新年度において対応してまいりたいと思っております。

◎仲間誉人君

宮古島市のホームページの中に教育方針というのがありまして、学校施設の役割の中に、安全、安心な施設、「学校施設は、子ども達にとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、学校教育活動を行う為基本的な教育条件である」、そして「充実した教育活動を十分に展開できる機能的な施設環境を備えるとともに、豊かな人間性を育むのにふさわしい快適で充分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた安全・安心な施設づくりを図る」とありますけれども、トイレの修繕というのは、トイレの前を通っただけで臭いがするんです。衛生面についても課題があると思います。

また、防災に関して、校内放送機器の不具合、そして防犯、セキュリティに関しては、校長室と事務室、保健室にしかセキュリティがないなど、地域に開かれた施設に向かっていく点においても、これ現状の施設で地域に開かれたと言えるのか。コミュニティスクール等を行っていくにも教室が足りなくて、プレハブ2棟を使用している現状もあります。そういった現状を、環境づくりとしては厳しいものがあるというふうに言わざるを得ないと思います。これらをトータルで考えたときに、出てくるのは、やはり校舎の建て替えが必要であるというふうに考えますけれども、当局の見解を伺います。

◎教育長（大城裕子君）

仲間誉人議員ご指摘の安心安全な環境整備のために、もっと取り組んでいくべきではないかということですが、今後また校舎建て替え等のお話もございました。いろいろ課題を整理しながら、学習環境整備に向けて鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

◎仲間誉人君

子供たちの安心安全を守るためにも、一日も早い施設整備の確保に努めていただきたいというふうに思います。

次に、サバウツガーについて。漂着ごみ撤去等の対応について伺います。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

サバウツガーの管理は、宮古島市教育委員会が行っております。教育委員会の管理する指定文化財については、その都度除草作業など環境整備を行っておりますが、地域住民などからの連絡を受けて行うこと

もございます。仲間誉人議員ご指摘のサバウツガー漂着ごみについては、年度内に撤去作業を行う予定です。

◎仲間誉人君

地域の自治会とも連携して、地域の大切な財産を守っていただきたいというふうに思います。

時間となりましたので、これで私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで仲間誉人君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時04分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎狩俣政作君

早速質問してまいります。まず1問目、教育行政についてですけども、小学校の通学かばんについてです。これは先ほど我如古三雄議員も同じような質問しておりました。ちょっと角度を変えて質問します。

私も、いろんな人からランドセルが高いと、年々値上がりしているって話を聞いていて、調べたところ、大体宮古島に売っているランドセルの最低金額が4万9,800円だったんです。税抜きです。5万円超える中で、ネットで調べたら2万円から10万円超のランドセルがあると。2万円、3万円というのは、大体もうネット通販で海外製で劣悪な素材を使っているの、なかなかということで、大体6万5,000円ぐらいが妥当な一番売れている金額という話があるんですが、これを実は那覇市議の2月定例会で那覇の公明党の吉里明議員が質問しました。もう別にランドセルでなくてもいいんじゃないかということで。それで、那覇市は、もう次年度からは36の小学校の全てに対して自由にしていっていいと周知をすると話をしておりました。沖縄市は、もう先に率先して、山内小学校はもう本年度3月に周知をしてあって、次年度からは自由になるという話もしております。そういう中では、宮古島は、先ほど教育長も答弁していますけども、この周知するというのはいつ頃になるのかなと思って伺います。

◎教育長（大城裕子君）

既に小学校各学校長には、保護者の自由な選択によるものとするという通知は出しているところです。

（184頁に発言訂正あり）ですので、次年度の入学説明会においては、学校側から保護者に向けてその辺りが周知が図れるものと思いますが、教育委員会としても、保護者に向けて、このことについては周知を徹底してまいりたいと考えています。

◎狩俣政作君

今後周知してまいりますと言っておりますけども、これは例えば再来年度から適用するような周知なのか。それがいつか分かれば、期間が分かればお願いします。

◎教育長（大城裕子君）

特にいつからということではなく、ランドセルに関しましても、通学用かばんは自由としているところから、入学してどうしても身体的な負担が大きくなった場合には、保護者の判断で別のかばんに代用している方もいらっしゃると思います。ですので、自由選択ですということを広く周知することによって、入学後もしご家庭のタイミングで随時変更していけるものと思います。ただ、そういうことに関して、保護者の皆さんにはしっかりと周知をしていきたいというところです。

◎狩俣政作君

富山県の立山町というところは、今年度、令和5年度4月から、一括して全ての小学校の新1年生に無償でリュックサックを提供しているのです。無償で。安いし軽いしということで。それをやれとは言わないですけども、多分ランドセルを持っている子と持っていない子のまた差が出てきて、いろんな弊害が出ないように、いろいろ対応よろしくをお願いいたします。

次に行きます。2番、修学旅行補助金交付事業についてですけども、支援学校の児童生徒が対象にならないことがあります。この間の予算決算委員会でも、支援学校は県立なので、県のほうから補助が出ていると。3段階に分かれていて、1段階は全額補助、2段階は半額補助、3段階は補助なし。支援学校に通っているお子さんを持つ親御さんから相談がありました。修学旅行費が免除になると聞いて、うれしくて学校の先生に聞いたら、支援学校は対象外だと。なぜ。県立だからということで。支援学校って特殊なんです、介助が必要な児童生徒には、修学旅行に対して親御さんが一緒に行くんです、引率して。もちろん親御さんは自腹です。健常児と違って、健常児、行ける方は年間何回か家族でも旅行行くだろうし。なかなか普通に旅行に行けないという中であって、修学旅行だけは行きたいと思っている。そんな中で補助がない。なおかつもちろん親御さんは全額負担。かなり厳しいと。確かにこのハードルがあって、この高度へき地児童生徒援助費補助事業なので、支援学校対象外だと。これは、へき地学校として法律で定められていない。へき地教育振興法、第2条において、へき地学校とは「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校、中学校及び義務教育学校」とあります。これ昭和29年につくられた法律ですよ。

そこで、私も沖縄、九州方面担当の金城泰邦衆議院議員に連絡しました。こういったことがあります。そうしたら、想定されるのは、義務教育が市町村の事業で、特別支援学校は小中高一貫で県立なので、沖縄県が補助すれば簡単に済む話ではないですかとおっしゃっていました。自分自身も国として県に働きかけますと。これは、宮古島市が県に対して高度へき地児童生徒援助費補助事業の中に特別支援学校を盛り込む、もしくは新たな項目というので予算計上すればできるんじゃないかと思うんですけど、見解をお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

ご質問と重複する部分がございますが、特別支援学校の修学旅行に対しては、特別支援教育就学奨励費支給及び沖縄県単独事業補助金がございます。宮古島市における高度へき地修学旅行費補助金は、高度へき地学校を対象としております。特別支援学校は、へき地教育振興法においてへき地学校に規定されておらず、非該当となります。特別支援学校への修学旅行補助金を本市が支出する場合には、現行制度とは別に、補助事業新規創設が必要になること、あるいは交付対象の有無についての判断も、関係機関、関係部署と確認を要します。予算決算委員会でもご意見がございました。令和6年度以降、特別支援学校の修学

旅行の実態を把握。実態を把握というのは、現時点で学校側に問合せしましたところ、見積額がまだ積算できていないと。なので、補助対象者の保護者負担分が幾ら分あるのかという部分がまだ不透明でございますので、そういった実態を把握しながら、前向きに検討させていただきたいと思います。

◎狩俣政作君

そのとおりです。新年度からやはり健常児の児童生徒は全額無償になるってすごく喜んでいらっしゃる。片や私たちは違うという。この差があってはいけないと私は本当に思います。今おっしゃったように、新たな項目を盛り込むなりして、早急に支給できるようによろしくお願いします。

次に行きます。3番です。児童生徒の派遣費及び奨学金積立基金（仮称）ですけども、これ何度か一般質問で取り上げているんですけども、宮古島の児童生徒のために何かしら、力になりたいという個人や企業さんはいらっしゃいます。そこで寄附もしたいとか。それをどうやったらいいのか分からなくて、ずっともやもやしている方もいるので、多分個人的にはやっている方もいると思うんですけども、それをその都度消化するのではなくて、窓口をつくって受け付けていますよと、基金を。そうなれば、もっといろいろな方から、少額でも寄附が来るのかなと思うんです。そういった基金の開設は考えていないのか伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

今年度におきましても、11月に宮古島市内の企業様から選手派遣への寄附金の申出をいただきまして、活用させていただいております。一般個人、企業様、あるいは皆様からのご厚意につきましては、教育委員会に連絡をいただきたいと思いますけれども、以前、基金設立についても検討しますという答弁をしております。内部で検討させていただいておりますけれども、具体的な既存の宮古島市人材育成基金がございますけれども、目的がちょっと趣旨とは違っております。それでいきますと、新たな基金条例の創設も必要になるかというふうに考えております。また、全国自治体の条例等を見ながら、基金条例を設置するかどうか早めに決定して、支援していただける方々に対応したいと考えております。

◎狩俣政作君

もう既に個人の方から寄附があったと。それはもう消化したということなんですよ。いいと思います。やはりちゃんとした窓口をつくれば、もっとやりたい人はいっぱい来ますので、ぜひとも早めの設置をよろしくお願いします。

次に行きます。4番です。鏡原中学校校舎の現状ですけども、これ先日、同僚議員とデジタルトランスフォーメーションの取組状況について理科の授業を見てきました。モデル校だけあって、すごくすばらしいというか、生徒さんも扱い慣れていて、もう授業が黒板を使わないんです。もう全て、課題とか何でも先生がタブレットから生徒に送って、生徒がそれ反応して、それをクリアすれば勝手にチェックついていくという。私らの時代は、黒板に書いているのを待って、やっと思えば消されて、もうこれで前に進めないみたいなことがあったんですけど、そんな時間がないんです。それもよかったんですけど、またフリーアドレスだったかな、フリーアドレス。1人でいる子もいれば、2人もいる。3人のチームもいる。4人もいる。なぜかなと思ったんですけど、好きなチームを組んでいる。自由にしていますよと先生がおっしゃっていました。課題のときはそうやって好きにされていて、実験のときはまた増えていくと。2人、2人がくっついてもいいとか、周りを見てもいいとか、周りに聞いてもいいとか。私らのとき、前向きなさ

いって。横向いたら叱られていましたよね。もうそんな時代ではないんですねってすごく感動しました。

この話はこれではないんですけど、そのときに、先ほど仲間菅人議員もおっしゃっていましたが、トイレの臭い。私は去年、多分コロナに感染していて、自覚ないんですけど、匂いと味覚がないんです。ずっとカレーとかスパイスの匂いも味もしないんですけど、久しぶりに臭いしたんです、あそこ通ったときに。臭って思っただけ。私が臭いということは、臭いですが言ったら、臭いってみんな言う。それが教室の前なんです、トイレが。教室のドア開けたら、すぐ目の前がもうトイレ。まず、においが絶対影響するなって思っただけです。今は寒いからドアを閉めるかもしれないけど、夏は暑いし。暑くてもクーラーがあるけども。その場所にあつて、例えば休み時間にトイレに行くかなといったら、まず行かないんです。思春期だし、恥ずかしいと思うんでしょう。大体体育館を使うそうです。そもそも論で、120名を超える学校の生徒がいる中で、トイレが2か所しかないというのが私は異常事態だと思っています。早めにあの問題解消してほしい。できれば新しいトイレを造っていただきたいです、別の場所に。見解を伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

鏡原中学校、先日、先週の3月12日付に新たに学校側から要望書が届いております。項目としましては約40項目、その中に個室トイレの壁の一部破損というのもございます。1階、2階の男子トイレ、1階、2階の女子トイレ。あとはほかに駐輪場の支柱の腐食であったり、2階渡り廊下で鉄筋がむき出している箇所がありますという、40項目ほどありまして、そのトイレの部分も写真を頂いております。そうしますと、やはりがたつきがあったり腐食しているという部分がございますので、学校側と優先順位をつけて、新年度すぐ対応していきたいと思っております。

◎狩俣政作君

教育部長、私も見ました。もうドア、隙間が2センチ、3センチ空いて、見えるんです、中に入ったとき。私見ましたよね、「光健議員、中に入って」って。見たら、もう全然、見えるんです、「光健議員」って。誰も使わないです、そのトイレ。それ直ったとしても、臭いは別なんです。においの原因は、多分私はこのトイレの前にある、教室との間にある掃除口だと思います。あの場所に掃除口があるんです。それがあり得ない。それを、だからどう修繕するか分からないですけど、できたら造ったほうがいいと思います、新しいトイレを。

いろんな、40か所とありますけども、優先的にトイレの臭い。体育館の照明。これが電動で下りてくるはずが下りてこないってなっています。これも、多分足場組んでやったら何百万円かかるでしょう、照明機器を替えるのに。その辺も早めに修繕をお願いいたします。

次行きます。5番です。議案第40号、財産の無償譲渡についてですけども、これ文教社会委員会でも反対多数で否決されました。文教社会委員会でも多くの質疑があつて、本会議でもあつたんですけど、何が問題かという、地元との協議。補助金が交付されないと、事業見直しで協働するための協定書もない。そもそも普通財産に移行しているのに、教育委員会が率先しているのはちょっと不思議だなという感じがします。もちろん地元の住民が、この業者がすごくいいと言って、信頼関係があつて、構築できているならば、全く問題はないですという。いっても、私らは、問題ないですよと言われても、はいそうですかと言って表決できないんです。実際質疑でもあつた。いろんな意見が出ました。この不備がある。補助金なしではできないとか。後から3者で協議して、補助金なくてもできますよとか。後から後からなんで

す。では、採択した後に、通った後に協定書をつくりますよと言われても、それ分らないので、順番的にはしっかりと協議をして、この地元にも不利にならないようなものを担保しないといけないんじゃないかなと思っていて、実は昨日も来間の住人の方からも連絡があったんですけど、来間には来間に貢献している企業もありますよって、たくさん、ほかにも。その企業も手を挙げたはずですよ。その辺は加味されているんですかねという話もあったし。片やこの企業に対しても、今の企業に対しても、あまりいい思いをしていない住民もいるのは確かです。その辺のちゃんとした意見を聞いてやらないと、これはちゃんとした結果ではないのかなと思っているんですけども。その辺として今後の対応はどうかされますかということをお伺いします。

◎教育長（大城裕子君）

今回の旧来間小中学校後利用について、議案第40号、財産の無償譲渡についての件では、説明不足という点もあり、ご迷惑をおかけいたしました。しかしながら、本件は事業者選定委員会及び公有財産検討委員会での審査において慎重に審議し、妥当と判断されたものです。ですので、その前には来間部落会での臨時総会にも諮られて、過半数の承認を得ているという案件でもございます。さきの質疑の際にもお話をさせていただきましたが、教育委員会としては宮古島市閉校学校後利用については、優先順位の考え方として、利活用の優先順位、公用公共的利用の転用、市と民間事業者等での協働による利活用、地域全体での利活用、公募による民間事業者への利活用として取り組んできたところです。実は公募に向けて準備を行っていたところ、部落会のほうから、こういう事業をこの事業者と共に取り組んでいきたいという旨の要請がございました。それを受けて、優先順位としては、公募より市民、地域主体というところが順位として上がりますので、そこを選定委員会にかけて、それで決定したという流れでございます。その中で、地域との皆さんとの協働ということもしっかり確認を取れているということ、先日、また改めて確認をいたしました。来間地域の方々に、当該事業者に対して様々な意見が出ているということでございますが、市といたしましては、部落会の決議を経てきているということから、地域の合意形成が図られているという認識で取り組みたいと考えているところです。

◎狩俣政作君

6年ぐらい前に、島尻地区の宮島小学校、あそこも3年ぐらいかけて、当時大手の東京にある日本人学校がずっと協議をしておりました。3年ぐらいかけてです。私が議員になったときに話したんですけど、締結寸前までいったのに、急に白紙撤回でした。市が断った。いろんな協議を聞いた上、地元の話を聞いた上で、賛成が多かったけど反対もいた。それで、白紙撤回。3年かかったんです。そのときの管轄は企画政策部でした、学校だけ。なぜ今回は教育委員会なのかという部分も気になるころではありますけども、次の質問します。

この文教社会委員会で私が一番気にしたのは、実証事業で設置した太陽光パネルがありますよねって、この学校には。それを撤去するにはハードルが高いんじゃないかと。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律これが該当するんじゃないかと。まだ半分しかたっていない。それを、もう可決されたら、4月以降、解体撤去とありますけど、これは可能なのか。それをなぜ企画政策部が窓口でやっているのかと質問したところ、ちゃんと資料を持って後で説明しますよって、いまだにないので、説明が、その辺の見解をお伺いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

旧来間小中学校に設置された太陽光パネルの件であります。この太陽光パネルにつきましては、平成27年に三井物産株式会社から宮古島市が譲渡を受けております。経緯としましては、平成23年度に三井物産が沖縄県から沖縄スマートエネルギーアイランド基盤構築事業ということで、平成23年度来間島公共施設等太陽光発電システム設置事業を活用して設置をしております。平成26年度実証が終わりまして、27年度に本市に譲渡されていたという経緯がございます。これ補助金の話かと思っております。

太陽光パネルの三井物産が入れた事業に関しましては国庫を財源とした沖縄県補助金を活用して整備されているということもありまして、沖縄県を経由して国に財産処分手続を行う必要があると考えております。現在、財産処分の手続に向けて県と調整をしているところであり、県では内閣府との協議に向け準備を進めているというところでもあります。

◎狩俣政作君

企画政策部長、分かるんです、それは。なぜそれを民間の事業者がやるのを、なぜ市が窓口になってやっているんですかって。では、これ今後、いろんな民間の事業のときに、この事業の申請をお願いしますっていったらやるんですかって話を私は聞いているんです。なぜそれをやっているのかという。実証事業とか、そういう事業だったら分かるんです。これ民間ですよ。もう、だから普通財産にして、民間の業者が取った。それを処分したい。自分たちでやればいいではないですか。なぜそれをわざわざ企画政策部は一生懸命やっているんですかって話をしているんです。でも、時間ないんで、これもうあと誰かにつなぎます。まだ3分の1しかやっていないんで。すみません、次行きます。

福祉行政について聞きます。質問の前にちょっと私見ですけど、仲宗根美佐子こども家庭局長に、新1年生の学童の空きがなくて困っていると、私、3名いると2月7日に相談しましたね。そうしたら局長は、新年度は新規2か所増えますけども、高学年で学童に残る児童が多くなっていて、新1年生の待機が出ている状況ですって。今後、年度末に部屋を拡張して、受入数を増やす努力をする施設もありますと、ご理解くださいという話がありました。先日、この3人の方から連絡があって、無事に学童に入れましたと、ありがとうございましたと言っていました。本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

質問に参ります。1番、高齢者への補聴器購入助成事業ですけども、これ12月定例会でも質問しました。高齢者の方が難聴が原因で引き籠もってしまって、地域や社会から関わりを持つのを減ってきていると、早めにこの事業を導入することによって、孤立する高齢者とか救う手段にもなり、また高齢者の社会進出にもなると考えます。12月に副市長がとてもいい答弁しておりました。見解を伺います。

◎福祉部長（松堂英彦君）

高齢者の補聴器購入補助制度の創設につきましては、制度が恒久的に継続される事業になると考えられ、制度創設には安定的な財源確保、医療機関等の関係機関との調整等課題がございますので、課題解決に向けて取組を進めてまいります。現在、高齢者を対象にニーズ調査を行っているところであり、調査結果を基に制度創設の有無を検討してまいります。

また、県内では那覇市、豊見城市、西原町、南風原町、金武町、北中城村におきまして障害者手帳を有していない方で要件を満たす方へ一律2万5,000円の購入補助事業を実施していることから、県内市町村の事例等も参考にしております。

◎狩俣政作君

早急に対応をよろしくお願いします。

次に行きます。2です。障害児が使用する吸引器のバッテリーですけれども、バッテリーの購入費を補助できないかです。2月3日にあまいるの会という障害者を持つお母さん方から連絡があって、報告会に参加してほしいと。そこに下地茜議員も久貝美奈子議員もいたんですけど、いろんな能登半島地震での災害での障害児の在り方について話をしたんですが、その後にいろんな意見交換をして、吸引器のバッテリーが高い。高くて、なかなか予備も持てない。しかし、これがないと命に関わるということで、このバッテリーの補助ができないか。今宮古島市は、いろんな発電機とかは補助しています。そういう部分で、これも同じような感覚で、購入費用を補助できないか伺います。

◎福祉部長（松堂英彦君）

バッテリー購入費の補助についてお答えいたします。現在障がい福祉課で行っている障害者等に対する日常生活用具給付事業におきまして、実施要綱の見直しを行っているところです。台風などの災害時の長期間にわたる停電の際に、たん吸引器や人工呼吸器などの医療機器が使用できなくなることは重大な問題であり、その対応策として蓄電池、家庭用のポータブル電源を給付品目に追加する予定となっており、現在制度に係る要綱の改正手続を進めているところです。

◎狩俣政作君

福祉部長がおっしゃっている蓄電池というのは、私が言っているバッテリーと同じということで認識ですか。吸引器のバッテリー。

（「家庭用ポータブル電源」の声あり）

◎狩俣政作君

家庭用ポータブル電源。それがあれば、停電しても、その吸引器は使えると。ありがとうございます。分かりました。ありがとうございます。助かります。

次に行きます。市民生活行政についてです。骨髓移植ドナー助成事業についてですけれども、これ6月定例会に質問して、そのとき市民生活部長の答弁で、渡航費含めて全て自己負担ですと、現段階で執行は厳しいとおっしゃっていましたが、市民生活部長、今回予算計上されていますね、1人分ですけれども。ありがとうございます。この骨髓バンクやるには沖縄県に行かなきゃいけないということで、渡航費は助成できるのか、お伺いします。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

公益財団法人日本骨髓バンクに確認いたしました。骨髓・末梢血幹細胞の提供者となる方、ドナーが移植希望者に対する骨髓等の提供に必要な検査、入院費、入院費用及び交通費などについては、ドナーの費用負担はないとのことでございます。

◎狩俣政作君

市民生活部長、これは日本骨髓バンク側がドナーに対して渡航費を助成するという認識でよろしいですか。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

移植を希望される方が公益財団法人日本骨髓バンクとのコーディネート各家庭における検査料、手数

料等を骨髄バンクに支払うという仕組みになっているとのことです。ですから、骨髄バンクのほうからドナーの方に提供されるということです。

◎狩俣政作君

次に行きます。2番、带状疱疹ワクチン接種費用助成事業ですけども、これ昨年富浜靖雄議員も質問しておりました。年々带状疱疹を発症する方が増えてきていると。これ背景にはコロナ禍があるということで、ストレスが大きいという研究データがあります。仕事にも影響があり、もう本当に大変だと。全国的にも取り組んでいる自治体が増えております。これが本市でできないか。沖縄県では2自治体、座間味村と南大東島かな、やっておりますので、宮古島市はできませんか、お伺いします。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

現在、带状疱疹ワクチンについては任意接種となっており、国の補助金の対象となっていないことから、宮古島市ではワクチン接種に対する助成を行っておりません。現在、厚生労働省所管の厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会において、予防接種法に基づいた定期予防接種として、ワクチンの効果やその持続期間、導入に最適な対象年齢等について検証評価が進められているとのことです。また、全国市長会の理事・評議員合同会議では、おたふく風邪、带状疱疹ワクチン等のワクチンについて、必要性、費用、有効性などを十分に検討した上で、早期に定期予防接種として位置づけるとともに、住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と十分な準備期間を確保することと国に対して提言されていることから、国の動向を注視するとともに、県や県内市町村と連携を図りながら慎重に検討していきたいと考えてございます。

◎狩俣政作君

確かにワクチンは反対派もいますので、慎重なまた審議をしながら、ぜひ取り組んでください。よろしくをお願いします。

次に行きます。3番です。医者意見書がある患者の渡航費助成です。本市に専門の医師がいなかったため、医者が意見書を出して島外の病院、医療機関へ診察を行う患者への渡航費が助成できないかということなんですけども、これ私何度も何度も質問しています。なぜかという、難病患者等渡航費助成金も、初めの頃はたしか1回1万円で年2回だったと思うんです。それを私最初の質問したときに、1万3,000円に上がって、年3回になりました。それでも、私もそのとき年12回以上行っていたんです、難病の子供がいるので。なかなかもう厳しくて、それが結構周りにもいるという背景がありました。せめてホテル代ぐらいということで、宿泊費も8,000円かな、上限つけていただきました。それでも足りないという声を聞いて、さらなる拡充をということで、石垣市をモデルにしながらでも、上限を決めてLCCでも行けるような体制できませんかと何度も何度も質問しております。

その中で、昨年6月定例会、副市長が渡航回数の増の検討を含めて各航空会社へ負担軽減の取組を検討すると答弁しておりました。私が具体的に現行の3回から何回に増やす検討しているんですかと質問したら、友利毅彦市民生活部長は、沖縄県と次年度予算について調整をしている段階で、実績に基づいて要請になると思いますけども、年6回で算出をお願いしているところだと答弁がありました。今回当初予算で2,333万6,000円と、前年度より700万円増えております。これは、患者の数が増えた実績が増えたための増なのか、それとも回数を増やした増なのか、見解をお伺いします。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

これまでの上限回数、狩俣政作議員からもありましたが、現在は難病等に関しては3回です。これを上回る4回以上、放射線治療に関しては4回ですので、放射線治療に関しては5回以上の通院や入院のために渡航を必要とされている皆様のさらなる負担軽減のために、渡航上限回数を6回に拡充いたします。令和4年度の渡航実績に基づきまして、上限3回に達した方がさらにあと3回渡航したと仮定した積算で当初予算に計上させていただいております。

◎狩俣政作君

市民生活部長、ありがとうございます。もう質問終わってしまおうかなと思うぐらい感動していますけれども、この6回の渡航費には宿泊費は含まれていますか。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

宿泊費も含まれてございます。

◎狩俣政作君

本当にもう6年ぐらいかかったんですけど、本当に尽力された職員に感謝申し上げます。ありがとうございます。

医者の意見書、要するに宮古島でも専門医がいないと医者が言っていて、島外で治療する方に対しての渡航費、確かにハードルが高いと思うんです、いろんな意見があるので。ただ、この沖縄県の実情がありますよね、難病患者等にも。これに、新しい要綱をつくるとか追加するとかできないのか、見解をお伺いします。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

狩俣政作議員のほうからもありましたが、やはり全ての疾患を対象とする島外への渡航費支援については、慎重な判断が必要だというふうには考えてございます。ただ、今後その他の疾病の助成については、県並びに他市町村の状況なども調査しながら対応していきたいというふうに考えてございます。

◎狩俣政作君

昨年の4月に難治性てんかんの患者、難病ではなかった方にも、難治性てんかんというくくりでやっていただきました。本当に難病、難治性てんかんと分かるまでもハードルが高くて、宮古島では分からないので。今実際仙台に行っている子もいます、高校生で。その子はてんかんと分かっているんですけども、症状が難治性っぽい。でも、ここでは分からないんです。なので、仙台に入院しているんですけど、昨日もメールがありました。そういった子も自腹で行くんです、結局。そういったちゃんとした症状があるときにに対してぜひとも出してほしい。もう早急に検討するようによろしくをお願いします。

次に行きます。ヘリポート確保ですけども、この質問、私もまだ調査不足でなかなか質問しづらいので、何名かの議員がまた別の角度で質問しておりますので、これは割愛します。

5番に行きます。市営住宅の空き室ですけども、これ宮古島市が能登半島被災者で避難を希望する方に市営住宅を25室、最長1年間の家賃、敷金も全額免除と発表しておりました。予算決算委員会の質疑でも、生活弱者で避難に来る方が市内ではない離れた旧郡部の団地に住むわけがないという声もありました。まず確認するのは、この25室の団地ってどこにあるんですか、お伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

今、狩俣政作議員がおっしゃっております震災により提供する団地につきましては、長期間応募がない団地を対象に、25戸の提供を予定しております。宮古島全体では、2月末現在では98戸空き室がありますが、この中で平良地域に33戸、城辺地域に33戸、伊良部地域に6戸、下地地域に7戸、上野地域に19戸、全体で98戸あります。その中で主に平良地域と城辺地域に空き室がありますので、その辺を対象として考えております。

◎狩俣政作君

もちろん、例えばこの空き室25室ですけども、すぐ入れそうな状況だと聞きました。これがもし被災者の方が応募がなければ、宮古島市に住んでいる家族、アパートとか高騰している家賃が、その家族を優先して入れる、それも同じような条件で無償で1年間と期間を決めてとかやれば、例えば城辺地域とかだったら地域の活性化になるかなと思うんです。空いているだけで何か異様な感じがしますよね、団地って。そこが埋まって家族がやってくるだけでも明るい感じがするので。そういった考えはありませんか。

◎建設部長（川平陽一君）

市営住宅の空き室については、公募時に申込みに偏りがあり、地域によって空き室がある市営住宅がございます。住宅に困窮している方には、申込みの際にそういった空き家の市営住宅入居についても検討していただきたいと思っております。また、家賃については、無償ではございませんが、減免や徴収猶予等の措置がございますので、そちらのほうで対応していきたいと考えております。

◎狩俣政作君

減免と支払いを待つというのではなくて、やはりここは免除してあげて、地域の活性化につながれば、とてもいいことだと私は思うんですけど。後々住み慣れて、やはり延長して住みます、自分で払いますって、子供も転校してきますとなったらいいと思うんですけど、どうですか、市長、副市長、こういった考えは。

◎副市長（嘉数 登君）

市営住宅の空き室を活用して生活困窮者の対応、さらには地域活性化にも活用できるんじゃないかというようにご指摘かと思いますが、一方では公営住宅、当然対象者は生活にお困りになっている方々を対象としておりまして、当然要件がございます。そういった要件に合致する方を優先的にというところがございますけども、一時的であればそういった生活に困窮している方を仮に入れるにしても、やはり公平性というところは保っていかないといけないというふうに考えておりますので、この点はご理解いただきたいという点と、それから先ほど建設部長のほうから約100戸の空き室があるということがございました。今現在、宮古島市は若者を中心に、賃貸物件が高くてなかなか入居できないというような課題も抱えておりますので、令和6年度から地域対応活用ということで、そういった空き室を活用して、従来の市営住宅の入居要件を緩和した形で、若者、特に子育て世代が入居し、なおかつ空き室というのは郊外部に多くございますので、そういったことを活用することによって地域活性化にも活用していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

◎狩俣政作君

本当なかなか若い方たちが住みづらい宮古島市になっております、家賃が高くて。家賃の値上げ、これを下げろとは言えない、民間企業なので、私たちは。であれば、100室空いている、この中にはいろんな条

件がある空き室もありますけども、なるべくそういった方々を救うような施策をぜひともよろしくお願いします。

次に行きます。環境行政についてです。時間がないんですけど、まずグリストラップの油の活用ですけども、これも私6月定例会に質問をしました。もう石垣市は、ある会社が20年前からこのグリストラップを回収して、圧縮して、油は油、残った水はまた戻す。この油を木くずと混ぜると発酵して、とても堆肥にいいという話をしました。検討しますということだったんですけど、その後何か検討されているのか伺います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

以前に狩俣政作議員からご質問をいただきました、その石垣市の木くずチップと牛ふんを混ぜて堆肥を作って還元するという内容の利活用案について、宮古島市内で下水道施設から出る汚泥の堆肥化を取り扱っている事業者のほうに確認しております。グリストラップの油、油分ですけれども、これは産業廃棄物の中の廃油というものに区分されるもので、取扱いを行うためには沖縄県の許可が必要となってくるため、現状ではそちらの事業者では受入れは不可ということでした。今のところはそういう状況です。

◎狩俣政作君

おっしゃるとおり、産業廃棄物なんです。その許可を取ればいいんです。このクルマが1,400万円ぐらいするんですけど、これを例えば市が買って委託するとかやれば。実は先日私のところに電話かかってきて、この質問を聞いて、自分たちがやりたいという方がいました。現在の状況を聞いて話していました。もうグリストラップの中のものは毎日洗って流して捨てているとか。大体バキュームカーで吸っているとか。それがあるあるんです、現在。なので、OD槽も微生物が死んじゃうんです。環境破壊につながっているんで、いち早くやってほしいと思っているんですが、早めの検討をお願いします。

次に行きます。2番、廃タイヤの利活用ですけども、これも12月に質問しました。中古で買ってもタイヤのワイヤーを引き抜く機械、タイヤをチップにして燃料にする機械、中古でも1,000万円ぐらいという話をしていました。新品だと4,000万円って。この金額があれば、ずっとこうやって不法投棄もしなくても。年間、宮古島って5万台ぐらいの車の。5万台あるので、掛ける4本ぐらいのタイヤがあるんです。これが二、三年で出てくる、ごみとして。どこに捨てるんですかってなったときに、大体コンテナに入れて送るんです、沖縄県に。それか、不法投棄をするか。それを資源として使えるんです。ワイヤーはワイヤーで鉄くずで使える。タイヤはタイヤでチップにすれば。クリーンセンターで燃やせると思います。燃やせるというのは、ごみではなくて燃料として。化石燃料の量が減るんです。そういったことをやっている会社があるんですけど。実証実験でも何でもやって。これも民間の方から連絡があって、やりたいと。私の中では、こういったSDGs、持続可能なことは市がやってほしいんです、率先して。4,000万円ぐらいでできるのであればと思いますが、いかがでしょうか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

狩俣政作議員がおっしゃっておりますように、事業者から出る廃タイヤについては産業廃棄物扱いに、なりますので、産業廃棄物処理事業者に持っていくか、事業者自ら島外の事業者と契約をして、島外に排出するという方法しかございません。破碎してコンテナに詰めてというような話もございましたし、針金を取ってチップにしてというご提案もいただいております。市としてその機械を購入するということは今

のところは考えておりません。現状、民間事業者が島内にございますので、市のほうで同事業に参入することは難しいと考えております。

◎狩俣政作君

残念です。SDGsの、すごくお金もかけてやっている宮古島市、エコアイランド推進課もあるんですけど、そういうことはしないんですね。本来であればそういうことを率先してやって、エコアイランドですとか、SDGsやっていますよというのが私は本当だと思うんですけど。それを1個の課がやるのではなくて、それぞれの課、部でもう認識して、エコにもSDGsも率先してやっていくというのが、私は本来のあるべき姿だと思います。

次に行きます。し尿処理施設について、進捗状況ですけれども、私結構通っているんです、その現場に。2月ぐらいまでなかなか誰も工事をしていなくて、何でだろうって。工期が令和5年12月20日から令和7年3月30日までであるのに、誰もいないんです。看板見たら、建築確認が取れていなかったんです。びっくりして。建築確認取れていないから工事していないんだなと思います。この影響による工期の延長はありますか、お伺いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

し尿処理施設につきまして、現在進捗率としては12%程度となっております。工期は、予定をしておりますスケジュールからいたしますと、日数にして13日ほど遅れている状況です。そうではございますが、工期を延長するような考えは現在のところございません。

◎狩俣政作君

多分、令和7年、厳しいと思います。まだ何も躯体ができていない。躯体ができるのが令和7年3月30日です。それと並行して機械設備が入ることは、私は不可能と思っています。大体躯体ができてから、その後に機械整備が入るという流れなので、私の経験上。それを、いろんなことがあるので言えないと思うんですけど、これ12月定例会で私が令和3年10月1日の記者会見で市長が20億7,252万円と発表したけど、28億円になっている経緯について聞いたら、市長が答弁しました。今回の20億円が27億円だというような話がありますけども、それは相当の資材等における物価高騰等の新しい単価でもって計上していることで、維持管理を含めると間違いなく低コストだと言えますと答弁しておりました。ここで質問時間が終わってしまったので、再質問できませんでした。

ここで今します。20億円の事業が資材高騰で27億円になったのは本当でしょうか。

議長、なぜかという、私は聞いたんです。20億円というこの工事費には、外構工事とか基礎工事は入っていますかと言ったら、環境衛生局長は入っていないと言ったんです。分かりますか。外構工事などは含まれていなかったですと答弁しているんですけど、市長は20億円が27億円になったのは資材高騰ですと言ったんです。それを説明してくださいと言っているんです、市長に。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時26分）

再開します。

（再開＝午後2時26分）

◎環境衛生局長（下地睦子君）

以前、12月定例会で私のほうが外構の工事に関する、土木工事は入っているんだけど、外構の工事であつたり外構に係る配管工事は含まれておりませんでした、見積りの段階で、というふうに答弁をしたところです。確かに昨今、資材高騰により金額上がっているものと思いますが、当初の見積りで含まれていなかったということは確かでございます。

◎狩俣政作君

そうですね。環境衛生局長かわいそうです、こんな答弁させて。市長が言ったんです、20億円が27億円になったのは、それ相当の資材高騰ですって。言っているんです、低コストは間違いないって。でも、私言ったんです。新しいし尿処理は1日1,750立米を処理します。ただ、これは令和8年には超えてしまうんです、その量を。そのときどうしますかと言ったら、それも局長は既存の施設を使って処理します、2つの施設を使うと言っています。現在も使用量は上がっているんです。なぜか。賄えないから、土日も運用しているんです、貯留槽も使いながら。新しい施設には貯留槽がないんです。ためられない。なので、仕方なく既存の施設を使います。2つの施設を使う。倍になるんです、コストが。それを、維持管理が低コストになると言った市長の根拠を聞きます。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

すみません、私のこれまでの説明に不足があったようで、新しい施設にも貯留する槽はございますので、新施設に貯留槽がないということはございません。その点をご理解いただきたいと思います。

◎狩俣政作君

図面を拝見しましたが、貯留する槽はなかったと思います。名前が違うんですか。既存の施設には貯留槽とちゃんと明示されて、160立米、2か所あります。なので、何度も質問したときに、環境衛生局長の答弁では、貯留できないので、超えた際には既存の施設を使うという認識だったんですけども、それが貯留槽があるというのが分かった。もともとあるというのであればいいんですけど。では、それを超えた場合にも、やはり既存の施設は使うんですよね。それとも、超えないという判断ですか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

確かに現在も1日55キロリットルをオーバーして搬入される日がございますので、貯留槽にため置いて、土日で処理をしているのは事実です。新しい施設で足りなくなる場合、これはもう夏場などが想定されます。夏場など観光客が増えた際には、搬入量が増えるものと考えております。その際は、既存の施設も同時並行で使用する考えです。

◎狩俣政作君

そうなんです。既存の施設も使うんです、市長。維持管理コスト低減ではないんです。市長、市長しか分からないんです、この話。環境衛生局長も担当職員も分からないんです。市長には説明する責任があると私は思います、間違いなく。市長が言ったんですから。今後そういう場を設けてください。でないと、本当にこの事業に関わった方々も大変な思いをしていますので。これ絶対令和7年3月にできますか、市長。

◎市長（座喜味一幸君）

言っている質問がちょっと不確かで理解できない部分もあるんですが、OD槽も含めてし尿処理施設も

含めて、かつて既存施設の貯留槽等も含めて、当面供用開始まではそういう運用の中でしっかりと問題がないようにします。そして、新たなOD槽を含めたし尿処理施設で将来に向けた十分な処理ができるというようなことで、しっかりと取り組んでまいります。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時31分）

再開します。

（再開＝午後 2 時32分）

◎教育長（大城裕子君）

答弁の訂正をさせていただきます。

先ほど狩俣政作議員の第 1 項 1 号、小学校の通学かばんについてというご質問の中で、ランドセル以外のかばんを選択できるか何うという質問の答弁の中で、ランドセル以外の通学かばんも選択可能と周知する件について、そのスケジュールを問われましたけれども、その中で、既に小学校校長には通知済みという旨の答弁をいたしました。しかしながら、正式な通知は 5 月開催予定の校長連絡会で説明の上、発出することになっております。それで、午前中の我如古三雄議員のご質問、第 4 項、教育の振興についての 2 号、小学生の保護者負担の軽減についてのご質問の答弁でも同様の答弁をさせていただいております。改めて訂正して、おわび申し上げます。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時33分）

再開します。

（再開＝午後 2 時33分）

◎企画政策部長（久貝順一君）

先ほど、狩俣政作議員の質問の中で、来間小中学校の太陽光パネルの撤去について、なぜ事業者がやらないのかというお話がございました。この件につきましては、財産処分の手続等については、市が以前、先ほど言いました三井物産株式会社から譲渡を受けたということで、市の財産となっておりますので、市のほうで譲り受けた経緯の中で市が行うものという形になっておりますので、この辺を補足で説明をしておきます。

◎議長（平良敏夫君）

これで狩俣政作君の質問は終了しました。

◎西里芳明君

3 月定例会につき、通告に従いまして一般質問を執り行ってまいりたいと思います。

最初に、市長の政治姿勢についてでございますけど、1、城辺地域づくりについてということなんですけど、去る 2 月 8 日に城辺地域づくり協議会の呼びかけによって、地域振興のための意見交換会が地域づくり協議会、城辺地域の市議の皆さん、宮古島市副市長、以下各部長、課長の皆さんがそろって意見交換をやりました。その中で、地域づくり協議会は、副市長だけ本来は呼んでいたんですけど、副市長のほう

が部長、課長の皆さんも行って意見交換をしたほうがいいんじゃないかということで、副市長のこれについての意気込みが、やる気があるんだなというふうな気持ちが私にも伝わってまいりましたけども、これについて市長は、この城辺地域の振興についてどのようなお考えをお持ちかお聞かせください。

◎市長（座喜味一幸君）

今、大変宮古島、元気が出ております。しかしながら、市町村合併、来年20年という中で、やはり旧郡部の地域力の衰え、コミュニティー力の衰え等々含めて、いま一度、均衡ある発展のためには、旧町村部の力をアップしなければならないという部分は、西里芳明議員の熱い思いもいただいております、共有するところであります。

そこで、やはり地域づくり協議会等々でも、いろんな補助金等を交付しながら、いろんなアイデアとか事業をやってもらったりというようなことがありまして、現在では予算も縮小されておりますけれども、今新たに各地域の地域力を上げていくことが最も重要な時期に来了ということでございまして、やはり地域づくり協議会等々、地元の人としっかりと議論をもう一回重ねながら、基本構想をみんなで共有し、新たな必要な事業はしっかりと行政が、あるいは物によっては地域の皆さんがというようなことでの、官民連携の取組が今必要ということで、大変福祉をはじめとして各部長も参加して、お叱りも受けながら、いろんな提案もあったというふうに聞いておりますから、今後ともこれはしっかりと広げながら、しっかりと地元の満足度というかニーズに対応した、きめ細やかな行政を進めていくためには、今後ともしっかりとやっていきたい。そういう意味で、地域懇談会は大変重要であると思っておりますので、今後ともしっかりと取り組んでまいります。

◎西里芳明君

ですから、市長、このような意見交換会、要するには、地域づくり協議会が主催でやるのと、宮古島市が主導して、あらゆる方面、PTAとか自治会長なり、24自治会の、地域づくり協議会の中のメンバーも含めて、各幅広い分野から、そういったものを募集しながら、意見を聞きながらやっていかないと、これ大概のことではもう絶対来ないと思う。反映が難しい。今言った交付金などを活用しながらやっていきたいというんですけど、やはり衰退してしまった地域というのは、元に戻すのは並大抵の努力ではできないと思うわけ。それに対する思いをもう一度聞かせていただきたい。

◎市長（座喜味一幸君）

宮古島市主導で進めるべきだという趣旨だというふうに思います。地域づくり協議会は、地域の活性化に向けて、地域住民の自ら考え、自ら実践する、宮古島市にふさわしい地域づくり活動を支援することによって、自主的で個性豊かな地域社会を構築することを目的とするとされていることから、地域懇談会の開催に向けては、参加者を含め、まずは事前に地域づくり協議会等との調整を開催していきたいなというふうに思っております。市としては、おっしゃるとおり、多方面からの意見、要望を把握することを目的としておりますし、市の意向もしっかりと聞きながら、より具体的な効果的な、しかもスピード感のある積極的な事業にしていくためには、忌憚のない意見交換をしっかりと進めていきたいなと思います。

◎西里芳明君

今まさに市長がおっしゃったとおり、スピード感がないと。やはりこの城辺地域の24部落の自治会、あと五、六年で24自治会とも多分限界集落になっていくんじゃないかと。65歳から上しかいないんです。子

供も65歳でつくれません。だから、若者を定住させるために、そういうことをやってくれという話であって、副市長、これ市としては、市が主導してやっていくというんだけど、これどういった施策を持って、若者、地域活性化をやっていこうと考えているのか、副市長からお答えください。

◎副市長（嘉数 登君）

西里芳明議員ご指摘のように、並大抵なことでは動かないという点は、市としても十分に認識しているところでございます。なので、当初は私と意見交換がしたいということでしたけども、多部局にわたる取組が必要であるという判断から、各部長も一緒に参加させていただいたところです。

この城辺地域の地域懇談会でも、地域賑わい創出事業については冒頭で説明させていただきました。これは、地域が持つ魅力的な資源を活用し、振興発展を図る事業ですが、事業実現に向けてはやはり地域の意見、要望は大変重要であるというふうに考えております。城辺地域は人口の減少率が高いことが、これデータでもはっきりと示されておりますが、その解決に向けて、切り口として子育て環境、それから若者定住、伝統文化の継承など、基本構想の中で取り組んでいければというふうに考えております。

1つ私が他府県の事例として参考にしたいというふうに考えているところがありまして、ご紹介しますと、岡山県の奈義町というところの少子化対策がございまして。ここは町全体で子育てに取り組んでいこうというところにして、人口規模でいいますと5,000人ぐらいのところでもありますけれども、様々な子育て支援、若者の定住促進等を図りまして、合計特殊出生率が2.95というところまで来ております。そういった、他地域での参考事例も取り入れながら、特に若者定住促進というところについては、先ほども答弁させていただきましたけども、未利用の市営住宅の空き部屋を活用して、地域活用対応ですとか、それから当然地価も相当上昇してきておりますので、宅地の整備、供給という点についても、市としても考えていかなくتهはいけないと思っております、この点はぜひとも地域の住民と一緒に考えて行動していきたいというふうに考えております。

◎西里芳明君

分かりました。やはり若者定住促進とか、まち全体での事業の在り方、いろいろ考えて見ていかないといけない。私は、これに対しては、やはり若者定住促進のためには、子育て世代用の団地とか、今建設部長、さっき狩俣政作議員に答えていた、約100の空き室があるんだと、宮古島に。そういったものも、やはり若者が住めるような状況にして入れてあげる。要するに家賃の減免とかも、やっていったらできると思います。だから、空き家対策とか、団地対策とか、道の駅とか、若い者が住みやすい状況をつくって、コンビニエンスストアなんかも、城辺地域にも誘致して、若者が24時間どこでも買物ができるようにしたら、住める地域に変わっていくと思うんです。そういったことをやるつもりはないのか、お聞かせください。

◎副市長（嘉数 登君）

今まさに西里芳明議員がおっしゃったように、いろんなアイデアが出てくるかと思っております。単に住宅だけではなくて、そこには商行為、コンビニに行って買物したりというようなこともございますし、あるいは子育て環境という部分でも、今ある環境をそれでいいのかというところもあるかと思っておりますので、まさにそれは我々だけで議論するのではなくて、地域に住んでいる皆様、それから若い人の意見を聞きながら、総合的に、なおかつ一体的に継続的に実施していきたいというふうに考えております。

◎西里芳明君

市長、副市長、やはり早急に、早いうちに、できるだけ努力をしていただいて、城辺地域だけではなく、上野地域、下地地域、伊良部地域も含めて、地域の発展を努力してやっていただきたいと思います。

次に移ります。今度、一般競争入札では、令和6年度から指名競争から一般競争入札にするという、これ宮古島市はこれまで県に倣った形で電子入札も始めました。これからまた、県に倣って、指名競争から一般競争になるというんですけど、それ宮古島市には特Aはないらしいですね。A、B、C、Dの全事業者を対象とするのかお聞かせください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

一般競争入札についてお答えをいたします。一般競争入札につきましては、まず工事格付5業種の一部を除きましたA、Bランクで宮古島市電子入札システム対応済みの市内、準市内事業者を対象としまして、各案件ごとに公告された資格要件等を満たしていることを条件として入札を実施したいと考えております。次年度当初から、全てのA、Bランク工事が一般競争入札に変わるということではなくて、まず指名競争入札も同時並行で行ってまいります。事務方のノウハウの構築等も必要になりますので、一般競争入札に適した案件を1件ずつ選定し、徐々に増やしていくという考えでございます。

◎西里芳明君

これA、B対応と言っていますが、C、Dのほうは対応が難しいという考えでよろしいですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

C、Dクラスにつきましては、まずインターネットを使用する電子入札システムの導入や取扱い、また書類審査の作成等が難しい事業者が一定数含まれるものと認識をしているところでございます。そうした中で、一般競争入札という制度がどこまでなじむかという不透明な面がございますので、当面の間は現行の紙入札による指名競争入札を考えているところでございます。

◎西里芳明君

だけど、総務部長、今どきの土建屋、建設業者、ほとんどインターネット入っています。大丈夫だと思います。やってください。

次に、総合評価方式を県に倣って取り入れていくお考えはないかという質問なんですけど、このほうもよろしく願います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

総合評価方式の導入についてお答えをいたします。まず、総合評価方式とは、入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し、落札者を決定する一般競争入札の方式だというふうに認識をしているところでございます。市としまして、令和7年度以降の総合評価方式の導入に向けて検討する予定でございます。それにはまず、令和6年度から始まる価格競争による一般競争入札を安定的に運用し、定着させた上で総合評価方式の導入を図りたいというふうに考えております。

◎西里芳明君

総合評価の場合は令和7年度からおっしゃっていましたが、だけど、これやはり企業努力をして総合得点を上げていけば、それなりに落札できるような環境なんです。だから、ぜひとも、宮古島市も最近市長賞とかいろんな賞もあげていますから、そういうのもぜひもう早めに取り入れていってほしいなという考えがしますので、頑張ってください。

次に、農業行政についてであります。堆肥の製造施設について。令和5年度の施政方針の中で、宮古島市各地に堆肥の製造施設を設置する旨の話がありましたが、今年になって狩俣地区を実証実験的なものでやりたいというんだけど、では別の地域はどういった進捗状況になっているのかお聞かせ願います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

狩俣地区以外の堆肥製造施設の進捗状況というところでございますが、他地域、施設設置について、まだ進捗が進んでおりません。狩俣地区の実施状況を参考に、他の地域の自治会等と協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

◎西里芳明君

農林水産部長、令和5年度の施政方針に載っているんです、今年から狩俣地区の実証実験。まだ別の地域は進捗しておりません。これって駄目ではないの。道筋だけでも、令和6年度以内につけて、やってもらわないと、実証実験やっていると久松の一地区でも、沖縄製糖からバガス持ってきて、混ぜて出しているんだけど。やはり個人企業でやっている方もいれば、地域でやりたいという方もいるわけです。そういったものを道しるべをつけて、去年の3月定例会で施政方針でやっているんです。ちゃんとやろうという気持ちがありますか、答えて。

◎農林水産部長（石川博幸君）

農家の所得アップに向けては、やはり有機質肥料を製造して、安く農家に提供するということが大事だと思っていますので、これは各地域でぜひ展開できるように、各自治会等といろいろ話を進めながら取り組んでいきたいと考えております。

◎西里芳明君

取り組んでいきたいということは、まだ取り組んでないということだね。頑張ってください。

次に参ります。肥料の補助について。これ、804とか硫安なんか、補助今年ついていないよね。これ肥料の補助についてとある。除草剤の2,4-Dなんか補助は入っていないよね。これどうしてそうなったか教えてもらえますか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時54分）

再開します。

（再開＝午後2時55分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

肥料価格高騰対策への支援事業は、国、県が令和4年6月から令和5年5月末まで、高騰分に対して実施しております。本市は、令和4年11月から令和5年1月15日まで実施となっております。

価格高騰支援分の基準となる肥料の価格は、最も購入量の多い代表的な化成肥料804の例で説明いたします。令和4年5月時点のJ A資材店頭価格2,182円を基準としております。令和4年6月から10月時点の価格は3,343円で、基準価格より1,161円高くなっております。この基準より1.53倍となっております。令和4年11月から令和5年5月時点の価格は3,793円で、基準価格より1,611円高くなっており、この時期が高騰のピークでございました。基準より1.73倍高くなってございました。令和5年6月から10月の時点の価格

は2,729円で、基準価格より547円高くなっておりますが、ピーク時より1,291円安くなっていることと、基準より1.25倍ということになっております。令和5年11月以降の価格は2,502円で、基準価格より320円高くなっておりますが、ピーク時より1,291円安くなっております。基準より1.14倍でした。

肥料価格高騰への支援を見送った理由として、令和4年5月の基準価格より547円から320円高くなっておりますが、国、県が支援を開始した値上がり率が1.5倍を超えていないことや、ピーク時より1,000円以上の値下がりが続いていることなどを総合的に勘案して、支援を見送ることを判断したところです。

◎西里芳明君

経済工務委員会でもこの話が出ましたよね、農林水産部長。だけど、これ値上がり率が1.14倍だから出さなかったとか、そういう話でない。農家はそれを求めているわけ、やはり。ふだん使いたいから、安いやつを。鶏ふんとかあるでしょう。特殊肥料ようこんも同じような養分だよね。そのようこんという肥料すらも農家は知らない。この補助申請のはがきに来るやつで、ようこんとか、春きび一番とか、いろんな補助メニューがあって、それがようこんって何ですかってなりますけど、農業の資材店に行っても教えてくれないから鶏ふんを買うわけ。鶏ふんようこんは大体似た金額なんだ。大体反当たりどれぐらい上げたらサトウキビ成長しますよとかそういう話になるんだけど、やはり田舎のおじいなんかは、どんどん、どんどん肥料が変わっていつていることは、農協の資材店に行かないと分からない。だから、価格高騰したから補助が出ませんでした。では、価格が高騰したら、またもう一度補助金出す。でも、それってやはり農家のためには一律でいかないと駄目だ。だから、その辺も含めて農家に対する周知、それをちゃんとやっていかないといけないと思うんだけど、その周知方法をもう少し考えて、これをとということでもう一度答弁をお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

農家の方が肥料価格とかいろんな肥料の種類、こういった支援策があるか分かりにくいということでございますので、やはり農家の方に分かりやすく、どう言ったら、どのように伝えれば伝わるかということをもう一度考えながら、伝わりやすい方策を考えていきたいと思います。

◎西里芳明君

もう少し突っ込みたいけど、肥料の話ばかりやっておったら前に進まないから。

次に、農耕車優先道路について。近年、土地改良事業がもう宮古島のあっちこっちで行われて、その間圃場整備した、区画整理するというんですか、その意味での農道がたくさん出てきます。その農道には、止まれもなければ中央線もない。最高速度がどれだけというのもないわけ。それで、場所によっては観光地へのアクセス道みたいに農道がなっていて、県道78号線ですか、あっちは最高速度今50キロになっていますよね。あそこと同じ感覚で、農道を観光用のレンタカーがびゅんびゅん、びゅんびゅん行くわけ。農業をやっている人なんか軽トラックを止めたり、ブルトラを運転したり、トラクターを運転したりしているもんだから怖いんだと。いつ追突されるか分からんから、ぜひ議員、あなた宮古島市の議員だから、議会で農業用専用ではない優先道路、標識でうたってくれないかという質問があったので、出しましたのでよろしくお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

西里芳明議員のおっしゃるとおり、近年観光客が増加しておりまして、農道を走るレンタカーが多く見

られるということを聞いております。中にはスピードを出して農道を走るということで、農道を利用する農家の安全が危惧されているということも承知しているところでございます。市としても、農耕車優先標識の設置など何らかの対策が必要だというふうに感じているところです。これにつきましては、公安委員会とも相談しながら、危険と思われる箇所を優先して安全対策の標識の設置を検討していきたいと考えております。

◎西里芳明君

農道に関しても公安委員会の許可が必要なんですか。これ止まれとか、農業用専用道路、農業車両優先道路という標識を設置するだけで、市民も分かりやすいし、観光客の皆さんも分かりやすいと思うんだけど、これ検討していただければいいかな分かんから、ちゃんといつ頃まで検討してやりますよということ聞かせてもらえませんか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

時期は明確に申し上げることはできませんが、やはり観光シーズン入る頃までには何らかの対策は講じる必要があるのかと考えているところです。

◎西里芳明君

例を挙げてみましょうか。城辺の農道、車のタイヤのホイールがありますよね。タイヤをはめるホイール。あれの上に鉄骨を溶接して、止まれ、いろんなのが書いてある、城辺地域には。城辺地域だけがやっていることらしいです。ほかの地域ではやっていない。だから、そういう努力もしているんだけど、農業用の道路のそれどう。白線もない、止まれもない、最高スピード幾らなのかもないというから、やはり見て一発で分かるようにやってほしいなと思います。努力してください。

次に参りたいと思います。地域行政について。城辺地域の世代間交流複合施設についてでございますけれども、施設が開設されてから何年になりますか。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

城辺地域の世代間交流複合施設は、児童館、それから子育て支援センター、交流施設の複合施設となっておりますが、令和4年4月に供用を開始しておりますので、間もなく2年が経過するところです。

◎西里芳明君

この施設の2年間の利用、1年、1年でいいですから、2年間の施設の利用者の割合、来た数ね、教えてください。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

施設の利用者の状況についてお答えします。令和6年1月末時点での施設利用者数は、延べ人数で4万3,556人となっております。

◎西里芳明君

令和6年度ですか。これ2年間で4万3,556人ということ。施設の利用者としては、これいいほうだと思いますか、少ないほうだと思いますか。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

交流施設を含めた複合施設というのが管内に1か所しかありませんので、ほかの施設と比べてどうかというのは比べることができないんですけれども、ほかの上野児童館、下地児童館等も、たしか今資料が手

元になので数字がはっきりしておりませんが、1万人前後の児童館の利用者がいるところですので、児童館の数としてはほかと遜色ない利用者数だと思いますが、大人が利用する施設ということで、大人の利用者が入っているというところで、ほかよりはやはり利用人数が多いのかなというところですよ。

◎西里芳明君

ですから、例えば局長、こういうことなんです。城辺の世代間交流複合施設は、福嶺、城辺、西城、砂川の4学区で成っているわけ。うちの孫なんかの話を聞くと、ほとんど城辺地区の人しか来ないんだ。福嶺地区、西城地区、砂川地区の方はあんまり見えないよというふうな話なんだけど、それやはり宮古島市でそういう施設を造ったならば、もう少し利活用を増やして、宮古島市で他地域の子供たちを送迎するようなシステムがあっても悪くないと思うんですが、どうでしょうか。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

先ほど申しましたように、ほかの地域でも児童館はございますので、それぞれの地域で子供たちが通いやすい場所というところで児童館はありますので、ほかの地域の子供を送迎しての児童館利用というのは今のところ現在考えていません。

（「福嶺、西城、砂川の子供たちも通えるようなものにしてくれないかという話。上野とか下地の児童館……」の声あり）

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

すみません、大変失礼しました。ほかの地域でも似たような状況ではございますが、やはり児童館が建っている場所と、ほかの地域でもない場所等がありますので、学校が終わったりして子供たちが通える場所というところにあるんですけども、確かにほかの地域からは通いにくいという状況はあると思いますが、児童館での送迎というのは現在のところ考えておりません。

◎西里芳明君

局長、考えていないと言われたら困る。これ何のために建てた施設なのかというふうになるわけです。考えて。今城辺地域には中学校1校しかないよね、城東中学校というのは。そこはスクールバスを出して、児童生徒を運んでいます。この施設でも、小学校の帰宅時間帯とか、そういうものを見計らって、ではその子供たちも行きたい方がいたら参加させたらどうでしょうかという話なんです。難しくても、これ頑張ってやっていかんと。これまた福嶺地区だけ差別しているとか、西城地区だけ差別して、砂川地区だけ差別してとか言われたら、城辺で造った意味がないんじゃないかなと思う。その辺も答えてもらえませんか。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

おっしゃるとおり児童館というのは各地域に1か所しかございませんので、城辺地域においても1か所で、近くの学校の子供たちしか利用できていないという状況は確かにあると思います。ただ、宮古島市内で全体似たような状況ですので、ほかのところの子供たちもどうするかというのを併せて考えながら検討してみたいと思います。

◎西里芳明君

次に、父母やおじいちゃん、おばあちゃん、利用している方々というのはどれぐらいいるのか。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

大人の方の利用状況ですが、お父さん、お母さんとか、おじいちゃん、おばあちゃんとかと区別はしておりませんので、大人全員ということで、1月末時点での延べ利用人数は大人が9,783人となっております。

◎西里芳明君

ごめんなさい、こども家庭局長。こんなくだらない質問と思っているんですけど、しっかりと聞いてください。こういうことよ。父母の皆さんが、私たちは日曜日が仕事ではないから、そこに行って、こういうことをやっているか遊びに行きたいと。でも、日曜日は閉まっているんだ。日曜日、せっかくこんな施設造って、世代間交流複合施設というふうなうたい文句でやっているんで、やはり親御さんも、おじいちゃん、おばあちゃんなんか仕事は休みなら、日曜日でも孫がどんなところで遊んでいるか行きたいなという気持ちになると思う。そういった方針を、では月曜日休んで、日曜日は月1回でもいいから開けて、そういう催物をやっていったらどうですかと思うんですけど、父母の皆さんの思いに応えるために、そういった何か催物とか、日曜日の開園とか、そういったものも検討してみたいと思いませんか。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

日曜日のイベントですが、今現在行っている世代間交流複合施設では、年に1回、秋祭りということで夕方の時間帯に開所しておりますが、地域の方と相談をしながらやっているという施設でございますので、通常条例で決められている開所曜日は月から土曜日となっており、子供たちが学校で終了後に利用できるようという状況で利用しております。地域の方から日曜日に開催したいという申出があって、こういう催物がしたいということであれば、交流施設のほうに申し出て、こういうのを日曜日にやりたいとなれば、通常の開所曜日を変更するのではなく、その都度都度に対応していけると思っていますので、それは可能だと思います。

◎西里芳明君

こども家庭局長、年に1回というのはあまりにも少ないと思うので、やはり年3回ぐらいは開催して、地域の皆さんと触れ合いを持ちながらやってほしいなと思います。

最後に、この施設が地域の活性化につながっているかという思いはどうか。最後にこれだけ聞かせてください。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

地域の活性化のために効果があるのかというご質問ですが、本施設の供用開始によって、地域の子供の居場所の確保、それから子育て親子の相談、交流の場、子供からお年寄りまで地域の多世代にわたる交流の場が創出されております。これまで地域内で交わる機会が少なかった世代間交流、今秋祭りが1回と申しましたけれど、そのほかにも地域のお年寄りが自ら子供たちに何か教えたいとか作りたい、一緒に遊びたいというふうな申出もありますので、それで交流を取っているところです。城辺地域以外からもこういうイベントに参加をしたりして、施設の利用の参加をしているということもありますので、地域のにぎわいとか活性化には寄与しているものと思います。また、高齢者の、先ほど申しましたように、子供たちに何かを作ってあげたいとか一緒にやりたいという申出が大変多くなってきていますので、地域の方の生きがいづくりにも貢献しているのではないかと考えております。

◎副市長（嘉数 登君）

世代間交流複合施設についての、開館についてのご質問がありました。今の条例では月曜から土曜までということになっておりますけども、効果を見ますと地域の子供の居場所の確保ですとか、特に多世代にわたる交流の場が創出されているというような効果も見えてきておりますので、これは地域のニーズも踏まえながら、条例改正も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

◎西里芳明君

こども家庭局長、副市長、ありがとうございます。これからも城辺地域のために一生懸命努力をして、いい施設づくりに励んでほしいと思います。

最後になりましたが、産業廃棄物処理施設について。県は市内西原にある産業廃棄物処理場の許可取消しという新聞の見出しを見て、私もびっくりしたんですけど、市長はこの件について県とどういうふうな話し合いをしたのか、その取消しになった理由、それをお聞かせください。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

沖縄県環境部長からの通知によりますと、本年2月26日付で、本市に所在する有限会社宮古環境保全センターに対しまして、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可を取り消しております。処分理由といたしましては、令和3年8月1日から令和4年9月6日までの間、自社事務所において沖縄県知事からの事業範囲の、変更許可を受けることなく、同事務所に設置した産業廃棄物処理施設を用いて産業廃棄物を中間処理した。これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定に違反する無許可変更であり、同法第14条の3の2第1項第5号、第14条の6及び第15条の3第1項第2号に規定する許可取消し事由に該当するためとなっております。なお、今回の許可取消しに関する内容に関しましては、沖縄県のホームページでも公開されております。

◎西里芳明君

この産業廃棄物処理場が、今宮古島市に2か所しかありません。1か所がこれ取消しになって、令和3年8月から令和4年9月6日までという、無届けでやったというふうなことになるんですが、これ県は指導する期間もなく、そのまま1回でも取消しというふうになったんですか。その辺お聞かせください。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

沖縄県の環境整備課及び宮古保健所からの説明によりますと、違反したのは1つだけではなく、これまで何度か指導を受けていたということでございます。何度か指導を受けていた中で改善が見られなかったという理由を説明を受けております。その際、市は、情報共有を事前にいただければ、連携して指導できたのではないかというような意見をしております。

◎西里芳明君

県は、1つだけ違反しているのではない、幾つも違反している、何度も注意して指導もしたんだけど、それを聞かなかったから許可取消しをした。その施設って再開する見込みありますか。聞かせてください。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

同施設については、再開するということは現時点では不可能でございます。産業廃棄物処理等の許可取消しから5年間経過するまでは欠格者のままとなりますので、再開する見込みはございません。

◎西里芳明君

環境衛生局長、それ再開する見込みは、5年間が過ぎないとどうしようもないみたいな話ですが、私が

一番心配しているのは、この間の予算決算委員会でも、伊良部の不法投棄ごみも、カメラもめちゃくちゃに壊して、今その処理をしていますよと言った。産廃処理場が減れば減るほど、そこに行かなくなる人が増えるんじゃないかということが考えられる。昨日も環境衛生局長と一緒に保良の民有地のほうに行って、あの不法投棄ごみを見たら私もびっくりしたんだけど、環境衛生局長もああいうのを見たら、やはりそれ産業廃棄物処理施設というのがあってしかるべきだと思うんだけど、こういったのが懸念されるんです、やはり。不法投棄をする方がますます増えてくる可能性がある。さっきも環境衛生局長が答弁していたんだけど、防犯カメラを設置すると言っていたんだけど、防犯カメラを壊されてもまた防犯カメラをつけるわけだから、私は宮古島まもる君でも連れて行って置いておったほうがいいと思う。そういう考えはないのかどうか、お聞かせください。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

産業廃棄物処理等の許可取消しから5年間経過するまでは、この施設の管理者であった皆さんは欠格者のままとしますので、その管理者の皆さんが産業廃棄物処理等の許可を受けるとことは不可能です。現在の場所も、これは一旦全部きれいに、今ある廃棄物を処理して片づけないと使用できないとなるので、そこは今のところは厳しいのかなと思います。

今回許可が取り消されたことによりまして不法投棄が増加しないよう、市としてはパトロールを実施するとともに、西里芳明議員がおっしゃっていたように防犯カメラ設置する予定でございます。宮古島まもる君に関しては、新しい提言だと思って受けておきます。排出事業者が適正に処理していけるように、市としましては宮古保健所と連携しまして今後も取り組んでまいりたいと思います。

◎西里芳明君

これで3月定例会の一般質問を終わりますけど、まもる君のヘルメットではなくて、警察のちゃんとした帽子をかぶせておけば、多分捨てないだろうと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで西里芳明君の質問を終了しました。

しばらく休憩して、3時45分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後3時27分）

再開します。

（再開＝午後3時45分）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎砂川和也君

議員番号3番、市民創会、砂川和也です。元気よくいきたいと思いますので、部長の皆さんも元気よく、分かりやすい説明のほうを丁寧をお願いいたします。

早速、一般質問に入らせていただきます。道路行政について。1、道路行政について。この破損したカーブミラーの補修についてですが、確認したところ、ついておりました。なので、ありがとうございます。

ただ、結構これずっと外れていたんで、聞いたところ、ついていたんだけど、なくなったと。何かなくなったとか言っていたので、盗まれたりしたのかなと思って、それも心配はしていたんですけども、一応ちゃんとついておりましたので、ありがとうございます。イの腰原公民館のカーブミラーのほうもゆがみ直っておりましたので、ありがとうございます。

②、道路の白線について。行きます。先ほど西里芳明議員の話もあって、これはちょっとつながると思うんですが、先ほど農道の話だったんですけども、普通の一般道路の優先道路が分かりづらいと。白線が消えかかっている道路がすごく多いと。ただ、最近走っていると、すごく白線を塗り直している箇所も多くて、ぎらぎらと白線があるのもあるんですけども、優先道路が分かりづらいというのが多くて、先ほどもありましたようにレンタカー、やはり昨今増えておりますので、事故が増えているという一つの要因になっているのではないかなということがあります。道路台帳というのができるとは聞いておまして、これは結構カーブミラーとか、多分白線の件についてはないと思うんですけども、この優先道路、今後どのようにやっていくのか。優先順位というのはあると思うんですけど、計画があれば教えてください。

◎建設部長（川平陽一君）

砂川和也議員のご指摘のとおり、区画線が完全に消えていたりして、優先道路が分かりづらい状況にあるのは承知しております。区画線の更新につきましては、7年から10年間の周期での更新が望ましいことから、市としましては令和5年度から、交通量の多い幹線道路や学校周辺の道路を優先に、各地域からの要望に応じて順次区画線の更新を行ってまいります。

◎砂川和也君

7年から10年ということでしたっけ、おっしゃっているんですけども、消えたらやるという形でやってください。だって、10年とって5年で消え、やはり交通量が多いところは消えやすいと思いますので。やはり宮古島、結構サトウキビを積んだダンプとかが通って、その影響で結構白線消えたりとかそういうことも多いと思いますので、やはりこれから観光というものがどんどん増えてきて、観光がリーディング産業となっていくということで、そこで事故とかがあると、やはりいろんな面でマイナスになってきますので、その辺はしっかりやっていきたいと思いますし、道路台帳のほうとかにもこの白線というのはしっかり組み込んでいくべきかなと思いますので、しっかり検討してください。よろしくお願いいたします。

続きまして、道路美化清掃についてです。写真を見ていただきたいと思います。こちら一応県道ということなんですけども、結構これ何回か取り上げているんですけど、清掃って何なのかなって思うんです。草だけを取って行って、ごみは残していつているという場所が結構あります。この前、空き缶だけ、切った跡ばかりのところに空き缶が載っていたんです。空き缶は回収しないのかなとか。これこういうふうに分明に草だけ取って行って、ちょっとこのほうにもごみ結構昔から散乱しています。ここ清掃しているけども、やっていない。これちょっと聞くと、これは環境保全課ですみたいな形になってくるのでという話を聞いたので、そういうことではないと思うんです。美化清掃というのは、きれいにする。出ている草とかをカットするだけではなくて、ごみとかも全部取ると思う。これ県とかあるんですけど、連携して宮古島市の市道もこういうことがないようにしっかりしていただきたいんですが、その辺どうするか答弁いただきたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

市道の除草作業については、市の作業員と委託業者により実施しております。道路の清掃作業を行う際に出る空き缶やペットボトルについては、道路作業員で回収、分別し、処分しております。砂川和也議員ご指摘のように作業後に現場でゴミが散乱している状況が見られた場合には注意喚起し、取り残しがないように努めてまいります。

◎砂川和也君

よろしくお願いします。そうなんです。ただ委託して、終わった後見に行っていないです、職員の皆さん。行っていればこんなことないと思いますので、今後はしっかりと、委託作業をした後も現場をしっかりと確認していただいて、もし駄目な業者はペナルティーなりという形を取っていかないといけないと思います。よろしくお願いします。

次に行きます。観光行政についてです。クルーズ船、これも写真をお願いします。公設市場のゴミ箱設置についてなんですけども、クルーズ船が来るときに公設市場の入居者の皆さんがこういう形で今ゴミ箱を設置しています。こういうふうに頑張って英語とか中国語も交えたり。ただ、これではもう対応し切れないというのがありまして、またあとやはり観光地なのにこういうゴミ箱でいいのかなという景観、見た目、そういうのもあると思います。やはりクルーズ船の問題は、1つはゴミ問題、トイレ問題、すごい問題が出ております。公設市場の皆さんも行政に頼るだけでなく、自分たちでできることはということでこういうことを始めておりますが、これを受けて市はどういう対応をしていくかということをお教えください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

クルーズ船のゴミ問題についてお答えいたします。クルーズ船寄港時に多くの乗客が訪れる公設市場におきまして、敷地内やトイレに多くのゴミがポイ捨てされる問題が生じております。現在市場入居者がゴミ袋を設置するなどして、先ほどの写真でもございましたが、対応している状況であることは確認しております。また、捨てられているゴミの多くが公設市場以外の店舗で購入した商品のゴミでありまして、市場入居者からも不満や困惑の意見をいただいているところでございます。クルーズ船寄港に伴う課題等につきましましては、これまでも関係機関で話し合いを持ちながら対応を検討しておりますが、課題が各方面に及んでおりますので、ご指摘のゴミ箱の設置の件も含めて意見交換会を活発に行いながら、対応策について検討してまいりたいと思っております。

今、ゴミ袋がそのまま柱に張りつけられている部分でございますが、こちらにつきましましては市のほうがゴミ箱を、移動ができるゴミ箱を用意して、入居者の皆さんでクルーズ船寄港時に屋内から出し入れをしていただくような協力も求めていくような形で、入居者の皆さんへご協力をお願いしたいというふうに考えております。

◎砂川和也君

このゴミ箱ではちょっとみっともないです。カッコいいゴミ箱を作って、ちょっと宮古島市変わったなみたいなゴミ箱を作って、アバンギャルドなゴミ箱を作っていただいて、設置していただいて、入居者の方々の協力を得て、しっかりとゴミの管理とかもしていければいいと思いますので。出たゴミは出たゴミでちゃんと事業者で捨てていくという形になります。宮古島市が処理する形になると思うので。このゴミを事業者負担させるとなるとまた問題出てくると思いますので、しっかりとその辺のゴミの負担もお願いし

ます。

続きまして、観光ルートに含まれる飲食店からのクレーム案件への対応についてなんですけども、先週ですか、結構大型クルーズ船が来たときに熱帯植物園の前の飲食店、熱帯植物園の駐車場の付近にバスが大量に来たそうです。その飲食店に観光商工課、あと宮古島観光協会、旅行会社の方から、バスが16台、3ピストンするんで、計48台バスが来ると。来るので、結構中国人おなかすかしている人もいるということで、いろいろ対応をお願いしますと来たそうです。その飲食店の方は、もう中国の方、クルーズ船の方来ても買わないよと。なかなか買わないというんだけど、観光商工課から電話来たと、旅行会社からも電話かかってきて、ぜひお願いだというので弁当を100個準備したそうです。実際売れた弁当4個。バスが48台来て、弁当が4個しか売れないという現状なんです。まず、クルーズ船の方々、日本円持っていないそうです。ウィーチャットペイ、銀聯カード。まず、日本で買物をする気がないです。これは、よくよく調べていくと、周りに宿泊施設もあって、この宿泊施設も勝手に入ってきて、写真を撮りまくるそうです。体験工芸村のほうも大変なんではないですか。その止まっている熱帯植物園の前の飲食店の方が弁当4個しか売れない。肉巻き2個しか売れないのに、水はくれ、トイレは貸せろ、お湯をくれ、ごみは捨てていく、勝手に店に入ってくる、トイレは汚されるということで、もう大変。なぜクルーズ船受け入れるんだと、市の幹部は高額接待でも受けているのかというLINEが私にきました。そういうことはないと思うんですが、そういうふうに思われているということも現実です。やはりそろそろ、まず200万人、この入域観光客数というのも、本当200万人って大丈夫なのかなということと、やはり受入れ体制がなっていないです。怒られるかもしれないですけど、クルーズ船って制限できないんですか。いわゆるキャパオーバーで、もうオーバーツーリズムどころか観光公害になっている部分がありまして、これ聞くと、免税店ができていて、免税店に行くための待機場所に使われているらしいんです、熱帯植物園前が。実は公設市場の方々も困っていて、このクルーズ船というのは。いわゆる大型、4,000人とか5,000人来るようなものって、市から制限できないんですか。何かペナルティーとか、制限できるかできないかということをお答えください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

観光ルート沿いの飲食店について、砂川和也議員からのご指摘がございました。これにつきましては我々のほうでもそういった意見を伺っておりまして、それに加えて観光バスにおきましても路駐をしたということで、交通上危険な状況になっているということも伺っております。それで、観光大型クルーズ船の寄港を制限できないのかというようなお話でございますが、受入れ制限に関しましては、第2次宮古島市観光振興基本計画の施策との整合性を図りながら、制限による経済性の問題など、国や県の意見等も伺いながら、他の自治体における状況や対策について確認する必要があるというふうに考えております。

（何事か声あり）

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

失礼いたしました。まず、その前に200万人の部分について見直すことはできないかというご質問もございました。現在第2次宮古島市観光振興基本計画に基づいてインフラ等の受入れ体制の構築を中心に観光振興に取り組み、年間入域観光客数200万人という目標を掲げて取り組んでいるところでございます。しかしながら、コロナ禍を経て、本市の観光産業を取り巻く状況は大きく変化していることから、観光関連事

業の人材が流出し、観光産業が回復傾向にある現在におきましても人材が戻らず、人手不足の状況が顕著となっております。そのような中、多くの観光客が一度に来島することにより、バス、タクシーの二次交通や商業施設等において混雑が起きるなど、市民生活に負荷が生じる状況も出てきているところでございます。このような状況を踏まえ、入域観光客数の見通し、また観光インフラ受入れ体制の強化などについて、第2次宮古島市観光振興基本計画の変更、または計画の終了年であります2028年度を待たずに第3次観光振興基本計画を前倒して作成するかということにつきましても現在検討しているところでございます。

◎砂川和也君

では、200万人とかその辺というのは今後検討していくという形で。

ほかのクルーズ船問題、やはり世界中で問題になっていると叫ばれていると思います。もうクルーズ船が来たところは問題だらけで、多分、なので市長にもお聞きしたいんですけど、多分今後選挙とか出たときにクルーズ船とかも争点になってくると思うんです。クルーズ船への対応をどうするのかだったり。宮古島市だけ、これ国の政策だと思うんですけど、いろんなところと手を組んで、もう国とか要請していくことも必要なんではないかなと。ただ、全部のクルーズ船ではないと思うんです。やはりこの5万人のところに4,000人、5,000人来るとするのはキャパオーバーだよねということはもう皆さん薄々感じていて、皆さん言います、実際相手してみてくださいと。クルーズ船の接客とかやってみたら分かりますよというのが市民の皆さんの言葉です。市長、その辺どう思いますか。

◎副市長（嘉数 登君）

クルーズ船受入れについて、市として受入れ制限する考えはないかということですが、現在大型のクルーズ船が寄港した際の観光地でのトイレの使用状況、それからごみ問題など、受入れ体制や観光客のマナー等について課題については市としても認識しているところでございます。

今後の対策についてですが、海外、これはクロアチアとかギリシャにおいて先例があるんですけども、その海外でのクルーズ船の受入れ制限の事例や、それから国内での受入れ体制確立に成功した事例等もあると伺っておりますので、そういった先行事例を参考としながら調査しまして、対応策を検討してまいりたいというふうに考えております。制限については、国内で可能かどうかも含めて、制限による経済性の形成の問題など、国や県の意見など、さらには他の自治体における状況や対策について確認する必要があると考えております。いずれにしましても、コロナ禍以前から指摘されていたオーバーツーリズム、これ逆の側面からいうと観光受入れ体制が追いついていないという状況の中で、寄港が再開されているところに課題がクローズアップされてきたというふうに考えておりまして、これまでは担当者間での問題の共有、対策等は講じてきておりますけども、事がさらに大きくなっておりますので、関係機関網羅した形で対策をしっかりと練って、実効性のある対策を取ってまいりたいというふうに考えております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後4時03分）

再開します。

（再開＝午後4時06分）

◎砂川和也君

副市長、そうなんです。副市長が今長くお話になったとおり困っているんで、いろんな事例を参考にしなきゃいけないと思うので、本当に知恵を絞ってやらないといけないと思うんです。本当に市民感情も高ぶっていますので、メリット、デメリットのデメリットのほうがあまりにも今浮き彫りになっているので、そろそろ考えないとフェーズが変わってきているのではないかなというがあるので、ぜひいろんな、意見交換会とか開いていくと思うんですけども、ぜひ働いている、実際現場をやっている方々をしっかりとこの会議に入れて、声を吸い上げてやっていきましょう。よろしくお願いします。

次です。通訳の方々の待遇について。このクルーズ船が来たときに通訳の方々がいらっしゃいますが、たまに強風で接岸できなかったってキャンセルになったりします。この方々そのとき仕事がなくなったときに、しっかりどのぐらいの給料払っている、しっかり丸1日払っているのかどうかという待遇について教えてください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

クルーズ船寄港がキャンセルになった場合の通訳への報酬の支払いでございます。クルーズ船の寄港がキャンセルになった場合の通訳の報酬につきましては、今年度、当日のキャンセルが1回ございました。その際には半額を支払っているということでございます。そのほか、前日までのキャンセルにつきましては報酬を支払っていないという状況をお聞きしております。この中でやはり通訳というのは、いらっしゃった時点で非常に大切な人材でございますので、そういった方々に引き続き通訳をお願いしていく中で、次年度からの通訳の処遇については適切な対応をできるよう、関係機関と調整してまいりたいと考えております。

◎砂川和也君

待遇の改善を要求します。やはりこの通訳の方々がすごく活躍されております。この方々がなくなったら、ますます大変です。しっかり、何かある意味もう職業として年間幾らとかで雇ったりとか、逆に通訳士になりたいなという子供を増やすというのも、職業として通訳士というのも市が率先してやっていくというのも一つの教育としてもありではないですか。やはり英語、伊良部島小中学校での一貫教育とかやっているとかであれば、通訳士という道も宮古島ではあるんだとか、やはりこれ通訳の方々がなくなっちゃったら、待遇悪かったら来ないです。人、今奪い合いですから。しっかりと通訳の待遇については改善というか、しっかりとした待遇で受け入れるようお願いいたします。

④、Wi-Fi環境について。市内のWi-Fi環境が非常に悪いということで、市内のWi-Fiにアクセスしている人いるのかなというぐらいのWi-Fi環境になっていますが、今どういうふうに考えているのか。Wi-Fi環境は十分と思っているのか。結局このクルーズ船来てくださいということで、海外の方々はSIMを持っていなかったりするので、格安SIMでローミングとかができなかったりするので、基本的にはWi-Fiというのを探して行動したりします。Wi-Fiで検索をして、どこに行こうかな宮古島とかするのに、まずWi-Fiが繋がらなかったら、彼らはどこにも行動ができないと思います。Wi-Fi環境についてどうお考えかお答えください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

Wi-Fi環境についてでございます。現在の公共Wi-Fiは、西里通り、下里通り、市場通り、JTA

ドーム宮古島、パイナガマビーチに設置しております。クルーズ船寄港時には接続数が増えている現状となっております。通常時の1日当たりの接続数が100から150程度でございますが、クルーズ船来航時には200程度の接続があるとの報告を受けているところです。最大接続数が500であることから、利用接続数が少ない状況にあるのかなというふうには考えております。

この現在設置されている公共Wi-Fiですが、屋外で散策しながら接続することを想定しており、市内の大通り、先ほど申し上げました通り沿いに電波を発信していることから、施設内に入ると電波が弱くなる、場所によっては接続が途切れるという可能性がございます。そこで、現在導入している機器が更新の時期を迎えていることから、今後のWi-Fi環境の整備につきましては関係機関と意見交換を行い、本市において最適な環境整備に向けて検討しているところでございます。

◎砂川和也君

ちょうど更新時期に来ているのであれば、やはり最近検索することが、ビッグデータとして検索のものが情報として売れるということもあります。なので、そういうことをもしかすると利用するような通信会社とかとタッグを組んで、宮古島で、ではインバウンドの方々が一番何を検索しているのかなとかいうのもWi-Fi環境を変え、通信会社変えることによって分かってくると思います。その点、何を求めているのかなというニーズが出てくると思いますので、そういうことも含めてこの更新するときにはそのような調査をすると、データを提供できるような事業者等があるのであれば、逆に一緒にやるという手もあると思うので、結局やはり何を求めているかって今、我々もすぐ検索すると思いますので、この検索をしたことで得られるデータというのはすごく有効活用できますので、今度Wi-Fi更新するときにはその辺も考えて、できればやっていただきたいと思います。

⑤、C I Q施設までの移動について。クルーズ船が止まりまして、着きました。C I Q施設ってありますよね、税関みたいなところ。あそこまで大体1キロぐらい距離があるんです。あそこ港湾施設なんで、歩けない。歩いちゃいけない。飛行機の搭乗前にバス乗るような形で、降りてからバスに乗ってもC I Q施設まで来るんです、クルーズ船の皆さんって。これ4,000人ぐらい来たら、最初に降りた人と最後に降りた人って、4時間、5時間ぐらい差があるらしいんです。観光バスが足りない足りないって言っているんですけど、C I Q施設までに使っているバスが四、五台あって、これが観光バスに回せれば、足りるんじゃないかなという意見もあって、このC I Q施設って何かいろいろな人に聞くと、これ仮で設置したというような話もあるんですけど、本当かどうかということと、仮であれば本施設はいつ頃できるのかって教えてください。

◎建設部長（川平陽一君）

C I Q施設の規模、位置については、クルーズ船客3,500名以上と観光バス待機所、タクシー待機所などの必要施設を検討した結果、岸壁とC I Q間をシャトルバスで接続する現在の位置に整備をしております。砂川和也議員ご指摘の観光バスの不足については、新型コロナ禍後の運転手不足が主な原因と考えており、岸壁—C I Q間のシャトルバス運行が観光バス不足の原因とは考えておりませんが、しかしながらクルーズ船社や観光事業者からの要望については、市とシャトルバス運行事業者と調整を行っており、シャトルバスの最適な台数の提案をクルーズ船社に行うなどの対応を行っております。

（何事か声あり）

◎建設部長（川平陽一君）

施設については、本施設と考えております。

◎砂川和也君

これが本施設ですか。結構使い勝手が悪いそうです。結構このC I Qの使い勝手が悪いために、宮古島では1日観光ができないと言われております。いわゆるこのC I Q施設を使っていつ出てくるか分からないので、戻るときも早めに戻らないといけないので、半日観光しかできないと。時間というのが読めない。ある程度時間かかってしまうと、時間の制約がかかってしまうので、バスが来て一日中宮古島を観光したいんだけど、このC I Q施設から出てくる時間とかそこら辺がかかってしまうということで、半日観光しかできないというような話も聞いておりますので、これが本施設でなると、もう残念だなとは思いますが。分かりました。ありがとうございます。港湾施設内なので歩くことができないので、バスで移動しないとイケないというのはもう分かっていますが、もうちょっと。やはり結構狭いし、トイレとかも一回出ないと使えないとか、何かそこら辺もいろいろあるみたいなので、なるべく本施設は本施設なりにもうちょっと使い勝手がいいような工夫はしていかないとイケないと思いますので、旅行会社なりバスなりとかそういうのを聞いて、参考にして、ちょっと手入れというか、少しバージョンアップはしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、下地島空港国際線就航について。もう新聞等、ニュース等でも出ておりますが、下地島韓国便が出るということで、結構多くの方から喜ばれていると思います。韓国の旅行会社の方がちょっと話す機会がありましてお話ししたんですが、宮古島すごく魅力的なんだけど、宮古島の看板とか見ると、英語表記が少ないと。韓国人って結構、韓国語も話すんだけど英語もある程度できる人がいるんだけど、英語表記が少ないので、韓国人が回るときになかなかあまり分かりやしくないなという意見がありました。

あと、やはりバスがないという話で、クルーズ船の大型が来ると、そこにバスを取られてしまって観光バスがないということで、大体180名ぐらいの飛行機で来て、ツアー会社が40名ぐらいのバスを、ツアーを組んで、バス1台、2台で回りたいんだけど、バスの確保が難しいという話が出ています。バスを確保しても、ランチとか御飯を食べに行くときに40人ぐらいの方々を受け入れる施設がなかなかないということです。聞くと、1食大体1人1,300円ぐらいだそうです、このランチに使うお金というのは、1,300円が40人と考えたときに、5万2,000円ぐらいで、やはり飲食店の方々に聞くと、やりたいんだけど人がいないので、昼開けちゃうと夜閉めないといけないとか仕込みが間に合わないということで、やはりこの飲食店の方々も、昼受け入れる体力がないということがあります。せっかく国際線が就航しても、宮古島に来ても楽しくない可能性があります。もう来て来てから、来た人の顧客満足度を上げていくというフェーズに変わっているのではないかなって思うんです。やはりもう宮古島、来て来て、宮古島来てというアピールはそろそろ終わりで、来た人たちがいかに満足して帰って、宮古島よかったよ、また来たいねというような形に変えていかないと。もう飽きられてピークが過ぎ去ってしまったら、宮古島は観光客誰も来ませんってなってしまうのがとても怖いと思います。やはり宮古島、エコアイランド宮古島とか、スポーツアイランド宮古島とか「千年先の、未来へ。」ってあるんですけど、主語がないんです。誰のエコアイランドなのか、誰のスポーツアイランドなのか。主語がないキャッチコピーとかというのが、何か私そろそろもう具体的に、抽象的ではなくて、変えていくべきなんではないかなという事態にも来ているかなと思います。

ので、その辺って市長、どうお考えですか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

韓国からの国際線がいらっしゃるということで、本市の観光客の振興にも大きく寄与するものと期待しているところでございます。こういったインバウンド客の受入れ環境の整備として、本市では観光地マップや案内板等の多言語化、キャッシュレス化の推進などを実施しているところでございます。しかしながら、まだ十分な対応とは言えない状況であることは認識しているところでございます。また、砂川和也議員ご指摘の飲食店などが少ない、団体客大勢で行かれたときに、なかなか対応できる店がないというようなこともお聞きしているところでございます。こういった点も含め、二次交通の確保、また飲食店等の受入れ施設の充実など、こういった部分を改善しながら、魅力ある観光地づくりを目指して、関係機関と協議しながら取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

◎砂川和也君

時間がないので、次のほうに行きます。

3、産業廃棄物行政についてです。宮古島内の産業廃棄物について。今日先ほど西里芳明議員も取り上げておりましたが、令和4年3月定例会に私産業廃棄物の質問しておりまして、宮古島にどのぐらいの産業廃棄物の量があるか把握しているか、民間業者が産業廃棄物を処理しているんだけど民間業者の処理能力はどれぐらいあるか分かるか、いわゆる宮古島内で相殺できているかという話を質問させていただきました。そのとき友利克生活環境部長が、正直県のほうなので把握していませんという話をしたんですけども、今後把握していきなさいいけないねということを言うておりました。今回、産業廃棄物業者が許可を取消しになったこと、正直市は寝耳に水みたいなこと言っていますけど、本当はこれ分かっていたんではないのかということと、分かっているんですけども、分かっていたんではないのかということをお聞きします。県だからといって、市でやっているの、これ市の問題でもあるんです。なので、これは正直、いろんな業者に聞くと、市は分かっていたんではないのかとか、市は結構この業者にも何か昔ごみを依頼していたんではないのかとか、市もこれ排出者責任もありますよね、実は。排出者がちゃんと責任をマニフェストまで取らなさいいけないという責任もあるはずなんです。そういう部分、ここで今過去のことを責めてもあれなんですけど、今後、今島内で産業廃棄物を受け入れるところがないんです。最終処分場のところもうぱんぱんで制限がかかっております。例えば、では西辺中学校の解体工事を行います。これどこに捨てるんですか。この産業廃棄物を受け取る会社は、今宮古島にありますか。ここもそういう話にもなっております。なので、先ほど西里芳明議員が言ったとおり、不法投棄が増えてくるよということだと思います。宮古島市、今これ宮古島の産業廃棄物は緊急事態宣言なんです。これ、宮古島市が率先して、ある程度落ち着くまではクリーンセンターで受け入れたりとか、受けられるものは受け入れるとかやっていかないと、多分事業系ごみもこの事業者が取っておりますね。結局200社以上の事業系ごみを取っていたと聞いております。これもなくなったときに、ではこのごみどこに行くんですかってなったときに、捨てたくても捨てられないという状況が出てきています。これを、では船に載せて沖縄本島に持っていけという、コストがめちゃくちゃかかります。それを持っていく船もどこにあるんですかって話になってきます。なので、今この抜き差しならない状況で市はどうやってこの今緊急事態に対応していくと考えているのかお答えください。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

砂川和也議員がおっしゃる、市はこの産業廃棄物処理事業者についての取消しを事前に知っていたのではないかという話について説明をさせていただきます。産業廃棄物処理事業者の資格の取消し、許可の取消しが行われたのが2月26日です。市としては、祝日と土日を除いて、市が知らされたのが2日前です。市としては、もう寝耳に水というような話というおっしゃり方をしておりましたが、まさに寝耳に水の状態でしたので、宮古保健所のほうに参りまして、市としての課題などを挙げて、市としてはこのような課題が、急に取消しをされた場合、このような課題が生じる可能性があるということで強く抗議をしております。

市としては、全ての課題を一挙に片づけるということは困難なことだと思いますので、まずできることからやっていきたいと思っております。島内で産業廃棄物の受入先がないといいましても、市のほうでまずは廃プラスチックの一部を合わせ処理を行いながら、順次産業廃棄物の受入れ体制を整えていきたいと考えております。

◎砂川和也君

分かりやすく言うと、合わせ産廃とまでは言わないけど、一応このクリーンセンターも、この非常事態があるうちは、受け入れますよということなんですか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

合わせ処理を行う考えです。まず、廃プラスチックの一部、発泡スチロール、あとは農業用のビニールや廃プラスチックなどを、まずは4月1日から受入れを行っていききたいと考えております。

◎砂川和也君

もう多分それをやらないといけないと思います。これの周知をしっかりとやっていただいて、やはりごみを受け取らないではなくて、一応沖縄県宮古保健所とかが業者を集めて説明会もして、余力があるところから取ってくださいというようなお願いもしているって話は聞いていますし、全島体制でも本当、事業者も協力をお願いして、産廃業者のもう全ての、変な話ですけど、力を結集して、この問題やっていかないと、これはもう大問題になると思いますので、よろしく願いいたします。結構これを気にしている方大勢いますので、市長、副市長、しっかりお願いいたします。

次です。港湾行政について。宮古島市トゥリバー海浜公園の指定管理制度、昨年、おとしですか、条例をつくったと思うんですけども、全く議会に上がってこないんですが、どうなっているか教えてください。

◎建設部長（川平陽一君）

令和4年9月定例会において、宮古島市トゥリバー海浜公園の設置及び管理に関する条例を制定し、令和6年度からの指定管理制度に向け、調査研究を行ってまいりました。一方、令和4年12月に港湾法の改正により、新たな制度として港湾環境整備計画制度、通称港湾緑地PPPが制定されたことに伴い、トゥリバー海浜公園の管理の在り方について、指定管理制度と港湾緑地PPP、どちらが市及び事業者にとって利点が大きいか検討を行ってまいりました。その結果、港湾緑地PPPの制度を活用したほうが市及び事業者にとっても利点が大いだと判断し、現制度の活用に向けて委託業務を発注し、制度設計を行ってい

るところでございます。

◎砂川和也君

では、指定管理制度はやらないで、平良庁舎のPFIみたいな形でPPPというのを使って、公募、募集とかかけて、緑地を貸せるみたいな、利用しなさいみたいな形でやっていくわけですね。条例つくったのに。すみません、時間ないんで、では分かりました。では、今それを、この制度をどこかに委託して制度をつくっていただいているということですか。分かりました。

では、また質問していきたいと思います。次です。海浜行政について。パイナガマビーチに宮古島市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例を適用する予定はありますか。パイナガマ、クレームが多いと思いますが、この条例を適用する予定はあるか教えてください。

◎建設部長（川平陽一君）

砂川和也議員ご指摘の宮古島市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例を適用し、海水浴利用者と水上バイクとのすみ分けとして規制ができないかとのことで、市としまして、近年の水上バイクの利用増加に伴い、同ビーチでの営業行為や水上バイク等の危険行為による苦情が度々寄せられております。その対策の必要性は認識しております。条例の適用につきましては、ブイの設置位置の検討や個人で水上バイクを楽しむ愛好者の方たちにも配慮することも必要でありますので、それらの課題を整理した上で総合的に判断し、前向きに取り組んでいきたいと考えております。

◎砂川和也君

確かに個人で楽しんでいる方もいらっしゃいますので、一くくりに水上オートバイだからといって線を引くことはいけないと思います。私の仲間たちも、個人であそこで楽しんでいるのもいっぱいいますので。

ただ、やはりもうあそこで結構営業されている方々、もう市長も副市長も分かると思うんですけど、宮古島海上保安部にも宮古島警察署にもクレームがたくさん来ているということです。なので、ルールをしっかりつくって条例を適用すべきだと思いますが、市長よくトゥリバーとかでお会いすることありますけど、朝、日曜とか行ったとき、トゥリバー海浜公園はやって、前浜ビーチもやって、効果出ていますよね。なので、パイナガマやらないんですか、市長。

◎市長（座喜味一幸君）

海上の使用については、やはり条例でちゃんとつくってあるわけなんで、おっしゃるとおりトゥリバー海浜公園とかパイナガマビーチもあるんですが、先々週もパイナガマビーチにおりましたら、トライアスロンに出る選手が岸から岸をずっと何時間も往復していたんですが、水上バイクが、何メートルか距離は確定できませんが、水上バイクが近くまで回っていた。それに子供たちのヨットクラブとか、いろいろとやっていますんで、ぜひ安全の確保のためには条例の中で地域として取り組んだらどうかというようなことで今指示しておりますんで、その辺をいろいろと現場の事情を把握しながら、できるだけ早めに指定をしていければと思っています。

◎砂川和也君

早めにこの条例を適用していただきたいと。いろいろ個人で楽しんでいる方もいるので、その辺の配慮しつつお願いいたします。

続きまして7番、ふるさと納税についてはいつも言っているんで、ちょっと飛ばさせていただいて、7

番、省エネ機器等導入補助金についてです。昨年この補助事業が行われましたが、対象者への振込対応についてです。結構すごく振込の日が遅いという話がよくありましたので。最初に振り込んだ人と最後に振り込んだ人ってどれぐらい差があったか教えてください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

省エネ機器等導入補助の中で、最初の振込日と最終の振込日についてです。最初の振込日につきましては、昨年の12月7日となっております。最終の振込日が3月14日となっております、最初と最後で84日、約3か月の差があります。

◎砂川和也君

これ募集は8月に締め切りましたっけ。8月で締め切って、8か月後。これ、不備があったんですか。これは、一番遅い方は、この方に原因があったから遅くなった。それとも、処理が複雑で何かいろいろあったから。いわゆる8か月後、一番早くても5か月後とかって遅過ぎるなってすごく思うんですけど、これ遅くないですか、副市長。遅くない。どう思いますか。

◎副市長（嘉数 登君）

正直、遅いなという印象を持っております。申請された後に不備等があったにしろ、やはり申請者というのは実際に家電は購入して代金も支払っているわけですから、可能な限り速やかに審査を終えて交付するべきであったというふうに思っております、以後そのような体制を構築して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎砂川和也君

副市長、率直な意見ありがとうございます。私も遅いと思います。この事業、前回の臨時会でも企画政策部長は検証を行うということでしたので、検証はどのように行っているかということをお教えてください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

事業の検証についてです。省エネ効果等につきましては補助申請時に提出していただいた買換え前の家電と買換え後の家電の年間消費量の集計結果の部分の中で、差が出る部分に関しての効果検証という形にはなっていくと思っております。速報値といいますか、今年度の申請の部分の中でいいますと年間消費量で約4万キロワットが削減となっておりますCO₂削減量で換算しますと約27トン、電気料金で換算すると185万円となっております、申請した各家庭における部分でいきますと、平均でいきますと年間5,000円ぐらいの電気料金の削減となっているということです。

◎砂川和也君

多分今の数値は、カタログとか、消費電力が下がったとか、その辺の値だと思います。まず実質の数字は違いますよねということで、それを検証していかないということで、ずっとこれやっていく形になると思うんですけど、結局使い方だと思うんです。安くなったから長めに使って、逆に電気代一緒だという考えもあるし、家族が増えたから電気代増えたこともあるし、家族が減ったら電気代減ることもありますし、逆に省エネになったから、今まで1時間だったのを2時間使おうという人ももしかしたらいるかもしれないので、これすごく難しい検証だと思うんです。これを10年やっていくということで、ずっとこれを検証していくとなると職員の負担にならないかなというのがすごくあって、職員にとって省エネになっていないんです。職員にとって業務量が増えていて、これ残業してやったらエネルギーが増えていませんか。だか

ら、省エネっていうんだったら職員にも省エネしてあげてください。

今度やる補助率とか見ていると、LEDは1万円から5万円買うと5,000円もらえるってなって、これ何か今度は5割ぐらいになるんです。何かLEDのみ買った人は5,000円もらえると、1万円のを買うと。前回4割だったんです。今度5割になるんです。また今度LEDエアコンとかになると2割から1割とかになって、何か買うものによって補助率が変わってきたりとかするんだったら、もうLEDのみに1本にしてもらって、全部5割やるとか。あまりにも、そこまでしてなぜこの事業にこだわっているのかというのが正直分かりかねます。どうしてもやりますって私らも話いろいろやっているけど、全くそちらは歩み寄ってくれませんか。いろんな議員がここの事業に対して提案とか意見を言っているけども、ある議員がちょっと乱暴ではないかという意見がありました。私もそう思っておりますので、この事業はあまりなぜここまでこだわってやりたいのかというのが見えません。職員の負担になっていないのか、職員に。さっき言いましたよね、省エネになっていないです、職員には。

次の質問行きます。防災行政についてです。自主防災組織について。現在宮古島市は自主防災組織が旧郡部を中心に5団体あると聞いております。今市街地にはないと聞いておりまして、市街地を中心に飲食店さん、通り会さんが中心で、つくりたいという話がありますので、どういう仕組みでどういうふうな補助とかどういふのがあるかということをお教えください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

自主防災組織の仕組みと補助についてお答えいたします。本市では、宮古島市自主防災組織育成指導要綱に基づき、自主防災組織を認定しているところでございます。同要綱第3条におきまして認定の基準を定めておりまして、まず1つの住民組織を単位として結成された自主防災組織、または住民組織がその活動区域の地形、面積または構成世帯の規模等の事情により、その効果的な運営を図るため、2以上の住民組織を統合して結成された自主防災組織。もう一つは、災害時及び平常時において情報収集伝達班、消火班、救護班、避難誘導班、給食給水班等を編成し、かつその役割分担に基づいて活動する自主防災組織であることとなっております。

支援につきましては、市長が認定しました自主防災組織を対象としまして、防災資機材整備に対し、原則1回、200万円を限度額として補助を行っております。また、地域防災活動に対し、各年度内に各団体1回に限り5万円を限度額として補助を行っております。

◎砂川和也君

一応今そういう興味のあるような団体組織ありますので、ぜひ防災危機管理課のほうに行きますので、ぜひ丁寧な対応で、今読んだのはちょっと分かりにくかったんで、連れていきますので、ぜひ対応していただいて、この市街地の防災組織をつくっていきましょう。その手助けをしっかりとお願いいたします。

2番、スターリンクの導入というのは割愛します。

3番、備蓄庫に保管してあるものの実証について。先日、この防災組織をつくりたいという方々と、何名の方、防災課をお願いして、カママ嶺公園と盛加越公園の備蓄庫を見に行きました。あとアルファ米ですか、あと水が備蓄してあったり、あと簡易ベッド、簡易トイレ、あと発電機とかがいろいろありました。ただ実際置いてあるだけで、やはりこういうの実際ベッド作って、市民に寝てもらったりとか、簡易トイ

レを作って、私みたいに体大きい人が大丈夫なのかとか、子供も大丈夫なのかとか、お年寄りもこのトイレでいいのかとか、発電機はどうやって。何か使っていないと駄目になると思うんです。発電機は、では知識ない人がやったときにぱっと発電機ができるのかということ、たまに市民を集めて実証実験していただけないかなと。この一緒に行った方々がよく子ども食堂をやられている方で、もしあれであれば、ここにあるものを使って子ども食堂のようなものを作ってみて、子供たちとか親御さん呼んで、防災の備蓄してあるものを使ってみたい、使つてというのもやはり。本当にこのベッドでいいのかとか、誰も寝たことないと思うんです。このトイレいいとか。そういうのを実際やるということをやりたいとおっしゃっていたので、その辺が防災危機管理課中心になると思うんですけど、できるかどうかということをお答えください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

市の備蓄品につきましては、これまでも防災講演会やパネル展、防災フェア等での設置や展示等を実施し、例年、市内小学校からの依頼を受け、備蓄倉庫や防災センターでの体験学習を通して周知、体験できる機会を設けているところでございます。また、自主防災組織においては、整備した資機材を使用し、自主的に訓練を実施しながら操作方法などの周知を努めております。今後も引き続き、今回砂川和也議員提案もございましたので、市民への周知や体験できる機会を提供してまいりたいというふうに考えておりますので、併せて市民が実施する訓練やイベント等においても参加協力の呼びかけを行うとともに、他団体が実施する際には、依頼があれば内容を確認しながら適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

◎砂川和也君

ぜひこういうふうに、今やる気のある方々がいますので、一緒にやっていきたいと思いますので、防災、防災士の話とかはまた今度狩俣勝成議員が質問しますけども、よろしくお願いします。

次、プール行政です。市民プールの必要性について。今日午前中も市民プールの話があったと思うんですけども、現在民間のところである方聞くと、そこ800人の方が利用されているそうです。子供に至っては待っているそうです。もう空きがないということで待っているそうなんです。では、5万3,000人を800人で割ったら何かって、66分の1ぐらいです。これ潜在的にもっとプールあれば使いたいという人は1,000人以上いらっしゃるのではないかなってもしかすと思うと、50人に1人プール使いたいという人がいるということは、結構需要があるのではないかなって思うんです、数値で簡単に言うと。なので、今度結の橋学園にプール造るとかという話もあると思いますので、そこを市民にも開放できないのかとか、あとこの体育館、総合体育館にぜひプールを造っていただいて、有事の際はそのプールの水を使って、水を飲める水に変えるような機械を通して使うとか、市民プールの必要性というのが、800人もいるって聞いて私もびっくりしたんです。そんなにいいのかと思ったときに、結構宮古島に、では需要あるということは、これ採算取れるのではないかなと思ったので、ぜひ市民プールを造ることは検討、この後また何名かの議員が質問すると思うので、そこでしっかり答えていただきたいと思います。

ふるさと納税についてです。市長の施政方針に企業版ふるさと納税等に財源を確保するってありますが、これ私が何回か質問したときにこのふるさと納税の目標額は54億円とか、何かとんでもない数値があったんですけども、正直全然これに達していないと思います。いわゆる本当に財源としてすごく有効活用でき

るふるさと納税を取りにいかないと。何度も言っていますけど、ふるさと納税チームつくってくださいという形もずっと言っていると思うんですけど、ただ議員もみんなもふるさと納税に関しては誰も文句なく手伝うって思いますので、何かあれば我々に声かけていただいて、一緒にふるさと納税取りに行きましようという体制を全庁挙げてやるべきではないでしょうか。その辺はどう思いますか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

企業版ふるさと納税につきましては、活用するための取組につきましてはこれまでもホームページ等を介しながら、募集や島内イベントでの呼びかけ等を行っておりました。認定を受けた令和4年3月31日から2年間で4社から合計6,490万円受け入れております。企業版ふるさと納税は、本市の自主財源確保のために活用できる有効な制度の一つであると考えております。そのことから、令和6年度におきましては特に寄附を募る事業も絞りまして、寄附獲得につなげていきたいと考えております。その際、市長、副市長が企業訪問する等のトップセールスにつきましても実施してまいりたいと考えております。

◎砂川和也君

ぜひ個人版のふるさと納税も、今トップファイブがJTB、そば、JTB、オーシャンリンクス、JTBとなっておりますので、地場産業はそばしかないです。なので、地場産業の個人の返礼品も強くしていくということが課題だと思いますので、そこもしっかりすると地元の事業者が潤う、我々の財政も潤う、私たちもうれしいとなりますので。時間ですね。すみません、各部署の職員の皆さん、いろいろお話しに行って今回一般質問取り上げなかったこともいろいろあるんですけども、丁寧に皆さん対応していただきまして、職員の皆様には本当感謝しております。ありがとうございました。一般質問を終わらせていただきます。

◎議長（平良敏夫君）

これで砂川和也君の質問は終了しました。

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長します。

休憩します。

（休憩＝午後4時49分）

再開します。

（再開＝午後4時50分）

次に、日程第2、議案第43号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（座喜味一幸君）

追加議案を提出させていただきます。令和6年第2回宮古島市市議会定例会に追加提出しました議案についてご説明を申し上げます。今回提出しました議案は、予算議案1件でございます。

それでは、予算議案についてご説明申し上げます。議案第43号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）、今回の補正は債務負担行為の追加のみとなっております。

以上、ご説明申し上げます。大変追加議案となったこと、恐縮いたしております。慎重なる審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

◎山里雅彦君

せっかくの時間でありますので。西辺中学校校舎改築工事については、今回債務負担行為の再提案だと思うんですが、複数年度にまたがるということで、令和5年、6年、7年度の債務負担行為を設定してあるんです。それにもかかわらず、今回の再度、この債務負担行為の再提案について、なぜこうなったのか、そこら辺少し説明をお願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

まず、議員の皆様にはこういった時間を設けさせていただきましてありがとうございます。朝も議会運営委員会を開いていただいて、貴重な時間の中、こういった提案させていただいております。感謝申し上げます。

概要説明させていただきます。西辺中学校校舎改築工事について、まず12月定例会において建築、電気、機械設備、磁気探査について、令和5年度12月補正予算において、令和5年度から令和7年度までを設定させていただきました。その後、入札準備をしている中で、入札執行で担当課のほうに入札依頼をかけたところ、令和5年度に債務負担行為の場合は本契約を令和5年度まで持つていくべきというところを、我々のほうで解釈不足で令和5年度中に予算執行して、仮契約でよかったんではないかという考えでありましたけれども、本契約まで持つていく必要があったということで、今回一般会計補正予算の令和6年度で第1号として、令和7年度の債務負担行為を設定させていただいております。なお、令和6年度に関しましては当初予算で設定しておりますので、債務負担行為の期間は令和7年度のみということになります。

◎山里雅彦君

おっしゃるように令和7年度まで設定してあります。なぜ設定してあるのに仮契約でないと、これが債務負担行為ができないんですかというのを少し思うんですが。それで、我々今度の議会冒頭で、議会運営委員会のメンバーで議会運営委員会の中で、こういう、この委員会の招集が多いということで、前議長の上地議員をはじめ、委員の皆さんから意見があったんです。しっかりと市長部局、かかわらず、いろんな部局の皆さんは、議会運営委員会の委員長から、ちゃんとやってくれよということで総務部長にもお願いした面があると思うんです。そこは、初歩的なミスとか、認識不足とか、そこも関わるんです。ですから、聞いて終わりではなくて、下ろしていかないと、そういった部分は今からも増えます。最近本当多いんです。議会運営委員会の皆さんも言っていました。ですから、そういうことは、ちょっと言葉が荒くなると、職務怠慢とも受け取れるんです、皆さん。ちゃんとやる仕事をしていないということは、今のようなことにつながるんです。ですから、しっかりとこういった事前の、これ確認といいますか、各課での確認、対応はしっかりやるべきだと思うんです。これ大事なことです、本当に。これからもありますから。

市長、この点について少し。議会運営委員会の委員長は、総務部長を呼んで、今後こういうことがあまりないようにということで事前の、議会はもう決まっているわけですから、どんな議会でも一月前から。臨時会は二、三週間前かもしれませんが。それに向けての議案の出すタイミングとか、それに向けての職員間の調整、これでいいのかという再確認も含めて、市長にちょっと注意して、部局内の調整というか準備を進めんといかんんです。その点について、市長でも副市長でも。

◎副市長（嘉数 登君）

今回の案件は、庁内で十分にすり合わせを行ってれば、これは未然に防げた事案であるというふうに考えております。債務負担行為の補正、追加となりまして、議員の皆様には追加の審議をいただくことになりまして、大変申し訳なく思っております。以後このようなことが起こらないよう、庁内での連携をしっかりと取り、事務処理に遺漏のないよう取り組んでまいりますので、大変申し訳ありませんが、よろしくご審議のほどお願いしたいというふうに思っております。

◎山里雅彦君

しっかり対応するということでありますが。でも、この事業は令和7年度の新学期、1学期からのスタートということでスタートしているんです。でも、この間いろいろ事業を進める中で、庁舎の場所に里道があったりとか、そのほかの事業もありましたが、やはりそういった意味でも、2学期からということに今なっているんですね、この供用開始が。ですから、それも含めてしっかり、それに向けて、もう今後絶対また今回のようなことがないよう、供用開始延長みたいなことがないように、子供たちの教育環境の整備ですから、しっかりこの辺はやってもらわないと。何か最近、鏡原地区小中一貫校のことも含めて教育環境の整備にはどうなのかなということは、多々答弁の中でも思うんです。そういった意味では、教育環境の整備をしっかりとやっていただきたい。教育長、一言ありますか。

◎教育長（大城裕子君）

議員の皆様にはこのたび追加議案の提出ということでご迷惑をおかけしましたことを心よりおわび申し上げます。今回、事務手続の初歩的な誤りが生じたことに関しましては、今後このようなことがないよう、管理監督責任をしっかりと果たしてまいりたいと思っていますところ。鏡原地区小中一貫校整備計画の件に関しましても、また西辺中学校の件に関しても、鋭意取り組んでまいります。

◎教育部長（砂川 勤君）

1点、ほかにもご質疑がございました。令和5年度から令和7年度に設定されているのに、令和5年度でなぜ本契約でないかというご質疑だったかと思います。第1法規の地方財務実務提要とございますかの中で、会計年度独立の原則というのがございます。その中では、契約の締結は予算執行の一つをなすものということで、債務負担行為の議決がなされた年度に基づいて契約の締結がなされなければならないというふうにうたわれておりますので、令和5年度中に本契約があるべきだという理解しております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎新里 匠君

仮契約という話が出ていますけれども、これどことこの仮契約か教えてください。この本契約という部分はもう終わっているんですか、ここも教えてください。

◎教育部長（砂川 勤君）

この課題が発覚したのが、3月4日に契約入札執行依頼をしました。そこで疑義が生じまして、そこで調整を図った上で今回の提案となされています。つまり仮契約はまだです。今回の定例会を経た後に4月に入札をしまして、仮契約を結んで、6月の定例会でその契約内容を確認していただいて本契約にしたいと、そういう提案でございます。

◎新里 匠君

確認ですけれども、ということは、この令和5年度中に本契約までやっておくべきだったということで、ただ12月に債務負担行為設定の議決をして、それでまだ入札をしていないから、新年度でそれを行って、契約やったらそれでいいと思っていたんだけれども、令和5年度のうちにその年度中に本当はやるべきだったということでの、今回の追加の議案提案ということですね。

◎教育部長（砂川 勤君）

ただいま新里匠議員がおっしゃるとおりでございます。

◎新里 匠君

12月に議決をして、新年に入って入札して仮契約まではやったんだけれども、本契約を忘れて、それでそれをやらないと駄目だというようなことかなと思ったんですけれども、そうではなくて、やはり制度を、やはりちゃんと単年度で最後まで完了しないといけなかったという部分の周知が、周知というか理解が薄かったということだと理解をすれば、やはり特段職員が業務を怠ったという認識はやはりやる必要あるんだけれども、怠ったという部分ではなくて、やはりその技術的な認識がやはりこの件を通して全職員にやるように生かしてほしいなと思っております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎栗国恒広君

私からも確認も含めてお願いします。これはまだ入札執行もされていないということで、令和5年度までの契約、仮契約、本契約まで持っていくというようなお話ですけど、そもそも皆さん議会に上程する前ですよ。市長、市長は議会に上程する提案者ですよ。今教育長が部局の初歩的なミスだという答弁がありましたけど、その内容というのはどういうふうな感じで我々議会運営委員会に、議会にこういうふうな感じで上程しているか。先ほど山里雅彦議員が言っていましたけど、本当に多いです、追加議案。その辺の確認をどういうふうにしているか、その辺を答弁ください。

◎教育部長（砂川 勤君）

このことだけではなくて、全体的な流れを申し上げますと、予算あるいは議案、それは総務課、財政課に提案、提出いたします。その後ヒアリング等を経て、条例については例規審査会というものに諮って、その後、案として、定例でも臨時庁議でも、市長、副市長、教育長をはじめ、部局長で構成される定例庁議で確認いたします。それは、庁議で諮ってすぐに議案送付ということになりませんので、5日から1週間ぐらいありますので、ここで再度職員に改めて確認してもらおうと。そういう作業を経て、最終的に議案送付に至っているという流れでございます。

◎栗国恒広君

もう流れ的には大体分かってるんですけど、やはりそういった議案の上程が度重なる。市長は、先ほど副市長が謝罪しているんですけど、やはり上程するのは市長ですので、市長はその件に関してどう思うんですか。お答えください。

◎市長（座喜味一幸君）

今回の件もそうですが、度重なる緊急の追加議案等々で、議会からも厳しくご指摘を受けていることは

十分に。庁議等、庁議においても、ぜひともに我々計画的にしっかり詰め込んで議案は上程しようというような確認は何度かしております。今回の件も、制度上の理解不足というようなこと等がありますけれども、今回の件も、今回の定例会では上程しないで、4月に入ってから臨時会でもというような話がありましたけれども、山里雅彦議員からもありましたように、再来年度、2学期からは供用開始というような、令和7年度から供用開始というようなことがありますんで、ぜひとも、我々はもう怒られるのは覚悟だということで、今回は本会議において追加議案で承認を取って契約事務等を進めていくというようなことでございます。今後、そういうことはもうないように、法規等の徹底、会計事務のチェック、事業の管理等々も含めてやっているところではありますが、なお一層の戒めをしていきたいというふうに思っております。今回大変迷惑おかけしたことは申し訳なく思います。

◎栗国恒広君

今の市長の答弁で我々も納得するところもあるんですけど、やはり今後そういったことがないように、当局の各部局でしっかり対応してもらいたいなと、それを強く指摘しておきたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎山下 誠君

教育長、これ西辺地区の皆さんが一番心配しているのは、これ工事が遅れてしまうんじゃないかということが多分一番心配していると思うんだけど、今日の質疑の中でそれが出ていないから。6月にこれ本契約の議案を出すんだよね。これは、もともとがそうであったということをしかり市民の皆さんにも説明してもらわないと、工事が遅れてしまうって勘違いしたら困るから、まずはこの今回の債務負担行為を設定すること、追加議案でやることによって工事は遅れませんよということをちゃんと市民の皆さんに向けてお話してください。

◎教育長（大城裕子君）

今回このような追加議案の提出に至りましたのは、そもそも令和7年度の8月、9月の供用開始、8月末の時期を遅らせないということを前提として、このような追加議案提出に至りました。先ほど市長からもございましたように、教育委員会としては4月の上旬に臨時会を開催したいということで調整をしておりましたが、なるべく遅れが生じないようにということで、早めに今定例会において議決を賜りたいということで提案をさせていただいた次第です。校舎供用開始の遅れが生じないように、ここはしっかり取り組んでまいりたいと思います。

◎山下 誠君

教育長、もともと6月定例会に本契約の案件を出すということは間違いないですよという答弁をしかりしていただきたいのと、要は令和5年度中に本契約を終わろうとしていたわけではなくて、もともと、もともとの計画が6月だったよということをちゃんと説明してほしいわけ。そうしたら、工事は遅れないでしょうって分かるから、市民の皆さん。それもう一回答弁してほしいのと。これ聞いてからもう一回やります。

◎教育長（大城裕子君）

もともと本契約は6月の予定でございました。

◎山下 誠君

皆さん言っているように、要は初歩的なミスだったということがよく分かったと思います。ただ、この入札のそこに行くまでの間に、教育委員会の中で気づかなかったということで、これは初歩的な事務ミスが教育委員会内部で防げなかったということは反省していただいて、次に生かしていただきたいなと思います。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第2、議案第43号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）については、議案付託表のとおり総務財政委員会に付託します。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後5時13分）

令和 6 年

第 2 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

3 月 21 日 (木) 6 日目

(一 般 質 問)

令和6年第2回宮古島市議会定例会（3月）議事日程第6号

令和6年3月21日（木）午前10時開議

日程第 1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和6年第2回宮古島市議会定例会（3月）会議録

令和6年3月21日（木）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（延会＝午後3時35分）

議 長（23番）	平 良 敏 夫 君	議 員（11番）	上 地 堅 司 君
副 議 長（18〃）	長 崎 富 夫 〃	〃 （12〃）	仲 間 誉 人 〃
議 員（1 〃）	久 貝 美奈子 〃	〃 （13〃）	平 良 和 彦 〃
〃 （2 〃）	下 地 茜 〃	〃 （14〃）	下 地 信 広 〃
〃 （3 〃）	砂 川 和 也 〃	〃 （15〃）	我如古 三 雄 〃
〃 （4 〃）	狩 俣 勝 成 〃	〃 （16〃）	前 里 光 健 〃
〃 （5 〃）	富 浜 靖 雄 〃	〃 （17〃）	西 里 芳 明 〃
〃 （7 〃）	新 里 匠 〃	〃 （19〃）	友 利 光 徳 〃
〃 （8 〃）	狩 俣 政 作 〃	〃 （20〃）	上 里 樹 〃
〃 （9 〃）	山 下 誠 〃	〃 （21〃）	栗 国 恒 広 〃
〃 （10〃）	池 城 健 〃	〃 （22〃）	上 地 廣 敏 〃
		〃 （24〃）	山 里 雅 彦 〃

◎欠席議員（1名）

議 員（6 番） 下 地 信 男 君

◎説 明 員

市 長	座喜味 一 幸 君	会 計 管 理 者	儀 間 博 君
副 市 長	嘉 数 登 〃	水 道 部 長	兼 島 方 昭 〃
企 画 政 策 部 長	久 貝 順 一 〃	消 防 長	宮 國 和 幸 〃
総 務 部 長	與那覇 勝 重 〃	企 画 調 整 課 長	前 原 敦 〃
福 祉 部 長	松 堂 英 彦 〃	総 務 課 長	豊見山 徹 〃
市 民 生 活 部 長	友 利 毅 彦 〃	財 政 課 長	国 仲 英 樹 〃
農 林 水 産 部 長	石 川 博 幸 〃	教 育 長	大 城 裕 子 〃
建 設 部 長	川 平 陽 一 〃	教 育 部 長	砂 川 勤 〃
観 光 商 工 ス ポ ー ツ 部 長	砂 川 朗 〃	生 涯 学 習 部 長	天 久 珠 江 〃
産 業 振 興 局 長	下 里 盛 雄 〃	農 業 委 員 会 会 長	芳 山 辰 巳 〃
こ だ も 家 庭 局 長	仲宗根 美佐子 〃	農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 地 明 弘 〃
環 境 衛 生 局 長	下 地 睦 子 〃		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	下 地 貴 之 君	次 長 補 佐	与那嶺 彰 成 君
次 長	仲 間 清 人 〃	議 事 係 長	国 吉 たかよ 〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第6号のとおりであります。

これより、日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は、前里光健君からであります。

順次、質問の発言を許します。

◎前里光健君

早速一般質問を始めていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

順番を変えます。総務行政について、市職員の給与制度について伺います。令和6年3月、県職員の自己都合による退職者が増加しており、自己都合による退職者の割合は30代、40代が多く、昨年度の退職者数は10年前の2.4倍となったと報道が出ております。

以上を踏まえてお尋ねいたします。宮古島市の自己都合による退職者の状況についてご説明ください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

宮古島市の自己都合による退職者の状況についてご説明を申し上げます。

本市の自己都合による退職者につきましては、令和3年度退職者16名のうち、20代が1名、30代が4名、40代が1名、50代が9名となっております。令和4年度は、自己都合による退職者13名のうち、20代が5名、30代が3名、40代が1名、50代が4名というふうになっております。令和5年度の自己都合退職者の13名のうち、これ予定も含めますが、20代が3名、30代が7名、40代が2名、50代が1名となっております。令和5年度において30代、40代の離職の割合が増えている状況でございます。

◎前里光健君

ちなみに、この退職の理由はおおむね把握されていますか。分かれば教えてください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

退職者の理由でございます。退職者全員から回答は得ていない状況でございますが、令和5年度で確認ができている範囲でお答えをいたしますと、民間企業や他の自治体などへの転職に伴う退職、あとは身内の転勤に伴う退職、健康状態に伴う退職が主な要因として挙げられております。

◎前里光健君

次に、県職員の自己都合による退職者の理由の一つとして、時間外勤務手当の支払いが遅いということも1つ挙げられているというところがありますが、本市の時間外勤務手当の支給状況どのようになっているかお聞かせください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

時間外勤務手当の支給状況についてお答えをいたします。

本市における時間外勤務手当の支給につきましては、当初予算で当該予算の予算計上を行い、その範囲内で支給するといった運用を行っております。また、申請方法につきましては、実施予定の時間外勤務についてあらかじめ命令を受けた後、実際に実施した時間外勤務について、上司の決裁を経た上で各課の庶

務担当により当月分を取りまとめた上で支給することを原則としております。支給のタイミングにつきましては、各課で運用を行っているため、詳細を把握しておりませんが、予算の範囲内で調整を行い、適切に支給しているものと認識をしております。時間外勤務手当の支給に関することが、県の自己都合退職の理由の一因であるというご意見といたしますか、これまでのところ確認はできておりません。退職理由につきましては、先ほど述べたことが主な要因であるというふうに考えております。

◎前里光健君

この質問をさせていただいているのは、やはり若い世代、20代、30代の退職者が増えているということで、先ほど総務部長の説明の中でありましたけれども、民間に移行するとか、そういったものがあるということで、その民間のほうが魅力を感じていると、やりがいを感じているというところだと思っております。

その中でなんですが、先ほど予算の範囲内という表現をされました。その予算の範囲内、それを超えた場合どうなっているのか、その辺の説明をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

現状としましては、超える部分につきましては代休を付与しているというところではございますが、当然その部分については今現在本当に限られた予算の範囲内でしか時間外勤務手当を支給できないという現状はございますが、現在各課で未執行となっている時間外勤務手当の予算についても活用ができないか、また補正予算で財源を確保していくことの検討を始めているところでございます。加えて時間外勤務につきましては、各課に対して事前に申請し、命令を受けることについていま一度周知徹底を行い、適切な運用に努めていきたいというふうに考えております。

◎前里光健君

時間外、予算の範囲を超えた場合は代休を付与しているという話なんですけども、やはりそういった場合、私のほうに届いているのは大体各課においての8%という数値があって、それを超えていくと、それからもう出せないと、支出ができないという確認を取っているんですけども、その辺に関しての正確を期していれば訂正をお願いしたいという部分と、例えばその代休です。多い人はすごい時間取っていると思うんです。それが要するに頑張った分だけ反映されているのかということなんですけども、それがされていないということで不満が出ると。そして、それが代休で取得できるかという、忙しくて取得できないと。ですね。そうなった場合は、また頑張った分だけ成果が出たとしても、自分には返ってこないという不満の声が上がってきている。その状況をどう把握されているかということをお聞かせください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

前里光健議員ご指摘のとおり、各部署におきましては確かに時間外勤務手当の予算がかなり不足している部分があって、代休を付与しているというものもかなりあるというふうには認識しているところでございます。そうあってはならない部分でありますので、現在、先ほどの答弁と重なりますが、時間外勤務手当につきましては補正予算対応であるとか、流用で財源確保するような今検討を始めているところでございますので、職員に対して令和6年度でございますが、しっかりその辺を手当てして適正に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎前里光健君

沖縄県は、時間外勤務手当というのは全額支給しているんですよね、県は。しかし、ただ遅れているということなんです。頑張った分だけそれが手当でされるということが本来のあるべき姿だと思っておりますが、実際は人件費、義務的経費というものが上がっていくということでありますので、それを縮小していく努力をしなければいけないと。今、DXとかという流れの中で業務量調査を行っているわけです。やるべき仕事、やらなくてもいいような必要のないような仕事、そういったもの分けているということなので、極力残業を減らしていく、義務的経費を減らしていくという中において、そこで必要なところがそれでも出てくるわけですね、部署が。そこに対してはしっかりと手当ををしていく。先ほど申し上げた8%とかいう枠がありますけども、そういったものをもう外して、できるだけ極力頑張った人に対しての成果、それを認めて、代休を付与するとかではなくて、金額で対応していただきたいということなんです、この点に関して副市長から一言お願いしたいと思います。

◎副市長（嘉数 登君）

時間外勤務手当の支給という部分ですけども、まずその時間外勤務手当の支給に当たっては、基本となるのは事前命令の徹底というふうに考えております。前里光健議員からもありましたように、県のほうでは満額支給という話がありましたけども、やはり命令の漏れというところも過去においては多々散見されました。その改善の取組としまして、所属長による終礼というものを奨励しております。4時頃に終礼を行って、その際に時間外勤務をする必要のある職員について申出を受けて、それを承認するという手続といたしますか、そういった取組を行いまして、事前命令の徹底を図っているという側面がございます。時間外勤務手当というのは労働の対価として当然支払っていく義務があるというふうに思っておりますので、宮古島市としましても流用とか、それから予算の補正等々を含めまして、より柔軟に対応していけるような取組を進めていきたいということと、あと全庁業務量調査というものをやっております、これは部署によって繁忙期、閑散期というのは大体見えてきております。それについてどういう対応ができるかというのを令和6年度でしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎前里光健君

しっかりその労働の対価というものが適正に支払われるように、そして若い人材の皆さんが流出、ほかの民間のほうの魅力を感じるということでそのモチベーションが下がっていかないような対応をしっかり取っていただいて、今後も宮古島市の職員のさらなる飛躍、サービス向上に向けて人材の確保も必要だと思いますので、取組を加速していただきたいというふうに思っております。こちらについては以上です。

次に、福祉行政について伺います。宮古島市地域介護予防活動支援事業、通いの場事業についてですが、こちら宮古島市地域介護予防活動支援事業の実施しているボランティア団体の方から、次年度の取組について相談がありました。

以上を踏まえてお尋ねをしますが、宮古島市地域介護予防活動支援事業、通称通いの場事業の概要についてご説明ください。

◎福祉部長（松堂英彦君）

宮古島市地域介護予防活動支援事業は、住み慣れた地域でいつまでも自立した暮らしを続けることができるよう、住民自らが主体となり、介護予防活動に取り組む通いの場を開催し、定期的な社会参加や交流、いきいき百歳体操などの運動や趣味活動等の多様な取組を行い、その活動に対して市が支援する事業とな

っております。現在、市内に47の活動団体があり、参加者は約1,500名に上ります。市では、平成26年の事業開始から徐々に支援の内容を拡充し、各団体への活動助成金のほか、使用する物品等の無償貸与、活動する公民館等の使用料減免や補助、外部専門職、講師の無料派遣、各団体の活動を支えるコーディネーター2名の配置などを行っております。

◎前里光健君

今、恐らく社会福祉協議会との連携も行っているということでその宮古島市地域介護予防活動支援事業、通いの場というのを進めているというふうに思っております。実際に私もいきいき百歳体操と、あとは脳トレとか、こういったサロンの部分に参加をさせていただいたんですが、手足を伸ばしたり、例えば指の運動も左右対称違ったり、それを一緒にさせていただいたんですが、実際のところ私はうまくできませんでした。しかしながら、通いの場に通っている先輩方はしっかりとそれができるんです。それによってしっかりと筋力を保つ、それで転倒を防ぐ、骨折を防ぐとか、そういった中で寝たきりを防いでいくとか、指の運動をすることによって、脳トレであったりとか、認知症予防につながったりとか、またその通いの場に行くことによって皆さんは交流の場が増えるわけですから、継続して運動ができるということで、それは介護予防の成果を上げているということはもう皆さん認めるころだと思っております。しかしながら、2日前の新聞見ましたけれども、この事業をされているボランティア団体の皆さんの考えは自分たちの声を聞いてくれということなんです。2日前の新聞の報道というのは何かといいますと、介護保険料基準額は7,235円と。これは253円増加。今回は第9期宮古島市高齢者福祉計画なんですが、第8期に比べても増額をしたということなんです。

そこで、副市長はその中でも策定委員会の委員長なんです。こう答申で述べております。介護保険料納付にしても、サービスを利用していない人たちへの対応について意見があった。健康づくりを頑張っている人たちを支援するための内容や人材が不足している。介護施設の人材確保のため、市として可能な限り対応を行ってほしいといった内容が盛り込まれている。いかに健康で年を重ねるかが重要だと思つと話した。これ介護施設だけではないんです。こういったボランティア団体の皆さんが一生懸命取り組んでいる、それによって介護予防費の抑制につながっている、給付金を抑制につなげているという努力があるんですよ、ボランティアで。

そういった中でですが、次の質問に移りたいと思いますけれども、ボランティア団体に支払う活動費が令和6年度から変更されるということなんですけれども、変更内容と理由をお聞かせください。

◎福祉部長（松堂英彦君）

住民主体で介護予防に取り組む通いの場に対して、活動支援費として参加人数10名以下で1回当たり4,000円、月額にして8,000円、参加人数11名以上で1回当たり8,000円、月額にして1万6,000円の活動支援費を支給しており、少ない団体で年額9万6,000円、多い団体では年額19万2,000円が支給されております。この活動費につきましては参加人数に応じた助成金であることから、参加人数確認のため、毎月の報告書回収や集計などコーディネーターが市内全域を走り回っている現状があり、かねてより活動費の見直しと定額支給化を検討してきたところです。今回、活動費の月額1万円、年額にして12万円の定額化を試験的に導入しながら各団体へ向けてアンケートを行い、活動費が不足する団体につきましては活動内容や使用金額の確認などヒアリングを行い、適切な額の検討を行う予定としております。市としましても、各

団体において参加費徴収の話合いを行うことや、年間予算に応じた活動計画を立てることなどを丁寧に説明しながら各団体の状況把握に努めるとともに、各団体の活動停滞を招かないよう留意しながら事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

◎前里光健君

予算は減額したんですよね。言っていることとやっていること逆ではないかなと思いますけど。実際に皆さんは、そのボランティア団体の皆さんの声聞きましたか。活動費、こういったものをしっかりと活動報告、支給するための手続があるんですけど、皆さんもう頑張っている人たち70代以上です。そういった人たちがしっかりと書類を書き込んで提案する。これ社協のコーディネーターが回収しますという話で、それがでも大変だという話ですよ、47か所2人で回っていると。いやいや、やってくださいよ、それぐらいは。そして、しっかりとした活動費、数年前にも減額したと聞いています。そして、そのときに何で減額をしたか、しっかりとしたこのサポートといいますか、領収書を集めて、皆さんがこういう活動しましたよという書類の提出が煩雑だったために、ひな形もないんです。だから、皆さん萎縮してしまったと。自分たちで寄附とか自腹を切って、ボランティアの皆さんはそれでもやるということでやってきたという話を聞いております。それはサポートしてください。それから、47の施設あって、もう大体が先輩方なんです。1,500名と。そういう介護予防の抑制につながっているのにもかかわらず、話も聞かずに減額を決めたということなんです、あなた方は。私はそれちょっと腑に落ちないと思うんです。

そこですが、しっかりとコーディネーターの皆さん委託費払っているわけですよ、社協に。その中ではなんですけども、この協議というのはしっかりと行って決めたということによろしいですか。確認だけお願いします。

◎福祉部長（松堂英彦君）

今回の活動費の変更につきましては、委託先でありますコーディネーターなどとの意見交換を通しながら検討を進めてきたところです。前里光健議員からご指摘がありましてとおり、この宮古島市地域介護予防活動支援事業につきましては、誰でも気軽に参加できる住民主体の通いの場を創設、充実させ、高齢者が定期的、継続的に通うことで、社会参加の促進、生きがいづくりを目的に実施していることから、団体が活動しやすい内容とすることが大事であるというふうに考えております。事業の委託先とも協議をし、また各団体へ活動費に関するアンケートを実施する等、状況把握も行いながら適正な事業執行に努めていきたいというふうに考えております。

◎前里光健君

ですから、コーディネーターと話合いしたけど、ボランティア団体の声は聞いていないという話です。だから、しっかりと話を聞いて、何が問題なのかというのを一緒に協議して、これについては活動費出すための計画が立てられないよということであれば、コーディネーターがちゃんと教えて連携すれば解決する話なんです。その部分はもっと私は活動費増やしていくべきだと思っています、しっかりと話をした上で。そして、今47と言っていますが、それ増やさないといけないです。広島市というところが、平成27年においては五十数か所あったんですけども、今880か所こういう介護予防についての、通いの場のような場所を増やしているんです。金額も増やしている。そういったことを把握して、しっかりと介護費の抑制につなげている人たちのことをしっかりとサポートしていくということだと思います。

先ほど後ろから「ボランティアの人は無償だよ」という声がありましたけども、違うんです。それはそれでいいんですけども、そういう考えもあります。こういった考えもありますけども、実際に厚生労働省のほう是有償ボランティアというのを認めているんです。少額の報酬をいただきながら、本当に少額ですよ。それでしっかりとサポートをしていく、そういう方々を認めて、それを広げてもいいですよって国は指針出しているんです。であれば、無償の考えのボランティアの方もいます。そして、有償という考えのボランティアもいます。そこはできるように選択肢を広げていただいて、そしてその考えに沿って有償というボランティアの活動も認めて広げていくと。その代わりやはり責任は持つかもかもしれません。それは持った上で進めていく。そして、これから超高齢化社会です。宮古島市は、令和5年度のデータですけど、1万5,265名。これ総人口の27.8%、4人に1人が高齢者です。しかも、3人に1人が独り暮らしなんです。こういった人たちが閉じ籠もりという表現しますけども、しっかりと介護予防に努めていく。ボランティア団体の活動をしっかりと広げて、その介護費の抑制つなげていかなければいけないと思います。なので、今申し上げたように、有償ボランティア、そういう考えも視野に進めていくべきだと思っておりますが、副市長、あなたはこの策定委員会の委員長ですから、ぜひ副市長から答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

前里光健議員ご指摘のとおり、介護予防活動についてはボランティア団体等の活動に支えられておりまして、ご指摘の点については各団体の状況把握を行いまして、活動停滞を招かないように対応していきたいというふうに思っております。団体の拡大についても他市の紹介がありました。市としてもそういった部分取り組んでいきたいという部分と、有償ボランティアについてもいま一度点検をして検討していきたいというふうに考えております。

◎前里光健君

ぜひこの介護予防のボランティアの団体の拡充、拡大といえますか、それを検討していただいて進めていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

次に、農業行政について伺います。宮古島市農産物鮮度保持技術導入実証事業についてですが、本年度から宮古島市農産物鮮度保持技術導入実証事業が実施されております。

以上を踏まえて伺いますが、事業の目的並びに本年度、そして次年度の取組内容をお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

宮古島市農産物鮮度保持技術導入実証事業は、船舶輸送の促進とコールドチェーン体制の構築につなげることを目的として実施しております。事業の背景といたしまして、物流の2024年問題があります。輸送能力の不足により、輸送コストの上昇が懸念されているところです。本年度は、カンショ、ゴーヤ、インゲン、イチゴの4品目を実証しております。令和6年度は、実証継続のカンショ、ゴーヤ、イチゴに加え、マンゴー、メロン、カボチャなどを計画しております。さらに、本鮮度保持技術を活用し、物流費の改善並びに植栽の鮮度を保ちながら、域外流通拡大に向けた定期的なリーファーコンテナでの運行実証を行いたいと考えております。まずは、定期輸送の枠組みの構築を目指して、鹿児島、大阪、東京までの輸送を確立したいというふうに考えているところです。

◎前里光健君

この実証期間を伺いたいんですけども、これは令和5年12月ぐらいからですか。いつから行って、これいつまでの実証事業なのかということをお教えください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

実証期間でございますけども、昨年の12月より実証しております。令和6年度も引き続き実証を行う予定にしております。

（議員の声あり）

◎農林水産部長（石川博幸君）

失礼いたしました。令和6年度までの事業となっております。

◎前里光健君

次の質問行きます。募集要項に中長距離輸送時の鮮度保持技術を用いたコンテナ輸送に関する物流システムの実証、その検証食材として、トマト、ピーマン、キュウリ、ゴーヤ、マンゴー等、加工品等含まれますが、明記されております。農家から、葉物野菜やオクラ等のほかの食材も検証してほしいという声が上がった場合は市はどのような対応をされるのか、お聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

この事業ですけれども、船舶輸送における鮮度保持技術を確立することで物流コストの削減につなげ、農家の所得向上を図るために行っております。実証する青果物は、主に不利性解消事業に登録している農家の方々の青果物を実証しているところでございます。農家が要望する品目の実証については、宮古島産の青果物であれば随時行っていきたいというふうに考えております。希望する農家の方がおりましたら、農政課へ相談いただければというふうに考えているところでございます。

◎前里光健君

今このお話をさせていただいたんですが、農家の皆さんからもこの不利性解消事業、空輸便を使っている方々、そして今モーダルシフトということでコールドチェーン体制の構築の実証事業をやりたいという方々も増えているということなんです、一応私問題だと思うのが1つありまして、この水産物に関しての調査、これはもう既に行われているんです。多分令和4年度から行われていると思うんです。なので、ある程度データは取れていると思うんですよね、水産物に関しては。農作物に関しては12月からですよ、令和5年度の。令和6年で終わるんです。実質1年と少し、もう数か月で終わるわけです。本当にこのデータ取れるんですかと。気象条件も違いますよと、毎年。それによって数年かかるデータ、水産関係は取れたけども、農作物に関してはこれからだよと。それで本当に正しいデータが取れるんですか。この実証事業というのは、1年で終わるんですよね、あと1年で。令和6年で終わるわけですから、そこは取組としてですが、大阪、東京とか鹿児島なんですけども、この農家の不安というのは主に輸送コスト、時間がどれぐらいかかるのか、そして鮮度がどれぐらい保つのか、大体3つだと思っています、大まかに。その新たな食品をどんどん加えたときに、これが本当に鮮度を保ちながら要望するお客様の下に届くのか、お客様のニーズに応えられるのか、それが怖いわけです。それを1年で終わらせる、それが本当に実証できるのかという声があります。その点に関して、その不安を払拭するために何か、何回ぐらいやるとか、それで実証というのがこれぐらい効果を示せますよという答弁がいただけるとありがたいんですが。

◎農林水産部長（石川博幸君）

実証期間についてでございます。この事業は、国の一括交付金を活用して実施しております。それが令和5年度と令和6年度というふうになっているところです。それ以降について、コールドチェーンの構築が事業の目的でございますので、コールドチェーンが確立できるように、今回実証がもしできない場合には引き続き取り組んでいくということにしております。

そして、今回のDENBAという技術、鮮度保持技術を用いてやっているんですけども、これはもう既に奄美群島、JAあまみ等でやっております、そういったもののデータ、そしてこれシンガポール等への海外輸送の実績もありますので、そういうもののデータを用いてやっていきたいというふうに考えております。

参考までですけども、カンショ、ゴーヤ、イチゴ、インゲンの5品目の実証を完了した結果、ゴーヤについては1.7倍、それ以外の品目については2.3倍の日数の延伸が可能という結果が得られているところでございます。カンショにつきましては効果が見られなかったため、令和6年度も引き続き実施していく予定となっております。

◎前里光健君

では、実際にもうデータ出ているんですね。いろいろデータ出ている中で、今度は輸送で成果を上げていくと。それが本当に保てるのか、その目的地までどれぐらいのコストで時間、また鮮度が保持された中でできるのか。多くの品目手を挙げて、そしてそれを多くの農家が参加して、実証に加わってやっていくことが重要だと思っております。

何かこの実証12月に、先ほど答弁でありましたけども、市役所だけやったんですか、市役所職員だけで。いや、いろんな農家集めたりとか、事業者集めたりとか、関係者集めてそれを行ったのかどうか、そこを確認させてください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

実証につきましては、市役所内で行っております。今後多くの農家と連携しながら、一緒に実証できればというふう考えているところです。

◎前里光健君

不利性解消の事業でもありますので、総合的にこれが最適な流通システムにならないといけないですし、そしてお客様のニーズに応じて、そして農家の所得が上がっていくというところに寄与しなければならぬ実証事業だと思っております。なおかつ、送った先にこういう作物が宮古島でも取れるんだということでそういう交渉がもうどんどん広がっていくということが私は理想だと思っておりますが、ここで提案なんですけれども、先ほど鹿児島、東京、大阪という話しされました。例えばこれまで姉妹都市とか交流都市との交流の中で、全国にありますけども、イベントに参加するところではないですか。私たちも祭りに来ていただいて、そこで特産物を売っていただく。また、こちらから行って、例えば世田谷まつり、そこにもコンテナでまとめて持っていくわけです。ある程度鮮度保持の実証が固まっているのであれば、これはもう実践しながらなんですけれども、それをしっかりとこういう特産品をリーファーコンテナに載せて、コールドチェーン体制の実証事業の中でそこを成果を見せていくということも1つ、これ実証事業でやるのは皆さん賛否両論あると思いますけど、しかしもう1年しかないわけですから、その効果をしっかりと示していく。それは、同時にPRにつなげていく。そして、宮古島の特産品をどんどんと広げてい

く。それは、この姉妹都市、交流都市、友好都市ですか、そことの交流の中でも、イベントの中でも出させていただきたいと思っております。その点に関して一言だけお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

今回船舶輸送で品質保持の実証を確立したいというふうに思っておりますので、まずそれを優先させていただいて、姉妹都市、交流都市等に特産品として運べる、やはり船舶輸送になりますとある程度の量を確保しないとイケない。交流都市とのイベント等が夏場ということもありますので、そういうときにある程度のものが確保できるか、またそこまで、夏場まで延伸できるかということも検討しながら考えてみたいと思います。

◎前里光健君

この実証事業、延長の話もありましたけれども、やはり初年度からしっかりとそのイベントに合わせるということも考えていただいて、その効果を広げていただきたいと、実証の成果を上げていただきたいというふうに思っております。こちらについては以上です。

次に、環境行政について伺いたいと思います。宮古島市においては、廃タイヤ等の産業廃棄物は自治体の廃棄物処理施設では処理ができないので、民間の廃棄物処理業者で処理を行っております。そういった中で、島内の処理事業者の産業廃棄物受入れは不安定な状況です。

以上を踏まえてお尋ねをしますが、産業廃棄物を安定的に処理するためには島外へ輸送して処理する方法もあるが、処理費用が増加するため、結果的に処理にかかる市民への負担が大きくなります。そして、沖縄県の振興拡大会議や美ぎ島美しや市町村会においても、廃タイヤを含む産業廃棄物の輸送費補助について取り上げ、要請をしている。県からはどのような回答が来ているのか、お答えください。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

令和5年7月28日付で美ぎ島美しや市町村会において、島内で処理できない産業廃棄物に対して海上輸送費の支援を要請しております。令和6年2月8日付で措置状況の回答をいただいております。内容といたしましては、離島地域では廃棄物処理施設の規模が小さく、スケールメリットを得にくいこと、また処理できない廃棄物を沖縄本島や他県まで海上輸送し、処理せざるを得ないことなどから、廃棄物の処理コストが割高となる状況があります。

そのため、県は平成25年度から平成27年度にかけて、複数の離島市町村が連携して一般廃棄物を処理することにより、処理の効率化や海上輸送費の低減化を図るごみ処理広域化の調査を行い、その結果を関係市町村へ提言したほか、令和3年度には人口増減やごみ処理施設の規模、設置数等の状況の変化を踏まえ、沖縄県ごみ処理広域化計画を見直したところです。

また、平成29年度から令和3年度にかけて、離島地域の処理費用の低減化を目的に実施した離島廃棄物適正処理促進事業で多良間村及び久米島町に小型焼却炉を導入し、産業廃棄物と一般廃棄物を併せて処理する合わせ処理の実証実験を行ったところ、産業廃棄物の処理コストを低減できることが確認された。県としては、離島市町村と連携してごみ処理広域化や合わせ処理などを推進し、離島市町村における廃棄物の適正処理に取り組んでまいりますと回答をいただいております。

◎前里光健君

県の回答は、これまでもやってきました、これからも頑張っていくますということで、合わせ処理、そ

してほかの広域化というものを進めていきたいよという話はしているんですけども、その中で今回私は廃タイヤという話をしていますけど、廃タイヤについての合わせ処理という考えもあるということによろしいですか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

廃タイヤに関しましては、現状では合わせ処理は困難であると考えております。

◎前里光健君

ですから、ちゃんとした回答ではないんです。多良間村ではやりましたよ、宮古島でもこういう広域化進めていこうと思っていますよ、提言を出していますよ、具体的な案はないんです。ちゃんとした回答ではないと思います。

それで、次の質問なんですけど、これまでの答弁で廃タイヤ等の産業廃棄物処理の促進に向けた協議会、市、保健所、事業所で行う旨の発言がありました。現在の進捗についてお聞かせください。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

以前、前里光健議員からご意見がございました廃タイヤに関する協議会について、開催はされておられません。市といたしましては、現在これまで不法投棄されている廃タイヤに関する処理について、長年積み上げられた不法投棄の総量の低減に努めているところです。これまで不法投棄されている場所を放置しておく、その場所にまたさらに投棄が重ねられているという状況にございます。また、長年放置されております不法投棄の約半数が廃タイヤとなっております、その数量が処理できずにずっと残っているため、本市が県内の不法投棄量の38%を占めている状況となっております。

そのため、既存の廃タイヤ等の処理を進める目的で、県環境整備課と保健所に対し、情報共有や現状の確認を行ってまいりました。加えて市街地の廃タイヤ集積箇所等を保健所と情報を共有し、状況把握に現在努めているところです。令和6年度においては、既存の投棄された廃タイヤ処理を含め、現状積載されております廃タイヤ処理に関しましても対策を講じていく考えです。

◎前里光健君

不法投棄の話をしているわけではないんですよね、私は。そこに議論をずらそうとするのはやめてもらっていいですか。私は、沖縄県のほうの保健所と話をするといつも言われるのが、私たちはこういう議論になったときには3つしかありません。島内処理、島外処理、輸送して処理する。もしくは適正保管、この3つ、この話ししかないんです。それはどういうことかといいますと、あちらはそういう許可とか、最近もいろいろ話題になっていますけども、ちゃんとした処理をしているかどうかの確認だけなんです。事業者がどうこうの話ではない。事業者に対しての指導とかは行いますけども、要は宮古島市のほうは所管が違いますよということなんですよ、今おっしゃっているのは。ではなくて、これまで市長は、去年も答えているんです。どう答えているかというと、平良和彦議員の質問に答えていたんです、こういう民間のノウハウも入れながら本気でこういったものを考えて進めていかなければいけないと。本気いつ出すんですか、市長。今、音頭を取って話合いをしてください、協議会を持ってくださいと言ってもやっていないという答弁ですよ、副市長。だから、それは適正保管していますけども、では実際に事業者が何でこの適正処理ができていない、この廃タイヤの受入れができていないか、そういった状況を把握しないといけないと思っているんです。それを県と市が一緒になって、それは何がお困りですかってやらなければい

けないと思うんです。

ちなみに、では環境衛生局長、廃タイヤの受入れが今なかなかスムーズにいていないところもありますよね。島内処理が7割ですか、島外処理が3割。そういった中で、なぜそれがスムーズに受入れができていないのか、これ現状把握されていますか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

島内での廃タイヤの処理が約7割、1社に持ち込んで処理を行っております。ただ、その1社の廃タイヤ処理の機器が故障した場合は受入れができないと。あと、その事業者によりますと、軽自動車であったり普通自動車の廃タイヤに関しては受入れが可能なんだけれども、少し大型車になると受入れができない状況という話を聞いております。少し大型のタイヤの処理機を導入したいという相談は受けておりますので、これについては県のほうにも市のほうからも要望をして、なるべく早めに設置ができないかというような調整を行っていきたいと考えております。

一方、海上輸送によって処理を行っている事業者、適正に処理をされている事業者の方もいらっしゃいます。引き受ける工場の裏手にコンテナを設置しまして、持ち込まれる廃タイヤをそのコンテナに堆積して、いっぱいになったら沖縄本島に送るなどの措置をその事業者は講じております。ただ、沖縄本島に排出する場合と島内で処理を行う場合は1本当たり100円程度金額が違うことになっておりまして、コスト面について島外に排出する場合のほうが負担が大きくなっておりますので、これについては引き続き県のほうに輸送補助ができないかということを要請していきたいと考えております。

◎前里光健君

調整はこれからなんですね、機器の調整は。把握されているんです。ですから、もっと積極的にやってくださいという話をしているんです。

一方で、コンテナにある事業者は処理をしていますよという話しされていますけども、私が申し上げているのは、これまで島内処理はできたんです。処理がスムーズにできていない、なぜか、それ把握されているんですよね、皆さんは。だったら、一緒になってその課題を解決していこう、私はキャパの問題があるのかなと思ったんですけど、機器の話しされているので、ではそういった課題も分かっているのであれば、一緒になって、そこは宮古島市が音頭を取って実効性のある協議を進めていくということが肝要ではないかと思っております。この点については、副市長、県にもおられていろいろと交流がありますので、その産廃の課題という、特に廃タイヤです。369トン、もう県内でも断トツで多いと。この部分に関しても適正な処理をするために県との協力、そしてしっかりと実効性のある協議をする、その答弁をいただきたいんですが、お願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

私も宮古島市に来てから、実際その廃タイヤが野積みされているようなところ、現場ですね。あの上野のほうですけども、現場も確認させていただいております。県内でも突出しているという状況は認識しておりますので、先ほど前里光健議員からもありましたように、処分の方法として島内処理、島外処理あるいは適正な保管ということがありますが、やはり基本となるのは島内でどう処理していくかということだというふうに考えております。大型タイヤの処理を含めて、処理機の導入という部分につきまして、市として何ができるかという部分についてはしっかりと県のほうとも協議してまいりたいですし、そのテ

ーブルというんですか、そこについては排出事業者というんですか、事業者の意見もしっかり聞きながら協議してまいりたいというふうに考えております。

◎前里光健君

副市長、真剣にまた考えていただいて、実効性のある協議をしていただきたいと思います。これまで島内で処理ができていたものができなくなっている。そして、今適正保管の話ありましたが、適正保管もいつまでもうできるか分かりませんから、それが積み上がっているというのを、現状はもう把握されていると思いますので、これは宮古島市の大きな課題だということで、その点は連携をしながら、県と協議しながら、民間事業者とも協議しながら進めていただきたいと思いますというふうに思っております。こちらについては以上です。

次に、市長の政治姿勢について伺います。市長の選挙公約「市民所得10%向上」について。市長は選挙公約として市民所得10%向上を掲げ、市民から負託を得て市長となりました。しかし、令和6年度の施政方針の中には10%の具体的な数字が示されておられません。

以上を踏まえてお尋ねします。公約の変更もしくは達成を諦めたのか。もしくは、この10%、具体的な数字を示さなかった理由があればお聞かせください。

◎副市長（嘉数 登君）

これまで述べてきた市民の所得10%向上を基本的な目標として進めていく考え方については、変更はございません。その一方で、市民所得の向上に向け、多くの分野から幅広く専門的な意見を聴取し、取組の充実を図るために設置しました市民所得向上懇話会におきまして、所得向上に当たっては単に賃金を上げるといった数値的なものだけではなくて、質の高い人材の確保、それからワーク・ライフ・バランスの充実、若者の住居確保を含めた定住環境の整備など、数字だけでは表せない環境の改善等の考え方も重要であるとの意見がございました。懇話会での意見等を踏まえ、数値だけではなく、例えば可処分所得の向上といった様々な側面より総合的に取組を推進するとの考えから、今回の施政方針では数値の10%をあえて記さず、「市民の所得向上」との表現にしたところでございます。

◎前里光健君

詭弁ですね、副市長。懇話会が数値ではないよと言ったから数値ではなくしたよと、そんなことが通りますか、市長。

（「公約違反だよ」の声あり）

◎前里光健君

公約違反です。はい、おっしゃるとおりだと思います。市長、あなたはこの責任をどう取るんですか。市民所得10%向上達成できると、コロナ禍において。市民の皆さんは困っていました。そのときに座喜味一幸市長が、市民所得10%向上、私の政策で宮古島市を変える、それで信じた市民の皆さん。残り市長の任期1年ありませんよ。進捗状況をではお聞かせください。お願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

市民の所得向上の最終的な目標としましては1人当たりの市町村民所得を設定しておりますが、当該数値の公表はその年度の3年前の時点となりまして、現時点では令和2年度が最新の数値となることから、当該数値を用いた今年度の進捗率を表すのは難しい状況です。

そのため、市としましては、市民の所得向上への各取組の成果等を補完し、分かりやすく発信するための個別的指標等の設定について現在作業を進めております。現状を把握し、補完する指標の一つとして、これは沖縄労働局が公表しております求人平均賃金の統計が参考になるというふうに考えておりまして、本市では大型ホテルや商業施設の立地が進んでいること、それからコロナ禍を経て入域観光客が再び増加していることなどが、これ建設業、宿泊業、小売業等へ波及しまして、人材獲得に向けた就業者に対する好待遇への動きが見られるなど、経済が活性化しております。

これらの分野が牽引役となりまして、本市の求人平均賃金は市長就任直後の令和3年3月と直近の公表データである令和5年9月を比較しますと、これはフルタイムで月額賃金が19万8,000円から21万5,000円と1万7,000円増加しております。これは率にして8.4%上昇していることから、市内における所得は市長就任時である令和2年度より向上しているものと捉えております。これらの動きを農林水産業や中小企業などへも波及させるよう、個別的指標の設定を進めながら推進本部や懇話会において引き続き稼ぐ力の強化に向けた議論を行い、市民の所得10%向上の達成に向け、官民連携で取り組んでいきたいと考えております。

◎前里光健君

またもや詭弁ですね、副市長。あなたも一緒ですよ、本当に。市長が答えない。副市長に答えさせる。しかも、パートタイムの者が市長就任時、令和2年度のほうからすれば8.4%上がっていますよと。

(「フルタイムです」の声あり)

◎前里光健君

フルタイムも含めて。副市長、令和2年度コロナ禍で、国も県も市も全体的に落ちているんです。そこからコロナ禍が収まれば自然と回復しているんですよ、国も県も市も。では、政策関係ないではないですか。あなたの方の政策は何にも反映されていなくて8.4%が回復しましたよとか言っていますけども、それは市長が掲げた政策によってその市民所得10%向上達成はできるという話はしていますけども、実際は自然に社会全体がコロナ禍の収束によって戻っていった。スムーズに戻っていった、そのパートタイムの賃金もフルタイムも8.4%戻っていますよと、そういう話なんです。当たり前のことではないですか。市長、あなたの政策全然進捗示していないではないですか。いかがですか。

◎市長（座喜味一幸君）

市民所得10%向上というのは、明確に民間の事業者の皆さんも一つの目標としてしっかり共有しているというふうな思いがありまして、六次産業を通しての市民所得10%向上目標については、宮古島市は極めて各分野共通の目標となっておりますこと、それからおっしゃるように、今自然増というような多分議論をして政策が反映されているというんだけど、それに関しては7月あたりにはいろんなデータがもう出てくること、それはそれで整理をして市民にもお示しができると思うんですが、各分野含めて沖縄県全体の中で宮古島市がほかの41市町村の中でどういうアップが、効果が出てきたか、そういうもの等も含めてお示ししていきたいんで、しっかりとその辺は期待をしてください。

◎前里光健君

市長、示していないんです、数値を。進捗率を。公約違反です。1年を切っています。市民所得向上10%達成はもうできないと言っているのと一緒に、あなたは。なので、責任を取ってあなたは辞めるべきだ

と私は申し上げておきたい。

◎議長（平良敏夫君）

時間です、時間です。

◎前里光健君

あなたは責任を取りなさい。

◎議長（平良敏夫君）

これで前里光健君の質問は終了しました。

◎狩俣勝成君

議員番号4番、市民創会、狩俣勝成です。最後のほうにも興奮していますので、皆さん冷静な対応をお願いしたいと思います。では、早速通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、市長の政治姿勢についてでございます。1、市役所周辺まちづくりについて。宮古島市では現在、都市づくりについて、宮古島市みなとまちづくり基本構想、中心市街地活性化基本計画、市役所周辺まちづくり基本構想の3つを連携し、平良港から中心市街地、市役所周辺、宮古空港を結んだ新たなまちづくりを進めていくとのことですが、その中で、①、市役所周辺まちづくり基本構想についてお伺いします。目指すべき都市構造とエリアのすみ分けで、商業、業務機能の集積促進となっていますが、具体的にどのような地区形成を図るか、考えをお聞かせください。

◎建設部長（川平陽一君）

市役所を核とした新しいまちづくりの推進については、都市計画マスタープランにおいて重点プロジェクトとして位置づけ、用途地域の指定検討など計画的な土地利用による市民交流拠点形成の早期実現を目指していると思います。令和5年7月に市役所周辺まちづくり基本構想を策定し、基本方針として行政機関のさらなる集積、誘導、新たな公共空間として公園（広場）の整備検討を行うなど、市民の交流拠点として地区の形成を図ってまいります。

◎狩俣勝成君

建設部長、具体的にという話でしたけども、行政機関の集積、そしてまた公園等の整備とおっしゃっていますけども、市役所周辺は現在でも警察署、消防署、県の合同庁舎など行政機関が集積されていますが、さらに市民の利便性を考慮してほかに何か公共施設を設置するのか。例えば国の出先機関である税務署とか法務局、ハローワーク、県の保健所等、そういったのを誘導していくのか。また、災害に強いまちづくりということで、防災機能を兼ね備えた防災公園みたいなものを設置するのか、お伺いしたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

基本方針としまして、安心・安全なまちづくりの災害に強いまちづくりを位置づけておりますので、その実現方策等の一つとして防災機能を備えた公園整備の構想を考えてございます。

◎狩俣勝成君

防災機能を兼ね備えた公園ということなんですけども、私がさっき述べましたほかの機関、国の機関の誘導とか、誘致は考えていないんですか。

◎建設部長（川平陽一君）

今現在基本構想を行っておりますので、狩俣勝成議員のおっしゃっていることについてもこれから検討

してまいります。

◎狩俣勝成君

市民の利便性を考慮するという話なんで、できれば市役所周辺に全部国の機関、県の出先機関、そういったものがあれば、利便性がよく、市民の皆さんが利用していくかなと思っています。にぎわいを持って人が集まれば、やはりそういった防災機能を兼ね備えた公園も必要かなと思っていますので、ぜひよろしくお願いします。

次のイですけども、基本構想実現に向け、解決すべき課題は何かお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

市役所周辺には、約10ヘクタール程度の国有地がございます。また、国有地は多数の農家へ賃貸借されている状況にあることから、関係権利者である農家の営農意向やまちづくり事業への賛同意向が大変重要だと考えております。

なお、検討委員会においても、関係権利者に対する意向調査の必要性や丁寧な合意形成の必要性などが課題と指摘されておりました。これからの課題に対応すべく、今年度は関係権利者、農家への意向調査、説明会等を実施したところでございます。次年度以降も市民や関係権利者との意見交換やワークショップを実施し、本事業への理解と協力を得ながら円滑な事業創出に努めてまいりたいと考えております。

◎狩俣勝成君

建設部長、農家への意向調査をしているということなんですけども、現在都市計画課では市役所周辺地区で農業を営んでいる方へアンケート調査を実施していると思いますけども、これは何のために行っているのかということをお伺いしたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時09分）

再開します。

（再開＝午前10時09分）

◎建設部長（川平陽一君）

本市としては、営農者の意向にしっかり耳を傾け、本事業への理解と協力を得ながら円滑な事業の創出に努めてまいりたいと考えております。

◎狩俣勝成君

周辺農家の皆さんから私のほうにも意見が届いていまして、恐らく推測でありますけども、市は国有地なので、利活用しやすいから返してほしいということなのかとか、疑問を持った農家の方がいらっしゃいます。これに対して、そういうことではないよとか、農家の方の意向を聞いて、その場所で提供してくれる人がいたら、そこで何か作りたいとか、検討していくということかなと思っていますけども、そういった農家の皆さんはまだ疑っていて、アンケートに回答していない農家の皆さんもいるんです。それに対する説明をお願いしたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

次年度以降もワークショップなどを実施して、市民の、営農者の意見にしっかりと耳を傾け、理解を得

ながら事業を進めていきたいと考えております。

◎狩俣勝成君

今アンケートの中身を少し見させていただきましたけども、10年後、20年後農業を続けるかどうかという意向調査もありました。地権者の中にはそういった不安を持って、農業を続けていけるかというのがありますので、ぜひその辺はワークショップ等を開いて説明していただきたいと思います。

あと、先ほど国有地の話がありましたが、当該土地に関しては平成12年2月4日、沖縄県における旧日本軍による強制接收用地に関する質問主意書を当時の衆議院議員、上原康助先生が当時の小渕恵三内閣総理大臣宛てに提出した資料によりますと、宮古飛行場跡地については、昭和53年沖縄県総務部が作成した「旧日本軍用地調査報告書」等によると、1951年の土地所有権申請時に合衆国軍政府により、個人所有地として土地所有権証明書が交付された。しかし、1955年に軍政府財産管理官から、当該土地は日本軍が買収したとして、土地所有権証明が取り消され、国有地として軍政府管理になった。それが、今度は1957年に軍政府は、当該土地は旧日本軍が買収ではなくて強制収用したもので、適正な補償もされていないとして、再び旧地主に当該土地の所有権を認めております。

さらに、厚生省援護局は関係者から聞き取り調査を行い、第32軍参謀の話の中から「当時の貧しい農村の実情に鑑み、作戦終了後は旧地主に土地を返還すると口約した」との証言を得て、そのような口約があったことは間違いないと認定し、1964年12月14日に厚生省援護局長名で認定書を発しています。そして、それに基づき米琉土地諮問委員会は、1965年8月27日に当該土地は旧地主に返還すべきと米国民政府に答申をしている。答申を受けた米国民政府は返還手続に着手したが、当該土地を開墾し、耕作していた方々との権利調整の問題が発生し、未処理のまま祖国復帰となり、国有地として大蔵省に引き継がれ、その後当該土地は有償で耕作者に譲渡されているということです。

そこで、質問として、作戦終了後は旧地主に土地を返還する口約があった等とする第32軍の高級参謀の一連の証言は、第32軍が飛行場を建設する際の基本方針だったと推察されるが、いかがなものかという質問があります。それに対して当時の首相が、作戦終了後は旧地主に土地を返還するとの基本方針が存在していたことを示す文書が発見されていないこと、また旧地主に土地を返還することについて旧軍関係者の証言は必ずしも一致していないことから、そのような基本方針があったとは考えていないという答弁でございました。いずれにせよ、当該土地の取扱いには慎重に行うべきだと思いますので、耕作者と話し合いを重ねて進めていくようお願いします。

次に、2番目、宮古島市地域賑わい創出事業について。先日、西里芳明議員も言っていましたけども、副市長、各部課長、城辺地区地域づくり協議会役員、城辺関係者、関係市議会議員が懇談会を行いました。その中で、当局から宮古島市地域賑わい創出事業について、地域が持つ魅力的な資源を活用し、振興、発展を図る事業ですとの説明がございました。

①なんですけども、賑わい創出拠点の方向性を示す基本構想について、基本構想として、人口動態、上位、関連計画との関連、地域住民の意見、賑わい創出拠点の方向性となっていますが、国勢調査によると平良地区以外では伊良部、城辺地区の総人口、年少人口、生産年齢人口が突出して減少しております。その中で、城辺地区のみ高齢者人口も減少していることなんです。それに対する市の見解をお伺いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

宮古島市地域賑わい創出事業について、城辺地区の総人口、高齢者が減少していると、その要因についてということであります。宮古島市地域賑わい創出事業の基本構想におきましては、国勢調査の結果を基に、総人口、年少人口、生産年齢人口、老年人口の4区分で人口動態の統計結果を整理しております。整理した人口動態において、城辺地区については老年人口が他の地区より早い時期から減少をしており、平成7年から令和2年の25年間で旧市町村ごとの区分において唯一老年人口が減少している地区となっております。

人口減少の進行は、国が取りまとめたまち・ひと・しごと創生長期ビジョンによりますと、年少人口、生産年齢人口は減少するが、老年人口が増加する時期の第1段階、年少人口、生産年齢人口の減少が加速するとともに老年人口が維持または微減する時期の第2段階、年少人口、生産年齢人口だけでなく老年人口も減少していく時期の第3段階の3段階に分けることができるとされております。

城辺地区につきましては、少子高齢化等からの自然減が進んでいることに加えまして、平成17年から平成27年の10年間の減少率が他の地区と比較して大きいことから、これは推測ではありますが、市町村合併をきっかけに利便性を求めて平良市街地等に居住を移す方が増え、転出が転入を上回る社会減が進行し、先ほど言いました年少人口、生産年齢人口だけでなく、老年人口も減少していく時期の第3段階に入っていることが要因ではないかと考えております。

◎狩俣勝成君

減少していく、もう第3段階まで来ているということで、非常に深刻な城辺地域でありますね。

次のイを聞いてから私の意見も述べたいと思いますので、次の基本構想で取りまとめた宮古島市地域賑わい創出事業の基本的な考え方について伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

基本構想で取りまとめた宮古島市地域賑わい創出事業の基本的な考え方であります。

答えとしまして、宮古島市地域賑わい創出事業基本構想の策定においては、地域の現状に係るデータ等を取りまとめるとともに、地域づくり協議会、また自治会等旧町村地域等の住民の皆様からの意見をいただきながら策定を行いました。策定作業時においては、住民同士が関わる機会や雇用の方が少ない、また既存公共施設など地域資源を活用してにぎわいを生み出せる拠点をつくる必要がある、各地区や官民が連携した取組が重要である、活性化のためには定住しやすい環境も大切である等の意見が地域から主に意見として挙がっております。

これらの地域からの意見を踏まえつつ、他市町村の事例等も参考にしながら基本構想における今後の取組の基本的な考え方としまして、まず1番目に交流しやすい場所であること。2番目に、地域の資源や既存ストックを生かしたものであること。3番目に、官民が連携した取組であること。4番目に、旧町村地域全体に効果が波及する取組であること。5番目に、定住しやすい環境づくりにつながる取組であることの5つに整理をし、設定をしたところです。今後は、基本構想で設定をしたこの5項目を基にしまして、具体的な位置や取組等を盛り込んだ基本計画を令和6年12月をめどに策定していきたいと考えております。

◎狩俣勝成君

企画政策部長、ただいま1から5まで5項目の答弁がございました。私、城辺地区の課題は、先ほども

言いましたけども、人口減少に歯止めをかけることがもう本当に喫緊な課題だと思います。私の考え方として、この定住しやすい環境づくり、これが大変重要だと考えます。そのためには、2の地域の資源や既存ストックを生かした取組、そして3の官民連携した取組が必要です。これ一括で考えていただいて、使用されていない市有地など、私が毎回言っていますように、農村公園とかそういったもので利用して、そこに企業を誘致するか、若い世代の住居を確保するか、そういったのを誘致して、その周辺にまた若者が定住しやすい環境づくり、例えば今コンビニや生活支援の話もありました。そして、上野のAコープに、旧農業協同組合の金融機関の跡地にコインランドリーが設置されています。そこへ行くと、キッズスペースがあったり、マッサージチェアが並んでいたり、また読書スペースがあったり、本当にコインランドリーで洗濯物入れて、その待っている間、隣のAコープに行って買物したり、そういったのが一つにまとまっていて、私は非常にいい施設だなと感じております。また、市内で土建業、電気工事業、設備工事業を営んでいる創業者の中には、城辺地区の出身者が数多くいます。先ほど企画政策部長答弁で、城辺地区は平成何年、もう十何年前から人口減少が続いていると。そのときに私もちょっといろいろ考えて、この城辺地区に何かできないかと思っいろいろ考えていたときに、たまたま調べていくと今言ったように、建設業だったり、設備工事業や電気工事業、本当に創業者が城辺出身が多いんです。それを踏まえて、そういった方々をこの城辺のほうに誘導していくのも一つの手かなと思います。

私も以前、個人事業で設備工事業を営んでおりました、私の生まれ育った城边上区に何か貢献できないかと思い、私は1人だったんですけども、事務所を上区に構えて、毎日私1人、車1台、この上区を通るだけでも何か活性化できないかなと思い、やっていました。その中で、知り合いを見かけたら合図してったり、中には私を止めていろんな世間話をしたりしていました。現在、後輩に会社を譲ってあるんですけども、そこにはたまに行ったりするんですけども、そこにはもう事務員もいて、従業員も二、三名いるんですけど、前行ったときに庭で草むしりしながら隣のお婆さんとゆんたくしている事務員の姿がありました。その風景を見て、非常にいいなと思っていました。聞くところによると、隣のお婆さんから家庭菜園で作った野菜をもらったとか、また隣のお婆さんに聞くと家を空ける際にいろいろ協力してもらっていますよという話がありました。本当に小さなことでありますけども、事務所をそうやって田舎のほうに構えるだけでも隣近所とのコミュニケーションの場が図られて貢献できているんだなと実感しましたので、その辺に関して何か見解があればお伺いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

基本構想におきまして、宮古島市地域賑わい創出事業における基本的な考え方の一つとしまして、定住しやすい環境づくりにつながる取組であることがあります。これは、活性化のためには定住しやすい環境も大切であるという地域の方々から挙がった意見に基づいたものとなっております。定住しやすい環境づくりにつながる取組の具体的な内容については、先ほども申し上げたんですけども、次年度、令和6年12月までに策定する基本計画の中におきまして、地域のニーズ、また連携、協力が可能となる民間事業者等の意見も取り入れながら作業を進めていく予定をしております。

そのことから、先ほど狩俣勝成議員がご提案されました市内から城辺地域への事業所の移転、また農村公園等の普通財産化による土地とか住宅整備等の企業誘致も含めて等の活用につきましては、地域の方々の意見や民間事業者の意見等も伺いながら、基本計画に盛り込むのか、その辺を検討していくと考えてお

ります。

◎狩俣勝成君

企画政策部長、これは私の意見でありますので、地域住民の意向も聞きながら進めていっていただきたいと思います。

次に、3番、防災についてですけども、これはおとといの砂川和也議員から引き継ぎました防災についてですので、私からも質問していきたいと思います。自然災害は、いつ、どこで発生するか分かりません。そこで、地域防災の担い手として防災士の活躍が重要だと考えますが、宮古島市に何人くらいの防災士の資格取得者がいるかお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

防災士の資格取得者数についてお答えいたします。

まず、防災士とは、日本防災士機構のホームページによりますと、自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを同機構が認証した人のことを指すとのことでございます。防災士は民間資格となり、防災士養成研修講座や緊急救命講習を受講し、資格取得試験に合格することで認証をされることになります。

狩俣勝成議員ご質問の本市の防災士の取得者数でございます。認証団体であります日本防災士機構に確認を行いました。令和6年2月末時点で、男性が16名、女性が2名、合計18名との回答を受けております。

◎狩俣勝成君

合計で18名ということなんですけども、こういった5万5,000名の住民がいますんで、まだまだ足りないかなと思っています。災害時は誰が被災するか分かりません。この防災士を持った資格者も、もしかしたら被災するかもしれない。市の防災危機管理課が被災するかもしれない。また、消防署職員、また警察官も、今被災するか分かりませんので、幅広い分野の方たちや各地区に防災士がいたほうがよいのかなと思いますが、宮古島市として防災士資格取得に対する支援はできないかお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

防災士取得に対する支援はできないかということにお答えいたします。

令和5年度より自主防災組織の設立、強化を目的に資機材整備や活動への補助を行っておりますが、併せて防災についての十分な意識と十分な知識、技能を持つ人材の育成として、防災士資格取得制度は大変有効だと考えているところでございます。現在、防災士資格の取得には、沖縄本島での開催のみのため、受講料や教本代、開催地までの渡航費が負担となることから、本市での開催や受講料の助成などできないか検討しているところでございます。地域防災力の強化は、防災、減災の観点からも重要であるというふうに考えておりますので、幅広い年齢の方から防災への意識を高めて、地域の防災リーダーになり得るよう他自治体の取組を参考に取組んでまいりたいというふうに考えております。

◎狩俣勝成君

ほかの自治体とありますけど、私もちょっと調べました。沖縄市では、防災士資格取得に関する経費に対し補助を行っているそうです。また、沖縄市在住の比嘉夏希さん、9歳の方が、令和5年10月1日に行われた防災士認定試験に見事全国最年少タイで合格しております。このように沖縄市は、地域防災力向上に力を入れていることが分かります。

実は私も受講しようかと思ひまして、いろいろ調べました。そうしたら、防災士養成講座2日間受けなければならぬ。そして、費用も受講料約5万円で、宮古島から行くところの宿泊費もあるし、移動費もあるし、そう考えたらもう10万円ぐらいかかるんです。だから、できればいろんな人数制限とかあるかもしれないんですけども、宮古島各地域から募集して、この防災養成講座を宮古島市で開催するような方向に持っていけないかお伺いしたいと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

宮古島市でこういう講座を開催すると、確認したところ約50名程度の受講生が必要だと聞いておりますので、そこら辺も含めていろんな方面で意見交換しながら、取り組めないかどうか含めて検討してみたいというふうに思っております。

◎狩俣勝成君

議員みんなで受ければ24名、あと26名すぐ見つかると思います。皆さんで受ければもう50名いますんで、ぜひ検討していただければと思います。

次、4番、各団体への補助金についてなんですけども、各ボランティア団体の活動費のほとんどが宮古島市からの補助金で賄っています。そのため、補助金が交付される大体5月末ぐらいまでですか、経費を事務局職員が立て替える団体もあると聞いております。

①ですけども、事務局職員を配置した各ボランティア団体補助金交付を早めにはできないかお伺いします。これは多分各部署にまたがっていると思いますので、私が聞きたいのは補助金請求から交付までの流れについて聞きたいんですけども、地域振興課に答えていただいて、それと同じような流れでしたら答弁は結構かと思います。もし違う流れの部署がございましたらご答弁をお願いしたいと思います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

市民生活部のほうで答弁させていただきたいと思います。

市民生活部地域振興課において、宮古島地区防犯協会及び宮古島地区交通安全協会へ負担金を助成してございます。負担金交付の流れとしては、当該団体から総会資料及び負担金請求書を提出していただいております。負担金請求書を受け付けた後は速やかに支出負担行為決議票を起票し、会計課へ回送してございます。早めの支出ということでございますが、そのように対応はしておりますが、今後もスピード感を持って処理していきたいと思ひます。

◎会計管理者（儀間 博君）

私のほうからは、会計課の支出の流れについてご説明します。

本市における支出命令に対しては、会計課では全般的に審査を行った結果、適正であれば支出決議票により支出を行っております。狩俣勝成議員ご質問の補助金等についても、担当部局から支出決議票を当該支払い期日の14日までに会計管理者に送付し、審査の結果、適正であれば指定金融機関へ口座振込の事務処理を行っております。なお、請求書などに支出期限が設定されているものについては、それなりの早めの対応で行っております。また、振込期日の迫っている伝票についてはその伝票を優先して審査を行い、通常の伝送処理ではなく、振込用紙をもって振り込んでございます。

◎狩俣勝成君

私がご指名しようと思ったら前に出てきていただいて、ありがとうございます。会計課のほうで請求を

受け付けて、いろいろ審査をして、私も聞いたところ、大体2週間ぐらいかかるかと聞いております。それで、会計管理者、もう最後の議会であると思いますけども、本当に一日でも早く対応、振り込むことができないかお伺いしたいと思います。

◎会計管理者（儀間 博君）

まず、請求書による原則ということが宮古島市会計規則第48条に記述があります。支出命令は全て債権者からの請求書の提出をもってこれをしなければならないということが定められていますので、原則として請求書の提出がなければ支出はできないことになってございます。ただし、先ほども答弁したとおり、早めの支払いの期日が要望があれば、それなりの審査を行って早めに振り込むことは可能であります。

◎狩俣勝成君

請求がなければ支払いができないということなんですけども、本議会でもいろんな団体の補助金の予算計上がされております。本議会通れば補助金、予算決定すると思うんですけども、そういった請求がなくても、決まれば補助金交付できないか、その辺もう一度お聞かせください。

◎会計管理者（儀間 博君）

先ほども答弁したとおり、宮古島市会計規則の第48条に請求書の提出がなければ支出はできないというふうに定められていますので、まずは請求書を提出していただいて、それから審査を行い、支出をすることとなっております。

◎狩俣勝成君

会計管理者、誠にありがとうございます。最後の議会、議場かと思えますけども、これで思い残すことなく次の会計管理者へ引き継ぎ、これからもまだ市役所に残るということなんで、我々議員ともいろんな意見交換しながらこれからもよろしくお願いします。

続きまして、道路建設行政についてでございます。1、宮古島市新総合体育館建設についてでございます。①、今年度実施設計に着手する予定とのことだが、基本設計どおりに進めていくのか。それともこれまでいろんな議会や市民からの要望があると思えますけども、それについての取組はないのか、考えをお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

現在、基本設計は、スポーツ団体及び有識者の意見を反映した基本計画を基に作成されております。その基本設計の内容を踏まえ、実施設計を実施することとなりますが、これまでいただいた議員や市民からの要望につきましては、本事業計画と照らし合わせて実施設計の中で検討していきたいと考えております。

◎狩俣勝成君

それでは、②ですけども、国が3月末をめどにシェルターに関し整備地域や構造に関する方針を示していますが、一時避難ができる地下駐車場等をシェルターに位置づけ、国が財政支援を行うことが決定した場合、その分国が全額持つと思うんですけども、その辺の予算を地上部に拡充できないかお伺いしたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

国のシェルターに関するガイドラインがまだ公表されていないことで、地下駐車場をシェルターに位置づけることが可能かどうか、現時点では判断できませんが、国の方針が決まり次第、予算を含め国との調

整を行ってまいります。

◎狩俣勝成君

皆さんたびたび話題になっていますけども、市民プールが皆さん絶対必要だと言っております。民間のプールが5月末をもって閉鎖が決まっているようですけども、そのプールは会員も多く、待ちの方もいるなど大変人気があり、またスポーツアイランド宮古島としては、トライアスロンの練習場所にも充てていたと回っていたと聞いております。その地下の部分の予算が地上部に拡充できれば、地上のほうに市民プールの併設もできるのではないかと考えておりますけども、それについて市民プールの併設はできないか伺いたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

多くの市民が利用している民間のプールが閉鎖されることは、非常に残念でございます。総合体育館の整備につきましては、基本計画及び基本設計が完了しており、プールの整備計画はされておきませんので、実施設計においてプールの整備を検討することは困難であると考えます。

◎狩俣勝成君

建設部長、私はこの体育館の中に整備するのではなくて、その周辺に併設も、屋外にできるのではないかと質問しました。それで、今基本設計見ると地下に雨水タンクがございますよね。多分恐らくこれ生活用排水、トイレとか、そういったところに使用する水なのかなと思っています。私はこのプールだけではなく、防災機能も果たせると言うんですね、防災設備として。そのプールにたまった水をこの雨水タンクに持っていけば、災害時、断水のときとか、そういったのにも、地下が一時避難所になるわけですから、そこに多くの皆さんが集まります。いろんな生活排水、水が必要だと思いますので、防災設備という観点からこのプールの水が必要。そうなったら、いろんな国の補助メニューも出てくるのかなと思っていますので、その辺についてもう一度見解をお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

狩俣勝成議員がおっしゃっておりますように、災害時にプールの水を使用することは非常によい考えだと思っております。ですが、建設予定地は、敷地を大幅に拡大させることが困難であることから、プールを併設することは厳しいと考えております。

◎狩俣勝成君

地下に駐車場が、100台規模があると聞いていますので、恐らくいろいろ造成してやっていったら可能かなと思います。そこではなくても、ぜひ市民プールの設置は皆さん一緒になって考えて、市民のために造っていただけるよう要望したいと思います。

次に、環境衛生行政についてです。1、野犬対策についてですけども、まず①の野犬と野良犬の違いですか、これは何か伺います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

野犬、法律上は「ノイヌ」と呼ぶようです。野犬とは、主に自然の中で狩りをして自活し、人間との接触がほとんどない犬を指しております。また、野良犬とは、主に市街地や公園等に徘徊し、人間から食べ物をもらったり、ごみをあさって食べたり、人間に依存している犬のことを指しております。しかし、犬は常に移動し、行動しておりますので、野犬と野良犬の区別は難しく、曖昧となっております。

◎狩俣勝成君

「野犬」と書いて「ノイヌ」とも読みますね。野犬はやはり自分で狩りをして生活しているという話です。ありますけども、最近本当に家畜の子牛がかみ殺されて、中には肉が食いちぎられたような跡も見られます。これも狩りをする野犬に当たろうかなと思いますけども、こういった家畜に被害を及ぼしているというのは野犬なのか、野良犬なのか、判断できますか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第3条において、野犬は狩猟鳥獣と定められております。しかし、野犬と野良犬の区別は難しく、曖昧であるため、狩猟対象であるかの判断は難しいと思います。

◎狩俣勝成君

ほかの地区もこの区別がなかなかつかないということで、非常に問題になっております。私が調べた感じでは、野良犬は先ほど言ったように人に飼われていた犬、また野犬とノイヌも何か違うような話がありまして、野犬はその辺に徘徊して、もう民間ではなくて里の離れたところに生活している。ノイヌに関しては、何か聞いたところによると熊とか鳥獣対象になっていて、狩猟も認められていると聞いております。その中で、難しいんですね、本当に。その辺にいる犬が本当に野良犬なのか、ノイヌなのか、野犬なのかという区別があるんですけども、宮古島市としてはそういった区別を設定するような考えはないのか伺います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

市としましてはといいますか、宮古島市内でのことについては、これについては保健所のほうとも相談してその区別をつけるかどうかは考えていきたいと思います。

◎狩俣勝成君

環境衛生局長、本当に大変難しい。私が見ていても、これは野犬なのか、野良犬の区別がつきません。見る人が、ではこれノイヌだから狩猟してと依頼してくるのか、そういうことも考えられますので、これはもう日本全国的な問題でありますので、そういった区別をちゃんとしてほしいなと思います。

次、②ですけども、各地で子牛が野犬にかみ殺される被害が発生していますが、畜産農家の皆さんから防犯カメラの映像や写真の提供があります。しかし、いまだに野犬は特定されていますけども、捕獲できていないという話を聞いておりますけども、それに対する理由をお聞かせください。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

令和5年度において家畜被害は9件発生しており、鶏への被害が5件、子牛への被害が4件となっております。被害に遭った畜産農家の皆さんから防犯カメラ映像や写真の提供があり、襲った野犬については3頭を確認しております。襲った野犬の対応としましては、子牛が襲われた牛舎付近に箱わなを仕掛けておりましたが、襲った後は牛舎に近づいておらず、残念ながら捕獲に至っておりません。犬は行動範囲が広く、移動しながら行動しておりますので、居場所の特定が難しいことも捕獲に至っていない要因となっております。今後も宮古保健所と連携し、通報があった場所へ箱わなの設置等、引き続き捕獲に取り組んでまいります。

◎狩俣勝成君

環境衛生局長、畜産農家から聞きました。1回襲った犬ってもうこちらには当分来ないですよと。そんな箱わなを設置しても、見に行ったら猫とか鳥とかそういったのばかり引っかかって、なかなか野犬の捕獲に至っていないという話を聞いております。しかしながら、私が危惧しているのは、私の知り合いもよく軽トラックで走っていると追いかけてきた。そして、凶暴化しているんです。大変私が心配しているのは子供たちです。多分犬は逃げる人を追いかけると思います。子供たちもだからこの犬を発見して、万が一ふざけて走り回ったりした場合に襲ってくる可能性があります。そういった意味でも、せっかく特定できているわけですから、チラシを作ったり、この犬危険ですから、もし見かけたら連絡くださいとか、そういった看板とか設置して、見つかった、被害があった地域、そのまた隣接する地域にそういったチラシの配布なども必要かなと考えていますけれども、その辺に対してどういう対応をするかお伺いしたいと思います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

これまでも市民から野犬等の通報があった場所へ箱わなを設置し、捕獲に取り組んでまいりました。令和5年度は、宮古保健所と併せてこれまでに147頭を捕獲し、そのうち市としては40頭ほど捕獲しております。ご指摘の件に関しましては、市の広報紙やチラシの掲示等を行い、引き続き市民の皆さんへ情報提供を呼びかけるとともに、今後も宮古保健所と連携し、通報があった場所への箱わなの設置、捕獲に取り組んでまいります。

◎狩俣勝成君

環境衛生局長、ぜひ人に被害が及ぶ前にしっかりと対策をしてほしいと思います。

次に、4番目の教育行政についてです。1、宮古島市歴史文化資料館についてでございます。①、宮古島市歴史文化資料館は、宮古島の歴史や文化を知る上からも大変よい施設だと思いますが、どのような展示、企画、講座等を実施しているかお伺いしたいと思います。

◎教育長（大城裕子君）

今年度歴史文化資料館では、4回の企画展を実施いたしました。1、「宮古島市の住民避難壕展」、2、「宮古の墓のいろいろ」、3、「インドネシアの緋イカット、クジラと塩の織りなす布の物語」、4、「発掘調査にみる宮古島市の歴史」と題した企画展です。また、昨年度に発刊しました「宮古島市史第3巻第Ⅱ部みやこの自然と人」の執筆者を招いての文化講座など、全10回実施しております。そのほか苧麻糸手績みの展示室を整備し、宮古上布並びに苧麻手績みの普及、啓発活動に努めております。宮古島市歴史文化資料館では、今年度より一括交付金を活用して会計年度パート任用職員を配置することで要望の多かった土日の開館を開始いたしました。その結果、来館者数は大幅に伸び、令和4年度は747人でしたが、今年度2月末までで1,875人の来館者数となっており、約2.5倍となりました。

◎狩俣勝成君

土日を開館することによって約2倍の来場者が増えたと。本当に私も先日、令和5年度埋蔵文化財公開活用事業企画展に行ってみりました。そこにいた職員から丁寧な説明を受け、いろいろ勉強になりました。あまりにも詳しいもんですから、その職員に確認したら、でも会計年度任用職員でした。そこにいる職員たちは、企画から展示、いろんなことを行っていると聞いております。先ほど教育長が言っていたように、土日の開催のとき私もあっちの前を通ったんです。そうしたら運動場にもう仮設の駐車場を設置し

て、運動場にもたくさんの車が止まっているのを見かけました。そういった中で、市民からももう少し、今、年4回という話がありましたけども、それをちょっと増やしてくれないかという意見もございますので、次に行きますけども、②の宮古島市の歴史や文化を継承していく上でも継続できる体制づくりが必要だと思いますが、専門的な知識を持つ正規職員を配置する考えはないか伺います。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

現在、宮古島市歴史文化資料館に勤務しているのは、狩俣勝成議員ご指摘のようにパートタイム会計年度任用職員のみでございます。資料館には、市史編さんを担当する職員、発掘調査を担当する職員など勤務しており、また先ほど教育長の答弁にもありましたが、今年度から一括交付金を活用し、展示室を案内する職員を2名配置しております。現在のところ専門職の正職員を配置する予定はございませんが、展示案内の職員を含め、日々の業務の中で専門的知見を習得できるよう指導しております。今後も人材育成に努め、宮古島市の歴史と文化の魅力を発信につなげてまいりたいと思います。

◎狩俣勝成君

砂川中学校、私の母校の跡地利用に関して、本当にすごい、地域からもいいモデルになっているんじゃないかって話も聞かれていますので、ぜひ業務内容を拡充して、宮古島市民、また観光客の皆さんも立ち寄れるように整備をお願いしたいと思います。

次に、2番目の福岡県で児童が給食を喉に詰まらせ、死亡するという痛ましい事故が発生しました。それについてですけども、①、事故を受け、宮古島市ではどのような対応をしているか伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

令和6年2月26日の事故発生以後、文部科学省より学校給食における窒息事故の防止についての文書が届いております。3月2日付で各小中学校へ周知したところでございます。教育委員会としても、その後再度食べ物は食べやすい大きさにしてよくかんで食べる、早食いは危険である、学級担任等が注意深く児童生徒の様子を観察するなどの具体例や文部科学省の資料を参考にした未然防止や発生時対応に努めるよう注意喚起をしたところでございます。

◎狩俣勝成君

注意喚起して気をつけていくようにとの話ですけども、この学校給食のメニューにそういった事故があったウズラの卵とか、そういったものは含まれていないんですか。その辺をお聞かせください。

◎教育部長（砂川 勤君）

今年度学校給食でウズラの卵を使ったメニューはございます。城辺調理場で2回、上野調理場で2回、伊良部調理場で3回の給食提供を行っております。主なメニューとして、八宝菜や中華丼で、ウズラの卵も具材の一つとして提供してございます。給食については、よくかんで食べる、早食いをしないなど、担任の教員や栄養教諭、学校栄養職員などでこれまでも指導してきているところでございます。その中で上野の調理場においては、2月26日事故発生ニュースが放送された日の翌日、2月27日の提供のメニューにウズラの卵を使用して八宝菜が予定されておりました。そのことを受けまして、学校の先生方に食事マナーについて改めて周知して、児童生徒への指導をお願いしたところでございます。

◎狩俣勝成君

では、ウズラの卵あったんですけども、事故の翌日にも提供したと。その辺は細かくするのか、よくか

んで食べなさいとか、そういう指導もしたかと思います。私はこの事故を聞いたときに乳幼児や、また小学生低学年に起こりやすいなと思いました。頭によぎったのが、救命処置は行ったと思いますが、この気道異物除去、これができていたら助かったのではないかなと思い、私調べましたら普通救命講習の1、2、3と種類があるんですけども、その内容には必ず異物除去の講習があるんです。

そこで、②の教員や保育士等で救命講習を受講された方は宮古島市には何人ぐらいいるのか、お伺いしたいと思います。

◎教育部長（砂川 勤君）

学校においては、学校保健安全法第27条で、児童生徒の日常生活における安全に関する指導、教員の研修、その他学校における安全に関する事項について計画を作成し、実施しなければならないと定められております。毎年1回校内研修で消防署の方を招聘した講習、あるいは養護教諭等による研修を実施しております。内容としましては、心肺蘇生法やAEDの使用方法に加えて、背部叩打法、背中ですね。や腹部突き上げ法などの児童生徒が喉に物を詰ませた場合の対処法も実施しております。

ご質問の何人受講されたかということについては、講習の当日に出張であったり、休暇であったりということがございますので、こちらのほうでは人数の把握はしておりません。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

宮古島市の保育施設における救命講習の受講についてお答えします。

保育施設においては、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応ガイドラインがございますので、その中で子供の安全確保に関する研修に参加することを基本とするとされております。公立の保育施設職員については毎年救命講習等参加しておりますので、令和5年度には110名の職員が講習を受けております。また、市立の認可保育施設においても同様に救命に係る研修等を実施しているようですが、受講人数の届出の義務はありませんので、正確な数字等は把握されておりませんが、簡単なアンケート調査を行いますと27施設、216名の職員が救命講習を受けているとのことでございます。

◎狩俣勝成君

大体そこに居合わせた先生方は本当に皆さん受けているということでもありますけども、その後にもし事故が起きていた場合、冷静に対応できるかというのはちょっと不安でありますので、その辺は定期的にそういった事故も想定しながら訓練を重ねていったほうがいいかと思います。

これをもちまして3月定例会の私の質問を終わりますけども、先ほど儀間博会計管理者だけを言ったんですけど、この中にも今定例会で議場を後にされる部長の皆さんがいます。定年が延びたおかげで、定年前退職とか、ほかの部署でまたいると思いますので、一緒になってまた宮古島のために頑張っていくことを願ひまして私の挨拶とします。どうもありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで狩俣勝成君の質問を終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時04分）

再開します。

(再開＝午後 1 時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎下地 茜君

議員番号2番、会派、市民ネット結、下地茜です。通告に従いまして、追加で質問もさせていただきつつ、一般質問できればと思います。当局におかれましては、市民に分かりやすい明瞭なご答弁をお願いしたいと思います。早速ですが、質問に入らせていただきます。

公営住宅についてお伺いしたいと思います。沖縄県のほうが令和4年4月に条例を改正して、入居時に求めている連帯保証人を緊急連絡人に改めました。その際に、家賃の回収率も低下しないように専門員を配置して、収入が不安定な入居者と福祉制度をつなぐ仕組みを継続していくというふうに県のほうは答えているんですけれども、宮古島市も令和6年度から連帯保証人制度を撤廃する方向でいると思います。この福祉との連携をどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

相談員等の取組については、関係部署や指定管理機関との調整が必要となりますので、今後検討したいと考えております。

◎下地 茜君

公営住宅、福祉の面も持っていると思いますが、建設部が福祉もとなるとなかなか負担が大きい部分もあるかと思います。ぜひ仕組みをつくって、仕組みでもって対処できるようにお願いいたします。今後検討されるということなので、またお聞きしていきたいと思います。

次に、地域対応活用計画についてお伺いします。令和6年度主要施策のほうにも、新規で若者の定住促進というところで載っていたかなと思っていまして、先日の狩俣政作議員への質問でも触れられていたかなと思っています。県議会のほうでも少し質問があったようでして、まずは内容をお伺いできればと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

市営住宅に空き室が生じている地域には、民間賃貸住宅の家賃高騰により住居の確保ができない若者に住居を提供することにより、地域の活性化を図ることを目的としております。提供する市営住宅につきましては、長期間応募がない市営住宅を対象としております。

◎下地 茜君

長期間利用が比較的少ないところということだと思いますが、どの市営住宅をというのが目星がどうか、もし言えるようであれば教えていただきたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

長期間応募のない市営住宅が対象となりますので、福嶺市営住宅、福里第2市営住宅、新城市営住宅、上野第二市営住宅の4市営住宅を10戸提供する予定としております。

◎下地 茜君

少しこの地域対応活用計画も調べましたら、結構各地でいろいろ利用して取組されているなどと思って見えていまして、富山県の砺波市というところでは紹介のされ方が、U、I、Jターンの方に市営住宅を提供

するものというような紹介がされていました。ちょうど宮古島市でも、例えば島外に出て、結婚をして、あるいは離婚をして、もう一度島に戻ってきたいというときに、住まいがないという相談って結構あると思うんです。これはもし地域対応活用計画ということで要件の緩和になるんだと思うんですけれども、そのような対応をしていった場合にこういったケースも対応できるのか、少し分かる範囲で教えてください。

◎建設部長（川平陽一君）

この条件としましては、Ｕターンによる市内への移住を検討している方、または市内に居住したい住宅に困窮している方という条件がございます。この条件を満たしておれば入居は可能となります。

◎下地 茜君

また、その詳細な要綱などが決まってきたらぜひお聞きしに行きたいなと思っていますが、同時に気になっているのが、空き部屋になっている住宅、私ももっと活用したらどうだというようなことをお聞きしに行ったことがあるんですけれども、実は雨漏れがあって使用できない部屋が幾つかあって、そういうものだと退去して入居するための修繕だけでは追いつかない、きちんと外壁の修繕も併せてやっていくような形でないと雨漏れの修繕も対応が難しいというようなことも聞いておりましたので、この主要施策のほうを読んでいるとそこも対応するのかなというふうに読めるので、それを少しやるのかどうかというところを説明していただきたいのと、気になっているのが建て替えの市営住宅と重なってくると思うんです。建て替えの予定の市営住宅とかぶってくると思うんですけれども、この外壁の修繕をすることでその計画に影響していかないかということも少し気になっています。この２点をお答えいただきたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

長寿命化計画に基づき、令和６年度は上野第二市営住宅の外壁等の改修工事を予定しております。内訳としましては、６世帯の２棟、合計１２世帯で外壁工事の改修を予定しております。

これらの建て替えの影響はないかということですが、建て替えの影響については特に問題はありませんので、引き続き長寿命化計画に基づいて進めてまいりたいと考えております。

◎下地 茜君

宮古島市の建て替えの計画をいつも眺めていて、まだ一市営住宅を来年度進めていくというようなところかと思っています。特に福嶺市営住宅などは順番どおりにやっていくと１０年後になってしまいはしないかと思っています。ぜひこういう事業を活用しながら外壁の修繕、上野が今回やるということなので、多分住まわれている方は喜ぶと思うんですけれども、ぜひ対応していただきたいと思います。せっかくのよい制度なので、ぜひ周知をしっかりと行ってやっていただきたいと思います。

それから、次の質問なんですが、相談などが割と複数回受けていて、例えば秋頃に募集をすると。そうすると、１１月と１２月とかその辺りで入居が決まるんですけれども、ではいつ入居できるんだということ、早くて年度明けですと言われたりするそうなんです。そうすると、年度明けまでに今いるおうちを出ていかないといけないので、この方は住む家がなくなってしまうと。荷物を抱えて一時的に住まう空き家を探したりとか、宿泊施設を探したりするので、相談されると心苦しいんです。一緒に探すぐらいしかできないので、結構しんどい状況だなと思っているんです。もしかしたら年度末はこういう状況が頻発しているん

ではないかとも思っています。この状況の説明、どういう要因でこういうことが起こっているのか、何か改善策はないのか、その辺りお聞かせいただきたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

7月と11月に空き家待ちの募集はかけております。その中で空き家待ちの抽せんを行って、順位を確定します。今現在、空き家は98戸ほどありますが、36戸が空き家待ちの状態で埋まっている状態です。

◎下地 茜君

こうしたら改善できるんじゃないかなとかそういうことは、もうこれが常態化しているというふうに受け止めていいんでしょうか。これは、どんなふうにすればよくなるというようなことはありますか。

◎建設部長（川平陽一君）

これは長期間入居して退去した空き部屋については、全体的な修繕や補修、特に壁や床の張り替え等と台所、風呂場の修繕等に時間を要しております。これを早めに修繕できないかということで、市が指定しております指定管理者のほうと今後調整して、修繕を早めに終わらせて空き家待ちの方に早めに入居ができるかということで調整をしている段階でございます。

◎下地 茜君

もう少しお聞きしたいんですけども、その指定管理の事業者と早めに終わらせることができないか調整をしているということなんですが、具体的にどんな調整ができるのかなというところをお聞きしたいんですが、修繕をする業者を増やす、その仕組みを変えるのか、その辺りはお答えできるもの、できないものがあると思いますが、もし可能であればお聞かせください。

◎建設部長（川平陽一君）

空き家の修繕につきましては市内の業者に委託して修繕を行っておりますが、業者の選定につきましては県が修繕工事の実績などを審査して登録した業者の中から市営住宅の修繕を業者に依頼しておりますので、この辺りは適切に業者が修繕しているかなと思っております。そのことで早めに空き部屋を修繕して、これ予算的にも今回は十分確保できておりますので、その辺で対応してまいりたいと考えております。

◎下地 茜君

実はこの件に関しては、以前から何度かどうにかならないんですかというのを聞きに行ったりして、3年ぐらい前から行って、当初聞いていたのは、当初予算でこの予算を取って年度途中で補正をつけると。例えば9月で補正計上すると議会が終わるまで動かさないで、それが遅れの要因になっているんじゃないかなというふうに感じたんです。そういう言い方は、はっきりしないわけですけども、そういうことがあるんじゃないかなと思っておりますので、本当に必要な分だけをと考えて、低めに当初予算をつけて、不足分を補正でというようなやり方をしてしまうと、この市営住宅の場合は最終的に市民サービスに遅延が生じるということがあると思っておりますので、ぜひ市民への不利益を生じさせない対応をしっかりと当初予算でつけていただくということは引き続きやっていただきたいと思いますというふうに思っています。修繕できる業者が不足しているような状況も今のこの市内の状況見るとあるんじゃないかなと思っていて、今ホテルの建設が増えていて、建築指数というのがあるみたいなんですけども、2015年100とすると2022年などで125とか130とかまで上がっていると。そういう中で、市営住宅に係る価格が、修繕の価格が、例えば合併して間もなく20年ですけども、その間で改定があったのか、なかったのか、こういうところも修繕を行

う業者の不足につながっていきかねないのではないかと思うんですが、その辺りどうでしょうか。ちょっと状況がもしお聞きできればと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

市営住宅の築年数や入居期間等により修繕箇所が多岐にわたる場合があります、修繕に時間を要する場合がございます。下地菫議員もおっしゃってありましたように、民間住宅やホテルの建築が多くある場合、そちらに業者が流れる場合がありますして、修繕が遅れる場合がございます。修繕費の見直しにつきましては、修繕箇所により修繕単価を設定して業者へ依頼しておりますけれども、近年の建築資材や人件費の高騰により、修繕単価については指定管理者との調整を検討したいと考えております。先ほども申しましたが、今回予算を十分確保しておりますので、修繕費は十分対応していきたいと考えております。

◎下地 菫君

当初予算のほうでしっかり取ってくださいという部分もやっているよということで、期待したいと思います。

また、今回実は修繕に係る市民の相談があつて、各方面少しお話をお聞きしましたがけれども、室内に入ってどこに問題があるかと分かるのも経験が必要らしいんです。そういう意味でも、やはりある程度修繕やってくれる業者が育つような環境づくりも必要なのかなと思いますし、また品質に自信があるから相見積りお願いされても自分たちは価格は下げないよというような意見もありました。行政としては安い価格を選んでいくのはある程度仕方ないとしても、一定水準を保てるような環境をぜひつくっていただきたいなと思っていて、ではまず価格を上げるとどの程度のボリュームになるかというところから数字を出して検討していただきたいと思います。

もう一問あります。市営住宅の入居に際して、優先枠が子育て世帯、障害者世帯、高齢者世帯などあると思うんです。子育て世帯については2人以上のお子さんがある世帯というふうになっていると思いますが、近年少子化の傾向にもあるので、子育て世帯の数も減っているものと思われます。子育て世帯に1人のお子さんのお子さんの家庭も含む、あるいはまた別途優先枠とするような対応ができないかというところをお聞きできればと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

市営住宅の優遇世帯として、母子、父子家庭を含む子育て世帯がございます。ご指摘のとおり、現在多子世帯が対象となっております。子育て世帯につきましては、令和5年12月に国土交通省が公営住宅を活用した住まいの子育て支援実施要領を定めておりますので、本要領に基づき一子世帯につきましても優遇世帯として取り扱うように進めてまいります。

◎下地 菫君

本当は空き家のことも聞きたかったんですけども、すっかり入れ忘れてしまったので、来月またお聞きしたいと思います。盛りだくさんのご回答ありがとうございました。

それから、次が医療行政についてなんですが、若年がん患者在宅療養生活支援についてです。平成30年に陳情が上がって、市議会でも可決しています。あれから6年たって、一般質問でもこれまで複数回取り上げてきました。そうこうしているうちに県のほうが来年度から支援制度を始めることになりまして、ただこれは市の実績に対して県が2分の1助成するというものなので、宮古島市にきちんと制度化していただ

かないと市民は利用できないんです。来年度宮古島市はどのように対応されるのかお聞かせください。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

沖縄県では、令和6年度より市町村が主体となる若年がん患者在宅療養生活支援事業に対し、補助を行う事業実施に向け、取り組んでおります。令和6年度予算案としまして2月定例会に、県議会のほうで提案されております。事業内容としましては、在宅療養訪問看護費用、福祉用具購入などを支援する内容となっております。市としましては、若年患者の方が住み慣れた自宅で安心して生活を送ることができるよう、在宅における患者ご本人及びそのご家族の負担を軽減するための施設制度の創設について、県の実施する事業と調整を図りながら令和6年度の事業実施に向け、取り組んでまいります。

◎下地 茜君

取り組んでいただけるというふうに受け止めてよろしいですね。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

令和6年度の導入を目指して取り組んでまいります。

◎下地 茜君

前回はニーズを調査するとか、あと他市の状況もというご返事だったので、同じご返事が来るかなと思って長々と準備していたんですけども、ありがとうございます。やはり県がやっていただく、その制度を半分やっていただくんですが、宮古島市から上がっている陳情でもあるので、やはり受け止めて、他市もこれからの動きだとは思いますが、宮古島市がやれば石垣市もやるだろうし、その動きが1市でもやれば出てくると思うので、これは小さな制度だと思うんです。年間の間では何人の人が使うんだという、1人とか2人とかそういう数だと思うけれども、この制度があればその方は使っていけるというもので、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

それから、福祉行政についてお伺いしたいと思います。要配慮者の災害時避難についてですが、去年は台風6号が沖縄本島に2度接近して大きな被害をもたらしました。その際に要支援者の災害時の避難についても心配の声が上がっていて、しっかり調べないと年が明けてしまったんですけども、今年元旦には能登半島の地震があつて、改めてしっかり考えていけない問題ではないかと思っています。いま一度宮古島市の状況をお伺いしたいと思います。書いてある要支援者避難名簿登録者数、福祉避難所の受入可能人数、個別避難計画の策定数、それぞれお伺いいたします。

◎福祉部長（松堂英彦君）

本市の災害時避難行動要支援者避難支援計画に基づく策定状況について、令和6年3月15日時点の状況をお答えいたします。

まず、避難行動要支援者名簿の登録者数136人です。それから、福祉避難所の受入可能数、これは協定済みの施設、11施設の受入合計人数です。49名。それから、要支援者の個別計画策定数が13名となっております。

◎下地 茜君

実は琉球新報でかなり詳しく各県内の状況を取り上げ、特集されていて、要支援者名簿についても各自自治体で制度がまちまちということでした。例えば高齢者のみを対象としていたり、再度チェックをかけたらお亡くなりになられた方の名前が載ったままで、更新をするとその名簿の数がもうほとんどないという

ような、そういう事例もあるようでした。宮古島市では、この要支援者名簿については申請方式になっていると思うんですけども、定期的な確認ができていくかというところをお伺いしたいと思います。

◎福祉部長（松堂英彦君）

現在、避難行動要支援者名簿に登録されている136名につきましては、住民登録状況等について名簿情報に変更が生じていないか毎年確認し、名簿情報を更新しております。また、新たに支援が必要となる方の情報につきましても、関係部署との連携を図り、把握していきたいと考えております。

◎下地 茜君

毎年確認されているということなので、ぜひしっかり更新させていっていただきたいなと。必要な方本当に136名で十分なのかということもあると思います。各市の状況を見ても、確かな情報をこの名簿に反映させていくには課題があるなとは思っていて、その中でも個別避難計画の策定が1割程度になるんですか、しっかり策定数も増やしていかないといけないんですが、けれども、もし136名全員が策定できたら今度は福祉避難所の受入数が不足しているという状況も生まれると。こうした業務を本当であればもっと力を入れてできたらいいんですけども、なかなか簡単に進んでいないというのも現状かなというふうに宮古島市に限らず思っています。例えば福祉避難所に指定された際に、停電時の発電機ですとか、そういう設備を拡充するような支援があるかどうかお伺いいたします。

◎福祉部長（松堂英彦君）

本市における福祉避難所は、社会福祉施設等のように現況において要支援者の避難が可能な施設として、バリアフリー、支援者をより確保しやすい施設を主眼に置いて協定を結んでおり、現在11施設を確保しております。この協定を結んでいる福祉避難所は、要支援者が円滑に利用するための措置が既に講じられ、災害が発生した場合において要支援者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されている施設となっております。そのため、受入れに必要な設備等について整備されているものと承知しており、整備、拡充の支援はこれまで実施しておりません。

◎下地 茜君

インセンティブがあんまりないのかな、通常業務の中で押し込んでやっているのかなというふうな印象があるんです。今、提携している施設は十分に設備があるということなんですが、では新たなところがやろうと思ってもそんなに受け入れられる状況ではないよという場合に、ではそれ何かしらの設備投資に係る支援があればできそうだなとかいうようなことも本当はあったほうがいいと思っているんです。それは今後の課題かなと思っているんですが、そういった中で実はいろいろ調べていくと、私はてっきり障害のある方は福祉避難所に行くと思っていたんですけども、その福祉避難所に入れるのはこの計画がつくられている13名の方になりますね。私の知り合いの車椅子の方にこの話をして、では要支援者避難名簿の対象要件を見てもらったら、この方車椅子の方ですけども、自分は当てはまらないなということだったんです。なので、その車椅子の方、それから障害がある方で比較的軽微な方もそうですし、しっかり個別避難計画までつくられていない方もそうですし、実は災害が起こったときには一般避難所で受け入れることになるというふうに思っています。それを本市各課が認識されているのかなということを今回はその質問に入れたくて、宮古島市の避難所は学校とか公民館、公共施設になると思うんですが、例えば台風のときに停電をしたとか、地震があったとか、そのときに避難所にきちんとアクセスできるのか、トイレはバリ

アフリー化されているのか。能登半島では、知的障害者、それから精神障害者避難所に入れずに車中泊をしているというケースも結構あったようです。あるいは、体育館に個別にテントを張って、そこで個人の空間を確保できるようにしている自治体もあるようでした。避難所となる各施設のバリアフリーの状況を本市はどの程度把握されているのか、お伺いしたいと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

避難所のバリアフリーの対応についてお答えいたします。

本市におきましては、大規模災害時における指定避難所としましては主に学校の体育館などがあり、本市におきましては32の施設が指定されているところでございます。その中で、要配慮者などの避難を想定したバリアフリーの内容としましては、障害者用トイレ、スロープ、点字ブロックの有無などが挙げられます。現在、一部の指定避難所において対応できていない部分もございますが、要配慮者への配慮も含め、避難所における良好な生活環境の確保に向け、施設を所管する部署への情報共有や意見交換を行っており、指定避難所としての機能が維持できるよう、引き続き関係部署との連携に努めてまいりたいというふうに考えております。

◎下地 茜君

まずは、建て替え予定の校舎、公共施設でバリアフリーをきちんとやっていただくというのも1つかなと思っています。ほかの施設についてもまずは現状の把握をして、計画のようなものがあって、その順番で予算を取ってできるような形だといいなとは思っているんですが、また引き続き私もこの現場を見るような形で調べていきたいと思っています。例えば観光客が増えて、今トイレの需要も増えていると思うんです。イベントで使えるような牽引して移動できるバリアフリーのトイレなどもあるようですので、例えばそういうのを備えておけば、通常時は観光客向けに、防災のときにも利用できるかなと思っていますので、そういうこともぜひ計画の中に入れて考えていただけたらというふうに思います。

では続いて、畜産行政についてお伺いしたいと思います。牛に対してのワクチン接種なんですけれども、競りに出す前のワクチン接種などで結構かかる、年間40万円かかるというような話も聞いていて、大変だなと思っているんですけれども、今回は元気に産み育つ用に打つワクチンについて、沖縄県自体が接種率が低いということで、宮古島市も同様というふうに聞いています。異常産予防ワクチン接種が11.数%、12%程度で、これでは地域の感染拡大を予防できないのではないかという指摘もある。また、肺炎予防ワクチン接種も、これも少し減少傾向にあるということで、今飼料などが価格高騰していますので、どうかして節約しようとするところの辺りが、予防ワクチン接種を控えるということになっているのかなと思うんです。こうした状況の中で、本市で対策や考えていることがあればお伺いしたいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

異常産予防ワクチンの接種についてでございます。牛の流産や死産、体形異常の子牛の分娩等の異常産には、吸血昆虫が媒介するウイルス感染症があります。ウイルス性の異常産はワクチンで未然に防ぐことができることから、市では毎年畜産農家を対象に事業説明会や事業一覧を送付し、接種の案内を行っているところでございます。

異常産予防ワクチンの接種率は、令和4年12月の調査の結果によると、繁殖牛5,819頭に対して接種数は379頭となり、6.5%と低い傾向にあります。昨年の11月から1月にかけて畜産農家に飼養管理に関するア

ンケートを行いましたけども、その中で異常産予防ワクチン接種についてもアンケートを行っております。そのアンケートでは、62%の農家が未接種であるというふうに回答しております。未接種の理由といたしまして、必要性を感じないが62%、知らなかったが10%、費用に関することが5%、その他が8%、無回答が15%となっております。

これまで異常産を経験した農家は接種しておりますが、一、二年異常産の発生がない場合、接種を行わなくなる農家もいます。また、異常産の経験がない農家は接種していない傾向が見られます。本市の肉用牛農家ほとんどが繁殖農家であり、子牛を出荷することで収入を得ておりますので、一頭でも異常産が発生した場合、経済的損失は大きなものになります。本市では、ワクチンによる予防は重要だと考えていることから、令和6年度からは異常産予防ワクチン接種や指示書によるワクチン購入についても補助を行うことで接種促進を図りたいと考えているところです。

◎下地 茜君

来年度から対象を広げるということで、拡充ということになりますか。ありがとうございます。ワクチン対象を広げることで、あるいは接種率を上げることができた場合に、例えば死亡率は下げられたか、発育はどうなのかなど、そういう検証は今後されるのかというところをお聞きできたらと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

ワクチン接種の効果の検証についてでございます。ワクチン接種データを蓄積し、連続してワクチン接種を行っている農家と未接種農家の出産率や出荷時の増体重の比較など、接種事業の継続をしながら効果についても検討していきたいというふうに考えているところです。

◎下地 茜君

いろいろ資料を調べましたら、大分県の例で調査比較しているものがあって、例えばA農場には全頭、B農場は子牛だけワクチンを打つと。どちらも基にあった呼吸系の病気は収束したんですけれども、全頭打ったほうでは1日の平均増体量も増えたというような、そういう調査などがあって、そういうことまでやるとしたら予算も人員も増やさないといけないと思うので、どこまでやるかということはあるんですが、これを言うのはデータが取れると農家に費用対効果まで話せると思うんです。それから、子牛の価格をどう上げていくのかというところの計画をつくる土台にもなると思いますので、ぜひ予算をつけるようなところまでいければいいなと思っていますが、可能などころからぜひ検証にも取り組んでいただきたいというふうに思います。

続いて、BSE特別措置法の改正についてお聞きしたいんですが、2001年から国内で症例が見つかって、対策をしてきたところだと思います。2020年2月以降に生まれた牛はBSEのこの病気が発見されていないので、来年度、もう間もなくですけど、4月1日から検査の対象が96か月齢以上の死亡牛だったのが、健康な牛が除外されて疑わしい牛だけが検査対象と変更になると。これはいいことであるんですけれども、これまで検査した牛の廃棄、これは宮古島市の場合は県の宮古家畜保健衛生所が引受けをされていて、基本的には96か月齢以上の牛も今後は宮古家畜保健衛生所ではなくて自分たちで廃棄するというような形になるので、宮古島市これまで何度か取り上げてきたように、特に牛など大きな家畜は処分費用が大きくて、1頭当たり10万円を超えたりします。このBSE特別措置法の改正をした場合の影響について把握はされていると思うんですけれども、把握されているのかどうか、それから何かお考えはあるのかというところ

をお聞かせいただきたいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

死亡牛については、BSE、狂牛病に関する特定家畜伝染病防疫指針により、96か月齢以上は宮古家畜保健衛生所にてBSE検査及び処理を行っております。96か月未満の死亡牛については、下地茜議員おっしゃるとおり、民間施設で処理を行っているところです。民間処理の施設に関する費用としまして、宮古家畜保健衛生所で処理した場合は、検査料込みで2万円で済んでいるところでございます。民間事業者で、施設で処理を行った場合、400キロ以上は6万500円。これに別途運搬費が5,500円というふうになって、農家負担が懸念されているところでございます。

そういうこともありまして、市含めてBSE検査の変更について農家への周知が不足しているということから、今年2月に開催されました畜産技術委員会において、暫定期間を設けて宮古家畜保健衛生所で引き続き処理するように要望しているところでございます。

◎下地 茜君

ぜひ農家に混乱や負担増がないように、ご尽力いただきたいと思います。BSEについて基本的には検査しないとなっていくと、これまで年間50頭は焼却してきたということです。この県の焼却炉ってどうなっていくのかなと気にもなっています。今後廃棄物の処分という出口について、やはり各分野、各関係者で将来この宮古島の設計図というか、予想図ちゃんと描いていく必要があるんじゃないかなと思っています。そういう話合いができる場もつくっていただきたいと思います。その中で、ぜひ安価に、適正に処理ができる仕組みをつくる必要があると思っていますので、引き続き取組をよろしくお願いいたします。

続きまして、水道行政についてお聞きします。長期水需給（_____部分は訂正）計画、どのような目的でこれつくられるものなのかお伺いいたします。

◎水道部長（兼島方昭君）

すみません、「長期水利用計画」ではなくて、「長期水需給計画」です。その計画の目的と内容を伺うということです。お答えします。

今後における水需要については、令和13年度までの水道計画で対応可能であるとしておりますが、生活水準の向上やコロナ禍以降において急激に入域観光客数の増加が見られ、一部の地域では土地の取得や管理状況などから具体的な計画が見えない大小規模ホテル等の建設計画が存在し、その中の一部の計画は近い将来において本格的な計画に着手する動きがあり、今後においてどの程度水需要量の増加が伸びるかなどを把握した上で、厳しさを増す水需要に対応していく必要があると考えております。また、ダムの開発が進んだ沖縄本島においても、令和5年の少雨によりダム貯水率が過去10年間で最低となっており、県民への節水の呼びかけを行わざるを得ない状況なども勘案する必要があります。

こうした状況を踏まえると、本市においても少雨、大規模災害といった不測の事態下にあっても、安定的かつ継続的な水需要への対応の観点から、陸水系の水源開発のみならず、海水淡水化施設の検討など水道事業の突発的な事態に備えるべく、冗長化を含めた長期水需給計画の策定が必要で、具体的には水源確保に向けた現状分析、水需要予測、新たな水源確保の検討、現施設の更新計画や海水淡水化施設等について、水道財政に及ぼす影響も含めた検討を行い、取りまとめることとしております。

◎下地 茜君

観光客が増えて、ホテルがどんどん建って、水は足りるのかという不安の声が以前から届いています。宮古島の水は代えることができないこの島の資源だと思っていますので、いかに有限の資源を守るかという観点も忘れずに計画に当たっていただきたいと思います。次の質問なんですけれども、宮古島市の計画では伊良部島の浄水場の再活用と加治道水源の開発が今見えているものかと思いますが、特に伊良部島の地下水、淡水レンズで水を採取するには慎重にならなければいけないと、幾らでも使えるものではないという私の認識なんですけれども、こういう今再活用をして進めていく水需要が足りていないという中で大丈夫なのだろうかと思っているんですが、ここに関して伺いたいと思います。

◎水道部長（兼島方昭君）

まず、淡水レンズについてちょっと説明しないと分からない人いっぱいいると思いますので。まず、淡水レンズとは、周囲を海に囲まれた島や半島において、海水を含む帯水層の上部に密度差によって浮かんでいる凸レンズ、虫眼鏡みたいなものですね。状の淡水域でして、大きな湖沼や河川がない離島などで貴重な水源として利用されており、伊良部島や多良間島がそれに該当します。

それを踏まえて伊良部島淡水レンズの影響ということですので、伊良部浄水場の再稼働に際しては、平成30年から令和3年度において、地下水塩水化状況調査として淡水レンズの状況も調査しております。各地点の鉛直電気伝導率測定の結果、琉球石灰岩中に塩水が進入していない範囲及び淡水レンズ下端標準コーナー、これ高さですね。を示した上で淡水レンズの厚さは算出し、把握しております。再稼働前に当たっては再度揚水試験を行いますので、その際限界揚水量だけではなく、塩化物イオン濃度の上昇にも着目した揚水試験を行うことにより、各地点の取水可能量は確定するものと考えております。そのことにより、淡水レンズに影響を与えることのない適切な取水量での運用が可能となると考えております。

◎下地 茜君

水を取り過ぎると、淡水レンズの圧力が変化して塩水化していくということが分かっていると思います。塩水化が進むと、その後では雨が降って水量が回復すれば大丈夫かというともう復元が困難であるという報告もあって、場所によってはそれでも水が必要だということできみ上げはするんですけれども、定期的にこの塩分濃度を測って、塩分濃度が上がってきたら中止してというようなことをやりながら利用しているという島もあるようですので、宮古島市の場合もやはり定期的な検査というのは必要ではないかと思うんですが、また貴重な水というところの理解はやはり必要なんではないかなと思っています。伊良部島のこの浄水場は、本来例えば防災時であったり、緊急時に確保されるべき島の人たちの生活を守る水であるべきだと思っていますので、そういうところも今後明確にしながら、水に関しても市民に利益、不利益を与えない観点で、事業者の皆様にも理解と協力を説明をしながら得ていくような時期に来ているのかなというふうにも思っています。そのような取組もぜひ今後は考えていっていただきたいなというふうに思います。

続きまして、6番、国民保護について伺います。これすみません、私の通告書が「特定重要施設」と書いたんですが、「特定重要拠点」で質問させていただきたいと思います。名称が改まって「特定利用空港・港湾」というふうになるようです。那覇空港と石垣港が指定される方針が既に報道されていますが、1月29日に離島5市町村の首長が那覇市で知事に面会をして、離島空港の早期の機能強化を要請したとい

う報道がありました。産経新聞では、これの報道のされ方ですけれども、有事の際の自衛隊や海上保安庁による国民保護活動などを見据えて、政府が整備する特定重要拠点空港・港湾に県内12か所が候補に挙げられていることを踏まえ、沖縄離島5市町村の首長が29日、玉城デニー知事と面会したというという報道でした。この名称を改め「特定利用空港・港湾」ですが、これはどういうものかお伺いしたいと思います。

すみません、通告書が「特定重要施設」になっているので、もし土地規制法に係るお答えの場合は回答は要らないと思っています。利用空港で回答できるようであればお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

特定重要施設とはで答えたいと思います。特定重要施設とは、重要施設（防衛関係施設、海上保安庁の施設、生活関連施設）のうち、その機能が特に重要なものまたはその機能を阻害することが容易なものであって、ほかの重要施設によるその施設機能の代替が困難なものと定めております。

◎下地 茜君

特定重要施設のほうでの説明だったので、すみません、特定利用空港または特定重要拠点についての質問なので、再質問等でさせていただきたいんですが、県議会での見解を引用すると、こういうふうに言っています。この特定利用空港・港湾とは何かということです。民間との共用を前提に、自衛隊等が利用できるよう整備または既存事業の促進を図り、併せてインフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けるものと回答されています。国がその特定利用空港・港湾と言ったときに、それは同時に自衛隊が利用するということを前提とする、メディアでも県のほうもそう認識していると思うんですが、これを本市は認識しているのかというところをお聞かせください。

◎副市長（嘉数 登君）

昨年の9月29日に内閣官房をはじめ関係省庁から説明を受けておりまして、その時点においては確かに特定重要拠点空港・港湾というような説明でした。内容的には、今下地茜議員がおっしゃったように、民間との共用を前提に自衛隊等が利用できるよう整備または既存事業の促進を図り、併せてインフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設ける施設ということで説明ありました。当該施設については、自衛隊の利用等があるということは市としても認識しております。

◎下地 茜君

1月29日に要請に行かれていますので、その要請についてお聞かせいただきたいと思います。RBCでのニュースを見ると、石垣市の中山義隆市長が特定重要拠点指定への同意も求めたというふうに書いてありますので、そこも踏まえてこれ宮古島市では自衛隊の利用を求めているのかというところをお聞かせください。

◎副市長（嘉数 登君）

県への要望につきましては、令和6年1月29日に沖縄振興拡大会議前に、美ぎ島美しゃ市町村会と今回久米島町を含む5市町村、これ宮古島市、石垣市、竹富町、与那国町と久米島町において、これは滑走路延長及び誘導路、エプロン拡充などの空港施設の機能強化の要請をいたしました。宮古島市としましては、今回の要請は特定重要拠点施設を念頭に置いたものではなく、観光客の受入機能の拡大、それから経済振興の観点のみならず、災害時及び国民保護等も含めた体制の構築における空港施設の早期の機能強化の要請というふうを受け止めております。

◎下地 茜君

この報道ですと、石垣市は特定利用空港・港湾の指定まで求めていると読めるんですが、宮古島市はそうではないということですね。

◎副市長（嘉数 登君）

今回5自治体によって要請を行っております。要請の項目としましては、先ほど申し上げたとおり、空港施設の早期の機能強化という観点で一致しておりますけれども、自治体はおのこの考え方があってこの要請には臨んでいるかと思っております。宮古島市は、あくまでも恐らくは特定重要拠点施設を念頭に置いた要請ということでの取組ではございません。

◎下地 茜君

せっかく答弁を準備していただいていると思うんですが、次回に回したいと思いますが、自衛隊がその空港を使えば国民保護には使えなくなる可能性があるというところを前回の議会で指摘しました。なので、ここがでは内閣官房どういうふうに答えているかという、使えないんじゃないか、この特殊標章、それ掲げできないんじゃないですかという質問をしたら、お答えできませんということでしたので、そこが不明瞭なままやはり要請することはあってはならないと思っています。このことをいま一度お伝えしながら質問を終わらせていただきたいと思います。

今定例会で議場を後にされる部長の皆さん、改めてお疲れさまでした。また、まだあと1年顔を合わせる機会のある方もいらっしゃると思いますが、引き続きよろしく願いいたします。皆様のさらなるご活躍を祈念しながら一般質問といたします。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで下地茜君の質問は終了しました。

◎長崎富夫君

通告に従い、早速一般質問を行います。市民に対して分かりやすいご答弁をよろしくお願いいたします。

まず、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。第5代宮古島市長に就任以来3年余、座喜味一幸市長には、市民の生活向上、安心、安全な暮らしの発展のため、日々ご奮闘されていることに対し敬意を表します。

さて、就任して3年余、市長に対する評価として点数で評価するのは難しいですが、私なりにはかなり高い評価をしております。まずは市政を刷新し、市民ファーストの市政実現に取り組んでいること。主要施策として、農業分野では、ウクライナ情勢による肥料や飼料の高騰に対する手厚い補助事業の充実。水産業関連では、物価高騰対策として漁船に対する燃料価格高騰対策補助金等の実施。畜産関連では、地方創生臨時交付金を活用した畜産飼料高騰対策補助金の交付。誰一人取り残さない社会の実現においては、教育の充実として児童生徒の文化、スポーツ活動における島外への渡航費を、高校生など県立学校の生徒へも補助対象枠を拡充。子育て支援として、通院、入院ともに中学校卒業までを対象とした医療費の無償化。市民の所得向上に向けては、就任後すぐ産業振興局を設置し、スピード感を持って取組を実施、六次産業化による農畜水産業の活性化、地産地消による経済循環の促進、質の高い観光業への転換等々様々な取組を強化し、着実に成果を上げております。新年度に向けては、島の宝である未来を担う子供たちの育成のため、本市の総予算に占める割合10%以上の教育予算の措置、そして長年の課題でありました新総合

体育館、し尿処理施設、伊良部屋外運動場施設、伊良部児童館の整備等々、大型事業の整備が始まります。いずれの事業の予算確定におきましても、市長の政治力を高く評価するものであります。

お伺いします。申し述べたように、就任以来市民の生活の向上のため、確実に成果を上げていることは多くの市民に評価していただいていると思います。1期目の任期も1年を切りました。来年2025年は、宮古島市制合併20周年になります。座喜味一幸市長には多くの市民が続投を期待していると思いますが、市長の思いをお聞かせください。

◎市長（座喜味一幸君）

ご質問ありがとうございます。2期目をどうするんだという話もありました。今回の本議会開会日の施政方針にも申し上げましたとおり、私は第5代宮古島市長に就任して以来、市民ファーストを基本姿勢に、市民の所得向上、誰一人取り残さない社会の構築の公約達成に様々な分野で取組を推進してまいりました。2期目出馬のご質問をいただいておりますが、まずは今大変重要な時期に差ししかかっております公約実現のために、令和6年度の予算として今定例会に上程している各種事業の確実な執行を努めること、それが頭でいっぱいでございますので、ご了解ください。

◎長崎富夫君

2期目の出馬に向けて強い決意を期待しておりましたが、市長には今後熟慮を重ねて、前向きにご検討されることを期待申し上げます。

次に、これまで取り組んできた市長の主要施策の成果と今後についてお尋ねします。市長は、重要施策として市民所得の10%向上を目指し、実現の取組を強化してきました。市民の所得向上について、特に実施している取組の成果を簡単に分かりやすくご説明ください。

◎市長（座喜味一幸君）

せっかくでございますので、少々時間をいただければと思っております。公約等掲げました市民所得向上へ向けては、農畜水産業及び観光産業の活性化、六次産業化の推進、地産地消による域内経済循環の促進、質の高い観光産業の形成等において様々な取組を実施し、その一つ一つで着実に成果が表れてきていると考えております。

実証事業といたしまして実施しました製糖工場から排出されるトラッシュを堆肥化して畑へ還元する取組については、令和6年度においてその結果を踏まえた堆肥製造施設の整備を進めることとしており、地力の増産による生産性向上につなげればというふうに思っております。

観光と環境が調和した質の高い観光地づくりにつきましては、八重干瀬の世界遺産登録に取り組んだ結果、八重干瀬を含めた宮古島沿岸域が国定公園指定の候補地に選定されました。国や県と連携して今後も自然環境調査を進め、本市の貴重な資源かつ大きな財産として保全してまいります。

また、全世界的に蔓延し、猛威を振るった新型コロナウイルス感染症が収束し、観光需要が高まっていることを踏まえ、国内外の新規航空路就航へプロモーション活動を官民連携して行った結果、5月より本市初となる下地島空港、仁川空港の定期路線が実現いたしました。

六次産業化の推進及び地産地消の促進については、加工、流通の拠点形成として上野庁舎の利活用を図り、農林水産物を保管するプレハブ冷蔵庫の設置等により、地元食材提供の安定化に取り組んできました。今後、商品開発や販路開拓等の支援を行う体制を整え、事業者の創業支援を強化していきたいと思っております。

六次産業化の推進においては、就任直後から専門部署として産業振興局を設置し、官民連携を図りながら取組を推進する体制を構築してきましたが、令和5年度においては庁内横断的な組織として市民所得向上プロジェクト推進本部を立ち上げるとともに、幅広い分野から専門的な意見を聴取し、取組の充実を図るため、経済団体や民間事業者と共に市民所得向上懇話会を設置して、取組をより一層を強化いたしました。これらの取組を推進した結果、本市への外需の取り込みと内需の好循環が図られ、求人平均賃金が上昇するなどの成果につながっていると考えております。

市民所得の10%向上に向けましては、これまで構築しました官民が連携し、一体となって取り組む流れを継続しつつ、市内事業者の稼ぐ力のさらなる強化へつなげながら今後の取組を推進し、達成を図りたいというふうに思っております。大変ありがとうございます。

◎長崎富夫君

やはり施政方針で、市民所得向上に向けては、人材の確保、育成の重要性を訴えております。具体的な取組を伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

市民の所得向上に向けましては、市内事業者の稼ぐ力の強化が必要だと考えております。そのために外需を取り込んで稼ぐこと、内需の好循環をつくることに取り組んできましたが、それらに加え、推進本部や懇話会において、稼ぐ力を強化する要素として、若者の定住促進による働き手の確保、質の高い人材の育成による労働生産性の向上など、人材の確保、育成のため、成長への投資も重要であるとの議論がありました。

そのことから、市としましては、人材の確保、育成も強化すべき課題であると考え、令和6年度から新たな事業としまして、宮古島市奨学金返還支援事業を実施する予定をしております。本事業は、市内の中小企業が従業員へ手当等の一つとして奨学金返済のための支給を行った場合、企業が負担する経費の一部に対し補助を行い、若者の市内での就職を促進し、中小企業の人材確保へつなげるものとなっています。

若者の定住環境の整備に向けては、民間賃貸住宅の家賃高騰により住居の確保ができない若者に対して、市営住宅に空きが生じている地域において住居を提供することが可能となる公営住宅の地域対応活用について、本年度国より承認をいただきました。令和6年度から当該制度を活用しまして取組を開始し、定住促進につなげてまいりたいと思っております。

また、人材の育成につきましては、4月に開校する宝塚医療大学と連携し、本市の中高校生へ向けての観光に関する講話やシンポジウムの開催、大学の講座と連携したインターンシップの受入支援、学生の長期休暇を活用した市内観光事業者への受入促進などの検討を進め、将来における観光人材の育成を図ってまいります。

これまで実施してきました外需の取組、内需の好循環の取組と併せ、これらをはじめとした人材の確保、育成の取組を連携させることでさらなる所得向上への成果が発現できると考えており、今後とも推進本部で庁内横断的に取組を進めるとともに、懇話会において様々な分野から意見、助言、知見をいただきながら市全体で市民所得の向上を推進していきたいと考えております。

◎長崎富夫君

次の③につきましては⑤と関連しますので、その⑤の部分でお答えいただければと思っております。

次に、地産地消の取組の成果について伺います。学校給食の地元食材活用について伺います。生産者と納品事業者、学校給食共同調理場など、関係者間の情報共有や調整を支援する地域地産コーディネーターを配置したことにより、学校給食への地産食材利用が高まる見込みと述べております。地産地消コーディネーターは何名配置しているか、また配置したことによって学校給食の取組がどのように変わったかお答えください。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

地産地消コーディネーターにつきましては、8月の着任以降、学校給食において消費量の多い3品目、ジャガイモ、タマネギ、ニンジンを対象として、生産計画や栽培状況の把握、学校給食調理場や納品事業者との調整などを行い、先月2月より納品が始まっているところでございます。納品に関しましては、取り扱う大きさや運搬方法など、関係者間の認識の統一や合意形成など調整にきめ細かな対応が求められており、コーディネーターの役割の重要性を改めて認識しているところです。

また、コーディネーターの配置において大きく変わったことにつきましては、地産食材の利用率及び利用量の向上に成果が上がっております。具体的には、2月と3月の3品目の発注ベースの内容についてご説明申し上げます。ジャガイモが令和4年度利用率31%から84%、重量で364キロから830キロ、タマネギが令和4年度利用率約23%から95%、重量で780キロから2.6トン、ニンジンが令和4年度利用率40%から令和5年度100%、重量が1.5トンから約2.8トンとそれぞれ増加の結果となっております。このことは関係者の皆様のご協力の下、コーディネーターを実施したことにより、学校給食への地元食材の利用量が増え、地産地消の取組の成果が表れていると考えているところでございます。今後は、コーディネーター機能を生かし、ホテルや飲食店へも拡充しながら生産と消費をつなぎ、地元食材の利用量の増加に取り組んでまいりたいと考えております。なお、配置数は2名でございます。

◎長崎富夫君

学校給食における地産食材利用率の推移、令和2年から令和5年までお示しください。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

学校給食における地産食材利用率の推移につきましては、令和2年度11.1%、産業振興局が設置された令和3年度は17.6%、令和4年度は17.7%となっており、令和5年度の実績につきましては3月分の支払処理が終了した後、集計となりますので、5月以降に結果が明らかになる予定ですが、令和4年度よりも増加する見込みとなっております。

なお、令和3年度から令和4年度にかけて0.1%の増加にとどまった理由といたしましては、令和4年度の取組によって野菜類につきましては利用率が19.8%から22%と順調に増加いたしましたが、地元産豚肉の利用量が16.8%から1.6%と大幅に低下したことが要因となり、トータルの地産食材利用率が0.1%の増加にとどまったということでございます。豚肉の利用率が下がった理由といたしましては、地元産豚肉の提供を行っていた事業者が撤退したということが要因となっており、これを踏まえて今年度において株式会社宮古食肉センターから直接豚肉を給食へ納品する実証に取り組んでいるところでございます。

◎長崎富夫君

もちろん島外からの輸入物も必要であります。この学校給食における地産食材利用率、最終的に何%ぐらい目指しますか。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

地産食材利用率の目標値につきましては、総合計画におきまして、令和８年度に25%を達成することを掲げているところです。令和４年度の食材使用量をベースといたしまして、現在取り組んでいるジャガイモ、タマネギ、ニンジンなどの利用率がそれぞれ目標値を達成し、さらに今年度加工品の提供実証に取り組んだ紅芋や豚肉などの提供が順調に進んだ場合には、令和６年度には25%を前倒しで達成する見込みとなっております。

なお、現時点での令和６年度の試算を申し上げますと、令和４年度の食材利用量をベースとした場合、利用量の多いジャガイモ、タマネギ、ニンジンについて、２月から６月まで地産率が100%を達成した場合、また令和５年度に加工実証に取り組んだ紅芋においても地産利用率が100%達成とした場合、また豚肉の地産利用量が月200キログラムを達成したという内容で試算いたしますとおおむね29%を達成する見込みとなっており、現在この目標値達成へ向けて地産地消コーディネーターを中心に、生産者、学校栄養士などの関係者との協力体制を整えながら取り組んでいるところでございます。

◎長崎富夫君

次の⑤なのですが、上野庁舎を六次産業化の拠点として事業を展開されていると思っております。多分多岐にわたる計画があるはずですから、これ後で資料を頂きに行きたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、令和６年度新規主要施策についてお伺いします。都市交流事業についてお伺いします。宮古島市の都市交流事業は、岡山県津山市、ハワイ州マウイ郡、台湾基隆市の姉妹都市をはじめ、友好都市は昨年協定を締結した熊本県山鹿市を含め４自治体、交流都市５自治体との物産交流や人的交流を行っております。昨年12月定例会で、静岡県藤枝市との交流についてお伺いしました。観光商工スポーツ部長は、令和６年度藤枝市が市制70周年及びサッカーのまち100年を迎えるに当たり、藤枝市大畑直巳副市長が座喜味一幸市長を表敬。記念事業に関し、互いのサッカー交流とスポーツ分野での交流についてお話があった。これを受けて小学生サッカー大会の成績上位チームを派遣し、交流促進できないか関係機関と意見交換を進めていくとご答弁されました。関係機関との意見調整、進捗状況をお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

都市交流事業について、静岡県藤枝市との進捗状況でございます。長崎富夫議員からご質問が、昨年12月定例会でも同様にございました。市のほうとしましても、その計画を現在進めているところでございます。現在は、本年夏休み期間中に開催されます派遣予定の大会に向けて、本市、また藤枝市の関係機関との調整を進めているところでございます。現地藤枝市の担当者や大会主催者側と調整段階になっておりまして、また派遣要件等の内容を現在関係者間で進めているところでございます。

◎長崎富夫君

観光商工スポーツ部長の答弁で、大会での成績上位の小学校のチームを派遣したいとしておりますが、小学生のサッカー大会は各学校単位のチーム等もあります。提案も含めてですが、例えば島内の各小学校から選手を選抜したチームを編成し、交流したほうが、学校間の幅が広がって親交も深まると思っておりますが、この辺どう思われますかお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

派遣チームについてでございます。長崎富夫議員ご提案の選抜チームとして行くのか、また単独のチームとして行くのか、そういった点も含めまして、サッカー協会等々含めまして、宮古選抜チームとして行くのかということなども検討してまいりたいと思います。

◎長崎富夫君

ぜひよろしく願いいたします。本市は令和7年、来年ですね。市町村合併20周年の節目を迎えます。お互いの節目の年での交流は大変重要かと思えます。来年は、藤枝市の子供たちも宮古島市に呼んでください。今年はサッカーのまち藤枝市制70周年に当たり、サッカー交流をメインとしているようですが、両市の人的交流及び物産交流など活発に進められることを期待いたします。

次に、若者の定住促進について、市営住宅の募集で応募がないため、外壁の劣化による雨漏りを修繕していない一部の市営住宅に対し、若者の定住促進に活用するため修繕し、供給しております。

お伺いします。入居要件をお答えください。

◎建設部長（川平陽一君）

入居資格としましては、本市に住民登録及び本籍のある者、または本市に親族のある者のうち本市へ移住を希望する者であり、かつ市内において現に住宅に困窮していることが明らかであることとなっております。

◎長崎富夫君

その前に、要件としてこれ目的外使用になるということもあり得るんですか。例えば市営住宅では、独り世帯は入居に該当しないと思われるんですが、この辺は独り世帯でも入居できるということになりますか。その場合は目的外使用になるかと思われますが。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時59分）

再開します。

（再開＝午後3時00分）

◎副市長（嘉数 登君）

今回の市営住宅を活用した地域対応活用というところについては、全体が目的外使用になるということと、特に若者の定住促進という観点がございますので、できれば本市に在住の方あるいは本市に在住の方以外にもUターン、そういったことを希望されている若い人を中心に郊外部に住んでいただいて、郊外部の活性化にもつなげていきたいというような願いを持っております。

◎長崎富夫君

若者の定住促進につきましては大変重要な課題でありますので、ぜひこの入居要件の整備等をしっかりやっていただいて、若者の定住促進につなげていただきたいと思います。そこで、現在の空き部屋数、旧市町村ごとにお答えください。

◎建設部長（川平陽一君）

令和6年2月末現在です。平良地区で33戸、城辺地区で33戸、伊良部地区で6戸、下地地区で7戸、上野地区で19戸、合計98戸ありますが、そのうち36戸は入居を予定しております。

◎長崎富夫君

そこはかなり老朽化した空き部屋もあるということで、修繕して利用可能な空き室何室ぐらい予定されますか。

◎建設部長（川平陽一君）

雨漏り等により修繕費がかさむ状況ありますが、修繕しても使用できない住居はございません。

◎長崎富夫君

分かりました。本当に最近の新聞にもあったんですが、宮古島市内の不動産業者によると、昨年9月段階でアパートの賃貸住宅の空き待ち状態が100件以上あると。賃貸住宅不足が続いているため、若者の定住、これがなかなか進んでいないということが新聞でもありました。ぜひ改善を進めていただきたいと思っております。

次に、堆肥製造施設補助事業についてお伺いいたします。製糖工場からの副産物や地域から生じる雑木等の資源を活用し、有機質肥料を地域の力で製造及び圃場への運搬、散布等を行う地域循環型堆肥製造を構築する事業の概要をご説明ください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

堆肥製造施設設置補助事業は、製糖工場からの副産物、トラッシュ、バガス、糖蜜を中心に、地域の清掃活動等により発生する雑木等の活用により、堆肥を製造するための施設建設に係る補助金となっております。堆肥製造施設を自治会が主体となって建設し、地域の圃場へ運搬、散布することで地力増進による反収増を図り、農家所得の向上につなげることを目的とする事業となっております。令和6年度は、狩俣地区を対象として実施する予定となっております。

◎長崎富夫君

島内循環型の堆肥製造のため、製糖製造に伴い発生する副産物を島内堆肥製造施設への運搬に係る輸送補助を行うと。そして、これが農家への販売価格の値下げにつながるということなんですが、その概要についてご説明ください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

堆肥製造に伴う原材料輸送補助事業についてでございます。

本事業は、島内製糖工場より発生する副産物を堆肥製造施設へ原材料を運ぶ原材料輸送に対して運搬費用の補助を行うこととしております。この補助により、副産物を利用し、堆肥製造を行っている事業所の経費削減を後押しすることにより、販売価格の低減につなげることを目的としております。今回建設する狩俣地区でございますが、沖縄製糖管内となっております、沖縄製糖管内から大分距離がございます。そういうこともありまして、運搬費用を補助することで安価に農家に堆肥を提供できるようにしていきたいというふうな狙いがあります。

◎長崎富夫君

営農安定化支援事業についてお伺いいたします。

各種農業保険事業への農家負担分の支援を拡充するということなんですが、その事業について農家の間から分かりにくいということがありましたので、ご説明ください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

営農安定化支援事業についてお答えいたします。

本市は、台風はじめ、干ばつ、長雨など毎年のように自然災害が発生するとともに、その頻度も高くなっております。災害の発生により、作物や施設が被害を受けることで、収入の減少、修繕費の出費など農業経営を圧迫する問題となっております。こういう自然災害に対してリスクを軽減し、災害時による損失を防止し、持続的な農業生産を行うため、今回営農安定化支援事業として3つの農業保険に加入する掛金を補助し、農家の負担軽減を図ることにしております。

まず、1つ目が、園芸施設共済の加入を促進する補助金です。これ令和5年度19.6%の市の補助でございました。これを30%へと増額しております。この施設園芸補助、国からの補助が50%あります。そして、市がその残った50%を補助しまして、農家負担は保険料の35%。例えば10万円の掛金、保険料となった場合には、農家負担は3万5,000円ぐらいになると見込んでおります。

続きまして、収入保険です。収入保険の加入を促進する補助金として、令和5年度は11.68%の補助率から50%へと大幅に増額しております。これも国の補助が50%あります。これ例といたしまして、基準収入1,000万円で保険料掛け捨てが10万7,000円となっています。これのうちの50%、5万3,500円を国が持ちまして、残りの5万3,500円の50%、2万6,750円を市が負担するというふうになっております。農家は残りの分を負担するということになります。

続きまして、畑作物（サトウキビ）共済につきましては、令和6年からの新たな補助金となっております。これはこの補助金、共済ですけども、国が55%、そして残りの45%のうち市が10%補助するという形になりますので、農家の負担分は35%と軽減されるということになります。

◎長崎富夫君

次に、松原地区の農地の無断転用についてお伺いいたします。この件に関しましては緊急質問もいたしました。その後市民や新聞報道で知った在沖の私の久松の郷友や知人からも事の真相について問合せがありましたので、再度確認も含めてご質問いたします。芳山辰巳会長、よろしくお願いいたします。

問題になっている無断転用農地につきましては、2016年の地元紙による報道で私は初めて知りました。市民からの指摘を受けて農業委員会は現場を確認し、農地の違反転用と建物の用途外活用を指摘し、その年2度にわたって市議と土地所有者に指導通知を行ったと報じています。私の地元でもありますので、市議やその兄である地権者と農業委員会、行政で解決してくれるものと思っておりましたが、2018年、沖縄タイムスが、「農地に建設資材放置 宮古島市議 改善に応じず」という見出しで、内容として農業委員からの2度にわたる原状回復の指導に応じていない。原状回復の義務は土地の所有者にあり、2度にわたって指導通知したが、市議が自分に対応すると兄の代理人を申し出た。原状回復の時期も示さず、違反転用が続いている。そして、同市議はマスコミの取材に「私に対応していたが、土地の権利者は兄なので、引いた。関知しておらず、答えられない」としております。

先月21日、農業委員会の総会で、これまで当事者を認めていなかった市議が一転して土地所有者から委任を受けた当事者であることを認め、これまでの状況を説明。当事者の説明を受けて、農業委員会は農地を違反転用して施設を建てることは認められない旨を再三指導してきた。しかし、指導を無視し、約10年間建物を増築していることに疑問を呈し、法律に準じていないことが問題。所有の土地であっても、農地転用や農業振興地域除外されないまま自由に振る舞えば宮古島の農地が守れないとし、農業委員会会長は

これまでどおり原状回復を求めていく強い姿勢を示したとしております。

去る４日、定例会での与党議員の緊急質問の後、当事者は記者会見を開き、公の場で問題を取り上げてもらったのはよかったと語っております。真意はよく分かりませんが、再度確認の意味も含めて農業委員会及び関係部署にお伺いします。答弁につきましては簡単をお願いします。これまでもずっと時系列でいろいろと確認はしておりますので、よろしくお願いいたします。農業委員会はこれまで述べてきたとおり、この農地については一貫して違反転用との認識でよろしいでしょうか。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

原状回復の勧告書を発出していることから、一貫して同地における資材、重機置場ヤードとしての農地の利用は農地法及び各種法令に違反しているとの認識に変わりはありません。

◎長崎富夫君

農用地を開発するに当たっては、まずは農業振興地域の除外が必要です。除外申請はあったでしょうか。あったのであれば、どのように処理したかお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

当該農用地については、平成22年の農業振興地域整備計画の総合見直しにおいて、当時の松原567―１の面積6,300平方メートルのうち、2,000平方メートルが除外されております。令和６年３月に策定した総合見直しにおいては、残りの約4,000平方メートルの除外申請がありました。申請を受け、関係機関と協議の結果、農用地区域からの除外については不許可となっております。不許可の理由といたしましては、農用地区域からの除外に当たっては要件として農地法による転用見込みも必要となりますが、申請地は転用許可の見込みがないとの判断の下、不許可となっております。

◎長崎富夫君

当事者が記者会見し、特例での農地転用を認めてほしいと主張しております。例えば農機具格納庫や畜舎などの農業用施設であれば、農振農用地でもたしか60坪かな、転用面積が間違っていれば指摘してください。60坪以内は軽微な変更申請で農地の転用は可能と記憶しておりますが、それ以外の用途で農振農用地に係る農地転用特例はありますか。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

本市では、そのような事例はございません。県内の事例についても沖縄県に確認しましたが、農地法上農振農用地での資材ヤードは許可権者が誰であっても運用で認めることができるようなものではなく、事業者がいかなる主張をしても許可することはできないことから、そのような事例はないと回答がありました。国についても同様の考え方であります。

◎長崎富夫君

違反転用面積は、先ほど農林水産部長からあったとおり、2,000平方メートルから6,111平方メートルに拡大していると答えがありました。3,000平方メートル以上は、開発行為の届出が必要だと思います。この開発行為はどうなっていますか。

◎建設部長（川平陽一君）

都市計画法第29条における開発許可申請については、主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行う3,000平方メートル以上の開発行為については、都道府県知

事の許可を受けなければならないと定めております。そのため、許可権者である沖縄県へ確認したところ、「申請の必要については現在精査中であり、必要に応じて指導してまいりたい」との回答を得ております。

◎長崎富夫君

農業委員会では、2016年から農地転用違反を指摘し、指導してきたとしております。しかし、10年間で工作物はどんどん増え続けている。工作物に係る建築確認が必要と思いますが、この件いかがでしょうか。あるかないかで結構です。

◎建設部長（川平陽一君）

建築確認については、建築基準法第6条の規定にある建築主が建築物、工作物の計画について、建築主事宛てに申請書を提出し、建築主事は建築基準法及び関係法令の規定に適合するかを審査し、適合する場合は建築主に建築確認済証を交付する手続となります。そこで、工事に着工することが可能となります。宮古管内において建築確認検査業務は、建築主事を置く沖縄県宮古土木事務所が所管としております。沖縄県宮古土木事務所に確認したところ、建築確認が必要な建築物、工作物であるかについては、各申請内容を建築基準法及び関係法令に照らし合わせ、判断するという趣旨の回答を得ております。

◎長崎富夫君

これまでのお答えからすると、農業振興地域除外、農地転用、開発行為、建築確認等々、4つの違法、脱法行為が見受けられます。当事者は、故意にはやっていない、これまで県や市が真剣に話合いに応じなかった結果、問題が長引いたと、こういうふうに主張しており、行政側に責任があるかのような発言をしております。

お伺いしますが、農業委員会が関係者からの事情聴取及び対応内容と農業委員会及び沖縄県の取った措置及び対応、それぞれについて何回やったかお答えください。回数だけで結構です。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後3時22分）

再開します。

（再開＝午後3時22分）

◎長崎富夫君

皆さんからいただいた資料から時系列で見て、関係者からの事情聴取及び対応が12回、文書による指導通知など農業委員会及び沖縄県の取った措置、対応は17回、これ間違いないですね。

（何事か声あり）

◎長崎富夫君

農業委員会は、私は適切に対応していると思います。しかし、これでも今まで解決できない。どこに原因があるのか、今後どのように対応していくのか、農業委員会の見解を最後に求めたいと思っております。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

令和6年3月15日付文書で違反該当者に対し2回目の勧告書を発出しておりますので、今後は行政手続法に基づく聴聞または弁明の手続を行い、行政代執行法による執行、刑事訴訟法による告発を検討していくことになります。

◎長崎富夫君

よろしく願いいたします。芳山辰巳農業委員会会長、大変ありがとうございました。

次に、入札制度についてお伺いしますが、この件につきましては西里芳明議員もるる述べておりますので、私から電子入札システムに関する一般競争入札の場合に、事業者は入札システム機器の設置とかその設置するための費用も多額にかかるということになるんですが、事業者にこれ周知されているかどうかお伺いいたします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

電子入札システムの事業者に周知されているかという質問でございます。

現在、既に指名競争入札において、格付A、Bランクで電子入札を行っており、その普及率は9割を超えております。これは、一般競争入札でも全く同じ対象ランクとなります。また、一般競争入札の周知は、市のホームページ、また建設新聞等による報道、さらに建設業協会といった関係団体にも直接周知を行ってきたところでございます。

◎長崎富夫君

では次に、電子入札システムによる一般競争入札の場合に、事業者は入札システム機器の購入などやはりこれは必要です。その電子入札システムの件数を増やすことに加えて、一般競争入札の導入について段階的に制度構築を進めたいということなんですが、この件につきましては3月17日の新聞報道で詳しく解説がありましたので、この辺についての答えはもう要りません。

次に、観光行政についてお伺いします。今年4月19日、宮古島市に寄港したクルーズ船で最大級のMSCベリッシマ号が、5,000人余の乗客を乗せ、初めて平良港に寄港をしました。与党市議団で、宮古島観光協会、クルーズ船受入れ委託職員の案内で視察をさせていただきました。到着待合所で五十数名の下船した乗客が列をなしていました。これは、トイレ使用のためです。案内した職員から、その到着待合所のトイレの増設か新設が必要でないかということで要望がありましたが、この要望についてお応えできるかどうかお伺いいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

昨年寄港したクルーズ船の受入れの際に、到着時の観光案内所においてトイレ待ちの行列が発生しておりました。職員が確認したところ、当該施設のトイレの流量が低く、1人当たりの使用時間が長くなっている状況であることが分かりました。そこで、当該施設のトイレの流量を上げるなどの調整を行い、併せてクルーズ船の船内において、下船後はトイレが混み合うため、余裕を持って下船していただく旨のアナウンスの周知を行ったところ、今年寄港したクルーズ船については行列が解消されておりましたが、長崎富夫議員ご指摘のように、最大級のクルーズ船の寄港となりますと行列が解消できていない現状でございます。トイレの新設、増設の対応については、今後も現場の状況をしっかり確認しながら検討してまいります。

◎長崎富夫君

それで、あのときに観光バスやタクシーが相当行き交うごった返した中で、道路を隔てて観光バスに行くんですね、観光バスの待合。それで、5,000人余の観光客の整理等に宮古島観光協会専務自らが汗を流していると。本市の職員は多分1人だったかな。それで、たしか2人でもうごった返している中で交通整理

をしているのが見受けられた。対応する職員が少ないのではないかなと思っております。外国人との言葉の壁もあります。大変危険な状態がありましたので、交通整理の対応、これにつきましてぜひご検討をいただければなと思っております。

次に、市民プールについて伺います。スポーツアカデミー宮古島が今年5月に閉鎖されると。これはもう我如古三雄議員からもありました。本当に閉鎖されることを残念に思っている市民から数多く電話もありまして、市民プールの必要性、ぜひ行政に要請してほしいという要望、意見等がありました。この件につきましてはさきに我如古三雄議員への説明で理解はできましたので、お答え要りませんが、生涯学習部長が新年度で予算措置をしてあると、こう答弁したと思いますので、予算の内訳、どの項目に入っているか、その辺ご説明ください。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

どの項目に入っているかということですが、令和6年度宮古島市一般会計予算231ページ、10款教育費の2目体育施設管理費の体育施設管理事務費、委託料1,084万3,000円のうち986万7,000円を予算計上しております。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後3時31分）

再開します。

（再開＝午後3時31分）

◎長崎富夫君

県内11市で市民プールないのは、ここ宮古島市だけだとお聞きしております。ぜひ建設に向けてのご検討をよろしくお願いしたいと思っております。

道路行政についてであります。この件についてはもう何回も質問しているんですが、要望だけして私は終わりたいと思っております。以前にもこの民家等の出入口の傾斜の改善、あとは歩道の雑草の除去、これについて再三お願いをしてきたんですが、昨日も確認しました。道路の東側、墓地の付近は、もう雑草で人が通れません。もう何回もこれは対処しますと言いながら、まだやっていないんです。多分質問しても同じ答弁になるかなと思ってしますので、ぜひこのことについては、大原線整備事業着工から何十年になります。半世紀になりますよ。この未整備区間は僅か110メートルぐらいです。ただ、その延長線上に建物がありますね。あの建物の多分用地交渉等なども必要と思うんですが、この1点だけ答えていただけませんか。用地交渉はされているかどうか、この1点だけ。

◎建設部長（川平陽一君）

長崎富夫議員のご質問の箇所ですけれども、大原線とマクラム通り線が交差する部分に住居があります。この物件につきましては、沖縄県が補償する案件となっております。補償の時期につきましては、沖縄県が整備をしているマクラム通り線と市道大原線が交差する部分については、県が交差点改良工事で住居の補償を行うこととしております。

長崎富夫議員ご質問の用地交渉については、現在のところ未定となっております。大原線の110メートル

の工事ですけども、これは令和6年度で70メートルを先に工事を行いまして、残りの30メートルについては共有地がございますので、今共有地の持分登記をやっております。それが解決した後に工事は進めていきたいと考えております。

◎長崎富夫君

共有地があることについては、私は初めて聞きました。ぜひこの僅かな区間ですから、早めに整備していただければありがたいなと思っております。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで長崎富夫君の質問は終了しました。

次は、下地信男君の一般質問の順番となっておりますが、本日欠席であります。よって、会議規則第61条第3項の規定により、その質問の通告の効力は失われました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後3時35分）

令和 6 年

第 2 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

3 月 22 日 (金) 7 日目

(一 般 質 問)

令和6年第2回宮古島市議会定例会（3月）議事日程第7号

令和6年3月22日（金）午前10時開議

日程第 1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和6年第2回宮古島市議会定例会（3月）会議録

令和6年3月22日（金）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（22名）

（延会＝午後4時46分）

議 長（23番）	平 良 敏 夫 君	議 員（11番）	上 地 堅 司 君
副 議 長（18〃）	長 崎 富 夫 〃	〃 （12〃）	仲 間 誉 人 〃
議 員（1 〃）	久 貝 美奈子 〃	〃 （13〃）	平 良 和 彦 〃
〃 （2 〃）	下 地 茜 〃	〃 （14〃）	下 地 信 広 〃
〃 （3 〃）	砂 川 和 也 〃	〃 （15〃）	我如古 三 雄 〃
〃 （4 〃）	狩 俣 勝 成 〃	〃 （16〃）	前 里 光 健 〃
〃 （5 〃）	富 浜 靖 雄 〃	〃 （17〃）	西 里 芳 明 〃
〃 （7 〃）	新 里 匠 〃	〃 （19〃）	友 利 光 徳 〃
〃 （9 〃）	山 下 誠 〃	〃 （20〃）	上 里 樹 〃
〃 （10〃）	池 城 健 〃	〃 （21〃）	栗 国 恒 広 〃
		〃 （22〃）	上 地 廣 敏 〃
		〃 （24〃）	山 里 雅 彦 〃

◎欠席議員（2名）

議 員（6 番） 下 地 信 男 君

議 員（8 番） 狩 俣 政 作 君

◎説 明 員

市 長	座喜味 一 幸 君	会 計 管 理 者	儀 間 博 君
副 市 長	嘉 数 登 〃	水 道 部 長	兼 島 方 昭 〃
企 画 政 策 部 長	久 貝 順 一 〃	消 防 長	宮 國 和 幸 〃
総 務 部 長	與那覇 勝 重 〃	企 画 調 整 課 長	前 原 敦 〃
福 祉 部 長	松 堂 英 彦 〃	総 務 課 長	豊見山 徹 〃
市 民 生 活 部 長	友 利 毅 彦 〃	財 政 課 長	国 仲 英 樹 〃
農 林 水 産 部 長	石 川 博 幸 〃	教 育 長	大 城 裕 子 〃
建 設 部 長	川 平 陽 一 〃	教 育 部 長	砂 川 勤 〃
観 光 商 工 ス ポ ー ツ 部 長	砂 川 朗 〃	生 涯 学 習 部 長	天 久 珠 江 〃
産 業 振 興 局 長	下 里 盛 雄 〃	農 業 委 員 会 会 長	芳 山 辰 巳 〃
こ だ も 家 庭 局 長	仲宗根 美佐子 〃	農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 地 明 弘 〃
環 境 衛 生 局 長	下 地 睦 子 〃		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長 下 地 貴 之 君
次 長 仲 間 清 人 〃

次 長 補 佐 与那嶺 彰 成 君
議 事 係 長 国 吉 たかよ 〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は22名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第7号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は、富浜靖雄君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎富浜靖雄君

議員番号5番、公明党の富浜靖雄です。

一般質問の前に一言。退職される職員の皆様、大変にご苦労さまでした。また、新たな職場に異動される職員の皆様、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、通告に従い一般質問を行います。初めに、市長の政治姿勢について、施政方針について、市民所得の向上についてお伺いいたします。今定例会の冒頭、市長より令和6年度の施政方針が発表されました。昨日、前里光健議員からも質問がありました。再度市民に分かりやすく、なぜ10%の記載がなくなったのかお伺いいたします。

◎副市長（嘉数 登君）

所得向上にあっては、単に賃金を上げるといった数値的なものだけではなく、質の高い人材の確保、それからワーク・ライフ・バランスの充実、若者の住居確保を含めた定住環境の整備など、数値だけでは表せない環境の改善等の考え方も重要であると、これは市民所得向上懇話会の中でも意見があったこと等踏まえまして、様々な側面より総合的に取組を推進するとの考え方から、数値の10%をあえて記さず、「市民の所得向上」との表現としたところです。一方、これまで述べてきた市民の所得10%向上を基本的な目標として進めていく考え方については変更ございませんので、目標の達成が図られるよう引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

◎富浜靖雄君

数字だけで表せないというのが分からないんですけど、昨日の答弁からお聞きします。副市長の答弁で市内のフルタイムは8.4%向上しているとお聞きしましたが、これは所得が8.4%向上しているという認識でよろしいのでしょうか、お伺いいたします。

◎副市長（嘉数 登君）

市民所得の向上について、現状を把握し、補完する指標の一つとして沖縄労働局が公表している求人平均賃金の統計が参考になるものと考えております。本市の求人平均賃金、これ市長就任直後の令和3年3月と直近の公表データである令和5年9月を比較しますと、フルタイムで月額賃金が19万8,000円から21万5,000円とこれ1万7,000円増加し、率にして8.4%上昇していることから、市内における所得、市長就任時である令和2年度より向上しているものと捉えております。

◎富浜靖雄君

では、これは賃金の話であって所得ではないと。所得というのは給料もらって所得だと思うんですけど、

働いた成果、対価。これ8.4%賃金が上がっていますよって言うんですけど、これはただ賃金上げますよという段階だと思うんです。これ所得ではないと思います。所得ではないので、8.4%向上しているといいましても何かぴんとこないんです。なので、所得という観点からなんですけど、所得を上げるというか、難しいかもしれないんですけど、数字が、この8.4%というのは所得をもらう前の給料の、給料これです。上げますよって言うただだと思いますので、所得に関して言うていただければと思います。

昨日の市長答弁なんですけど、所得10%向上というのは目標として共有されているという話をしておりました。その共有されているという認識、これ根拠はどこにあるのかお聞かせ願えますでしょうか。

(議員の声あり)

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前10時05分)

再開します。

(再開＝午前10時06分)

◎副市長（嘉数 登君）

富浜靖雄議員ご指摘のとおり、我々も所得と賃金は異なる概念だということは重々認識しております。ただ、一方で1人当たり市町村民所得といったものについては統計上3年後にしか出てこないということで、それをお示しすることができないので、個別的な指標という形では出せないということで、これは求人平均賃金という形で出しております。

一方で、所得という観点から捉えますと、現時点に対応した所得向上を補完する指標としましては、求人平均賃金のほかにも市県民税の課税対象となる所得額が参考になるというふうに考えております。本市の市町村税課税状況等から、令和2年度と令和4年度、これ7月1日現在ですけども、1人当たりの所得額というものを比較しますと226万1,000円から241万8,000円とこれ15万7,000円増加しまして、率にしますと6.9%上昇しております。令和5年度の数値についてはこれから取りまとめ、公表となりますが、コロナ禍からの回復による経済活動が活発化している状況もあり、令和4年度よりも上昇しているものと見込んでおります。市県民税の課税対象となる所得額につきましても、分かりやすく見える化できる指標の一つとして捉えながら、引き続き市民所得向上の取組を推進していきたいというふうに考えております。

◎富浜靖雄君

共有されていると思うという発言は市長の発言だったので、市長からお聞きしたかったんですけど、副市長が答弁したので、まあいいとしましょう。県民所得3年後に出るというのは、私も分かっています。それで、もう3年一応市長が就任してなっております。3年たって根拠が示されていないというのと、結局所得10%上げますよという目標値を10%ってしたのに何年度まで、任期の4年間でではやりますという考えで、そう言っていたのでそう思うんですけど、そうしたらでは1年目何%、ということは1年目は何%ではなくてもいいですよ。そのときに沖縄県の所得の率が出てくるのが3年後なので、計算できないのであれば、前里光健議員が前、議会でもこういうやり方どうですかって提案していましたが、そういう指標をつくってやればみんな分かりやすいんじゃないかなと思うんですけど、それがないので、何かもうやします。

昨日の市長答弁です。いろんなデータが出てくると、期待してくださいという答弁がありました。私も期待しています。本当に市長が就任してからもう3年たっています。もう4年あと1年なので、この市民所得10%向上の最終評価はいつお示しいただけるのかお伺いいたします。

◎市長（座喜味一幸君）

今、副市長からも答弁がありましたように、基本的にはいろんな評価というか、素材を整理する必要があると思っております。先ほど副市長からも言っているように、賃金がどのように上がってきているのかというような話。それから、最終的に我々の市税として、市税は所得をベースにしておりますから、この所得をどう推移していたかというような評価。それから、国の労働局等を含めたそういう所得を中心とした各全国市町村等の推移というものを分析するデータ等が公表されます。それが例えば令和5年であれば早い速報値になりますよね。7月頃には全国の市町村の所得等についてのデータが出てきます。そういうもの等を、私が期待してくださいというのは、大体7月をめどにしながらも、そういういろんなデータの所得に関するデータが公開されてくるので、その辺を評価してお知らせすることができるというようなことがありますので、宮古島は41市町村の中でも大変いろんな面で、各企業の努力もありまして、私ども宮古島観光協会、宮古島商工会議所、建設業界等々についても、人材の確保のためにははいよいよ賃金アップもお願いしますというような要請等も行いまして、その流れというものはある程度宮古島の人材の定着化にとっては大変重要だというような認識が企業の中でもできている。そういう連携の中での所得というのは、非常に期待できる数字になってくるものというふうに思っております。

◎富浜靖雄君

やはりじっくりしないんですけど、市税がでは、今市長から市税という話があったんですけど、市民所得市税が上がればといったら、では市税が上がったときにこれお示しして、今何%上がっています、なので所得上がっていますって言ったらみんな分かりやすいんじゃないですか。何でそれをやってこなかったのかというのはちょっと分かりません。今7月にいろんなデータが出てくると。7月にデータが出てくるので、この後だと。逆に言うと評価ですね、最終評価。何%でしたという最終評価、これ7月後のいつ頃になるんですかね、評価。よろしくお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

所得10%アップのための我々庁内でのプロジェクトチームだとか懇話会等を受けて、基本的に所得10%目標は、私はいいい結果が出るのではないかな。ただ所得が上がればいいというふうには思っておりません。要するに所得10%の中に、持続的に宮古島が足腰の強い稼ぐ力を持って安定して経済が成長するというようなことを今いろいろと評価しておりますけれども、例えば市場経済競争力の強い産業もあれば、第1次産業のように市場競争には非常に弱い、そういうもの等を含めて評価、分析しながら、強い部分と弱い部分と、あるいはトータルとしての評価をしながら、どの部分に我々行政というものが力を入れていけばいいのかというようなことまで含めて今評価、分析をしているところでございます。7月のある意味での沖縄労働局等の数字というのは多分最終としてインターネットで公表されますので、皆さん見られると思うんですが、それが大体例年にすると六、七月には出てくると思っておりますので、それらを含めて1回は整理したいと思います。

◎富浜靖雄君

その沖縄労働局のデータをもって評価とするのか、それともその沖縄労働局のデータもあります、こういうデータもあります、市長いろいろなデータが出てくると言っているの、いろんなデータを併せて評価をするという形なのか、これ分らないです。だから、そこでもいろいろなデータを集めて、沖縄労働局の7月のデータが出てきて判断するのなら、その7月の後すぐですと言えば終わりです。ただ、それが後にいろいろなデータを併せて判断しますとなれば、何か月後、来年までなのか、それとも今年度中なのか、次の議会なのか、12月定例会までなのかという大体の目安でいいんです。来年度中になるのか、今年度超えるんですか、何ですか分らない。今年度ではない。来年度中なのか、来年度もう超えるよという話なのか、ここが分らないです。ここを示していただければありがたいと思うんですけど、いかがですか。

◎市長（座喜味一幸君）

取りあえずは、大方の宮古島の経済の所得の動向というのは、非常に沖縄労働局というのは所得を中心にした総務省等からの、あるいは我々市からの上がっていったデータが評価、分析されて出てくるんで、非常に適切なのか、GDPの国内総生産額での評価というのはちょっと遅いんで、あんた10%アップと言ったのに3年後しかデータ出ないんじゃないかという部分に関しては、そういう市民税を含めたいろんなデータで、それがおおむね7月ぐらいには形として見えてくるんじゃないかというお答えでございます。

◎富浜靖雄君

そうです。市長として、逆に言ったら宮古島市として、市長の政治をここまで進めたという評価を、市からの発表はいつ頃かということを知ったんですけど、これは聞いても出てこないんでしょうね。ないと思います。役所の仕事って皆さんご存じだと思うんですけど、計画立てます。計画を立てて、いついつまでにこれをやっていこうと。もしそれが遅れたのなら遅れたというので、いつ頃までに出しましょうというのが普通役所の仕事なんです。私も職員時代そういう目標立ててやってきたので、それをお示しできないというのがもやもやするんです。ここでいついつ発表しますと言っていたらみんなそれを待って、もう質問もなくなると思います。目標、あつ、ここで発表するんだと、ではここで聞こうという話になると思うんですけど、それが無いのでもやもやしているんです。

次に行きます。次の質問は、令和5年度の施政方針です。少しお伺いしたい点があったので、質問いたします。「農畜水産業およびリーディング産業である観光産業の活性化を図るとともに、この2つの産業を有機的に結びつける6次産業化を推進する必要がある」と前のというか、令和5年度の施政方針に記載があります。農畜水産業と観光産業を有機的に結びつけると発言しているんですけど、その取組について何か行われたのかお伺いいたします。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

農畜水産業と観光産業の2つの産業、これ有機的に結びつける一つの手段として六次産業化の取組が大変重要であることは十分認識しているところでございます。本市の課題に食料を市外からの輸入食材に頼っているという現状が、この食料の地域外調達こそが経済の漏れの最も大きい要因となっております。この課題を解決するためには、六次産業化の取組による産業間での緊密な連携が必要であると考えます。具体的な取組といたしましては、加工をはじめとした六次産業化に取り組む事業者を支援するため、加工等の機材導入に対する補助事業を実施しております。

事業実施の効果といたしましては、加工事業者へ機材の導入支援を行うことで事業の効率化などが図られ、製造量の増加による農産物取扱量及び販売量の増加へとつながり、結果としまして各関連事業者の事業収益が増加する計画となっております。これにより、機材導入の支援効果と併せ、各産業間での連関の効果が着実に進展していると考えております。

加えて加工品の販売状況については、店舗販売のみに限定した場合、観光客と地元客の割合が7対3と多くを観光客が利用されているという状況からも、重ねて連関効果が顕著になっていると考えます。なお、店舗販売以外でも加工品の取扱いを行っていますので、観光客の割合はさらに増えるものと推測されます。

◎富浜靖雄君

再質問いたします。

令和6年度の施政方針では、「6次産業化の推進、地産地消の促進により農畜水産業や観光産業の付加価値を向上させ、域外からの投資を確保するとともに、地域内の経済循環を促進し、経済の活性化を図ります」と。今、産業振興局長の答弁で、観光客が増えてくるので、観光客7対3、その7の部分、地域外からの投資を確保する。投資なのかちょっと分からないんですけど、確保して3割、地域の産業活性化なんですか、ちょっと分からないんですけど、この経済の活性化という部分なんですけど、どのように活性化させようと思っているのかというのがあればちょっと教えてもらっていいですか。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

産業の活性化を図るためには、先ほど申し上げましたとおり、有機的なつながりというのが重要でございます。有機的なつながりというのは、多くの部分が緊密な連携で全体を形取る、そういう意味合いがございしますが、しかしこれ六次産業化は、1次産業としての農林水産業、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業等の総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を生かした新たな付加価値を生み出す取組となっております。この中の総合的かつ一体的等の意味するところは、六次産業化法の基本方針において「六次産業化は、単独または協働の事業として、農林水産物の生産及び加工または販売を一体的に行う事業活動」と明記されております。産業振興局においては、地産地消の推進と六次産業化の推進、これが所掌事務になっておりますので、それを踏まえまして機材導入支援の対象事業、事業形態として、原料を自主生産で行い、加工、販売まで行っている単独型と、原料を域内の他市から調達して加工し、自社店舗で販売を行っている事業者と販売を他社と協力している事業者があり、この形態を協働型、連携型と申しますが、この2つの形態が主となっております。産業振興局における先ほど申し上げました2つの地産地消と六次化の取組については、加工、製造の2次側を支援することで1次側、3次側とのいわゆる有機的なつながりの構築が図られるということで、私どもは2次側に今機材支援の補助事業を導入しているということでございます。

◎富浜靖雄君

六次産業を推進していったって有機的に、有機的なので、いろんなものが、つながりが出てくると思うので、まだ半ばかなという感じだと思います。いろんな設備を設置して、それを企業に使っていただいて、その販売ルートをもた確保してやっていくというふうな意味合いでは、何か目に見えて、すごい、これはやりましたって言えるようなのがまだ分からないので、これは本当に時間がかかる取組だと思うので、もう段

階的だとは思いますが、しっかり取り組んでいただければと思います。よろしくお願いします。

次に行きます。自治体DXについてお伺いいたします。昨年の3月定例会一般質問の企画政策部長の答弁で「令和5年度に全庁業務量調査の実施を予定しております。各課で管理しております施設や現在の予約方法について整理をした上で、最適なオンライン予約システムの導入に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております」との答弁でした。この全庁業務量調査を踏まえて、オンライン予約システム導入に向けて検討したかお伺いいたします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

オンラインシステムの導入についてのその後の進捗という形でよろしいでしょうか。

（議員の声あり）

◎企画政策部長（久貝順一君）

本市では、令和5年8月より、庁内の全業務を対象とした全庁業務量調査を実施しております。現在は、最終報告書の作成に取り組んでいるところであります。オンライン予約システムの導入につきましては、令和5年2月よりスポーツ施設のオンライン予約を開始しております。今後はこの業務量調査の結果を基に、対象とする施設、また施設ごとの処理などの運用手順を整理した上で、市民の利便性向上、また受付事務の効率化を実現するシステムの導入について検討していきたいと考えております。

具体的な検討に向けては、施設を所管する部署で構成するプロジェクトチームの立ち上げを令和6年度に予定しております。その中で、作業に係るイメージとしましては、部局横断的なメンバーでシステムの要件整理を行い、導入、保守などの運用経費を含めて議論することで施設一覧から希望の施設を選択できる予約ポータルサイト、これは入り口の部分なんですけども、そういった予約ポータルサイトを作成しまして、市民の利便性向上も含めて、また運用面、また財政面も含めて、また職員の業務の効率化も含めて、実現するシステムの導入を目指していきたいと考えております。

◎富浜靖雄君

この業務量調査の最終報告をもってプロジェクトチームをつくって、そこでいろいろまた集約して目指していくというふうに今お聞きしたんですけど、これは各部署で検討して、そのプロジェクトチームに上げてそれを全体的に見るのか、それともプロジェクトチームがその業務量調査を受けて吸い上げたものを検討するのか、プロジェクトチームが主でやるのか、それとも各担当課がある程度こういうふうにしたいというのを持ってくるのか、こういうところはどういうふうにしていこうという計画とかありますか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

先ほども申し上げたプロジェクトチームというか、その施設を所管する部署のほうでやります。その中で、先ほど質問された部分も含めながら調整していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

◎富浜靖雄君

続いての質問も似ているんですけど、企画政策部長の答弁で「令和5年度に予定しております全庁業務量調査において、各課で行っている各種料金等の徴収方法を整理した上で、クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済など、キャッシュレス決済の導入拡大に向けた検討を行っていきたいというふうに考えております」との答弁でした。この全庁業務量調査をまた踏まえて、キャッシュレス決済導入の検討を行ったかお伺いいたします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

キャッシュレス決済の導入拡大についてであります。施設の使用料支払いに関するキャッシュレス決済導入に向けては、条例等の見直しであるとか、また施設ごとの歳入の振り分けとか決済手数料等の経費、また会計処理における収納手続の整理など、調整が必要な事項の洗い出しを行う必要があると考えております。そのため、まず先ほど答弁したんですけれども、オンライン予約システムの導入を先行して進めていった上で、対象施設の所管課、また会計課など等、関係部署でオンラインやキャッシュレスの決済導入に向けた例規の整備でありますとか処理手順の確認、決済方法の種類やまた導入するシステムの要件整理などを行いまして、段階的に検討を進めていきたいと考えております。

◎富浜靖雄君

今、オンラインシステムをまず先にやって、次にキャッシュレスという流れというふうにお伺いしたので、本当にいいと思います。これよく私が質問しているのは、1回これはシステムを組んでしまえば職員の業務量の低減にもつながりますし、ということは市民が役所の施設を利用する際の予約に対しての利便性も上がると思っております。これは私は全庁の考えなので、いろんな施設があると思うので、それはまたデータとか、こういう施設こういうふうにやっていますと言ったら随時報告していただいて、使用頻度の多いというんですか、そういうところから手をつけていただければいいのかなと思っております。料金も結局今の役所の市民課のほうの何か手数料を今やっているよと、キャッシュレスでやっているよというの、あれも本当に使用頻度が多いところからやっているのではないかなと思うので、そういうところをまず先行してやっていきながらある程度全体で、このシステムってある程度全体の、何かここに行けば、ホームページでも何でもいいんですけど、アプリでもいいです。何かここに行けばすぐ分かるような形のものもぜひ考えていただければいいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に行きます。電子入札システムについてお伺いいたします。令和6年度の施政方針の中に「令和6年度より、電子入札システムによる一般競争入札を実施します」とありました。電子入札システムによる一般競争入札を実施するとあったので、自分はもう電子入札は行っているものとばかり思っていたんです。新聞報道でも取り上げられていましたが、電子入札システムは一般競争入札だけのシステムなのかなとお伺いいたします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

電子入札システムについてお答えをいたします。

宮古島市では、令和4年度からAランクを対象に電子入札システムによる指名競争入札を開始しまして、令和5年度からBランクにその対象を広げ、実施しているところでございます。そして、次年度からA、Bランクを対象に電子入札システムによる一般競争入札を実施してまいります。次年度当初から全てのA、Bランク工事が一般競争入札に変わるわけではなく、指名競争入札も同時並行で行っていきます。事務方のノウハウの構築も必要となりますので、一般競争入札に適した案件を1件ずつ選定し、徐々に増やしていくというふうな予定でございます。

◎富浜靖雄君

まずは、指名競争入札をやっていて一般競争入札にすぐ移りますよという形ですね。この電子入札は公平性が保たれるという部分でいいかなと私も思うんですけど、この指名競争入札するというのは企業を

役所側が指名して、指名通知というの出して、あなたは入札に参加できますよというのでやっていたので、ある意味市側がその業者を指定、指名するというやり方で、一般競争入札というのは幅広い。一般なので、全体に開かれたいろんな方が指名に参加できるというふうになるんですけど、これ事業形態というか、工事とか委託とかいろんな事業形態によって変わるかもしれないんですけど、指名競争入札の場合はある程度役所側が地元の企業優先みたいな形でできると思うんです。一般競争入札の場合は、この地元企業を守るというような形で、何か今「制限付一般競争入札」という表現をお聞きしたんですけど、その制限付というのはどういう制限なのかというのをお聞きしたいんですけど、大丈夫ですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

制限付一般競争入札についてのご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、制限付一般競争入札につきましては、今度の電子入札のときに採用する入札の仕組みとなります。まず、制限付に関しましては、不良不適格業者の排除や工事の品質確保の観点から、入札参加者に今富浜靖雄議員おっしゃった地域要件と、これを一定の資格要件として加えた上で、地元企業といいますか、本店、あとは支店がある企業というふうになりますけど、それはもう変わらず、それで制限付というふうに考えております。その条件を付しまして入札を実施するということで、当該条件を満たす全ての入札参加希望者に競争させることにより落札者を決定する方法です。具体的には、格付を受けた市内、準市内の事業者限定しつつ、工事ごとに必要とされるランクや資格、実績などの条件を満たしていれば誰でも参加できるということになりますので、透明性、公平性の面ではさらに増していくのかなというふうに思っております。

◎富浜靖雄君

そういうふうな形で地元業者を守れるような形とか、おかしな業者を排除できるようなものとかというのがあればいいかなと思うんですけど、関連してなんですけど、お聞きしたいのが、このシステム、業者もシステムを入れていると、昨日の質問でそういう答弁があったんですけど、これってもしもというか、これ全国的なシステムなのか、県内だけなのか。役所が全国的な大きな工事を発注したい、特別な市の業者ではできない、県内の業者ではできないとなったときに、公募するときにもこのシステムは使えるのかというのは分かりますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

工事にかかわらず、まず宮古島市のほうに事業者として登録するという中で、これは当然登録がされていけば、例えば本島の業者で、本店が本土にあって宮古島に支店があるという形であれば、当然これは全国的にも入札は可能というシステムになりますので、県内とか宮古島の特有のシステムではございません。

◎富浜靖雄君

まず役所に登録して、実績があったりとか、こういう登録するときにその業者を判断できるので、そうですね、今までどおりで全国的な公募もできるということなので、すごくいい、幅広く入札できるのでいいかなと自分も思います。

次に行きたいと思います。次に、ふるさと納税について。ふるさと納税の自動販売機というのがあります。知人と話をしているときに、宮崎空港にふるさと納税の自動販売機があるよとお聞きしました。その方が内地の方なので、帰った後に写真も送っていただきました。私もいろいろインターネットでちょっと

調べさせていただいたところ、宮崎空港が全国で初で、いろんな自治体も導入しております。様々な商品、いろんな場所に設置されております。そこで、宮古島市でも観光客が多いところに導入とか設置とかできないのかお伺いいたします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

ふるさと納税自動販売機の設置についてであります。

ふるさと納税の一つの方法としまして、旅先で寄附をし、その場で返礼品を受け取るという現地決済型の形態があります。その手続にふるさと納税自動販売機を活用している自治体があるとは聞いております。全国の状況を調べたところ、地域内のゴルフ場、またホテル、観光施設等に自動販売機を設置して、ゴルフ利用券、宿泊券、お食事券など、その場でもらえ、すぐ使えるものを返礼品として提供する事例や、これらに加え、特産品を返礼品として後日郵送にて提供する事例等がございます。

一方で、この自動販売機の設置につきましては、設置場所における設置に対する許可の調整でありますとか使用方法、また故障等による保守関係に対応する現場管理の調整、また寄附された寄附者情報の個人情報管理の調整など、検討、確認すべき課題があるということは承知しております。設置に向けては、これらの課題を整理しながら進めていく必要があると考えております。

また、旅先で現地決済ふるさと納税の方法としましては、この自動販売機以外にも宿泊施設での広告物、ポスターとか、そういった部分でやはりQRコードを提示しまして、スマートフォンで読み取る方法などがありますので、本市でも現地決済額の寄附が自動販売機も含めてどのような手法が有効なのかというのを今後また実際の事例とか情報とか収集しながら、比較検討しながらやっていきたいと思っています。ただ、ふるさと納税の獲得という部分の中では、本当にこういった自動販売機、今回富浜靖雄議員が質問するまで私も承知しておりませんでしたので、そういった方法、様々な取組がありますので、その部分も他の自治体の参考も事例にしながら取り組んでいきたいと考えております。

◎富浜靖雄君

ふるさと納税については、総務財政委員会の中でも何か恩納村が納税額一番だと、県内ですね。というふうにお聞きしたので、総務省のデータを少し見させていただいて、令和4年度の統計だったんですけど、恩納村の場合は宮古島市の倍ぐらいでした、納税額が。ああ、なるほどなど、確かに多いですねと、恩納村なのにとまってこの件数を見たら、逆に宮古島市のほうが納税の申請額が多いんです。逆に言ったら恩納村は少ない。ということは、高額なものがあるんだろうなと思ってすぐホームページに行ってみて見させていただいたら、何か宿泊のすごい30万円ぐらいのものが人気ランクの上位にありました。おっ、なるほどなど。結局大きな金額と逆に言うと安い物というか、低額というか、1万円とか、そういうものの幅広い品ぞろえというのが必要なんではないかなと思って、この提案も逆にこれをやってくださいというより、こういうのもあるので、これも踏まえて、もっと宮古島市はポテンシャルが高いと思います。もうホテルもいっぱいありますし、そういうの、ゴルフ場もいっぱいありますので、入ってくる人が本当にお金を落とせるような仕組みを、逆に言うとふるさと納税をできるような仕組みを考えていただければというふうに思っております。

そこで、こういう私はまず県内1位の納税額を目指してほしいなと思うので、市長、どう思いますか。このふるさと納税を県内1位にしたいと私は思っているんですけど、見解があればよろしくお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

ふるさと納税大変大きな財源となっておりますから、我々自主財源を確保していくという意味においては大変重要なツールだと思っております。また、ふるさと納税を通していろんな地元の商品等を紹介すること、これは地元企業にとっては大きな効果があるということで、実は副市長トップになるのかな、ふるさと納税、あれ企業版も含めて、組織を強化しながら対応しようではないかという作業を今進めているところでございます。

◎富浜靖雄君

もうぜひ目指して、拡充というか、本当にこれうまくやれば納税アップです。ということは、お金を出す人もうれしいですし、市もうれしい。その財源を利用していろんなこともできるので、ぜひいろんな方面から取り組んでいただきたいと思います。これは市長が本当にプロジェクトチームとまでは言わないんですけど、いろんな取組を出てきたら、これどうね、どうねって担当の部署に検討させてやったらいいんじゃないかなと思うのです。これも市長が県内一を目指そうと言っていたければ職員は頑張ると思うので、ぜひよろしくお願いします。仕事も楽しくなるんじゃないかなと思うんですけど。

次に、道路行政についてです。アプリ導入についてお伺いします。沖縄市が令和3年4月から運用を開始しているアプリがあります。令和5年度の4月からは公園の通報もできるようになっていて、道路に穴が空いていますとか、カーブミラーが壊れていますとか、公園の遊具が壊れていますとかなど、市が管理する道路や公園の不具合を市民がスマートフォン等のカメラやGPS機能を利用して通報できるアプリとなっております。宮古島市でも道路の不具合を通報できるこのアプリを導入できないか、お伺いいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

通報アプリの導入については今のところ導入する予定はありませんが、今後県内の先進地の運用方法、必要な導入費用、アプリ使用料などを確認し、メリット、デメリットを精査した上で今後アプリ導入については総合的に検討してまいります。

◎富浜靖雄君

道路とか、公園の遊具の破損とか、私は道路のほうから先にやっていただければなと思うんですけど、議員の皆さんはよく市民から、あそこ穴が空いているだの、横断歩道の線が消えているだの、何かそういうふうなもう苦情がいっぱい来ると思います。ただ、それは聞いてからお伝えするのではなくて、このアプリを導入すれば市民から定期的にと言ったらもう気づいた人がどんどん送ってくるので。その沖縄市の担当の方にもお話しさせていただいたんですけど、この通報があってもやはりできないところもあります。これは直すまでも今いかないなと。でも、おっ、これはもうすぐやらなきゃいけないという感じのものもあるそうです。これはもう、市の側がこれどっちを優先するかということ判断しながら検討できるというふうな形だとお聞きしました。それで、通報があったのに何でやらないかといっても、それはそれに対しての答弁とかもないですし、逆に言うところの情報収集をして、議員が市民から言われて、いろんな方が通報すると思うんですけど、議員が市民から聞いて、それを言うまでもし分かっていたら対応も早いんじゃないかなとすごく思うんです。これをやっていただければ、私たちの議員に、あっちが穴が空いている、こっちが穴が空いていると、私は言われたらすぐもう現場に行って、確認して、ああ、そうだね

と写真を撮って担当課に見せてというふうに行っているもので、まさしく議員が行っていることを市民が直接市に行っているだけで、ぜひ導入に向けて、本当にシステムなので、予算だったり何だったりいろいろかかると思います。大変だと思いますけど、検討をぜひよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

次に行きます。教育行政について、学校施設について伺います。令和6年度の施政方針にも「トイレの洋式化や特別教室へのクーラーの設置を進め、子ども達が安心して安全に学ぶことができる環境を構築します」と発表されております。そこで、トイレの洋式化の計画についてどのようになっているか伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

本市小中学校のトイレの洋便器設置率についてです。令和5年9月1日現在で、小学校75.7%、中学校74.7%となっております。現在も、南小学校において8据え設置中です。また、鏡原中学校においては、3据え設置を行ったところです。今後の整備計画としましては、令和6年度において小学校、中学校でそれぞれ20据えの計画で予算計上しているところであり、トイレの洋式化へ向けて迅速な対応をまいります。

◎富浜靖雄君

今、最後のほうに迅速な対応とおっしゃっていただいたんですけど、この迅速な対応というのはどういうことなのか教えていただけますか。

◎教育部長（砂川 勤君）

先ほど富浜靖雄議員もおっしゃってありました来年度施政方針でも触れております。その中で、学校施設、環境の整備について、子供たちが安心して安全に学ぶことができる環境を構築することを述べてございます。今後も学校の意見、要望を含め、状況を把握しながら早急に整備に向けて取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

◎富浜靖雄君

そうですね、状況を見てすぐ対応していただければありがたいです。

続いて、特別教室へのクーラー設置の計画についてもお伺いいたします。

◎教育部長（砂川 勤君）

令和6年3月現在、市内の小中学校においてクーラーが未設置である音楽室、理科室、家庭科室等の特別教室については、小学校で37教室、中学校で43教室ございます。こちらについては、令和6年度中に完備する計画となっております。

◎富浜靖雄君

特別教室、小学校で37教室、中学校で43教室とのことですが、今年度中に終わらせるということですか。いいですね。すみません、ではこの教室でクーラー何台ぐらい設置するのかというのを教えていただいてもいいですか。

◎教育部長（砂川 勤君）

先ほども述べました小学校で37教室、中学校で43教室でございますけども、当初予算では161台分を設置予定です。1教室おおむね1台から2台の設置予定でございます。

◎富浜靖雄君

令和6年度に終わるのであればすばらしいなと思いますので、本当に頑張ってくださいと思います。

次に、環境行政についてです。住宅に隣接する空き地の管理についてお伺いいたします。雑木等が繁茂している空き地に隣接する住宅にお住まいの方からのお話なんですけど、火事が起きた場合、燃え移る可能性があるのでは、心配ですとの相談を受けました。市として、空き地の所有者に管理指導を行っているのか、お伺いいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

隣接する空き地について管理がされていない場合、雑草の繁茂や不法投棄などにより、生活環境に影響が出るのが懸念されます。適正に管理されていないことにより、不法投棄などがある場所について、市としては、市民等からの通報により現場を確認いたしまして、土地の管理者へ指導等を行っているところです。

◎富浜靖雄君

その空き地は、農地の場合はどうなのでしょう。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

農地法についてお答えいたします。

農地の管理指導における初動対応といたしましては、口頭での農地の適正利用を行うよう指導を行うとともに、所有者に対し利用意向調査を行っております。意向調査を踏まえ、自ら耕作を行わない場合は、各関係機関と連携を図り、賃貸や売買等への誘導を行っております。今後、口頭注意などで指導に応じない事例などが発生した場合は、文書での指導も視野に入れるとともに、農地の効率的利用を推進してまいります。

◎富浜靖雄君

この空き地は一応民家に隣接するということなんですけど、ただ宅地でも農地でも指導はしていて、それにやってくださいと、これもここまでしか言えないかなと自分も思います。これ市としては指導していただければと思うんですけど、もしこの土地が所有者が高齢者の場合、やりたいんだけど、もう自分ではできないというふうに言った場合、市として指導はどういうふうに行っているのかお伺いいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

市として、個人の住宅や土地などの片づけを行うことは、現状では困難です。しかし、同様なケースでシルバー人材センターを紹介し、個別に対応していただいたこともあることから、今後も状況に応じた対応をしていきたいと考えております。

◎富浜靖雄君

空き地といっても所有者がいて、これは本当に個人のものなので、なかなか難しいかと思うんですけど、いろんな場面での指導よろしくをお願いします。

次に行きます。沖縄県の諸島である宮古島市において、ごみ問題は深刻な問題だと非常に思っております。砂川和也議員からも質問がありましたが、産業廃棄物処理業者の許可取消しについて、当局の見解をお伺いいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

先日も砂川和也議員にご説明したとおりでございますけれども、2月26日に行政取消処分のあった処理業者について、本市に情報提供があったのは2日前でしたので、本市としてはそれまで情報がなく、把握していなかったことから、宮古保健所に出向き、本件について状況説明を求め、本市として想定される課題を伝えて、指導時の早期の情報共有を行い、連携してもらうよう求めています。行政処分を受けた事業者と契約を行っていた多くの排出事業者に影響が出ることが予想され、不法投棄、野焼きなどの事案も多発することが懸念されたためです。今後このようなことがないように、関係機関と情報共有を図るとともに、事業者指導についても連携していくことを調整しております。その上で、市といたしましては、法律上市のクリーンセンターで受入れが可能な廃プラスチックの一部に関しまして合わせ処理を考えております。

◎富浜靖雄君

この問題が起こった後に、市と宮古保健所とか島内業者とかで話し合いとか持たれたか伺います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

本市は、2月28日に一般廃棄物収集運搬許可業者を集め、状況説明を行っております。内容といたしましては、市が許可を出している事業系一般廃棄物収集業務の依頼が増えることが予想されるので、手続を速やかに行い、対応と協力をお願いしたいという内容での説明をしております。また、県が主催して、宮古保健所で3月12日に産業廃棄物処理業等許可取消しに係る説明会を行っております。その中で、廃棄物処理業者への協力依頼を行っております。

◎富浜靖雄君

この問題は、本当にその業者の方がやっていた業務も考えると、不法に埋立てもしていたという話も聞いておりますけど、宮古島市の場合、本当に処理するのは島内なので、もし島外に持っていったら処理する場合はコストが高くなります。そうなれば、建設業もそうですし、市民にも影響が出てくると思いますので、ぜひとも連携を密にさせていただいてやっていただければと思います。よろしくお願いします。

次に、水道行政についてなんですけど、これ要望だけにしたいと思います。上下水道料金の免除というふうに書いてあるんですけど、水道料金の話です。免除の話です。これ終わっていますので、自分はやはり基本料金を根本にしたらどうかと思うので、基本料金税込み605円を世帯分、もし4名だったら4名掛ける605円で2,420円、こういう免除の仕方もあるんじゃないかなと思います。この検討をできたらよろしくお願いします。これはできればいいので、次にやるかが分からないので、一言言いますか、できるかどうか。いいです、いいです。

次に行きます。もう時間がないので、すみません。次に、農業行政についてです。農業委員会委員の任命の同意案についてです。昨年12月の定例会に調査特別委員会の報告もされております。3か月経過しております。再提案が今定例会になった理由をお聞かせ願います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

農業委員会委員の任命の同意案が今定例会になった理由についてお答えをいたします。

昨年12月定例会で農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の調査結果報告書のとおり決定されたことを踏まえまして、新たな同意案を早急に提案する予定で各方面と調整を重ねてまいりましたが、最終の候補者決定までに思いのほか時間を要してしまったため、今定例会での再提案となっております。

評価委員会の評価結果の精査や農業委員会や各方面の調整に時間を要したことが提案が遅れた理由でございます。

◎富浜靖雄君

提案が遅れたのは、私は3か月もかかるというのはどういうことなのか細かく聞きたかったのですが、ちょっと時間がないので、最後にお聞きしたいのが、この委員の方、今暫定的に残ってやっていたらいいんですけど、これ新しく委員の方が今定例会で認められた場合、この任期というのはどうなるのかお伺いいたします。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

この件について、一般社団法人全国農業会議所へ問合せをしております。回答としては、委員の任期の始まりについては法律上定めがなく、原則は募集要項で定めた任期が原則となりますが、宮古島市においては前任者の任期の継続期間が約6か月と長期になっていたことから、新たに任期を定めることについて問題はないとのことでありました。そのことから、事務局としては今定例会において委員任命の議会承認が得られれば任期を令和6年5月1日から新たに3年間と定めたいと考えていることから、市当局とも調整を行い、決定をしたいと思います。

◎富浜靖雄君

この問題はもう去年から引きずっていて大変な問題で、今回定例会に提案されているので、ぜひともこのような問題が次回ないようによろしくお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

◎議長（平良敏夫君）

これで富浜靖雄君の質問は終了しました。

◎上地廣敏君

一般質問を行いますけれども、ぜひ当局の皆さんには前向きな答弁をよろしくお願いします。通告に従って質問をまいります。

1点目に、県営宮古広域公園の整備事業についてお伺いをいたします。まず、この事業の実施期間、工期につきましては、私が知る限り平成20年から約12年をかけて当初整備をするというふうなことが言われておりました。あれから4年、期間が過ぎておりますけれども、目に見えた形での進捗は全く見られておりません。一部宮古島前浜リゾートが営業しておりましたけれども、解体された。これも一昨年の12月であります。周辺はそのまま荒地になっておりますが、本当に県営公園として当初の見込みどおり事業が実施できるのか、そのことについて、まず工期についてお伺いをいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

事業主体である県に確認したところ、工事の期間は令和15年までの14年間を見込んでいるとの回答を得ております。しかしながら、事業主体である県では、段階的な供用開始の検討を行うなど、早期の事業効果発現に取り組んでまいりたいとの回答を得ております。

◎上地廣敏君

次に、進捗率についてお伺いをいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

現在の進捗率につきましては、事業主体である県に確認したところ、事業ベースで17.5%の進捗率、用地取得率は面積ベースで5.8%を見込んでいるとの回答を得ております。

◎上地廣敏君

この公園の敷地面積、50.2ヘクタールが計画面積であります。この計画面積の中に、地域住民が頻繁に利用する通称海岸線と言っていますけれども、ミナアイ原線があります。延長が1,162メートル、幅員10メートル、これ片側歩道です。片側歩道付の市道です。この市道についても公園の50.2ヘクタールの計画面積の中に入っているということで、県のほうはこれまで概要図を示してきておりますけれども、このことについて皆愛集落の皆さん方、あるいはそのミナアイ原線を利用する住民の方からは、県の計画であるこの道路の廃道について非常に危惧をしております、絶対廃道をさせてはならないというふうな声ももう大多数であります。ほぼ全員が反対というふうな声が聞こえております。現在、この道路の廃道について市のほうに県のほうから何か交渉があるのかどうか、その辺をお伺いいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

ミナアイ原線の廃道については、これは議会の承認が必要となりますので、県と市道を担当します道路建設課のほうで協議を行っております。このミナアイ原線の廃道について、県の回答としましては宮古広域公園の区域内の市道ミナアイ原線は、計画の公園施設と海を分断する位置にあり、海と連携した公園利用や安全性の観点から当該市道を存続させることは困難であります、今後地域の方々の意見を踏まえ、公園の利用や安全性を考慮した上でどのような対応が可能か検討したいとの回答を得ております。

◎上地廣敏君

それで、皆愛の集落センターで開催された説明会に参加をいたしましたけれども、その中で令和元年5月に公聴会をしたいというふうなことでありました。そのときに意見を申し上げましたら、公述人として申出をすれば公聴会のときに意見を申し出ることができるというふうな連絡を受けておりましたので、令和元年5月14日、これ与那覇の集落センターでありました県の開催する公聴会に出席をいたしまして、公述人として意見を申し上げました。ミナアイ原線、先ほども1,162メートルあると申し上げましたけれども、これは実は宮古島東急ホテル&リゾート側のほうから来間大橋の付け根まで、この距離がミナアイ原線あります。その中で、与那覇前浜港から来間大橋までの区間、この区間が大体延長にして740メートルぐらい。逆に来間前浜港の入り口から宮古島東急ホテル&リゾートへ向かって仲ネク線の付け根までが422メートルぐらいで、トータルで1,162メートルになりますけれども、この与那覇前浜港から来間大橋までの区間についてはどうしても残す必要があると。

一方、反対側の仲ネク線までの422メートル、これはおおよそその距離でありますけれども、その区間については廃道もやむなしというふうな意見が大半であります。というのは、この来間大橋から前浜港へ通じる区間については、昔から皆愛集落の皆さん、あるいは一般の方々でも、海にいろいろ漁をしに出入りする通用口として使っている方が多いというふうなことから、もう小さい頃から海に親しんでいる皆さん方は直接前浜港まで行くまでもなく、そういったこの道路を利用して途中から海に出るというふうなことで利活用が非常に高い道路であるというふうなことになることから、ほとんどの住民が前申し上げたとおり、反対の意思を表明しているということでもあります。加えてこの区域内には皆愛集落の皆さんの墓地が散在しております。ある程度1か所にまとまったところもありますけれども、点在しているという

ふうな墓地なども見受けられております。この墓地の移転につきましても、県のほうからは何ら今明快な移転の方法、計画などを示すというふうなことはないようであります。

それで、皆愛の皆さんに聞いてみましたら、令和元年10月13日、実はこれ公聴会の後に皆愛集落で説明会を持っておりますけれども、その以降コロナの発生もあってやむなしと思っておりますけれども、令和元年10月13日以降の説明会は一回も開かれていないということで、集落の皆さんもどうなっているんだと、本当に県は公園の整備をやる気があるのかというふうに疑問を呈する方々もいらっしゃるということでもあります。

お聞きしますけれども、この県営宮古広域公園は2019年、宮古島市の都市計画審議会において審査され、県のほうに報告がされているというふうに思っておりますけれども、県においては2020年の令和2年3月23日に沖縄県の都市計画審議会が開催されて、その中で県営宮古広域公園の面積、区域と関係する事柄が決定をされております。いわゆる面積については、50.2ヘクタールというふうに決定をされたということでもあります。それを受けて県は、2020年から調査測量を入れ、2021年から実質的にはハード部分の工事に入ると、用地交渉、用地取得も含めて工事に入りたいというふうなことからなってきました。

それで、お伺いをしますけれども、今県がミナアイ原線を計測区域に入れ、いわゆる面積は4,945平方メートルであります。そうすると、県営公園は50ヘクタール以上というふうに言われておりますから、このミナアイ原線の4,945平方メートルを除くと50ヘクタールを切ってしまう。それでどうしてもミナアイ原線を取り込まないといけないというふうになったと私は理解をしておりますけれども、このことについてお答えをいただきたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

まずは説明会についてですけども、説明会については平成28年度から令和元年度にかけて9回実施しているとの回答をしておりますが、その中で墓地の移転の件もあったと聞いております。これ墓地の移転については、事業主体である県によりますと、墓地の移転候補地としては皆愛集落の西側を想定しているとの回答を得ております。今後の説明会の開催予定ですけども、これは今後説明会の開催予定は事業の進捗を踏まえ検討していきたいとの回答を得ております。

◎上地廣敏君

今、建設部長から墓地の移転の答弁がありましたけれども、皆愛集落の西側の答弁でありますけれども、この皆愛集落の西側といってもほとんどが公園の区域内。一部住宅と隣接する農地については除外されている部分もありますけれども、しかしまた住宅とあまりにも近いところありますと、墓地ですから、嫌がる方々も出てくると。ですから、真剣になってその公園の事業計画を進めたいのであれば、今説明会の開催日時も決まっていないようでありますから、早急にその説明会を開催して、正直なところを集落の皆さんにも説明をしていただくというふうに県のほうにはお願いしたいと思っておりますけれども、市のほうからもしもそのことについては県のほうに強く要望をしていただきたいと思っております。

1つ最後に市長の考えをお聞きいたしますけれども、このミナアイ原線、いわゆる1,162メートルのうち前浜港入り口から来間大橋へ通じる道路740メートルについて、宮古島市は仮に県のほうから廃道の要請と同時に県が買い上げるというふうな依頼があった場合、市としてどういった対応をしたいと思っているのか、まず市長の考えをお聞きしたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

市道ミナアイ原線の廃道については、現在沖縄県宮古土木事務所が進めている宮古広域公園事業の中で廃道について協議を行っております。しかしながら、上地廣敏議員がおっしゃっておりますように、ミナアイ原線の取扱いについては地元の皆さんも相当反対しているのが聞こえておりますので、県の担当としても十分な理解が得られない状況であるため、引き続き丁寧な説明に努めるとともに、現時点での廃道の時期については決定していないものと考えておりますとの回答を得ております。

◎上地廣敏君

県のほうは、国に対しては県民に十分に説明を尽くすようにと、基地問題についてもいろんなことについても丁寧な説明をお願いしたいというふうに言っているわけでありますから、ぜひ県においては地元の地域住民の皆さんに丁寧な説明を早急に開催をしていただきたい。そして、宮古島市としては、願わくばこの740メートルのミナアイ原線の廃道について反対をしていただきたいというふうにお願いを申し上げてこの公園についての質問は終わりたいと思います。

次に、学童疎開の碑の建立について伺いをいたします。私は、この学童疎開の碑の建立につきまして、平成28年以降4回これまで一般質問で取り上げてまいりました。全く進展が見られておりません。進展しているのは、道路沿いに乾隆36年、明和の大津波の碑が建っているというふうなこと。これ疎開と直接は関係ありませんけれども、これは明和の大津波のことですが、この学童疎開の碑の建立については県内におきましても南風原町が建立しておりますし、県内におきましては浦添市あるいは那覇市、豊見城市、南風原町、そういったところがいろいろ九州のほうに、宮崎県のほうに出向いて、特に浦添市においては日向市役所の庁舎横に建立したと。そして、疎開先の小学校3校にも建立しているというふうな記事などが出ておりました。

これまでの4回の質問において、当時の市の答弁は、実行委員会を立ち上げて、関係者の皆さんで組織をして、建立についての積極的な要請活動なりあれば検討してみたいというふうな答弁でありました。しかし、今学童疎開をした当時10歳、あるいは中には9歳から11歳ぐらいの学童がほとんどであります。この学童の皆さんも78年前は10歳でありましたけれど、今はもう90歳へ到達している方々、あるいはお亡くなりになっている方々多数いらっしゃると思います。それで、そういった関係者が実行委員会を立ち上げてこの碑の建立を願っても、まず実行委員会を立ち上げることにすら私は厳しいというふうに思っております。ですから、これまでも市が前面に出て、関係者の皆さんと相談をしながら市が音頭取りをしてやったほうが良いというふうに訴えてきましたけれども、なかなか実現を見ておりません。

ここに1つ、これは2019年6月18日の沖縄タイムスの記事ですけれども、このほうにも学童疎開の記事が載っております、「寂しかった」、これは当時中城国民学校で3年生だった比嘉英信さんという方の記事でありますけれども、疎開体験を振り返って、受入先、これは何と今宮古島市が友好都市締結をしました熊本県の山鹿市に疎開をしている方なんです。山鹿市の皆さんは、非常に親切で思いやりがあったと。しかし、日増しに食料事情が悪くなって、柿やミカンあるいは農産物を盗んで飢えをしのぐこともあったと。一番つらいのは、ひもじいこと、そして寒いこと、そして寂しいことが一番つかったというふうに当時の思い出を語っております。企画展を開催し、その学童疎開のですね。市民の皆さんにも広く見てもらっているというふうな記事がございます。宮古島市では、「広報みやこじま」に1度だけ「学童疎開体

験者が語る疎開の実態とは」というふうな形で掲載をした経緯があります。

そこでお伺いをしますが、私が4回質問したというのは下地敏彦前市長の時代ですから、市政は替わって今座喜味市政になっておりますので、ぜひ市長の学童疎開の碑の建立についての思いをお聞かせ願えれば幸いだと思います。よろしくお願いをいたします。

◎教育長（大城裕子君）

学童疎開の碑の建立についてというご質問ですけれども、教育委員会として学童疎開に関する取組も含めて答弁をさせていただきたいと思います。

1944年、昭和19年に約80名の子供たちが宮崎県の小林市、当時は小林町でした。に学童疎開をしてから今年でちょうど80年目となります。当時1年半もの期間親元を離れ、遠い宮崎の地で集団生活を送った子供たちも、上地廣敏議員おっしゃるとおり90歳前後の年齢となり、生の声を聞くことも難しくなっている現状でございます。

教育委員会としましては、この学童疎開の体験を風化させることなく後世に残すため、宮古島市総合博物館で令和3年度より、戦時中における学童疎開について調査研究を進めてまいりました。令和3年度は紙芝居「戦争と子どもたち～学童そかい～」を製作、令和4年度は紙芝居を当館紀要にて公表、今年度は紙芝居の複製やデジタルデータを作成し、より広く子供たちの平和教育に活用できるよう準備を進めてきたところです。令和6年度は、学童疎開をテーマにした平和展を5月16日から6月30日まで開催予定です。令和6年度の学童疎開をテーマにした平和展では、体験者の方のトークイベントや、また企画展の際に配布されるこのような冊子には、体験をされた方の体験談等も掲載を予定しているところです。

学童疎開の碑の建立につきましては、市長部局と連携を取りながら課題の整理等を行っていきたいと考えております。

◎上地廣敏君

今、教育長の答弁では、市長部局と課題を整理しながら検討いたしますということでもありますけれども、まず碑の建立について、建立に向けた検討をするのか、あるいは予算がかかることですから、検討した結果、建立しないというふうになるのか。ちなみに参考までに申し上げますけれども、南風原町は建立したこの碑の総予算は110万円です。あれから何年たって、いろんな物価が上がっていますから、今でも100万程度で建立できるというふうには思っておりませんけれども、まずもう一度教育長に答弁をお願いしたい。建立をすることを前提に検討を進めていくのか、あるいは検討したけれども、結果的に建立できませんというふうに想定されるのか、やる、やらないの二者択一で答弁をお願いします。

（「ちょっと休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時31分）

再開します。

（再開＝午前11時32分）

◎教育長（大城裕子君）

恒久平和を希求する意味でも、また子供たちの平和教育のためにも、あらゆる機会を創出することは重

要だと考えています。また、この学童疎開の碑の建立によっても、その一助を果たせるものと存じます。前向きに検討してまいりたいと思います。

◎上地廣敏君

ぜひ一日でも早く実現できることを期待をいたしたいと思います。

次に、台湾有事についてお尋ねをいたします。昨今、メディア等による台湾有事の話がよく聞こえてまいりました。隣の多良間村では、既に熊本県八代市に台湾有事の想定を前提とした疎開の検討に入っていると。3月中には具体的な疎開案といいますか、避難計画などをまとめ上げたいというふうな報道がなされております。

それで、お伺いをいたしますけれども、有事はあってはならないことであると私も考えますけれども、この盛んに言われている台湾有事について市長はどのように現状を認識されているのか、お伺いをいたします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

台湾有事の現状認識についてお答えをいたします。

令和4年度より県主導で国民保護意見交換会・検討会としまして様々な検討を行っておりますが、国民保護措置は国、県、関係機関それぞれで役割があるとともに、連携しなければ実施することができませんので、一堂に会し、国民保護措置についての検討を重ねる場があることは大変重要であると考えております。その中で、県外避難という一つの想定として、あってはならない武力攻撃事態の発生に備え、航空機、船舶などの輸送手段の確保や避難先での生活確保など生じる諸課題に一つ一つ向き合い、着実に万全な対策を講じていくことが重要と考えており、引き続き関係機関と連携しながら検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

◎上地廣敏君

報道によりますと、宮古島は南九州3県、いわゆる鹿児島空港に空路で入って、隣の熊本県、宮崎県のこの3県が避難先であるというふうに国のほうではその方針を示しております。

そこで、これは前回の学童疎開の話とも関連いたしますけれども、鹿児島県、宮崎県、熊本県、この3県であります。学童疎開したのは宮崎県の小林市でありますから、これが仮に宮古島市が宮崎県に避難先として決定した場合に、やはり人としては昭和19年、あの学童疎開して1年6か月もお世話になった宮崎県、いわゆる小林市、何のお礼もしていなければ、自治体としてですよ。何にもやっていない。運悪くといいますか、運よくといいますか、この台湾有事の際に宮崎県小林市のほうにどうでしょうかというふうなことになるれば、私が考えるにどこを向いて宮崎県小林市のほうに避難先としてよろしくお願ひしたいというふうに言えるのか。そういった思いがあるから早めに何らかのアクションを起こして、学童疎開の碑も建立するし、あるいは直接市長を団長に何名かで訪問して当時のお礼を申し上げる、そういった行動も必要ではないかというふうにも思ったりしております。

ぜひ、有事があってはならないことでありますけれども、しかし国民保護計画によって国はその有事を想定した訓練の実施をしているわけでありますから、ぜひそういったことについては真剣になって、市民の皆様方にもこの南九州3県、これは新聞でしか今報道されていなくて、具体的に市民を、住民を巻き込んだその行動あるいは説明会、空路ではこうなります、宮古空港、下地島空港を活用して鹿児島空港に向

かいますよと。では、海路ではどうなりますかと。今、客船は宮古航路ありません。どこの客船を使ってこういった形で鹿児島港に入港するのか、その辺も含めて丁寧な説明を、ここでも丁寧な説明が出てきますけれども、丁寧な説明を市民の皆さんにやっていただきたい。これは、宮古島市としても多分令和6年度中、新年度中には計画を策定しなければならないというふうに私は思っておりますし、その方向で公表されているわけですから、早急にその取りまとめをしていただきたいというふうに思います。そのことについてもう一度答弁をお願いしたいと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

初日の我如古三雄議員へも答弁を申し上げましたが、去る1月30日に県庁にて行われました沖縄県国民保護図上訓練についての避難計画につきまして、訓練を行う上での仮定の設定であることを踏まえて、空路については宮古空港、下地島空港より鹿児島空港へ移送し、船舶輸送につきましては平良港より那覇港を経由し、鹿児島港へ移送することとし、各関係機関において手順や必要資機材、法的な課題などもろもろの確認を行っております。島外避難を実施する場合に市の役割となるのは、空港や港への避難者への移送になります。2次離島となる大神島や多良間村からの受入れ態勢、空港や港への避難者の輸送方法の具体化を図るため、バス事業者など島内輸送機関との意見交換を行っております。また、避難受入先となる九州各県におきましても、内閣官房長官より受入れ態勢の検討を要請するなど、国民保護措置の具体化に向け、様々な検討が行われているところでございます。宮古島市としましても、そういったものを受けながら、関係機関としっかり調整しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎上地廣敏君

お願いですけれども、答弁については簡潔に答弁していただきたい。質問は1分、答弁は3分ということになるとなかなか再質問ができにくいので、簡潔にお願いをいたします。台湾有事については以上で終わります。

次に、宿泊税についてお伺いをいたします。まず、宿泊税。沖縄県のほうも令和8年度からですか、宿泊税を導入したいというふうなこと。これまで宮古島市も同時期、令和8年度から導入をしたいということで検討を重ねてきているというふうに思っております。それで、今宮古島市で進めているこの宿泊税について、導入時期について県とどのように調整されているのか、そのことについてお伺いをいたします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

宿泊税の導入時期でございますが、宿泊税につきましては令和3年度より検討を進めてまいりました。現在、法定外目的税庁内検討委員会において議論を進めながら、沖縄県や県内他市町村との意見交換も行っているところでございます。宿泊税の導入時期でございますが、沖縄県と足並みをそろえての令和8年4月施行を目指しているところでございます。

◎上地廣敏君

たしか宮古島市の素案によると、2万円以下の宿泊施設については1人1泊当たり200円、それから2万円以上の施設については500円を徴収したいというふうなことに、これが素案になっていると思います。ただ、業界のほうはその金額、200円、500円ではなくて、1人1泊当たり3%ないしは5%、定率でその宿泊税を課すようにというふうな意見が大半を占めているというふうなことで、せんだっての新聞報道でもまだまだ県のほうの考え方と業界の考え方は溝が埋まっていないというふうに言われております。まず、

宮古島市において、市と宮古島島内における観光業者、この業界の皆様方とどのような意見交換がされているのか、実際のところをお尋ねをいたしたいと思います。

◎観光商エスポーツ部長（砂川 朗君）

導入に向けての島内の事業者との意見交換の説明会等についてのご質問でございました。上地廣敏議員ご指摘のとおり、本市の素案といいますか、目下の税率、税額につきましては、2万円未満の場合は200円、2万円以上の場合は500円という形でこれまで議論を重ねてきたところでございます。これらの素案をもちまして宿泊事業者向けの説明会を実施したところでございまして、今年1月16日、17日の2日間にわたって1日3回、計6回の開催を行っております。2日間で28社56名が参加され、導入の目的、またこれまでの経緯、宿泊税の概要、使途等について現状説明を行い、意見交換を交わしました。

意見の中で、定額か定率かというお話もあったんですが、本市の宿泊事業者の中ではそれぞれ意見お持ちだというふうに感じておりますが、定額について否定的なご意見は特にございませんでしたが、中にはやはり定率がいいのではないかというようなご意見もあったというふうに伺っております。

◎上地廣敏君

この宿泊税について最後に1点だけ確認をしておきたいと思いますが、この2万円未満に200円、そして宿泊料金が1人1泊5,000円未満については減免をいたしますというふうに素案ではなっていると思っておりますが、まず市の素案でもそういうふうになっているのか。

それと、5,000円という金額を設定したのは特に意味があるのか。場合によっては、例えば旅館、民泊、民宿などが、では4,980円で1泊しますよと、面倒くさい宿泊税や200円徴収して市に納めるより、4,980円で宿泊させたほうが良いというふうに考えはしないか、まずこの5,000円というふうに素案でなっているのであれば、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

◎観光商エスポーツ部長（砂川 朗君）

現在議論されている本市の宿泊税導入に向けての素案の流れでございしますが、やはり先行事例等を参考にした上でやっております。他市の状況を踏まえた上での5,000円未満を非課税という、課税免除という形で取り扱うというようなことは聞いておりますが、こちらについて詳細もう一度確認した上でお答えいたしたいと思っております。

それと、課税免除につきましては市の考え方の整理としましては、県との調整では同様に修学旅行、また1泊1人当たり5,000円未満の宿泊料金については課税免除とするその方向で検討をしているということでございますが、現状はそのとおりでございしますが、今後県と制度設計を統一する必要があるございしますので、他市町村、県内先行事例等も含めて引き続き協議や意見交換を重ねてまいりたいと考えております。

◎上地廣敏君

時間も過ぎておりますので、次に進みたいと思います。

農業集落排水事業についてであります。令和2年3月定例会でも質問をいたしました。当時の上下水道部長答弁では、機能強化事業で整備をいたしますと。事業期間は令和3年から令和7年度までを予定しておりますという答弁が出ておりますけれども、やがて令和7年を迎えようとしておりますが、何ら進展は見られない。このことについて、この理由をお聞かせ願いたいと思います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

上地地区と与那覇地区の処理施設の統合については、令和3年度に上地地区への統合として事業採択に向け取り組んでおりましたが、当該施設の一部が都市公園の用地内に設置されておりました。事業採択をするに当たり敷地を分筆するなど、条件整理を行う必要があるとの指摘などもあり、関係部署と調整し、令和4年3月に分筆登記が完了をしております。同事業の採択に向けてはこれまで農林水産省の最適整備構想に基づき進めてまいりましたが、令和3年度以降に現在の補助事業といたしまして新たに農村整備事業が創設され、維持管理適正化計画の新たな策定が必要となっております。この維持管理適正化計画を策定した上でなければ新たな補助事業の採択はできないということです。このことから、令和6年度にこの維持管理適正化計画の策定業務の予算計上を行っております。今後のスケジュールといたしましては、令和6年度に維持管理適正化計画を策定いたしまして、令和7年度の新規事業採択に向け取り組んでまいります。

◎上地廣敏君

この与那覇地区の最終処分場、そして上地地区の最終処分場、両方とも合併前の下地町が整備した施設でありますけれども、もう築25年を経過していると思っておりますし、処理機械類も相当経年劣化していて、臭気が集落まで今入り込んでいるというふうなことで、集落の方々は、この施設の近くに住んでおられる皆さんは、新しい施設を造るのであれば場所をもう少し離れたところに移転して造ってもらいたいというふうなのが本音のところであります。それで、これまで聞いていますと、上地地区の施設のほうで造りたいというふうな考えがあるようでありますけれども、これ市としては現在でもそのような計画を持っているのか、そのことについてお尋ねをいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

現在の計画では、今上地地区の施設がある場所に機能強化をして整備するという考えでございます。今、上地廣敏議員からお話があったとおり、上地地区のこの処理場の曝気装置が不具合を起こした際、かなりの悪臭が漂っているというのは私も現場を確認しているところです。場所の検討については、この場所が変更できるか、今後県のほうに指導を仰ぎながら検討してまいりたいと思います。

◎上地廣敏君

集落排水事業については、計画がもう少し具体化した段階で改めて質問をしたいというふうに思っております。

最後に、防災の日の制定についてであります。この防災の日の制定につきましても、これまで何回か明和の大津波の関連で質問をしたことがあります。今年は、関東大震災、1923年9月1日に発生をいたしました。あれからちょうど100年がたちます。そして、阪神・淡路大震災が1995年1月17日に発生をしております。また、今年、令和6年、能登半島地震が発生をいたしました。ちょうど1月1日であります。

このように災害は忘れた頃にやってくるというふうにはよく昔から言われたことわざでありますけれども、本当に宮古島市でも、今年は明和の大津波、1771年4月24日から253年を迎えます。それで、宮古島市でもこういった大きな災害があった。2,548名の犠牲者が宮古島市でも出ております。隣の石垣市では9,313名、トータルで1万1,861名の貴い命が犠牲となっております。石垣市では、毎年4月24日、この明和の大津波の碑の前面において慰霊祭を執り行っております。先ほど学童疎開のときも申し上げましたけれども、残念ながら宮古島市はこのような大きな災害があったにもかかわらず、全く何もやっておりませ

ん。

明和の大津波の件につきましては、これまでやったというのは、この大津波のあった、この遺体が打ち上げられた与那覇前浜。この砂浜から与那覇前浜と。その後方に与那覇前浜という御獄といえは御獄がありますけれども、そこにこの遺体を運んで祭ったのが現在ある明和の大津波の石碑です。六、七十センチぐらいの石が建てられておりますけれども、入り口には市道の植樹松のほうに標柱が1本建てられております。これもこれまでの4回の質問の中で標柱を建ててもらうことができましたけれども、しかしこれも道路の植樹松のほうに建っている。近くには大きなガジュマルの木が街路樹として植えられている。標柱のそばには簡単な明和の大津波についての説明文がありますけれども、ほとんどの方々はこれに気づかない。分かりにくい。そしてまた、石碑のある場所がこの標柱の道路のほうから100メートルぐらい雑木林のほう、山のほうに入っていきます。これまで通路も大変不便な、獣道みたいな通路でありましたけれども、これがやっと2年前ぐらいに石粉舗装されて、車が進入できるような幅員、約3.3メートルから4メートルぐらいの幅員を持った石粉舗装の通路ができております。しかし、これを石碑までたどっていきますと、その石碑のところは70センチぐらいの石がぽつんと1個建てられているだけで、周囲は雑木林に囲まれておりまして、これが本当に明和の大津波を後世に伝える基になるのかと現場を見て常に寂しく思うと同時に、みすばらしい感じがいたしております。まず、そのことについて、市長、教育長は現場を見られたことがあるかどうか確認をしたいと思います。

◎教育長（大城裕子君）

明和の大津波の石碑、「乾隆三十六年大波」碑につきましては、私はまだ現場を確認してはおりません。

◎市長（座喜味一幸君）

大昔に行ったような、記憶が明確になっておりませんが、近々訪ねたいと思います。

◎上地廣敏君

ぜひ現場を確認されて、今の保存状態でいいのか、あるいは何か手を加えたほうがよろしいのか、その辺のことについては、地主は与那覇自治会だと思しますので、自治会のほうとも相談をされて、いろいろ検討を重ねていただきたいと思います。幸い来月4月であります。4月24日には石垣島でこの明和の大津波の慰霊祭がこの碑のところのほうで行われます。機会あらばぜひとも市長、教育長、この石垣の状態を確認されて、児童生徒のこの津波災害についての作文の朗読などもあると思っておりますので、ぜひこういった機会を捉えて確認をされて、宮古島市はどうあるべきだというふうなことを、津波についての認識も新たにしていきたいと思いますと思っております。

いろいろ申し上げてまいりましたけれども、本当にこの災害というのは、昔の方、先人の皆さんが言っているとおおり、忘れた頃にやってくるというふうなことであります。第2次世界大戦が終戦して78年……もう80年近くになります。今まさに台湾有事の話が現実味を帯びてきておりますけれども、ないことにこしたことはありませんので、みんなで協力してこの有事をなくすことができればいいことでありますので、有事のない平和な島であってほしいというふうに願いながら3月定例会の一般質問を閉じますけれども、長い間公務員として、そしてまた市民の公僕として頑張ってこられた退職される皆さんには、長い間ご苦労さまでしたということを申し上げて、そしてまたこれからの人生を楽しいものにしていただきたい。一緒に宮古島市の今後の繁栄を祈念いたしましょう。

では、以上をもちまして上地廣敏の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで上地廣敏君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時03分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎平良和彦君

一般質問3日目の3番、議員番号13番の平良和彦でございます。通告に従いまして一般質問を行いますので、答弁のほうは市民に分かりやすい、また誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。元気よくいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず最初に、もう昨日から今日の富浜靖雄議員も質問しておりましたけれども、市長の政治姿勢についてでございます。施政方針についてお伺いしますけれども、市民の所得向上についてですが、座喜味一幸市長は市長になられる3年前、3年も経過しておりますが、振り返ってみますと市長の公約として、農林水産業や観光、情報産業と連携しながら住民所得向上を目指す。また、観光関連事業への市独自支援や1次産業の六次産業化促進、IT関連産業創出による雇用拡大を進めて、市民所得10%向上に努めると力強く述べて市長になっております。

昨日からいろいろ質問しておりますが、今日の質問を聞きますともう市長と副市長の答弁も前里光健議員と似たような質問になっておりますので、今日私のほうも最初は数字でと思っていたんですけど、施政方針を見ますとこの市民の所得向上については約3ページにかけて述べております。ですけど、全てこれからというんですか、今からの、言わば実績等の内容がそんなになくて、もう3年たっているんですけど、これからあと1年だよというのにこれからのこういうふうにやっていきますよ、こういうふうに進めますよということになっているのが印象深い施政方針でございます。

また、市民所得向上プロジェクト推進本部を設置して、さらに市内経済団体、福祉団体、関係行政機関等の市民所得向上懇話会を立ち上げております。これは私としてもいい提案だなと思っております。それで、市民所得向上プロジェクト推進本部では市民所得10%向上の結果について何か話されたのかお伺いします。

◎副市長（嘉数 登君）

市民所得向上プロジェクト推進本部ですとか市民所得向上懇話会における検討の状況ということで答弁させていただきます。

市民の所得向上に向けては、庁内で市民所得向上プロジェクト推進本部を立ち上げるとともに、幅広い分野から意見を聴取し、市の取組の充実を図るため、市民所得向上懇話会も併せて設置して推進体制の強化を図っております。市としましては、所得向上の基本的な要素としまして稼ぐ力の強化が必要であると

いうふうに考えておりました、それに向けて4点ございます。1つ目が外需で稼ぐ、それから2つ目が内需で稼ぐ、3点目が成長への投資、それから4点目として分配の促進という4つの大きな課題として捉えておりました、市民所得向上懇話会でいただいた意見等も参考にしながらそれぞれの課題解消に向けた取組を推進することとしております。

◎平良和彦君

4点ほど今それを聞くと、やはりまたこれからという感じに聞こえますけども、もう3年たっておりますので、こういうことで、あともう少しで達成しますよとか、そういうのが一番分かりやすいんですけど、なかなか見えませんね、言わば公約の達成に向けての動きが。私も市長が公約、所得10%向上を達成するために実施した公約、政策事業、実績、もう数字では表せられないと思うんで、私例えばこれ当たっているか分かりませんが、サトウキビ栽培を例に取りますと、所得アップするとなると単純に一つの面積、1町歩であれば2町歩、これをまた3町歩と増やして、また支出のほうも農薬を、肥料ですね。安いのにする、減少させるということで、単純に所得アップは算出できるんですけども、市長のどのような、これまでですよ。こういった政策に沿った事業をやっているのか、これが所得アップにどれぐらいつながっているのか、そういった事業をお伺いします。

◎副市長（嘉数 登君）

先ほど市民所得の向上に向けた4つの観点から取り組んでいるというふうな答弁をさせていただきました。まず、1つ目の外需で稼ぐという部分ですけども、その代表的な例として、これは域外からの投資を確保して稼ぐために、六次産業化の推進による農林水産物や観光産業の付加価値を向上させる取組としまして、これ従来から取り組んでおります八重干瀬の国定公園指定や宮古馬の利活用など、本市独自の歴史、文化、自然等の魅力を観光資源化する等によりまして、観光消費額の向上等を図っていきたいというふうに考えております。これが指標になると考えております。

それから、2つ目の内需で稼ぐというところの代表的なものとしましては、地産食材の提供による地産地消の促進、上野庁舎の加工場等の施設整備や入居事業者の選定と支援等を進めることで、これは地域内の経済循環を高めていきたいというふうに考えております。これも始まっているところでございます。

それから、3つ目の成長への投資というところですけども、これは働き手の確保、それから人材育成を促進して生産性を向上させるため、若者の定住促進のための空き家、それから公営住宅等の有効活用を進めてまいりたいというふうに考えております。それから、人材の育成というところも非常に重要ですので、ひとり親高等職業訓練促進給付事業などキャリアアップにつながる取組についても進めることとしておりまして、社会の成長サイクルを拡大していきたいと考えております。

最後に、4つ目の分配の促進というところですけども、市内企業における所得向上への取組を支援するため、これ若者が働きやすい環境づくりに努める企業を応援する市独自の奨学金返済支援事業を進めながら、これは県が推進している所得向上応援企業認証制度というものがございます。そういった活用も併せて取り組みまして、市内全体で生産性向上及び成長の投資に対する体制を構築していきたいというふうに考えております。

これらの取組ですけども、従来から取り組んでいる取組、それから提言等いただいて新規事業として盛り込んでこれから取り組んでいく取組もございまして、ぜひとも市民の所得向上に向けて官民連携で取り

組んでいきたいというふうに考えております。

◎平良和彦君

4つの提案、人材育成が大事なかと私もそれは感じております。先ほどから言っておりますように、これもやはりこれからという形ですよね。やはり市長が最初からつくった言わば公約にあった政策等にとって、載っているかもしれませんが、公約の期間というのはあと1年を切っておりますので、あと1期やるとなれば何とかできるのかなと思うんですけど、昨日の長崎富夫議員には明言は避けておりましたので、ちょっと私も分かりませんが、やはり……

(議員の声あり)

◎平良和彦君

ですよね。市長、これは多分1期ではできないと思うんですけど、市長はどうなんですか。もう一期やろうという気持ちはあるんですか。多分やりたいのかなと思うんですけど、中途半端なんで。

◎市長（座喜味一幸君）

今、副市長が説明した部分というのは、ある意味で我々所得10%向上という目標へ向けて、これに対して今取り組んだいろんな施策を展開しているわけなんですけど、10年、20年後を踏まえて、我々のこの離島の中での稼ぐ力をどう力をつけていくかというようなこと、これは中長期的な宮古島のかつてない、ほかの市町村でも多分大変難しい問題だということで取り組んでこなかったと思うんですけど、こういうことでしっかりと我々宮古島の10年、20年先の経済の基本的な部分を、行政の我々の内部もそうなんですけど、この商工会、経済界含めてそういう一つの共通な認識をしていく、これは大変極めて大事なことだという一つの方向性でございます。その途中では、皆さん行政におられた方もたくさんおられて、急に数字が出せるというふうなものでもないんですが、これまでの朝からありますように、賃金の上昇を含めて、市税の課税所得等を含めて、いろんな分析等を踏まえて、ある一つの10%という私の提案に対する評価の数字を出していくというようなことになるということでございますので、市長を継続しないとできないではなくして、やった以上は将来を見た施策をしっかりと打ち出しておくということが1つは大事。今は当面この公約実現のために、今年度、令和6年度はしっかりとまた大幅な予算も確保してありますので、予算執行をしっかりと宮古島市の発展をしっかりと進めていきたいと思っております。

◎平良和彦君

市長、すばらしいですけど、20年先ですよね。もう1年切っているんで、市長の公約は。もっと詳しく目の前の話もしてもらいたいなと考えました。

副市長、何か具体的な、先ほどもやっとしていたんで、もう少し具体的に話ありますか。

◎副市長（嘉数 登君）

先ほどは市民所得向上プロジェクト推進本部でどういった議論をしているかというところの答弁はしなかったのですが、各方面からアプローチする事業はあるかと思っております。先ほど平良和彦議員がおっしゃっておられましたよね。農業における生産高をどう高めるかというところでは、宮古島市の基幹産業はサトウキビですので、反収をどう上げるかというようなところについても農業面においては個別的な指標になるのかなというふうに考えておまして、先ほど内需で稼ぐ、外需で稼ぐ、成長への投資、それから分配の促進というところの区分分けをしまして、各部局それに沿った取組をというところで新年度予算

でもいろいろ検討してもらっておりますし、その4つの項目に沿った個別的な指標というのについても各
部局で立てて、説明できるようにというふうにしておりますので、可能な限り幅広い視点で、昨日、今日
と例えば賃金、平均賃金というところ、それから市民税の課税状況というところで所得の状況を説明させ
ていただきましたけども、可能な限り幅広い個別的な指標で、市の取組、それからその目標に向けてどう
取り組んでいるかということについてまた答弁をさせていただきたいというふうに考えております。

◎平良和彦君

今、質問して答弁を聞いたんですけども、やはり所得10%向上達成は厳しいのかなという感じを受けて
おります。そういう理解でよろしいですか。なかなかあと1年で10%はしばらく……

(議員の声あり)

◎平良和彦君

そうですよ。これ喫緊の、本当にもう7月ですか、何か楽しみにしてください、ご期待してくださいと
言っていたんですけど、ちょっと待ってみますけども、ならなかったときの市長の顔を見たいんです
けど、またよろしくお願ひしたいと思っております。これはこれで、もう数字は出ないので、進めていき
たいと思います。

続きまして、「少子高齢化や人口減少が進行する旧市町村地域において……地域別の基本計画を策定し
ます」と。それについてですけども、城辺地区は高齢者人口が2,234名で、もう高齢化率が41%で、かなり
進んでおります。若者の定住促進の意味でも、にぎわいを創出する拠点整備については本当に喫緊の課題
かなと思っておりますし、地域の施設を利用しながら、活気ある、人が集まる環境をつくり出すことを行
うことによって、魅力的な商業施設、レジャー施設、文化施設などの整備、そして交通アクセスの向上と
して、公共交通機関や駐車場等のイベント等もありますので、こういう整備が必要かなと思っております。
やはり拠点に人を呼び込むには、やはりいいものをつくっていかないといけないのかなと思います。地域
住民だけでなく、観光客も訪れることがにぎわいを生み出すことができると考えます。当局はどのような
考えを持っているのかお聞かせください。そして、基本計画策定までのスケジュールについても伺いた
します。

◎企画政策部長（久貝順一君）

地域賑わい創出事業についてのスケジュールについての答弁をさせていただきます。

地域賑わい創出事業、基本計画の策定スケジュールとしましては、今月中に入札による委託事業者の決
定を行いまして、令和6年12月までの期間で基本計画を策定する予定となっております。地域の課題を適
切に捉えまして、住民参加型で継続的な取組にするためにも地域の状況を詳しく知る住民の意向の把握が
必要となりますので、地域の幅広い世代や女性の視点も含めながら幅広い意見をいただけないかと考えて
おります。その際は、意見交換する場合には、幅広い年齢層、年代も含めて実施したほうが良いというふ
うに考えておりますので、自治会のほうからも若い皆さんの積極的な参加を促すような協力依頼をしたい
と考えております。より多くの意見いただきながら、この実施方法を工夫していきたいと考えております。
また、地域の地域資源を生かした形でにぎわいの創出というのがありますので、それも含めながら、ま
たできれば既存の公共施設を活用しながらにぎわいのできる地域を創出していきたいと考えております。

◎平良和彦君

今聞いていたんですけど、これ業者が入札をして、その業者が核となって意見収集して言わば基本計画をつくっていくという形になるかと思うんですけども、年寄りを入れないでというわけではないんですけど、これから若い方が、やはり定住促進という意味では若い人がどうやったらここに住みたいなという意見が言えるのかという意味も含めて、部落の方というよりは部落の方の知り合いでも、また平良にいても必ず地元にいる人だけではなくて、宮古島にいる方でも、どこに、平良にいる方でもやはり探して、ぜひともいい意見を集約していただきたいなと思っております。

それで、文化施設等も必要ではないかと私は思っておりますので、城辺町ふるさと文化村基本計画、これ町時代に作成しておりますが、この基本計画をにぎわいの言わば基本計画のほうに取り込むことはできるのかお伺いいたします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

以前旧城辺町が作成したふるさと文化村構想の計画等も取り込むことは可能かどうかということです。

旧城辺町で平成7年度に策定された城辺町ふるさと文化村基本計画の取組に関しましては、市町村合併時に策定されました新しい島づくり計画において、地域資源を活用した観光の振興の施策の欄にふるさと文化村建設事業として掲載されておりました。しかしながら、この新しい島づくり計画というのが合併から15年度目となる令和3年3月において計画期間が終了となっております。

ただ、一方で、城辺町ふるさと文化村基本計画に掲げられていた住民の憩える場所、歴史、文化を継承する拠点を造るというものと、2つ目に地域の独自性が醸し出せる地域全体の活性化という点につきましては地域賑わい創出事業の実施目的と共通する部分もあると考えておりますので、今後地域賑わい創出事業の基本計画の策定を進める中で、城辺町ふるさと文化村基本計画にあった取組等について地域住民から意見も聞きながら、また意見が上がりましたら基本構想で定めた基本的な考え方と整合するものかどうかも踏まえながら、実施体制の検討、また事業運営の実現性など、しっかりと練り上げられるものであれば計画に盛り込んでいきたいと思っておりますので、可能ではあると考えております。

◎平良和彦君

盛り込むことは可能だということですので、ぜひともよろしくお伺いいたします。

続きまして、ひとり親家庭関係についてでございますけども、「ひとり親家庭を対象に、民間アパート等の賃貸物件を活用した……ひとり親家庭の自立支援を推進します」とあります。本市のひとり親家庭の母子世帯と父子世帯の状況はどうなっているのかお伺いいたします。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

本市のひとり親家庭の状況を児童扶養手当受給者で見ますと、令和6年1月末現在で、母子世帯766名、父子世帯73名、合計839世帯となっております。

◎平良和彦君

母子世帯と父子世帯は、合計すると839世帯ということですね。これは私勉強不足でございますけども、沖縄というんですか、数字は沖縄県全体でどれぐらいのもののか。首を振らないで。一概に839名と言われても、宮古島がどういう状況なのかが分からないんですけど、何かありませんか。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

すみません、具体的な県内における割合というのは今把握しておりませんが、沖縄県全体でやはり母子

世帯というのは多い。他府県に比べて多いところがございますので、県平均よりは多いか少ないかというのは、今のところすみません、把握してございません。

◎平良和彦君

分かりました。どうもすみません、急に質問振って。後で資料を頂ければと思います。

次にまた、住宅支援の場合、民間は家賃等が高く、特に旧町村は民間アパートが少ないため、市営住宅などを利用して優先して入居することはできないかという質問だったんですけど、私のほうが勉強不足で、もう市営住宅に入るとそういったひとり親家庭の該当から外れるということを聞きましたので、これは割愛させていただきます。

続きまして、子宮頸がんワクチン接種に関する質問ですけども、「子宮頸がんワクチン接種後の健康被害を訴えている方については、渡航費に加えて医療費等についても助成します」とあるので、てっきり私はこの助成に新しい項目が加わったのかなと思って質問をしておりますが、当局の見解をお伺いします。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

本市が実施した子宮頸がんワクチン接種後に持続的な痛みやしびれなど健康被害を訴えている方が適切な医療が受けられるよう支援することを目的に、医療費、医療手当、渡航費及び宿泊費を助成するものでございます。助成金額については、医療費の自己負担分。医療手当は、予防接種健康被害救済制度に準用した額となっております。渡航費については、沖縄本島間は離島割引運賃を上限として往復分、県外は往復航空運賃の2分の1の額。宿泊費は、1回の渡航につき県内1泊8,000円、県外1万1,000円を上限に3泊以内となっております。

◎平良和彦君

県外のほうにもまた助成をしていると、2分の1ですね。また、宿泊費も3日分は言わば助成しているということですね。

それで、再質問なんですけども、実績なんですけど、令和4年と令和5年、令和5年度はまだ途中なので、締めてはいないと思うんですけど、近いデータでよろしいですので、人数等が分かれば実績を教えてくださいなと思います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

では、過去2年の申請実績でお答えさせていただきます。令和4年度が3人です。金額にしますと100万919円となっております。令和5年度2月末現在で、申請者は同じく3人となっております。金額にしますと120万6,442円となっております。

◎平良和彦君

昨年と今年度が3名ということですね。これが減っているかという私のほうも分からないんですけど、まあいいです、これは。

続きまして、畜産行政についてですけども、「畜産農家の飼料高騰に対する負担軽減のため、飼料の自給率アップに向けて……島内循環型の飼料生産体制づくりに向けた調査を進めます」と施政方針にありますけれども、私のところにも畜産農家の方から、言わば鹿児島とか宮崎のほうで実際にやっているんじゃないのという話は聞いたことはあります。それで、島内の資源を活用して循環型の飼料生産ができれば、畜産農家にも喜ばれるものだと考えます。そこで、この実際飼料の生産体制どのような形になるのか、当局

の見解をお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

飼料の生産体制についてどのような形になるのかということについてお答えいたします。

令和3年度の沖縄県全体の飼料の自給率は58.3%で、そのうち濃厚飼料自給率は1.2%とかなり低い水準です。円安の影響ですとか原油高騰物流コスト増による飼料原料が急騰しておりまして、高止まりが続いているため、生産費の増加により経営を圧迫している状況です。

こうした状況と国の方針を踏まえまして、市としても輸入飼料に頼り過ぎるのではなく、島内にあるバガスや酒かすなど未利用資源を有効活用し、島内循環型の飼料生産体制を確立できないかと考えております。国産飼料の自給率アップを図り、良質で安価な飼料を安定的に農家に提供できることができれば、農家の収益向上につながると考えているところです。

沖縄本島にあるオリオンビール名護工場では、ビール製造の工程で生成された副産物を原料としてエコフィード、食品残渣等の飼料ですね。を製造して、乾燥、粉末化して畜産農家に供給しているという事例があります。今後島内で飼料生産体制づくりの確立の可能性、事業規模、飼料の質とコストなどを調査し、課題の洗い出しを行い、島内循環型の飼料生産体制を確立の可能性を探りたいというふうに考えているところです。

◎平良和彦君

分かりました。どうして沖縄県では1%、この自給率。

（「濃厚飼料が1.2%」の声あり）

◎平良和彦君

1.2%。かなり低いと思うんですけど、これ何か要因的なものあるんですか。考えられます。お願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

要因は、やはり原料となるトウモロコシとか麦類、そういったものをもう海外に依存しているということとございまして、国内の自給率は大分低い状況になっています。

◎平良和彦君

頑張ってもらいたいなと思っております。

次なんですけども、これ答えられるか分かりませんが、畜産農家の負担軽減なんですけど、どの程度を検討しているのか。まだ調査段階だと思うんですけど、おおよそ、赤字になったら意味ないですので、やはり黒字というんですか、利益になるようなことを考えていると思うので、当局はどういうふうに考えているのかをお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

畜産農家の現状として、飼料高騰による生産費の増加だけでなく、競り市場の相場に左右されるなど厳しい経営環境にあります。令和5年3月に発刊された「沖縄県畜産経営技術指標」によりますと、出荷牛、子牛ですね。1頭当たりにかかる総費用なんですけども、63万6,000円となっております。宮古島での令和5年競り平均価格は50万8,000円で、その差は12万8,000円と厳しい畜産経営を強いられている状況にあります。今回の島内循環型の飼料生産体制づくり調査を行う中で、どのぐらいの経費の軽減を図ることが可能かも

調査したいというふうに考えているところです。

◎平良和彦君

今の答弁聞くと厳しいですね。ですけど、ぜひとも成功をしていただきますように祈念申し上げたいと思っております。

続きまして、宮古島市の少子化に対する対策についてでございますけども、この問題は日本全国で深刻な課題だと考えております。この問題解決するためには、長期的かつ包括的な施策が必要だと考えます。教育の充実、育児の支援、働き方改革、地方創生など様々な分野での取組が求められると考えますが、当局の見解をお伺いしたいと思います。

1つ目で、出生数が過去3年で約130人の減少としておりますが、市はこの状況をどのように考えているのかお伺いいたします。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

本市の出生数は、令和2年520人、令和3年476人、令和4年477人、令和5年382人となっております。令和2年と比べ、おっしゃるように138人の減少となっております。また、人口動態の速報結果では、沖縄県においても令和2年から令和5年は1,855人の減少となっており、おっしゃるように全国でも令和5年の出生数は過去最低の75万8,631人となっております。出生数の減少は、全国的にも大きな問題となっております。

本市においても、近年緩やかに出生数は減少しておりましたが、今年著しく減少した要因としましては、特にコロナ禍による行動制限や休業及び廃業に伴う収入の減少による経済的不安なども一因であるかと思われております。しかし、本市の若い世代からは、子育てや教育にお金がかかる、収入が不安定、結婚後の住居の問題などの声が聞かれており、理想の子供の数が持てない、結婚や出産、子育てについて希望が持てる状況にないことがうかがえております。今年度の母子手帳の発行状況から見ますと、令和6年の出生数は400人を超える見込みとなっておりますが、今後も子育て支援だけでなく、平良和彦議員がおっしゃるように、若い世代の所得の安定や住居確保等、多面的に取り組む必要があると考えております。

◎平良和彦君

令和6年は400人の見込みということですね。少しは回復するのかなと期待しております。

次に行きます。出生数の減少による本市の社会的、経済的な影響をどう捉えているのかお伺いいたします。私のほうも少し調べてみたんですけども、例えば衣類とか、食品とか、生活用品費とか、これ国のほうで出しておりまして、年間平均金額が約192万832円だそうです、1人ですね。これ年間ですね。宮古島の場合は、生まれてから高校生まで大体そこで、あと本土や沖縄本島の島外に行きますので、18歳、要は18年間で計算しますと1,683万円で、これを130人で換算しますと21億8,790万円という数字になっております。これはもう毎年こういう数字になる。この数字減っていくと、その分お金も減っていくという計算になろうと思います。そこで、市はこういった社会的、経済的な影響をどういうふうに捉えているのかお伺いいたします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

先ほどこども家庭局長からありましたけども、本市の出生数はこれまでは年間500人台で推移をしておりましたが、令和3年から400人台に減少し、令和5年の出生数は382人と過去最低となっております。少子

化による人口減少が進むことで労働力の不足や地域社会の担い手の減少等につながり、経済の縮小、コミュニティ機能の低下、空き家の増加による空洞化など、市民生活や経済活動に様々な影響を及ぼすことが想定されます。また、国や研究機関の分析によりますと、少子化の主な要因としましては未婚化や晩婚化の増加、また育児に対する経済的負担、仕事と子育ての両立の問題などが挙げられており、本市においてもこれらの傾向が増えているものではないかと推測をしております。

◎平良和彦君

分かりました。

次に進みます。宮古島市の経済状況についてでございますけど、令和6年度予算は422億2,200万円。これまでで2番目に大型な予算となっております。今後少子高齢化や人口減少の進行、そして産業構造や経済活動の状況などが財政に与える影響が大きいと考えますが、そういうことなどを鑑みて財政健全化について伺いいたします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

宮古島市の財政状況ということでお答えをさせていただきます。

平良和彦議員ご指摘のとおり、令和6年度一般会計当初予算におきましては、歳出予算は422億2,200万円となっております。過去2番目の予算規模となっておりますところでございます。ただ、長期財政ビジョンで示しております歳出計画につきましては435億2,000万円となっておりますところでございます。長期財政ビジョンは決算ベースで試算されるため、当初予算額より大きな額となっておりますが、物件費、扶助費などは決算ベース額よりも多額な当初予算となっております。

物件費の当初予算額の約87億円と長期財政ビジョンでの試算約83億円との4億円の差は、電子黒板購入費に伴う備品購入費の約2億円の増、光熱水費の約1億円の増が主な理由となっておりますところでございます。

扶助費の当初予算比、予算額の約94億円と長期財政ビジョンでの試算約90億円との4億円の差は、生活保護扶助費の約3億円の増、児童手当費の約1億円の増が主な理由となっております。電子黒板購入の財源は、一括交付金とふるさとまちづくり応援基金、生活保護扶助費、児童手当費の財源は国庫補助金等となっておりますが、一般財源分については市の負担となり、一般会計全体の収支不足につきましては財政調整基金等で対応したところでございます。

長期財政ビジョンとの整合性につきましては、長期財政ビジョンでの令和5年度末の財政調整基金残高は約79億円となっております。令和5年度3月補正後の財政調整基金取崩し予算等を反映した基金残高は、約77億円となっております。今後、出納整理期間におきまして収支不足を確認した上で取崩し額を確定させていただきますが、おおむね計画どおりというふうに考えております。

◎平良和彦君

長期財政ビジョンの許容範囲内だということで、これまでも市債のほうはずっと減ってきておりましたけど、今回がもう去年の倍ぐらい上がっているの、それでも予算決算委員会で聞くと長期財政ビジョンのほうの許容範囲ですと、返すには20年ぐらいかかるというふうな話をしておりました。また、これから若い方に負担をかけないように、しっかりと考えながら予算を作成していただきたいなと思っております。

続きまして、農業行政についてでございますけども、株式会社宮古食肉センターについてですが、現在株式会社宮古食肉センターの屠畜計画は、牛が年間1,068頭、1日当たり5頭、豚は1,800頭で1日8頭、そしてヤギは720頭で1日3頭となっていますが、現在の株式会社宮古食肉センターの運営体制どうなっているのかお伺いいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

株式会社宮古食肉センターの運営体制についてです。株式会社宮古食肉センターの職員は、現在3人となっております。そのうち、正職員が2名、パートが1名となっております。また、JAおきなわより出向が2名、沖縄県獣医療畜産技術支援協会より、委託による業務支援の方が1名で、牛カットの業務を民間の冷凍会社に委託し、運営を行っているところです。昨年4月に1名、5月に1名の職員が退職したため、職員が不足している状況が続いております。

◎平良和彦君

では、運営体制としては、人員が不足しているということは、なかなかうまくいっていないという状況でございますか。この状況ですけど、屠畜計画を実施する体制となっていないような気がします。本当に市のほうも補助金等を多く出しておりますので、事業内容等を把握してやはり助言とかしていただいて、いい運営体制できるように頑張っていただきたいなと思っております。

また、石垣のほうの資料を見たんですけども、八重山食肉センターと比較しますと、牛のほうは約7倍、豚のほうは約2倍、ヤギの場合は約0.8倍と相当の開きがあるかなと思っております。やはりいい体制が整わないと事業は進まないと思いますので、頑張っていただきたいと思います。

時間がないんで、続きまして産業廃棄物行政についてでございます。産業廃棄物の処理について、産業廃棄物処理業者による処理能力についてお伺いいたします。産業廃棄物処理業者が宮古島には何か所あるのか。

それと、2月末、産業廃棄物収集運搬業者が県からの許可取消しを受けております。そこで、私のところにも葉たばこ農家の方々が、ビニールの処理をするところがなくて困っているよという相談がありました。そして、先日同僚の砂川和也議員の問いに下地睦子環境衛生局長は、全ての課題を一挙に片づけることは困難だが、できることからやっていきたいと。まずは、廃プラスチックの一部、発泡スチロール、農業用ビニールなどを4月1日から受け入れたいと述べておりました。そこで、農家の皆さん、例えば農業用ビニール処理方法、業務の流れと、そしてそれに伴う料金等はどうなっているのかお伺いいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

現在、島内で産業廃棄物を受入れしている中間処理事業者は12事業者でございます。中間処理が可能な廃棄物の種類はそれぞれ異なりますが、各事業者に対し県から受入れ要請を行っております。それで、受入れ可能という確認がされているということでございます。

また、市のクリーンセンターのほうで廃プラスチックの一部について受入れを行うという説明をいたしましたが、これは排出事業者、農家であれば産業廃棄物の収集、運搬を行っている事業者がありますので、そちらと契約を行っていただいて、クリーンセンターに搬出していただくか、または個人で事業系ごみとしてクリーンセンターのほうに直接持ち込んでいただくかということになります。料金に関しましては、現在事業系のごみの受入れ料金といたしましては、10キロで50円ということになっております。

◎平良和彦君

12事業所もあると。また、受入れ可能だと。持込みの場合は、事業者と契約するか、また個人で持ち込むかということですね。また、10キロで50円と格安ですよ、大分。分からないか。まあいいですけども、産業廃棄物の処理業者による処理ができない場合があります。これ何か聞くとところによると25種類あるそうですが、その対応をどうしたらいいのかお伺いします。実は私のところに、これまでも蛍光灯など産業廃棄物をまとめて産業廃棄物業者のほうに受け取ってもらっていたが、県の指導により引き取ることができないと言われ、困っているとの相談がありました。このような場合どうしたらよいのか、当局の見解をお伺いいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

産業廃棄物に関しましては20以上の種類がありまして、細かいことになりますとなかなかこちらで一举にお答えすることはできませんので、宮古保健所のほうに電話で問い合わせさせていただくか、もしくは現在でしたらクリーンセンターの衛生施設課のほうにお電話をいただいて、確認をしていただきたいと思います。

蛍光灯についてですけれども、事業者からの持ち込まれた蛍光灯などは市のクリーンセンターで保管し、島外の処理業者に搬出することができるよう、現在県の環境整備課と宮古保健所のほうに調整をしているところです。県としても前向きに協議を行い、協力して法整備に取り組んでいきたいと考えているという返答をいただいております。

◎平良和彦君

ぜひとも、本当に事業者も困っておりますので、県のほうも市のほうから強く要請して、またうまくいくように頑張っていただきたいと思います。

続きまして、観光行政についてでございます。宮古島の新観光名所の創出についてと。県道83号線、通称北海岸の一周道路沿いになるんですけども、仮称ですが、これ私がつけたんですけども、空中海岸展望道路の整備についてですが、イメージがなかなか分からないと思うんですが、例えば沖縄本島南部にあります絶景ドライブスポットとして有名なニライカナイ橋、あんなに大きなものではないんですけども、北海岸の保安林を触らずに、そして自然の形状も崩さないように、あの辺は傾斜になっておりますので、この傾斜からニライカナイ橋みたいな感じで、青い美しい海と海岸の自然を見ながら通っていく。わくわくして通っても宮古島の観光のいい思い出の一つになるのかなと思いますが、市としてこのような構想はあるのかお伺いいたします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

県道83号線の北海岸の（仮称）空中海岸展望道路の整備についてでございます。この展望道路につきましては、県道83号線、一周道路沿いの北海岸地域における展望道路に関する構想はございませんが、天望道路に限らず、市全体として観光名所の創出という点においては今後取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

◎平良和彦君

ぜひとも考えていってもらいたいなと思っております。宮古島市の観光の目玉は、何といたっても宮古ブルーと言われる海だと思います。この透明度の高さと美しい青色が特徴で、澄んだ海水はまた心を落ち着

かせるリフレッシュ効果もあると思います。そこで、現在の北海岸の一周道路は海側に防風林等が生えておりまして、きれいな海が全く見えません。そういうこともあります。観光客の皆さんも本当に見えないので、もったいないなという声も聞こえております。また、冬場の閑散期にも、上から見るとあの北海岸も風等強いんですけども、きれいなサンゴ礁も見えますので、ぜひとも検討して、一つの新しい観光スポットにしてもらえればなと思っております。これは後でまた伺いたいと思います。

続きまして、文化行政についてでございますが、これまでも何回か質問しておりますが、この高腰城址の調査、アラフ遺跡の調査が終わってから実施する予定ですよと聞いておりますが、そこで高腰城址の学術調査の実施について伺いますが、いつ頃始めるのか伺いたします。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

高腰城址の学術調査については、これまでも答弁してきましたように、浦底遺跡出土資料及びアラフ遺跡の国の文化財指定後に取り組むこととなっております。本市においては、ホテル建設や個人住宅、圃場整備工事など、各種開発に伴う緊急の発掘調査が年間を通して行われており、出土資料の整理作業や報告書作成などに多くの時間を費やしている状況でございます。高腰城跡の調査時期について明言することはできませんが、高腰城跡の過去の発掘資料を活用しての文化講座や史跡巡りなどを通して、文化的価値の普及、啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

◎平良和彦君

どうしても早めに進めていただきたいと思っておりますが、2番目に学術調査実施に伴う工程等が分かっているれば教えていただきたいと思っております。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

高腰城址は、県の史跡として文化財に指定されているほか、周知の埋蔵文化財としても報告されております。県の指定文化財の範囲内で発掘調査を行うためには、まず県から現状変更に関する許可が必要となります。また、周知の埋蔵文化財包蔵地内での発掘調査については、文化財保護法に基づく通知を必要といたします。

◎平良和彦君

ぜひともしっかりと進めていただきたいと思っております。

ここまで来ました。最後に、退職される部長の皆さん、また激励の言葉をささげたいと思います。尊敬する各部長の皆さん、また退職を迎える職員の皆さん、本当にお疲れさまでした。これまでのご尽力に心より感謝申し上げます。退職される方、また新制度になりまして役所に残られる方、新たな挑戦と充実した時間を迎えられることを心より願っております。これからもこれまで同様、宮古島市の発展のため、またお知恵をお貸しくださいますよう、よろしく願いいたします。簡単でございますが、皆様の激励の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで平良和彦君の質問は終了しました。

◎下地信広君

保守宮古未来会派の下地信広です。どうぞよろしくお願いします。

質問に入る前に所見を述べたいと思います。昨日の前里光健議員の質問に対して市長が大きな声を張り

上げる場面がありましたが、そもそも市長のこの答弁これまで見ていますと、市長が申し上げるような質問に対しては自らさっ、さっと答弁しておりますが、それ以外は局部長、あとは副市長に任せているのかなど、そういう印象を受けます。もちろん部局長、副市長は市長の答弁だとは重々承知しておりますが、やはりなるべくだったら市長に質問する部分は市長が答弁していただきたいなと思っております。

また、市民所得10%向上の質問に対して、答弁では賃金アップの話も入っておりますので、これでは市民も誤解するのではないかなど。これもいかなもんかなと思っております。やはり賃金アップも、所得アップもこれはいいことでありますけど、要は市民が、一人一人が本当に豊かさを感じているか、これが一番大事だなと思っております。といっても、やはりこの公約が一番大事な部分でございますので、この市民所得10%向上の実現に向けて頑張っていただきたい、そう期待して質問に入っていきたいと思えます。

まず、1番です。宮古島市の地下水のモニタリング調査について。これは前回も質問しましたけど、新年度予算において新たな水質分析項目にネオニコチノイド系の農薬類を追加し、市長の施政方針の中でもうたっておりますが、分析結果によっては高機能活性炭浄水処理の整備を進めるのか、また水道水の基準で判断するのか、お伺いしたいと思います。

◎水道部長（兼島方昭君）

令和6年度においても、ネオニコチノイド系農薬等の精密検査は予定しております。この内容としましては、一括交付金を活用し、事業費は1,859万円で、上水3か所、これは池間、伊良部、保良、末端給水の水道水です。水源地上については13か所。PFAS関係と、今問題になっているネオニコチノイド系の14項目について、年4回精密検査を行いたいと考えております。これまでの精密検査の結果においては、令和4年8月、それと最近、今月ですね。令和6年2月に採水し、今月結果が出たものについては、その結果はやはり基準値は大きく下回っているという結果になっております。

ちなみに水道水から検出された成分は、これまで同様2成分で、クロチアニジン、これはサトウキビの殺虫剤ですね。については、基準値が25万ナノグラムパーリットルに対し、検出値は73ナノグラムパーリットル。もう一つは、ジノテフラン、基準値58万ナノグラムパーリットル、検出値33ナノグラムパーリットル。大きく下回っていると思えます。

そのことを踏まえながら、低検出濃度の高機能活性炭処理設備導入については、その必要性について様々な面から検討していきたいと考えております。いずれにしろ、令和6年度もモニタリングを継続し、注視していきたいと考えております。

◎下地信広君

基準値は下回っているということで安心ではありますが、ただ少しでもあればいろんな声がありますので、ぜひともこれからまた検討していただきたいなと思っております。

それで、宮古島地下水研究会から請願書、署名6,441人来ていますけど、これについて当局の見解をお伺いします。

◎水道部長（兼島方昭君）

宮古島地下水研究会からの請願書及び署名について当局の見解ということですので、お答えします。

今回提出のあった請願の内容は、緊急の対策として予防原則にのっとり、ネオニコチノイド系化学農薬

成分の低減、除去のため、袖山及び加治道浄水場に高機能活性炭浄水処理設備等高度浄水処理施設を早急に整備してくださいとのことでした。

国立研究開発法人国立環境研究所は、ネオニコチノイド系農薬の主な摂取源は、果物や野菜であるとの報告もあるとしております。また、エコチル調査データにより、妊娠女性を対象とした尿中ネオニコチノイド系農薬等濃度調査によると、ほぼ100%の妊娠女性からネオニコチノイド系農薬が検出されたこと、あわせて妊婦のネオニコチノイド系農薬への曝露と、その子供の発達に関連がなかったとの調査結果を発表しております。加えて、令和4年8月に市が調査した測定結果及び令和6年2月に採水し、今月出た結果においても、当該農薬成分濃度は基準値、目標値を大きく下回っていました。

これらも踏まえ、請願事項の回答としましては、1、測定結果は、基準値、目標値を大きく下回っていること。2、ネオニコチノイド系農薬等除去に係る国庫補助金要綱がないこと。3、現段階の濃度の除去はどの程度の施設が必要であるか調査検討が必要。4、宮古島特異の水質、硬度が高いということですね。における除去率の実証実験の必要性。5、吸着した産業廃棄物活性炭の処理の方法等が課題となり得ることから、水質専門委員や専門メーカーとの調査協議も必要で、かなり高額施設が予想され、水道料金への影響も考慮する必要があるため、当該施設整備に係る検討は長期化が予想されることから、次年度の令和6年度においても継続したモニタリングを行うこととしており、当面はその測定結果を注視してまいりたいと考えております。

なお、六千余の署名については、同一人物による複数人分の代筆と思われる署名や重複も多々ありますが、市として真摯に受け止めているところです。

◎下地信広君

重複する署名もあったということですが、短期間でしたから。ただ、農薬は微量でも体に入ったら悪いということ分かっているわけですから、それでみんながいろいろ騒いでいると私は思っておりますので、少量でも飲んだらよくないというのは、やはりこれは長く続いたらよくないと思うし、子供たちにはもっとよくないとは思っております。ただ、今の基準では大丈夫という判断だと判断しておりますので、ぜひとも。ただ、これはちゃんと定期的に監査しながらいろいろと対応していきたいと思っております。

◎水道部長（兼島方昭君）

ですから、今下地信広議員もおっしゃったとおり、市としましては継続したモニタリング、これは続けていくということを強く申し上げたいと思います。

◎下地信広君

その地下水の影響で発達障害者44倍になったというのが出ていましたよね。前も言ったんだけど、そのエビデンスという裏づけ、根拠、証拠というのは、これそうではないよというのは答えられますか。

（議員の声あり）

◎下地信広君

この発達障害というのは我々の小さいときにはあんまりなかった言葉なんだけど、いろいろと学習障害だったり、小さいときにじっとしていない、また勉強をあんまりしないとか、そこまでではないかもしれないけど、とにかく親に迷惑をかけるような、小さいときこれはほとんど大体、私も昔だったら発達障害だったのではないかなと思うんだけど、そういった部分で言葉が変わったから44倍になったのかなと、そう

いう感じも受けますので、ちゃんとしたそういった専門の先生方に対しても行政で、向こうがこう言っているんだからこっちはこういうふうに言わんといかんではないかなと思うわけよ、その証拠みたいなのを。違うんではないかと、この地下水だけのせいではないんじゃないかなと。そういった部分を示さないと納得しないと思いますよ、市民のほうは。ぜひそういったことも考えていただきたいなと思っています。別に答弁はいいですから、これは。よろしいですか。

では、次に行きます。伊良部の牧山公園の整備についてでございます。伊良部の牧山公園は、新年度で基本構想、2025年度に実施計画と聞いておりますけど、その構想についてお伺いしたいと思います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

伊良部牧山公園の整備についてでございます。伊良部牧山公園の活用に関しましては、令和3年度から検討を開始し、これまで市場調査や地域住民との意見交換、先進施設事例調査、専門家によるアドバイス、地元商工会との意見交換など、宮古島市観光推進協議会において議論を重ねてまいりました。整備の方向性としましては、海の景色、自然を感じることが牧山の最大の魅力であるとして、大規模な開発は行わず、自然を生かした整備を行う方針としております。加えて地元に経済効果を生み出す施設となることを目指し、令和6年度に基本構想を作成する予定となっております。

◎下地信広君

なるべくだったらもっと早くにお願いしたいなとは思っておりますが、ぜひとも屋上であったり、テラスカフェであったりは360度周囲が見える環境であってほしいなと思っておりますので、これはガラスか何か、材料とかいうのはまだ分かっていないんですか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

現在案の段階ではございますが、展望台につきましては3階建ての建物としており、1階はトイレと伊良部島の歴史や牧山の自然を学べる展示室、2階は海側をガラス張りにして眺望を楽しみながら休めるカフェ、3階の屋上は360度見渡せるオープンテラスを考案中でございます。また、現在展望台に上がるには階段を利用する方法のみとなっておりますが、新しい展望台にはスロープやエレベーター等も設置し、バリアフリーを進める予定です。さらに、施設が継続的に運営できるよう、入園料や駐車場料金など安定した収益も上げられるような仕組みづくりの検討を行っているところでございまして、また特産品や地元食材を積極的に活用し、消費できるポイントを店内にちりばめるなど、地元と観光客、双方にとって喜ばれる施設となるよう議論を重ねてまいりたいというふうに考えております。

◎下地信広君

今、展望台にはロープウエーという言葉を使いました、ロープウエー。違う。私はロープウエーをやってほしいなという構想があって、駄目なら駐車場まででもいいし、またガラスと言ったけど、なるべくだったら今強度がブロックより強い透明度の高いアクリル板がありますので、ぜひともこのアクリル板を使っていたきたいなと思うし、上には全部360度、下地島空港の発着の飛行機が見えるように、コインでできる望遠鏡も設置していただきたいということと、向こう海拔72メートルか75メートルありますので、この下の公園は使わないのか、下の公園。エレベーターは使わないのか、下から。あと1年ありますので、この構想をもっともっといい方向に、人が集まるような構想にしていいただきたいと思うんですが、どうですか、今の話。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

エレベーターをつけるということでございますが、下のほうにも散策できるコースとか、そういった部分でやりたいというふうな考えはございます。ただ、自然と調和した施設の整備を目指しておりまして、なるべくなら自然環境に優しい施設づくりを進めていければなというふうに考えております。ただ、先ほどから出ていらっしゃるエレベーターの設置でございますが、展望台のほうの建物のエレベーターのことでございますが、下からそのまま崖を上がってくるようなエレベーターの設置では今考えておりません。

◎下地信広君

ということは、エレベーターを設置はするけど、展望台のところまでということか。このお金を取ると書いてあったんだけど、どの場所で取るの、これ。普通はエレベーターの前で取るんだけど。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

料金の徴収ということも考えているんですが、牧山公園全体の入園料というような形なのか、こういった展望台への入るときの入場料という形ということもこれからまた議論していくことになります。エレベーターは、あくまでも建物としての展望台のエレベーターでございます。

◎下地信広君

すばらしい来年度設計ができるように期待しております。

次に、有事の際の避難シェルターについてでございます。総合体育館の地下に駐車場を設置するとありますが、地下駐車場をシェルターと捉えているのかお伺いします。これはこの予算をお願いしに行ったときに、市長と部長が新聞に載っていたので、一応確認のためにお願いしていますので、よろしくお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

総合体育館の地下駐車場は、現在の計画では、通常時は体育館利用者の駐車場として、災害時は一時避難施設としての利用を現在想定しております。

◎下地信広君

ということは、シェルターということではないということですね。捉えてはいないと、シェルターではないと。一応シェルターにもいろいろ、避難はシェルターなんですけど、ただこの場合、有事の際という場合で、ミサイルからのシェルターだと私は思っておりますけど、壁の厚さだったり、ブロックの厚さだったり、ドアの厚さだったり、そういう換気扇とか、いろんな部分で私はミサイルの攻撃のシェルターと捉えているんだけど、そうではないということですか。

◎建設部長（川平陽一君）

現在、国のシェルターに関するガイドラインが公表されていないことで、地下駐車場をシェルターに位置づけることが可能かどうかまだ判断できませんので、現時点では判断できないことから、国の方針が決まり次第予算面も含めて国と調整を進めてまいります。

◎下地信広君

今、地下駐車場を避難の場所ということで、98台使えますよね。その中で、避難したときの駐車場、車は入れないと思うんだけど、避難者だけが。その避難者の車はどこに駐車するの。外。そういう避難時の駐車場所というのはないの。避難するときに総合体育館まで来るでしょう。来た場合にはこの98台の地下

駐車場の中に車は入れないから、どこに駐車するのかなと。

◎建設部長（川平陽一君）

地下駐車場が使用できない場合は、陸上競技場の駐車場とか、総合体育館の南側に広場がありますので、そこを使用したいと考えております。

◎下地信広君

次に、防災公園の構想はないのかどうか。今、総合体育館の下をミサイルのシェルター、避難場所ではないみたいな感じで言っているの、ではこのシェルターというか、そういった防災、避難する公園のそういう構想はないのかどうかお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

令和5年7月に作成された市役所周辺まちづくり基本構想において、安心、安全なまちとして災害に強いまちづくりを位置づけております。その実現の方策の一つとして、防災機能を備えた公園の整備がございます。次年度以降、その機能と整備内容について、関係機関と協議を行いながら早期実現に向けて取り組んでまいります。

◎下地信広君

それでお伺いしますが、この防災公園としてこういった設備が必要だと思いますか。防災公園としてこういった設備があればいいかなと思いますか。

◎建設部長（川平陽一君）

機能としましては、耐震性貯水槽や救助活動の場となる多目的広場等を備え、消防、救護、復旧活動の拠点としての機能を有する公園を目指してまいりたいと考えております。

◎下地信広君

その皆さんが今考えている防災公園の中にミサイルから避難できるようなシェルターはあるんですか、ないんですか。

（何事か声あり）

◎下地信広君

ない。では、これはシェルター今から要請するんですか、宮古島市として。

◎建設部長（川平陽一君）

これは現在、市役所周辺まちづくり基本構想を検討しておりますので、その中で検討してまいりたいと考えております。

◎下地信広君

お願いがありますけど、この防災公園の中に多分震災、地震とかいろんな災害が起こった場合には、これインフラができない、使えないという想定でやってほしいと思うんで、なるべくだったら井戸も造っていただきたい。井戸と、あとはまきで炊飯できるようなそういう設備があればいいのかなと思っておりますので、ぜひとも参考にしていただきたいと思っております。

次、宮古島市のリサイクル率を伺うんですが、宮古島のリサイクル率はいかがでしょうか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

本市のリサイクル率ですけれども、令和3年度の総資源化量は3,266トンで、資源化率としては16.1%と

なっております。令和4年度3,442トンで約16%程度となっております。

◎下地信広君

これを聞いたのは、あまりにも宮古島市の不法投棄が多いということで、いろいろほかの市町村とか調べたときに本当にすばらしい町がありました。皆さんもご存じかと思いますが、鹿児島県の大崎町というところで、私もマスコミでしか見たことないんですが、何とリサイクル率が82%を超えているんですね、82%。25年前までは缶とペットボトル、あとは瓶、こんな3つか4つぐらいだったんだけど、全て埋めていたらしいです、ごみは全部。ところが、埋める場所がもう満杯になってからなくなったということで、考えを変えて循環型のまちづくりを目指してから、今27品目に分けているそうで、分別しているそうです。それで、もう本当に全て持ち込んだら全部資源だということで、子供たちまで浸透しているという、そういう町がありますので、ぜひとも参考にしてほしいなと思います。ただ、宮古島では模範的にどっかモデルをやればいいのかと思うんだけど、逆にまた不法投棄が増えるのかなと心配しておりますが、ただ慣れてきたらそうでもないらしいんで、27品目ですよ。もう一度伺いますけど、このリサイクル率の表し方教えてください。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

リサイクル率の算出の方法といたしましては、本市のクリーンセンターに搬入される搬入量の総トン数から再資源化を行ったトン数を……失礼しました。再資源化を行ったトン数割る搬入量ということにしておりますので、そのパーセントで16%程度となっております。再資源化しておりますのは、紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、あとは肥料となりますもの、あとは廃油などとなっております。

◎下地信広君

要は再資源化の重量が増えれば増えるほどパーセンテージが上がってくることだと思いますので、大型のスーパーとかいろいろ公共施設であったり、そういったところからも回収できるように、そしてごみを早めに今度出しても、資源ごみ出しても、誰かが取っていくところがあるんだよね、早めに。そういった部分の対策も必要だなと思っております。そして、この産業廃棄物、前から同僚議員が言っておりますが、本当にタイヤとか、ほかのものもそうなんです、宮古島市にリサイクルというか、できるそういう企業があればいいかなと思っておりますので、そういった部分の導入の考え方はないのかどうか最後をお願いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

本市は、離島でございますので、なかなか産業廃棄物であったり、島内で処理できない廃棄物に関しては島外に搬出する必要があるございます。なるべく島内で再資源化できて、循環ができるような方法を今後模索してまいりたいと考えます。

◎下地信広君

であれば、リデュースとかリユースとかリサイクル率を高めていってほしいなと思っております。

次に行きます。宮古島市の賃貸住宅の不足問題についてお伺いいたします。アパートの家賃の高騰や転勤シーズンを迎えて、住宅不足の対策について当局の見解をお伺いいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

市営住宅に空き家が生じている地域において、民間の賃貸住宅の家賃高騰による住宅の確保ができない

若者に住宅の提供をすることにより地域の活性化を図ることを目的として、公営住宅の地域対応活用計画を令和6年度に計画をしております。

◎下地信広君

いろいろ空き家だったり、新しくまた公営住宅を造って若者定住できるようにやっていただきたいなと思っておりますが、今は98戸空いていると答弁しておりましたが、その申請方法、今、年に2回ですね。これ最低でも4回ぐらい、なるべくなら随時のほうがいいんだけど、4回ぐらいできるような要綱の変更とかできないのかどうか。

◎建設部長（川平陽一君）

今現在、空き家待ちの状況は、7月と11月に募集をかけております。その中で募集かけて、抽せんをして空き家待ちの順番を決めております。それを年に3回やった時点もありますけども、いろんな支障があったことで今後、また今、年に2回ですけども、これ3回に増やすか、4回に増やすか、これ今後検討してまいりたいと考えております。

◎下地信広君

検討すると言っておりますけど、なるべくだったら随時がいいんですよ、随時が。本当に入りたくてもタイミングが悪いとか、また入れないというのがいますので、98も空いていながら何で入れないのか不思議でならないし、いろいろまた震災の方々を入れるという話も聞きましたけど、地元の困っている人からまずは優先にしていきたいなということと、新たに今家賃も高いから、前も質問したんだけど、市で公営住宅を造る。もっとたくさん造ってあげる。そうしたら家賃も少しは安くなるのかなと思っておりますので、そういうところも考えていただきたい。この要項、本当に随時か年に4回ぐらいはやっていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

次に、宮古島市のエコハウスについてお伺いします。宿泊者がチェックアウトした後に、次のチェックインまでの時間はどれぐらいかかっているのかお伺いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

宿泊者がチェックアウトした後、チェックインまでの時間ということです。これ市街地型に関しましてですけれども、宿泊者がチェックアウトした後は、次のチェックインに関しましては翌々日以降、中1日空けて、チェックインした後に翌日はチェックインができなくて、その翌日にチェックインをするという流れになっております。これは、市街地型に関しましては直営型で、市が直営でやっている部分もありまして、これにかかる清掃でありますとか、そういったものが職員の業務負担にもなったりしているところで、また他の業務も兼ねながらやっているところもありますので、そういった意味で中1日明けてやっているという形になっています。

あと、コロナ禍のときはさらに中2日ほど空けてやっておりました。これはウイルスの除去が、死滅するのが大体72時間とか60時間とかそのぐらいの規模であったということもありまして、コロナ禍の中では中2日ぐらい空けていて、その後にチェックインという形でやっておりました。とにかく職員が清掃をしながらやっていくということもありますので、こういった負担をかけないような形で、できれば次年度以降に指定管理も含めて検討していこうというふうに考えております。この中で中1日空けてやっているというのが私の中では少し課題なところがありますので、そういうふうに考えているところです。チェ

ックインまでは中1日空けてやっているということでございます。

◎下地信広君

それでは、今清掃業務も話があったんだけど、エコハウスだから職員がやっているのか、それとも宿泊者がやっているのか、それとも委託しているかというの聞こうと思っているんだけど。

◎企画政策部長（久貝順一君）

清掃業務に関しましては、利用者のほうにもチェックアウトの際には清掃はお願いをしているところがあります。ただ、それ以外の部分に関しましては、職員と民間業者の清掃も一応行っているんですけども、職員の清掃の範囲といいますか、それは基本的に簡易清掃といいまして、掃き掃除、またベッドメイキング、あとベッドシートをクリーニングに出すなどの清掃を行っているところです。また、職員以外で民間事業者に委託をしているところがありますけども、これは屋外の清掃でありますとか、あと高所の窓ガラスの清掃など、そういった部分の中で民間業者に月1回程度の委託をしているというところでもあります。

◎下地信広君

この掃除をした後に、何かリーダーみたいな人が、チェックするような人はいますか、本当にちゃんとできているのかどうかというか、ホテルだったらありますよね、普通。もしかしたらやっていないかもしれないではないですか。これはどうなっています。

◎企画政策部長（久貝順一君）

チェックアウトした後に鍵を受け取りまして、その中で職員のほうで先ほど言ったとおり、ベッドシートの交換とか、クリーニングとか、そういった形のをやっております。職員でやっている中では、清掃のチェック、マークシートといいますか、そういった部分を活用しながらやっているものかなと思っておりますけども、常日頃から利用者が宿泊するところがありますので、衛生的にもしないといけないという部分もありますので、そういう中ではちゃんと清掃はしているものと思っております。

◎下地信広君

この前市街地型を見に行っただけで、もう周囲は草がいっぱい生えていて、ブーゲンビリアではなくて、ハイビスカスの木も2階まで伸びていましたので、看板もないし、こっちエコハウスなのかな、空き家なのかなと思うぐらいですので、しっかりやってほしいなと思います。

次、3番に、このエコハウス2か所あって、郊外型と市街地型があると思いますけど、利用状況について1年分お願いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

エコハウスの市街地型と郊外型の利用状況について、令和5年度の利用状況ということです。令和5年3月1日現在ではあるんですが、市街地型エコハウスの利用状況につきましては、宿泊者が実人数で50名、延べ宿泊人数でいきますと163名となっております。友利地区のほうにある郊外型エコハウスの利用状況につきましては、宿泊者合計が69名となっております……実数が69名ですね。延べ宿泊人数としまして119名となっております。

◎下地信広君

このエコハウスの目的を読み上げたいと思います。「宮古島の気候に対応し、かつ居住時のエネルギ

一消費量を低減する21世紀環境共生型住宅を市民に周知、普及させ、かつ宮古島市の地域振興を図る」とありますが、この①から②、③まで質問した中で、看板もない、空き家みたいな、そういう……この目的に沿ってやっていると思いますか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の中で、設置目的を今下地信広議員のほうで述べていただきました。そうですね、21世紀型のエコハウスということで市民に周知しながら普及させるということで行っております。ご指摘のありました看板がないとか、ハイビスカスが2階まで伸びて、雑木といいですか、伸びているというところもありますので、それは早急に対応してやっていきたいと思っています。特に看板に関しましては、目立つような看板を次年度は設置できればと考えております。

◎下地信広君

あの場所は、立地条件は本当にもう最高なんです。ですから、根間公園と一体となって利活用していただきたいなと思っておりますし、何なら商店街に管理運営させてもいいのかなと思っておりますので、ぜひご検討をお願いしたいと思っております。

次に行きます。7番目の伊良部地区における医療体制の崩壊について、当局の見解をお伺いします。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

徳洲会伊良部島診療所につきましては、平成12年1月に開院して以来、20年余にわたり伊良部地区住民の皆様の医療に係る診察や治療などにおいて、多大なるご尽力をいただいております。しかしながら、徳洲会病院の諸般の事情により、令和6年3月末をもって診療所を閉院すると判断に至ったことは、非常に残念でなりません。市としましては、伊良部地区の医療について様々な観点からどのような支援ができるのかを、宮古島徳洲会病院、宮古地区医師会、沖縄県保健医療部などと調整を図っていききたいと考えてございます。

◎下地信広君

この問題については、去年から地元出身の新里匠議員、仲間誉人議員と一緒に取り上げてきましたが、これまでに皆さんは市長を交えての協議は行いましたか。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

去年の11月に徳洲会病院の最高顧問である安富祖久明先生と、病院長であります兼城隆雄先生、事務長の池間亨氏、伊良部診療所の事務責任者の當山典子氏と私どものほうで協議をちゃんと行いました。その結果を、内部の事情もいろいろあったんですが、その件につきましては市長にも報告はさせていただいて、ちゃんと取り組むようにという指示は受けてございます。

◎下地信広君

幾ら橋が架かったといっても、やはり大きな離島ですので、離島の中の離島ですので、週に二、三回でもぜひとも必要だと思っておりますし、またこの介護事業所の方も主治医、各意見書を書く欄がありますので、そういう面では非常に困っているのではないかなと思っております。ぜひとも、ほかの医療機関が来るかどうか分からないんですけど、見つかるまでは、行政としてもどういった対策あるのか、交通機関の対策等もあると思いますので、ぜひ検討していただきたいなと、こう思っております。

次、8番目です。死亡後の手続についてお伺いいたします。死亡届に始まり、火葬許可書、健康保険、

介護保険、年金受給者死亡届、遺族年金、公共料金の手続等々、死亡後のタイミングで初めて行う手続なので、戸惑いとストレスを感じます。1つの窓口でこの手続が済むように配慮できないか、お伺いしたいと思います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

死亡に伴う手続については多岐にわたるため、ご遺族の負担軽減を図る取組の関心が高くなっていることは担当部署としても承知しているところでございます。本市においては、ご遺族の負担を少しでも減らすことができるよう、死亡届出の際に発行される手続案内リスト及び市役所を中心とした諸手続の流れを集約した冊子「おくやみハンドブック」を配布して、ご遺族の方を支援しているところでございます。議長からの許可を得ましたので、こういう「おくやみハンドブック」、これを配布しておりまして、この中にこういうふうにチェックリストとか手続に必要ないろんな項目が丁寧に記載されていますので、この辺も活用いただきたいというふうに思っております。

下地信広議員ご提言のおくやみコーナーの設置、ワンストップ化につきましては、人員配置の調整、専用端末の設置などにかかる予算の確保など、関係各課との調整を要する事案ではありますが、ご遺族の負担軽減につなげていけるよう、他自治体の事例等も参考にしながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

◎下地信広君

このことは私も初めての経験だったので、相当苦労しましたので、ぜひお願いしたいなと思っています。この窓口の一元化について、市長、コメントが今できるかどうか分かりませんが、お願いできますか、市長。

◎市長（座喜味一幸君）

今、市民生活部長から説明がありましたように、それなりに案内等をしているところでございますが、もっと改善ができる方法があるのか、いろんなまた意見を聴取してみたいと思います。

◎下地信広君

よろしくお伺いしたいと思います。

続きまして、福祉行政であります。市長は、施政方針の中で「地域福祉力の向上を図るため、各地区でのコミュニティーソーシャルワーカーの配置を推進します」と明言しておりますが、この配置状況をお伺いします。

◎福祉部長（松堂英彦君）

本市の第3次宮古島市地域福祉推進計画におきまして、市民の主体的な活動や地域の社会資源等を活用したネットワークを形成し、支援を必要とする方の福祉ニーズに応じたサービスにつなげる仕組みづくりを目的に地域福祉計画推進事業を委託において実施しております。この事業におきまして地域の福祉的支援等を必要とする市民への支援を行うとともに、要援護者の自立生活支援のための基盤づくりを行い、地域福祉の向上を図る目的で令和5年度5名のコミュニティーソーシャルワーカーを配置をしております。平良地区で2名、城辺地区で1名、上野、下地地区で1名、伊良部地区1名の配置をしております。

◎下地信広君

令和5年度ですか。令和6年度はない。

◎福祉部長（松堂英彦君）

失礼しました。コミュニティーソーシャルワーカーの配置につきましては、令和6年度につきましてもこの地域福祉計画推進事業におきまして同人数の配置を予定をしております。

◎下地信広君

このコミュニティーソーシャルワーカーの職員は、非常勤なのか、本採用なのか、お伺いします。

◎福祉部長（松堂英彦君）

非常勤職員です。

◎下地信広君

大変な仕事量だと思うので、なるべくだったら本採用で雇用していただきたいと要望しておきます。

次に、重層的支援体制整備事業の活用について。昨今、地域においては、複合的な課題を抱える世帯や制度のはざま、社会的孤立など、複雑、多様化した課題が深刻化している。国においてはこのような地域生活課題に対応する体制づくりを進めるために、社会福祉法において住民や福祉事業者、相談支援機関、行政等の責務を明確に位置づけ、あらゆる関係者と連携、協働した支援体制として、市町村における包括的な支援体制、社会福祉法106条3の構築を目指している。その具体的な施策として、重層的支援体制整備事業が創設された。この事業は、相談支援、参加支援、地域づくりといった住民主体の支え合い活動であるが、国が2分の1、県、市町村が4分の1の補助事業である。宮古島市としてこれ活用できないかどうか、お伺いします。

◎福祉部長（松堂英彦君）

重層的支援体制整備事業の活用についてです。この事業につきましては、本市の第3次地域福祉推進計画におきましても、情報提供体制の充実、地域における相談支援体制の充実、包括的な相談体制の充実を実現するためにも大変重要な事業であると認識をしております。ご質問にあります補助事業は重層的支援体制整備事業への移行準備事業であり、補助率は国4分の3、市町村4分の1となり、本事業の体制整備に取り組むことを目的とした事業となります。

本市におきましては、これまで庁内及び関係機関を対象に、推進セミナー等への参加、また庁内の検討委員会を開催し、体制づくりについての認識を深め、情報を共有しているところです。今後は、庁内または庁外の支援機関で現在実施しております支援体制の把握と課題、今後どのような体制構築を目指していくのか、庁内外の関係者と十分な協議を行い、本市に合った体制づくりに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

◎下地信広君

前の質問でこのコミュニティーソーシャルワーカーの配置もやるということですので、そんなに難しいことではないのかなと思っていますので、一緒に一体となってぜひとも進めてほしいなと思っています。

次、道路行政についてお伺いします。伊良部地区の道路で、白線が消えた箇所が多くあります。その相談件数が増えておりますが、伊良部地区における白線（中央線）の実施計画があればお伺いしたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

白線の更新は8年から10年にかけて更新を行っておりますが、下地信広議員の質問の中でまるきスーパ

一前の伊良部115号線については、令和6年度で区画線の整備を行う予定をしております。

◎下地信広君

そのまるきスーパーの前の道路だけでもないんですけど、隣の下地島空港の道路も、向こう県道なんですけど、県道から市道から白線が消えた箇所がたくさんありますので、ぜひとも調べて、我々が言わなくてもやっていただきたいなと思っております。ぜひよろしくお願いします。

次、農林行政についてであります。野そ防除の効果についてお伺いいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

野そ防除の効果についてお答えいたします。

本事業では、農家より申請のあった圃場面積に応じて10アール当たり1袋の野そ剤を無料配布しており、直近3年の配布実績といたしましては各年約2万袋となっております。防除の効果につきましては、気象要件、圃場条件、管理状況等指標が多岐にわたるため、効果判断は難しいところでございますが、市としましては現状の配布実績を考慮すると農家からのニーズはあることから一定の効果があるものと認識しており、今後も継続していきたいというふうに考えているところです。

◎下地信広君

特に伊良部はそうなんですけど、カボチャにも被害を及ぼしているということで私も見てきましたけど、農林水産部長はそのサトウキビであったり、カボチャの被害であったり、現場には行ったことありますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

私もサトウキビ農家の息子でございますので、その野その被害は見たことがあります。でも、カボチャの件は、宮古テレビのほうで拝見いたしました。

◎下地信広君

自分の畑だけではなくて、伊良部の畑から城辺から下地まで見て現場を確認していただきたい。伊良部の出身の方は、イタチを捕ったからこういうふうが増えていっているのではないかなと、そういう人もいます。これは根拠がよく分からないんですが、確かに前より被害が増えていっているということです。時間がないので、これはまた次にお伺いしたいと思います。

次、最後になりますけど、スポーツ振興について。日本陸上競技連盟所属の一流選手がこの宮古島に合宿に来て、成果を出しております。早急にクロスカントリー場の整備が必要と思いますが、カママ嶺公園に設置できないか。カママ嶺公園と指定したのは、起伏が激しくて、非常に心肺機能にいいのではないかなという部分ですので、できたらどこでもいいんです、本当は。答弁をお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

カママ嶺公園は都市公園に指定されており、都市公園法施行令第5条で定める運動施設は、野球場、陸上競技場、サッカー場など、20種類の指定がございます。現状では、カママ嶺公園での整備は難しい状況でございますが、今後整備につきましては現状を見据えながら、場所の選定も含め関係部署と協議して考えていきます。

◎下地信広君

前から考えてばかりです。なるべくだったら実行に移していただきたいなと思っております。

これで私の一般質問を終わりますが、本当に退職する皆さん、お疲れさま。長年の公僕生活本当にお疲

れさまでした。また、これから第二の人生を歩んでいただきたいなと思っております。特に儀間博会計管理者は私の実家のすぐ隣でありますので、この方がもう退職だとは思いませんでした。また残るということを知っておりますので、これからの活躍を願っております。本日は、ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで下地信広君の質問は終了しました。

しばらく休憩して3時45分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後3時31分）

再開します。

（再開＝午後3時45分）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎久貝美奈子君

3日目、一番最後の質問となります。もう少しお付き合いください。1番、市民ネット結、久貝美奈子です。よろしくお願いします。それでは、通告に従いまして質問いたします。

1、こども家庭行政について、1、子育て支援政策について伺います。①、本市における子育て支援の目玉政策について伺います。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

本市の子育て支援についてお答えします。

子育て支援については、国の子育て支援策の拡充に伴い、本市でも独自施策の取組を進めているところです。主な施策としましては、安心して子育てができる環境づくりの拡充として、令和4年度に城辺地区において、子供たちの居場所を確保し、地域づくりの主体となる住民のつながりを深めるため、多世代が気軽に交流できる拠点として城辺世代間交流複合施設を設置しております。また、令和6年度には、下地域域に放課後児童クラブの建設、また伊良部地域に子育て支援センターと放課後児童クラブの機能を兼ね備えた児童館の整備を予定しております。

妊娠、出産の各段階に応じた取組としても、現在初回妊婦受診料の助成や出産祝金等の事業を実施しております。次年度からは、乳幼児の聴覚診療に係る渡航費の一部助成、それから出産、育児に係るオンライン相談の実施を予定しております。また、市単独ではありませんが、児童手当についても10月より対象が高校生まで拡充されますので、国、県と連携しながらスムーズに支給実施をしてまいります。

子育て家庭への包括的な支援の底上げを図るために、ひとり親家庭の自立に向けたひとり親家庭生活支援事業を令和5年度より実施しており、令和6年度は児童福祉と母子保健の一体的な支援を行うこども家庭センターも開始し、全ての子供の支援の充実を図ります。これまで取り組んできた施策を継続しながら、子育てしやすい環境づくりの施策についても各部局で連携しながらしっかり取り組んでいきたいと考えております。

◎久貝美奈子君

答弁にもありました宮古島市の子育て支援、改めていろいろ実施されていることが分かりました。先日

の一般質問で仲間菅人議員から、宮古島市が今最も取り組まなければいけないことは若者の定住支援と少子化対策だという訴えがありました。私もそのとおりだと思います。今回多くの議員からも同様の質問が出ています。狩俣政作議員からも、ランドセル以外のリュックの提案もありました。そして、今の時代に合っていて、これも一つの子育て支援策だというふうに感じました。

そこで、少し子育て世代からの声をお伝えしたいと思います。女性のためのコンディショニング事業を行っている方が実施した市民アンケートの調査から幾つかの提案、要望がありましたので、市民、子育て中の方からの提案、要望がありましたので、お伝えしたいと思います。まず、本部町で実施している妊産婦ケアチケットについて。本部町では、妊産婦がより快適に過ごせるように、民間事業所で使える無料のケアチケットを親子健康手帳と一緒に配布しているそうです。宮古島市でも体のメンテナンスが受けられる回数券配布など実施してほしいという声がありました。また、産後ケアを利用するとき役所での予約が煩わしいという声もありました。あと、一時預かりやベビーシッターも、予約が取れなかったり、料金がなくて利用したいときに利用できないとの声もありました。また、プールの意見も、ほかの議員からもプールが欲しいという声もありましたけども、夏など子供を遊ばせる室内の場所が宮古島にはないということで、そういったプールとか室内、JTAドーム宮古島を活用するなど、子供を遊ばせる室内の場所が欲しいという声もありました。ほかにもいろんな声がアンケートの中にかかれていきますので、後でまた担当課のほうにはお伝えしたいと思います。

こども家庭局長、この市民の皆さんからの要望を聞いて、何かお答えできるものがあればお願いします。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

先ほどのようなご提案の中に本部町の独自の妊産婦ケアのチケットの券がありましたけれども、本市においても産後ケア事業をもっと利用しやすいようにという声が届いておりますので、今年度までは利用希望者が市に申請をして、利用希望の日をまた市役所に連絡をして予約をするという大変煩わしいシステムになっておりました。次年度よりは産後ケアを1回申請した後チケットを配布して、直接委託事業者で予約ができるようになります。さらに、課税世帯への利用減免補助も始まりますので、利用料の負担を軽減してさらに利便性が高まるのかなと考えております。しかし、利用者は増えていきますけれども、やはり専門職配置が必要なことから、今現在委託先が限定されており、事業の拡大が厳しい状況となっております。ご提案のあった本部町の妊産婦ケアのように、歯科検診とか体のケア、ほかの産後ケア以外の事業を実施することについては、まずは現状の産後ケア事業の充実を優先的に行いながら、また県内各地、各市町村の状況を見ながら取り組んでいきたいと考えているところです。

◎久貝美奈子君

目玉政策というふうに質問したんですけれども、目玉政策とは人を引き寄せるためとか、多くの中で中心となるといったような意味から中心となる政策という意味です。子育て支援は、お母さん、お父さんたちが無理せず、楽しく子育てできる環境を整えることだと思います。また、アンケートからも分かるように、まだまだたくさんの要望がありました。目玉になるような子育て支援、宮古島市から思い切った宮古島市にしかないような事業をぜひ今後立ち上げる取組もできないか伺いたいと思います。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

確かに久貝美奈子議員おっしゃるように、子育ての施策だけではなくて、いろんな要素が絡んで子育て

の支援というのはできると思っておりますので、今後こども家庭局の事業の拡充だけではなくて、各関係部局とも取り組みながら事業拡大を行っていきたいと考えております。こちらのほうにも久貝美奈子議員がおっしゃるような若い世代からの様々な要望がうちのアンケートとかでも上がってきておりますので、それらを庁内で共有しながら取り組んでいけたらと思っております。

◎久貝美奈子君

そうですね、新規事業を立ち上げるのは職員の皆さんにとってもかなり大変なことだと思いますが、ぜひ県内一、日本一の子育てしやすい宮古島を目指していただきたいと思います。市長、このことについて、子育て支援に対する市長のお考えをお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

子育て環境を充実すること、午前中から議論になっております子供の出生率等々の検証も含めて、やはり子育て環境が充実しているね、宮古島市はというようなことで選ばれる。他府県、他市町村を見ても、やはり子育て環境が充実したところへの移住等々を鑑みますと、私たちある意味での離島という特殊性持っておりますけれども、それを生かしながらやはり子育て環境というものはしっかりと充実していく必要があると思います。

◎久貝美奈子君

日本一の子育て支援の島を目指して、私たちも私たちができることから頑張っていきたいと思っておりますので、またよろしくお願いします。

次に、こども家庭センターについて伺います。令和6年度より「こども家庭センター（仮称）」を新たに設置し、体制の強化を図ります」とあります。このこども家庭センターについて、庁内体制も含め詳しく説明を求めます。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

こども家庭センターについてお答えします。

改正児童福祉法により、これまで子育て世代包括支援センターやこども家庭総合支援拠点において実施している母子保健と児童福祉の両機能を一体的に運営し、連携、共同を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない対応など、相談支援体制の強化を図るために市町村にこども家庭センターの設置が義務づけられております。こども家庭センターでは、保健師や社会福祉士等の専門性を生かし、妊産婦及び子供やその家庭の課題、ニーズを深く酌み取り、必要な相談支援を実施いたします。また、両機能の業務について十分な知識を有する統括支援員を配置し、実務的な業務マネジメントを行います。

本市では、今年度より、こども家庭局家庭保健課に両機能を実施する母子保健係と家庭支援係を設置し、準備を進めてまいりました。令和6年度から統括支援員を配置し、両係がより連携の取れた相談支援体制を行いながら、また庁内外関連部局とも連携しながら相談支援体制を強化してまいりたいと思っております。

◎久貝美奈子君

このこども家庭センター、今こども家庭局長の答弁にもありました。とてもいい取組だと思います。しかし、予算委員会のときに現在女性相談員が不足しているという補正減の話がありました。今後こういった新しい取組がある中で、相談員の相談支援の拡充というふうにおっしゃられるんですけれども、この専門職の確保については大丈夫なんでしょうか、その辺をお願いします。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

専門職の確保についてお答えします。

確かにパートタイム会計年度任用職員での専門職の確保というのが大変な課題になっておりますが、職員として社会福祉士とか保健師等を配置している中で今回統括支援員も配置されますので、統括支援員は両機能のマネジメントを行うということになっておりますので、うまく職員と研修を重ねながら支援の充実につながっていくものと考えております。

◎久貝美奈子君

このこども家庭センター、次年度から設置ということで期待しております。よろしくお願いします。

次の質問に行きます。次、一時預かり事業について伺います。一時預かり保育とはどのようなものか、伺います。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

一時預かり保育事業についてお答えします。

一時預かり事業については、保育所等を利用していない家庭、家庭保育をしている家庭において、日常生活上の突発的な事情や社会参加により、一時的に家庭での保育が困難となる場合、それから保護者の育児疲れの解消など、心理的、肉体的な負担を軽減するための支援として一時的に家庭外での保育を必要とする乳幼児を施設で預かる事業となっております。

◎久貝美奈子君

この一時預かり事業での保育士の処遇改善のための市独自の補助ができないか伺います。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

一時預かり事業での保育士の処遇改善についてお答えします。

一時預かり事業については、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱で定められた基準により、国、県、市の3分の1ずつの負担で事業の運営経費が賄われております。専用施設で一時預かり事業に専従する保育士の処遇改善のための手当メニューは、現在ない状況となっております。しかし、同交付金は基準額の増額の見直しが毎年行われている状況でありますので、同交付金の基準額の範囲内での運営を念頭に置いております。市独自での補助をする考えは今のところございません。

◎久貝美奈子君

今、宮古島市の課題でもあります保育士不足。事業所から人材確保の処遇改善のために市独自で補助ができないかと相談がありました。本市の主産業の一つである観光業または自営業の方は、土日、祝日や夏休み、春休み、冬休みシーズンがメインとなっており、子供を持った若い働き手が働く際の受皿となる保育園や幼稚園、一時預かりはなくてはならない場所です。本市においては移住者も増えており、親族に預けることができない方の一時預かり利用が増えてきております。

その一時預かりの保育ですが、現在宮古島市で一時預かり事業として運営しているのは2か所と聞いています。保護者の病気や出産、家族等の看護、介護、冠婚葬祭など様々な理由で多くの方が利用しており、一時預かりの年間利用者数は約6,000人に近いということです。しかしながら、利用したいが、満員で利用できなかった子が年間3,000人近くいるということです。年々キャンセル待ちも増えており、利用者からも施設数の増加や受入れ人数の拡充を求める声も上がっております。利用者が預けたいときに安心して預けら

れるように、この人材確保、処遇改善に向けて市独自の補助もぜひ今後検討をしていただきたいと思います。

また、3月11日の日本経済新聞の電子版で、「宮古島は今、沖縄トップの高賃金、ホテル急増で待遇競争」との記事が掲載されておりました。「大型ホテルや商業施設の開業が相次ぐ宮古島市で、求人増に伴い働き手の賃金が上昇している。賃上げや福利厚生の実施で採用に工夫を凝らす動きが目立っている」とありました。このままでは、ホテルなど民間に人手が流れていく可能性があるのではないかという心配をしております。今回は一時預かり事業者からの訴えなんです。保育園、幼稚園、また以前から議会でも取り上げております会計年度任用職員の専門職など、人材確保は今喫緊の課題だと考えております。子育て支援や少子化対策としてもこの働く人の処遇改善、このことからまず取り組んでいく必要があるのではないかと思います。もう一度このことについて、市としてどのように考えているのかお聞かせください。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

確かに保育士の処遇改善という点は、大変な課題だと考えております。認可保育園とか通常の保育園で働いている保育士たちには様々な今処遇改善施策が行われておりますが、一時預かり事業についてはその処遇改善が適用されていないということで、大変厳しい状況だとはお伺いしております。ただ、今回保育料のルールとか保育料の見直し等を行うことで、より多くの利用者の方が利用できるのではないかと。それから、より多くの利用者が利用することでこの一時預かり事業の運営が少し緩和されるのではないかと。うふうに考えております。また、今後こども誰でも通園制度等も始まりますので、そういう運用等も併せて見ながら今後一時預かり事業の制定については見直しというか、検討してまいりたいと考えております。

◎久貝美奈子君

次に、この一時預かり事業の保育料、利用上限の緩和、預かりの基本時間などの見直しなど、ルールの見直しができないか伺います。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

一時預かり事業のルールの見直しについてお答えします。

今、市の実施要綱に基づいて運営されております一般型の一時預かり施設においては、現在利用料が1日1,200円、利用日数については保護者の傷病、入院等の緊急時が月12回、それから保護者の心理的、身体的負担等の解消のための利用が週3日を限度としております。また、預かりの基本時間については、午前8時半から午後5時までとなっております。このうち利用料については、令和6年4月から新たに4時間以内600円を設定し、多くの保護者がより活用できるよう改善を図っていこうと考えているところです。その他の規定の改善については今現在予定はしておりませんが、先ほど申しましたように令和8年から開始予定となっておりますこども誰でも通園制度の制定状況も見ながらルールについては検討していきたいと考えております。

◎久貝美奈子君

ぜひこのこども誰でも通園制度も実証で始まっている福岡ですか、そこもありますので、宮古島市がどのように変わっていくのか気になる場所ですので、また事業者の方とも事業所を育てるという意味でもぜひ事業者の声に寄り添って支援拡充に努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

この事業所でも利用者アンケートを実施しておりまして、気になる声がありますので、質問をしたいと

思います。保育園に対してなんですが、土曜日保育がたまにできないときがあるとか、確実に預けられるようにしてほしいとか、土曜日保育に関して預けたくてもあまりいい顔をされないとか、保育園から土曜日は家庭保育をしてほしいと言われたとか、何か保育士不足が原因なのかというアンケート調査の結果がありました。少し気になりましたので、その辺土曜日保育についてはどのような対応をしているのかお願いします。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

確かに一部の保護者の方からは、土曜日の保育園の利用についてなかなか受入れが厳しい保育園もあるというようなお話は聞いてございます。ただ、原則土曜日も預かることを前提として受け入れておりますので、一応事業者のほうではそういう土曜日に規制をするようなことは避けるようにというふうな指導はしているところです。確かに保育士不足もありまして、週休をなかなか取れないというところもあると思いますので、土曜日にお休みが多くなる保育士が多いとは聞いております。保育士不足の解消につなげながらぜひ土曜日の利用についても規制がないように取り組んでまいりたいと思います。

◎久貝美奈子君

では、次の質問に行きます。保育園の防犯カメラ設置について伺います。保育現場における安全性に関する議論が高まっており、保育園への防犯カメラ設置が必要だと考えられています。昨年、宮古島市法人保育園連盟から、保育園の安全・安心を守るために防犯カメラが必要な意見書が提出されたと聞いています。その後の対応について伺います。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

保育園の防犯カメラの設置要望についてお答えします。

宮古島市法人保育園連盟から、保育園の安全・安心を守るために防犯カメラが必要な意見書について、昨年10月31日にこども未来課にて補助の要望を受けているところです。要望では、防犯上、また事故防止や事故の事実確認などを目的とした室内外のカメラの設置を希望しており、市としても園児の安全に必要であると認識をしているところです。しかし、全園についての設置を市単独補助で行うことは財政的負担が大きいことから、今現在国、県の既存の補助メニューの検討や、またそのほかの補助について県、国にも照会をしながら、回答を待っているところです。現在、回答待ちの状況ではありますが、既存の補助メニューの活用についても宮古島市法人保育園連盟と協議をして行いたいと考えているところです。

◎久貝美奈子君

予算の確保が難しいとは、担当課長からも聞いておりました。ぜひ引き続き子供の安全の確保、保育環境を守るためにも、予算確保に向けて引き続き国や県へも働きかけていただきたいと思います。

子育て支援の質問をしたんですけれども、やはり現場で働く保育園の先生方とか一時預かり事業所もそうなんですけど、働く人の処遇改善、働きやすい職場というのが一番子供の安全につながっていくと思いますので、ぜひその辺もしっかり検討をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、子供の権利について伺います。本市において、子供の権利を守るための施策はあるか伺います。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

子供の権利を守るための施策についてお答えします。

現在、子供の権利を守るための施策につきましては、家庭保健課において児童虐待防止対策支援事業や

子供の貧困緊急対策事業を実施しているところです。全ての子供について、基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないよう、適切に養育されることへの相談支援を行っているところです。国は昨年4月にこども基本法を制定し、同年12月にはこども大綱を策定いたしました。こども基本法では、子どもの権利条約の精神にのっとり、こども施策に関する基本理念が示され、こども大綱においてはこども施策を推進するための重要事項等が示されたところであります。本市においても、今後もこども基本法及びこども大綱、また県の施策等も勘案しながら、子供の権利を含めたこども施策に取り組んでいきたいと考えております。

◎久貝美奈子君

2月に「日本のこども政策のこれから」というテーマで子供の権利に関するシンポジウムがありまして、オンラインで参加いたしました。子供たちも参加しており、子供たちから権利に関する大人顔負けの意見もあり、大変勉強になりました。子供たちの意見として、子供が楽しく幸せに暮らせる社会をつくってほしい、障害の有無に関係なくみんなで一緒に遊びたい、校則についても権利について考えながら改正をしていきたいと、本当に私たち大人がびっくりするような意見が出ていました。また、県内では、那覇市が子どもの権利条例制定に向けて動いていると聞いております。本市においても、今後条例制定に向け、私たち議員も勉強していくことが必要だなというふうに考えております。そこで、まず市民の皆さんに子供の権利について知ってもらうことが必要ではないかと感じております。

そこで、提案なんですけれども、まず母子手帳に子どもの権利条約を載せる。2つ目に、学校で使用しているタブレットへ子どもの権利条約アプリを入れて、どういった内容なのかを子供たちに周知する。3つ目に、中学生でしたら学生手帳に子どもの権利条約を載せるとか、まず周知に向け、いろんな取組ができないでしょうか。答弁できましたらお願いします。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

久貝美奈子議員おっしゃるように、子供の権利について多くの人に知ってもらうということで提案をいただいております。おっしゃるような子供たちへの周知、それから大人への周知、それから市役所の中でも庁内外職員の周知について施策を展開していきたいと考えております。今後これから国のこども大綱が示されたことで、市町村でもこども計画を策定する予定となっておりますので、その策定の中で子供の権利に関すること、それから子供の意見も聞くということが大前提になっておりますので、そういう計画策定についても子供たちの意見をより拾って、策定できるように努めてまいりたいと思います。ご提案のあった周知方法については、あらゆる方法で子供たち、大人たちに周知していきたいと考えております。

◎教育部長（砂川 勤君）

私のほうは、学校現場のことで答弁させていただきます。

本市小中学校においては、「子どもの権利」については道徳の授業で取り扱っております。さらに、毎月1回人権の日を設けて、人権意識の高揚を図っているところでございます。ご提案のパンフレット活用を含めて、今後も道徳教育、人権教育の充実に努めてまいります。

◎久貝美奈子君

ぜひ子供の権利子供たちに知ってもらう取組、よろしくお願いいたします。

少し順番を変えます、すみません。3番目で挙げています健康・医療行政について伺います。子宮頸が

んワクチン接種健康被害者への支援について伺います。「子宮頸がんワクチン（HPVワクチン）接種後の健康被害を訴えている方へ、どのような支援を行っているか伺う」とあるんですけれども、先ほど支援の内容については平良和彦議員へ答弁されていたので、次の２番目の質問に移りたいと思います。本市でのワクチン接種の実施状況について伺います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

本市では、国の指針に基づき、小学校６年から高校１年相当の女性を子宮頸がんワクチン定期接種の対象とし、接種を行っているところです。また、接種勧奨を控えていた期間に定期接種の対象であった方、平成９年度生まれから平成１８年度生まれの方になります。も接種の機会を設け、定期接種と同じ公費負担で接種を行っております。

◎久貝美奈子君

この接種の案内なんですけれども、どのように行っているか伺ってよろしいですか。接種券の送付について伺います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

接種券は、今久貝美奈子議員からもありましたとおり、送付をしております。対象が１２歳となる日の属する年度の初日から１６歳となる日の属する年度の末日までの間の女性へ送付をしております。

◎久貝美奈子君

対象者への個別送付ということで今認識したんですけれども、この接種券なんですけど、この個別送付をやめて希望者のみ接種券を窓口で受け取るという方法へ変えることはできないでしょうか。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

確かにこのワクチン接種は任意接種にはなるんですけど、これに関してはいろんな調整とか県等から指導を仰ぐとか、これが必要になるのかなというふうに思っています。

◎久貝美奈子君

そうですね、国のほうからそういうふうに指示されているとか、国が行っていることなので、行政、市としては確かに難しいと思うんですけれども、この厚生労働省が発行しているパンフレットにはワクチン接種の効果、この子宮頸がんを防ぐということも、予防するというふうに書かれています。さらに、効果に加えてリスクも書かれてはいます。しかし、現在宮古島にもこのHPV子宮頸がんワクチンの被害者の方がいらっしやいまして、現在も、この方たちが一緒に活動しているか分かんないんですけども、HPV子宮頸がんワクチンの薬害訴訟はまだ続いています。まだこの治療法が見つかっていない現状があります。この治療法が確立されていないにもかかわらず、国がワクチンの積極的勧奨を２０２２年４月に再開いたしました。本市でまた新たに被害者が出る可能性も否定はできないというふうに思っております。正直な気持ちなんですけど、ある方が言っていたんですけれども、子宮がんも怖い、子宮がんになるのも怖いけど、ワクチンも怖いという、もう本当にどうすればいいか分からないと悩んでいる親子の方が勉強会に参加していたということも聞いております。本当にこれは娘を持つ親というのは本音だと思います。まだこの治療法が見つからずに、この重篤な副反応で今でも苦しみながら、それでもこれ以上自分と同じような被害者を出さないためにと闘っている方が実際におります。そういった現状からも、この接種券は希望者だけに渡すというような形にはできないのでしょうか。子供たちにも、接種する、接種しないが選べることを

知ってもらって、接種についてしっかり考えて判断してほしいなというふうに考えております。どうでしょうか。その辺は難しいでしょうか。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

ただいまの久貝美奈子議員のご提言につきましては、私どものほうでも調査をしてはいきたいと思えます。ただ、接種は強制ではなく、あくまでもご本人の意思に基づき接種を受けていただくものです。接種対象者やその保護者の同意なく接種が行われることはありませんので、そこら辺はご理解いただきたいと思います。

◎久貝美奈子君

私もその辺は理解しております。でも、実際に被害に遭われた方がいるということ、12年前に接種した方ですか、中学生に接種してしまいに、26歳なんですけど、まだ闘っております。なので、そういった方がいるということをぜひ忘れてほしくないというふうに思っております。この接種をする、しないは確かに判断できますので、そういった方もいる、そういう場合、そういう可能性もあるというのをぜひ接種を推進すると同じように、そういったこともあるということも周知して、難しいとは思いますが、何らかの方法でそういったことができればなと思っております。難しいことを言ったかなと思いますが、訴えたかったので、ぜひよろしくお願いします。

次に、福祉行政について伺います。離島における患者等支援について伺います。難病患者等に係る渡航費等の一部助成事業について伺います。次年度の支援拡充内容について伺います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

難病患者等渡航費の助成については、本市以外での医療機関で通院及び入院を余儀なくされている方々の渡航に伴う経済的負担を軽減することを目的に渡航費や宿泊費の一部を助成しております。現在、渡航費の助成回数は上限3回、放射線治療に関しては4回となっています。渡航助成対象者のさらなる経済的負担軽減のため、令和6年度より助成回数を6回に拡充いたします。

◎久貝美奈子君

続きまして、重度障害者（児）等の渡航費等助成事業について、次年度の支援拡充内容について伺います。

◎福祉部長（松堂英彦君）

重度障害者児等の通院に係る渡航費の助成につきましては、今年度に渡航回数の上限を2回から3回に増やしております。また、重度知的障害児や軽度、中度等難聴児に対しての支援を拡充したところです。令和6年度につきましても、引き続き同様の支援を予定しております。

◎久貝美奈子君

次に、不妊治療等に係る渡航費等の一部助成事業について、次年度の支援拡充内容について伺います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

不妊治療等渡航費助成についても、難病患者等渡航費助成と同様の理由により、渡航費や宿泊費の一部を助成しております。現在、不妊治療に係る渡航費の助成回数は、夫婦で8回となっております。渡航助成対象者のさらなる経済的負担軽減のため、令和6年度より助成回数を8回から夫婦で計10回に拡充いたします。

◎久貝美奈子君

この3つについては、これまでも議会で何名かの議員の方も取り上げてきたと思います。次年度さらにそれぞれの支援が拡充されると聞いてうれしく思います。当事者の皆さんと担当職員の皆さん、何度か意見交換していただきましてありがとうございました。市長、またこれからも離島患者等支援についてはぜひよろしく願いいたします。

続きまして、がん患者アピアランスケア支援について伺います。がん患者ウィッグ等購入費助成事業について、12月定例会においてこの事業実施について質問いたしました。「県の動向を注視しながら実施に向け検討していく」との答弁でしたが、現在の進捗状況を伺います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

沖縄県では、令和6年度より市町村が主体となる医療用ウィッグや補整下着購入費用の一部を補助するための支援事業に対し、補助を行う事業実施に向け取り組んでいるところです。沖縄県議会2月定例会に予算案として提案されてございます。事業内容としましては、ウィッグや補整下着購入費用の一部補助などを支援する内容となっております。市としましては、ウィッグや補整下着購入費用の支援制度の創設について、県の実施する事業と調整を図りながら令和6年度の事業実施に向け取り組んでまいります。昨日の質問にもありました若年がん在宅療養支援事業と併せて、早い段階で進めていきたいと考えてございます。

◎久貝美奈子君

この事業も一応動き始めたということで、本当にありがたいと思います。

次に、地域生活支援事業について伺います。障害者への配食サービス事業について、昨年9月定例会で要望いたしました。事業実施に向け検討されているのかどうか、伺いたいと思います。

◎福祉部長（松堂英彦君）

障害者への配食サービス事業についてです。在宅の独り暮らしで、ご自分で料理をすることができない障害者への支援としてヘルパーによる家事援助サービスがありますが、昨今の人手不足によるヘルパー事業所の閉鎖や撤退により、支援が十分に行き届いていない状況が続いております。この問題への対応策として、現在高齢者に対して行われております食の自立支援事業と同様な支援となる障害者配食サービスを次年度より実施をする予定で令和6年度の予算に計上をしております。

◎久貝美奈子君

これは次年度から開始するというので、何名の方が対象予定ですか、教えてください。

◎福祉部長（松堂英彦君）

障害福祉サービスなどの利用計画を作成している相談支援事業所に対し、配食サービスの需要についてアンケート調査を実施しております。在宅で独り暮らしの障害者で家事援助のヘルパーが必要な方約50名、そのうち約20名の方がいまだ家事援助のヘルパーが見つかっていない状況にあります。そのため、対象を20名としております。

◎久貝美奈子君

そうですね、今ヘルパー事業所の閉鎖が結構あるということ、またケアマネジャーなども退職する方が多いということも聞いております。このヘルパー不足で支援が行き届かない独り暮らしの方、保良とか池

間とかでヘルパー不足が起きているという話も聞いております。この支援が必要な方にしっかり支援が届くように、引き続きよろしくお願いします。

次に、都市計画行政に移ります。この質問は前回の定例会で聞いたんですけど、時間切れで答弁がもらえなかったのもう一度質問したいと思います。宮古島市中心市街地活性化事業について。この西里通り、下里通り、市場通りは観光客も増え、人通りもかなり増えております。たばこの吸い殻やポイ捨てごみの問題について、昨年6月定例会の答弁で中心市街地エリアにおけるごみのポイ捨ては課題として認識している。中心市街地活性化協議会と協議を重ねながら検討をしていくという答弁でしたが、このことについて協議はありましたか。

◎建設部長（川平陽一君）

宮古島市中心市街地活性化協議会においても、たばこの吸い殻やポイ捨てごみを含めたまちの質の低下について課題として取り上げておりましたが、現状具体的な対策につきましては検討できておりません。このような中、まずは通り会全体で検討する体制として商店街連合会を組織し、その中で実施事業についても検討すべきではないかとの意見があったことから、当該計画に商店街連合会の組織化を事業として位置づけさせていただいておりますので、協議会と並行して引き続き検討してまいります。

◎久貝美奈子君

地域の住民からは、本当にごみが多い、たばこの吸い殻が、ポイ捨てが多いということで、昨日もたまにたばこなんですけど、西里通り付近に住んでいる方から連絡があり、どうにかできないかという相談がありました。ごみ拾いも結構近くの子供会とかもやっているんですけど、毎日のことなので、なかなか減らないという状況があります。検討よろしくお願いします。

根間公園の周辺整備について。根間公園はどのような公園にする予定なのか伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

根間公園の整備内容については、基本的な整備内容としまして、屋台、音楽広場ができるステージの設置、公園の中央にはイベント広場、公園周辺にはベンチ兼用花壇の設置を予定しております。現計画ではあくまでも基本計画であるため、今後通り会との意見交換会を行いながら整備内容については決定したいと考えております。

◎久貝美奈子君

この根間公園のそばにエコハウスがあるんですけども、エコハウスというのは目的外使用が可能なのか伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

エコハウスの目的外使用が可能かどうかというご質問です。

エコハウスに関しましては、宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の第1条の中に、エコハウスを市民に周知、普及させ、かつ宮古島市の地域振興を図るためと設置目的が規定をされております。また、エコハウスは、事業及び業務として同設置条例第4条の第1項第3号の中で、この設置目的に沿っており、市長が必要と認める事業であれば利用は可能となっておりますので、使用目的に沿った部分に関しましては目的外使用は可能だと考えております。

◎久貝美奈子君

この中心市街地活性化事業の中で、エコハウスの何か、目的以外の使用の計画があるのかというか、そういう話合いがあるのか、もしあれば教えてください。なければいいですけど、お願いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

中心市街地活性化事業の計画の中において、エコハウスについても記されております。まず、根間公園と一体となった地域の交流活動の拠点として、省エネやエコの情報発信、また地域のまちづくりプレーヤーによるイベント、交流活動等の新たな利活用について進めていくという部分の中で計画のほうに記されております。

◎久貝美奈子君

この中心市街地活性化事業、私も地元なので、それどういうふうなまちになるのかすごく楽しみです。根間公園の整備も次年度から動いていくということで、エコハウスもぜひ市民の皆さんが、今の使い方もいいんですけども、市民の皆さんから何かアイデアとかあればそういった情報を交換し、何かいい使い方ができればいいなというふうに思っております。

あと5分ですね。では、都市公園における防犯対策について伺います。パイナガマ海空すこやか公園、盛加越公園において、防犯対策として防犯カメラの設置を訴えてきました。昨年の9月定例会において、令和6年度設置に向け、予算措置を講じていくとの答弁でしたが、次年度設置が可能か伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

防犯カメラ設置につきましては、これまで久貝美奈子議員からもいろいろ質問がありました。今後カママ嶺公園で1基、パイナガマ海空すこやか公園で2基、盛加越公園で2基、合計5基の防犯カメラを令和6年度で設置を予定しております。設置工事については、令和6年4月に工事を行いまして、7月に供用開始する予定で計画しております。

（「すみません、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後4時41分）

再開します。

（再開＝午後4時41分）

◎久貝美奈子君

パイナガマ海空すこやか公園についてはどうでしょうか。いつ頃の設置になるのでしょうか。

◎建設部長（川平陽一君）

失礼しました。これは、カママ嶺公園とパイナガマ海空すこやか公園と盛加越公園は令和6年度で設置を行います。

◎久貝美奈子君

この要望したのは、公園で小さな子が少し怖い目に遭ったということで、そのお母さんたちはすごく安心していると思います。

次に、時間がないので、最後の質問をしたいと思います。最後、市長の政治姿勢について伺います。この施政方針の表紙のほうにもあります。「―新たなステージへのステップアップ―」と書いてあります。

中にも、「新たなステップアップに向けたプロジェクトの推進」について」ということが書かれていますので、かなり思い入れがあるのではないかというふうに思っております。

ここで質問いたします。「空き施設や老朽化した施設を有効活用した振興発展へのプロジェクトを推進することも重要であると考えております」ということなのですが、今後どのようなプロジェクトがあるのか伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

公共施設の有効活用についてのお答えとなります。

現在、平良庁舎、上野庁舎、来間小中学校の利活用計画が進められているところでございます。今後の有効活用施設としまして、旧中央公民館の利活用を考えております。あわせて、下地庁舎、城辺庁舎についてもサウンディング等を令和6年度実施しまして、有効活用に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

まず、旧中央公民館につきましては、以前高等教育機関設置に向けて動き出しました。しかしながら、実現には至りませんでした。新年度より先ほども申しました幅広く民間から様々なアイデアや意見を把握するためのサウンディング市場調査を実施しまして、利活用案を探っていききたいというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

この使っていない庁舎、旧中央公民館、何回か議会でも取り上げているんですけれども、ぜひ早めに空いている間、何かに使えるかどうか検討していただいて、できるだけそのまま放っておかないような形で進めたいと思っています。時間がもうないので、質問残しましたが、これで終わりたいと思います。

退職される職員の皆様、また議場を後にされる職員の皆様、これまで宮古島市の福祉、発展のためにご尽力いただき、本当にありがとうございました。また、皆様の今後のご活躍に期待したいと思います。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで久貝美奈子君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後4時46分）

令和 6 年

第 2 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

3 月 25 日 (月) 8 日目

(一 般 質 問)

令和6年第2回宮古島市議会定例会（3月）議事日程第8号

令和6年3月25日（月）午前10時開議

日程第 1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和6年第2回宮古島市議会定例会（3月）会議録

令和6年3月25日（月）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（22名）

（延会＝午後4時34分）

議 長（23番）	平 良 敏 夫 君	議 員（11番）	上 地 堅 司 君
副 議 長（18〃）	長 崎 富 夫 〃	〃 （12〃）	仲 間 誉 人 〃
議 員（1 〃）	久 貝 美奈子 〃	〃 （13〃）	平 良 和 彦 〃
〃 （2 〃）	下 地 茜 〃	〃 （14〃）	下 地 信 広 〃
〃 （3 〃）	砂 川 和 也 〃	〃 （15〃）	我如古 三 雄 〃
〃 （4 〃）	狩 俣 勝 成 〃	〃 （16〃）	前 里 光 健 〃
〃 （5 〃）	富 浜 靖 雄 〃	〃 （17〃）	西 里 芳 明 〃
〃 （7 〃）	新 里 匠 〃	〃 （19〃）	友 利 光 徳 〃
〃 （9 〃）	山 下 誠 〃	〃 （20〃）	上 里 樹 〃
〃 （10〃）	池 城 健 〃	〃 （21〃）	栗 国 恒 広 〃
		〃 （22〃）	上 地 廣 敏 〃
		〃 （24〃）	山 里 雅 彦 〃

◎欠席議員（2名）

議 員（6 番） 下 地 信 男 君

議 員（8 番） 狩 俣 政 作 君

◎説 明 員

市 長	座喜味 一 幸 君	会 計 管 理 者	儀 間 博 君
副 市 長	嘉 数 登 〃	水 道 部 長	兼 島 方 昭 〃
企 画 政 策 部 長	久 貝 順 一 〃	消 防 長	宮 國 和 幸 〃
総 務 部 長	與那覇 勝 重 〃	企 画 調 整 課 長	前 原 敦 〃
福 祉 部 長	松 堂 英 彦 〃	総 務 課 長	豊見山 徹 〃
市 民 生 活 部 長	友 利 毅 彦 〃	財 政 課 長	国 仲 英 樹 〃
農 林 水 産 部 長	石 川 博 幸 〃	教 育 長	大 城 裕 子 〃
建 設 部 長	川 平 陽 一 〃	教 育 部 長	砂 川 勤 〃
観 光 商 工 ス ポ ー ツ 部 長	砂 川 朗 〃	生 涯 学 習 部 長	天 久 珠 江 〃
産 業 振 興 局 長	下 里 盛 雄 〃	農 業 委 員 会 会 長	芳 山 辰 巳 〃
こ だ も 家 庭 局 長	仲宗根 美佐子 〃	農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 地 明 弘 〃
環 境 衛 生 局 長	下 地 睦 子 〃		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長 下 地 貴 之 君
次 長 仲 間 清 人 〃

次 長 補 佐 与那嶺 彰 成 君
議 事 係 長 国 吉 たかよ 〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は22名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第8号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、先日に引き続き質問を行います。

本日は、上地堅司君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎上地堅司君

4日目、1番目、議員番号11番、上地堅司。通告に沿って質問させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

早速ですが、1、防災行政について、1、防災無線について。宮古島地域で防災無線が聞こえにくいということが地域の人々から聞こえてきています。12月ですか、この質問をやったんだけど、時間がなくて答えを得られませんでした。本当に住民と共に3時、6時、防災無線の案内聞いたんですけど、風向きによってなかなか聞こえるところと聞こえないところがありました。その点、上野地域、下地地域、城辺地域には、高齢者の皆さんが多くいます。その点なかなかおうちを出てまでも聞きたいんですけど、出るまでに時間がかかります、年寄り。行ったらもう何言っているか分からないという声が多く聞こえています。行政はその対策はどうしますか。よろしくをお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

防災無線が聞き取りづらいということで、その改善はできないかというご質問だと思います。

宮古島市が実施しております防災情報の伝達につきましては、各地域に設置されている屋外スピーカー、市公式SNS、FMラジオ、防災アプリ、戸別受信機、広報車による注意喚起、宮古テレビなど様々な媒体を通じ、情報伝達手段の多重化を行っております。また、防災無線を聞き逃した方のために、さきの議会で狩俣政作議員から要望のあったフリーダイヤルでの聞き直し機能も整備をしているところでございます。民間事業者では、テレビ、ラジオ、携帯電話会社による伝達などがございます。屋外スピーカーによる伝達方法は、地形や自然現象、家の立地や構造、放送する方の音質など様々な理由により聞き取れないこともあり、全ての方々に伝達するのは難しい面がありますので、先述しました屋外スピーカー以外での情報の入手を検討していただきたいと考えております。また、これまで聞き取りづらい、逆に音声が大き過ぎる、鳴らさないようにしてほしいとの意見が寄せられた場合には、自治会長や行政連絡員など地域の方々と調整の上、音量調整など個別に対応しておりますので、上地堅司議員ご指摘の地域につきまして、防災危機管理課へ情報の提供をお願いしたいというふうに考えております。

◎上地堅司君

いろいろ苦情もあるみたいで、中にはボリュームが大きいとか、そういったのも数知れないと言っていますけれども、やはり宮古島に住んでいる皆さんは、特に上野地域、城辺地域、伊良部地域、結構自宅等が離れ、密集していない地域が多いです。そして、高齢者の一人一人、独り暮らしが結構見えています、最近。そして、それに向かって、言っているように対策をしなければいけないんですけど、やはり高齢

者のために私としては、旧上野村時代は親子ラジオといって各家庭に1台そういったラジオが設置されて、いろんな情報は流れていました。宮古島市になって、最初はあったんですけど、これがなぜか知らないけれども使えない状態になっているということで、やはり田舎のほうに行けば、独り暮らしの皆さんはなかなか外に出て防災無線が聞けません。聞けないです。そのために、もし災害が起きたときに速やかに行動できるのは、やはり家の中でそういった防災無線とか、いろんな情報がすぐ瞬時に聞こえれば、対応も早く行動へ移るのではないかと考えています。その辺お聞きしたいと思います。各家庭にそういった設備、ラジオみたいな設備はできないでしょうか、お伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

高齢者のご自宅に親子ラジオのようなものが設置できないかというご質問にお答えをいたします。

上地堅司議員からお話がありました親子ラジオに関しましては、1953年から島民に密着した情報元として機能し、最盛期には5,000戸の加入者がおり、83年まで続けられ、放送内容は自主番組のニュースや冠婚葬祭のお知らせ、議会中継などローカルな情報が放送されていたとのごことでございます。防災情報の伝達手段、入手方法につきましては、時代の変貌とともにその時代のニーズに合わせた対応を行っていくことが望ましいと考えているところでございますが、上地堅司議員ご指摘の情報弱者に対する対応は、ほかの自治体の取組も参考に検討は進めてまいりたいというふうに考えております。

◎上地堅司君

総務部長、ぜひともお願いしたいと思います。最近日本中では、災害が各地域で起きています。その中で速やかに避難する際、やはり高齢者の皆さんや足が不自由な方も素早く情報が得られれば、自分なりに行動もできると思いますので、ぜひともこの親子ラジオ、各家庭、できれば高齢者の独り暮らしの家庭にだけでも設置できればありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、遊戯施設について、宮古島市には休日、雨の日に子供から大人まで楽しむ娯楽施設がありません。この質問に対して、今宮古島には本当にこんな遊戯施設が、遊ぶ施設が、ちゃんと整った施設がありません。前も私はこの質問を話しているんですけど、一向に前に進んでいません。特に宮古ボウリング協会のほうから、ボウリングを愛する皆さんから、ボウリング場だけでも設置できないかとの声もありました。ですけど、今宮古島には観光で大型ホテルが進出しています。できれば、そういった大型施設の誘致協力を宮古島市は考えていないかぜひお聞かせください。よろしくお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

まず、遊戯施設の計画と誘致についてのご質問でございます。

まず、遊戯施設の整備につきましては、市のほうとしては有料の施設になるかというふうに考えております。このような施設の整備については、民間主導で行うことが望ましいということをごこれまでの質問でもお答えしてきたところでございます。民間の企業を誘致しての整備ということでございますが、誘致につきましては特に行っておりません。特定の事業の誘致については、現在市の施設の誘致という形ではございませんが、市の施設の利活用について、現在個別の施設ごとの利活用計画を進めているところでございます。特定の事業の誘致については、個別施設ごとの対応になりますが、市の公共施設等の後利用として民間からの幅広い利活用事業など提案で公募する場合、企業からの遊戯施設で後利用としての提案等があった場合は検討していける余地はあるのかなというふうに考えておりますので、いずれにせよ今後の

施設の後利用の中で考えていけることもあるかなというふうに考えておりますが、現在誘致については考えていないところです。

◎上地堅司君

市としては、今のところは誘致は考えてはいないということですね。できれば、今言っているように後利用の件でいろいろあります。ですけど、そこを利用するにしても、具体的な計画がなければ前に進みません。なかなか遊戯施設の誘致とか、それを具体的に上げて進まない、この問題は解決しないと思います。本当に宮古島で今若者が激減しています。なぜ激減しているというのは、そういった若い人が遊ぶ施設、子供が遊ぶ施設、大人も遊ぶ施設、観光だけではない、農業だけではない、やはり安心して、また楽しめて暮らせる宮古島であってほしいなと私は思います。

その中で、私のことですけど、今施設利用ということがありましたので、今城辺地域が元気ありません。そこを元気にするためにも、今城辺球場付近に企業を誘致して、あそこは大きな公園があります。そこで遊戯施設をお願いし、ホテルも建てるでしょう。何でも球場もありますので、そういった大学とか一般の企業も来て練習もすると思います。そこに大きな遊戯施設ができれば、城辺地域の皆さんも元気になると思います。なぜかという、そこに遊戯施設があれば、遊ぶところには、遠くても1時間かけてもみんな行きます、子供から大人まで。そうしたら、その地域の福嶺地区にも小学校が空いています。グラウンドも空いています。そこに若者の住める市営住宅なり造れば、近くで雇用も生まれるだろうし、子供たちにもぎわうだろうし、そこで地域の活性化も盛り上がっていくと思います。大胆な発想をしなければ、なかなか前に進まないと思いますので、企業を誘致しながら、地域の活性化のためにもぜひ遊戯施設を早めに検討してほしいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、道路行政について伺います。街灯設置について、市内の有限会社池田冷凍食品付近から株式会社南西建設事務所前の交差点までに街灯設置はできないか伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

上地堅司議員ご指摘の箇所は、市道下崎10号線です。道路照明の設置につきましては、交差点、横断歩道、夜間交通上特に危険な箇所、見通しの悪いカーブなどに設置をしております。道路交通の安全を図ることを目的としておりますので、上地堅司議員ご指摘の道路については、設置条件に該当するか現場の状況を確認し、関係機関と調整を行い、検討してまいります。

◎上地堅司君

建設部長、いまだに検討するんですか。これは前にも別の議員も言っていると思いますけれども、一、二年になっていると思います。この交差点から株式会社大和建設を右に曲がるまでに街灯は幾つついていますか。分かりますか。分からなかったら答弁はいいです。

◎建設部長（川平陽一君）

はっきりした件数は分かりませんが、交差点に1か所は確認できております。

◎上地堅司君

私が見た、3個ぐらいですか、街灯ついています。本当に何でその短い区間で街灯は設置できるんですけど、その1キロぐらいの位置に今できないかと。向こうの道路は、最近住宅も増えて、住民も暗い中子供たちも通っています。暗い中歩くのは怖いと、そういった意見もあります。そして、防犯灯を設置でき

ないかと聞いたんですけど、そこにはちょっと難しいということでありました。なぜ防犯灯が設置できないんですか。お伺いします。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

市民生活部のほうでお答えしたいと思いますけど、すみません、これについてはもうちょっと調査をさせていただきたいと思います。今明確なお答えができません。

◎上地堅司君

防犯灯を設置できないと聞きましたので、すぐ答え出るかなと思いますので、後で私の質問時間中に、分かればよろしくをお願いします。

続いて、2番、海岸線にあるあずまや、橋、フェンス修繕、令和6年中の修繕はできないかお伺いしますけれども、私が議員になって毎年のようにこれを訴えています。ですけど、一向に改善ができていません。なぜ改善できていないか。さらにひどくなって、今ベニヤも張られているし、フェンスも12月定例会の質問では3月いっぱいにはそこは直すという検討をするという意見もありました。ですけど、なぜ県は2年間の間、もうこれ私が議員になる前からですから、4年ぐらいあそこは閉鎖されています。なぜこういうふうに動かないんですか。建設部長、よろしくお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

ご指摘の箇所は県道保良上地線で、管理する沖縄県宮古土木事務所に確認したところ、今年度、深江橋周辺の市の修繕を行っており、その他施設については、令和6年度に対応を検討してまいりますとの回答を得ております。

◎上地堅司君

令和6年度に一応やると検討。予算は入っていないんですか。そこの工事の予算は、県は。分からない。

それで、副市長に聞きたいと思います。なぜ県は、そういう対応が遅いんですか。これは、宮古島市もこういうふうに行っているんですけど、副市長は県から来ています。こういった対応が遅いというのは、宮古島市のためには何もやらないと県はおっしゃっていると一緒だと思いますけれども、やはり上からの指示がなければ下は動かない。担当は、何で宮古島のためにやる必要があるかと、そういったふうに聞かれます。副市長にも前、去年も言っていますけれども、副市長も現場は見たと思います。徐々にもうひどくなってきています。ですから、あるあずまや取るだけでも、向こうはすばらしい海が見えて、眺めもいいです。そしてまた、手前の駐車場のあのフェンスも去年から取れているんだけど、ロープでしかやらないで、フェンスはそのまま下に置いてあります、ずっと。建設部長は見えていないでしょう、現場は。見ましたか。現場へ行かないと、写真では誰でも、誰でも、はい、見ましたか。だけど、実際現場に行かないと、そういったのは分からないんです。その点副市長は、行ったと前言っていましたので、その点県とのやり取りは、どうしたら速やかに解決できるかお伺いします。

◎副市長（嘉数 登君）

なぜ県はやらないのかという大変難しい質問ではありますが、昨日見てまいりました。午後4時半頃、2回目ですけども、確かに入り口ベニヤ板で閉鎖されていて、ちょうど観光客の方がカメラを構えて、いろいろ周りの風景ですとか海の写真を撮っておいりましたので、絶好のそういった観光資源が活かされていないというふうな感想を持ちました。元県職員だからといって、全ての行政分野に目が行き届いてい

るわけではございませんけども、県であれ、市であれ、権限と責任の下でおのあの行政実務に当たっているというふうに認識しております。その一方で、当該箇所については、長期間修繕がなされていないということです、これ公物管理の適正化という観点からも早急に修繕が望ましいのではないかとこのように思っております、これは宮古土木事務所が令和6年度に対応を検討してまいりますということです、県の対応を確認し、早期修繕を求めてまいりたいというふうに考えております。なぜ早急にできないかということについては、当然県であれ市であれ道路予算のスタミナというところがありまして、予算の総額の中でどの箇所を優先的にやっていくか、順番にやっていくかということがございます。ただ、そうであっても、宮古島市の観光資源というところをいかに有効に活用していくかという観点もありますので、上地堅司議員のご指摘も踏まえて、宮古土木事務所に早期修繕というところについても確認し、求めてまいりたいというふうに考えております。

◎上地堅司君

副市長、ぜひ早めの対応をお願いしたいと思います。これは、すぐ言ったわけではなくて、2年かかっています、はっきり言って。自分も今言ってからあしたやるというのは、多分誰でもできません。やはりこの2年間、何も手をつけないというのが一番問題なんです。それを宮古島市も要するに自分のことのように考えないと、県の道路だから、市の道路だから関係ないではなくて、県も市も宮古島にあるもの、道路でも何でも自分のものと、宮古島市が自分たちで解決しないといけないという気持ちがないとなかなか前に進まないと思いますので、ぜひともこれから、そういった問題も宮古島にいっぱいあります。宮古島は、みんなでちゃんとした暮らせる宮古島にしていけないといけませんので、よろしくお願いします。

続いて、道路清掃作業の際にペットボトルや空き缶など回収ができないかとありますが、砂川和也議員もその点に対しては質問がありましたので、これは割愛したいと思います。

続いて、ごみ問題について。コンビニや大手スーパーにごみ回収ボックスの設置依頼はできないかお伺いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

市内の大手スーパーに確認いたしました。トレイ及び牛乳パックの回収ボックスは設置済みであるとの回答をいただいております。市としましては、家庭ごみは決まった曜日に自宅前に出していただければ回収し、適切に分別されたごみは資源としてリサイクルをしております。ごみ箱の設置につきましては、以前も答弁しておりますが、施設管理者の判断により行われることとなります。ごみは、基本的にごみを出す方が適切に処理しなければならないものです。ごみ箱を常時監視できない施設では、ごみ箱の管理が容易ではなく、無秩序にごみが散乱することが懸念されます。市民の皆様におかれましては、今後もごみの分別、適正な排出にご理解いただき、ご協力いただきたいと思います。

◎上地堅司君

本当に私としては、1月に長崎県の島原に用事があって行ってきましたけれども、そのスーパーにも回収ボックスって段ボール、新聞、古雑誌、ペットボトル、あとは缶、そういった回収ボックスが設置されていました。山、海があって、周りを見ると、やはりごみが落ちていません。要するにそういったふうにちょっとしたスーパーも売るだけではなくて、売った側もしっかり回収して、少しでもごみをなくすという気持ちを持たないと、なかなか宮古島のごみは減らないと思います。少しでも減らすためにもそうい

った設置も検討し、また大型スーパーとかコンビニも少しでも回収できるごみ箱があれば、少しずつごみは減っていくと思いますので、どうかこの件も考えてほしいなと思いましたが、よろしくお願いします。

続いて、各議員もこの問題には、産業廃棄物業者が営業停止になったおかげで、業者の皆さんが困っています。その点、宮古島市も少しでも受け入れるということで回答がありました。1つだけ、環境衛生局長、クリーンセンターには鶏ふん、牛ふん、化学肥料の袋等、また殺虫剤の容器とかも持込みはできますか、お伺いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

今上地堅司議員がおっしゃっていましたが、化学肥料の廃プラスチックなどは現在のところは受け入れておりません。ですが、産業廃棄物処理事業者の取消しを受けまして、市といたしましては、可能な限りクリーンセンターで処理できる廃プラスチックの一部は受取りをしていきたいと考えております。これは4月1日以降ということで、先日もお知らせしておりますので、その方向で調整しております。

（「肥料袋」の声あり）

◎環境衛生局長（下地睦子君）

はい。それも4月1日以降、肥料袋などに関しても受け入れていきたいと。

（議員の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

質問してください。

（「休憩してください」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩しますけど、新しい質問は、質問したほうがいいよ。

（「今は質問したので、確認です」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時30分）

再開します。

（再開＝午前10時30分）

◎上地堅司君

続いてですけど、野犬問題について。本当に去年多く野犬の被害に遭っています。宮古島では野犬が家畜を襲うという、牛が特に4件、5件ぐらいになっているかな、そういった問題が本当に去年はいっぱい起こっているのです。ですけど、これもまた狩俣勝成議員も質問しましたので、割愛いたします。その件1つだけ、宮古島に犬猫とかそういった動物を飼っているお宅は何件ぐらい、分かる範囲でいいですからお願いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

本市に登録されております犬の頭数は2,729頭で、平良地域1,753頭、城辺地域335頭、下地地域217頭、上野地域211頭、伊良部地域213頭となっております。飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の接種は、狂犬病予防法に基づきまして飼い主の義務となっております。本市としましては、広報「みやこじま」やラジオ

放送で毎月犬の登録、狂犬病の予防接種や飼い犬の適正な飼育方法についてお知らせをしているところです。

◎上地堅司君

2,729頭、全体で。その中で猫は、そういったのは対象外になるんですよね。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

猫に関しましては、登録の制度がございませんので、把握はしておりません。

◎上地堅司君

2,729頭いるんですけど、多分これは狂犬病とか、そういった登録されている犬だと思います。中にこの倍ぐらい、倍というか、3,000、4,000ぐらいはいるのではないかと思っています。もし飼っていても、登録もしないで家で飼っているとか、そういったのをよく見ますので、ぜひとも地域の人たちの声を聞きながら、地域でその犬を飼っているお宅を訪問しながら、そして地域の行政連絡員もいますので、そういった人たちの協力を得て、犬の放し飼い等もしないように積極的に指導するように声かければ、少しでもそういった野犬が発生しないかなと思っています。犬には本当にかわいそうです。せっかくかわいいと最初小さいとき飼って、養っていて、大きくなったらもう要らないと、これは大人のわがままです。ですから、そういった野犬になるのも、犬は自分の自由でそういった野犬になっていません。人間のわがままな行動でそういったふうになっていると思いますので、ぜひとも犬をかわいがる皆さん、また猫をかわいがる皆さん、動物は大事にしていてくれたらありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、天然ガスについてお伺いします。宮古島市は、天然ガス調査を行ったことがあります。どのような結果が出たのか、宮古島市は利活用していくのかお伺いします。この質問をしたのは、現在電気、ガスなどが高騰しています。要するにこういった天然ガスの調査が行われて、平成24年度から平成26年度ですか、もう十何年前やっているといます。この天然ガスが使えたら宮古島市民のためにもなるかなと思います、この質問をやっております。結果とかそういった、今後その活用はどうしていくかお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

天然ガスについてということで、天然ガスの調査の結果、今後の利活用についてというご質問でございます。

本市城辺保良地区に賦存する天然ガス井については、令和元年度まで一括交付金を活用しまして様々な検証を行っております。検証を行った結果、電力や空調設備、自動車燃料などのエネルギー資源として利用可能であり、また付随水も温泉や温熱として利用できることを確認しております。しかしながら、天然ガスにつきましては、エネルギーとなるメタン濃度が低いということもありまして、現在のところ天然ガス自体での事業としては採算が見込めないということになっております。そのことから、温泉、温熱、発電、空調など複合的に活用していくことで、トータルコストの低減化を図りながら事業化をしていく必要があります。活用策としましては、ある県内の企業と利活用に係る合意書を交わしておりまして、優先交渉権者として事業化を目指しているところですが、新型コロナウイルス蔓延や昨今の資材等の物資高騰によりまして事業計画を大幅に見直すこととなっております、現在着手には至っていないというのが現状であります。現段階では、民間事業者が主体となって事業を推進する方針でありますので、市としま

しては、今後の見通しについても注視をしている状況でございます。

◎議長（平良敏夫君）

上地堅司君、ちょっと待ってください。質問は一問一答でよろしくお願いします。

◎上地堅司君

これから民間に活用していくということですか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

この天然ガスの活用については、先ほども言ったんですけども、県内の沖電開発株式会社というところなんであるんですけども、そこと利活用に係る合意書を交わしておりまして、事業化を目指しているところであります。ただ、先ほども言ったんですけども、コロナの蔓延とか昨今の資材等の物資高騰によりまして事業計画を大幅に見直すこととなっております、現在着手には至っていないというのが現状ということになります。

◎上地堅司君

続いて、上野ゲートボール場について。上野ゲートボール場は、管理が大変と上野老人会の皆さんがおっしゃっております。コートは管理できるんですけど、周りの木が生い茂って、あまり老人の皆さんではできないという声があります。その点、今年度4月からはその管理はどうかお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

上野ゲートボール場の管理についてお答えいたします。

上地堅司議員ご指摘のゲートボール場周辺につきましては、モモタマナの木が成長し、周囲に生い茂った状態となっているところです。モモタマナは枝を水平に伸ばす特徴があることから、木陰をつくる目的で植栽されたと思っておりますが、経年的な成長により近隣住宅にも影響が出ている箇所があったことから、昨年12月に伐採を行い、対応したところです。上地堅司議員ご指摘のゲートボール場周辺の全体的な整備、美化に向けては、現在準備を進めているところでございます。今後適切な管理体制としまして、上野体育館や陸上競技場を管理している宮古島市スポーツ協会と協議し、ゲートボール場も含めた付近一帯の管理を行う予定としております。

◎上地堅司君

今年度からスポーツ協会に委託するということですか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

管理につきましては、今年度は管理箇所に含まれておりませんので、単発的な管理ということで伐採を一応考えております。次年度からの管理体制として、周辺一帯を含めた、ゲートボール場を含めた管理を行う予定としております。

◎上地堅司君

よろしくお願いします。

そこで、前も言ったんですけど、12月定例会の質問でも、トイレをきれいにしてほしいと。先月の大会前に私も開会式前に足を運んだんですけど、トイレが本当に汚れていました。ゲートボールの大会役員の皆さんが朝早く来て、まずはトイレ掃除を行い、周りを清掃し、それから大会が運営されました。本当に大会や月に1回ぐらいゲートボールを上野老人会はやっています。本当に健康のためにゲートボールもや

っていますので、老人会の皆さんが楽しく元気にゲートボールができるように、ちゃんとトイレ回りの整備もやってほしいなと思いますので、トイレのほうもぜひもう少しきれいにペンキ塗ったりやってほしいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、畜産行政についてお伺いします。肥育について。宮古島市は、畜産の地産地消を推進しています。消費拡大を図ると話していますが、肥育牛に対して取組がないように思います。宮古島市は、これから肥育に対してどのような考えを持っているかお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

肥育に対しての考えについてお答えいたします。

畜産業における肉用牛の分類として、子牛の生産を目的として使用される繁殖牛と、食肉用の牛として使用される肥育牛があります。本市における肥育牛としては、JAおきなわ宮古肥育センターで肥育された牛が宮古牛としてブランド化されているほか、大福牛やほろよい牛など独自のブランドとして肥育に取り組んでいる農業法人や畜産農家もあります。肉用牛の拠点産地として認定を受けている本市としまして、高品質で経済効果の高い牛肉の産地として認知度を高めるためにも、繁殖経営のみならず、肥育経営の振興にも取り組んでいく必要があるというふうに考えているところです。

◎上地堅司君

ぜひとも取り組んでほしいと思います。石垣市は、本当にもう20年、30年ですか、石垣牛として日本全国に名を広めています。その中で、宮古島でなぜ肥育牛に取り組んでいる農家が増えないのか分かればお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

宮古島で肥育農家がなぜ増えないかという部分ですけども、この大きな要因としましては、やはり経費の問題だというふうに考えているところです。沖縄県の畜産経営技術指標、令和5年3月発刊されたものですけども、これによりますと、肥育牛1頭当たりの総費用が123万1,000円というふうになっているところです。参考までに、子牛にかかる総費用が63万6,000円というふうになっておりますので、約2倍ぐらい総費用がかかると。それ以上で売れなければ、農家の負担としては肥育まで経営として持っていけないということでございます。市としまして、これまで肥育牛に関する取組として、平成29年度までは所有する経産肥育牛1頭当たり4万円を交付する経産肥育牛出荷奨励事業と肥育素牛を導入した農家に対し、経費の3分の1を補助する肥育素牛導入促進事業を実施しておりました。当時は、子牛だけでなく、経産牛のセリ価格が高値を維持していたことから、肥育を選択する農家が少ないということで事業実績が伸びなかったため事業終了というふうになっております。

◎上地堅司君

言っていたように、本当に肥育にはお金がかかると言っています。ですけど、石垣の個人でも結構美崎牛とか、そういった個人でやっている畜産農家もいます。本当に2月ですか、石垣のほうに行って、そういったやっている農家のほうを見たら、餌代が結構かかるということで、本当に1日10キロ餌を食べていると、1頭当たり。そして、枝肉にするのが6か月から7か月で300から400ぐらいですか、それぐらいまで大きくするためにはそれぐらいの餌が必要ということで話を聞いてきました。ですけど、宮古島には今大きなホテルもできています。高級ホテルとか結構できていますので、今富裕層が結構宮古島にも訪れて

いると思います。やはり宮古島に来たなら、宮古島の牛が食べたいという要望もあると思います。宮古島でそういった消費できるんだったら、もし高く売れるんでしたら、牛農家もまた繁殖牛だけではなくて、少しでも肥育に取り組むことによって収入も増えるだろうし、肥育によってまた楽しみも出るだろうし、そして地域も活性化するんじゃないかと思いますので、ぜひとも若い牛農家の皆さん集めて、まず少しずつですけど、10年後には宮古島に各家庭、ホテル、宮古島の牛が出荷できるような体制が持てれば一番すばらしいことではないかと思いますので、ぜひとも協力をお願いしたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

上地堅司君、ちょっと待ってください。市民生活部長から発言があるそうですので。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

大変失礼いたしました。ご指摘の場所なんですが、防犯灯は基本的に住宅地及び学校周辺に設置することになっておりまして、幹線道路に関しては防犯灯の設置はこれまでほとんどされていませんので、そういうことで難しいということでございます。

◎上地堅司君

続いて、施政方針について。1、市長は宮古島発展のためにどのように考えているかお伺いしますけれども、市長就任して4年目になります。ようやく市長の公約や思いが着実に進んでいると思います。各議員が市民所得10%アップにこだわっています。私は、市民所得10%アップは、この3年間確実に進んでいるかなと思います。なぜかという、やはり公約というのは、よし、自分がこうして市民のためにやりたい、それに近づきたいための公約であり、すぐ10%アップは無理です、誰が考えても。ですけど、その10%に近づくことによって、1%でも2%でもそこに近づくことによれば、少しでもアップしていることになります。ですけど、市長の思いだけでは10%は成り立ちません。ここにいる議員、役所の職員、宮古島市民が一生懸命努力して、少しでも1%を10%まで持っていくという気持ちがあれば、10%は達成できると思います。それをさせるまでに市長がいろんな事業を持ってきたり、いろんなことやったり、そして職員がそれをまた市民のために活用したりやっていくことによって10%アップという目標は達成できるかなと、私ごとですが、思っています。

そこで、市長にお伺いします。先ほど、昨日おとといですか、長崎富夫議員も平良和彦議員も、市長は2期目の出馬はないかという質問がありました。私からも聞きたいと思いますので、市長の思いをぜひともお聞かせください。よろしくお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

私が5代宮古島市長に就任し以来、市民ファーストを基本姿勢に市民の所得向上、誰一人取り残さない社会の構築等の公約に向けて、様々な分野で施策を取り組んでまいりました。10%目標が無理だというような話をしていますが、宮古島、今非常に大きな経済的なチャンスを迎えていること、それからいろんな観光を含めた我々の六次産業の取組も功を奏しているというふうに思っておりまして、いろんなデータから所得10%のアップの問題というものはお示しをしたいと思っておりまして、大変にかつてない大きな経済成長をしていると思っております。経済成長、10%所得アップが達成されるだけではなくて、いろんな宮古島の離島における経済の漏れ、要するに入ったものが中で我々の稼ぐ力が弱くて、ほとんど外に、入った金が抜けているというようなこと、それから各産業間のいろんな仕組み、そして我々の離島の経済

の強みというものを今後生かしていく、どの部分にどういう施策を講ずればこの産業間の格差がなくなるか、あるいは極めて市場経済に弱い農水産業をどうサポートしていくかというような今仕組み等もいろいろと諮問会、プロジェクトを立ち上げてやっておりますから、大変大きな経済の流れというものを将来にしっかりとつないでいくための今仕組みづくりというものをやっておりますから、経済10%の所得目標というものを7月頃にはいろんなデータでお示しできるかなとは思っております。

2期目に当たりましては、今年度も令和6年度に向けても大変大きな予算を計上しておりますので、ソフト、ハード、いろんな予算を組んでおりますので、しっかりと市民の所得向上を含めて幅広い市民の豊かさへつなげていくことをしっかりと当面考えてまいりたいというふうに思っております。

◎上地堅司君

なかなか出るとは言いませんね。市長、ここに24名の議員がいます。中からも、自分が市長に出たいと手を挙げている方も何名かいますので、ぜひ早めの決断をお願いします。そして、6月には県議選もあります。そして、県議選までは早めの決断をしてほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

時間も5分余っていますので、少し私見を述べてみます。福祉部の高齢者支援課かな、そういった介護用品の設置とか、そういったのをやっている高齢者支援課ですか、向こうの職員の皆さんにお礼を言いたいという市民の声がありましたので。介護用の手すりの依頼があったときに速やかな対応してくれたということで、とても市民が喜んでいました。そしてまた、防犯灯ですが、やはり市民生活部の担当課が池間自治区の憩いの場、ゲートボール場の防犯灯も速やかに設置してくれて、本当に池間島の住民も大変喜んでおります。そして、上野地域のほうでもやってもらったんですけど、本当に各対応が今回は早かったなど。本当に職員の皆さんには感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。令和6年度もこのように市民の声を、聞こえた悩みをそういったふうに解決できれば、市民としてはちょっとしたことですけど、解決できることによって安全、安心な暮らしができるかなと思っています。本当にこういうふうに令和6年度も速やかな対応、また市民のために尽力してもらえたらありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

そして、今年度部長を降りられる皆さん、1年間ありがとうございます。そして、退職なされる方もいます。ぜひともこれからの人生、もっともっと宮古島のために頑張ってくれたらありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

これで一般質問を終わりたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

これで上地堅司君の質問は終了しました。

◎山下 誠君

早速始めます。よろしくお願いします。

まず、宮古島市の財政運営について伺います。収支均衡に関する当局の考えを伺いたいと思いますが、長期財政ビジョンによると令和6年度から令和12年度にかけて収支がマイナスというふうに記載されています。このマイナス分は、財政調整基金から充てるとのことですけれども、果たしてこれは健全な財政運営かどうか、まずはそこをお答えください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

収支均衡のご質問でございました。

財政調整基金の適正規模は、平成29年度に総務省が行った全国調査によりますと、標準財政規模の一定割合となっており、その割合は5%から約20%というふうな回答が多い結果となっております。これを基に本市の財政調整基金の適正規模を算出しますと、令和4年度決算における標準財政規模は194億7,121万2,000円となっており、その20%は約39億円となっているところでございます。本市の財政調整基金の残高につきましては50億円程度の確保が必要というふうに考えていることから、約11億円の差があるため、その確保のために財政運営は重要だというふうに考えているところでございます。

◎山下 誠君

総務部長、財政調整基金は宮古島市長期財政ビジョンによると、令和12年度は32億円ぐらまで下がるのかな。ビジョンによるとそうになっているんだけど、この間このまま、これをそのままビジョンとして出しているんだけど、当然お金、入れるものをどんどん増やして、出ていくものを抑えなきゃいけないと思うんですけども、その点についてお伺いしていきます。繰出金についてなんですけれども、このお金絞らないといけないと考えていますが、いわゆる法定外、基準外とされる持ち出しとか、繰り出しとか、今宮古島市がどの程度あるのか説明を求めます。

◎総務部長（與那覇勝重君）

繰出金のご質問でございました。

令和3年から令和5年の過去3年の繰出金の推移でご説明いたします。まず、他会計繰り出しを行っている会計のうち、地方公営企業会計についてご説明をいたします。本市の地方公営企業は、地方公営企業法が適用される水道事業、下水道事業、地方公営企業法の適用を受けずに地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている港湾事業、土地区画整理事業があり、各公営企業に対する繰出金に対しましては、総務省から発出される地方公営企業繰出金の通知におきまして、地方交付税等で考慮される基準について示されております。

まず、土地区画整理事業特別会計の繰り出しにつきましては全て基準外となり、各年度の当初予算での措置額は令和3年度がゼロ円、令和4年度は798万円、令和5年度は3,710万1,000円となっております。

次に、港湾事業特別会計の繰出金は全て基準外となっております。各年度当初予算措置額としまして、令和3年度は7億7,411万5,000円、令和4年度は1億699万2,000円、令和5年度は1億8,124万円となっております。

次に、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、公共下水道事業への繰出金は一般会計では公営企業会計負担金として予算化されており、基準外も含めた予算額は、令和3年度は3億8,207万7,000円、令和4年度は4億3,621万4,000円、令和5年度は2億9,970万5,000円となっております。

◎山下 誠君

総務部長、繰出金、やはり年々これ大きな支出になっていると思います。決算ベースで令和3年度決算の状況部分を確認しましたがけれども、宮古島市はおおむね34億円ですか、ぐらい出していて、類似団体と比較してみましたけど、大分多いですね。石垣市39億円、名護市25億円、糸満市23億円、豊見城市17億円、南城市に至っては14億円ですね。単純比較はできないとはいえ、大分突出していると思いますので、ここはしっかりと引締めを図っていただきたいなと思います。

そこで、下水道事業への繰り出しもあると思うんですけれども、これどの自治体も苦慮していると思いますけれども、ここは押さえていかなければならないと思っているのか。そうなると、当然痛みを伴うと思います。使用料の見直し等は考えているのかお答えください。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

先日質疑の際に新里匠議員にもお答えしたところですが、現在下水道事業に関しましては、一般会計から繰入れを行い、事業運営を行っているところです。令和6年度に審議会を開きまして、下水道使用料金を値上げするかは話し合いをしていきます。ですので、現在のところ値上げについて、値上げするとは断言できない状況です。

◎山下 誠君

分かりました。財政調整基金もそうだし、繰出金も抑制するためにはいろんな施策を講じていかなきゃいけないなと思っていますけども、そのために総務部長、宮古島市第四次集中改革プラン、今年度中に策定という話だったと思います。策定されていると思いますし、もし策定されていなければ策定はないとお答えいただければいいんですけども、策定したのであれば、その内容をご説明をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

宮古島市第四次集中改革プランのご質問がございました。集中改革プランにつきましては、先日庁議のほうで報告させていただいて、承認も得ているところでございます。公表に向けましては、今月中といたしますか、今週中公表していきたいというふうに考えております。

少し集中改革プランのこれから公表する中身についてご説明させていただきたいというふうに思っております。説明をいたします。第四次集中改革プランにつきましては、令和5年11月に策定しました第三次行政財政改革大綱の2つの方針と10の主要項目に基づき策定し、市ホームページにおいて公表の予定でございます。方針としましては、行財政運営体制の確立と財政の健全化の2つを定めております。主要項目としましては、新たな財源の確保、民間活力の積極的導入、施設管理の見直しなどがございます。

具体的な取組項目としまして、まず職員の労働条件の改善と業務の効率化を図るため、時差出勤制度の導入。市民の利便性の向上や業務の効率化を図るため、子育て関係、介護関係の26手続以外の申請についてもスマートフォン等を介したオンライン申請が可能な手続の拡充。農水産関係補助事業の効果検証を行い、既存事業等の見直し、新たな事業等の創出により、農業水産業の市内総生産を増額につなげること。港湾環境整備計画制度の活用、これはみなと緑地PPP制度ということでございます。次に、定年延長の影響を踏まえ、令和5年1月に見直した定員適正化計画の確実な実施、人事評価制度の有効活用に向けた見直し、枠配分を含めた効果的、効率的な予算編成手法の検討、それと併せて物件費の縮減ということでございます。今環境衛生局長から話がありました下水道事業会計の健全化に向けて、一般会計からの繰り出しを解消するための下水道使用料金の見直し、市税徴収率の向上、宿泊税の導入、市営住宅の空き室について定住促進等に活用するとともに住宅使用料を確保、民間資金を活用したパークPFIの導入など多岐の項目で取り組んでまいります。

◎山下 誠君

今説明いただいた、後でではそれを公表していただいて、その内容等について今後いろいろ議論をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

1点だけ、総務部長、先ほど物件費の抑制の話がありましたけども、具体的にどのように宮古島市第四次集中改革プランに記述されているのか、どこをどう抑えていくのかというところを、もしそこまで記載されているのであればご説明をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

経費の抑制についてお答えをいたします。

まず、先ほど財政調整基金の確保のお話もさせていただきました。まず、財政調整基金の残高の確保につきましては、物件費の支出の削減というのはどうしても必要であるというふうに考えております。もちろん歳出の抑制につきましては、歳出予算の中でも比較的大きな割合を占める、今申し上げました物件費の抑制を図るということが大変重要であるというふうに考えております。その取組としまして、単費事業の見直し、あとは既存の類似施設の統合、廃止による維持管理費の抑制を図りながら、まず物件費の抑制に努めていきたいというふうに考えております。

また、あわせて、財政調整基金の残高の確保につきましては、ふるさと納税の基金活用の推進をはじめ補助金などの財源確保についても引き続き取組を強化してまいりたいというふうに考えております。

◎山下 誠君

総務部長、物件費の中でもやはり、もうこれ以上言いませんけど、委託費がかなり大きな比重を占めていると思いますので、ここもしっかり抑えられるように取組を強化してください。お願いします。財政についてはそれぐらいにして、1回飛ばします。

すみません。法定外目的税だけ先に、観光商工スポーツ部長、お答えください。今沖縄県が定額化、定率化というところでいろいろ議論をされていると思うんだけど、宮古島市は今まで定額でいくというふうな方向性でしたよね。今後沖縄県がもしも定率でいくとなった場合は歩調を合わせていくと思うんだけど、一応その確認だけをさせていただけますか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

法定外の目的税についてでございます。

宿泊税の税額につきましては、現在沖縄県との調整の中で、1人1泊当たりの宿泊料金が2万円未満の場合は200円、2万円以上の場合は500円の定額制にて検討を進めているところでございます。ただ、山下誠議員ご指摘のとおり、同じく導入を検討している沖縄県に対して、県の観光業界団体から定率制での導入の要望がございます。定額か、定率かにつきましては、現在県において議論がなされているところだというふうに考えております。市といたしましては、宿泊税の制度設計については総務省から県と市町村の合意形成が取られていることが導入同意の条件とされております。導入に際しては混乱が生じないよう、県の動向を注視しながら、県を含めた市町村との協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

◎山下 誠君

観光商工スポーツ部長、先日でしたか、北谷町のほうではもう決めたということで、それも定率ということで、やはり税の配分も自分たちは75%取るんだというふうな発表がありましたけれども、宮古島市も負けずにしっかりと交渉を続けてください。

続きまして、2番と、ごめんなさい、農地行政も飛ばします、一旦。4番のスポーツ振興に行きたいと思います。市民プールの建設についてですけれども、この件大分多くの議員が心配をされて、5月末に今

の民間のプールが、あれが閉じてしまうということがありましたけれども、市民プールを建設するに当たって、委託費でしたか、調査費でしたか、つけたということだけでも、仮にそれがかなったとして、四、五年はかかるんでしょうね、もし建設されとなったとしても。その間、砂川和也議員が言ったように800人の利用者がいるということで、子供たちの待ちの状態もあるということを知りました、私も。そんな中で、この四、五年間、市民の皆さんの健康を維持するためにどうするかということが非常に重要なポイントだと思うんだけど、その際に向こうが使用できないんだったら、学校のプールとかも利用できないかなと思うんだけど、現在学校のプール幾つあって、そのうち何個が稼働しているのかお答えください。

◎教育部長（砂川 勤君）

現在本市小中学校に設置されています学校プールにつきましては、小学校13校、中学校4校となっております、全て使用してございます。

◎山下 誠君

将来的にもうどんどん各校のプールは古くなってきていると思いますけど、将来的にももし市民プールができるとなると、郊外はどうか分からないけど、市街の学校はそこに集めて、もうそこで水泳授業もやってもらうということも検討していかなければならないかなと思っています。それで、市民プールの建設の、先ほど言ったようにできるまでの間の市民の皆さんの健康保持、健康維持活動をどうするかということをややはり考えなきゃいけないと思います。急ぎやらなきゃいけないと思いますけれども、これは市長部局も含めて急ぎ検討を進めていただきたいと思います。教育委員会は、当然今調整をつけるということでやる気はあると思いますけども、市長部局も一緒に、これはスクラムを組んで取り組んでいただきたいと思います。ですので、何らかの答弁があればよろしくお願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

市民プールについてお答えいたします。

市民の健康増進及び水泳競技の普及など、本市のスポーツ振興に尽力してきた民間の水泳プールが施設の老朽化等により営業停止するとの報道に、議員、それから市民からも懸念の声が上がっておりまして、市としても早急に対応すべき課題であるというふうに考えております。現在当該民間水泳プールについては、施設の継承者によりまして、再開に向けて前向きに取り組みたいとの意向もあるため、市としても協力してまいりたいというふうに考えております。

なお、令和6年度予算で生涯学習振興課で調査費を計上しておりますけども、市民プールの必要性や運営主体の考え方、それから教育課程での利活用検討にも資するものであることから、仮に民間プールが存続する場合においても、必要な調査であるというふうに考えております。

◎山下 誠君

副市長、今継承者の話があるということなんだけど、あそこを受け継ぎたい、引き継ぎたいという事業者がいるということですか。

◎副市長（嘉数 登君）

現在の施設を継承して、改修して使えないかということを前向きに検討しているというふうに聞いております。

◎山下 誠君

それは、いいニュースだと思います。継承されて、修繕費に大分お金がかかるという話は聞いていますが、もしあそこを市民プールが建設されるまでの間延命措置が取れるのであれば、ぜひ市としても協力をさせていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

それでは、2番の農地行政に移りたいと思いますが、まず農業委員会の会長、事前の聞き取りのときには出なかったんだけど、21日に与党会長の長崎富夫議員が一般質問において、農業委員会会長は、違反該当者に2回目の勧告を行ったと答弁しています。その際に、我々のいわゆる同僚議員が違反の当事者かどうかについては言及をしておりませんでした、私が聞く限りにおいて。ただ、翌日の地元紙では栗国恒広議員の名前が載っていましたよね。見ましたか。栗国恒広議員の名前が載っていたと思います。これ本当に栗国恒広議員に対しても勧告書を発出したのかどうか、まずそこをお答えください。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

栗国恒広議員本人にも発出しております。

◎山下 誠君

議長、休憩をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時18分）

（休憩中、山下誠君から次の一般質問の事項は、栗国恒広君に関する内容と思われるので、栗国恒広君は除斥されるのではないかと申出があった）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前11時33分）

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前11時33分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後1時30分）

（休憩中、栗国恒広君から自主的に退席する旨の申出があった）

（栗国恒広君、退席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き山下誠君の質問を行います。

◎山下 誠君

それでは、平良松原における農地の違反転用に関する質問に入らせていただきます。

まず、緊急質問による当局答弁についてですが、事実確認を中心に農業委員会、市長部局及び相手方の主張について1つずつお伺いしていきますので、農業委員会会長、どうぞよろしくお願いします。

まず、平成22年1月14日のことです。宮古島市農業振興地域整備計画において、地番567―1の6,300平方メートルのうち2,000平方メートルについて農用地から除外されているということは、これは先日の農林水産部長の答弁でも明らかになっています。ただし、農振農用地から除外された後も依然として当該の用地は農地であり、転用に当たっては県知事の許可が必要になります。その形跡はなしということが緊急質問の中で答弁がありましたけれども、県知事の許可がないということは事実でしょうか。まずご答弁ください。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

平良字松原567―1については、農地転用が許可された事実はございません。

◎山下 誠君

次に、平成28年6月10日のことについてお伺いします。このとき1回目の指導通知を行っているということですが、このときは土地の所有者に提出しているというお話でした。同年9月8日出した指導通知は、同所有者と、土地の所有者と議員である栗国恒広氏に宛てて出されたということでしたと思います。その後同年の9月16日、農業委員会が栗国恒広議員と接見したところ、栗国恒広議員は、ほかに建築機材を持っていくところがないので、今の場所に置くしかないというふうに言ったということでした。さらに、生活の基盤がここにある、司法の場で争う覚悟もあるというふうにおっしゃったという答弁でございました。それで、さらに栗国恒広議員は、現在機械を置く土地を探しているので、その場所が見つかったら段階的に機械を移し、徐々に農地へ復元していきたいというふうにおっしゃったということでした。農地へ復元していきたいという返答をしている以上は、これはもう農地法違反を自認していることの証左であると思われます。それから、平成28年10月12日には、復元計画があるのだから、違反転用ではないという主張をしたということでした。この点なんですけども、これ確認のために農業委員会に改めてお伺いします。復元計画があれば違反転用ではないのかどうか、これ法の趣旨説明も含めてお答えください。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

指導通知に基づき復元計画書の提出を求める趣旨は、現に違反行為をしているので、計画に沿って原状復帰を行いなさいという意味であります。したがって、復元計画が違反者から提出されたとしても、現状の違反行為が解消されたわけではなく、あくまでも警告でありますので、違反の事実が消えることはありません。

◎山下 誠君

農業委員会会長、復元計画があるから違反ではないという主張がもしまかり通るんだったら、――
――そういう主張とあまり変わらないと思うんですけど、農業委員会どう考えますか。もう一度答弁願います。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

そのような解釈でよろしいと思います。

◎山下 誠君

農業委員会会長、復元計画書についてお伺いします。

栗国恒広議員が提出している復元計画書ですけれども、緊急質問において農業委員会の会長がお答えしたように、研究施設を設置して、トマトとかナス、あるいはウコンを栽培して加工場を造るというふうにありました。このような施設が過去に設置されたり、あるいはトマトやナスの栽培が実際に行われたことがあるのかどうか、念のために確認をさせてください。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

平成28年12月に平良字松原567―1 東側にパイプハウス1棟の設置は確認しておりますが、設置から令和元年頃の撤去までの期間中、復元計画書に沿った施設、事業についての実施は確認できず、また実績等についても、違反者から報告は上がっておりません。

◎山下 誠君

農業委員会会長、その復元計画書、開示請求をして、私当局から頂きました。中身を見ますと、復元完了予定期日の欄にこうも記載されていました。重機、資材は、代替用地が決まり次第速やかに移動するというふうに。これは栗国恒広議員の自筆でしょうか、そういう記載がありました。この復元計画書は、平成28年10月12日に提出されています。栗国恒広議員が移転の代替用地として主張している伊良部地区の最終処分場跡地を購入したのは平成26年でした。これは、先日の緊急質問における環境衛生局長の答弁で明らかになっています。つまり平成28年の段階で重機や資材を移動する場所は、既にあったんですよね。でも、移動していなかった。栗国恒広議員は、しかも平成28年に提出した復元計画書に、代替地が決まり次第、さっきも言ったけど、速やかに移動すると記入しています。したがって、もともと伊良部地区の最終処分場跡地は移転の代替地ではなかったことが関係資料から分かると思うんです。そこで、農業委員会に確認します。栗国恒広議員側が伊良部地区の最終処分場跡地が移転先だと言い始めたのは何年ですか。経過説明をお願いします。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

農業委員会が復元の代替地として伊良部地区の最終処分場跡地を把握したのは、平成31年2月28日付文書で沖縄県知事宛てに代理人弁護士から復元計画書が提出された以降となります。

また、違反者側は、資材、重機の仮置きはあくまでも平成26年に購入した伊良部最終処分場跡地が利用可能になるまでの代替措置であり、復元についても計画等を示したことから違反転用ではないとの主張ですが、平良字松原567―1は平成19年頃から違反が行われていた形跡があり、法人の所在地を確認したところ、平成20年7月に平良字松原567―1へ移転登記されていることから、法人の実態は松原にあり、仮置場としての主張は事実認識から外れたものとなっております。

◎山下 誠君

ちょっと休憩をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後1時39分）

再開します。

(再開＝午後 1 時39分)

◎山下 誠君

平成20年に行われているということは、もうそれは仮置きではなくて、そもそもそこに持っていくということを示唆していると思うんですけども、違いますかね。そうだと思いますけど、私は。

続いて行きます。平成29年2月9日の件について伺います。これはもう緊急質問の中で分かりました。農業委員会、農政課、県の担当者が事情聴取した時のことです。来庁した際に担当者らに対して栗国恒広議員が罵声を浴びせたというふうに記載がありました。これについて具体的に説明をしてください。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

当時の職員に確認したところ、内容としては、栗国恒広市議が平成29年2月1日付で農地法3条による農地取得の申請を行っていましたが、平良字松原567-1における違反の主導者として見込まれているところから、農地法3条第2項第1号、農地の全部効率的利用の規定により、農地の取得は適切ではないと判断し、申請保留の理由について説明をしております。沖縄県担当からも、原状回復の指導に従わなければ行政代執行もあり得るとの説明をしておりますが、これに対し憤慨、高圧的な対応で、平良字松原の現状の重機置場としての利用は一時的なものであり、将来的に農地として利用する計画があるため農地法違反ではないと主張していたとのことです。

◎山下 誠君

皆さんから頂いた資料にはこうもありました。農政課にも伺いたいんですけども、そのとき農政課の職員もその場にはいたと、同じように罵声を浴びせられたとおっしゃっていますけれども、どのようなことだったか聞き取りの結果をお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

当時の職員に確認したところ、事情聴取の際に大声で主張したと伺っております。

◎山下 誠君

農業委員会会長、その日の午後のことです。農業委員会の事務局長と担当職員が現場に出向いた。改善に向けて文書を渡そうとしたところ、敷地内に無許可で立ち入り、現場の写真を撮影したとして、事務局長を相手取って裁判を起こすと恫喝したという記載がありました。これ事実ですか。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

当時の事務局長及び担当職員から聞き取りを行い、そのときのメモを確認したところ、2月9日の話合いの内容を書面でいただきたいとの要望があったことから、栗国恒広市議の関連会社へ出向き、文書を手渡ししております。その際に現場に無断で立ち入って写真を撮影したとして、事務局長個人に対し訴訟を起こすと恫喝されたとのことであります。

また、農業委員会は、職員を含め、農業委員会等に関する法律第35条により、必要がある場合は農地への立入調査権が認められておりますので、不法侵入をしたという事実はございません。

◎山下 誠君

私も皆さんに話を聞きに行ったところ、農業委員会による立入調査は法で認められているというふうにお伺いしました。それなのに、そんな恫喝めいた態度を取った事実であれば、もう大変な問題だなと思っています。これは職員の仕事を妨害する行為にほかならず、何よりも職員が萎縮してしまって、仕事で

きなくなると思うんです。もう本当にこれ大変なことだなと思っています。

それで、これ総務部にお伺いしますが、こういった、これは私らもそうなんだけど、議員全員に言えることだと思います。こういう高圧的な態度で職員に接してくるということ自体が皆さんの業務を妨害してしまう、皆さんの業務の遂行に邪魔をしてしまうということはあると思うんです。議員の皆さんは、私もそうかもしれませんが、そういう議員の皆様から圧力を受けた、受けていないということも含めて調査の必要性があると思うんですけれども、何らかのパワーハラスメントといえいいのかな、全体を統括する当局として今後どのように対応していくのか、まず見解を求めます。

◎副市長（嘉数 登君）

法令により与えられた権限の行使に当たって、公正中立な執行を妨げるような行為が行われたということであれば、関係機関と調整を行い、適切に対応していかなければならないものと考えております。宮古島市では、より公正で開かれた市政の運営を図るため、職員がその職務上の行為について市民、事業者及び一定の公職にある者等から職務の公正な執行を損なうおそれのある働きかけを受けた場合、組織としての適切な対応の徹底を推進し、行政運営の公正性の確保と透明性の向上を図ることを目的とし、令和5年10月に宮古島市職員に対する働きかけへの対応に関する取扱要領というものを策定しております。今後そのような行為があった際は、働きかけを受けた職員から速やかに報告書を提出させ、適切に対応していきたいと考えております。

◎山下 誠君

副市長、今の対応は令和5年10月にそのような取決めを行ったということですが、それからもう大分たっていますけれども、この間いわゆる公職にある者、我々議員も含めてなんですけれども、そういう者から高圧的な態度を受けたという報告は今担当部局に上がってきていますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

具体的には報告書は上がってきておりません。

◎山下 誠君

上がってきていないということだけでも、総務部長、先ほど農業委員会、それから農林水産部長から答弁あったように、今回の栗国恒広議員の行動が今回の今言っていた事案に値するのかどうかというのは、これ訴える側の勇気も要りますので、なかなか難しいとは思いますが、今分かっていることがあるんだったら、自ら調査してでも、しっかりとこういう高圧的な態度は許さないような組織づくりをしっかりとやっていただきたいなと思います。これは我々議員も同じだと思いますので、お互い襟を正してやっていきたいなと思います。そこはよろしくお願いします。

続いて、農業委員会会長に戻ります。平成31年2月5日のことです。沖縄県の宮古農林水産振興センターが1回目、初めての勧告書を出しています。勧告書の送付先は3者となっていて、これも開示請求した資料で分かりましたけれども、栗国恒広議員は違反転用を開始した者という取扱いででした、その勧告書の中では。となると、もうこの当時から、平成31年の段階で栗国恒広議員は当事者であることが分かっています。この勧告書の概要書に示された平成30年11月30日付で提出されている復元計画書、この内容について説明をお願いします。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

再度提出された復元内容については、栗国恒広市議の親族である土地所有者で、平成30年から平成34年にかけて既存建物を撤去し、装置及び水耕栽培を計画しているとの内容であります。

◎山下 誠君

その復元計画書にはもう従っていないということは明らかだと思いますけれども、この勧告に対して、栗国恒広議員側が、令和元年5月24日付でした、そのときに提出された現状報告及び意見書には「農地以外の使用許可を得ることなく、土地の形質の変更を行ったことに関しては誠に申し訳なく思い」という記載があります。これはもうやはり農業委員会が指摘しているとおりの違反転用を完全に認めているという内容ですよね。そこで、さらに「この伊良部地区の土地の使用が可能になるまでの間は、原状回復に関しては猶予を頂戴できるようにお願いしたい」というふうにされていました。そこで、環境衛生局長に改めてお伺いしますが、伊良部地区の最終処分場跡地の廃止確認はもう済んでいるのかどうか、またいつからこれ使用できるようになっているのかお答えください。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

沖縄県知事から宮古島市長へ令和3年6月25日付の廃止確認通知が本市に7月1日に届いておりますので、7月1日には廃止確認は済んでおります。また、この通知を受け、宮古島市長から有限会社広栄開発へ廃止済みであることを令和3年7月14日付で文書により通知してございます。その後令和5年3月31日に当該土地一部に残っていたフェンスの撤去が全て完了いたしまして、令和5年4月1日には使用できる状態となっております。

◎山下 誠君

環境衛生局長、使用できる状況になっているということなんですけれども、今現在確認のためにお伺いしますが、重機等は移動されていますか。お答えください。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

先日当該土地を確認した際は、重機などは見られませんでした。

◎山下 誠君

伊良部地区の最終処分場跡地が使用できる状態にあるんだけど、今も重機や資材は移していないし、移そうともしていないということです。これはもはや原状回復を図るつもりがないという態度の現れだと私自身は考えています。

続きまして、令和3年7月に発出された申入れ書というものがありませんでした。これによりますと、栗国恒広議員側が令和元年5月に意見書において表明した、要するに伊良部地区に持っていきたいという心境から一転して、伊良部地区の最終処分場の廃止手続に不備があるとして、県や宮古島市に責任転嫁したようなことをおっしゃっていますね。その上で、現在の平良字松原の土地を重機置場として継続して使い続けるため、農地の転用を各方面に働きかけ、調整していく方針というふうに記載されていました。この経緯を踏まえてお伺いしますが、栗国恒広議員が指摘するように、伊良部地区の最終処分場の廃止確認が取れなかったということを要因とする農地の転用についてですが、これはやむを得ない事情として、特例ですか、そういうもので認められるのかどうか、当局の見解を求めます。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

沖縄県に対する意見書では、伊良部地区の土地の使用が可能になるまでの間、原状回復、移転の猶予を

ご配慮いただきたいとの内容であり、農業委員会は是正指導の中で、処分場跡地が使用可能になるまでは移転期間の猶予を与えておりました。しかし、処分場跡地の使用が可能になった後においても移転は実行されず、猶予期間中を含め現時点でも違反施設を拡張しており、極めて悪質で不誠実な対応と言わざるを得ません。農業委員会としては、最終処分場跡地の廃止手続は適切に行われたものと捉えておりますので、この違反事案についてやむを得ない事情というものは一切存在せず、いかなる場合においても、農地法関係法令において特例として認められるものではありません。

◎山下 誠君

そうですね。この件に関して、環境衛生局長、今回の案件は伊良部地区の最終処分場跡地が仮置場になるというふうな話が持ち上がってきましたけれども、何か環境衛生局として法的な解釈も含めて何らか、今言った、農業委員会の会長は、特例も認められない、やむを得ない事情にも当たらないとおっしゃっていますけれども、何か法的にそういう解釈がもし存在するならお答えください。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

このことに関しましては、顧問弁護士に確認を行い、次のように回答をいただいております。農地法に違反した場合、違反者は速やかに農地としての現状に回復すべき義務がある。市も違反者に対し、速やかに原状回復請求すべきである。違反者において、この原状回復義務の履行に条件を付することはできない。その農地法違反の当事者は、この原状回復義務を履行しない理由として、宮古島市伊良部字伊良部の代替地が、市が最終処分場廃止手続を行っている間は使用できず、重機ヤードが移転できなかったためと主張しておりますが、原状回復を進める上で事実上重機を移転するための重機ヤードが必要だとしても、そもそも農地法違反者は原状回復義務の履行に条件を付することはできない。したがって、移転先の重機ヤードが最終処分場で市の最終処分場廃止手続に時間を要したとしても、これを理由にして原状回復義務を履行しないことを正当化することはできないとの回答を得ております。

◎山下 誠君

そりゃそうだと思います。やはりそこは法的に見てもそんなことは許されないと思いますので、しっかりと対応してください。

それと、そもそも論なんですけど、開示請求をしまして、現場の航空写真をざっと拡大されたものを見ることができました。それを見ると、先ほども農業委員会の会長がおっしゃったように、平成19年あたりから違反転用が続いてきたと見られます。違反転用が確認された平成28年まで原状回復することなく無断転用を続けた上に、平成26年に伊良部地区の土地を購入した後も重機や資材を移したり、移そうとしたりしていない。また、そういうケースが見られない。さらに、当局の指導や勧告が続いているにもかかわらず、令和4年にかけて当該施設を、当該施設は平良字松原の施設ですね、あそこをどんどん、どんどん拡充させていますよね。こうした姿勢を見ると、伊良部最終処分場跡地を移転の代替地とする主張はもはや破綻していると思いますが、当局の見解はいかがですか。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

先ほども答弁いたしました、平良字松原567-1は平成19年頃から違反が行われていた形跡があり、法人の所在地は平成20年7月には平良字松原へ移転登記されていることから、法人の実態は平良字松原の農地にあり、仮置場として平成28年から使用していたとの主張に正当性はなく、実態から大きく外れており

ます。また、伊良部最終処分場跡地廃止手続期間中においても違反施設の拡張が行われ、現時点においても建造物の増築が行われている現状を鑑みれば、当初から伊良部地区移転への意思はなかったものと推測されます。

◎山下 誠君

あまり言いたくないけど、もうむちゃくちゃな様相を呈してきていますね、答弁聞いていると。緊急質問のときにも言ったけど、やはりこういうことは、法はちゃんと守っていかなきゃいけない、我々公職にある立場にある人間が。今の答弁を聞くと、本当に悲しくなってくる次第です。

続けて行きます。令和6年3月5日、地元紙でした。栗国恒広議員は、農地の原状回復は無理だ、行政が真剣に話し合いに応じず、問題が長引いたと述べていますが、当局の見解を伺います。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

農業委員会及び沖縄県は、違反が発覚した平成28年から現在に至るまで、違反解消に向け、継続的に話し合いや相手方から提出された復元計画、弁明内容が着実に履行されるよう、相当期間の猶予を与えております。したがって、行政が真剣に話し合いに応じていないから、農地への原状復旧は無理だという主張は極めて的外れな主張であります。

◎山下 誠君

同じ紙面の中で、もう今さら伊良部地区の土地には移転できないというふうにおっしゃったということなんけども、それで転用を特例で認めてほしいと。にわかに信じ難い発言ですけども、先ほど特例というのは存在しないと、そういうことは事例もないということをご答弁いただきましたので、この件については答弁は要りません。

続けて参ります。各種法令との適合性に関し担当部局の見解を求めるという通告しましたけれども、まず農地法、農業振興地域の整備に関する法律と照らして、平良松原の農地は違反しているのかどうか、行政当局に対して改めて明確な答弁を求めたかったんですけども、これはもう明快なので、割愛します。

続きまして、建設部長、これは長崎富夫議員の質問でもありましたが、建築基準法が定める建築確認について、今回問題になっている構造物についてですが、当然建築確認申請が必要になりますよね。申請及び完了届は行われているのかお答えください。

◎建設部長（川平陽一君）

建築確認は、建築基準法第6条の規定にある、建築主が建築物、工作物の契約について建築主事宛てに申請を提出し、建築主事は建築基準法関連法に規定にきちんと適合するかどうかを審査し、適合する場合は建築主に建築事務所を交付する手続となり、そこで工事が着手可能となります。宮古管内において建築確認検査業務は、建築主事を置く沖縄県宮古土木事務所が所管しております。県宮古土木事務所に確認したところ、建築確認が必要な建築物、工作物であるかについては、各申請内容を建築基準法及び関係法令に照らし合わせて判断するという趣旨の回答となっております。

◎山下 誠君

時間がないので、どんどん行きます。開発許可については、これはもう長崎富夫議員の質問にお答えになっていますので、これは許可は下りていないということでした。

それから、今後どのような対応を取るのかということになってくるんですけども、先日の長崎富夫議員

への答弁で、農業委員会として、違反該当者に対し、原状回復を求める2回目の是正勧告を発出したということでした。これは、農業委員会としては農地法に照らして勧告をしたということです。農業振興地域の整備に関する法律に関しては、これは農林水産部、市長部局の対応になると思いますが、農業委員会は勧告に踏み切っています。皆さんはどうされるんですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

農業振興地域の整備に関する法律を所管しております農林水産部としましては、同法第14条に基づき、土地利用の勧告を3月18日付で文書にて発出しているところです。

◎山下 誠君

農林水産部としても対応されたということです。いよいよ最後通告とまでは言いませんが、行政として一歩も引かないという姿勢をもう示したんだろうと思います。

それで、勧告についてお伺いしたいんですけども、農業委員会の会長、開示請求で以前に出した勧告書を見ていますけれども、これ一応期日を切って、何月何日までに原状回復をなさいという勧告だったんですけども、今回そのような期日は切られていますか。これ農業委員会、それから農林水産部それぞれにお伺いします。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

期日はなく、速やかにやってくださいという指示です。

◎農林水産部長（石川博幸君）

農林水産部としても期日は定めておらず、速やかに原状回復をしてくださいという趣旨でございます。

◎山下 誠君

農業委員会、農林水産部、双方速やかにという言葉を使いましたので、速やかにというのが分かります。さっとやってください。よろしくお願いします。今後命令に行って、行政代執行なり刑事告発なりということですけども、ここはもう本当に皆さんができる行動、アクションはしっかりと前を向いて粛々と進めていってください。

今回一般質問を通して明らかになったことは、まず農地転用に必要な県知事の許可を得ていないこと、復元計画に示したトマトやナス、ウコンの栽培の確認はできていないこと、これはもう復元の意思がない不誠実さです。それから、伊良部地区の最終処分場へ重機を移すと主張してきましたけれども、違反転用が始まったと見られる年並びに当該農地の法人登記、さらには伊良部地区の最終処分場跡地が使用できる状況になったにもかかわらず移転していない現状を踏まえると、これまでの主張は完全に破綻していると考えます。それから、伊良部地区の最終処分場に移すと言っていたにもかかわらず、突然移転しないという考えを示しました。これも今までの主張とは完全に矛盾していて、もうちぐはぐして何言っているか分かりません、ここら辺は。それから、農地法、農業振興地域の整備に関する法律に違反していました、伊良部地区の最終処分場跡地が使えないのは当局に責任があるかのように主張していますが、仮にそうであったとしても、これは転用違反を犯していいという理屈にはなりませんので、このことも先ほどの環境衛生局長の答弁で分かりました。それから、建築基準法並びに開発許可も得られていないということも分かっています。

以上のことが今回のことで分かりましたけど、極めて重要な案件だということを市民の皆さんもそうだ

し、職員の皆さんにも本当に分かっていたきたいと思います。だけど、栗国恒広議員も私たちと同じように、当然多くの市民の負託を受けて議会活動をしています。このことは絶対に忘れてはならないし、尊重しなければならないと思っています。だからこそ、緊急質問の際に私言いました。栗国恒広議員に弁明の機会及び説明の機会を与えようと。ところが、栗国恒広議員自身がこれを拒否された。しかも、我々同僚議員には説明しないのに、マスコミの記者を呼んで自身の主張を並べ立てています。挙げ句原状回復は無理だと言い放って、特例を認めるよう発言した。もう本当にこれは信じ難い発言で、多くの市民がこれ議員の特権かと怒り心頭だと思っています。過去農業委員会に農地の違反転用の指摘を受けて、やむなく原状回復してきた方々がたくさんいるんです。そういった方々に対しては、これ絶対納得できないことです。やはりそういう意味でも、多くの市民が関心を持っていますので、この問題がやっと動くのかと、当局がついに強い姿勢で出たのかと思っています。もちろん我々市議会として、同僚議員に対して物を申していくという心理的負担は決して小さくありません。久貝美奈子議員、下地茜議員、池城健議員、そして同郷で栗国恒広議員の先輩でもある長崎富夫議員、それぞれが強い思いと不安を持って緊急質問をしていると思うんです。このことは本当に高く評価したいなと思っています。ただ、何より大きいのは、やはり農業委員会と市長部局が今回足並みをそろえてこういうふうに勧告に踏み切ったということがとても大きいことだと思っています。この8年間、二転三転する当事者の説明に翻弄されながら、対応に苦慮してきたことでしょう。市民からは、何をしているんだと当然にお叱りを受けてきたと思います。ここに来てついにこういうふうに勧告に踏み切ったということは、今後栗国恒広議員側からもいろいろな反論も出てくることが予想されると思います。それでも、行動に移したということがとても意義深いことで、議会だけでなく、多くの市民からよくやったという声を必ず受けると思います。これは、農業委員会の皆様、そして市長部局の皆様、本当にお疲れさまでした。ですが、まだ終わりではないんです。農地の原状回復に向けてやるべきことはまだまだあって、市議会としてのアクションは当然起こしますが、当局の皆さんも毅然とした対応で、一步も引くことなく、今後の業務を遂行してください。市民は、我々の一挙手一投足を見ています。今中継を見ている市民の皆さんもそうですし、職員の皆様に対してもそうだと思います。そして、職員の皆様にお願いしたいのは、今後の展開についてどうか注視していただきたいんです。関心が失われることが一番厄介な問題なので、常に関心を持ち続けて、この農地の違反転用問題、これを片づけるんだという強い姿勢でいてください。これは本当よろしくお願いします。それから、市民の皆さんに対しては、しっかりとこれからも情報提供をしていただきたいなと思っています。

最後に、副市長、これを行政当局として絶対に片づけるという決意を副市長からご答弁願います。

◎副市長（嘉数 登君）

まず、本事案については、先ほどから答弁させていただいておりますように、農地法、農業振興地域の整備に関する法律に違反しているばかりではなく、都市計画法、それから宮古島市景観条例といった関係法令にも抵触している可能性がございます。現段階で農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に基づき勧告書を送付済みであることから、直ちに違反行為を停止し、復旧措置に応じることが法を遵守する立場にある者として取るべき行動ではないかというふうに考えております。我が国は法治国家であります。法に基づく行政、法律に従うことが原則となっておりまして、加えて農地を所有する市民の多くは関係法令を遵守し、適正な農地利用が行われている中、本事案がこれ以上放置されることはあってはならないと

考えておりまして、速やかに次の手続に進まざるを得ないとの強い決意で臨む所存でございます。

◎山下 誠君

我々も頑張りますけれども、行動するのはやはり当局の皆さんだと思いますので、ぜひともこの農地違反転用問題、片づけていきましょう。それをお願いして私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで山下誠君の質問は終了しました。

休憩します。

（休憩＝午後２時11分）

再開します。

（再開＝午後２時12分）

◎友利光徳君

質問に入る前に少し私見を述べさせてください。

議員倫理条例の制定について一般質問を送付しましたが、これは議会提案になるということで通告から外されました。ただいまの答弁を聞いているように、やはりそういう時期に来ているのではないかなということを一応考えております。ということは、我々は法治国家でありますよね。法治国家ということは、やはり法律にのっとっていろいろ仕事をしなければいけないのではないかなということをまず申し上げておきます。

もう一つは、1月28日の沖縄タイムスで「ぼくも私も」という、市長のほうには先ほど前もってあげてあるんだけど、「宮古島市長からのお礼の手紙」ということで、池間海遥、小学5年生が「今日は僕はとてもうれしいことがありました。それは、僕が年末版画でカレンダーを作り、それを送った宮古島市の座喜味市長からお礼の手紙が届いたのです。版画は、図工の時間にやりました。なぜ題材をパントゥにしたかということ、お父さんが宮古島の出身で、宮古島の文化に興味があったからです。僕は本物のパントゥを見たことはありませんけれども、ニュースや新聞で出ると必ず見えています。市長さんは僕のカレンダーを歴史文化資料館に飾ってくれるそうです。とてもうれしいです。お父さんをお願いをして見に行きたいです。これからも宮古島市の文化を勉強したい」というふうに述べております。これは、たしか県下5年生の子供たちが授業でやったのではないかなというふうに思っております。私のところにも野球のカレンダーがありまして、遠いうるま市に住む小学5年生がふるさとの文化に興味を抱くということに対し、宮古島に住むおじい的な島の人間として見習う必要があるのではないかなというふうに私は痛感しております。どうぞ市長、緊密な関係を築き、将来が約束されている純粋な少年の思いに寄り添って、その小さな思いが大きな結果を引き寄せ、幸運へと導くでしょうとは、私はこのように考えております。そしてその池間君が社会人に成長し、世のため人のため、市長のような立派な大人に成長することを期待しております。これは私の意見ですけども、市職員採用にも市に関する問題を出題する時期に来ているのではないかなと、このように理解をしております。

（栗国恒広君、着席）

◎友利光徳君

それから、もう一つは、市長が出勤する場合に自家用車で出勤しているのをよく見ます。非常に大事なことはないかなというふうに思っております。ですから、あと1年、2年、3年ではなくて、できる限り元気で自分の車で出勤するように、同年代の者として私も頑張りますので、どうぞ市長のほうも頑張ってください。よろしくお願いします。旧城辺町も町長が替わったときに、最初は自分の車で出勤していたんだけど、途中から黒い車に乗っていた経緯がありますので、市長はいつまでも自分で運転するようにお願いしておきます。

それから、平良庁舎の前に観光関係のバスが止まっているよということで、北小学校の学校関係者に運転手がわびていたという話等もありますので、これはどうぞ観光関係の方が解決するようにお願いします。

マックスバリュ西里店で、これ去年の8月なんだけど、上半身が裸で、2人かな、行ったり来たりして出入りしているのを見ました。こういうのはあまり観光を推進する市としてはあまりよくないんじゃないかなと、このように理解しております。

それと、教育長のほうに先ほど資料提供しましたけども、宮古青少年の家の耐震度調査が1月に実施されております。これ私これまで2回ほど質問しておりますので、どうぞ何かの役に立ててください。

それから、北小学校の裏門のブロック塀の危険な箇所があります。

副市長、それと長間の農村公園行ってみてください。よろしくお願いします。

それでは、以上を申し上げまして質問に入りますけども、施政方針の中から質問しますが、質問しない項目は後で資料を提供していただくようによろしくお願いします。

まず、施政方針の3番目のにぎわいを創出するための拠点の整備についてということですけども、これは答弁は求めませんが、副市長のほうに城辺シンボルタウン構想の事業のことを一応資料提供してありますので、どうぞ参考にしてください。答弁よろしいです。

それから、5番目の、施政方針の中で、宮古上布の世界遺産登録についてでありますけども、前政権で2019年に世界遺産に登録したというふうな施政方針がありました。どのようになっているのか。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

現在宮古上布を世界文化遺産へ登録するための作業は行っておりません。

◎友利光徳君

次は、8番と9番と10番は関連をしますので、聞き取りをする職員と少し意見が合わなくて、私が訴えるところと返ってくるとことちょっと合わなかったもんだから、答弁は作らなくていいですよと、その代わり要望をさせてくれと、そういうことを申ししてきました。ということは、保育士の業務の負担の軽減とか、それから保育士の職員間の上下の関係、処遇関係、賃金関係をアンケートを取ったらどうですかということを申し上げをしました。しかし、それがちょっと意見が合わなくて答弁が取れませんけれども、関連項目として、2月23日のいけむらこども園の卒園式に自主的に参加しました。15人の元気な園児が卒園をしました。園長から卒園証書を受け取り、即4月から入学の学校名を発表していました。15名中10名は砂川小学校、3名が上野小学校、1人が下地小学校、1人が城辺小学校です。舞台から来て、6メートルぐらいのところで親が待ち構えておって、抱きしめるというのかな、ハグというのかな、そういう光景を見た場合に親子の絆の深さを感じていました。この1年間指導した友利志麻子という先生がいるんだけど、これからも可能な限り手助けをして見守ってほしいということを申し上げておきます。保育士の業務も社

会の変化に伴い複雑化していることを申し上げます。ここで申し上げたいことは、城辺小学校の入学生が4名になります。これは幼稚園の閉園によるもので、福里保育園に期待をしたいと思っております。

次は、11番目の全日本トライアスロンの大会についてでありますけども、1994年12月に当時の宮古体育協会理事長、宮国猛先生の宮古島発展の起爆剤として私の提言というのが7つほど提言をされております。今日は、記念メダルを地元で作れないのか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

全日本トライアスロン宮古島大会の記念完走メダルを宮古島で作れないかということでございます。

現在の完走メダルは、宮古島大会のロゴマークをモチーフにしたものを特注して贈呈しているところでございます。今後は、宮古島大会の魅力創出や価格等の状況を鑑み、宮古島でメダル製作が可能かどうかということを検討してまいりたいと考えております。

◎友利光徳君

宮国猛先生は、上野の宮古焼のところも回って事情聴取はしてあります。可能であるというふうな回答を得ていますので、ぜひとも宮古島発展の起爆剤とするように要望しておきます。

それから、特産品もそれで作れないか。これまで泡盛とかTシャツを作っているんだけど、このTシャツはどこで作っていますか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

トライアスロンに係る製作物につきましては、島外のほうで作成しているところでございます。

◎友利光徳君

ぜひ宮古島の素材を使った地元に貢献できるような、作業の流れ、これが一番大事ではないかなと。これまで何名かの議員が市民所得の10%向上の話をしていますので、これにも貢献できるのではないかなというふうな考えから、このような質問をしております。

次は、12番の友利部落会、うるか自治会との意見交換についてでありますけども、これは共通する点が多岐にわたります。例えば歴史、文化、経済、教育、政治、いろいろあるんだけど、時間の都合で説明はしませんけども、両部落の会長と意見交換できないのか、これは副市長のほうで答弁を求めます。

◎副市長（嘉数 登君）

市としましては、地域賑わい創出事業で旧町村地域の振興発展のための拠点づくりとして地域の魅力を発信できる構想に取り組むこととしておりまして、事業を進める中で両自治会長との意見交換についても取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎友利光徳君

職員管理についてのお尋ねをします。

人事交流についてですけども、竹アラ地区は下請契約金の満額工事が施工されているとの理由で現場から引き揚げたという情報が入りました。いろいろあるんですけども、後前竹のヒマワリの件で市長要請をしたときに、残念ながら鳥が種子を食べるという担当職員が監督が私に話していました。これは百歩譲って理解してもいいんだけど、これ監督としてやる仕事があるのではないかなと思ったら、非常に残念で仕方ありません。ということは、たとえこれ監督して業者に指導する立場にあるのではないかなというふうなことを考えています。農村整備課の職員は、よく4階の現場に行くんです。農村整備課の現場、庁

舎外のあると理解しているんだけど、その危機意識が全く見えない。残念です。この種子の問題を農業関係の専門家と意見交換したときに、種子を食べていると、鳥がと言ったら、考えられないと、そういう返事でした。どうですか。人事交流して、農家の皆さんに、受益農家の皆さんに応える気持ちはないですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

職員の人事交流についてお答えをいたします。

技術職員は、各種インフラの整備や維持管理などの役割を担っており、技術職員の育成は安心、安全な住民生活を築いていく上で大変重要な課題と認識しているところでございます。本市におきましても、過去に平成22年度から平成26年度、沖縄県の農林水産振興センター職員との人事交流の実績もございます。ほかにも平成29年度からは沖縄総合事務局宮古伊良部農業水利事業所への職員も派遣を行い、技術職員の育成に努めているところでございます。議員ご提案の、県や国だけでなく、民間等の関係機関との人事交流も職員を育成するためには有効な手段だというふうに考えておりますので、まずは民間との交流の可能性ということを調査していきたいというふうに考えております。

◎友利光徳君

3番目の市政刷新についての改善策についてのお尋ねをしますが、議会議員というのは知る権利があるんです。ということは、市民に説明するまた義務があります。これまでの議会答弁で、特に保良の弾薬庫、高野の漁港の問題、不法投棄ごみの問題、庁舎建設、答弁をし兼ねます、答弁を差し控えます、承知していませんという答弁等がありますけれども、やはりこういうのを議会議員の立場から考えると、どうも理解ができないと。したがって、答弁の仕方の改善策というのは考えたことないですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

今回の件につきましては、友利光徳議員から私も何度もご指摘を受けているところでございます。質問に際しましては質問要旨の聞き取りを行います、的確な答弁を行っているという認識でおりますが、今後より丁寧な答弁に努めてまいりたいというふうに考えております。

◎友利光徳君

ガラス張りで透明性を担保できるような行政こそが真の行政であろうと、このように理解しているし、市政刷新の旗の下、この議場に立っていますので、どうか頑張ってください。

それから、各支所の機能拡充についてでありますけれども、3月5日に城辺出張所のほうに行きました。総務部長に話はしてあるので、よく知っていると思うんだけど、男性職員が2人いて、職員が、1人は見知らぬ職員でした。休暇を取る職員がいた場合は、各出張所で連絡をし合って、別の出張所から応援を求めるようにされているというお話を聞いて私はびっくりしました。そういう行政ってあるのかと。いろいろあるんだけど、この状態が続くと、私は市町村合併を反対した議員の一人として、市町村合併、いわゆる宮古島市から離脱をしなければいけないような検証時期に来ているのではないかなと、私はこのように理解しております。福島県に市町村合併を絶対しないという町があるんです。昨日も調べたけど、まだ合併していません。どうですか。出張所の拡充できないですか。職員を増員して。

◎総務部長（與那覇勝重君）

現在各出張所は、3名体制で運営をしているところでございます。各出張所におきましては、各証明書

の交付等にも対応できているものというふうに認識をしているところでございます。各出張所間で業務の都合により応援派遣を行っているところでございますが、マンパワーが限られている中では、このような協力体制で業務が滞ることがないように、今後も努めてまいりたいというふうに思っております。

◎友利光徳君

城辺庁舎は、台風避難場所に今指定を受けています。もう少し市民を置き去りにしないような行政運営をよろしくお願いします。

次は、市長の行政報告についてお尋ねをしますが、これはこれまで2度質問をしてあります、前政権で。1度目の企画政策部長は、今は必要ない。2度目の企画政策部長は、市に条例がないと、そのように議事録で確認できますけども、どうでしょう。できないのでしょうか。総務部長には旧城辺町時代の議事録を提供していますよね。あれには、ちゃんと議長、町長の行政報告載っていますよね。可能ではないですか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

市長の行政報告についてです。

市長の行政報告につきましては、令和4年3月定例会においても、友利光徳議員の質問にお答えをしております。主な市長日程につきましては、市のホームページにおいて公表しているほか、マスコミ各社に対し市長日程を提供し、琉球新報、沖縄タイムスの県紙及び地元新聞紙に当日の市長日程を掲載いただいております。市民及び議員の皆様において市長日程を確認できるようになっていることから、議会において市長の行政報告を行う必要はないものと考えております。なお、ホームページに掲載している市長日程につきましては、それぞれ必要とする方で確認をしていただければと考えております。

◎友利光徳君

企画政策部長、私はホームページなんて見たこともありません。私の質問にだけ答えてください。何でそういうところにずれていくか。なぜ私がこういうのに質問しているかというと、前政権で私たちと一緒に経済工務委員会の出張があったときに手を汚しているんです。ですから、それを質問しているんです。もう一回ちゃんとした答弁をお願いします。簡単に読まないで。

◎企画政策部長（久貝順一君）

行政報告について、できるかできないかということで……

（議員の声あり）

◎企画政策部長（久貝順一君）

行政報告につきましては、地元新聞紙に当日の市長日程を掲載いただいていることから、実施する予定はございません。

◎友利光徳君

そういうことらしいですけど、市長、市長のほうで考えをお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

新聞等で発表する一応私の日程というのは、もういろいろと細かいことまで公表できない、面会だとかいろいろなことがあります、基本的には私どもの秘書広報課では詳細な市長の日程については把握して、しっかりと記録しておりますので、いかなる場合があっても提示できるような状況にはしておりますが、

当面マスコミ等に対して私の行事日程を公表することで今のところはいいいのではないかと。少なくとも今友利光徳議員がおっしゃっているそもそもの着眼点というのは、やはり市長の日程をしっかりと把握しておくことによって、ある意味でのいろんな不祥事等が発生しなかったではないのかという懸念もあつての質問かと思いますが、その辺に関してはしっかりと詳細な市長の行動は把握できるようにしております。

◎友利光徳君

これは何も市長を疑っているわけではないです。前の市長の前例を言っているわけです。その辺は理解をしてください。

次は、株式会社八重山食肉センターと宮古島市の株式会社宮古食肉センターについての違いですけども、株式会社八重山食肉センターは補助金はありません、石垣市からの。宮古島市は出しています。これ答弁は求めませんけども、改善策を考えてほしいと思います。

次は、ごみ収集業務に関する組合との一括契約について。41市町村で、組合とやっている市町村があるならば答弁を求めます。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

すみません。本市の話をさせていただきます。

家庭ごみの収集運搬委託業務を担っている事業者は、宮古島市では31社です。そのうち宮古島市環境清掃事業協同組合に加入している事業者は3社となっております。したがって、現状において同組合との一括契約は不可能な状況であると考えております。

◎友利光徳君

次は、陳情書の有効期限と効力についてでありますけども、平成20年8月11日付で提出されている陳情書があります。これは採択されていますよね。宮古島市環境清掃事業協同組合との一括契約について陳情、採択されますとあります。これはどのように理解してよろしいですか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

陳情書について、有効期限としては特に期限がないとのことでございます。先ほども答弁いたしました、本市においては事業者、委託業者31社中3社しか宮古島市環境清掃事業協同組合には加入していないという状況でございますので、一括契約を行うには、委託事業者全社が宮古島市環境清掃事業協同組合に加入する必要があると考えております。

◎友利光徳君

それでは、今3社なんだけども、以前にはもっとあったと思います。以前は何社でしたか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

以前というのがいつの時点かが分からないので、それに今資料を持ち合わせておりませんので、お答えできません。

◎友利光徳君

欠格要件というのがあります。それについての説明を求めます。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

欠格要件につきましては、一般廃棄物処理業に定められておりまして、それは廃棄物処理法に基づいております。それらの法令等の改正があった場合は、法令等の見直しに基づき、市といたしましては対応し

ております。

◎友利光徳君

それでは、恐喝、理事長に対して理事長を辞めろとか、自分が理事長をするからとか、暴言を発したり、暴行したり、そういう方は欠格には入らないですか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

欠格要件としては幾つかございますが、今友利光徳議員がおっしゃっている内容については、欠格要件の、禁錮以上の刑に処せられ、その執行終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者が一番近いのかと思います。市としましては、個人同士のいざこざというか、それについては把握しておりませんので、それを欠格要件とするのは現状では厳しいと考えております。

◎友利光徳君

それでは、不法投棄ごみ計量にトンブロックを積んで計量したり、それから組合のお金を横領したり、そして暴力行為をした方が慰謝料として第三者を通して50万円持ってきたと、慰謝料として。こういったのは欠格要件に該当するのではないですか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

今友利光徳議員がおっしゃった内容につきましては、市としては把握しておりませんので、お答えできません。

◎友利光徳君

たくさんあるんだけど、時間の関係があるので、今回はこれだけにしますが、次は入札契約のほうに、副市長のほうで答弁いただきたいんだけど、従業員等に対する処遇改善を実施した業者への優遇措置について、例えば指名回数を増やしたり、いろいろあると思うんだけど、どのように考えていますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

入札関係の処遇改善ですが、これについてお答えいたします。

建設業界の賃金アップに対する取組として、例えば入札参加資格審査の格付で加点項目に追加することが考えられるところでございます。また、将来的に導入を目指しております総合評価方式では、加点項目に加えるといった方法を検討しております。ほかにも国や県とも相談しながら、適切な賃金アップに取り組む企業に対するメリットとして効果的な方法を引き続き検討してまいりたいというふうに思っております。

◎友利光徳君

それでは、次は島における廃村、里で記念石碑の建立できないか。これは、八重山の西表島の網取集落というところが廃村になっているということを八重山で少し話を聞きまして、これを宮古島に持ってきて、参考的に質問をつくったんだけど、宮古島で代表的なのが、生涯学習部長、見えていますよね。宮古島で代表的なのが保良の平安名村、それから時代の流れからしてマラリアによる袖山村、そして旧城辺町の農場というところあるんだけど、これは沖縄県の農業試験場の開設によって、元の宮古病院の西辺りに今移住をしております。こういうたくさんの資料があるんだけど、こういうのを調べて記念碑を建設する計画はないのか答弁を求めます。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

廃村に関する石碑の建立については予定しておりませんが、各種遺跡調査の報告書や現在取り組んでおります宮古島市史集落編などを通して、廃村の歴史などについて周知を行ってまいりたいと思います。

◎友利光徳君

⑫を先に質問させてください。

島に残るヒンプンの登録についてでありますけれども、下南の前田家、長間の川満家についてであります。少し生意気な質問しますけれども、下里村は士族が282人、それから平民が623人、長間村は士族が150人、平民が639人ということであります。これ現場確認したという話でありますので、答弁を求めますけれども、どうでしょう、登録できないでしょうか。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

県内には文化財指定を受けたヒンプンはございませんが、指定に次ぐ扱いとして国の登録文化財が3件ございます。友利光徳議員ご質問の民家については、まず現状を確認後、検討していきたいと思います。

◎友利光徳君

このヒンプンについて、少し説明というか、勉強のために申し上げます。ヒンプンというのは、向かって右側から士族が入ります。らしいですね。左のほうからは平民が。私をよく指導してくれた先輩に新城の平良寛榮氏というのが水道屋のエイちゃんて親しまれていたんだけど、その平良寛榮氏が引用する言葉に、旧城辺町長を務めていた友利隆彪氏の話をよくして私を指導してくれました。要するに友利隆彪氏は本来ならば右のほうから入って一番座に入るはずなんだけど、炊事場から入ったと。当時湯飲みでお茶飲んでいる時代でありますので、湯飲みが汚れていても前の方が使った湯飲みを使って、それからお茶を飲んだと。こっちで申し上げたいことは、政治家というのは偉いのではないんだよということを申し上げます。お互いに見習いましょう。この長間の川満家には南のほうと東のほうに石積みがちゃんとされていますので、これも見ついでに見てください。

それと、⑪の井戸の調査と保全についてでありますけれども、今石川県の能登半島で地震がありました。これからヒントを得て質問しますけれども、石川県では今、日常生活に不自由を強いられています。県民に対してお疲れ様を申し上げたいと思っております。その石川県の現状で、井戸の水が命の水ですよと報告を受けまして質問しますけれども、どのように考えているのか答弁を求めます。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

市においては、市の台帳に登録されている井戸の所有者に対して、1年ごとに利用状況を報告するよう義務づけております。それは、所有者に対して文書を発送し、確認しているところです。

今友利光徳議員がおっしゃっていた震災時の井戸水の利用につきましては、建設部であったり、生涯学習部であったりの関係部局で今後検討してまいりたいと考えます。

◎友利光徳君

「宮古島水道誌」というのが1967年に調査をされています。その調査からすると、宮古島には自然洞窟を利用した時代とか、掘削した井戸が約90ぐらいあるらしいです。私たちの子供の頃、イスノキにクバの木を逆にぶら下げて、これから水を紙に集めて水を飲んでた経緯があります。申し上げたいことは、東川根のぬくもり老人クラブというところで、川上哲也先生とか仲宗根将二先生、上地慶彦元企業長、狩俣栄吉社長、4人の先輩方がいらっしゃいます。そういう方々と相談をして、こういう古い時代のことを解

決したらいいんじゃないかなというふうな思いからこういう質問をしています。外国では、老人は図書館と表現をされているという話も付け加えておきます。

次は、高腰城についてお尋ねします。前回の定例会で取り上げたときには、令和5年から作業、学術調査をするという答弁をもらいました。その後どうなっているのか。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

高腰城跡の調査時期について明言することはできませんが、宮古島、八重山諸島独自の石積みを持った遺跡であることから、引き続き調査の準備を進めてまいりたいと考えております。

◎友利光徳君

この件は、比嘉自治会から平成27年11月17日に当時の教育長、それから平成27年11月20日に、そして平成28年10月31日に当時の議長に要請書が提出をされております。私が聞きたいのは、令和5年から作業を実施するという答弁について、どのような流れでいるかと、そこだけ答えてください。進捗状況というのかな。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

先ほどの繰り返しになりますが、調査時期について明言することはできません。現在本市においては、ホテル建設や個人住宅、圃場整備工事など、各種開発に伴う緊急の発掘調査が年間を通して行われており、出土資料の整理事業や報告書作成などに多くの時間を費やしている状況でございます。そのため……

（「どうなっていますか」の声あり）

◎生涯学習部長（天久珠江君）

調査については、浦底遺跡出土資料及びアラフ遺跡の国の文化財指定後に取り組むこととなっております。

◎友利光徳君

長畑地区基盤整備促進事業が平成元年から平成13年まで19.6ヘクタールは工事があったんです。そのとき旧城辺町教育委員からこれを除外するように、私が役に立ったので、よこしたんです。しかし、これが変な方向に答弁が飛んでいっているんだけど、これ次の機会でもうちょっと深めて質問します。

次は、佐良浜の水産業の無形文化財についてでありますけども、農業関係は100年経過すると農業遺産登録の対象にされます。これ資料からすると佐良浜漁師の南方漁というのがあって、1890年頃からされているらしいです。どうですか、これ。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

友利光徳議員ご質問の水産業関連では無形文化財に指定されたものはございませんが、現在着手中の宮古島市史集落編の調査でも漁業については取り上げられることと思いますので、これらの成果を踏まえ、必要に応じて文化財指定を検討してまいりたいと思います。

◎友利光徳君

次は、市条例の見直しについてお尋ねします。

私は、2月28日に県の管財課のほうに行きました。条例が効力を発しないと担当課の思うつぼになるよというご意見をもらってきたので、もう少し無償譲渡というのがないような条例ができないのか答弁をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

市条例の見直しについてお答えをいたします。

友利光徳議員ご指摘の件でございます。現在の宮古島市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例では、民間に対する無償譲渡については示されておりません。そのため地方自治法を適用し、議会に諮って無償譲渡を行っているところでございます。条例の見直しにつきましては、他市の条例も確認してみたいというふうに考えております。

◎友利光徳君

教育行政についてお尋ねしますけども、これはあまり答弁取らないんですけども、3月1日に宝塚医療大学学生寮完了したと関係者が2人私のうちに尋ねてきました。私はすぐ答えました。私は楽しくもないし、うれしくもないので、別の方に持っていきなさいと、案内状を。そうしたら、案内状ぐらい取ればいいのかというふうな感じの文句を言って帰りました。別の方に渡しなさいと言ったんですけども、別の方には渡さないで、差別があったような気がしております。これは非常に残念なことだと思っております。それに比べて、伊良部高校が有償で譲渡されましたよね。沖縄県は、玉城知事を高く評価をしております。以上のことを踏まえて、無償譲渡というのはどこで線引きをするんですか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時59分）

再開します。

（再開＝午後3時00分）

◎友利光徳君

それでは、6番目の旧福嶺中学校の後利用について、その後どうなっているのか答弁を求めます。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後3時00分）

再開します。

（再開＝午後3時01分）

◎教育部長（砂川 勤君）

旧福嶺中学校は個人名義の土地がありまして、相続人の特定に向けての業務を行っており、進んでいる状況でございます。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後3時01分）

再開します。

（再開＝午後3時02分）

◎友利光徳君

次は、農業振興についてお尋ねをしますけども、これ質問要旨と全く関係ないんですけども、農業ですの

で、宮古土地改良区が理事長報酬が今までは年間10万円だったけれども、これが月額10万円に引き上げるという提案がされています。これは、非常に危ないんじゃないかなと思っています。

仲原地区の土地改良地区について、私は問題解決には職員だけでは無理ではないかなというふうな思いをしておりますので、受益農家、自治会長、推進委員長、役場のほうと打合せをして課題解決に努めるように、これは要望だけしておきます。

それから、農地法の効力についてお尋ねします。法治国家である、私たちは国会で決定した農地法に関しては最高上位にある法律であると、私はこのように考えております。沖縄県も復帰した1972年、昭和47年5月15日から適用されていますけども、どのように考えているのか答弁を求めます。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

法律は案件によってそれぞれ異なりますが、今回の平良字松原の違反転用については、農地法を適用することになります。

◎友利光徳君

それでは、大変申し訳ないけども、これまで何回か農業委員会の会長には質問をしてきました。私が悪いか、質問されている方が悪いか、それはみんなで判断してください。第三者委員会を設置して、一日も早く問題解決してほしいと思うんだけども、可能かどうか。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

今回は農地法における法令違反となり、第三者調査委員会の設置は予定していませんが、本案件は農地法並びに農業振興地域の整備に関する法律についても違反している状況があることから、同法を所管する市長部局とも連携し、対応することを確認しているところでもありますので、今後は市長部局と連携を密に図り、是正に向けて対処してまいります。

◎友利光徳君

頑張ってください。

それでは、次は水道行政についてお尋ねをします。少し宮古島水道誌の1967年の昭和42年8月20日、上野の先輩である野原徳清氏が編集をしております。この島に人が住む限りこの施設は上水を送り込むでしょうし、人間は次第に文化に慣れて、水道の恩恵等をすっかり忘れてしまうであろうと。その昔の人々が水飢饉に悩まされながら、次から次へと発生する水系伝染病に倒れていったことなど誰も口にしなくなるに違いないと、一応取りあえずしております。6番目から入りますけども、送水管の老朽化についての答弁を求めます。

◎水道部長（兼島方昭君）

6番の老朽化率ですよね。法定耐用年数外の総延長は約228キロメートルでありますし、内訳としては導水管約3キロメートル、送水管約9キロメートル、配水管約216キロメートルとなっております。全体管路の老朽化率は総延長の約44%で、更新に必要な延長は約228キロとなり、管路更新計画の中で老朽化している管路を優先的に更新することとしております。しかしながら、法定耐用年数に満たない漏水の多い管や老朽化が著しい管路等の更新についても対応が求められている現状もあります。

◎友利光徳君

残りは後で答弁書を頂きますけども、水道部への組織変更についてお尋ねします。

平成17年7月の宮古島上水道企業団定例会で渡真利光俊企業長は、市長部局との人事対象となりますと、そのように答えています。これ水道局に組織変更する計画はないですか。

◎水道部長（兼島方昭君）

現在の水道事業は、合併前は宮古島上水道企業団、そして合併して宮古島市水道局、そして宮古島市上下水道部、現在は宮古島市水道部となっておりますが、そのような計画はございません。

◎友利光徳君

それでは、消防行政についてのお尋ねをします。

市の条例定数については、一応前もって資料を頂いておりますので、これはよろしいですけども、施政方針の中で、安全、安心という言葉がありますので、市民の命を守る観点から条例はちゃんと守ってほしいということを一応申し上げておきます。

城辺字友利出身の友利一豊氏のコメントがあります。空港保安防災教育訓練センターの所長でありまして、航空機の災害はめったに起こらないんだけど、その友利氏を招聘して、消防の組織を固めることができないのか、その認識を簡単に。

◎消防長（宮國和幸君）

城辺友利出身の方が現在空港保安防災教育センターの所長を務めております。これは、長崎空港にある国土交通省航空局安全部空港安全・保安対策課に属する、全国唯一の空港を対象にした火災防災のための訓練施設であります。この施設は、全国の空港の消火救難業務に従事する空港消防職員があらゆる航空機事故を想定し、消防車両の出動や配置、消火救難活動などの消防戦術を学びます。友利所長によりますと、全国各地の航空機事故救難消火訓練の参観はあるんですが、防災講演会等は実施していないとのことでした。今後機会があれば、宮古空港航空機事故消火救難訓練を参観したいとのことでした。

◎友利光徳君

道路行政について意見だけ述べておきます。

2度にわたり道路行政の質問をいたしました。答弁はもらわなかったんですけども、これがちゃんと実を結んでいます。やはり沖縄県の玉城知事を評価したいなと思っておりますということは、有限会社狩俣採石と大和電工株式会社との凸凹、それから平良港通りの凸凹を9月と12月に通告してありました。これに素早く対応していただいて、今はきれいになっております。やはり部長、政治は生活なりです。今からすぐ対応するようにお願いをします。

橋床の耐震度調査についてですけども、市道城辺12号線の答弁のその後はどうなっているのか、これだけ聞いて終わりにします。

◎建設部長（川平陽一君）

現在宮古島市で管理している橋梁については、修繕を優先して行う方針のことから、耐震度調査については現在のところ行っておりません。

◎友利光徳君

この市道城辺12号線は昭和7年に工事がされております。九十何か年になっていきます。どうぞ市長、こういう今後の道路にも気を配ってくれるようによろしくお願いします。

それと、山田橋、昭和47年かな、建設されておりますので、耐震度を調査して、市民の負託に応えるよ

うに強く要望し、そして今年3月31日で定年をする4名の部長の皆さん、大変お疲れさまでございました。特に水道部と消防は特殊な仕事であったというふうに理解をしておりますけども、仲宗根美佐子こども家庭局長、とても公務員らしい姿でありました。お疲れさまでした。それから、儀間博会計管理者、お疲れさまでした。これをもちまして終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで友利光徳君の質問は終了しました。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後3時13分）

（休憩中、栗国恒広君から山下誠君の発言は、議長において取消しを命じるよう
要求があった）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午後3時16分）

しばらく休憩して、15時30分から再開します。

（休憩＝午後3時16分）

再開します。

（再開＝午後3時30分）

先ほどの山下誠君の発言については、後刻音声データと記録を調査した上、議長において適当な処置を取ります。ご了解願います。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎池城 健君

新政会、池城健です。一般質問通告書に従って質問してまいります。よろしくお願いします。

最初に、教育行政についてですが、昨年の11月17日、令和6年度の予算編成について、与党市議団として市長への要請を行いました。その中で、小中学校の教育環境の改善に向けて教育予算の拡充をお願いしました。今定例会に提案された令和6年度予算案を見ると、教育費は総予算の10%と拡充が図られていると見ています。教育環境の改善に寄与するものと大いに期待しています。

それで、1番目の質問と2番目の質問については、先日富浜靖雄議員への答弁で、クーラーについては小学校で37教室、中学校で43教室に設置すると、洋式トイレも令和6年度で20据え設置予定というお話を伺っていますので、答弁はよろしいかと思います。大変ありがとうございます。ただ1つ要望、お願いがあるんですけども、昨年私クーラー設置について一般質問中にお願ひしたときに、平良中学校などではもう午後の5、6校時の理科室の授業が暑過ぎて、もうできないと。それで、普通教室で授業をしたと聞いております。ですので、クーラーの設置を暑くなる前までにしっかりとできるものかどうか、教育部長、もし分かれば答弁お願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

特別教室につきましては、令和6年度中に全て設置する計画となっております。学校を再度確認しながら、早急に対応してまいりたいと思います。

◎池城 健君

本当に去年の夏の暑さも非常にすごいものがありました。子供たちは、その中で頑張っています。子供たちが少しでもいい環境で学習に臨めるような早急な対応をお願いしたいと思います。また、今定例会でも鏡原中学校の改修など、学校から児童生徒のための教育環境の改善要求はあります。宮古島市の未来を担う児童生徒の教育環境の改善にこれからも最大限の配慮をよろしくお願いします。

次に行きます。学校給食、みゃーく食材の日についてですが、宮古島市産食材の地産地消の取組が進んでいると聞いていますが、今後さらなる宮古島市産食材の活用を推進し、利用率の拡大を図るため、小中学校の給食でみゃーく食材の日を設定しております。市内産食材の生産拡大と消費拡大につなげる取組として、今年2月16日の島内の小中学校の給食において、御飯を除く全品を地元産で賄うみゃーく食材の日が実施されました。献立の食材は、島内の野菜生産農家、JAおきなわ、あたらす市場、伊良部漁業協同組合など全て市内にある事業者から調達して、教職員含め約5,900食分が地元の食材で賄われたと地元紙にも掲載されていました。それで、お伺いしますけれども、このみゃーく食材の日、成果と課題についてお伺いします。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

産業振興局におきましては、令和3年度から学校給食調理場や生産農家、JA、漁業協同組合等で構成された、学校給食に特化した学校給食推進プロジェクトチーム会議を立ち上げ、地元の農水産物の活用促進に取り組んできたところです。池城健議員がおっしゃったとおり、取組内容といたしましては、地元産食材の活用を推進し、生産と消費及び利用率の拡大を図るため、みゃーく食材の日を2月の第3金曜日に設定し、学校栄養士が考案した献立を宮古特別支援学校を含む市内の全小学校、中学校に同じメニューを提供する取組として令和4年度から実施をしているところです。その際生産者や調理場の様子などをまとめた動画を各学校給食時間に視聴を行い、生産者の思いや食の大切さなど食に対する関心や理解を深める機会として実施をしているところでございます。

成果といたしましては、実施後のアンケートにおいて、献立が好評だったということに加えて、動画に対する評価も多くございます。子供たちからは、生産者や調理場、栄養士など、食材や給食に多くの方たちが関わっていることを知ることができたと。生産現場や調理場などの様子を見れたことでその大変さが分かったなどがある一方、先生方からは、動画によって全学年統一した指導ができる。生産者の顔が見え、声が聞けたことは大きな食育であり、より関心が高まると思う。前年度の動画を覚えている児童もおり、しっかり動画を見て学び、印象深い取組だと感じたなどの意見が寄せられております。中でも共通した意見、要望といたしましては、毎年取り組んでほしい、できれば年に複数回してほしい、もっと島の食材をふんだんに使ってほしいとの内容でございました。これは、取組に対する前向きな評価と受け止めておりますが、各関係者との様々な調整業務をはじめ食材の収穫時期の兼ね合いなどから、即対応ということは現時点で難しい状況ではございますが、今後これらの対応については検討してまいりたいと考えております。

◎池城 健君

今お話があったように、宮古島市内で生産された食材を市内の児童生徒に食してもらうことにより、生産者の思いや食の大切さ、食に対する関心や理解を深める機会となり、子供たちにとっても食の教育にもつながるよい機会かと考えます。今お話があったように、こういういい取組なので、特にこの取組の中で宮古島市の栄養士の皆さんは事前に生産農家まで訪ねて行って、その生産状況も確認したりしているんです。非常にいい取組だなと思うんですが、今このアンケートからも出たように、年1回ではなくて回数を増やすなど可能かどうか、今後の予定について伺います。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

今年度で2回目の実施となりましたみゃーく食材の日ですが、学校関係者や子供たちからも好評をいただいております、食育としても意義が大きいと感じているところです。今後につきましては、実施に当たり、準備から当日までの対応についておおむね確立されつつありますので、改善を含めながら、継続的に実施していきたいと考えております。また、みゃーく食材の日の取組を継続していく上では、活動の目的を多くの市民の皆様知っていただく取組も重要であると考えますので、これまでの実施においては、市、市議会、教育委員会、JAなどの方々に実際に学校現場へ出向いていただき、給食を子供たちと一緒に食する活動も行っておりますので、今後はこうした活動を継続しながら、学校給食に係る関係者を広げながら実施し、周知活動にも力を入れてまいりたいと考えております。

◎池城 健君

ぜひ地産地消によって、学校の子供たちのためだけではなくて、経済が宮古圏内で回っていく、非常にいい取組になっていくのではないかなと思いますので、職員の皆さん大変だと思いますが、次年度以降の実施もよろしくお願いします。

続いて、教職員のアパート確保についてですが、今宮古島市のアパートの確保困難のために今定例会でも市営住宅の活用などが取り沙汰されていますが、島外から宮古島に転勤してくる教職員もアパートの確保に苦労しており、私のところにも何件か、アパートどうにかならないかという問合せがありました。市は、若者の定住のために市営住宅の空き室を利活用すると述べていますが、教育委員会でも空き室の活用など、転勤してくる教職員のためのぜひ取組をお願いしたいと思いますが、教育委員会の取組をお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

池城健議員ご指摘のとおり、昨今の本市の賃貸住宅事情は、家賃高騰や入居困難など厳しい状況が続いております。これまでも人事異動により島外から本市へ移動してくる教職員につきましては、配属される各学校の管理職をはじめ職員の皆さんの協力の下、新しい生活環境へ移行している状況があることを把握してございます。このような状況を踏まえて教育委員会としては、各学校長へ、島外から異動してくる教職員については、人事異動の内示が発令された際には早めに連絡を密にし、転居先の確保に努めるよう依頼しているところです。今後も学校長や宮古教育事務所等と連携して状況把握に努めるとともに、庁内部局とも調整できることがあれば相談しながら、スムーズに新生活に移行できるよう対応してまいりたいと思います。

◎池城 健君

教育部長、私多良間村に家族で赴任したことがあるんですけども、村営の教員住宅があって、非常に助かったんです。本当ありがたいなと。つまり仕事以外のことに頭を使わなくて済むし、すぐまた転勤後の仕事にも適応できて、ですから市営の教員住宅についてはどうお考えですか。

◎教育長（大城裕子君）

先ほど教育部長答弁でもございましたように、近年宮古島及び石垣島においては、家賃高騰に伴い、市立学校への赴任に際し転居を必要とする教職員の住居の確保が困難となっている状況です。市町村立小中学校に関しましては、へき地教育振興法、昭和29年法律第143号、第3条第2号において、市町村は僻地学校に勤務する教職員のための住宅の建築、あっせんなど、福利厚生のため必要な措置を講ずることとされていることから、今後も配置された教職員が速やかに職務に従事できる体制を整えていけるよう、引き続き宮古教育事務所とも連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えているところですが、先ほど池城健議員からもございましたように、市営の教職員住宅という点に関しましては、市長部局としっかり調整を図りながら検討してまいりたいと思います。

◎池城 健君

沖縄本島からのいろんな情報を聞いていたら、もう宮古島はアパート高過ぎて行きたくないという声が聞こえてきているんです。今何とか宮古島市、若い皆さん頑張って帰ってきて、宮古島市で教員やろうと、宮古島出身の方が、という方がたくさんいるので、何とか今教員はもっているんですけども、これからの社会情勢の中でどうなるか分からない中で、やはり安心して働ける環境をしっかりとつくっていくというのは大事なことだと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

続いて、教職員の働き方改革についてですが、文部科学省は平成31年に学校現場における業務の適正化に向けてとして、次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース報告をしております。この中で、次世代の学校を実現するため教員が誇りや情熱を持って使命と職責を遂行できる環境へと提言し、教員の長時間労働の状況を改善し、教員が子供と向き合う時間を確保するための改善方策を提案しております。そこで、本市においても教職員の働き方改革について取り組んでいると思いますが、その進捗状況について伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

教育委員会におきましては、教職員の時間外業務時間の縮減を重点目標の一つとして宮古島市教職員働き方改革推進プランを策定し、業務改善の取組を推進しているところでございます。本推進プランでは、学校運営体制の改善、学校業務の改善、教育委員会による支援、部活動の在り方の見直しの4つの柱を取組方針としております。学校業務の改善においては、令和4年度に宮古島市立学校管理規則の一部改正を行い、春休み期間を5日間延長するなど繁忙期における負担軽減の取組を行ったところでございます。その結果、令和5年3月と4月の小中学校における80時間以上の時間外勤務状況については、前年度と比較して3月が約20%、4月が約40%の削減となり、業務の改善傾向が見られました。また、第3次宮古島市教育ビジョンにおける重点施策の一つとして働き方改革を推進し、子供の教育に専念できる取組の推進を掲げ、学校支援員等の配置を拡充、例えば令和3年度から令和6年度にかけてICT支援員が4名から6名、学習支援員が3名から9名、教員業務支援員を2名から4名に拡充するなど教職員の負担軽減に取り組んでいるところでございます。

◎池城 健君

中学校の教員の一番の課題は、やはり部活動だと思うんです。部活動の外部委託等についての進捗状況はどうなっていますか。

◎教育長（大城裕子君）

学校部活動に関する地域移行に関する方針については今策定中で、令和6年4月から適用ということで、多分本日学校長には発出されるものと思います。その中で、まず移行期の一段階として、初年度の段階として休日部活動月平均4回ないし、4回といいますか、今はこれまでの部活動の中で土日いずれかを活動日とするとなっていますので、その週末の活動日を月1回地域移行するところから令和6年度は始めてまいりたいと思います。その中で課題を洗い出して、どのような課題があるのかということを見極めた上で、また2年目以降、順次週末の地域移行をする回数を増やしていきながら、将来的には休日の部活動の地域移行を完了したいと思っています。ただ、その際に子供たちがどれだけ主体的に部活動に関わることができるのかというところに重きを置いて地域移行を進めたいと思っています。上から指導されて活動するような部活動ではなく、子供たちがあくまでも主体的に活動できる環境を整えてまいりたいと思います。今は授業でも、主体的、対話的、深い学びを進めているところです。部活動においても、そのような在り方を模索しながら整備していきたいと思っています。

◎池城 健君

都会と違って、宮古島市なかなか地域移行非常に厳しい部分があるなど私も認識しておりますが、ぜひ教育長、お願いしたいのは、地域移行にした場合、金銭的な負担、これが本当に宮古島の児童生徒が公平に楽しめるような形がつかれるように、金銭的な負担が増えてしまうとなかなか部活ができないという子供が出てしまうと非常に悲しい状況になりますので、その辺への配慮もよろしくお願いします。

続いて、現在宮古島市においては、通知表、校務支援システム上で様式が提示されて、そこに学級担任が記入するようにされています。実は今各学校とも学期末には3者面談等で親子で学級担任と話し合う時間が設けられているんです、大体ほとんどの学校で。そこでいろんな話はしているので、所見欄とかそういうのは、もう通知書に必要なのかなと私は思っているんですけども、所見欄の簡略化は可能かどうか伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

通知表につきましては、児童生徒の学習状況について保護者に対して伝えるものとして学校が作成しております。法令上の規定や様式に関しては国として例示したものでなく、作成の主体は学校長となっております。本市におきましては、おっしゃるとおり各学校とも校務支援システムで通知表を作成しておりますが、その様式については、通知表レイアウトツールを活用して学校の実態に応じた様式を作成することができますので、簡略化につきましても、学校長の裁量により可能となっています。さらにこういうことができるということは周知してまいりたいと、そのように思っております。

◎池城 健君

学校の先生方は真面目だから、みんな出されたらもうこれを使わないといけないと思いついていてところもあるので、ぜひ通知して、学校でやっていいですよということをしっかり通知してください。よろしくお願いします。

続いて、教職調整額についてお伺いしたいんですが、この言葉を知らない方もいると思うので、私のほうで説明しますが、学校の先生方、残業しても残業手当はないです。教職調整額として4%、基本給の、を毎月もらっています。この4%をどういうふうにして決めたかという、実は昭和46年、人事院が学校教員には超過勤務手当ではなくて、この教職調整額を支給したらどうかという提言をして、国会に国立の義務教育諸学校等の教諭等に対する教職調整額の支給等に関する特別措置法、いわゆる給特法、これが昭和46年に提出され、昭和47年1月から施行されました。では、この当時なぜ4%と決められたかという、昭和41年、1966年、今から58年前です。58年前に文部科学省が全国の小中学校に調査をして、週当たりの超過勤務、時間外勤務が小学校が1時間20分、中学校が2時間30分、小中の平均で1時間48分で、これで月約8時間だから4%でいいだろうと、これですと58年間来ているんです。これ値段にすると幾らぐらいになるかという、例えば文部科学省が出しているデータ、全国の教職員の平均年齢42歳、この基本給大体35万円、4%、1万4,000円です。それで、月45時間以内に抑えようと、文部科学省、超過勤務を、今全国に通達しているんです。45時間で割ったら311円です、時給。今どき高校生でも働きません。宮古島は、令和4年度に時間外勤務の時間を調査しているんですが、これ平均したら、私が調べたら26時間です。それでも時給538円。今宮古島市の時給は、高校生でも最低1,000円だそうです。この時給で今宮古島の先生方は働いているんです。だから、80時間勤務しても、もちろん超過勤務しなくても4%、1万2,000円もらっているということです。そこで、この教職調整額についての教育長の見解をお伺いします。

◎教育長（大城裕子君）

池城健議員がおっしゃっていたとおり、教職調整額は昭和47年に施行された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法において、教員の勤務様態の特殊性を踏まえ、時間外勤務手当を支給しない代わりに給料月給の4%に相当する教職調整額を上乗せして支給するというものです。この4%は、先ほどおっしゃっていたように、本当に当時の勤務状況調査によるもので、全く実態にそぐわない状況となっております。そのような中、教職員の、近年学校の担う役割は多様化、複雑化しておりまして、保護者や地域の教職員に対する期待はこれまでも増して大きくなっており、給特法施行当時の状況と大きく変化しております。現在の教員の長時間勤務の状況は看過できない実態があり、このような給与形態は教職員の働き方に対して適正さを欠くものと認識しております。政府は、昨年6月16日に経済財政運営と改革の基本方針2023を閣議決定しております。その骨太の方針の中で、残業代の代わりに月給の4%を教職調整額として支給することを定めた給特法についても、2024年度中の改正案の国会提出を検討すると明記しております。政府は、給特法改正のスケジュールを具体的な年限を切って示すのは2019年の法改正以降初めてとなりますので、今後国の動向を注視してまいりたいと思います。動向を注視していきながら、また必要があれば、沖縄県都市教育長協議会や県市町村教育委員会連合会においても声を上げていきたいと考えているところです。

◎池城 健君

宮古島市職員の給与に関する条例第21条においても、時間外勤務手当はみんな割増ししているんです。ですから、大体2,000円以上です。それが教員だけ300円くらいで働いている。本当これ大変なことだと私思うんです。教員の勤務時間は、規則で8時15分から16時45分まで。ところが、学校は6校時が終わって、清掃して、学活したら16時20分、このときに生徒と一緒にさようならするんです。中学校は、それから部

活をする。夏は19時まで、冬は18時まで。部活が終わった後にその日のプリントの採点、あしたの授業の準備をしてからではないと教員帰れないんです。ですから、大体私の感覚でいうと1日3時間から4時間が授業終わった後に残らないと帰れないんです。国で今それを検討しているということで、私の耳に入ってきているのは、この調整額を10%にしようという話が出ている。10%といったら、先ほどの話でいうと月3万5,000円、時給でも700円です、10%して。それで話を進めようということが私の耳に入っているんです。ですから、教育長、この教員の時間外勤務に関して、教職調整額ではなくて、一般公務員のように残業手当を支払う、これをぜひ国や県に訴えてほしい。これは、各市町村の現場に一番近い教育長がしっかり声を上げることだと私は思っているんです。皆さんからの声が国に対しての声になると思うんです。ですから、国がこの制度をつくったら、これでしょうがないですではなくて、逆に現場に近い教育長がそういう声をお互い出し合っていたいただきたい。その件についてお伺いします。

◎教育長（大城裕子君）

池城健議員がおっしゃるとおり、聞くところによると10%というところで調整しようという動きもあるようです。ただ、今後どのようにこれが改正されていくのかというところはまだ不透明な状況ですので、しっかり見極めていきたいと考えているところですが、現場の先生方の声を大事にして、勤務状況改善のために私たちが声を上げていくということは私たちの責務だと考えております。そこは、またしっかり公の場でといいますか、そのような会議の場で声を出していきたいと思っています。

◎池城 健君

ぜひよろしくお願いします。今全国的に教員の成り手がいないんです。この事実が表に出て、教員やるの嫌だよということで、本当に宮古島市は非常に宮古島の若者たちが頑張って戻ってきているので、今宮古島の学校に教員不足ということは多分ないと思います。でも、今沖縄県内各地においても、もうこの1年間教員がいなくて、校長や教頭が授業をやったり、学級再編制したりして非常に苦勞をして、これはもっとこれからも続く可能性があるんです。ただ、やはり教員はやりがいのある仕事です。ですから、そのやりがいをしっかりつくっていくのは行政です。ぜひよろしくお願いします。

次に、公文書のデジタル化についてですが、内閣府のホームページには、公文書等は国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録であり、国民共有の知的資源ですとあります。このような公文書等を適切に管理し、その内容を後世に伝えることは国の重要な責務ですという文言があります。ところが、国立公文書館が2005年に全国の市町村にアンケートを実施しています。これは平成の大合併によって合併した後の旧市町村の記録がどうなっていますかというアンケート。それによると、5割以上が旧市町村の公文書の一部を廃棄していることが判明したそうです。そこでお伺いしますが、宮古島市、来年合併20周年を迎えます。宮古島市にとって、旧町村の公文書を後世に伝えることは市の重要な責務だと思います。そこで、旧城辺町や旧下地町、旧伊良部町、旧上野村の公文書はどのように保存されているのかを伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

旧町村の公文書の保管についてお答えをいたします。

文書の保存につきましては、総合庁舎に移るまでには、それぞれ各庁舎で保存をされておりましたが、総合庁舎への移転を機に総合庁舎3階の書庫に保存をしている状況でございます。書庫は空調が完備され、旧町村ごとではなく部署ごとに区画が割り振られており、各部署におきまして適切に保存をされておま

す。

◎池城 健君

そうすると、総務部長、これは調べようと思って行ったら、もうすぐにぱっと取り出せる状況にあると理解してよろしいですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

文書の種類によって1年から30年までの保存がございますので、その保存年限内であれば対応できるというふうに考えております。

◎池城 健君

現在紙で資料が保存されているということですが、紙の資料は時間の経過とともに劣化したり、シロアリなど、保存はきちっとされているとは思いますが、食い荒らされることも懸念されます。そこで、それぞれの町村の歩みを後世に残して住民共有の知的資産として活用するためにも、行政文書をデジタル化して整理、管理してはどうでしょうか。これが可能かどうかをお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

公文書のデジタル化についてお答えをいたします。

公文書の電子化につきましては、保存コストの削減、検索性の向上などのメリットがあり、大変有用と考えております。ただし、電子化のためのスキャニング作業に多大な費用がかかると見込んでおりますので、予算確保の上、取り組んでいきたいと考えております。実は令和6年度の当初予算の編成時に、仮に1万枚程度の紙資料をデジタル化できないかということで見積りを徴したところ、約6,500万円程度の予算がかかるということ、多大な予算であることから、令和6年度におきましてそこら辺の部分をしっかり検証して、どういった方法ができるかということもしっかりと令和6年度で取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎池城 健君

総務部長、ぜひ、一度で本当にこれ全部やるのは厳しいとは思いますが。これを期間を決めてでも、特に来年、宮古島市、合併20周年になります。この記念行事として、10年ぐらいかけてでもいいという、少しずつの中で予算をつけてしっかりやっていけないかなと。そうしたら、それが宮古島市の歴史にもなりますので、ぜひこの辺の検討をお願いしたいなと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

今池城健議員からご提案がございました。令和6年度におきまして、部署ごと、保存期間ごと、重要度の高いものから進めていくという方法も様々な方法が考えられると思いますので、予算の範囲で複数年で取り組んでいくことはできないかというのは検討させていただきたいと思います。

◎池城 健君

ぜひよろしくお願いします。

それと、調べましたら、宮古島市には文書事務取扱規程、これ平成17年10月に規定されているんですが、沖縄県においては、文書管理条例の準備を進めていると聞いています。宮古島市においては、文書管理条例の制定はどうお考えですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

文書管理条例の制定についてお答えいたします。

本市では、今宮古島市文書事務取扱規程のほうで管理をしている状況でございますので、今池城健議員ご提案の条例の件に関しても、県のほうを参考に検討していきたいと思っております。

◎池城 健君

もし宮古島市がこの文書管理条例やったら、多分県内市町村の中で初になるんじゃないのかなと思います。宮古島市の名前をなお上げるためにも、ぜひ取組よろしくをお願いします。

続きまして、福祉行政について伺います。次年度の新規事業、介護人材確保対策事業として介護初任者研修と介護福祉士実務者研修を計上していますが、その内容について伺います。

◎福祉部長（松堂英彦君）

令和6年度当初予算におきまして、新たな介護人材の確保及び介護職の定着率向上を目的として、介護人材確保対策事業を予算計上しております。事業内容につきましては、これから介護職に従事する方や無資格の介護従事者を対象とした介護初任者研修と、介護職に従事している方のキャリアアップを目的とした介護福祉士実務者研修の2つの研修を予定しております。介護初任者研修は、介護職に求められる基礎知識や基本的な介護技術を身につける入門的な研修となっており、介護福祉士実務者研修は介護分野で唯一の国家資格である介護福祉士の国家試験を受験するために必須の条件となっております。それぞれの研修内容につきましては厚生労働省で指定されておまして、介護初任者研修で130時間、介護福祉士実務者研修で450時間ほどの内容となっており、実務者研修につきましては、介護に関する資格を持っている場合は一部の科目が免除される仕組みとなっております。介護初任者研修及び介護福祉士実務者研修の資格取得につきましては、通信講座に加えて、沖縄本島でのスクーリングが必要となることから、離島である本市では受講が難しい状況がありました。講師を招聘して、島内でスクーリングを受講できるようにすることで、資格取得を促進し、新たな介護人材の確保及び介護職の定着率向上につなげたいと考えております。

◎池城 健君

講師を招聘しというお話でしたけれども、その研修にユマニチュードの考え方を取り入れられないかなというお願いなんですけど、このユマニチュードというのは、実は先日、マティダ市民劇場において介護に関する講演会、ユマニチュードに関する講演会が行われました。これ多分宮古島市で私2回かなと、2回参加したんですが、非常にいい研修会だなと思っていて、ユマニチュードというのはフランスの体育学の専門家が40年以上に及ぶ病院施設や家庭での経験から生まれたケアの技法です。考え方です。あなたのことを大切に思っていますよということを相手可以理解できるように伝えるための技術、その技術を使うときに考えておくべき考え方で、ユマニチュードというのは、人間らしくあるということを意味するフランス語の造語だそうです。実は福岡市では、このユマニチュードを考え方全面的に取り入れて福祉行政を市として促進しているという話も聞いています。ぜひこの研修を宮古島市のこの介護人材確保対策事業として取り入れることはできないかお尋ねします。

◎福祉部長（松堂英彦君）

先ほど答弁しました介護初任者研修、介護福祉士実務者研修のカリキュラムにつきましては、先ほど申し上げたとおり厚生労働省で指定がされております。この研修は、介護人材の指定養成機関に委託することになりますので、研修内容に取り入れることが可能なかどうか、委託先とも検討してまいりたいと思

います。

◎池城 健君

福祉部長、本当にマティダ市民劇場の講演会にも、私思っている以上にたくさんの方が、関係者が来ていて、非常にいい講演会で、私の親もこういう介護してもらえたらいいなと思えるような講演会でした。その考え方を宮古島の介護者の皆さんにも伝えていただきたくて、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に行きます。クルーズ船の寄港についてですが、私もクルーズ船の寄港を3回ほど、先週が最後だったかな、3回目だったかな、朝8時頃から視察に行っています。約5,000人近い観光客が一斉に上陸する際は本当に壮観です。これは大変だなと思いついていますが、現在このクルーズ船の寄港についてどういった取組を市としてやっているのかをお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

クルーズ船寄港時の取組についてのご質問にお答えいたします。

令和5年度コロナ禍明けからクルーズ船の寄港は増加傾向にあります。令和5年で19回、令和6年に入ってから増加傾向にあり、1月は2回、2月は5回の寄港があり、3月は8回の予定で、3月までに計15回の寄港予定となっております。クルーズバスはコロナ禍に完成し、令和4年度に1回の利用はあったものの、本格的な利用は今年度から開始しており、スムーズな受入れができるよう、関係者と意見交換等を行いながら取り組んでいるところでございます。特に二次交通関係機関の利便性向上と安全確保については、適宜会議や意見交換を実施しながら取り組んでまいりました。バス、タクシーだけでは一度に、池城健議員のご指摘のとおり、数千人規模が訪れる大型のクルーズ船に関しては対応できていないことから、レンタサイクルや電動キックボードの貸出し、クルーズ受入れ施設内にてキッチンカーで食事を提供するなどの実施を行っているところでございます。受入れ態勢につきましては、宮古島観光協会のほうへ委託を行って対応していただいているところでございます。

◎池城 健君

本当に大変な状況で、令和6年度、次年度はどういう予定になっていますか。

◎建設部長（川平陽一君）

令和6年3月13日現在、令和6年度のクルーズ船の寄港予定は99回となっております。

なお、予約状況につきましては、市のホームページでも公表しております。

（「休憩」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後4時15分）

再開します。

（再開＝午後4時16分）

◎池城 健君

私が見たのは多いところで5,500人ぐらいか、4,000人、あの場所からバスに乗ったり、タクシーに乗ったり、レンタカーに乗ったりする皆さんがどおっと動くんです。そこに警備員もいないんです。砂川和也

議員もおっしゃっていましたが、それを宮古島観光協会の方が一生懸命交通整理をしている。あれいつ事故が起きてもおかしくないという状況なんです。ですから、せめてこの部分だけにでも警備員の配置をして、取りあえず危険性を除去する必要があるかなと思うんですけど、今向こう、警備員は入り口のところと海側に2人配置されているんですけど、クルーズ船からの乗客が動く動線には一人もいないんです。今は、本来なら通訳を請け負っている皆さんがもう見るに見かねて誘導している状態。しかも、日本人だったら話も聞いてくれるんですが、外国の方になると言葉も通じなくて、なかなかもうストップと言っても、バスが通ろうとするのに飛び出したりする場面も私も何度も見ました。そういうことに関して非常に危険だなと、その場面に対してはきっちり予算化して、交通整理の警備員は取りあえず早急に必要かなと思うんですけど、配置についてお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

警備員の配置についてお答えいたします。

クルーズ受入れ施設内の警備につきましては、建設部の港湾課のほうにおきまして埠頭保安規程に基づいてC I Q内及び出入口の警備員を配置しているところでございます。池城健議員ご指摘の受入れ施設から観光バスへ移動する際に通る横断歩道の交通整理につきましては、埠頭保安規程外の場合であるということで、現在観光商工課の職員、また受入れ業務の委託先であります宮古島観光協会の職員にて対応している状況でございます。今おっしゃられたとおり危険性の除去という観点から、次年度以降の埠頭保安規程外の場合での誘導員配置につきましては、観光商工課のほうで直接誘導員の配置を行う、委託するという事で予定しております。安全確保も含め受入れ態勢づくりを図ってまいりたいと考えております。

◎池城 健君

本当にいつ事故が起きてもおかしくない状況だと私は見えていますので、その前に早急な対応をよろしくをお願いします。

続いて、水道行政についてですが、これについては先日下地信広議員への答弁で、地下水モニタリング調査をしっかり予算をつけて行っていくとお伺いしましたのでいいんですけども、ただ申し上げたいのは、この宮古島地下水研究会は予防原則としてという対応を取ってくれということをおっしゃっていました。予防原則とは、環境や人への影響及び被害の因果関係を科学的に証明されていない場合においても、予防のための政策的決定を行う考え方と、これは世界自然憲章や環境と開発に関するリオ宣言などでも国際的に認知されている考え方だと聞いています。ですから、水道部長、この予防原則という言葉をしっかり胸に留めて水道行政を行っていただきたいなと、それをお話を伺ったら、兼島方昭水道部長、また今年度で退かれるということなんですが、後輩にもぜひ伝えて、この予防原則という考え方をしっかりと持って、危機感を持って水道行政やっていただきたいなということをお願いしたいと思います。

また、教育委員会に関しても、発達障害の増加は、私も現職のときに本当に宮古島は少し多いなと。それで、議会の場で質問したときに、国の何倍もあるんです。ですから、やはり調査が変わったのは、これ国も県もみんな一緒なんです、宮古島も。ところが、国の何倍も宮古島が増えているというのは、やはりこれどこかに何かがあるのではないのかなという危機感を持って、教育委員会としても今後の推移をしっかり見守っていただきたい。子供たちのために安心、安全で暮らせる島へ持って行っていただきたいなということを要望しておきます。

続いて、市民生活の利便性向上についてですが、宮古空港駐車場の無料化、伺おうとしたら日曜日の新聞に大きく載っていました。建設部長、これ以上の情報があつたらよろしくお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

宮古空港駐車場における30分未満の駐車無料化については、県が沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部の改正案を2月県定例会に提出しており、改正条例の公布から約1か月を経過する令和6年5月1日を30分未満無料の開始日とすることとして、沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則の制定に係る手続を進めていくという考えで報告を受けております。

◎池城 健君

多分建設部長の働きかけが効いてくれたかなと感謝しております。

続いて、JTAドーム宮古島、そこに電気自動車の充電器が2つあるんですが、もうずっと故障の表示がされたままなんです。1つはかなり前から、2つ目が庁舎に充電器ができた翌日からかな、この辺分からないんですが、その辺いつから故障しているのかをお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

JTAドーム宮古島の電気自動車充電器の故障時期、JTAドーム宮古島の充電器につきましては、2台設置しております。そのうち1台が昨年5月、もう一台が8月頃から故障しているところでございます。

◎池城 健君

去年の5月と8月。全然もう修理をする予定はないんですか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

今後の修理予定でございます。

修理の予定についてですが、車両の充電は、基本的には自社または自宅で行うものだというふう考えております。当該施設の充電器は、緊急対応時の充電を目的として整備されております。現在は市内各所に充電器が設置され、加えて昨年には市役所敷地内に2基新設されていることなどから、市内における緊急対応時での利便性に大きな影響はないというふう考えております。このことから、当該充電器の修繕や更新につきましては、現在のところ予定していないところでございます。

◎池城 健君

宮古島市は、令和4年3月定例会の施政方針演説で、国が掲げる脱炭素社会の構築を見据え、エコアイランド宮古島として2050年ゼロカーボンシティを目指しますと表明しました。私はこのゼロカーボンシティ、電気自動車の普及もその一つだと捉えています。電気自動車が普及するためには、充電器はどうしても大切なんです。観光商工スポーツ部長がおっしゃるように、基本的には自宅でやります。例えば今電気自動車、1回の充電、自宅で10時間やって、120キロ、クレーンを使わずに新品の電気自動車が走れる。ところが、3年、4年たつとこれが劣化して、80キロとか、一晩やっても。そうすると、島内で保良にドライブ行って、池間島にドライブ行っていたら、どこかで必ず充電しないといけないんです。ですから、宮古島市がこのゼロカーボンシティを目指すとするためには、市内の各所に充電器を置いて電気自動車の普及をしっかりと支えるということはとても大切なことだと思うんです。今宮古島市は、ガソリン車は高いガソリンを島外から購入して、島外にたくさんのお金を払っています。これが電気自動車だと、宮古島にさんと降り注ぐ太陽光を利用して、太陽エネルギー利用して、地域経済のためにもとても大切なことだ

と思うんです。ですから、こういう充電器などを、これ壊れたからいいや、例えば宮古島市、旧庁舎にもあります。これもかなり古くなってきていますよね。うへのドイツ文化村にもあります。これも多分J T Aドーム宮古島よりも先に設置されたのではないかな。では、これなんかも全てもう古くなったらみんな撤去して、それで終わりですか、企画政策部長。

◎企画政策部長（久貝順一君）

現在市が管理しております充電設備につきましては、急速充電器が8か所で、普通充電器が10か所ありまして、合計18か所ございます。設置の考え方としましては、市役所の各庁舎、観光施設などに設置をしている普通充電器につきましては、施設に寄った際に充電できる設備として設置をしているところです。急速充電器及び中速充電器は、電気自動車が行進中に電欠、バッテリーの容量が不足した場合に、なりそのような場合に緊急的に充電できる設備として、市内の一定区間に1基ずつ配置しています。この一定区間というのは、充電設備の半径6キロ以内をカバーできるという形で、6キロごとに設置をしているところです。電欠による走行不能とならないように、安心して電気自動車を購入できるよう設置をしております。

また、修繕等が出た場合には、各所管部のほうで管理している充電器もあります。また、民間のほうでも充電の施設もありますので、企画政策部で管理している、エコアイランド推進課で管理している充電器につきましては、適宜修繕をしながらやっていく形になるんですが、設置してから長いもので10年近くなるものもあります。その中で部品等がもう製造していないとか、そういった部分もありますので、新たにまた設置するのかという部分も今後検討していきたいと考えております。

◎池城 健君

市長、宮古島市はもうここに太陽光発電やって、公用車として電気自動車をこれからどんどん増やしていきたいという話を伺いました。宮古島市の職員も、仕事はここだけではないんです。保良にも行かんといけない、池間島にも行かないといけない。そうすると、やはり今企画政策部長がおっしゃったように、いろんなところに充電器やって、安心して仕事ができるよという環境をつくることは大切なことだと思うんです。ですから、いや、もうこれ古くなったから修理しませんではなくて、電気自動車を安心して使える環境をぜひつくっていただきたいと思うんですけれども、市長、何か見解あればよろしくお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

脱炭素先行地域の指定も来ておりまして、やはりこれからは自然エネルギーを活用する、再生エネルギーを活用するということが大事だと思っております。また、我々の役所の公用車についても、EV化への予算等も構築しておりますから、観光客を含めて、あるいは台風時の対策等含めて、あるいは医療機関等との連携もしながら、非常事態でも確実に電源が確保できると、また観光客が電気自動車でステーションで充電できる合理性というものをやはり検討していくというのは大変重要なことというふうに今思っておりますので、この辺を計画的に整合を図りながら進めていきたいと思っております。

◎池城 健君

ぜひよろしくお願いします。電気自動車、私宮古島の中では非常に使いやすい、この圏域の中で、ものかなと思っています。ですから、もっともっと普及する可能性があるんです。そのためにやはりそれを下支えする充電器はとても重要になってきますので、しっかりと対応をよろしくお願いします。

これで私の3月定例会の質問を終わりますが、本当に定年なさる役所の皆様、また学校の先生方もたく

さん定年今度しますが、第2の人生、人生100年といっています。第2の人生長いです。楽しんでください。

◎議長（平良敏夫君）

これで池城健君の質問は終了しました。

（「議長」の声あり）

◎前里光健君

すみません。少しお時間いただきたいと思うんですが、問題提起をしたいと思っております。大変申し訳ありません。いいですか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩ではなくていいですか。

◎前里光健君

いいです。休憩でもどちらでも構いません。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後4時31分）

再開します。

（再開＝午後4時34分）

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後4時34分）

令和 6 年

第 2 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

3 月 26 日 (火) 9 日目

(一 般 質 問)

令和6年第2回宮古島市議会定例会（3月）議事日程第9号

令和6年3月26日（火）午前10時開議

日程第 1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和6年第2回宮古島市議会定例会（3月）会議録

令和6年3月26日（火）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（22名）

（散会＝午後3時56分）

議長（23番）	平良敏夫君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（7〃）	新里匠〃	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（20〃）	上里樹〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
		〃（22〃）	上地廣敏〃
		〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（2名）

議員（6番） 下地信男君

議員（8番） 狩俣政作君

◎説明員

市長	座喜味一幸君	会計管理者	儀間博君
副市長	嘉数登〃	水道部長	兼島方昭〃
企画政策部長	久貝順一〃	消防長	宮國和幸〃
総務部長	與那覇勝重〃	企画調整課長	前原敦〃
福祉部長	松堂英彦〃	総務課長	豊見山徹〃
市民生活部長	友利毅彦〃	財政課長	国仲英樹〃
農林水産部長	石川博幸〃	教育長	大城裕子〃
建設部長	川平陽一〃	教育部長	砂川勤〃
観光商工スポーツ部長	砂川朗〃	生涯学習部長	天久珠江〃
産業振興局長	下里盛雄〃	農業委員会会長	芳山辰巳〃
こども家庭局長	仲宗根美佐子〃	農業委員会事務局長	上地明弘〃
環境衛生局長	下地睦子〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局 局長 下地貴之君
次長 仲間清人〃

次長 補佐 与那嶺彰成君
議事係長 国吉たかよ〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は21名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第9号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は、上里樹君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎上里 樹君

通告に従いまして、一般質問を進めてまいります。

最初に一言、能登半島地震で犠牲になられた方、そして被災された皆様に対して、この場をお借りして心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、新年度の座喜味一幸市長の進める事業についてですが、市民所得向上に各産業分野の振興と併せて人材確保、育成が重要という観点から、中小・小規模企業振興条例の制定、そして住居不足対策として空き家、公営住宅の有効活用で若者の定住促進の取組、公営住宅入居の保証人の撤廃、宮古島市奨学金返還支援事業による働く若者への支援など、待っていましたという思いで受け止めました。

特に教育予算の拡充では、選手派遣費の拡充、学校トイレの洋式化、特別支援教室へのクーラー設置、さらに学校給食で御飯を除く全ての食材を地元産の食材で賄ったという地産地消の取組は、子供たちの笑顔が目に見え、大変うれしく受け止めました。その取組をさらに発展させて、学校給食以外の小売店、飲食店、福祉施設等への提供を進めていくということで、行政と市民が一丸となってこの事業に取り組む、このことによって地域で経済が回り、将来に希望の持てる、元気の持てる取組として歓迎いたします。

それでは、質問に入ります。最初に、宮古島市未来創造センターについてですが、宮古島市未来創造センター敷地内の環境整備について伺います。宮古島市未来創造センター敷地内の照明設備設置について伺います。施設を利用する市民から、夜間の施設利用、その際に暗くて困っている。目の不自由な方は、暗くて怖くて歩けない、そのように言っています。

そこで、伺います。宮古島市未来創造センター敷地入り口の左側駐車場から調理室の前を通り、研修室までの通路に夜間照明が設置できないか伺います。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

上里樹議員ご指摘の箇所については、当初から、照明が設置されていなかった場所ということもあり、電気の引込線がなく、簡易な照明を設置しておりましたが、台風で破損した状況です。現在、台風時にも破損しない照明器具設置に向け検討しているところです。

◎上里 樹君

当初から配線がない場所と、かなり広大な面積で、県道にも面しておりますけども、入り口が暗いと、もう建物全体が暗く感じます。特に目の不自由な方は、どこを歩けばよいのか判断に迷うといえます。ですから、事が起こらない、重大事故につながらない前に、検討中ということですので、急ぎ対応をお願いします。

次に、宮古島市未来創造センター敷地内の手すりの設置についてです。調理室と研修室の間から駐車場に向かう急傾斜のスロープがあります。そこに手すりを設置できないか伺います。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

上里樹議員ご指摘の調理室と研修室との間の通路については、現在のところ、手すり設置の計画はございませんが、危険性の除去のため、設置に向け検討してまいります。

◎上里 樹君

新しく建てた、将来に向けて本当に未来につないでいく大切な図書館なんですけども、せっかくフラットなバリアフリーの敷地を掘り下げたり、盛り上げたり、バリアをつくってしまった、本当になぜという思いです。そんな中で、手すりの設置やいろいろ改修はされてきているんですけども、ぜひかなりの急勾配になっていますから、対応を急ぐようお願い申し上げます。

そして、一言苦言を言えば、もう既に話していますけども、ああいうバリアフリーの時代に逆行するような、そういった公共施設の建設というのは、本当に職員も市民も一丸となって今後総合体育館やいろいろ建設が予定されていますけども、このような失敗を繰り返さないように十分に検討し、職員も監視をしていただきたいと。JTAドーム宮古島もそのように指摘されている場所でもあります。教訓を生かしていただきたいと思います。

次に、若者の定住について伺います。市営住宅の確保についてですが、アパートの空き室がない、家賃が高いという市民の声について、本市はその原因についてどのように考えているのか伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

本市の民間賃貸住宅の現状につきましては、コロナ禍からの回復に伴いまして、多くの業界で人手が不足している状況から、島外から人手を呼び込むための住居確保として、アパート需要が増加していることから空き部屋が少なく、家賃が高い状況となっております。ホテル、旅館施設の建設増とコロナ禍後の観光産業の回復による人手不足も相まって、賃貸住宅の空きが非常に少ない状況となっていると捉えており、報道によりますと、市内の賃貸稼働率は99%と非常に高いとのことでした。

また、企業が島外から人手を呼び込む際に、賃貸住宅を法人契約する事例が多く、一般的に法人契約は個人契約よりも賃料が高く設定されているため、これらが今家賃を引き上げている一因となっていると考えております。民間賃貸住宅の家賃設定につきましては、市場の需要と供給の状況に影響を受けるため、空き室が極端に少ない状況にありながらも、需要が高止まりしていることから、高額な家賃設定が継続しているものと考えております。

◎上里 樹君

事業展開に伴う外部からの流入というんですか、そもそも家賃の高騰、これは宮古島に配備された陸上自衛隊宮古島駐屯地の建設から始まったと私は見ております。地域外労働者が1,000人近くその現場で働いていました。

答弁のとおり、多くの地域外労働者が宮古島にやってくる。さらに、アパートの建築ラッシュ、ホテルの建築ラッシュ、それでますます人が足りない。新たな労働力がまた島に押し寄せてくる。そして、アパートの家賃が高騰する。本当に子育て中の若者が賃金が上がらない中で泣く泣く島を離れる。家賃が2倍に上がった、住むことができない、このように島を離れた若者も少なくありません。島外の事業者が島に

進出して高い賃金で雇用し、島の事業者は経営が成り立たなくなって廃業する。つい最近も、一つの店舗が家主が替わって家賃額が2倍に上がったということで、これを廃業せざるを得ないと、こういうことを漏らしていました。若者たちが今悲鳴を上げています。結婚して住む家がない、このままでは結婚もできない、本当に悲痛な叫びです。

そこで伺いますが、若者が定住できる公営住宅の建設について伺います。民間アパートの家賃高騰で、若者の入居できる住居の確保が必要です。市営住宅の建設について伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

本市の市営住宅につきましては、宮古島市公営住宅等長寿命化計画により、新築ではなく、現存する市営住宅の修繕、建て替えを進めております。また、これまでも答弁しておりますが、市営住宅に空き家が生じている地域において、民間賃貸住宅の家賃高騰により、住居の確保ができない若者に住居を提供することにより、地域の活性化を図ることを目的として公営住宅の地域対応活用計画を令和6年度に計画しております。

◎上里 樹君

あえてそういう答弁をこれまでも繰り返し聞いてまいりました。本当に今やっと修繕が入った、もう大変よいことです。これをもっと早く合併当時から進めておれば、城辺地域や上野地域でも、下地地域でも、伊良部地域でもそうです。島を離れなくても、また市街地に引っ越してこなくても、人口が地域で減少することはなかったと考えます。

宮古島市公営住宅等長寿命化計画で修繕で対応ということなんですけども、私はこの機会に将来の宮古島市のまちづくり、そういう観点から市営住宅の建設、いかにあるべきかと。公営住宅もこれから建て替えもあると思いますけども、その際に提案ですけども、低所得者をカバーできる、広くて快適な民間アパートに負けない、そういう住んでよかったと言える公営住宅、それを造っていただきたい。夢のような話ですけども、脱炭素の政策を考えると、市営住宅建設はこれまでどおりの建設ではなくて、断熱を重視していただきたい。夏場、それを快適に過ごせるように、電気の消費を抑えるためにも役立ちます。マイカーを減らして電気自動車を公共インフラとして活用できるまちづくりを進める。それと連動した取組で、座喜味一幸市長の市民所得10%アップとの兼ね合いでもいろいろ知恵をめぐらせましたけども、低所得者向けの住宅、年収250万円以下、これが6割、7割の宮古島市。こんな宮古島で市民の所得10%引上げ、賃金の支給というのはありませんけども、可処分所得を引き上げる取組としては、家賃補助や減税、これが考えられるかと思います。200万円の低所得者の1万6,000円程度の支援で、市民の所得10%アップはすぐ達成できます。

次に移ります。教育行政について伺います。就学援助についてですが、準要保護認定基準の緩和について伺います。12月の定例会で、次年度からの実施を求める私の質問に、砂川勤教育部長は、「本市の認定基準は県内自治体の中でも低い基準であることから、見直しについて積極的に検討してまいりたいと思います」と答弁し、大城教育長も「前向きに取り組んでまいります」という答弁でした。結果、残念ながら新年度での見直しはなされていません。消費税の増税、コロナ禍、そして物価高騰で市民の暮らしは、より厳しくなっています。教育費の父母負担の軽減は喫緊の課題だと考えます。

そこで、伺います。準要保護認定基準を生活保護基準の1.3倍に拡充すべきと考えます。そのために幾ら

の財源が必要になるのか伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

現在本市において、準要保護認定基準額となっている生活保護費基準額は世帯構成等によって異なるため、生活保護基準の1.3倍以下の世帯やその世帯の児童生徒数などの抽出が困難であること、また所得の低い世帯から平均的な世帯に近づくにつれて世帯数が多くなるのが一般的であるため、仮に認定基準を1.3倍に引き上げた場合、対象となる児童生徒数や支出額が単純に1.3倍になるということではなく、2倍や、あるいは3倍になる可能性もあることから、どれぐらいの財源が必要かといった試算をすることは現段階では難しいと考えております。

また、現在は沖縄県の子どもの貧困対策推進交付金を活用しておりますけれども、同交付金は県の予算の範囲内で自治体ごとに基準額が定められており、その基準額の2分の1以内の交付となっております。今年度その基準額を上回っておりますので、県の基準額が引き上げられない場合、本市の支出が増えることになります。そのため、準要保護認定基準の引上げについては、新たな財源を要するため、1.3倍あるいは段階的に引き上げるのか、おっしゃっていましたがように県内でも低い水準であることは把握しております。その辺を検証してまいりたいと、そのように考えてございます。

◎上里 樹君

共通認識として、低いという共通認識は得られましたので、ぜひ前向きにしっかりと引上げに向けて取り組んでいただきたいと思います。

要保護、生活保護を受給している世帯は、この間の生活扶助の基準額を2013年から2015年まで3回に分けて引き下げられてきました。自治体によっては、その基準額が扶助費の減額に合わせて準要保護の基準額を変更している自治体もありますけれども、本市はどのような対応をしたのか伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

国が生活扶助基準額を引き下げた際、文部科学省より就学援助制度においては生活保護基準額の見直しに伴う影響が出ないよう対応を求める通知がございました。本市においては、2013年から2015年に関して基準額の変更はしてございません。

◎上里 樹君

基準額が引き下げられる以前の基準で対応していると、賢明な対応に敬意を表します。生活保護世帯に準ずる世帯の援助、これが引き下げることなく継続された、改めて重ねて敬意を表したいと思います。

生活保護の扶助費の減額、これは今憲法違反という訴えで全国で裁判が行われています。国に対して減額処分の取消しを命ずる判決が、地裁、高裁含めて15例と相次いであります。それだけに就学援助の認定基準の引下げ、これはやってはいけなと憲法の立場からも考えるものです。国は、就学援助の単価の引上げを行います。しかし、国が補助を行う要保護、生活保護の部分での増額になりますから、宮古島市として準要保護について国の引上げと同等の単価の引上げ、これを進めていただくよう要望するものですが、お答えできるのであればお答えいただければありがたいです。要は基準の引上げ、準備ないですね。よろしいです。

憲法第26条、これは義務教育は無償とするとうたっています。さらに、日本が批准している子どもの権利条約や社会権規約など国際人権規約にも同様の規定があつて、政府はこれを守るという義務が生じてい

ます。市として、政府に対し、その責務を果たすためにも、就学援助、元の国庫補助制度の復活をするように強く要請していただきたいと思います。

どんな家庭に生まれても、所得の格差によって教育権が侵害されないようにすべきです。就学援助制度は子供の貧困対策の一つでもあります。貧困対策法では、子供の貧困対策は自治体の責務とされています。このことを子供施策の中心に置いた政策を求めます。

そこで、それとの対比で、事業の何を本市は優先すべきか。私は、空港横断トンネルのような事業は今やらなければならない事業なのか、その対比で考えています。甚だ疑問に感じるところです。

次に、福祉行政についてですが、生活保護について伺います。生活保護制度を市民に広く知らせる取組についてですが、生活保護のしおり、市民が手に取れるように、市役所ロビーや出張所などに生活保護のしおりを置くことについて伺います。

◎福祉部長（松堂英彦君）

ご質問の生活保護のしおりですが、このしおりは原則、生活保護制度の利用が開始となった世帯に対し、生活保護制度についてまとめた資料となることから、このしおりは生活福祉課窓口においてカラー印刷版で用意し、制度説明をしながら提供しております。市役所ロビーでの設置につきましては、現在のところ検討しておりませんが、生活に困り事を抱えている方については、まず自立支援相談事業により住居確保給付金の活用や家計改善事業等の支援につなげており、それでもなお生活の立て直しが必要な場合に、生活保護制度の活用となるというふうに考えております。そのため、生活保護のしおりにつきましては、生活福祉課の窓口において配付するものと考えております。

◎上里 樹君

保護を開始された方に読んでもらうものだということなんですけども、どのような扶助が実際にあり、どのような生活保護、これが受けられるのかと。そのことについては生活保護を受ける対象でない市民も宮古島市が実施している状況、これはしっかりとつかんでおく必要があると考えます。そういった意味でも、生活保護、これを受けやすく、誰でも気軽に相談に行くという、その前提としての周知を図るという観点からも、窓口カウンターに置く、それから出張所や人の集まる場所、それに手に取りやすい場所に設置する、これは必要なことだと考えますが、ぜひそんなにお金のかかるものでもないと思います。増刷をしていただいて、置いていただきたいと再度求めますけども。

◎福祉部長（松堂英彦君）

生活で困り事を抱えている方へは、まずは相談の段階で課題を整理し、生活困窮者自立相談支援事業による支援策を提示し、自立に向けた支援が必要だというふうに考えております。生活困窮者自立相談支援事業と併せて生活保護制度の周知についても図ってまいります。

◎上里 樹君

繰り返しの答弁ですので、そんなにお金のかかることだとは思いません。しおり、パンフレットを増し刷りするだけです。ぜひそれを今こういうご時世の中で、生活保護を受けやすくする。生活保護があるんだよという情報を提供する、そういう役割も果たせると思いますから、ぜひ前向きに検討していただきたい。要望します。

次に、生活保護は権利、ためらわず申請してください、そう呼びかけるポスターを県内の那覇市をはじ

め、役所に掲示している自治体が出ています。全国でもその周知が図られて取組を進めている状況がありますけれども、本市でもその取組がぜひ必要だと考えます。見解を求めます。

◎福祉部長（松堂英彦君）

市役所での生活保護制度について、ポスターを活用した制度の周知の必要についてお答えいたします。

生活をしていく中で、困り事がある場合に活用できる制度として、生活保護制度のほか、各地域にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域福祉計画推進事業、生活困窮事業を実施しております。生活の困り事につきましては、相談の内容も様々で、また多岐にわたる要因を抱えている場合もあります。そのため、生活保護制度の周知だけではなく、相談をしやすくするために、生活困窮者自立相談支援事業など、生活に困窮した場合に利用できる制度及び相談できる場所の周知が必要と考えており、現在ポスターによる周知は考えておりませんが、今後広報紙等への掲載について検討していきたいと考えております。

◎上里 樹君

私は、最近宮古島でもホームレスがいるもんだとびっくりしました。港のベンチで、公園のベンチで水道水を浴びながら暮らしている高齢者がいました。そういう方が役所に出向く、そのことを非常に恐れているんですね、怖がっているんです。ハードルが高い。誰しも役所に行こうと誘うんですけど、かたくなに拒むんです。ですから、日頃から生活保護が権利だと、ためらわず申請してください、これは厚生労働省が言っているんです。ですから、それをあまねく市民に周知する、これは大切なことだと考えまして、ポスターの掲示を求めています。ですから、このポスターは、だって手作りでもできるんです。お金がかかる仕事でもありません。ですから、それを市民に本当にハードルを下げて、気軽に相談に来てくださいという言葉がありました。それをぜひ目に見える形で呼びかけるポスターを掲示すべきだと考えますけれども、もう一度答弁を求めます。

◎福祉部長（松堂英彦君）

現在生活に困窮されている方の制度につきましては、生活困窮者自立相談支援事業のパンフレット等も作成をしまして、ロビー、相談窓口で配付をして周知をしております。その周知に合わせて生活保護制度の周知もしているところです。

ご質問のポスターの周知につきましては、検討させていただきたいと思います。

◎上里 樹君

直ちに取り組みますとお答えいただければ本当にうれしいんですけども、検討するということですので、ぜひ前向きによりしくお願いします。

次に、し尿等処理施設建設について伺います。し尿等処理施設整備工事についてですが、私はこの問題、情報開示請求をしましたけれども、入札時に提出された内訳書が開示となりました。同工事のプラント電気では、提出された内訳書は全て開示されているのに、なぜ全てが開示できないのか、理解できません。

そこで、伺います。し尿等処理施設整備工事（プラント機械）において、入札時に提出された内訳書の全てを開示することについて伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

入札書の開示についてお答えをいたします。

上里樹議員ご指摘の内訳書につきましては、入札時に提出された内訳書ではなく、談合調査に必要な資

料として、入札後に提出していただいた詳細な単価等を載せた内訳書のことを指していると思いますが、調査資料として保管しております。契約検査課に情報開示請求いただければ、対応させていただきます。

◎上里 樹君

今のご答弁、再確認ですけれども、開示請求をすればお出しいただけると理解していいんですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、し尿等処理施設整備工事（プラント機械）の入札後に業者に提出いただいた談合調査への詳細な内訳書の情報には公開できない企業情報が含まれている場合がございます。そのため、担当課へ報告する入札結果の一件書類には含めず、契約検査課にて重要な調査資料として保管をしております。

契約検査課に情報開示請求していただければ、まず企業に確認しまして、支障のない範囲でその内訳書を部分開示することは可能というふうに考えております。

◎上里 樹君

私に対しては、もう不開示と明快な回答がありましたので、疑問に思いましたから質問させていただきました。それはプライバシーに関するような、そういった企業の情報に関しては伏せなければいけない部分があるかと思います。出していただけるということで、そうさせていただきます。

し尿処理の関係では一言苦言を呈したいと思います。し尿等処理施設整備工事安全祈願祭が1月16日に行われたという新聞の報道を受けて、工事現場を確認に行きました。工事を進めるためのプレハブの設置等が整っているものの、工事関連の看板も旗も設置されないままの状態でした。建築確認済証を掲示しない、そのようなことが公共工事においてあってはならないと考えます。市長におかれましては、職員監督不行き届きと言われないように、ぜひ対応を強めていただきたい。よろしくお願いします。

次に、個人情報について伺います。自衛隊への市民の個人情報提供についてです。もうこの場で繰り返し要求してまいりました。法的根拠のない自衛隊への個人情報の提供はやめるよう、重ねて要求してまいりました。しかし、本市は2016年、平成28年から名簿を提出し続けています。

そこで、伺います。名簿の提供開始からこれまでの名簿提供の要求について、その詳細をお聞きしたいと思いますが、自衛隊のどの部署から、いつどのような内容の名簿提出が求められたのか伺います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

自衛隊の名簿提供につきましては、平成28年度から行ってございます。自衛隊沖縄地方協力本部から、例年3月から5月上旬頃に名簿提供の依頼通知を受けております。依頼内容は、当該年度中に18歳に達する方の氏名、生年月日、性別及び住所の4情報となっております。

◎上里 樹君

自治体によっては、本当に個人情報、病歴までも提出を求めるような自治体もあります。現にそれに応えている自治体もあります。そういう中で、本市は4情報に限るということなんですけれども、これまでの本市の対応について伺います。名簿提出要求に対して、本市はどのような内容の名簿、これは4情報ですけれども、どんな形態で提供したのか伺います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

自衛隊沖縄地方協力本部より求められた名簿提供につきましては、本市では平成28年度から対象者の氏名、生年月日、性別及び住所の4情報を紙媒体にて提供してきましたが、令和5年度については閲覧によ

る対応としたところでございます。

◎上里 樹君

紙媒体で令和5年度については閲覧で対応したと。この閲覧で対応したのは、原因は除外申請をできるようにするという事だったと思います。それで、続きで今後の対応についてですが、さきの定例会での私の一般質問に、除外申請をできるようにするとの答弁でした。除外申請を導入しても、私は周知徹底ができるかどうか疑問です。除外申請をしなかった人は、本人の同意があったというのはおかしいと思います。地方自治体は、市民の個人情報を守る責務があります。その基本的人権を尊重する立場からすれば、本人の同意というのは市が一人一人に確認をして、同意した市民に限って、情報を提供するの筋ではないでしょうか。名簿提供は、繰り返し指摘しているように義務ではありませんから、きっぱりと名簿提供をやめるべきだと考えます。見解を伺います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

自衛隊沖縄地方協力本部への名簿提供につきましては、情報提供を望まない方への配慮としまして、除外申請による対応も検討していたところでございますが、自衛隊沖縄地方協力本部からの依頼内容に基づきまして、令和6年度も閲覧による対応といたします。

◎上里 樹君

除外申請は求めずに、閲覧による対応にしていくと、懸命な取組だと思います。ぜひ県内でも11市の中で宮古島市だけが自治体として紙媒体の提供をしてきた経緯があります。各自治体におきましても紙媒体の提供、それをやめていった経緯があります。ですから、本市としても閲覧対応に切り替えたことは高く評価したいと思います。

しかし、閲覧による提供にしても、自治体によっては断る、そういう自治体も出てきています。まず、自衛隊、これがこれまでとは性格が異なってきた。本当に日本が攻撃されていないのに、アメリカの軍事同盟によって集団的自衛権の行使という形態で、アメリカと共に戦うという、そういった事態の下で戦前の教訓、それをしっかりと生かして住民の福祉の増進のために自治体が頑張る、そのことを大切にすることが求められます。以上指摘して、次に移ります。

自衛隊についてですが、陸上自衛隊駐屯地増強と配備について伺います。新たな電子戦部隊の施設建設と隊員の配備について。防衛省は、2024年度末までに電子戦部隊を配備すると発表し、市民への説明もなく、新年度予算に13億円を計上しています。市議会は、9月27日の本会議で、市民への十分な説明を行い、市民の理解を得ない、新たな配備等を進めることがないよう強く求める宮古島市に新たに配備予定の電子戦部隊に関する意見書を全会一致で可決しています。

そこで、伺います。さきの定例会で、12月6日付で市長が沖縄防衛局に、市民に対して丁寧な説明を行うよう文書で要望したという答弁がありましたが、沖縄防衛局からの回答はありましたでしょうか、伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

自衛隊についての電子戦部隊につきまして沖縄防衛局に対する要望の回答についてでございます。宮古島市への電子戦部隊の配備に関しましては、昨年末、沖縄防衛局に対しまして丁寧な説明を要望したところです。防衛省は、宮古島駐屯地への電子戦部隊配備を進めていくに当たり、丁寧な説明や適切な情報提

供は必要であり、しっかり取り組んでいくとのことです。市としましては、引き続き丁寧な対応を求めてまいりたいと考えております。

◎上里 樹君

丁寧な説明は必要であり、しっかりと取り組んでいくと、そういう回答があったということですが、もう既に予算化されているんです。本当に乱暴な進め方だと思いますけども、説明をするといいますから、いつそれを予定しているのか、お分かりであればお答えください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

説明につきましては、時期に関してはまだ示されておりません。

◎上里 樹君

電子戦部隊の配備、また予算も計上されていますけども、具体的にどういう配備になるのかという説明がないまま走り出している。本当にこれは民主主義を否定する、そういう乱暴なやり方だと思うんです。新たな部隊の配備になります。駐屯地の拡張、増強になります。市長はこのような配備は認められないと表明すべきだと考えますけども、見解を伺います。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時43分）

再開します。

（再開＝午前10時43分）

◎企画政策部長（久貝順一君）

市としましては、沖縄防衛局に対しまして電子戦部隊などの新たな部隊配備及び関連する施設の整備については、市民に対し丁寧な説明を要望しているところです。防衛省は、様々な機会を通じて地域の方々に対し、情報共有や意見交換を行っていくものと考えております。防衛省に対し、自衛隊活動に関する丁寧な説明と情報共有については、引き続き求めてまいりたいと考えております。

◎上里 樹君

様々な機会を通してというんですけども、駐屯地建設について丁寧な説明を求める市民の声をこれまで無視し続けながら、今度は新たに説明もなく、駐屯地西側に用地を取得して駐屯地を拡張し、電子戦部隊を配備する、これは本当に乱暴なやり方です。当初の陸上自衛隊配備の説明は、防衛の空白を埋める島嶼防衛のための抑止力、このように説明してミサイルを配備してきました。今ミサイルの配備がされたわけですが、台湾有事といって、射程距離を1,000キロ以上に能力を伸ばす、長射程のミサイルを導入する計画も発表されています。12式地对艦誘導弾が配備されている地域に配備ということですから、宮古島も例外ではありません。そのようなミサイルが配備されれば、軍事的緊張が高まるのは当然です。戦争を呼び込む危険もあります。自衛隊施設は日本防衛のためではありません。アメリカの対中国戦略に従った施設建設であり、最前線に日本を立たせる、そういうものです。配備時と目的に変化があれば、当然説明が必要だと考えます。それを無視する行為は、民主主義を否定する危険な方向に進んでいるということを指摘しておきたいと思います。

次に、自衛隊駐屯地内の弾薬庫（火薬庫）と改めて言いますが、について伺います。あえて弾薬庫

と私は申します。火災標識についてですが、駐屯地内の弾薬庫に火災標識が設置されていますが、自衛隊が「達」に定める火薬類の取扱い、これを「達」で次のように定めています。その別冊の第1で、火災標識設置基準、第1条に、「貯蔵責任者は、管理する火薬庫ごとに火災標識を設置しなければならない」と定め、第3条第1項で、「火災標識の種類は、貯蔵する火薬類の種類によって、第1群」、このひし形のマーク、第1群、このマークです。そして第2群、これがバッチンのバツ印です。このバッチンのついている弾薬庫は、ここの隅に掲示されています。千代田に第1群と第2群が設置されているわけです。以下第2群、第3群、第4群と危険度が減少していく、そういう明記がされています。

別紙の第1、（第3条）関係ですけども、火災時の危険度及び消火要領等を明記していますが、それによりますと、第1群は、火災時の危険度の説明で、「瞬時に爆発し、爆風と破片を伴う」と明記しています。消火要領等の2項目、（2）では、「爆薬等が爆発している場合には、600メートル以内には、近づいてはならない。また消防車等は、防災防護可能な位置に配置する」と明記しています。第2群については、これ第1群と同じ扱いです。第3群は宮古島には設置がありませんから省略します。第4群は、航空自衛隊明宮古島分屯基地に掲示されている第4群ですけども、四角い黄色い板に4という数字が入っています。これは「小爆発により破片が150メートル程度飛散する」と明記されています。消火要領では、「退避距離は、200メートル以上とする」、このように明記しています。

そこで、伺います。この「達」に明記されていることについて、市長の見解をお聞かせください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

自衛隊が定める「達」についてです。防衛省に問合せをしております。防衛省によりますと、自衛隊における火薬庫の設置、運用に当たっては、火薬類取締法の関係法令に基づいて適切に行っているとのことです。自衛隊が定める「達」に記載のある600メートル以内に近づいてはならないとの記述につきましては、火災の際の消火要領として、火薬類取締法に基づき国内で設置し得る法例最大量の火薬保安距離550メートルを踏まえた個別の火薬庫ごとの火薬量に関係なく、一律に規定した記述であります。通常保つべき保安距離とは別になるものと説明を受けております。

自衛隊におきまして、火薬庫の保安距離について、火薬庫ごとにその種類及び貯蔵量に応じた保安距離を確保しており、宮古島市内にある宮古島駐屯地、宮古島分屯基地及び保良訓練場などの自衛隊施設につきましても、火薬類取締法の関係法令に基づきまして保安距離を確保しているとの説明を受けております。

◎上里 樹君

火薬類取締法に基づいてというんですけども、自分たち自ら定める「達」に基づくその基準は、今私が指摘しましたとおり、600メートル以内には近づくな。第4群の軽い弾薬庫でも200メートルなんですよ、退避距離が。それに対する説明が全くありません。適切に行われていると、そうおっしゃっても、その周辺に住む住民は、保良にしてみれば150メートルから250メートル、その範囲内に住居があります、集落があります。千代田の弾薬庫の周辺にも、私が調査すれば一番近い距離で75メートル、防衛省の発表で150メートルです。しかも、今コミュニティセンターを建設している、退避距離圏内ですよ。こんな乱暴なことがあってよいのでしょうか。再度見解を求めます。

◎企画政策部長（久貝順一君）

繰り返しになると思うんですけども、「達」に関しましては、爆薬等が万が一爆発したときには600メー

トル以内には近づかないとしているということでもあります。火薬類取締法に基づいて国内で設置し得る最大の火薬保安距離は550メートルを踏まえ、個別の火薬庫ごとの火薬量に関係なく一律に規定しております。

先ほど説明しました火薬類取締法の関係法令に基づいて、弾薬庫の保管に関しましてはやっているということですので、「達」に関してはある意味別のものかなと思っていますところ。

◎上里 樹君

「達」は内規で法律上問題ないと、それは開き直りというものです。自分たち自らが距離を定めているわけですから、それを守るのが筋だということを強く指摘したいと思います。

しかも、住民の命、それを最低限守っていく、その立場に立てば、その周辺に住んでいる住民にとってみれば、たまったものではありません。造ってはいけない場所に造られてしまった弾薬庫、直ちに撤去することを要求します。

次に、航空自衛隊宮古島分屯基地について伺います。2基のレーダーの工事が行われています。現在レーダーのそばにクレーンと黒い筒型の物体が設置されています。工事が行われていると思いますけども、その件で本市への説明はあったのでしょうか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時54分）

再開します。

（再開＝午前10時54分）

◎企画政策部長（久貝順一君）

失礼しました。2基のレーダー工事についてのご質問であります。先月末に防衛省より、3月上旬から4月上旬の約1か月間、レーダーの定期整備が計画されており、その間のレーダー運用を中断しないよう、別の部隊による移動式警戒レーダーを代替運用とする旨の説明を受けているところです。レーダー側のクレーンにつきましては、レーダーの定期整備のために使用していると聞いております。黒い筒型の物体につきましては、定期整備中に代替使用する移動式警戒レーダーであると説明を受けているところです。

◎上里 樹君

定期点検の整備だということで安心しました。また増強されるのかと内心心配していましたが、しかし、遠距離用、近距離用のアンテナ、これは電磁波がかなりの強度で発せられているんです。ヨーロッパの基準の2,000倍、日本の基準はあまりにも緩いです。そんな中で、放射能と同じでどんな被害があるのか、その詳細は分かりません。ですから、そういう危険なものであることを指摘しておきたいと思います。

次に、国の特定利用、重要拠点空港・港湾について伺います。宮古空港、下地島空港、平良港についてですが、安保三文書に基づき、公共インフラ整備と称して、自衛隊や海上保安庁が平時から必要な空港、港湾を利用しやすくするため、特定利用（重要）、これは新しい新聞等の報道によりますと、重要が取り除かれています。拠点空港・港湾と位置づけ、優先的に整備するということなんですけども、政府は全国29の自治体や港湾管理組合に説明を行ったということです。

昨年9月、宮古島市には全国に先駆けて真っ先に説明に来ています。自衛隊や米軍の利用が優先され、

民間が制限される、そういう危険性を感じます。戦闘機、そして大型輸送機の訓練が行われると、住民の生活に与える影響は甚大だと考えます。

そこで、伺います。特定利用拠点空港・港湾の指定について。指定を認めると、空港、港湾の軍事利用になり、国際法上は攻撃の対象になります。戦禍を呼び込む公共インフラの軍事利用の指定は拒否すべきと考えます。見解を求めます。

◎建設部長（川平陽一君）

国が進める防衛力強化のため、特定利用空港・港湾についての市の対応につきましては、去る令和5年9月29日に関係省庁により取組内容が説明されたところであります。市としましては、国が進める取組について幾つかの不明点を照会し、制度の詳細について情報を収集しているところであり、現段階で国と市の間で何ら決定していることはございません。

なお、上里樹議員ご指摘の指定を認めると、空港、港湾の軍事利用になり、国際法上、攻撃の対象になるとのことにつきましては、国の説明によりますと、特定利用空港・港湾は新たな自衛隊の基地や駐屯地を設置するといったことを目的とすることではございません。また、自衛隊、海上保安庁はこれまでも民間空港、港湾を利用してきており、今回さらなる利用の円滑化を図ることを目的として、インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設け、その上でこれらの空港、港湾について、あくまでも民間利用を主としつつも、自衛隊、海上保安庁の航空機、船舶の円滑な利用にも資するよう、整備や既存事業の促進を図るという取組です。したがって、自衛隊、海上保安庁による平素の利用に大きな変化はなく、このことのみによって、当該施設が攻撃目標となされる可能性が高まるとは言えないとの説明でございました。

いずれにしましても、国が進める取組につきましては、住民の理解と協力を前提と考えておりますので、事業主体である国におきましては、住民説明会等を開催し、理解を図る必要があると考えております。

◎上里 樹君

攻撃の対象とはならないといってもこれは願望であって、有事になれば攻撃の対象です。このような軍事対軍事、こういう増強に次ぐ増強、これで近隣諸国との関係を悪化させてはならないと考えます。

ロシア、ウクライナの戦争、イスラエル、パレスチナの戦争を連日テレビで見るにつけ、心が痛みます。一番社会的な弱者である女性や子供、障害者が真っ先に犠牲になる、本当に絶望的になりますけども、私はその中で希望はある、このように訴えたいと思います。相手に恐怖を与えるのではなく、安心を共有する外交努力、これが大切だと考えます。

現にそれを実践している国々があります。東南アジア諸国連合ASEANです。このASEANと協力して、東アジアを戦争の心配のない地域にする、憲法第9条を持つ日本がその先頭に立つことだと考えます。ASEANは数十年にわたって徹底した対話を重ねて、本当に戦争当時、対立が続いていた、その当時とは全くさま変わりさせて、今平和が築かれています。今度は、それをASEAN、インド太平洋構想、AOIPに取り組んでいます。中国と日本、アメリカもこれに参加している東アジアサミット、EASを発展させ、全ての国を包摂する対話を行い、それによって東アジアの地域にも平和の枠組みを広げようという取組です。以前にも紹介しましたが、1年間に1,000回以上、今では1,500回といいます。1,500回、なかなか友達同士でも会えるものではありません。このような外交努力を積み重ねた結果、これが平和を

構築していく、それが現に東南アジア諸国のASEANです。この道こそ、平和の道を切り開く道だということを指摘して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで上里樹君の質問は終了しました。

◎新里 匠君

7番、新里匠でございます。議員になりまして6年を経過しました。今回をもちまして最後の一般質問になると思います。よろしくお願いいたします。

上里樹議員が自衛隊の話、平和の話をしたので、私もそれから入っていきたいと思っております。市長の政治姿勢についてでございますけれども、6番、島民を守るための行動の考え方についてから入ってきます。①、日米合同訓練と自衛隊の練度についてお伺いをいたします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

日米合同訓練と自衛隊の練度についてお答えをいたします。

日米合同訓練は、我が国の平和と安全を確保するため実施しているものと理解をしております。また、同訓練により、自衛隊の練度向上を図る必要性も理解しているところです。

一方で、日米合同訓練等により、民間の航空機や船舶の利用が制限され、市民生活に支障を及ぼしてはならないと考えております。

◎新里 匠君

今企画政策部長の答弁で、日米合同訓練について、市が管理する施設等について利用許可を認めないという話がありましたけれども、これは市としては認めていないんですか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時05分）

再開します。

（再開＝午前11時05分）

◎新里 匠君

日米合同訓練は、日本とアメリカの自衛隊と軍隊が共同で行う訓練や演習のことで、幾つかの重要な意義として、1つに抑止力の向上、そして相互理解の協力、そして3、実践能力の向上が挙げられます。総じて日米合同訓練は、両国の軍隊が平和と安全を維持するために重要な役割を果たしています。

また、練度については、防衛大綱において堅固な防衛体制を取ることが、我が国への侵略を意図する国に対して、その侵略を思いとどまらせる抑止力としての機能として高い練度を有することが必要としております。平和と安全の維持、そして抑止力に関わる大きな役割のある日米合同訓練でありますけれども、昨年10月に石垣、11月には与那国で実施されているとしております。宮古島市での訓練が行われていない理由について見解を伺います。

先ほど民間の活動に支障を生じさせないためというような答弁がありましたけれども、なぜこの支障について認めていないのかも含めて答弁をお伺いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

市が管理する施設の利用許可の申請を認めていないということをちょっとお話ししたんですけども、自衛隊に限らず市民の利用に影響があれば使用許可できない場合があるというふうにご理解をいただきたいと思っております。

その例としまして、日頃から市民の利用度が高い陸上競技場とか総合体育館などの体育施設、また不特定多数の市民が自由に利用することを想定している公園等につきまして自衛隊が訓練等で使用した場合には、市民の利用を制限する可能性があることから、自衛隊訓練のための使用を許可できない場合があるということであります。

◎新里 匠君

市長、与那国と石垣で訓練が行われているんですけども、これは先ほども言いましたけれども、侵略をしてくる、意図する国に対して、抑止力という部分で必要であるというような国の考えでございます。市長は、宮古島市民を守るという意味でも、やはり日米合同訓練について宮古島市の様々な敷地について協力をして、日米合同訓練を速やかに行うことが市民の安全につながることを思っておりますけれども、今後の実施の協力についてお伺いをいたします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時09分）

再開します。

（再開＝午前11時09分）

◎企画政策部長（久貝順一君）

訓練施設以外や海上等で訓練を行う場合におきましても市民生活に影響のないよう、かつ地域住民に対し、訓練の内容について丁寧な説明と理解を得た上での実施が望ましいと考えております。

◎新里 匠君

もちろん市民生活は大事なんですけども、やはり侵略を意図する国が攻撃をする場合においては、市民生活も何もなくなるんです。そういう意味では、この日米合同訓練、速やかにやれる状況をつくる、このことを市長、もう一度市長自ら答弁いただきたいんですけども、今後これをやる環境を与えるというようなことをお願いしたいんですが。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時10分）

再開します。

（再開＝午前11時10分）

◎企画政策部長（久貝順一君）

繰り返しになると思っているんですけども、訓練施設以外に海上等で訓練等を行う場合におきましても市民生活に影響のないよう、かつ地域住民に対しまして訓練の内容についても丁寧な説明と理解を得た上での実施が望ましいというふうに考えております。

◎新里 匠君

市民の理解を得るということを言っているんですけども、これはどういう方法で理解を得るんでしょうか。

（「ちょっと休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時11分）

再開します。

（再開＝午前11時13分）

◎企画政策部長（久貝順一君）

先ほど話したんですけども、こういった日米合同訓練の部分に関しましては十分な住民説明が必要と、こういった方法でやるかということですけども、やはり詳細等がまとまりましたら、計画等がまとまりましたら、この辺は日本政府、防衛省のほうからの丁寧な説明を受けていただければと思っております。

◎新里 匠君

今現在、日本政府から詳細な説明がなされていないという理解でよろしいでしょうか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時13分）

再開します。

（再開＝午前11時13分）

◎企画政策部長（久貝順一君）

日米合同訓練につきましの部分に関しましては、今のところ市のほうには連絡は入っておりません。

◎新里 匠君

この詳細な説明は、今質問をしたことによって、やはり国側も見ていると思うので、説明されるのではないかなと思っております。詳細な説明をいただいた暁には、速やかに訓練をさせてくれる環境をいただきたいと思っております。

次、救難ヘリについてでございますけれども、市長は令和5年3月定例会において、前里光健議員の救難ヘリ早期配備の質問の答弁で、救難ヘリの配備は国と県が所有する空港になると、今後国、県に考えを確認したい旨の発言をしています。市長の働きかけの結果をお伺いいたします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

救難ヘリについてお答えをいたします。

急患搬送等の対応としまして、現在陸上自衛隊や海上保安庁により対応いただいているところでございます。現在の急患搬送におきまして、輸送時間が往復で4時間程度かかっていることも承知をしているところでございます。大変課題だと認識しております。現在、県主導で導入に向け、協議を進めております。消防防災ヘリも含め、引き続き関係機関との情報収集や各方面との意見交換を行う中において検討してまいりたいというふうに考えております。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時16分）

再開します。

（再開＝午前11時16分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

今ご指摘がございました去る令和5年3月定例会でも答弁させていただきましたが、本市の配備につきましては、これまで市長名や市議会においても防衛大臣に要請を行ってきております。自衛隊の配備体制につきましては、近隣諸国など諸外国における社会情勢や国内における配備のバランスなど様々な観点から、防衛省において適切に判断されるものというふうに考えております。

◎新里 匠君

総務部長、答弁になっておりませんが、もう次に進みます。速やかに働きかけをするというような発言をしているわけですから、しっかりとやって再度の質問の際には答弁いただきたいと思っております。

次に、離島における行政の覚悟と考え方について見解をお伺いいたします。これは生活も含めてどういった考えを持てば、この離島はうまくいくのかなというところでお答えいただければと思います。

◎市長（座喜味一幸君）

市民の生命、財産を守り抜くということは政治家としての共通の認識だというふうに思っております。特に近年、我々の南西諸島を含む環境の緊張感というものを含めながら、より具体的に覚悟を持って対応しなければならない、そんなふうに思っております。

四方を海で囲まれた離島県の離島である本市は、台風常襲地帯でもあり、地震、津波を含む大規模災害時に甚大な被害を受け、他の都道府県からも遠隔であることから、孤立するということも想定しなければなりません。また、台湾情勢等を含め、アジア太平洋地域の安全保障環境、それは厳しさを増しているという認識も持つ必要があると思っております。いわゆる台湾有事に関する報道、議論、懸念等の声が上がっているということもしっかりと受け止めなければならないと思っております。

そのため、まず災害対策基本法に基づき作成された宮古島市地域防災計画において、国、県、市などの公共機関、事業者及び住民等、おのおのの役割を定めることで災害への認識を高め、一体となって災害の予防、応急対策、復旧・復興等の対策を取っていくこととしております。

また、国民保護の観点からは、通称、国民保護法に基づく宮古島市国民保護計画を作成して、令和4年度から県主導により様々な関係機関と共に意見交換会や検討会を重ね、加えて経済振興の観点のみならず、災害時及び国民保護等への対応による人流、物流の確保のため、空港、港湾機能の強化についても関係機関と協議していく必要があると思っております。こうした取組を強化し、市民の生命、身体及び財産を守ることが市政の最も重要なことと考えており、国、県とも連携を密にしながら、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前11時21分)

再開します。

(再開＝午前11時22分)

◎新里 匠君

市長、今の答弁聞いていますと、台湾有事の声があるということも認識していると。もう一つ、空港、港湾計画についても重要視するというような答弁がありました。それだったら、なおさら日米合同訓練とか重要拠点港の話もあります。速やかに、これは美ぎ島美しや市町村会でも県のほうに行っているという話もあるかもしれませんが、さらに積極的にお願いをしてほしいと思います。

ここで、私の意図としては、宮古島市は僻地離島であると。陸続きでない島においては、ある意味、単体の国としての意識が必要であると思います。産業、インフラ、安全保障、食料、エネルギーなどについて、なるべくこの島で完結できるということが観点としては必要ではないかなと思っております。市長において、この考え方に同調できるかという部分をお聞きしたかったと思っておるので、もう一度答弁をいただきたいと思います。

◎市長（座喜味一幸君）

先ほど申し上げましたように、国民保護法に基づく、国も一生懸命、今内閣官房を中心に動いたりしております。また、これまで我々台風等の悲惨な被害も受けたことがあります。そういう意味では、危機管理に対する市民の意識というのは大変高いものがあるのかなというふうには思っておりますが、これが社会的な、あるいは地域を取り込んだ大きな事態となった場合、我々は国の動向には注視しながらも、市民を守り抜くというようなことにおいては、地域としてある意味でのビジョンを持たなければならないというふうに思っております。

例えば避難所等々についても我々の組織の中で調査した防空ごうの話、それから水の問題にしても、これまで活用してきた洞穴ガーやウリガー等々の所在等の調査もある程度把握している部分もある。そういう意味では、トータルとして我々は、いざというときにどのような形で対応するかというようなことも日頃よりしっかりと計画を立て、認識をしておく必要もあるのかなというふうに思います。大きな国、県の流れをしっかりと分析、把握しながらも、地域は地域としての取組というのは重要になってくるかなと思っております。

◎新里 匠君

いろいろな観点から考えているということでもありますけれども、一番言いたかったことは、宮古島市は国ではないけれども、もちろん沖縄も国ではないけれども、離島だと、離れていると、孤立するということで、やはり一国並みの考え方を持って市民、住民を守るというような気概が大事であろうということをお伝えしたかったと思っております。これ先日、市長も尊敬していると、一緒に仕事をしたことがある仲井眞弘多元知事がお話しした際に、そのお話を聞いて感銘を受けたので、座喜味一幸市長を尊敬しているというようなことをおっしゃっていたので、今お話をしました。

次に進みます。4番の宮古島市景観条例についてお伺いをいたします。①、条例制定の経緯について見解をお伺いいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

本市の景観計画の策定の経緯につきましては、平成16年に景観法が施行され、その後、海岸沿いにおけるリゾート開発に伴う景観や自然環境への影響が懸念され、沖縄県内におきまして景観の整備、保全に対応する機運が高まってきたことから、石垣市、浦添市、読谷村に続く県内4番目の市町村として、宮古島市は平成23年3月に景観計画を策定しております。

◎新里 匠君

これ平成23年12月定例会で、宮古島市景観条例が上程されることが同年11月17日の地元新聞に掲載されているんですけども、そのときに当時の市長は開発行為等を規制するものではなく、届出制にして、景観が著しく損なわれないようにすることが狙いだということを強調しております。

そして、議案上程した中で、経済工務委員会の委員によって海岸近くにホテルを建てにくくなることで経済活動が停滞するのではという質問がされました。そのときに、当時の都市計画課長が、宮古島らしさを守って永続的に運用していくためにという理由を述べて、その際には逆に企業のほうが景観には敏感になっていると説明をしております。ということは、高さの話はここでは出てきていないんですけども、お願い条例という部分でも分かるとおり、やはりルールを、まず経済を阻害するのではなくて、どうやったら宮古島らしさがつくれるかというところに重きを置いた景観条例だと私は思っております。

そこで、宮古島市景観計画の変更と景観条例の緩和についてお伺いをいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

宮古島市景観計画につきましては、肯定的な意見や否定的な意見を含め、様々な意見を頂戴しております。景観まちづくりは、市民、事業者との協働により実現するものであることから、このような様々な意見があることを踏まえ、検討する必要があるものと考えております。市としましては、長期的な視点に立って変えるべきではないもの、島の新しい風景をつくるものなどをしっかりと判断し、また経済効果などの視点も取り入れながら議論、検討してまいります。

◎新里 匠君

これ議論、検討はこの前も答弁いただいたので、再度市長のほうにお伺いをいたします。

この前久貝美奈子議員も言っていたんですけども、日本経済新聞の中で賃金の伸びが高くて、沖縄県内5エリアの中でも最も高い水準だったというような話がありました。それはホテルや観光施設の増加に伴って、人材の獲得競争が激しくなって賃上げや福利厚生の実で採用に工夫を凝らす動きがあるという中で、総じて言えばホテルの誘致などによって、やはり賃金もアップしていくというような経済の高付加がついていくということだと思えるんですけども、もう一回改めてこのような状況があると踏まえた上で、市長に景観計画の見直しについてお伺いをいたします。

◎副市長（嘉数 登君）

景観計画等々の見直しについてですけども、新型コロナウイルス感染症、これも5類に移行しました。本市の観光需要も本格的に回復しておりますので、このような社会情勢の変化、先ほど建設部長の答弁もありました。様々な意見もあるというふうに認識しております。それから、狭い宮古島をどう効率的に活用していくかというような経済的な観点もございます。前向きに検討する必要があるものと考えております。

◎新里 匠君

副市長、今前向きな検討するというような答弁いただいたので、今年度どのような取組を行っていくか、再度お伺いをいたします。

◎副市長（嘉数 登君）

令和6年度についてですけども、本格的な調査検討の前段として、最も守るべき景観資源である海岸沿いに設定している、これは海岸地域景観ゾーンにおける景観形成基準について景観審議会の意見を伺うといったことも想定して対応してまいりたいというふうに考えております。

◎新里 匠君

建設部長、景観形成基準について景観審議会の意見を別途お伺いをすることについては、また集めないといけないという部分で、やはり費用がかかるということであると思いますけれども、その費用についてはどのぐらいかかるか、そしてどのぐらいの期間かかるかということを教えていただきたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

見直しにどの程度かかりますかということですけども、見直しする場合に市民アンケートなどの様々な意見、状況と課題の整理を踏まえ、どのような見直しを行うことになるのかということになります。例えばその場合、パターン1としましては、現在ゾーニングのものを変更する場合は、都市計画マスタープランなどほかの計画にも影響が生じることから、おおむね3年、これは費用としましては4,000万円から5,000万円ほど。パターン2としましては、現在のゾーニングの間の区分を小分化し、景観形成方針に沿った新たな区分を設ける場合は、景観計画、景観条例、景観計画ガイドラインの変更が必要となりますので、おおむね2年、その場合は2,000万円から3,000万円ほど。パターン3としまして、景観形成基準のみ変更する場合は、景観計画ガイドラインのみの変更の対象となりますので、おおむね1年半以上の期間を要することが見込まれます。パターン3の場合は1,500万円から2,000万円ほど費用がかかります。

◎新里 匠君

この景観条例が今経済において支障になっていると思います、私は。これ様々なホテルとかが来ると、それに伴って固定資産税、税収のアップ、そして賃金のアップというところで市民の所得10%アップ、市長の公約にも通ずるものがあるんじゃないかなと思っているんですけども、こういった社会的な変化とか社会からの要請について、速やかにこれ措置をする必要があると思うので、先ほど建設部長がおっしゃった3パターンあるんですけども、もちろん最終的には都市計画マスタープラン、景観計画、景観条例も含めて、景観計画ガイドラインも含めて全ての計画を現状に合わせたものにしていくということが必要であると思うんですけども、まずもってこの1年半というようなパターン3の部分、景観計画の景観形成基準のみを見直すというようなところを最初やっていただきたいんですけども、これ高さもこの部分に入ってきますよね。そういう部分について検討をしていただきたい。これがまた想定委託料というのが、先ほど1,500万円から2,500万円というような話があったので、この予算は今年度早いうちにつけていただきたいんですが。

◎副市長（嘉数 登君）

速やかな対応というご趣旨の質問だというふうに思っております、実は景観形成基準に関しては、令和3年度にも見直したところでありますけども、その後も社会経済情勢は変化してきている、情勢が変わってきているということを踏まえまして、今回検討するということで対応させていただいております。

迅速な対応という意味では、先ほど新里匠議員からご指摘のあった3パターンある中でどの方法でいくかという部分と、可能な限り予算の件も含めて迅速に対応できるよう検討してまいります。

◎新里 匠君

速やかなという部分のお答えがあったので、速やかにやっていただけるものだと思いますけれども、これ速やかイコール今年度というか、来年度早々にもこの予算はついていくのでしょうか、市長、副市長。

◎副市長（嘉数 登君）

一応速やかと直ちには使い分けておりまして、直ちにというのはすぐなわけですけれども、速やかというのは可能な限りということで、新里匠議員からも可能な限り迅速にということもございましたので、予算の件も含めて対応してまいりたいというふうに考えております。

◎新里 匠君

私の速やかには大体3か月、半年ぐらいかなと思っているので、それを踏まえて再質問をします。

景観形成基準の議論においては、やはりどの部分について議論をしてくれというような景観審議会へのたたき台が必要となると思うんですけれども、たたき台というものも速やかにではなくて、直ちにやっていただけると思うんですけれども、いかがでしょうか。

◎建設部長（川平陽一君）

見直しの場合は期間として3年ぐらいかかりますので、速やかに対応してまいりたいと思います。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時40分）

再開します。

（再開＝午前11時40分）

◎建設部長（川平陽一君）

失礼しました。見直しにはおおむね1年半かかりますので、景観計画ガイドラインも含めて速やかに対応してまいります。

◎新里 匠君

市長、市民所得10%アップ、いろんな施策をしていますけれども、一番早いのはこれだと私は確信をしております。ぜひ直ちの取組をお願いしたいと思うんですが、市長から一言だけ意気込みをお願いしたいと思います。

◎市長（座喜味一幸君）

景観条例が施行されてからいよいよ多くのテーマで取り組んできたところです。いろんな変化もございますし、またいろんな意見も出てきております。基本的にやはり宮古島の景観をどう守っていくか、造成していくか、それからこのきれいな海をどう守っていくか等々のいろんな課題等々も新たなステップ、ステージに入ったと私も思っておりますから、今回景観条例についてもこれまでやってきたこと、あるいは将来に向けていろんな情勢の変化も踏まえて、もう議論する時期に入ったよなという話は共通の我々の課題となっておりますから、その辺も含めて丁寧に、できるだけ速やかに進めてまいりたいと思います。

◎新里 匠君

市長の速やかには、直ちにと受け止めておきます。

ゴールドコーストとかハワイとかは、高い建物もちろんあるんですけども、低い建物もあって、自然と調和をしてコントラストがすごくいいなと、私行ったことないんですけども、昨日高さがある海辺を写真で検索したら、高さがあってもきれいではないかというようなことを思ったので、ぜひ宮古島市のブランドアップのためにお願いしたいと思っております。

次に、1番、働き方改革について伺いをいたします。①、職員の営利活動等の従事制限の見直しについてでありますけれども、2020年1月10日付で総務省から営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する調査の結果等について通知がされました。この中では、許可基準の設定について、「兼業許可の公平性を確保する観点からは、各地方公共団体において詳細かつ具体的な許可基準を設定すべきものであること」、そして許可基準の公表について、「兼業許可の透明性や予測可能性を確保し、社会貢献活動等の兼業を希望する職員が許可申請を躊躇なく行えるようにする観点からは、各地方公共団体において許可基準を公表すべきものであること」とされております。宮古島市においては、許可基準の設定、そして許可基準の公表はされておりますでしょうか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

営利活動についての許可関係についてお答えいたします。

職員の営利活動につきましては、地方公務員法第38条第1項及び宮古島市職員の営利企業等の従事制限に関する規則の規定に基づき、許可を出しております。営利企業の従事を希望する職員は、営利企業等従事許可申請書を提出しまして、任命権者はその職員が現に占めている職と当該営利企業、事業もしくは事務との間に特別な利害関係がなく、またはその発生のおそれがなく、かつ、当該営利企業、事業または事務に従事しても職務の遂行に支障がないと認める場合、これを許可しているところでございます。新里匠議員ご指摘のように、働き方については多様な捉え方がありますので、今後国や県の発する情報等について研究しながら、可能な限り柔軟に対応していきたいというふうに考えております。宮古島市の営利企業等の従事制限に関する規則の下で公表されているものだと考えております。

◎新里 匠君

総務部長、近年は多様で柔軟な働き方へのニーズが高まって、働き方改革、人口減少に伴う人材の希少化等を背景に、副業、兼業が促進をされております。

石丸伸二市長で有名な安芸高田市が、昨年これを具体的につくったんですけれども、その目的としては、やはり地域の高齢化や人口減少に伴う担い手不足の解消、そして新たな経験、知識、情報、技術の習得、それに伴う組織の強化、行政パフォーマンスの向上というところを挙げて具体的に時間を決めているんです。勤務時間が割り振られた日において1日3時間以内、そして週8時間以内、そして月30時間以内というようなことがあって、公務能率を確保するために直近の人事評価結果を活用すると。頑張っている人ではないと、多分それを許可できないというような話になっていると思うんですけども、そしてもう一つは自らが営利企業を営むときという部分も記述されております。職員が社会に貢献しながら、市民が行政にも参画できる環境づくりのためにも具体的な数値を上げる必要があると。それによって、職員がちゅうちょなく、この範囲の中でやるから大丈夫だよねというところを考えられるように、具体的な数値を挙げて

おく必要があると思うんですけれども、見解をお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

今新里匠議員からのご提案もございました。国のほうからも他自治体の取組が紹介されているところがございます。その中でも先進自治体の取組としまして、地域への貢献に関する兼業を行うことで、収入を得ながら職員のスキルアップも図れるとした事例も紹介されているということでございます。本市としましても、そのような自治体も参考にしながら、今新里匠議員からご提案のありましたことに関しまして、検討しながら柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

◎新里 匠君

この働き方という部分で、やはり今年度もあったんですけれども、若い職員が6人ほど退職をすると。それぞれ理由はあると思うんですけれども、やはり公務員の仕事に魅力を感じていないのではないかと思います。その部分が想定をされます。ただ、外の世界を見てみたいという部分も確かにあるかもしれません。その両方を成就できるような取組がやはり必要であって、これから民間の給与が上がっていく中で、どうやって公務員が魅力ある職場だというような認識を持ってもらって、そして、素晴らしい人材をこの市に迎え入れて、市民のために行政を執り行っていただくというようなことは非常にこれから大事なことになると思います。速やかにやらないと、やはり次から次へと来るような時代ではなくなっていると思っていますので、この件について見解をお伺いいたします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

今新里匠議員からございました。30代、40代でお辞めになる職員も近年増えていることは承知をしております。魅力ある職場という提言もいただきましたので、しっかりそこら辺は役所としても働き方を考えながら、例えばそういう兼業の方でもさっきご意見もありましたけど、人事評価制度等に、そこも反映できるような制度も含めて職場環境の改善につなげていきたいというふうに考えております。

◎新里 匠君

働き方の話でありますけれども、実際に速やかにか何か分からないんですけれども、なるべく早くやっていただきたいなと思っているんですけれども、副市長、うなずいていらっしゃいますので、ちょっと一言お願いいたします。

◎副市長（嘉数 登君）

新里匠議員ご指摘のように、私も若手の退職というのはかねてから懸念しておりました。公務の硬直性というんですか、なかなか柔軟に働けないという部分が背景にあるのかなというふうに考えておまして、やはり職員のスキルを公務外で発揮するということは、地域社会の発展にも寄与するものということで私も前向きに捉えております。

ただ一方で、地方公務員には地方公務員法第30条、第35条、サービスの根本基準と職務に関する職専免、そういういった基準もございます。一方で、新しい公共といいますか、どんどん公共部門でやらなければいけないというところが広がってきておりますので、今まさに国のほうでも地方公務員法の見直しとかいろんな部分で議論がされておりますので、先進事例も含めて市のほうにも取り組んでいきたいということと、先ほど新里匠議員から人事評価制度の件についても発言がございました。宮古島市は人事評価制度はやっておるんですけれども、結果に基づいた措置というものが実際されておられません。これは当然職員労働組合と

の交渉を経て対応することになりますけども、そういった部分についても速やかに対応していきたいというふうに考えております。

◎新里 匠君

次いで、女性職員活躍、そしてワーク・ライフ・バランスについてお伺いをいたします。

宮古島市における女性職員活躍、そしてワーク・ライフ・バランスの取組についてお伺いをしたいと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

ワーク・ライフ・バランスということで、これは時差出勤等についてお答えをしたいと思います。

時差出勤につきまして、国と同様に本市におきましても育児や介護を行う職員が勤務時間帯を変更することができる早出、遅出勤務の制度がございます。育児または介護を行う職員から請求があった場合、公務の運営に支障がある場合を除き、始業及び終業の時刻を変更することができます。本市の第四次集中改革プランにおきましても職員の労働改善と業務の効率化を図るため、時差出勤の導入についても今後取り組んでいく予定でございます。

そのほか本市におきまして特定事業主行動計画を定めまして、その中での取組として、新採用職員向けに産前産後休暇や子の看護休暇、育児休業などが取得できる制度について周知することや、ポスターを掲示したりして女性職員に限らず、男性も積極的に育児休業を取得できるよう促しを行うなど、男女ともに安心して休暇を取得し、出産、子育てがしやすい環境づくりに取り組んでいるところでございます。今後も職員が仕事と家庭生活がともに充実していけるような環境づくりに取り組んでまいります。

◎新里 匠君

総務部長、対応はしていくというような話でありますけども、重要なのは同僚と上司の理解だと私は思っております。制度があってもその理解が進まなければ、職員は早出、遅出はできないわけです。なので、そういう部分では理解を促すということも必要なんではないかなと思っております。

私がこの質問をしたのは、子育てと介護を行っていると、多分子供や親の急な体調の変化があつて、予期せぬ対応を迫られるというところ、そしてまた日常においてもルーチンとしての世話する側の役割が、時には仕事や生活のバランスを阻害するというような要因になると思っております。

先日聞いた話になるんですけども、特に女性の多い部課では、毎日のようにその対応に追われた職員がいらっしゃるという現状があるということです。何とか対応できないかという相談がありました。育児や介護をしている側は、義務としての責任を負って、そのことを誰かのせいにはしないです。しかし、それを分かっている周りの人が見て見ぬふりをするならば、これは社会的に悪だと私は思っております。そういう意味では、周りから助けてあげてほしいという声が出る宮古島市職員の連帯があることにうれしく思ったんですけども、しかし活用できる制度として助けてあげないと、負担の緩和にはならないと思うんです。柔軟な働き方などについて、より進んだ制度としてやっていただきたいと思うんですけども、その考えはございませんか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

先ほど制度はあるという答弁をさせていただきました。しかしながら、実情としまして、実際にそれを運用して使用しているという職員は少ないということが現状でございますので、新年度におきまして、そ

ういった全職員に対するニーズ調査、アンケート調査、あとは育児、介護を行う職員以外も含めて、その中で職員の上司の理解という部分も含めて調査を行って、働きやすい職場へと取組をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

◎新里 匠君

市長、生きがいややりがいのある職場を形成して、思いやりのある職場こそ最大の効果を生むとは思っておりますので、速やかな対応をお願いしたいと思います。

続きまして、少子化対策についてでございますけれども、子育て総合支援施設の設置・体制強化と定住についてという質問を出しておりますけれども、これについては国立社会保障・人口問題研究所の公表によって2060年、35年後の未来の宮古島の人口は3万6,000人弱だということだと思っております。その中においては、経済規模の縮小や高齢者を支える若者の減少による社会負担の増加は火を見るよりも明らかであります。今定例会でも多くの議員が様々な視点から少子化問題を取り上げていることは憂いの証左だなと思っております。

子育て総合支援施設の設置・体制強化と定住についてというふうに書いてあるんですけれども、少子化対策に向けて実質的な取組をするべきだということが趣旨であります。日本の少子化対策は1970年から始まっておりますけれども、これは効果を上げておりません。一方で、フランスやスウェーデンなどは保育環境の整備や手厚い経済支援で、子供がいると優遇される税制などが重要であるという結果が見えております。国も一体となってやらないと、なかなか難しいよなという部分はありますけれども、宮古島市において少子化対策について、プロジェクトチームをつくってやっていく意思はないかという部分をお聞かせいただきます。

◎副市長（嘉数 登君）

本市における最大の行政課題は少子化対策だというふうに認識しております。そのため、私は就任以来、子育てしやすい環境の整備ということですか、若者定住促進というところで取り組んできておりますけれども、これは多部局にわたる取組でございます。こども家庭局、それから建築課等々、部局横断的に取り組んでいかないといけないテーマでもありますので、今新里匠議員のご指摘も踏まえまして、プロジェクトチームの組成ということについても検討してまいりたいというふうに考えております。

◎新里 匠君

いつもいろんな問題を指摘し続けてきたので、こういった長いスパンで質問をして、これを成就させるという部分が行えないということは、自分としてもちょっと考えるようなところはありますけれども、ぜひ宮古島市の職員がいろんな気概を持って、そしてやりやすい環境の中で行政を行うことによって、そして市民の働き方、そして子育て環境をすばらしくつくることによって、未来の人口が3万6,000人ではなくて、現状維持、もしくは人口増という部分につながるようお願いをしたいと思っております。

次……すみません、休憩をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後零時02分）

再開します。

(再開＝午後零時02分)

◎新里 匠君

5番の公共工事の入札についてでありますけれども、最低制限価格の引上げについて、3月に沖縄県建設業協会宮古支部が入札最低制限価格引上げを市に申し入れたと思っております。資材高騰や人件費高騰により経営環境が厳しくなっているということでありまして、市の対応は決まっていますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

最低制限価格の引上げについてお答えをいたします。

去る令和6年3月13日に沖縄県建設業協会宮古支部から建設業従事者の待遇改善、労働環境の改善などの観点から最低制限価格の引上げに対する要請をいただいております。係数の変更による95%程度の引上げ案などを示していただいております。現在、市の最低制限価格は、国の主な発注機関で構成される中央公共工事契約制度運用連絡協議会が示す基準とするモデル係数で計算された最低制限価格をほぼ上回る設定となっており、公正かつ適正な価格を維持していると考えております。これはさらに係数を引き上げるには、その合理性をはじめ財政面や競争性の確保、引上げ効果の実効性など、各方面に与える影響を慎重に調査研究する必要があるとございます。県や他の自治体の動向も調べながら、様々な課題に対し、建設業界との協議を通じて公正な解決策を模索してまいりたいというふうに考えております。

◎新里 匠君

総務部長、これはシステムの変更は半年ぐらい遅れてくるんです。その間に資材が高騰して、工事に対する費用も上がってくるということだと思わなければならないんですけれども、そういうときに資材が高騰しました、その法定内の中で工事費ではなくて資材費あるいは人件費が上がることにについて変更するようなことを国ではやっているんですけれども、市ではやっていないと思うんです。これに対応して、まず今最低制限価格の引上げができないのであれば、実質的な変更、見積りを上げてきたら、それについて変更するようなことをやれないか伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

新里匠議員ご指摘の件でございます。輸送料など資材コストが平均より値上がりしていることや、離島ならではの市場価格による通常単価での積算では見合わないといった声も届いているのは承知しているところでございます。そうした離島ならではの不利な条件を解消できるよう、国や県または業界団体に確認しながら、積算や最低制限価格も含めた様々な面でどのような対策ができるか検討してまいりたいというふうに考えております。

◎新里 匠君

続いて、8番に行きたいと思っておりますけれども、時間がないので、これは要望をしたいと思っております。

宮古島徳洲会伊良部島診療所が3月をもってでしたか、なくなるというような話がありましたけれども、そこに民間の病院が誘致できるような話が仲間営人議員からありましたけれども、これ医療を守るために民間だけに頼るという部分ではなくて、やはり市もちゃんとした制度の支援、そして資金の支援をするべきだと思っておりますので、これを重ねてお願いをしたいと思っております。

すみません、伊良部島小中学校のプールの整備事業についての予算も設計費がついていて、伊良部こど

も園についても造ると、そして伊良部佐良浜のほうにこども園が残って、さらに遊具についても造っていただけるということで、市民の意見を聞いていただいて、本当にありがとうございます。

ぐだぐだになっておりますけれども、最後に一言言わせていただきたいと思います。職員の皆様、行政サービスを社会に対して提供するのは人であり、そして行政の育成は人にかかっております。すなわち皆様一人一人にかかっております。私は、6年前に多くの有権者の支持を受け、宮古島市議会議員にさせていただきました。2年前の2期目も温かい支持の下、すばらしい同僚のいる市議会の一員として活動できて、その中で、職員の皆様から多くのことを学び、そして自分自身も成長し、少なからず宮古島市民の、市の発展に寄与できたことをうれしく思います。私と関わっていただいた全ての人に感謝をしたいと思います。ありがとうございます。

市長、多くの辛辣な言葉も話しましたが、市民の負託を受けた役割のため、議論させていただいたと考えております。立場は違えど、市民福祉の向上のために、共に汗をかかせていただいたことに対して感謝を申し上げます。これからも市民のために日々奮闘していただくことを期待します。

一般質問を終わります。

◎議長（平良敏夫君）

これで新里匠君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時09分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎栗国恒広君

一般質問最終日、残すところあと2人の登壇となりました。今議会、いろんな形で私ごとの違法のものでいろいろ言われていますけど、ここはまた最後にちょっとやっていきたいと思っております。通告に従って、私見と要望を交えながら一般質問を執り行いたいと思います。当局におかれましては、分かりやすい答弁のほうをよろしくお願いいたします。

（「議長、栗国議員、演壇で……」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後1時31分）

再開します。

（再開＝午後1時31分）

◎栗国恒広君

発言場所に先ほど演壇、また質問席という感じでありました。演壇のほうは、またちょっと状況を見ながらやっていきたいと思います。

まず、市長の政治姿勢についてですが、今回宮古島市の一般会計当初予算、これ過去2番目に多い422億2,000万円という感じで予算措置をしております。その中で義務的経費、202億円の予算、48%ぐらい、そのうちの扶助費の約94億円、前年比で5億2,000万円余り増額されています。扶助費の中には、私思うには今回の特徴だと思うのは、やはり生活保護費が結構増えているのかなと思って、その中でももちろん児童手当、その辺の手当のほうも1億円ぐらい増額している中だという感じであります。この予算を見ると、やはり本市では生活保護受給家庭が増えているのかなと、そのための支援という感じでこの予算措置がされているかなと思っています。

座喜味一幸市長誕生前の前年、生活扶助費の額がかなり扶助世帯が減ったと、要するに好景気だと言われていた時期がありました。その辺も含めて、今回扶助費の約94億円、その辺についてご説明をお願いいたします。

◎福祉部長（松堂英彦君）

令和6年度当初予算に係る扶助費についてお答えいたします。

福祉部所管の民生費当初予算額61億4,237万6,000円に対し、扶助費44億8,328万3,000円となり、民生費全体の予算の73%となっております。福祉部の事業ごとの扶助費につきましては、対前年度比で見ますと、生活困窮者への支援に係る社会福祉費で34.6%の減、それから生活保護受給世帯に係る扶助費で18.2%の増、高齢者支援に係る老人福祉費で0.2%の増、障害者支援に係る障害者福祉費で6.7%の増となっており、予算が増額となっている主な扶助費としましては、生活保護世帯の申請の増及び受給世帯の医療扶助費の増を見込んで2億7,643万円の増、それから障害者福祉におきましては、障害福祉サービスの必要量を見込み、1億1,683万5,000円の増となっております。この扶助費の予算要求につきましては、必要な支援策を実施するため、前年度実績、それから伸び率等を精査し、必要な予算の確保に努めているところです。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

民生費の扶助費のうち、こども家庭局関連についてお答えします。

扶助費のうち、43億7,458万4,000円がこども家庭局関係の予算となっております。主な費目としましては、児童手当、こども医療費助成、認可保育園等の運営、それから出産・子育て応援交付金に係る扶助費となっております。予算措置については、支援を十分に行き届けることが重要であると考え、各事業において所要額調査等を実施し、必要最大限の予算を確保しております。現在予算が増額となっている主なものとしましては、児童手当の制度改正に伴い、対象者拡大がございますので、児童手当が1億4,304万円の増となっており、また利用者の増に伴って、こども医療費が1,464万円の増となっております。また、認定こども園運営費では1施設増加することから、8,862万1,000円の増額となっているところです。給付に係る扶助費については、社会情勢等の影響で給付対象者に変動があること、認可保育園等の運営に係る扶助費については、各種加算や処遇改善など加算適用を考慮して予算を措置し、また年度末に実績精算を行っているため、例年不用額が発生する状況がございます。引き続き各事業を不用額の圧縮に努めながら実施していきたいと考えております。

◎栗国恒広君

扶助費の額ですけど、やはり支援をするということは私は大事なことだと思うんですね。そして、先ほどこども家庭局長がおっしゃっていましたが、令和4年度でもやはり民生費でかなり4億円近い不用額が

決算ベースで出ていました。そういう中で、しっかり予算を組みながら、今回これだけの予算を組んで、これ支援が年度末の会計という感じでなってきた中で、不用額がどうしても多く感じられるんです。予算措置をしながら、しっかりそこが支援に行き届いていないんじゃないかなというふうな感じもうかがわれるんです。今回この予算措置をした中で、前年度の不用額との比較をしながら、力を入れるべきところがあれば、ぜひ答弁ください。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

先ほど申しましたように、必要なところに支援が行き届くようにということで予算を最大限に組んでおります。今回児童手当等も拡充となって、さらに対象者が拡大される場所ですけれども、支援が必要なところにスピーディーに手当が届くように支給をしてまいりたいと考えております。

◎栗国恒広君

やはり支援を求める方は大勢いらっしゃると思います。今先ほど局長が言っていたスピーディーということをやはりしっかり肝に銘じながら支援をお願いしたいと思います。福祉部長、答弁があれば。

◎福祉部長（松堂英彦君）

福祉部所管の当初予算につきましては、栗国恒広議員からお話もありましたとおり、生活保護の扶助費のほうで大幅な増額となっております。これにつきましては、コロナウイルス感染症の影響で制限されておりました医療機関への通院が5類へ移行したことから、通常の通院治療が再開されたことによる増、また受給世帯の増による扶助費の増ということも見込まれております。

また、障害福祉費のほうでも前年度比較で1億6,323万1,000円の増となっております。障害者福祉サービス給付費、それから障害児通所給付費、更生医療給付費のほうで伸びがあります。やはり支援に必要なサービスにかかる費用を当初予算で予算要求をしております。事業によりましては、不用額などが生じる場合もございますが、必要な支援を実施するために必要な予算の確保ということであると考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

◎栗国恒広君

先ほど福祉部長からもあったように、やはりコロナ禍を経て価値観や働き方、そしてライフスタイルが大きく変わりつつあるのかなと思っています。そういう意味では、しっかり予算措置した中で、今年度予算が可決されましたらしっかりその支援を行っていければなと思っています。

次に、物件費についてですが、これまでも物件費については私はいろいろの形で質問しました。今回7億円余りの増額となっていますけど、その大きな内訳として電子黒板の購入費とか公共施設の光熱水費が約1億円増となっています。やはり物件費の削減については、経常的経費の中でも委託料というのが一番多く占めてくるのかなと思っています。当初は市当局がいろんなシミュレーションをやった中でも、やはり物件費の減額がなかなか実行されていない。どこをどうすればいいのかなということを考えていくと、皆さんが検討しているシミュレーションとはちょっと違う数字が現れているかなというふうに感じるんですけど、その辺に関して何か見解があればお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

物件費の増についてお答えをいたします。

今栗国恒広議員からご指摘がございました。対前年度比で約7億3,000万円の増となっているところでご

ざいます。シミュレーションということでございますが、長期財政ビジョンでお示しした物件費につきましてもシミュレーションと比較して約4億円増えているという状況でございます。

抑制ということだというふうに考えておりますが、抑制を図る取組としましては、まず単費事業の見直し、あとはふるさと納税の基金活用の推進、あとは、既存の類似施設の統合、廃止による維持管理費の抑制を図りながら、物件費の抑制に努めていきたいというふうに思っております。また、加えて施設の維持に係る光熱水費が増額しているということも一つの要因として考えられますので、光熱水費につきましても次年度におきまして、各小中学校の照明をLED化するなど、また空調の管理を強化することによって電気料金の削減を図ることも一つの方策かなというふうに考えております。

◎栗国恒広君

総務部長、やはりやっていることは分かります。光熱水費の削減、LEDに変えたり、空調の温度調整を的確にやっている、やはりそこはしっかり財政ビジョンのシミュレーションだった財源縮小ができることをやはりやってきてもらえたらなと思っています。

それで、投資的経費については、これはもうし尿等処理施設、児童館建設、そして宮古島分屯基地等周辺体育館整備助成事業を活用した総合体育館の整備という形でこれ大幅な伸びを示しています。その中で座喜味一幸市長は前政権に対して、箱物の政権だとよく唱えていました。すなわち箱物を造り過ぎだという感じでおっしゃっていました。今回、総合体育館整備あるいはし尿等処理、児童館、いろんな整備が予定されていますけど、私一番心配なのは総合体育館整備について、市長を支えていた自衛隊に反対する方との了解は得られるのかなという感じで思っているんです。市長、その辺に関してはどうですか。

◎市長（座喜味一幸君）

今おっしゃることは心配することはないというふうに思っております。与党の皆さんは、市民所得10%アップを含めて福利厚生をどう進めていくかというような市民目線での確認ができておりまして、必要最小限の我々の総合体育館の現状を改めてすることにおいては、皆さん、ご理解をいただいているというふうに思っておりますので、栗国恒広議員のご心配の必要はありません。

◎栗国恒広君

市長、安心しました。ぜひ公約実現についてやってほしいなと思っております。

続きまして、市長の政治公約実現の達成についてですが、少しモニターを見てほしいと思う、画面を。市長の公約実現に向けて離島医療の充実、そして支援拡大、私は、もちろん農産物の所得向上もですけど、私は先日、玉城デニー知事が宮古島に訪れていました。その中で、座喜味一幸市長はこういった玉城デニー知事としっかり握手を交わしたのを選挙のビラとして配ってございました。その中で、市長、やはり医療の充実というのは私大事かなと思っています。ところが、マスコミなどを見ると、農産物のことを言っているんですね。私たち、野党議員が10月に宮古病院が看護師の退職や休職に伴い、25床の病床が減少されると。現在12月では10床ぐらい回復しているんですけど、やはり離島に置かれる住民としては、医療の充実は大事だと思うんです。市長、その件に関して、皆さん、市長は握手で結んでいる医療の充実についてはどうお考えですか、答弁をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午後 1 時48分)

再開します。

(再開＝午後 1 時50分)

◎市長（座喜味一幸君）

これまでも県議時代も離島における不利性、これは流通問題だけではなくして、教育問題から医療にかかる問題等々たくさんありました。離島においては、特に医師、看護師の不足等々も含めてあります。特に宮古病院のほうにおいても病床がちょっと空く、医師、看護師の不足等がある、また科目によったら医師の不足等々が周期的に出ているようなことにおいては、やはり医師、看護師等の確保というものは、離島における、なかならず県立宮古病院の中核病院としての機能、これはしっかりと充実しなければならないし、また今後も課題としてありますのは放射線治療等々に関しても、しっかりとした県立宮古病院の中核の病院としての機能、それは充実していくべきだというふうに思っておりますから、命に関わる医療体制の強化ということは、党派を超え、政党を超えて取り組むべき課題だと思っております。

◎栗国恒広君

市長、まさしく市長の言っているとおり、これは党派を超えて医療の充実というのはやるべきだと。ですから、私たちも今回10月に病床が25床減るということになったら、保守系の議員団で県の病院事業局へ行って、しっかり対応を求めてきました。その中で、やはり市長は玉城デニー知事が宮古島に来島したときに、畜産肥料、もちろん与那覇の前浜の浸食、そして農産物の不利性、それは分かるんです。でもしかし、医療を守るべきというのは私は最低限のものだと思います。本来ならそこ、病院の現状を見てもらい、しっかり看護師、医師不足に対する対策するべきだったと私は思います。公約はしっかり上げて、守るべきなのが私は政治家の使命だと思いますので、ぜひこれからこのことを知事をお願いしながら、この宮古病院の中核医療を伴う病院としてしっかり取り組んでほしいなと思っております。これはもう本当に指摘しておきます。よろしくお願いします。

次に、法定外目的税についてですが、この件に関しても同じような質問が数多いと思いますけど、私はこの法定外目的税、宿泊税について、県のほうでは北谷町が2026年度から税率を決めてやると。町が75%、県が25%というような税率も出しています。その中で、私たちは法定外目的税というのは我々、離島諸島なんです、離島なんです。というのは、那覇に降りて北谷へバスで行く状況等はないんです。ですから、宿泊税というのは市長が当初、公約で上げた入島税にするべきだと思うんです。それは私は今も変わりません。ただ、市長は途中で、いや、宿泊税という感じで打ち出すかもしれないですけど、そこは離島の我々の税の徴収も含めて、やはり入島税ということをしかりやってもらいたいなと思っております。

ただ、ここへ来て市長の任期もあと1年ですので、市長の任期中にはできないということですので、そこはまたちょっと我々も考えなきゃいけないなと思います。

そこで、クルーズ船の件も、やはり今はインバウンドの訪日外国人の方々からやはり徴収するということも大阪府ではいろいろ検討しているということでございます。それも含めて、本市もやはりクルーズ船の訪日外国人というのは多く来られていると思うんです。そういう意味では、訪日外国人からもしっかり税金を徴収する、そういった感じの取組をしたいと思うんですけど、どうですか、答弁できますか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

クルーズ船からの何らかの徴収ということでございますが、クルーズ船が来ることで、やはり宮古島の観光にも、環境にもかなり影響を与えている部分がございますが、現時点におきまして宿泊税という形での検討のみを進めている状況でございます。クルーズ船に対してこういった形での徴収が可能かということとは、先行事例や国内の他地域との連携も図りながら、事例にしながら検討すべきところは検討していく必要があるかなと思っておりますが、現時点では宿泊税の導入に向けて検討を進めているという段階でございます。

◎栗国恒広君

ですから、宿泊税というのも今取り組んでいるのは十分承知といいますか、分かっています。ただ、やはり宿泊税については我々離島ということで、いろんな問題が、課題が島続きというか、バスで移動したり、ホテルや宿泊施設へ移動するところは違うんです。やはりインバウンド、訪日外国人、やはりいろんな感じでオーバーツーリズム、観光公害、そういうことがうたわれている、言われている。そういった方々からもしっかりインバウンドの方々からも税を徴収して、今課題となっている公共交通の二次交通、タクシー、バス、そういった方々にいろんな感じで支援していけるのかなと思っているんです。それもしっかり検討してほしいなと思っています。

次に、防災危機管理部署への地域防災マネジャーの退職自衛官の採用についてですが、この件に関しても私は12月定例会でも質問してきました。総務部長の話では、他の自治体の様子を見ながら検討したいという答弁でしたが、次年度、令和6年度からいよいよ沖縄県のほうも退職OBの自衛官を配置するということでございます。これなぜまた今定例会で質問したかということ、ご存じのとおり、この元日の能登半島の大地震、それに対してはやはり自衛隊の初動態勢がまずかったとか、いろんな批判がありました。しかしながら、やはりそういった初動態勢に向けては、しっかりした知識を持った地域防災マネジャーの配置が望まれると思います。予算面にしても防衛省が幾らか負担をしているということで、本市の財政的にもそんなに私は負担かからないと思うんです。イコールやはりこういった専門知識を持っている方がいると、今後いろいろ総合体育館のシェルターつき、あるいはいろんな今後国民保護法で言われている九州への移動も含めて、そういった知識が得られると思うんですけど、総務部長、その見解をちょっと伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

今栗国恒広議員からご指摘がありました能登半島地震も今年被災されて大変な思いをされているということも承知をしているところでございます。地域防災マネジャーの必要性というもの、栗国恒広議員のおっしゃることも十分理解しているところでございますが、まず昨年12月定例会でも答弁をしました。市としては、現在のところ採用の予定はございません。緊急時には、専門家等の意見、支援を得られるように、国や県と共に連携しながら、市職員をはじめ、市民の防災力の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後1時59分）

再開します。

（再開＝午後2時00分）

◎栗国恒広君

総務部長、やはり地域防災マネジャーの必要性は重要だと思うんです。これ県ももう令和6年度からスタートするんですよね。離島でそういった災害が起きた場合に離島は孤立するんです。ですから、専門的知識の方を招き入れて、もちろん防災の知識も含めながら、知識の向上も含めながら、これ採用するべきだと思うんですけど、もう一度答弁をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

先ほど申しました地域防災マネジャーの重要性は、私も把握しているところでございますが、今後も退職自衛官や現役自衛官もそれに含まれると思いますが、防災の業務は多岐にわたりますので、危機管理アドバイザーや防災士、大学の教授、研究者等も考えられると思います。いろいろな面で他市の状況も見ながら、考えてまいりたいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

答弁は同じような答弁だと思っています。やはり防災、これからいろんな感じでいつ起こるか分からない。そういった危機的な管理をしっかり専門家を招き入れるというのは、市長が述べている市民の安心、安全な生活を守る意味ではやはり重要だと思います。まず、なぜ、どこがネックになって、それがやはり今の時点でも配備に向けて、答弁のことを私、消極的かなというふうに思うんです。そこはしっかり対応してもらいたいなと思っています。防災については、もう各議員もやはりしっかり対応してくれという感じで言っていますので、もう少し踏み込んだ積極的な答弁が欲しかったかなと思っています。

次に、安全保障に関する特定重要拠点地区整備計画についてですが、この件に関しても各議員がかなり興味を持たれていて質問している中で、島ではやはり我々、港と空港という感じで、しっかり国が整備を行うという感じで言っていますので、現在国と市とどういった協議が交わされているのか、その内容が分かれば答弁をお願いします。なかったらなかったでいいです。

◎建設部長（川平陽一君）

特定利用空港・港湾における整備の計画につきましては、国の説明によりますと、インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けることで、特定利用空港港湾とし、その上で民生利用を主としつつ、自衛隊、海上保安庁による円滑な利用に資するよう、空港の滑走路延長やエプロン整備、港湾の岸壁整備、航路整備などに加え、それぞれの既存の事業を促進することによって、空港港湾の利便性の確保や機能を強化することを目的としております。

市としましては、国が進める取組について幾つかの不明点を照会し、制度の詳細について情報収集しているところであり、現段階で国と市との間で何ら決定していることはございません。

なお、国が進める取組につきましては、住民の理解と協力が前提であることを考えておりますので、事業主体である国におきましては、住民説明会等を開催し、理解を図る必要があると考えております。

◎栗国恒広君

建設部長、答弁は同じことを言っているような感じに聞こえます。私は、本当に国がこういった重要な拠点地域と位置づけているんで、本市にどういったものが必要かということをしっかり伝えるべきだと思うんです。国から何もないから動かないのではなくて、国は拠点地域としてしっかり整備をやっているんです。では、本市では何が必要なのか。空港滑走路の延長あるいはエプロンの延長、今おっしゃったことは

いろいろあるんですけど、やはりそれをしっかり伝えて、これから国へ、やはり支援を求めていくことが大事だと思います。もう答弁書を読んで、この場で終わりということにならないように、しっかり情報収集して、もちろんそれには市民の理解も必要だと思います。ですから、その辺の意見をまとめてしっかり国と交渉していくと、これはもう市長が本来ならやるべきかなと思うんですけど、担当部局の部長任せでは、ちょっとこれもまだまだ進まないのかなと思っております。

次に、自主財源確保についてですが、やはり自主財源確保、これ大きな課題です。今回11億円余りして、ふるさと納税、そして企業版ふるさと納税、いろんな方々が宮古島を支援してくれる、やはりこれ素晴らしいことです。その取組をやはり砂川和也議員もおっしゃっていたじゃないですか、新たな部署を設けて、これずっともうアピールしてもいいんじゃないかなと思うんです。我々自主財源が28%、29の自治体ですよ。そういう意味では、自主財源確保に向けてのプロジェクトチームをつくり、そのプロジェクト部署をつくり、しっかり島のよさを島外の方にアピールするのは大事だと思うんです。そういった意味で、その取組について今現時点でどう考えているのか。これ10億円というと大きな財源だと思うんです。その辺について答弁をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

今ふるさと納税に特化した部署のご質問でございました。取組状況ということでございます。時期につきましては、今のところ何月からということは申し上げられませんが、まず宮古島市第四次集中改革プランを策定中ではありますが、その中でもふるさと納税をはじめ、新たな財源の確保を図るための専任部署の設置を検討することを取組事項として上げているところでございますので、速やかに調整を行っていきたいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

総務部長、今定例会、何か「速やかに」をよく使われますね。皆さん、議員も速やかに、午前中もありました。しかし、速やかにいろんな議員の考え方で、私も3か月ぐらいが速やかにかなと思ってます。ぜひこの速やかにという言葉をしっかり実現に向けて、やはりそれは市民も期待していると思うんですよ、それだけの大きな年収があるということは。ですから、やはり、スピード感を持ちながら迅速に対応する、それをぜひやってほしいなと思っております。

次に、株式会社宮古食肉センターの今後の運営についてですが、昨年宮古島市肉まつり、産業まつりと併せて宮古牛の祭りが行われました。そこで、やはり株式会社宮古食肉センターの列には大勢の市民が並んで、肉の需要の大きさに私は本当に改めて驚きました。これだけ肉の需要があるんだという感じで、市民も宮古牛を味わうというのがやはり定着しつつあるのかなと思ってます。そういう意味で、今回株式会社宮古食肉センター、前年度から500万円減という予算減がされていますが、やはり今後の運営、肉の需要があるんだけど、供給が追いつかない、これはもうはっきりしているんです。そうでしょう、農林水産部長。ですから、予算を減額したからどうだといって、本市としては毎年、今回1,400万円ですか、前年度は1,900万円ですよ。これだけ出資している中で運営の状況が見えてこないんです。市長、これ担当部局ではなくて私、市長、これ宮古島の市長が言っている地産地消と大きく結びつくと思います。そういう意味では、担当部局ではなくて市長がそこはしっかり今後の宮古牛の、そして宮古島の食肉センターの在り方、それをしっかり考えるべきだと思うんですけど、どうですか、市長。

◎農林水産部長（石川博幸君）

株式会社宮古食肉センターの今後の運営についてお答えいたします。

昨日も上地堅司議員に答弁させていただきましたけど、やはり宮古牛の肥育というもの、観光需要の増大とふるさと納税の返礼品といったような部分で、やはり肉というものは魅力的でございますので、そういった部分では畜産振興を図る上では重要だというふうに考えているところでございます。株式会社宮古食肉センターにつきましては、これまでも経営維持負担金として合併時から令和5年度まで2億6,000万を超える多額の支援を行ってきているところでございます。株式会社宮古食肉センターは畜産振興に必要な施設ということで多額の支援をしてきたところでございます。令和3年3月のJ Aが主導となって作成しました経営改善マスタープランの中で、市の負担金は令和5年度が1,900万円、令和6年度が1,400万円、令和7年度が900万円、令和8年度がゼロというふうに計画として作成されているところでございます。また、このマスタープランの中では、令和7年度から養豚事業が始まることにより、この株式会社宮古食肉センターは自立できるというふうな見立てが示されておりますので、市としましても国の事業を活用して養豚事業の誘致を後押ししていこうというふうに考えているところです。

◎栗国恒広君

令和8年度で補助金を打ち切る、そして今後は豚の肥育ができていくという流れとなっていますけど、私が一番聞きたいのはやはり技術職員の育成なんです、職員の育成。それは計画でこういうことをやっていく中で、おのずとついてくるのは技術職員ですよね。そこが全然言われていない。全く計画ができていない。私は民間がそれだけいろんな感じでこの事業を示しているんです。先ほど豚の話も出ましたですけど、やはりJ Aの子会社というシステムではなくて、もう民間に全部委託して、民間のノウハウをしっかり活用するというのが私は大事だと思います。これ行政的に補助金を減らしてきます、運営は知りません、そういった改善ではないんです。しっかり技術職員の確保、労働条件の改定、いろいろ職員が一時退職によって屠殺ができなかったということも踏まえたら、農林水産部長、しっかりこれ本当に市長、これだけ需要があるものを取り組んでいくべきだと思います。答弁されていないというのは、もうこれが策定されていないのかなというふうな感じで解釈しております。

次に行きたいと思います。次に、福祉行政について。こども家庭局が昨年創設されて、本市でも子供支援、妊娠、出産、育児までに関わる計画等が策定になっております。しかし、今回も同じような質問が出生率の低下、当局ではコロナ禍によって妊娠、出産する方が少なくなったと。387名ですか、百二、三十名まで落ちたということですけど、やはりこれ大きな問題です。せっかくこども家庭庁が国のほうでも創設されて、自治体でそこをしっかりと支援してくださいということを言っているんです。市長、それはもう市長が本当に音頭を取って、午前中にも副市長が言ったサポートできる、そういったプロジェクトチームをつくるということもおっしゃってました。本市が抱えるやはりこの出生率が低くなっているというのは、これ人口減少がシミュレーションされているんですよね。2040年、4万7,000人と。そういう中でしっかり対策を取らないといけないと思います。この対策について、何かご検討ありましたら答弁をお願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

栗国恒広議員ご指摘のように、本市の急激な出生数の減少については、重要な課題と認識しております。少子化対策検討委員会について早急に庁内で設置の検討が必要だというふうに考えております。午前

中の答弁でも答弁させていただきましたけども、プロジェクトチームなり、そういった協議の場を設置したいというふうに考えております。

また、新たな少子化対策事業におきましては、住居、雇用、結婚、妊娠、出産、子育てなど全庁的に取り組んでいくことが必要と考えられておりますので、既存事業に加えまして、新たな少子化対策事業の創設を全庁的に協議していきたいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

この問題、全国的にも出生数というのはやはり大きな課題だと思います。本市もやはりもうここまで重要な課題ではないかなと思っています。人口減少、国を挙げて頑張っている、自治体においてもそこはしっかりしている。そういう中で、やはり支援という感じで、今回いろんな感じで先ほど冒頭でも質問していたんですけど、支援というのは、ある意味、本市でもかなり取り組んでるほうかなと思うんですけど、私は子供を産み育てる環境、やはり育てやすいという環境づくりが一番大事かなと思うんです。妊娠、出産までいろんなサポート、産後ケアとかいろんなのがあります。やはり議員の中でも他の市町村、自治体を見てこういうのがありますよ、こういうのがありますよというふうなことを報告していると思うんです。ですから、その辺も我々も当該地域、先進地域を見てこういった支援がありますよというのをやはりこの場でしっかり訴えているんですから、そこは聞き入れてしっかり対応してもらいたい。その先頭に立つのが、私は市長だと思うんです。市長、大きな本市の問題だと思います。答弁がないようだったら、もう次の質問に行きたいと思いますので、ぜひそこをしっかりと取り組んでほしいかなと思っています。

時間がないのでちょっと、せっかく答弁を書いてもらっていたので、農林水産行政に行きたいと思います。まず、ちょっと赤浜の写真を見てもらいたいかなと思います。これ赤浜の、私が当初指摘した石積みです。その中で、現在こういった工事が行われ、こういった修正が行われたということです。私はこの件に関して、私が言った石積み、当初8個です。そういった石が無残な施工方法によって全部取られて、現在このような形になっています。こういう感じです。私はこの石積みが赤浜の重要な、これから保護していかなくちゃいけない海岸沿いだったかなと思っています。今この位置までですけど、本当ずっと東まで200メートル、この石垣が積まれています。ですから、私が9月に言ったように我々にやらせてくださいと。我々地元のものは地元がやります、私にやらせてくださいと。しかし、残念ながらこういう結果です。

いまだに道路の開通もまだされていません。これ昨日私が撮ってきました。まだ道路も封鎖の状態です。もう10か月過ぎました。みんなスピーディーな行政運営をお願いしますという中で、10か月たってもまだこういう状態。本当に、あきれて物が言えないということです。答弁は要りません。

続いて、農業生産力向上、農家所得アップについて、この件に関しても令和3年、市長が市長当選時にご自分の選挙公約だからということで、サトウキビ生産向上意欲をモットーに、さとうキビ収穫管理支援という感じでやってきました。私がここで言いたいのは市長、あのときの500円のを議会に出して2回否決されて、名称を変えて、農業生産力向上、農家所得アップ支援という感じで来ました。それが、昨年予算化された中でも繰り越されているんですよ、これ。本当に市長が真剣にあの選挙公約で掲げた、これに取り組んでないという結果なんですよ、これ。その件に対しても答弁がないというんだったら、もうそれでいいです。

続いて、経営コスト削減、地力増進、持続的な安定生産とあとサトウキビハーベスター事業者への支援

ですが、この辺に関しても、私は軽油の免税をいろんな感じで訴えてきました。その中で、免税に係る支援、宮古地区ハーベスタ運営協議会に行くと、やはりそれには委託されるんで個人の住民票が必要ということでした。その件に関して、本市として、税の控除はできないけど、やはりサトウキビハーベスターの支援という感じで住民票の支援はできると思います。その件に関して見解をお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

ハーベスター事業者への軽油免税の支援の件でございます。軽油免税に係る本制度ですけれども、農場、飛行場等において公道を走行するために使用しない場合における機械を対象に免税を申請した場合に、軽油 1 リットル当たり 32.1 円が免税される制度でございます。本市における制度の利用者は、主に漁業者、マリンレジャー業者に多く、農業従事者の制度利用率は低い状況にあり、その背景にはハーベスターを保有する法人の場合、申請時に受益地区内の全ての共同使用者分の住民票添付が必要となるため、手続きが煩雑であることが考えられております。市として申請支援をする前提には、住民票発行料金の免除、市による一斉交付事務の代行というのが挙げられておりますが、これはハーベスター刈取り料金の農家負担分の減額が図られることが前提と考えております。これらの農家負担分の軽減が図られるのであれば、支援方法等について検討していきたいというふうには考えております。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時 24 分）

再開します。

（再開＝午後 2 時 25 分）

◎栗国恒広君

農林水産部長、やはり検討ではなくて、しっかり支援しますといったほうがハーベスター利用者も動きやすいと思います。それを農家も求めていると思うんです。ぜひよろしく願いいたします。

続いて、農業委員会事務局に在籍しながら農地を購入した経験の職員があるかについてお伺いいたします。あるかないかだけでいいです。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

農業委員会事務局に在籍し、農地を購入したことがある職員は 1 名が該当しております。

◎栗国恒広君

職員 1 名がいますと、これは職権濫用ですね。職権濫用の疑いがあるということですよね。農業委員会事務局の職員が、そういったずさんなこういう感じで、本来なら職員がそういった農地の買収には私は携われないと思います。このことをしっかり指摘しておきます。ここはまたしっかりいろんな感じで追及していきたいと思います。

次に、農地転用についてですが、時間がありません。ちょっと取り急ぎさせてください。今定例会の議場で一般農地転用の緊急質問が行われ、農地転用に対する議論がされたことについては、私としては本当に、このことは市民の皆さんに周知できたとは、ある意味では大変いいことかなと思います。というのは、この質問に対しては、やはり与党議員の中の 1 名も、もう 6 年、7 年間ずっとやってきているんですよ、

松原の農地はどうだ。しかしながら、当局の市長もこのことを知っていると思います。なぜなら農業委員会の備忘録でありました。これずっとこれまで放っていたんです。ですから、私はそのことを県にも8回行きました。農業委員会にも行きました。どうするんですか。私は別に違反しようとかどうか、そういったことは、もうこれ裁判所に投げています。原状回復義務所在確認請求調停です。やっと農業委員会を法廷の場に引っ張り出した。それには皆さんができなかった、今日も新聞でありました。市長は、複数法令に抵触する可能性がある。ここを7年間も放置していたんですよ、これは。この行政運営……

(議員の声あり)

◎栗国恒広君

これをしっかりなぜそういったことができたのか。知っていて、知らないふりをしていて、私が2月21日に裁判所の資料で農業委員会にお願いし、弁明の場を求めてください……

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午後2時29分)

再開します。

(再開＝午後2時29分)

◎栗国恒広君

私見で述べさせてください。そういったことが行われてきている。私はこれ7年間、何かがあったからできなかったと思います。伊良部の土地がどうだこうだと言われて、私たちもしっかり……

(議員の声あり)

◎栗国恒広君

しっかりそれを……

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午後2時29分)

再開します。

(再開＝午後2時30分)

◎栗国恒広君

こういったことが行われている。私としては、やはり法の下での私たちの生活の権利、生きる権利、そしてこれ主張です。私の趣旨です。

(議員の声あり)

◎栗国恒広君

主張です。それをしっかり今後法廷の前で原状回復ができない状況……

(「何ができない状況。何を言っているんだ」の声あり)

◎栗国恒広君

できない状況もしっかり法廷の場でやっていきたいと思っております。その件に関して質問ができないというのであれば、それはそれでいいと思いますので、改めてまた今後の法廷の報告も兼ねながら、しっ

かりやっていきたいなと思っております。

質問ができないということで、やり取りがちょっとおざなりになっていますけど、最後に下地竹アラ地区の土地改良区受益者の負担金についてですが、農林水産部長は12月定例会に、やはり地権者と相談しながら分割支払い等も検討するというふうに話しました。しかし、地権者からは一向に当局からそういった話がないということを私は聞きました。やはり負担金というのはいろんな感じで年度、年度では納めていくのは当たり前かなと思うんですけど、やはり3年、4年、まだ工事も完了していないんです。その辺についてどうお考えですか、答弁をお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

竹アラ地区の圃場整備事業に遅れが出ておりますことから、農業収入が減り、負担金の支払いに滞りが出ている方もいるのではないかというふうに考えられます。これまでも市としましては支払い期限の延長や分割払いでの対応をしてきておりますので、支払い期限の分割等の相談がありましたら、適宜対応していきたいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

農家というのはやはり負担金というのは重いと思うんです。それが工事も終わっていて、作物が作付されて収入が得られるという状態であれば、それは農家としても先ほど言ったように負担金ということで分散という感じで分割ということはやぶさかでないですけど、まだまだ見えてこないんです。今月いっぱい、もう終わりませんよ、これ。

◎議長（平良敏夫君）

栗国恒広議員、演壇はよろしいですか。

◎栗国恒広君

そういう感じで、農家が大分苦しんでいますので、ぜひしっかりやってほしいなと思っております。

最後に、農業委員会の許可、こういったところにも……映像が出ないので、もう時間となりました。今回また本定例会は農地転用のものはいろいろありましたけど、そこは先ほど言ったように、しっかり法廷の場で議論していきたいと思っています。その経緯については、これから私もしっかり市民の皆さんに伝えていければな、伝えていこうと思っていますので、私たちは法治国家であります。どこぞの知事とは違います。最高裁の判決というのは、国民が必ずしも従わなきゃいけないということですので、今後の農地法に関しては質問をされないということで、今後法廷の場でしっかり主張していきたいと思いますので…時間となりましたので、栗国恒広の3月定例会の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

（「休憩」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時35分）

再開します。

（再開＝午後2時37分）

これで、栗国恒広君の質問は終了しました。

◎山里雅彦君

私も質問の前に私見を述べたいと思います。

今定例会最終日となりました。予算議会ということで、慎重な審議といいますか、予算決算委員会委員長、下地茜委員長の下で、2日間、予算の審議を行いました。足りないという議員の皆さんもいましたが、その後各常任委員会に移って、総務財政委員会が全般的な予算に対して、そして文教社会委員会の皆さんは医療、介護、福祉、教育、下水道も含めて専門職が多いです。そういう意味では、また私が所属する経済工務委員会は、道路の維持管理を含めた建設関係、それから農水産業振興、畜産もあります。上水道もあります。そういう意味では各委員会においてしっかり審議することが、向こう1年間の我々の市民の暮らしに反映される、市民サービスの向上につながると思って、非常に熱の籠もった委員会でもありました。

その中で、今定例会においても前里光健議員ですか、非常に二代表制といいますか、その自覚を持ってしっかりと議員によっては市長の政策に対して、しっかりやっても、しっかりやらなくても、たたえようとする方も多々、私の考えでは見られるところであります。その一方で、前里光健議員の場合、議会という立場の中で二代表制の表現者としてしっかりと市長の、市民の所得アップについてただしておりました。たまには、今の例はちょっと悪いんですけど、真剣になってもう一生懸命になるにつれてちょっと声を荒げる場合もありますが、それはそれで行政は行政としての立場、また議会は議会としての、議員としての立場をしっかりとやるのが市民サービス、福祉の向上につながると思っております。ああいう議論の場は、この議場で必要なというふうに思っているんです。拍手はしなかったんですが、心の中では拍手をしておりました。そういう意味では、しっかりと我々は与えられた二代表制としての認識を持ってやっていかなければいけないなという思いがしております。

もう一つだけ私見を述べたいと思います。質問しようと思っていたら、ちょっと通告漏れしてしましまして、少し私見を述べたいと思います。今定例会に農業振興費が補正予算として提案され、肥料、農薬及び農業資材高騰対策補助金がカットされました。カットの理由として、農林水産部長が2,182円の基準値を設け、その1.5倍を超えていないことを総合的に勘案して今回補助金をカットするという部長答弁がありました。私は思う。この予算、こんな受け身の姿勢で本当にいいんでしょうか。この対応で。市長、農業振興費、肥料、農薬及び農業資材高騰対策補助事業は大事なテーマがあるんです。この事業のテーマが抜けているんです。本事業には農家の皆さんが所得アップして、経済的に潤うことがテーマなんですよ、この事業の。この委員会の質疑の中では、今回の補助金事業のカットは担当課で規定したという答弁がありましたが、事業の是非の決断とか最終判断は市長、意思決定の責任者は市長ですよ、市長。その責任主体の市長、あなたがですよ、農業振興、所得アップ支援事業として提案して、それを了として議会在認めているんです、議決しているんです。にもかかわらず、予算を消化しない、そんな無責任な事業の在り方はいかなものかと思うんです。市長、そうは思いませんか。

そういう意味では大丈夫ですか、そんな市政運営で。この事業、できないならできないで、できない状況の判断基準といいますか、前もって予算を提案するときに農家の皆さんと予算……

(「質問は……」の声あり)

◎山里雅彦君

いやいや、これは私見です。農家の皆さんと……

(議員の声あり)

◎山里雅彦君

いや、私見を述べているんです。

(議員の声あり)

◎山里雅彦君

答えなくていいです。失礼しました。私見です。前もって言いました。いや、したかったけど、一般質問通告が漏れているので私見として述べている。

我々議会でもそれならそうと当初から、できない理由の1.5倍とかカットの理由は、そうなるとできませんで、示すべきだと思うんですよ、どうですか、議員の皆さん。そうではないと、予算を認めるからやりますと思っていたらやらないんですよ。委員会でも少しありましたが、やると言ってやらないのは——
———そう思われても仕方ありません。

市長、少し待ってください。今、国会では、国のほうでは、岸田文雄内閣総理大臣が能登半島地震対応で忙しい。いろいろあります。そして、先ほど上里樹議員もありましたが、企業へのベースアップ、賃金、所得アップの対応等もありました。満額回答ということで、大企業で働いている皆さんは満足しているという報道等もありました。そして、政治資金、キックバック問題ですよ、問題。本当に政治活動費に使われたかどうかの判断で今毎日のように出ていますよ、ニュース、マスコミで。そういう意味では、市長、収穫量、トン当たり500円分とありましたよね、市長。ありましたよね。あれ市長、私が思うに市民の税金、公金を使って、今、国会で話題になって何に使ったか分からないという指摘等があるんですよ。指摘されているキックバックと私は一緒だと思っているんです。どうですか。いや、私はそう思うんです。そういう意見もありますよね。

そこで提案なんです、肥料が今2,182円ですよ。これは肥料だけではなく、農薬とか高騰対策もありますが、みんなが化成肥料804の話をしておりますので、それでやりますが、化成肥料804基準値を廃止して1トン当たり500円の補助をすれば、反当たり、普通の農家は3袋散布しますよね。3袋散布するということは1,500円です。今2,182円の、農林水産部長答弁では今現在320円ほど基準額が上がっているということで約2,500円ですよ。2,500円のものが2,000円でやるということは、農家の皆さんは今まで反当たり、1回に対して3袋散布していたのが、1回の人で2回散布すると2,000円ぐらいになると、2回の人で3回散布する。そういうことになると、農家の皆さんも所得アップ、反収アップになるんです。この事業があるということで、多めに肥料を購入した農家の皆さんもいらっしゃるんです。ですから、そういう意味では、市長、事業をするときには、ぜひ事業のカットならカットの説明も、あるいは議会や農家の皆さんにすべきです。ぜひそのことが市長が言う農家の所得向上につながると思いますので、よろしくお願いします。

質問に入ります。子育て支援についてであります、新入生に対するランドセルの無償配布についてであります。今定例会においても質問初日に、我如古三雄議員と狩俣政作議員から保護者の経済的な負担軽減等でランドセル以外のかばん、リュック等の質問がありました。その中で、教育長は選択の自由等の話がありました。時代背景もあるのではと思っていましたが、そういうときはぜひ保護者への十分な説明が

必要かなというふうに思っております。

そこでお伺いしますが、子育て支援、保護者の負担軽減策として、新入生に対するランドセルの無償配布はできないか、まず見解を聞かせてください。

◎教育長（大城裕子君）

山里雅彦議員おっしゃるとおり、近年ランドセルの購入費用など、新1年生の入学費に係る保護者の経済的な負担が大きい状況が見られます。そこで、ランドセルも含めた通学用かばん購入費用の補助など、入学時の負担軽減を図る子育て支援について検討してまいりたいと考えているところです。これまで周知が十分でなかったというところで、ランドセルでなければいけないという思い込みもあったようではございますが、その辺りに関しましては、校長連絡会等で改めて正式に文書を発出したり、あるいは校長連絡会の場を通して校長先生に伝えたりということで、改めて保護者への周知も図るよう進めていきたいと思っています。

山里雅彦議員おっしゃる入学かばんを無償で配布できないかというご質問に対しましては……

（「ランドセル」の声あり）

◎教育長（大城裕子君）

ランドセルですね。ランドセルを無償でというところに関しては、今もう選択の自由がありますので、その辺りはまた小・中学校の校長連絡会との教育課題協議会等で投げかけて意見を集約していきたいと考えています。

◎山里雅彦君

今定例会においても平良和彦議員からも少子化対策、本市における出生数の減少等の質問がありました。その中で、こども家庭局長は子育てにお金がかかる、子育てに希望が持てない、若い世代の状況、確保等が困難ということでありました。久貝順一企画政策部長も仕事と子育ての両立への不安等の話がありました。ぜひ市長、教育長も話をしておりましたが、ランドセルの無償配布は全国いろんなところで手を替え品を替え、方法を替えやっているんです。そういう意味ではランドセルの無償配布、子育て支援、若者の定住促進にもつながると思います。その辺少し市長、見解をお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

まず、ランドセルを必ず持たなければならないというランドセル文化というのがいよいよ壊れてきたのかなという思いでありまして、宮古島市もちゃんと選択の自由というのは指示、文書でも通知はされているようでございますが、そういう多様化してきているような価値観の中では、やはりランドセルとその他のバッグとの選択の自由度というのはあってもいいのかな。

片や、おじい、おばあの意味での孫に対する思いとか、長い間の愛情の示し方というような文化等もありますんで、その辺との整合がやはりちょっと要るのかもしれない。しかし、基本的にはもう教育委員会からは選択の自由というか、校長の裁量になるんですか、保護者の裁量になりますんで、変わってくるのかなと思います。

こういう保護者の負担というのはいろんな面で軽減化していくことは大事だと思っております、できるだけ子育て教育に関してはしっかりと取り組むということで、教育委員会と連携して予算を確保しているところですが、ランドセルの無償化ということも、一つの検討の課題かと思えますけれども、どの方法

が最も保護者の負担軽減になるか、その一つの議論として検討してみる必要があるのかなと思います。

◎山里雅彦君

そういうことですよね。一般質問初日に、狩俣政作議員がランドセルの単価等の話も取り上げておりました。ピンキリであるということで、5万円から6万5,000円ぐらいが平均なのかなというこれは、6万5,000円の話でしたか、ありました。試算すると我々の宮古島市の今年度の新入児童数は、多良間村も含めて約六百人近く、五百何十人という話でありました。大量発注したら、600個発注したら、5万円ぐらいになると思いますので、3,000万円が安いかどうかは、高いかどうかは我々が判断するんですよ、市長。若者、子育て世代の支援、若者の定住促進、これ高くないですよ、高くない。

そういう意味では、自治体によっては保護者の負担軽減につながるということで、昭和50年頃からランドセルの無償配布を行っているところもあります。茨城県では44市町村のうち、約3分の1に当たる15自治体でランドセルの無償配布があります。調べてみたら、全国の都道府県、自治体でも、リサイクルして、カバーをいろんなメンテナンス、直して無償配布するところもありますが、そういう自治体がたくさんあるんです。そういう意味では、離島の中の離島、先ほど若者定住促進も今定例会もたくさんありましたが、本当にこういうことは大事なんです。栗国恒広議員は、先ほど自主財源のプロジェクトチーム、これまでもいろいろ議員からありましたが、我々は本当にそういう意味では少子化対策のプロジェクトチームつくるべきですよ、市長。本当そう思います。それが一番の我々宮古島市の取り組む喫緊の課題かなと私は思っております。

そういう意味では、我々がどういう形で子育て世代について支援するかは、しっかりと、議会で、行政と一緒にやらなければいけないのかなというふうに思っております。

次に移ります。教育環境について。失礼しました。ちょっと、紹介したいものがありましたけど、先ほどのランドセルに関連して、本市においても伊良部のある業者から子供たちへのランドセル支給支援金等の話もありました。地域貢献の意味も子供たちの頑張りも含めての支援だということでもあります。この時期になると、またほかでは交通安全母の会による手作りの交通安全マスコットの寄贈等もあります。約600人分だそうです。教育長に聞きましたら。そのほかにも新入生ではないんですが、中学3年生の子供たちに受験生応援ということで、何月ですか、2月でしたか、株式会社南西沖食は高校受験を控えた宮古島市と多良間村の全中学3年生573人に合格応援米、未来へつながるお米として5キロ寄贈するということがあります。やはりそういういろんな方々が、もしくは企業がそれを支援している、その支援の輪が広がるような取組は私は大事だと思うんですよ。狩俣地区のほうでも自治会がしっかりと子供の誕生日に対する支援等も結構やっています。そういう意味では、そういうことをすることが、我々宮古島市の未来につながるんじゃないかというふうに思っておりますので、しっかりランドセルの無償配布についてはやっていただきたいというふうに思っております。

鏡原地区小中一貫校開設に向けた校舎建築についてであります。この辺については昨年末に開かれた鏡原地区小中一貫校開設に向けた協議会の中で、大城教育長は中学校3棟の耐力度調査の結果、建て替えは行わず、改修を行い、既存の校舎を利用していこうとの方針である旨の報告をしました。新校舎建設に期待して集まった。鏡原地区小中一貫校開設に向けた協議会のメンバーからは落胆の声が上がったということでもあります。鏡原地区小中一貫校開設に向けては、新校舎建設が私の思いでは予定スケジュールであ

ったと思っております。今回建て替えは行わず、改修し、既存校舎を利用するというスケジュールの修正、計画変更だと私は思っております。

そこで、現在鏡原地区小中一貫校開設に向けた新校舎建設事業に対する見解を聞かせてください。

◎教育部長（砂川 勤君）

鏡原小中学校の施設整備についてお答えいたします。

今年度実施しました耐力度調査の結果、鏡原小学校屋内運動場については判定基準を満たしておらず、鏡原中学校校舎は判定基準を満たしている結果となっております。鏡原小学校、中学校の現状も踏まえ、活用補助金の情報収集、整備手法について関係機関と今後も協議を重ねてまいりたいと思います。

◎山里雅彦君

教育部長からの答弁でありました。市長と思っていたんですが、少し教育部に二、三聞いてから市長の見解は後ほど確認したいと思います。

去る2月14日に、鏡原地区小中一貫校開設に向け、地域説明会が実施されたと聞いております。その説明会の中で、保護者や先生方、地域の皆さんから意見があったということではありますが、どのような声、意見等があったのか、まず聞かせてください。

◎教育部長（砂川 勤君）

2月14日に地域のほうに出向きまして説明会を行ったところです。その中で、鏡原地区小中一貫校で施設に関することを少しお知らせしたいんですが、防犯性や安全性を含めて環境整備をお願いしたい。あるいはコミュニティ・スクールを展開する場所がない、あるいは施設の改築が中学校はできないとのことなので改修をお願いしたいという意見がございました。我々も校舎のひさし、あとは壁の剥離、トイレの補修、場合によってはバリアフリー化、あるいは写真等、最近要望書が上がってきましたけども、劣化の著しい箇所の修繕に取り組んでいきたいと考えております。

◎山里雅彦君

補修等の話もありましたが、我々も会派と議員有志の何名かで鏡原中学校にDX事業も含めて理科の授業でしたか、見てきました。その中でその後、校舎の説明も受けて、廊下の柱が鉄筋、補修したにもかかわらず、また剥離している箇所も結構見られました。そういう意味では、本当にいろんな建て替え事業は必要かなと私は思っておりましたが、先ほどの教育部長、もう一点。保護者、先生方、地域の意見と要望等を受けて、教育委員会としてどのような見解をお持ちなのか、答弁をお願いします。

◎教育長（大城裕子君）

先ほどの教育部長答弁とも重なる部分がありますが、説明会におきましては、主に3点の質問が寄せられました。1つ目が学校施設整備についてということで、2つ目が小中一貫した教育課程について、3つ目が教職員の負担感など小中一貫教育に係る課題解決に向けた取組についてです。教育委員会としては、それぞれ施設整備につきましては、小学校の屋内運動場、中学校の校舎整備に向けて、現在関係機関と調整を進めているところです。整備手法や活用補助金等についても現在あらゆる可能性を探りながら、取り組んでいるところです。

2つ目の義務教育、9年間を一まとまりとした教育目標を設定し、その実現を目指し、鏡原の児童生徒の発達段階や地域の実態を考慮した小中一貫した教育課程の編成を行うということと、あと教職員の負

担等、小中一貫教育に係る課題解決に向けた取組としては、令和6年度にコミュニティ・スクールの導入を行い、開かれた学校づくりを推進することで、地域総ぐるみで学校を支援していく体制を整備するとともに、先進校の事例などから、対応策を検討していく予定であります。もちろんソフト面、ハード面、両方充実した、鏡原地区小中一貫校に向けた取組を行っていきたいと思っております。施設整備については多くの課題を抱えておりますが、教育委員会として精いっぱい努力しているところです。

◎山里雅彦君

ソフト面、ハード面の答弁がありましたが、教育長、これ学校視察が終わってから教頭先生からいただきました。これは、鏡原中学校修繕要望箇所について、年間何度か子供たちの名前を列挙して記載したということで、修繕要望箇所概要、ちょっとだけ読んでみます。1年1組、担任窓枠ガラス、廊下側、ひび。1年2組、教室のロッカーが小さくて使用しづらい。2年1組、教室後ろの手洗い、水が出ない。2年2組、教室の東出入口、鍵の不具合、施錠できない、開いてしまう。3年1組、教室照明、点滅箇所あり。教室入り口のドア鍵、鍵穴がずれて開閉しづらい。3年2組の黒板のチョーク不安定。美術室、水道蛇口、ぼたぼた水が漏れている。音楽室、照明、1点点滅箇所あり。体育館、雨漏り、体育館照明、電球使用切れ3か所、オートリフター故障、体育館外階段、滑り止め剥がれて。男子トイレ、個室壁破損及びびがたつきあり。女子トイレ、個室壁破損。男子トイレ、ドアノブ破損、外れ。2階男子トイレ、個室壁破損、これまだ3分の1ぐらいしか読んでいないです。この状況を年何回か生徒にアンケートを取るらしいです。これほんの一部ですよ。こういう状況を勘案して、教育委員会として整備ができないというのは、ほかにもっと理由があるんじゃないかと私は思っているんです。簡単に言えばやる気の問題と私は思っています。議員のこれまでの事業をするには情熱が必要ともありましたが、先ほど教育長、活用補助金のメニューの話もしていましたよね。これ耐力度調査が良好であればできないという話も何かありましたよね。その辺ちょっと答弁できますか。

◎教育長（大城裕子君）

今年度実施いたしました耐力度調査におきまして、基準点は4,500点ですけれども、中学校校舎は5,000点、一部6,000点という評価が出ました。そのために、建て替えが不可能というところに、当面しばらくの間というところで難しくなったわけですが、この件に関しても結果を見てからというところはあったんですけれども、このような結果になって、保護者の皆さん、かなり落胆されていると思いますし、学校現場も、もちろん生徒の皆さんも本当にこのままずっとこの環境で学習を続けるのかというところでは気持ちが沈んだものと思います。

しかしながら、先ほど山里雅彦議員が読み上げていらっしゃる修繕箇所の一覧は3月12日に教育委員会に届きました。優先順位をつけながら、速やかに、スピーディーに対応していきたいと考えているところです。全体的な建て替えに関しては、現在国も長寿命化計画に沿って補助金等も配分しているところから、大変難しい部分はありますが、ほかの補助メニュー等の活用もできないかというところで今探っているところです。

◎山里雅彦君

そういう意味では、教育長、真剣にやっているのかなというふうな思いもしておりますが、先生方、地域、保護者の声を聞いて、教育委員会は教育委員会を開いていますか。確認します。このことに関して、

教育委員会として、鏡原地区小中一貫校開設に向けた地域、保護者、先生方の声を聞いて教育委員会を開いていますか。開いていなければいいですが、開いていたら、どういう意見があったのか、これを踏まえて少しお願いします。

◎教育長（大城裕子君）

毎月1回教育委員会定例会がございます。その場で共有させていただいております。

◎山里雅彦君

子供たちの教育環境整備というのは本当にもう定住促進をはじめ、子育て支援、大事な要素なんですよ。そういう意味では、これだけの状況があります。そこで市長、こういった状況を踏まえて、鏡原地区小中一貫校開設に向けた、新校舎建設に向けて、行政の市長として、今の教育委員会の方針も含めて勘案して、トータル、グランドデザインしながら、意見があれば見解を聞かせてください。

◎市長（座喜味一幸君）

教育予算というものをまずちょっと増やしなが、例えばトイレの洋式化あるいは照明、クーラー等々、5年とかという長期計画のやつはまず前倒しで速やかにやろうではないか。暑いさなかで、勉強ができないような状況があつてはいけないというようなことで、その辺の照明が暗くても勉学に影響しますし、暑くても勉学に苦労しますし、またトイレができない状態になりますと、精神的にも影響を受けますんで、その辺は案件に関してはとにかく急ごうというようなことで予算を講じております。今度の鏡原地区の小中一貫校に向けての取組、もう少し耐力度調査というのを早めに対応しておかんといけなかったのかなという反省はありますけれども、一つ今後の取組としては、ぜひともに所期の当初の目的達成に向けて、いろんな取組が必要かなというふうに思います。

また今言った山里雅彦議員からの要請ですか、話を聞きますと、大変すぐでもできそうな話があります。そういう面では、学校も教育委員会として全体を把握することも困難なので、現場をよく知っている校長先生の裁量枠というような予算も少し増額して、その辺も臨機応変に対応できないか、その辺も含めて少し検討する必要があるのかなと。また、細かいことを教育委員会と調整しながら、速やかな対応ができるようにしていきたいと思います。

◎山里雅彦君

市長から速やかな対応という話もありましたが、教育長、教育長が国の一部の方針だと思うんですが、校舎の延命化みたいのがあります。しかしながら、学びの場の創出ということでも文部科学省にはいろんな予算があります。そういう意味では、今聞くと、事業をしないような補助メニューを探しているような感じがしますので、事業をするような前向きにできる補助メニューをしっかりと検討してやっていただきたい。耐力度調査が点数幾ら以上あると、先ほど4,500点、6,000点という話もありましたが、あると、補助メニューがないような話も聞いたような覚えがあるんですが、そういう意味ではできる補助メニュー、しっかり子供たちの学び優先でやっていただきたいというふうに思っておりますので、市長も前向きにやりたような話に感じましたので、ぜひ鏡原の新校舎建設、鏡原地区小中一貫校開設に向けて、次の定例会ぐらいではやりますというように聞ければいいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。次の農業委員会委員について。今定例会に提案されています農業委員会委員の選任について、まず今回の同意案、提案理由について説明をいただきたいと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

農業委員会委員の選任についての提案理由でございます。昨年の9月定例会に提案しました農業委員会委員の同意案が審議未了となったことに伴い、今回新たに候補者を選出し、同意案を提出しているところでございます。提出内容としましては、宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する事務処理要領に基づき、平良地区、城辺地区から5名ずつ、下地地区、上野地区、伊良部地区から2名ずつ、中立委員が1名の合計17名となっております。今回提案しました同意案におきましては、前回の同意案から、平良地区の委員数を4名から5名に変更、城辺地区の候補者の見直し、中立委員を2名から1名へ変更しております。

◎山里雅彦君

そういうことで、3月定例会に提案されておりますが農業委員会の農業委員の会合、今年1月の半ば頃でしたか、22日でしたか、行われたその会合の中で、副市長が、いろんな意味で農業委員会の皆さんに説明と負担をかけていることを陳謝したということで、委員からは県の農業委員会研修や視察等は既に始まっているが、宮古島の新規委員は参加できず、若手の成長を妨げた結果となっている。市の責任として新人研修等の機会をつくる必要があるとの意見や、農業委員の任期を経て新事業に取りかかる準備を進めていたが、今回の不手際でその全てが止まってしまい、困っているとの訴え等があったということでありま。そのほか委員からも厳しい意見があったということではありますが、農業委員の皆さんの研修会、毎年やっていると思うんです。何月ぐらいでしたか、11月ぐらいですか。農業委員の皆さんへの新人研修会、様々な研修会等、どのような形で考えているのか、まず聞かせてください。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

農業委員、農地利用最適化推進委員の研修会は、例年11月頃に県内各地区で開催されております。令和5年度の宮古地区においては、昨年11月27日に全国農業会議所、沖縄県農業会議、県農政経済課、農地中間管理機構から講師を招き、多良間村農業委員会と共に研修会を実施しております。令和6年度においても、通常であれば秋頃の開催となりますが、委員会活動においては業務内容や法令の熟知が最も重要となることから、通常開催とは別に宮古島市農業委員会単体での早期の研修会実施を沖縄県農業会議へ働きかけているところであります。

◎山里雅彦君

農業委員会会長に聞いたら、やはり全国農業会議所等からの講師を招いて、年1回やっているということですが、ぜひこれはしっかり対応していただきたいというふうに思っております。

そこで、もう一点、議会に通れば新規選任される今回の農業委員の皆さんの任期は、富浜靖雄議員の一般質問でしたか、5月1日からの3年間を考えているとの農業委員会会長の答弁がありました。5月1日というのは、農業委員が選任されますと委嘱状交付になりますから、当然市長の交付ですから、当局との調整も必要と思いますが、聞くところによると、あまり農業委員の任期とか時期的なものが法律上定まっていないということで、これは可能だということを知りました。この中で農業委員が決定すると委嘱状交付になりまして、その農業委員の皆さんで農地利用最適化推進委員を選ぶんですね。多分この5月1日というのは、その農地利用最適化推進委員の辞退する方もいたという話は、農業委員もありましたが、この農業委員が選任されて農地利用最適化推進委員を決定するまでのスケジュール感といいますか、タイム

スケジュールがあればお願いします。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

議会同意後の任命スケジュールについてですが、5月1日を任命日とする前提で説明させさせていただきますが、第7期農業委員候補者が確定後、委員会において第3期農地利用最適化推進委員候補者の候補案の決定をしなければならないことから、まず現職の農業委員で4月開催の総会において農地利用最適化推進委員候補者の候補案を決定いたします。その後、5月1日に新たな農業委員を市長が任命した後、即日、臨時総会を開催し、会長、会長職務代理の互選、第3期農地利用最適化推進委員の決定を行い、同日付で会長から農地利用最適化推進委員に対し委嘱状交付を行い、新たな農業委員会が発足となります。

◎山里雅彦君

今回の農業委員の選任案は最後に1点だけ、市長部局、評価委員とも調整済みという理解でいいですか。

◎副市長（嘉数 登君）

今回の提案に至るまで、農業委員会と総務課のほうで当初はゼロベースの議論をいたしておりました。その後、私と農業委員会会長、会長職務代理で同意案提出に向けていろいろと意見交換を、これは昨年の12月27日に行っております。今さっき山里雅彦議員から確認のありました、では選任された場合の、あるいは同意を得た場合の任期はどうなるかということについても農業委員会事務局のほうと綿密に調整させていただいておりますので、情報共有を含めてしっかりと対応できているというふうに考えております。

◎山里雅彦君

そういうことで、いろいろありましたが、今後の農業委員選任同意案については、二度とこの議会で調査特別委員会等が設置されないような、開かれることがないような形で対応をお願いしたいというふうに思っております。ちょっと恥ずかしい話であります。

次に移ります。県道狩俣線、正式には県道保良西里線についてであります。県道保良西里線の未整備区間の整備については前回も取り上げ、管理者である県は管内土木施設の整備については、必要性や優先度、予算の状況を踏まえ検討していくとして、現在当該箇所を整備する計画はないとの回答、答弁がありました。

そこで、当局の整備についての見解を確認したいんですが、同路線はこの地域で重要な役割を担うということで、都道府県道ということで国土交通大臣から主要地方道として指定を受けております。観光、生活道としての状況に応じた形では、私は整備の必要性があると感じていますが、この未整備区間の整備について、市としてどう考えているのか、捉えているのか、少し見解を聞かせてください。

◎建設部長（川平陽一君）

ご指摘の箇所は、山里雅彦議員からありましたように県道保良西里線で、管理する沖縄県宮古土木事務所に確認したところ、「現在、当該箇所の歩道等を整備する計画はありませんが、管内の土木施設整備に当たっては、必要性や優先度、予算の措置状況を踏まえ、検討してまいります」との回答を得ておりますが、当市としましても状況を鑑み、要望、要請等を行っていきたいと考えております。

◎山里雅彦君

建設部長、これ前回も聞いたんですが、県道保良西里線については建設部長のおっしゃるのがありますが、この県道に未整備区間があるということは、いまだにこの道路の整備は完了していないんです。完了

していない。私は継続事業だと思っております。継続しなければならない事業ですから、そう思っております。事業が遅延、私は遅れているにすぎないと思っています。市としてもこれを前提としてしっかり取り組んでいただきたい。幾ら県道であっても、我々宮古島市の管轄です。そういう意味では、これを放置すると市政運営上も、観光振興、交通安全面で何も経営戦略とか事業戦略のない行政運営だと思われますよ、こういうのを放置すると。その点、市としても県に対してしっかりと、まだこの整備は未整備です、まだ完了していないんですよということをしっかり言って、これまでは9年ほど前に何度か答弁した。地権者も分からない、できないという話。今整地されて看板が出ています。看板が出るということは、地権者もちゃんと確認されていますから、そういう意味では本当に危険なんです。副市長にも確認していただきましたが、それについてはしっかり伊良部地域の農道の整備、白線等についても下地信広議員でしたか、我々が言わなくてもちゃんとやるべきだという話もあります。それこそまさに上地堅司議員も上野地域についてそういう話もありました。我々が議員が言わなくても本当にやるべきですよ。何のために道路パトロールがありますか。見て、あつ、未整備だと分かります。そういったところを含めて、市がしっかり未整備区間については対応していくべきだと思いますが、その点もう一度答弁をお願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

当該箇所については、山里雅彦議員から案内してもらった後、私も1人でまた再度行ってみました。当該箇所の整備の必要性については市としても認識しておりまして、コロナ禍後の本市の観光需要の回復等も踏まえ、早急な整備が図れるよう関係要路に要請等を行っていきたいと考えております。

それから、宮古島市と県、出先関係機関がコロナ禍前までは4月とか5月にいろいろ意見交換という場も設けておりました、記憶では。コロナで3年、4年ぐらい中断しておりますか、それを次年度早々にも再開してもらって、そういった早急な整備が必要な箇所を県職員とも確認しながら、場合によっては県への要請に赴いてしっかりと対応していただくよう、対応していきたいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

次に移ります。

順番を変えます。3の災害対策について。多くの議員も能登半島沖地震の話をされておりました。本当に非常時、大変な状況にあります。この災害発生時における初動対応といいますが、非常時の初動対応、これ本市として災害対策本部等の立ち上げ設置等、本市はどういう形であるのか。質疑等でも少しありましたが、ちょっと聞かせてください。よろしくをお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

災害発生時の本部設置までの流れについてご説明いたします。

今回は、台風災害の場合で申し上げたいと思います。まず、本市への台風襲来が予測される段階で、副市長を本部長とし、教育長及び部局長で構成される災害警戒本部員による事前対策会議を開催し、宮古島地方気象台職員から台風の勢力や予測進路などの説明を受け、情報を共有するとともに、本市への被害予測や対策につきまして確認を行いながら、市民に対しての事前周知や各管理施設の対策、関係機関との事前調整など、被害軽減のための体制強化を図ります。台風襲来により警報が発令されますと、災害警戒本部が設置され、被害の規模に応じて対策本部に移行するなど、本市地域防災計画に基づく体制を設置し、災害対応を行っております。

◎山里雅彦君

時間がありませんね。

次、災害発生時の自治会、NPO、ボランティア活動団体と社会福祉協議会等との連携ということですが、一般質問初日に我如古三雄議員も災害時の消防、自衛隊ですか、連携強化の話がありました。これを聞くと、もう時間がありませんので、ぜひ災害時では救助活動等の災害対応、地域防災力を高める面でも重要な役割を担っている団体でありますので、しっかりと自治会等に、いろんなところに向けては災害に備えた取組として、災害対応のガイドライン等が必要だと思いますが、その点をしっかり対応して準備していただきたいというふうに思っています。

次に移ります。子供たちの防災意識・学びについて。大規模な災害、緊急事態が発生すると、混乱する状況になり、緊急時に子供たちが慌てることなく冷静に避難するためにも、日頃の防災意識、学びが大事だと思いますが、本市の防災教育について短めにお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

子供たちの防災教育についてお答えをいたします。

子供たちへの防災教育としましては、各小中学校単位での防災教室の開催や、毎年11月に実施される沖縄県広域地震・津波避難訓練への参加を呼びかけ、保育園や幼稚園も含め、多くの児童生徒の参加の報告がございます。市教育委員会で作成される小学4年生社会副読本でも防災に関する内容の記載があり、授業で活用されるほか、校外活動として防災備蓄倉庫の見学や防災センターでの体験学習も実施しております。また、市消防が実施する防災フェアにも多くの家族連れが参加をしております。加えて、宮古テレビの子供向け番組に職員が出演し、家庭でできる防災について啓発を行うなど、1年を通して防災教育を実施しております。今後も引き続き、関係機関と連携しながら実施してまいりたいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

能登半島地震で分かるように、災害時には急にパニックになる状況が発生するということでもあります。そういうパニックにならないためにも、自分で自分の安全を守る行動、そして命を守る行動、いつ起こるか分からない災害時、対処できるような子供たちへの防災教育はしっかりやっていただきたいというふうに思っております。

時間がありませんので、2番、財政については、8項目を通告しましたが、出納整理期間が終わらなければ決算が出ないということで数字が出せないということがありましたので、次回以降、取り上げていきたいと思いますので、準備していただいて申し訳なく思っております。ありがとうございます。

それでは、これで一般質問を終わりますが、今定例会を最後に議場から離れる部長の皆さんがいます。今年から1年間定年延長ということで、議場からは離れるんですが、これからぜひ一緒になって、住みよい島づくりのために、共に頑張っていければなというふうに思っております。

一般質問を終わります、ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで山里雅彦君の質問は終了しました。

休憩します。

(休憩＝午後 3 時36分)

再開します。

(再開＝午後 3 時37分)

先ほどの山里雅彦君の発言については、後刻、音声データと記録を調査の上、議長において適当な措置を取ります。ご了承ください。

(「議長……それはおかしいでしょう」の声あり)

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午後 3 時38分)

(休憩中、山下誠君から栗国恒広君の発言は、議長において取消しを命じるよう
要求があった)

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

(再開＝午後 3 時39分)

議員から申出がありますので、栗国恒広君の発言については後刻、音声データと記録を調査の上、議長において適当な措置を取ります。ご了承願います。

これをもちまして、一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩＝午後 3 時39分)

再開します。

(再開＝午後 3 時39分)

本市職員の定年退職年齢は61歳に延長されており、今年は定年退職者はおりませんが、部長や課長などの管理職は60歳で役職定年を迎えます。本議場には、そのうち4名の部局長が出席していますので、ここでそれぞれに議場を卒業されるに当たり、ご挨拶をお願いしたいと思います。

最初に、仲宗根美佐子こども家庭局長からお願いいたします。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

今回で議場を卒業できるということで、挨拶の機会を与えていただき、ありがとうございます。

私、平成4年に旧平良市の保健センターのほうに保健師として入職をしました。その前に6年間、県立病院のほうで、宮古と那覇のほうにいて、都会にいと、どうしても地域の生活が見えないということで、ちょうど池間大橋がかかるときに駐在保健師がいなくなるということで、運よく旧平良市に入ることができました。私が入った当時は、今でいう介護保険法とか障害者自立支援法もなく、役所のほうで全て今事業所がやっているような事業、リハビリ教室だとか、精神のデイケアだとか、そういうことを全てやって、念願かなってというか、地域の人の暮らしが見えるということで、すごく充実した日々を送ることができました。地域の宮古地区医師会とか、宮古地区歯科医師会、それから行政連絡員とか民生委員とか、何より私の母子保健推進員とか、食生活改善推進員、健康づくり推進員の方々と一緒に市民の生活の支援、それから健康の支援ということで関わってこれたことをとてもうれしく思っております。

管理職は5年という短い間でしたが、健康増進課長になったときに、待っていたかのようにコロナの問題が発生して、ほぼ健康増進課のときにはコロナ対応に追われました。議員の皆さんからもたくさんの対策の提案をいただいたことに感謝をしております。緊張しておりますが、コロナのときにもたくさんの関係機関と一緒に連携をして、やはり宮古島ならではのところで、島内だけの宮古地区医師会とか宮古地区薬剤師会の協力もいただきましたし、看護師のOBもすぐ駆けつけてきて、ワクチン対策とか健康相談に当たれたということは、すごくやはり宮古に戻ってきてよかったなと感じた場面でありました。

コロナのときに初めてこの議場に、あそこに座ったんですけど、緊急動議というものに初めて動員されて、すごく緊張もしていましたし、対策で疲れていて、ワクチンの準備もしないといけない、答弁も六十何枚あるものを書きながら、とても疲れ切って、何かまるで罪人のような気持ちであそこに座ったんですけど、当時の山里雅彦議長が優しく振り返って、観音様のような顔で「仲宗根課長、大丈夫ですか」と言ってくれたことがすごく救いになっております。部長職になってからも、皆さんとこうやって議場でお会いすることが多かったんですけど、個人的にはというか、私の勘違いかもしれませんが、皆さんには大変私は優しくしてもらったという印象を持っております。どうぞこれから続く、初めての議場というのはすごく緊張するので、私2年目でも緊張していますけれど、これからの後輩とかにも私のように優しく接して下さったらありがたいなと思っております。

ちょうど皆さんの経験を役所の中でできましたけれど、また定年延長という機会にも恵まれましたので、今回議場を去りますが、役所ではなくて、別の場所で専門職としての人材育成とかそういうところに関わっていきたくらいのかなと思っております。

今後何かすごく福祉も変わったんですけど、法律改正だけではなくて、この議場にいると、皆さんが熱い思いで法律に漏れているようなところをたくさん質問して、変えていってくださるというのがよく分かって勉強になりました。これからもどうぞ宮古島の生活を変えていけるように、皆さんも期待したいと思います。本当にありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

次に、兼島方昭水道部長をお願いします。

◎水道部長（兼島方昭君）

このような日が来るとは夢にも思っていませんでした。しかし、来るものですね。まず、このような機会をいただき、議長をはじめ皆様に感謝申し上げます。

私は、昭和62年に旧宮古島上水道企業団に採用され、今年、現在までに37年間たちます。途中、5年間は市長部局にお世話になりましたけど、残り32年は水道事業一本ということになっております。その中で、水道事業の中で一番印象に残っているのは、平成6年1月からの70日間の制限給水、あのときにはもう宮古島の経済状況がひっくり返っているのかなと思うぐらいに、ちょっとびっくりした思い出があります。

私は令和元年度からここにお邪魔して、議員の皆様方にお世話になっておりますが、ここに入って初めてのときは、当局と議員のバトルが非常に怖くて、おお、こうやるんだというのが非常に印象に残ってありました。例年であれば、4月から一市民としてというキャッチフレーズがあったんですが、定年が1年延長されたということで、私ももう一年残らせていただくことになっておりますので、何ができるかは分かりませんが、市長をはじめ副市長、職員の皆様、特に水道部の皆さんにも、またよろしくという意味を

込めて、ありがとうございますと皆さんに伝えます。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

次に、儀間博会計管理者をお願いします。

◎会計管理者（儀間 博君）

管理職退職ということで、本日この場で挨拶する機会をいただきました議長をはじめ議員皆様方に感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

私は、昭和61年に旧伊良部町役場で臨時職員として任用され、そして平成元年に職員として採用されました。以来34年間、市民の公僕として公務員生活を務めてまいりました。その間もいろんな業務に携わっていましたが、まず脳裏に残っているものとしましては、平成8年に県の市町村課のほうに実務研修生として派遣されました。県の職員といろいろ交流を持ちながら、また県の職員と仕事をする中において、自分にとってはいろんな財産が持てたなというふうに思っております。本当に戻ってきました、県の職員と一緒に仕事してよかったなということが今でも印象に残っております。

そして伊良部大橋の建設に伴って、いろんな仕事も進めてきました。平成14年から平成17年9月30日まで、当時6市町村から5市町村合併協議会、事務局のほうにも派遣されました。紆余曲折ありましたが、無事に10月1日には合併されました。合併協議会の委員としても、座喜味一幸市長も委員の中でいろいろ活発な意見を申し上げながら、また合併協議会が進んだのかなというふうに思っております。

あと1年間ということですが、最後、令和5年度で会計管理者を拝命しまして、会計課の仕事をさせていただきました。本当に市長には感謝申し上げます。ありがとうございました。会計課の職員と一緒にする中でたくさんの伝票が来ます。本当に宮古島市の予算、一般会計400億円、特別会計を含めると約500億円の予算を支出する立場として、審査のほうにも非常に気を遣います。本当に夜も寝られないときも当初ありました。どういうふうに歳出を、支出をチェックするのかなというふうに変戸惑ったところもあります。でも、会計課の職員が一生懸命私を支えて、一生懸命教えていただいて、本当にいい職員に恵まれたなというふうに今思っております。本当に会計課の職員にも、また市の職員に対しても感謝を申し上げます。ありがとうございました。

定年延長制度、先ほどおっしゃっていましたが、法改正に伴って、定年延長、あと1年間延びますが、またこれまでの経験を踏まえて、来年3月退職しますが、34年間の行政の経験と、そして皆様方からたくさんの指導をいただいたことを胸に刻んで、来年の3月退職しますが、また地域に戻って、地域の皆様方と協力しながら、地域のために貢献していきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

そして、最後に、この場で答弁の機会を与えていただきました狩俣勝成議員にも大変感謝申し上げます。ありがとうございました。今でも、足は震えています、本当に最初の答弁に立ったときは、もう何が何だか無我夢中で答弁いたしました。自分でも何を答弁したかは把握しておりません。そのように本当に議場は緊張の場ありますので、今後とも後輩の皆様方が、またこの議場でたくさんのことを学んでいただきたいというふうに思います。本当にありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

最後に、60歳で退職される宮國和幸消防長、お願いします。

◎消防長（宮國和幸君）

皆さん、このような貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。私は、消防36年のこれまでの経験を基にお話ししたいと思います。

昭和63年に、当時の宮古広域消防組合に採用されました。その間、消火隊あるいは救急隊、救助隊、水難救助隊を業務としてやってきました。今から三十数年前に平成3年4月に、救急救命士法が制定されて、それを受けて私も救急救命士の資格を取得するために、福岡県の北九州市のほうに救急救命センターがありまして、市民、議会の皆さんの理解の下、公費で半年間、全国から救急救命士を目指す消防職員300人と技術と知識を磨いて、見事というか、救急救命士の国家試験に合格しまして、それから県立中部病院と県立宮古病院のほうで1か月間の病院実習を経た後に現場に戻ってきました。その当時は、AEDは病院関係者と救急救命士しか取り扱うことができませんでした。心肺停止の救急要請があれば、AEDを持って東へ西へと駆け回ったことを思い出します。

数多くの救急出動の中で印象に残ったのは、妊婦の分娩でした。自宅で破水しているという救急要請を受けまして、自宅に行きました。そうしたら、もう破水が確認されて、急いで病院へ搬送しようと救急車の中で病院へ向かいましたが、そのうち突然もう頭が見え出してきたんです。それで、それも救命救急センターのほうと、あと日頃の業務の中で訓練は結構数多くやってきましたので、生身というか、本番を迎えるのは初めてでしたので、緊張しながら、どうにかどうにか頭を支えて赤ちゃんを取り上げたというのが印象的でした。

片や救命処置、救急のかいもなく、息を引き取ったという方もたくさん見てきました。生命の誕生から人生の終えんまで経験してきました。人間の生と死を経験してきました。

私は、定年延長を経ずに消防を退職します。他の部署で再任用として希望しまして、それを選択しました。これからは消防で培った経験を生かして、今後の人生に役立てていきたいなと思います。

市民の皆さんへは救急車の適正利用をお願いしたいなと思います。議員の皆さんは健康第一で、救急車のお世話にならぬよう、これからも健康第一で市の発展のために尽力してください。貴重なお時間ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

議場を卒業される4名の皆様、長い間ありがとうございました。今後もそれぞれの部署でのご活躍を期待しております。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午後3時56分）

令和 6 年

第 2 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

3 月 27 日 (水) 最終日

(委員長報告、質疑、討論、表決)

令和6年第2回宮古島市議会定例会（3月）議事日程第10号

令和6年3月27日（水）午前10時開議

日程第 1	議案第25号	宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の一部改正について (委員長報告)
〃 第 2	〃 第28号	宮古島市地産地消振興センターの設置及び管理に関する条例の制定について (〃)
〃 第 3	〃 第29号	宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について (〃)
〃 第 4	〃 第30号	宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について (〃)
〃 第 5	〃 第31号	宮古島市介護保険条例の一部改正について (〃)
〃 第 6	〃 第32号	宮古島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について (〃)
〃 第 7	〃 第33号	宮古島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (〃)
〃 第 8	〃 第34号	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理について (〃)
〃 第 9	〃 第35号	宮古島市附属機関設置条例の一部改正について (〃)
〃 第10	〃 第36号	宮古島市肉用牛センター条例の制定について (〃)
〃 第11	〃 第37号	宮古島市立学校設置条例の一部改正について (〃)
〃 第12	〃 第38号	宮古島市議会議員及び宮古島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部改正について (〃)
〃 第13	〃 第26号	宮古島市役所の位置を定める条例の一部改正について (〃)
〃 第14	〃 第27号	宮古島市出張所設置条例の一部改正について (〃)
〃 第15	〃 第16号	令和6年度宮古島市一般会計予算 (〃)
〃 第16	〃 第43号	令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第1号） (〃)
〃 第17	〃 第17号	令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算 (〃)
〃 第18	〃 第18号	令和6年度宮古島市港湾事業特別会計予算 (〃)
〃 第19	〃 第19号	令和6年度宮古島市介護保険特別会計予算 (〃)
〃 第20	〃 第20号	令和6年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算 (〃)
〃 第21	〃 第21号	令和6年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算 (〃)

日程第 2 2	議案第 2 2 号	令和 6 年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算	(委員長報告)
〃 第 2 3	〃 第 2 3 号	令和 6 年度宮古島市水道事業会計予算	(〃)
〃 第 2 4	〃 第 2 4 号	令和 6 年度宮古島市下水道事業会計予算	(〃)
〃 第 2 5	〃 第 3 9 号	財産の取得について	(〃)
〃 第 2 6	〃 第 4 0 号	財産の無償譲渡について	(〃)
〃 第 2 7	〃 第 4 1 号	団体営土地改良事業（区画整理）仲原西地区の計画変更について	(〃)
〃 第 2 8	〃 第 4 2 号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について	(〃)
〃 第 2 9	請願書第 1 号	離島における犬猫殺処分ゼロに向けた動物愛護行政の機能拡充を沖縄県に求める請願について	(〃)
〃 第 3 0	陳情書第 1 号	国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、保険税（料）引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める陳情書	(〃)
〃 第 3 1	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(市長提出)
〃 第 3 2	同意案第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	(〃)
〃 第 3 3	〃 第 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	(〃)
〃 第 3 4	〃 第 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	(〃)
〃 第 3 5	〃 第 4 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 3 6	〃 第 5 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 3 7	〃 第 7 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 3 8	〃 第 8 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 3 9	〃 第 9 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 4 0	〃 第 1 0 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 4 1	〃 第 1 1 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 4 2	〃 第 1 2 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 4 3	〃 第 1 3 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 4 4	〃 第 1 4 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 4 5	〃 第 1 5 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 4 6	〃 第 1 6 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 4 7	〃 第 1 7 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 4 8	〃 第 1 8 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 4 9	〃 第 1 9 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 5 0	〃 第 2 0 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 5 1	〃 第 2 1 号	農業委員会委員の任命について	(〃)
〃 第 5 2	意見書案第 1 号	離島における犬猫殺処分ゼロに向けた動物愛護行政の機能拡充を沖縄県に求める意見書	(文教社会委員会提出)

- 日程第 5 3 意見書案第 2 号 国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、保険税（料）引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を国に求める意見書（文教社会委員会提出）
- 〃 第 5 4 〃 第 3 号 国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、保険税（料）引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を沖縄県に求める意見書（ 〃 ）
- 〃 第 5 5 〃 第 4 号 新たな基本計画における持続可能な農業振興の強化を求める意見書（議員提出）
- 〃 第 5 6 決議案第 1 号 宮古島市景観条例及び計画について景観形成基準の中の「高さ制限」を撤廃もしくは大幅緩和をした計画変更等を求める決議（ 〃 ）
- 〃 第 5 7 〃 第 2 号 栗国恒広君に対する議員辞職勧告決議（ 〃 ）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和6年3月27日

宮古島市議会
議長 平 良 敏 夫 殿

総務財政委員会
委員長 下 地 茜

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第21号	令和6年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算	原案可決
議案 第43号	令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）	〃
議案 第25号	宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃
議案 第28号	宮古島市地産地消振興センターの設置及び管理に関する条例の制定について	〃
議案 第29号	宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃
議案 第30号	宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	〃
議案 第38号	宮古島市議会議員及び宮古島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部改正について	〃
議案 第42号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について	〃

◎意見

議案第25号、宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の一部改正については、「市街地型エコハウスの宿泊時間について、周辺の宿泊施設の状況を踏まえ、より実情に即した運用の検討と併せ、市が直接

運営する現在の形態から、民間への委託など、施設の幅広い活用方策を検討してほしい」「郊外型エコハウスについては、現在施設を管理している地元自治会とも協議を重ね、将来的には自治会への譲渡も視野に入れた検討を進めてほしい」との意見が付された。

令和6年3月27日

宮古島市議会

議長 平 良 敏 夫 殿

総務財政委員会

委員長 下 地 茜

閉会中、継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

記

1. 件 名

議案番号	件 名
議案 第26号	宮古島市役所の位置を定める条例の一部改正について
議案 第27号	宮古島市出張所設置条例の一部改正について

2. 理 由

議案第26号、議案第27号については、「上野自治会の賛同が得られておらず、引き続き理解を得るための協議を継続しているとのことなので、いましばらくその推移を注視したい」との理由により、閉会中も慎重審査を要する。

令和6年3月27日

宮古島市議会

議長 平 良 敏 夫 殿

文教社会委員会

委員長 池 城 健

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第17号	令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案 第19号	令和6年度宮古島市介護保険特別会計予算	〃
議案 第20号	令和6年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算	〃
議案 第24号	令和6年度宮古島市下水道事業会計予算	〃
議案 第31号	宮古島市介護保険条例の一部改正について	〃
議案 第32号	宮古島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	〃
議案 第33号	宮古島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃
議案 第34号	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理について	〃
議案 第35号	宮古島市附属機関設置条例の一部改正について	〃

議案番号	件 名	結 果
議案 第 3 7 号	宮古島市立学校設置条例の一部改正について	原案可決
議案 第 3 9 号	財産の取得について	〃
議案 第 4 0 号	財産の無償譲渡について	否 決

◎議案第 4 0 号

議案第 4 0 号については、「これまでの無償譲渡の案件は、協議に最低でも 1 年から 3 年ほどかけている経緯がある。これを補助金申請前に取り急ぎ行う明確な理由がない。普通財産を無償譲渡するなら、もっとしっかりとした協議が必要である。本来なら議案を提出する前に、慎重な審議を行って、地元が不利にならないような協定書を作成してから議案を提出すべきだと考えるため反対」「事業計画書がまだ十分に練られていないので、この事業計画書では審議ができないばかりか、補助金確保が前提となっており、補助金頼りの綱渡りの状態である。しっかりとした事業計画書と補助金交付決定通知書がない以上は審議できない。時期尚早であると考えため反対」との反対意見と、「ここ何年も何もできずに空いていた来間小中学校の校舎の利活用が、ようやく住民の思いで前向きに動いていこうとしている。この住民の思いを受け取り、この事業は進めていくべきだと考えるため賛成」「来間島の住民の皆さんから、公募ではなく、自分たちの信頼できる企業にお願いしたいとの要望があり、事業計画も事業者と住民の皆さんが協同で練り上げていることから、地域住民の理解を得ている事業者だと認識している。協定書もこれから住民の皆さんと一緒に話しながら作っていくとのことであり、これまでの過程から、住民に不利益な事業変更等もなく、住民の同意を得て事業を進めていくものと考えため賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で否決された。

令和6年3月27日

宮古島市議会
議長 平 良 敏 夫 殿

文教社会委員会
委員長 池 城 健

請願書及び陳情書審査結果報告書

本委員会は、付託された請願書及び陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果	措 置
請願書 第 1 号	離島における犬猫殺処分ゼロに向けた動物愛護行政の機能拡充を沖縄県に求める請願について	採択すべき もの	
陳情書 第 1 号	国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、保険税（料）引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める陳情書	採択すべき もの	

◎採択の理由

請願書第1号、陳情書第1号については、請願書及び陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

令和6年3月27日

宮古島市議会

議長 平 良 敏 夫 殿

経済工務委員会

委員長 狩 俣 勝 成

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第18号	令和6年度宮古島市港湾事業特別会計予算	原案可決
議案 第22号	令和6年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算	〃
議案 第23号	令和6年度宮古島市水道事業会計予算	〃
議案 第36号	宮古島市肉用牛センター条例の制定について	〃
議案 第41号	団体営土地改良事業（区画整理）仲原西地区の計画変更について	〃

令和6年3月27日

宮古島市議会

議長 平 良 敏 夫 殿

予算決算委員会

委員長 下 地 茜

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第16号	令和6年度宮古島市一般会計予算	原案可決

令和6年第2回宮古島市議会定例会（3月）会議録

令和6年3月27日（水）

（開議＝午前10時23分）

◎出席議員（23名）

（閉会＝午後3時27分）

議長（23番）	平良敏夫君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（7〃）	新里匠〃	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（20〃）	上里樹〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（22〃）	上地廣敏〃
		〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（1名）

議員（6番） 下地信男君

◎説明員

市長	座喜味一幸君	環境衛生局長	下地睦子君
副市長	嘉数登〃	会計管理者	儀間博〃
企画政策部長	久貝順一〃	水道部長	兼島方昭〃
総務部長	與那覇勝重〃	消防長	宮國和幸〃
福祉部長	松堂英彦〃	企画調整課長	前原敦〃
市民生活部長	友利毅彦〃	総務課長	豊見山徹〃
農林水産部長	石川博幸〃	財政課長	国仲英樹〃
建設部長	川平陽一〃	教育長	大城裕子〃
観光商工スポーツ部長	砂川朗〃	教育部長	砂川勤〃
産業振興局長	下里盛雄〃	生涯学習部長	天久珠江〃
こども家庭局長	仲宗根美佐子〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局 局長	下地 貴之 君	次 長 補 佐	与那嶺 彰 成 君
次 長	仲間 清 人 〃	議 事 係 長	国 吉 たかよ 〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時23分）

本日の出席議員は23名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第10号のとおりであります。

まず、日程第1、議案第25号から日程第30、陳情書第1号までの計30件を一括議題とし、各所管委員長から審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（下地 茜君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。総務財政委員会委員長、下地茜。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第21号、令和6年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算、原案可決。

議案第43号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第25号、宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第28号、宮古島市地産地消振興センターの設置及び管理に関する条例の制定について、原案可決。

議案第29号、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第30号、宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第38号、宮古島市議会議員及び宮古島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第42号、沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について、原案可決。

意見。議案第25号、宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の一部改正については、「市街地型エコハウスの宿泊時間について、周辺の宿泊施設の状況を踏まえ、より実情に即した運用の検討と併せ、市が直接運営する現在の形態から、民間への委託など、施設の幅広い活用方策を検討してほしい」「郊外型エコハウスについては、現在施設を管理している地元自治会とも協議を重ね、将来的には自治会への譲渡も視野に入れた検討を進めてほしい」との意見が付された。

閉会中、継続審査の申し出について。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。総務財政委員会委員長、下地茜。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

議案第26号、宮古島市役所の位置を定める条例の一部改正について。

議案第27号、宮古島市出張所設置条例の一部改正について。

理由。議案第26号、議案第27号については、「上野自治会の賛同が得られておらず、引き続き理解を得るための協議を継続しているとのことなので、いましばらくその推移を注視したい」との理由により、閉会中も慎重審査を要する。

◎文教社会委員会委員長（池城 健君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。文教社会委員会委員長、池城健。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第17号、令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第19号、令和6年度宮古島市介護保険特別会計予算、原案可決。

議案第20号、令和6年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第24号、令和6年度宮古島市下水道事業会計予算、原案可決。

議案第31号、宮古島市介護保険条例の一部改正について、原案可決。

議案第32号、宮古島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第33号、宮古島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第34号、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理について、原案可決。

議案第35号、宮古島市附属機関設置条例の一部改正について、原案可決。

議案第37号、宮古島市立学校設置条例の一部改正について、原案可決。

議案第39号、財産の取得について、原案可決。

議案第40号、財産の無償譲渡について、否決。

議案第40号については、「これまでの無償譲渡の案件は、協議に最低でも1年から3年ほどかけている経緯がある。これを補助金申請前に取り急ぎ行う明確な理由がない。普通財産を無償譲渡するなら、もっとしっかりとした協議が必要である。本来なら議案を提出する前に、慎重な審議を行って、地元が不利にならないような協定書を作成してから議案を提出すべきだと考えるため反対」「事業計画書がまだ十分に練られていないので、この事業計画書では審議ができないばかりか、補助金確保が前提となっており、補助金頼りの綱渡りの状態である。しっかりとした事業計画書と補助金交付決定通知書がない以上は審議できない。時期尚早であると考えため反対」との反対意見と、「ここ何年も何もできずに空いていた来間小中学校の校舎の利活用が、ようやく住民の思いで前向きに動いていこうとしている。この住民の思いを受け取り、この事業は進めていくべきだと考えるため賛成」「来間島の住民の皆さんから、公募ではなく、自分たちの信頼できる企業にお願いしたいとの要望があり、事業計画も事業者と住民の皆さんが協同で練り上げていることから、地域住民の理解を得ている事業者だと認識している。協定書もこれから住民の皆さんと一緒に話しながら作っていくとのことであり、これまでの過程から、住民に不利益な事業変更等もなく、住民の同意を得て事業を進めていくものと考えため賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で否決された。

請願書及び陳情書審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。文教社会委員会委員長、池城健。

本委員会は、付託された請願書及び陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

請願書第1号、離島における犬猫殺処分ゼロに向けた動物愛護行政の機能拡充を沖縄県に求める請願について、採択すべきもの。

陳情書第1号、国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、保険税（料）引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める陳情書、採択すべきもの。

採択の理由。請願書第1号、陳情書第1号については、請願書及び陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

◎経済工務委員会委員長（狩俣勝成君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。経済工務委員会委員長、狩俣勝成。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第18号、令和6年度宮古島市港湾事業特別会計予算、原案可決。

議案第22号、令和6年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算、原案可決。

議案第23号、令和6年度宮古島市水道事業会計予算、原案可決。

議案第36号、宮古島市肉用牛センター条例の制定について、原案可決。

議案第41号、団体営土地改良事業（区画整理）仲原西地区の計画変更について、原案可決。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時35分）

再開します。

（再開＝午前10時36分）

◎予算決算委員会委員長（下地 茜君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。予算決算委員会委員長、下地茜。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第16号、令和6年度宮古島市一般会計予算、原案可決。

◎議長（平良敏夫君）

これで委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入りますが、議会運営に関する申合せ事項により、3月定例会における予算決算委員会委員長報告に対する質疑は行わないこととなっておりますので、ご了承願います。

それでは、質疑があれば発言を許します。

◎前里光健君

議案第40号、これ文教社会委員会ですか、こちら文教社会委員会のほうで議案第40号、財産の無償譲渡

についてなんですけども、こちら理由の中にも述べられているんですけど、地元が不利にならないような協定書を作成という部分があるんですが、不利になるというような内容は、どういう内容が挙げられていたか説明できますか。確認できますか。

◎文教社会委員会委員長（池城 健君）

地元が不利にということは、例えば業者の方が無償譲渡された後に、最初の計画とは違った勝手な使い方をする可能性はないかどうかとか、そういうような議論がありました。

◎前里光健君

その勝手な使い方というものが、もし何か具体的に話が、こういう使い方があったらいけないよねとかまたあるのであれば、その内容が分かれば教えてくださいというのと、補助金交付の決定通知がないというのは、何か計画の中でこれ必要とされているものの補助金がまだ来ていないけども、この議案第40号、財産の無償譲渡についてはその計画がまだ見通しもないまま出されているということで議論されたということですか。

◎文教社会委員会委員長（池城 健君）

地元が不利になるような使い方というのは具体的にどのような使い方かというのは出なかったんですけども、補助金についても、これ計画の段階でまだきっちと決まっていなと。ただ、当局からの説明では、普通こういうのは4月に入って新年度の中でやっていくので、その心配はないという当局からの説明はありました。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎山下 誠君

同じく議案第40号、財産の無償譲渡についてについて文教社会委員長に質疑させていただきます。

文教社会委員長、この無償譲渡に関して、これ本会議での質疑の中でも、教育委員会とさえいいのかな、当局とさえいいのかな、答弁が行ったり来たりして少しもめましたよね。文教社会委員会の中では教育委員会の説明に一貫性はあったかどうか、そこの辺をまずお答え願えますか。

◎文教社会委員会委員長（池城 健君）

教育委員会は、しっかりと委員の皆さんの質疑には答えていたんではないのかなと。だから、例えば不利にならないようなということに関しても、住民の同意をしっかりと取って、住民と話し合っている中で物事を進めていますよということで理解を求めるような答弁だったと思います。

◎山下 誠君

あと1点だけ。

この旧来間小中学校の無償譲渡がもしかなわなかった場合、今回の議会で否決されてかなわなかった場合のデメリットについて、文教社会委員会の中でそのような意見は交わしましたか。

◎文教社会委員会委員長（池城 健君）

デメリットについての議論は、文教社会委員会の中ではありませんでした。

◎山下 誠君

無償譲渡できなかった場合の不利な点とかということの議論がなかったということなんですけども、そ

これは教育委員会側からも説明はなかったという理解でよろしいですか。

◎文教社会委員会委員長（池城 健君）

文教社会委員会の中では、教育委員会側からもデメリットについての説明はなかったものと覚えています。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎栗国恒広君

私のほうからも1点だけお聞きしたいと思います。

議案第40号、財産の無償譲渡についての件です。この事業計画説明の中で事業計画も事業者と住民の皆さんと協同で練り上げていったという報告があるんですけど、その辺の事業者と地域住民との例えば打合せ、事業の説明ということは、文教社会委員会ではそういった説明はなかったんですか。こういった具体的な説明があったかということがあればお聞きしたいと思います。

◎文教社会委員会委員長（池城 健君）

事業者と住民との話し合いについては、来間地域の住民の総会で使われた資料なども説明資料として提出していただいて、住民側がこういうことを要望したいということに対する事業者側の返答もしっかりと資料として提出していただきました。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、日程第1、議案第25号、宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第25号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は可決されました。

次に、日程第2、議案第28号、宮古島市地産地消振興センターの設置及び管理に関する条例の制定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第28号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は可決されました。

次に、日程第3、議案第29号、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第29号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は可決されました。

次に、日程第4、議案第30号、宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第30号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は可決されました。

次に、日程第5、議案第31号、宮古島市介護保険条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第31号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は可決されました。

次に、日程第6、議案第32号、宮古島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第32号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は可決されました。

次に、日程第7、議案第33号、宮古島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第33号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は可決されました。

次に、日程第8、議案第34号、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第34号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は可決されました。

次に、日程第9、議案第35号、宮古島市附属機関設置条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第35号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は可決されました。

次に、日程第10、議案第36号、宮古島市肉用牛センター条例の制定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第36号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は可決されました。

次に、日程第11、議案第37号、宮古島市立学校設置条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第37号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は可決されました。

次に、日程第12、議案第38号、宮古島市議会議員及び宮古島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第38号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は可決されました。

次に、日程第13、議案第26号、宮古島市役所の位置を定める条例の一部改正について及び日程第14、議案第27号、宮古島市出張所設置条例の一部改正についての計2件については、所管委員長から会議規則第110条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がなされております。

お諮りします。ただいまの2件については、所管委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号及び議案第27号は総務財政委員会に閉会中の継続審査に付することと決しました。

次に、日程第15、議案第16号、令和6年度宮古島市一般会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第16号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は可決されました。

次に、日程第16、議案第43号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第43号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は可決されました。

次に、日程第17、議案第17号、令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第17号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は可決されました。

次に、日程第18、議案第18号、令和6年度宮古島市港湾事業特別会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第18号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は可決されました。

次に、日程第19、議案第19号、令和6年度宮古島市介護保険特別会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第19号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は可決されました。

次に、日程第20、議案第20号、令和6年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第20号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は可決されました。

次に、日程第21、議案第21号、令和6年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第21号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は可決されました。

次に、日程第22、議案第22号、令和6年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第22号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は可決されました。

次に、日程第23、議案第23号、令和6年度宮古島市水道事業会計予算に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第23号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は可決されました。

次に、日程第24、議案第24号、令和6年度宮古島市下水道事業会計予算に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第24号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は可決されました。

次に、日程第25、議案第39号、財産の取得についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第39号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は可決されました。

(「議長」の声あり)

◎山下 誠君

すみません。議案第40号、財産の無償譲渡について、先ほども質疑がありましたけれども、この件に関しては我々与党議員の中でも様々な意見がありまして、討論、採決に入る前に10分ほど、申し訳ありませんが、休憩をいただけないでしょうか。お願いします。

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午前11時00分)

再開します。

(再開＝午前11時01分)

11時15分から再開ということで、よろしくお願いします。

休憩します。

(休憩＝午前11時01分)

再開します。

(再開＝午前11時15分)

◎山下 誠君

休憩いただき、どうもありがとうございました。動議を提出させてください。ただいま議題となっている議案第40号、財産の無償譲渡についてについてです。これ先ほどの質疑の中でもありましたし、文教社会委員会委員長報告にもありましたとおり、賛成の意見、反対の意見それぞれはよく分かっているんですけども、先ほど私が質疑したとおり、もしもこの無償譲渡されたときにデメリットというものが議論されていなかったこと、もし今の事業者とうまくいかなくなって、この先何年もまた塩漬けになってしまうという懸念もすごく拭えないなと思っています。もともとこの案件というのは、本当は公募で進める予定だったんです。私はそう思っていたんだけど、突然のように進んでいったという実態もありますので、これはやはり教育委員会も事業者ともっと詰めていろいろ話をして、文教社会委員会の委員の皆さんにもっと理解促進を図るということをお願いしたいと思っています。本当に文教社会委員会の皆さんの審査に対して苦言を申すわけでありませんが、一生懸命審査していただいたのも分かるし、賛成意見、反対意見が出たのも分かるんですけども、もう一回深く審査していただきたいという理由により、文教社会委員会に再付託の上、継続審査することを求めたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前11時16分)

再開します。

(再開＝午前11時16分)

ただいま山下誠君から、議案第40号については文教社会委員会に再付託の上、継続審査を求める動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立しました。

議案第40号を文教社会委員会に再付託の上、継続審査を求める動議を議題とします。

動議を提出する際にも提出理由は述べられていますが、まず提案者から提案理由の説明を求めます。

◎山下 誠君

ご説明申し上げます。

先ほども触れましたけれども、この案件はもともと公募だったというふうに私は本当に理解をしていて、実はそういう相談もあったのも事実なんです。だけど、今回の提案は公募ではなくて、自治会の皆さんと事業者の皆さんが話をしてこういうふうに決まったという提案でございました。一応我々与党議員の中にも、無償譲渡に関しては、やはりこれはどうなんだという意見もありまして、与党議員の中でも大変議論

を重ねています。先ほど申し上げましたけれども、文教社会委員会の中で出た意見というのはごもっともで、賛成の意見も反対の意見もごもっともだと思っています。だけど、さっきも言ったけど、旧来間小中学校を無償譲渡できなかった場合、今回の議案が否決されてできなかった場合に、もしこの事業者が逃げたてしまって、公募となるかもしれないけれども、今までずっと進まなかったのがやっと動き出しているのに止めてしまっていていいのかという意見もやはり酌み取っていただきたいな、そこがデメリットがないかということをやはり私はすごく気になっているんです。なので、もう一度その事業者の説明も含めて、それから教育委員会の説明も含めて、文教社会委員会の皆さんの中でもっと議論を煮詰めていただけないかなと思っています。文教社会委員会の皆さんには大変失礼な提案をしていると思いますけれども、ぜひともご検討の上、再審査、継続審査についてご理解いただきたいなと思っています。

◎議長（平良敏夫君）

提案理由の説明は終わりました。

次に、議案第40号を文教社会委員会に再付託の上、継続審査を求める動議に対する質疑を行います。

質疑があれば発言を許します。

◎狩俣政作君

お願いします。

山下誠議員、これは否決された場合に、その事業者が、ではもうやりませんと言ったことがマイナスになるのではないかという部分を考慮しての継続審査するのか、どうするのかということの審議をしてほしいということですか。

◎山下 誠君

狩俣政作議員、今回もし否決された場合にその事業者と契約を結べないということを行っているわけではなくて、ただこうやって議会の中でもめてしまっていることによって、事業者が、だったらもう自分たちは手を引くよとなってしまわないかなという懸念はとてもあります。その場合に、では次誰がやるかとなったときに、また塩漬けになって何年も使われなくなってしまうとまたこの宮古島市にとってそれはいいのかなということもあるんです。ただ、狩俣政作議員、やはり無償譲渡したときに、狩俣政作議員が言っているように、事業者が使い道がいろいろあるよねと、無償譲渡してしまったら、取決めがない以上、いろんな使い方されちゃうよねという心配も私分かります、それ。話聞いてそれも分かっています。だからこそ、もっと狩俣政作議員にいろいろ議論をしていただきたいなと思っています。本当ここはよろしくお願いします。

◎狩俣政作君

山下誠議員、私たち文教社会委員会に諮ったときに、切ることによってそれが終わりではなくて、ただ協定書を担保してほしいとか、補助金が申請がなければ事業見直しと言っているのも、その辺のないようなことができますかということで、教育委員会からは、補助金がなくても事業はできますという話はもらっております。なので、最低限協定書、地元が不利にならないように担保するような協定書があればいいですよということで、切るわけではないんですよ。その辺を加味した上で、別に臨時会でもいい、次の定例会でもいいので、出したらいいいんではないですかって、それで逆に企業が切られたからやりませんというのは、逆におかしいんではないかねと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

◎山下 誠君

狩俣政作議員、そうですね。今否決したところで、おっしゃっていることよく分かるんだけど、私が事業者だったら、議会に否決されたとなったら、ではもういいやってならないかなというのはさっき言った点なんです。やはりもう少し審査していただいて、今言っている協定書ですか、協定書も含めて、もし準備できるのであればやっていただきたいし、皆さんが納得できる形で、ここで議会がぽんと否決をしまうと、やはり事業者に与える、それから来間自治会の皆さんに与えるイメージが重いんじゃないかな、インパクトが強過ぎて事業また後退しないかなという懸念があるんです。狩俣政作議員の心配もとってもよく分かるんですけども、ここはぜひともお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

◎狩俣政作君

山下誠議員、私たちは、文教社会委員は議員の立場としてこのことを考えて採択しました。私が事業者になったというつもりではありません。これまでの経緯で、教育委員会から出してきた出し方、ここに不備があったんじゃないか。本来であれば、教育委員会だけではなくて、総務部、企画政策部、しっかりと協議をして、その中でまた地元と話をすれば通っていますよ、この議会で間違いなく。それが担保できていない、協定書がないので、これを作ってくださいというわけです。これを例えば、否決だから、ではもうやらないという気持ちには私たちはならないです、立場として。議員の。なので、ここは議員という立場で判断したほうがいいと思うので、文教社会委員会に再付託するのは私は反対です。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上地廣敏君

では、山下誠議員にお尋ねいたしますけれども、文教社会委員会のほうに再付託というふうな意見でありますけれども、期限としていつ頃までに、休会中の審査というふうになると思いますけれども、大体めどとして何月頃までに文教社会委員会の結論を出してほしいというふうなのを思っているのか、その辺どうでしょうか。

◎山下 誠君

いつまでという、一つのめどとしてはやはり次の6月定例会になってくるのかなとは思ってまして、そのときまでにいろいろ議論を重ねていただきたいなと思っています。ほかの議員の皆様からも、先ほど狩俣政作議員がおっしゃっていたこともよく分かるんですけども、ほかの議員の皆様の中にもやはりもう少し話し合いが必要ではないかという意見を多々お聞きしていますので、ぜひそこはご理解をいただきたいなど。めどとしては次の6月定例会というふうに考えています。

◎上地廣敏君

そうしますと、今、市のほうに出されている事業者からの計画書、これ文教社会委員会で再審査に入るというふうなことになる、事業者側の心理としては、出された計画書が委員の皆さんにうまく伝わっていないとか、その計画自体に委員の皆さんが信用できない部分があるというふうな形で委員会では否決になったと思っていますけれども、これ一旦出された計画書をさらに練り直して再提出するという可能性もなきにしもあらずですね。そういったことも含めて想定をされているのか。委員会に再審査というふうなことは、一旦出された計画書をさらに付け加えるとか、もっと練り直して、地域住民の皆さん

の有利になるような事業計画書に書き換えてしまうと、こういったものも想定しての再審査をお願いしたいということなのか、その辺ははっきり。いやいや、計画書はいじりませんよと。最初出された計画書でやりますよと。ただ、細部についての説明はさせてくださいというふうに事業者側は言うと思うんですけども、その辺どうでしょうか。考え方として。

◎山下 誠君

先ほど狩俣政作議員の質疑でもあったと思うんですけど、協定書というんですか、協定書がまずなかったということを文教社会委員会の中でも議論があったということです。それについて、今上地廣敏議員の質疑があったように、事業計画そのものを皆練り直して再提出かということについては、これは私はないのかな、基本、今出している事業計画に対してしっかりと理解を深めるというのかな、議員の皆様理解を深めてもらうという作業になるのかなと思っています。やはり住民の皆さんもそれを理解した上で共同提出しているわけですから、それを变えるというのはまた変な話になると思いますので、基本の計画は変わらず、さっき言った基本計画であるとか、そういったものを出していくのかなと。何よりやはり来間自治会の皆さんが出していることなので、ここは本当にご理解をいただきたいなと思っております。よろしくをお願いします。

◎上地廣敏君

最後に確認をしたいと思いますが、地域の方々が、それは賛否両論あります。賛成、やったほうがいいという人、それから、いやいや、今は十分に部落民の中にも計画に対する理解が深まっていないので、もう少し期間を置いてもいいんじゃないかというふうな意見などもあります。ただ、この事業者というのは、地域の活性化に資する、それから来間島住民の、来間島の方々の部落の振興発展のために協働で頑張っていきたいというふうな思いを述べておりますけれども、ただ定款を見る限り、あるいは法人の登記簿を見る限り、会社の所在地は浦添にあります。社長である比嘉氏の住所も浦添なんです。これは全く地元宮古島に住んでもいなければ、新しく去年10月につくった法人の事務所も、本社も浦添ですよ。これは全く地元宮古島に住んでもいなければ、新しく去年10月につくった法人の事務所も、本社も浦添ですよ。あと2社持っているようですけども、この残りの2社も沖縄本島。そうすると、宮古島市には法人税も入らなければ、社長の市民税も入らんというふうなことなどが考えられます。それは会社の利益によって地元還元するというふうなのは可能であると思っておりますけれども、そもそも地域と一体となって協働して地域のために頑張りますよというふうなことが最初からあるのであれば、新しい会社は地域で登録をし、本社を宮古島市に置いてやりましょうねというふうな考えになると思うんですけども、その辺がどうも、沖縄本島にあってというふうな、そういった部分に不満を持つ住民の方々もいるんですよ。だから、引き続き文教社会委員会のほうに再審査をお願いするというふうなことになったとしても、私自身、個人的にはどうかなと。先ほど山下誠議員の答弁では、さきに出された計画書の書換え、いわゆる加筆をするとか、そういったものは触らないと思いますというふうな話がありましたけれども、やはりそういったことに引っかかりがあるので、どうかなと思いますが、そういった事柄が解決できれば、恐らく来間島の方々も気持ちよく、快くその企業、法人を受け入れるというふうには思っております。その辺の整理が果たして、その辺のことがうまくできるかどうか、6月までの間にですよ、そういった思いがあります。

◎山下 誠君

上地廣敏議員が言っている心配の部分は、その事業者の先ほど住所とかおっしゃいましたけども、この

ことに関しては、私は文教社会委員会の皆さんからも聞いているのは、自治会の皆さんからの要望を受けて、その要望を受ける形で我々はスタートしたんだという話をお伺いしています。ただ、これは又聞きなので、それはどうか分かりませんが、一応私はそういう受け止めをしていて、今回の計画も教育委員会によると自治会との協働、事業者との協働ということで公募を廃したということをおっしゃっていますので、ここは事業者、自分たちが出てきたのではなくて、自治会が協働でやりたいということでやったというご理解をいただきたいなと思っています。ただ、今上地廣敏議員が言っているように、ご心配も多々あると思いますので、だからこそうしばらく継続して審査をしていただいて、何度も申し上げますが、文教社会委員会の皆さんには本当申し訳ありませんが、もう一度議論をしていただけないかなというのが希望です。よろしくお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

これより、議案第40号を文教社会委員会に再付託の上、継続審査を求める動議に対する討論を行います。
討論があれば発言を許します。

◎狩俣政作君

私は、反対の立場で討論します。

この今の同じ議案をまた再度審査しても何も変わらないと思います。例えば、例えばですよ、今後協定書が添付されるとか、いろんなことが変わるのであれば、その再提案ですよ。今の同じものを審査しても結果は同じなので、できれば再度提出してほしいと思うので、私は反対いたします。

◎下地 茜君

賛成の立場から討論したいと思います。

文教社会委員会の中でやはり十分に審査され尽くしていないところがあるというふうに感じてまして、たくさんあるんですけども、まず1つ申し上げたいのは、これのデメリット、これが否決された場合のデメリットについて議論があったかという質疑に対して、文教社会委員長の報告は、なかったと、説明はなかったというところなので、まずそこはやはり再度審査していただく必要があるのではないかと思います。

それから、検討委員会の中で、公募はあった、先にあったはずなのというような話もありましたけれども、私も福嶺中学校の利活用で何度か教育委員会とお話しさせていただいていますけれども、全然認識が違って、利活用についてはまず庁舎内で聞く、そのときに利用がなければ続いて自治会に聞く、自治会でも利用がなければ最終的に公募となるということなので、その理解も少し皆さん違っているような気がしています。そういう上で言えば、自治会の中である程度話されて提出されたものを、今回否決という形になって、もし例えば今回のことの影響があつてこれが進まなくなっていく場合に、住民の受け止めってどうなのかなと、自分事にして考えてやはり想像してしまうんです。これ、ではこの自治会の提案がなくなって新たに公募をしたいというような話になったときに、住民がまた心を一つにしてこの公募を受け

入れるかという、なかなか難しい状況になっていきかねない、そういうリスクもあるんじゃないかというふうに思っておりますので、こういう審査され尽くしていないところも含めてしっかり、継続審査は6月定例会の前までにもう一度行われるというスケジュールかと思っていますけれども、そこでまた、当局の説明も少し、後から資料が出てくるなどして不足の部分もあったと思いますので、しっかり審査をしていただきたいということで、賛成の立場です。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより、議案第40号を文教社会委員会に再付託の上、継続審査を求める動議を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

お諮りします。この動議のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（平良敏夫君）

挙手少数であります。

議案第40号を文教社会委員会に再付託の上、継続審査を求める動議は否決されました。

よって、議案第40号、財産の無償譲渡については、文教社会委員会に再付託の上、継続審査しないことと決しました。

次に、日程第26、議案第40号、財産の無償譲渡についてに対する討論の発言を許します。

◎狩俣政作君

議案第40号、財産の無償譲渡について、反対の立場で私は討論いたします。

確かに地元住民部落会とよい関係を持っている企業がこの跡地利用に関して事業を行うのはとてもいいことだと思います。ですが、もっとしっかりと、普通財産をちゃんと無償譲渡するには、もっと協議が必要だと、教育委員会並びに企画政策部、総務部と地元の部落会、企業がしっかりと協議をして、なおかつ地元の方々に不利にならないような担保ができる協定書をしっかり作成してからやらないと、後々また同じようなことが出てくると、またこういったことをするのかとなるので、その辺で私は反対いたします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時40分）

再開します。

（再開＝午前11時41分）

◎下地 茜君

私は、原案に対して賛成の立場で意見を述べたいと思います。

先ほどもお話ししたことですが、私も福嶺中学校の利活用を待つ一住民として状況を見て、早くやはり

利活用してほしいという思いと、それから対話ができる、信頼ができる、そしてそこをにぎわいの拠点として使っていただけるような企業に使ってほしいという思いって、やはり地域はあるんです。公募となっていた場合にそこがやはり自由が利かない部分がありますので、来間島の皆さんは、今日の話でもありましたように、住民のほうから一緒にやりましょうというような、そういうようなこともあったというお話もありましたので、やはり地域の方の気持ちを考えると、それはこの地域にとってどういう形がいいのかという思いもそこにはあったと思いますので、やはりそこをまず第一に尊重して酌んで、議会としては審議するべきではなかったかと思います。その上で、協定書がまだ作られていないとか、補助金が4月以降でないと取れないとか、そういうようなところというのは、実は歩み寄りができる部分だというふうに思っていますので、私は原案には賛成という立場です。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありますか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第40号を採決します。

◎上里 樹君

私は、ただいまの議案第40号、財産の無償譲渡について、地域住民の合意という点でそれに疑義がありますので、私は……

◎議長（平良敏夫君）

マイクを通してください。

◎上里 樹君

失礼しました。ただいまの議案第40号、財産の無償譲渡について、私はこの採決に加われないので、退席させていただきます。理由としては、住民の合意、これが何よりも大切だと思います。その合意の経緯について疑義があります。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時43分）

（上里 樹君、退席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前11時44分）

◎狩俣勝成君

私も議案第40号、財産の無償譲渡についてに対して、やはり地域との協働というのがすごく気になっていまして、必ずしも来間自治会の皆さんが全員の総意というのがまだ見えていないのと、また我々ほかの地域の選出の議員が来間自治会のことに対して、そういった採決に加わっていいのかという疑問もありますので、その辺をもちまして私と砂川和也議員、2人は退席いたします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時44分）

（狩俣勝成君、砂川和也君、退席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前11時45分）

これより議案第40号を採決します。

本案に対する委員長報告は否決でありますので、会議規則第69条の賛成者先諮の原則に基づき、本案は挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

議案第……

（「議長、休憩。委員長報告は否決ですので、否決することに賛成する場合に手を挙げるんですよ」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時45分）

再開します。

（再開＝午前11時46分）

議案第40号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（平良敏夫君）

挙手少数であります。

よって、議案第40号は否決されました。

休憩します。

（休憩＝午前11時46分）

（上里 樹君、狩俣勝成君、砂川和也君、着席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前11時47分）

次に、日程第27、議案第41号、団体営土地改良事業（区画整理）仲原西地区の計画変更についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第41号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は可決されました。

次に、日程第28、議案第42号、沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第42号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は可決されました。

次に、日程第29、請願書第1号、離島における犬猫殺処分ゼロに向けた動物愛護行政の機能拡充を沖縄県に求める請願についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより請願書第1号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、請願書第1号は採択されました。

次に、日程第30、陳情書第1号、国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、保険税（料）引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める陳情書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより陳情書第1号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第1号は採択されました。

次に、日程第31、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより諮問第1号を採決します。

本件はこれを適任と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任と決しました。

次に、日程第32、同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより同意案第1号を採決します。

本案は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号は同意されました。

次に、日程第33、同意案第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより同意案第2号を採決します。

本案は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第2号は同意されました。

次に、日程第34、同意案第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第3号を採決します。

本案は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第3号は同意されました。

次に、日程第35、同意案第4号、農業委員会委員の任命についてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第4号を採決します。

本案は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第4号は同意されました。

次に、日程第36、同意案第5号、農業委員会委員の任命についてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第5号を採決します。

本案は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第5号は同意されました。

次に、日程第37、同意案第7号、農業委員会委員の任命についてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第7号を採決します。

本案は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第7号は同意されました。

次に、日程第38、同意案第8号、農業委員会委員の任命についてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第8号を採決します。

本案は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第8号は同意されました。

次に、日程第39、同意案第9号、農業委員会委員の任命についてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第9号を採決します。

本案は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第9号は同意されました。

次に、日程第40、同意案第10号、農業委員会委員の任命についてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第10号を採決します。

本案は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第10号は同意されました。

次に、日程第41、同意案第11号、農業委員会委員の任命についてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第11号を採決します。

本案は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第11号は同意されました。

次に、日程第42、同意案第12号、農業委員会委員の任命についてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第12号を採決します。

本案は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第12号は同意されました。

次に、日程第43、同意案第13号、農業委員会委員の任命についてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第13号を採決します。

本案は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第13号は同意されました。

次に、日程第44、同意案第14号、農業委員会委員の任命についてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第14号を採決します。

本案は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第14号は同意されました。

次に、日程第45、同意案第15号、農業委員会委員の任命についてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第15号を採決します。

本案は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第15号は同意されました。

次に、日程第46、同意案第16号、農業委員会委員の任命についてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第16号を採決します。

本案は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第16号は同意されました。

次に、日程第47、同意案第17号、農業委員会委員の任命についてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第17号を採決します。

本案は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第17号は同意されました。

次に、日程第48、同意案第18号、農業委員会委員の任命についてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第18号を採決します。

本案は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第18号は同意されました。

次に、日程第49、同意案第19号、農業委員会委員の任命についてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第19号を採決します。

本案は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第19号は同意されました。

次に、日程第50、同意案第20号、農業委員会委員の任命についてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第20号を採決します。

本案は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第20号は同意されました。

次に、日程第51、同意案第21号、農業委員会委員の任命についてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第21号を採決します。

本案は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第21号は同意されました。

これで市長提出の議案の審議は終了しましたので、当局の皆さんは退席してください。

休憩します。

(休憩＝午前11時59分)

(当局退席)

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

(再開＝午後零時00分)

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

(休憩＝午後零時00分)

再開します。

(再開＝午後1時30分)

次に、日程第52、意見書案第1号から日程第54、意見書案第3号の計3件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎文教社会委員会委員長（池城 健君）

意見書案第1号、離島における犬猫殺処分ゼロに向けた動物愛護行政の機能拡充を沖縄県に求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。令和6年3月27日、宮古島市議会議長、平良敏夫殿。文教社会委員会委員長、池城健。本文を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

離島における犬猫殺処分ゼロに向けた動物愛護行政の機能拡充を 沖縄県に求める意見書

平素より、動物愛護行政につきましてご尽力を賜わり衷心より厚くお礼申し上げます。沖縄県は、犬猫の殺処分制度の廃止を掲げ、すべてのいのちを大切にする沖縄県をめざすとしております。2022年10月に県動物愛護管理センター・譲渡推進棟（愛称：ハピアニおきなわ）を開設し、人に慣れていない保護犬や保護猫の譲渡適正化を上げるため、しつけなどのトレーニングや健康管理、ふれあい展示等を行っています。

しかしながら、県動物愛護管理センターは対象範囲が宮古・八重山地域を除くとなっております。理由として、昨年11月県議会定例会において、宮古・八重山地域での動物愛護行政は各保健所が担っているとの答弁がありました。しかし宮古島市では、収容された犬猫のほとんどを保護団体、市民ボランティアが保健所から引き出し、譲渡活動を行っていることで、なんとか殺処分ゼロが実現できている状況です。宮古島市は他市に比べ犬猫の収容が多く、保護団体、市民ボランティアで今後も活動を続けていくにはかなり厳しい現状があります。最近では、野犬が家畜を襲う被害もでています。犬猫の過剰な増加を防ぐ取り組みは、環境への負担軽減、福祉向上にも繋がります。

宮古島市でも適正飼育の周知・啓発を行い、宮古保健所においては、保護・譲渡業務も行っております

が、県動物愛護管理センター・譲渡推進棟（ハピアニおきなわ）とでは、収容施設環境、実施事業などに大きな差があるため、離島である宮古においても本島と同等な機能拡充が必要です。

これらのことを踏まえ、次の事項について強く求め、本意見書を提出いたします。

記

1. 離島である宮古においても、本島と同等な譲渡推進施設の設置、または本島と同等な機能拡充をすること
2. 離島である宮古においても、県動物愛護管理センターが実施しているTNR事業を行うこと
3. 宮古保健所に獣医師の増員及び医療体制を拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年3月27日

沖縄県宮古島市議会

宛先、沖縄県知事。

意見書案第2号、国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、保険税（料）引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を国に求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。令和6年3月27日、宮古島市議会議長、平良敏夫殿。文教社会委員会委員長、池城健。

本文を読み上げて提案理由に代えさせていただきます。

国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、

保険税（料）引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を国に求める意見書

2018年4月から国民健康保険財政は、都道府県へ移管され、県と市町村が共同保険者となる新しい制度がスタートし、2024年に国保運営方針の大きな見直しが行われます。

2023年11月開催の国保制度改善強化全国大会の宣言でも、国保は「中高年齢者が多く加入し、医療費が増加する一方、被保険者の所得水準が低く、保険料（税）（以下「保険料」という）の負担率が高いという構造的問題を抱えている。」と指摘されています。

そもそも本土との所得格差が大きいことに加え、さらに物価高騰などで、県民生活の困窮が深まる中、国民皆保険制度の中核を担う国保制度は県民の命を守る社会保障制度として改善が緊急に求められています。

しかし、政府の国保運営方針策定要領（ガイドライン）では、地方自治の本旨を侵害し、国保の構造的問題解決を妨げる施策が含まれています。

国保運営方針には「保険料の平準化」と「財政均衡」に向けた取り組みを明記することとなっています。国保の構造的問題を解決しないまま「平準化」と「財政均衡」を求めれば、さらに保険料の大幅引き上げは避けられず、他保険との格差を拡大させ、困窮に苦しむ県民生活をさらに追い込むものとなります。

さらに、保険料独自減免を決算補填等目的繰り入れとして「解消すべき」としており、全国知事会による「地方の取り組みを阻害することがないよう地方の意見を尊重すべき」との指摘に反するものです。

沖縄県第3期国保運営方針素案では「令和6年からの統一はしない」とあり、評価できるものです。

しかし、一方で、格差解消の取り組みをすすめ、「令和6年度から10年度頃まで行った後、医療費水準

の市町村格差が縮小した場合は、統一に向けた取り組みを加速化する」とあります。

医療費水準を加味しない国保「完全統一」となれば、医療提供水準の格差が大きい沖縄県では、「医療の提供は十分できなくて、受益が少なくとも保険料は同じだけ徴収される」という新たな不公平を生み出すことになります。

また、国保統一で先行する大阪府では、保険料引上げ、独自の減免制度廃止などで住民の負担は大幅に増加しています。大阪府のようにならないように慎重に検討すべきです。

国の財政支援のさらなる強化、法定外繰り入れ等により高すぎる保険料を引き下げるなど、市町村による保険料決定、自主性を尊重するよう強く求めるものです。

拙速な「平準化」や「繰り入れ解消」は保険料の大幅引き上げにつながり、「構造的問題」を拡大することになります。沖縄県民の生活困窮を鑑み、地方自治の本旨に基づき、以下の通り、国保制度の改善を求めます。

記

1. 国の財政支援を抜本的に強化し、国民皆保険最後の砦である市町村国保財政を安定させ、他保険と比べ高すぎる保険料を引き下げること。
2. 困窮する県民に寄り添う国保運営とすること。特に国保法44条77条（地方税法717条）に基づく一部負担減免、保険料減免において、要件を緩和し、周知を徹底すること。
3. 国保の保険料引き上げにつながるような統一保険料を市町村に強制しないこと。
4. 一般会計からの法定外繰り入れは市町村の権限であり、解消を求めないこと。
5. 就学前の子どもの均等割軽減の対象年齢を18歳まで拡大し、全額免除とすること。
6. 国保に傷病手当や出産手当を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年3月27日

沖縄県宮古島市議会

宛先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長。

意見書案第3号、国保運営沖縄県に求める意見書につきましては、今読み上げた意見書案第2号と記以外は同じものであるため、記以下を読み上げさせていただきます。

1. 国に財政支援の抜本的な強化を求め、国民皆保険最後の砦である市町村国保財政を安定させ、他保険と比べ高すぎる保険料を引き下げること。
2. 困窮する県民に寄り添う国保運営とすること。特に国保法44条77条（地方税法717条）に基づく一部負担減免、保険料減免において、要件を緩和し、周知を徹底するよう市町村に助言すること。
3. 保険料引き上げにつながるような統一保険料を市町村に強制しないこと。
4. 一般会計からの法定外繰り入れは市町村の権限であり、解消を求めないこと。
5. 市町村独自の負担軽減策を尊重すること。
6. 県からの繰り入れで、保険料を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年3月27日

宛先、沖縄県知事。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第52、意見書案第1号から日程第54、意見書案第3号については、委員会提出の案件でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理します。

これより討論に入ります。

まず、日程第52、意見書案第1号、離島における犬猫殺処分ゼロに向けた動物愛護行政の機能拡充を沖縄県に求める意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって意見書案第1号は可決されました。

次に、日程第53、意見書案第2号、国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、保険税（料）引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を国に求める意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって意見書案第2号は可決されました。

次に、日程第54、意見書案第3号、国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、保険税（料）引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を沖縄県に求める意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって意見書案第3号は可決されました。

休憩します。

（休憩＝午後1時42分）

再開します。

（再開＝午後1時43分）

次に、日程第55、意見書案第4号、新たな基本計画における持続可能な農業振興の強化を求める意見書を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎下地 茜君

意見書案第4号、新たな基本計画における持続可能な農業振興の強化を求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第1項の規定により本案を提出します。令和6年3月27日、宮古島市議会議長、平良敏夫殿。提出者議員、下地茜。賛成者議員、長崎富夫、池城健、山下誠、久貝美奈子、上里樹、友利光徳。

本文を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

新たな基本計画における持続可能な農業振興の強化を求める意見書

世界情勢の緊迫化による価格高騰や、気候変動の影響を受けた食料供給の不安定化によって、わが国の食と農をめぐる状況は深刻さを増している。食に関わる多くを輸入に依存せざるを得ない状況は、円安が続く昨今のさらなる物価上昇の要因となっており、農業者に限らず、消費者・国民の命と暮らしの問題として真剣にとらえられるべきものである。

また、担い手の高齢化と、耕作放棄地の増加が進むことで、農地や農村の維持も困難になることが懸念される。農業は国の基盤を支える重要な産業であり、先人の努力によって育まれた農地を次世代に残す取り組みが望まれる。

農業の憲法とも言われる「食料・農業・農村基本法」の25年ぶりの改正にあたり、国におかれては、わが国の食料供給に重要な役割を果たしている農業の持続可能な振興と強化を図るため、次の事項について実現されるよう強く求める。

記

1. 自給率向上について、明確な数値目標のもと具体的な施策を展開し、予算の確保を行うこと。また、農業経営の基盤強化や人材の確保・育成、および新規就農者への支援施策を講じること。
2. 農産物の価格転嫁が容易でなく価格高騰の影響を強く受ける農家の厳しい状況を鑑み、欧州で導入されてきた「直接支払い制度」の拡充や、政府買い上げによる需要創出も含む生産者への所得補償政策を早急に検討すること。
3. 「配合飼料価格安定制度」について、「新たな特例」を継続し、生産者負担の急増する場合において十分な影響緩和策が図れるよう、機動的な運用と予算措置を行うこと。国産飼料や、国内資源を活用した有機質肥料の開発・利用支援施策の強化を図ること。
4. 不測時の食料確保について、生産の自由を損なうことのないよう増産命令や供出義務については改め、罰則を設けることのないよう慎重な対応を図ること。
5. 学校給食に地域食材を提供するため、安定した予算を確保すること。また、有機給食の普及を促進するため、「みどりの食料システム戦略」に示される有機農業の面積を全農地の25%に拡大するロードマップを示し、十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年（2024年）3月27日

沖縄県宮古島市議会

宛先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、内閣官房長官。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎下地信広君

質疑というよりか、確認させていただきたいんですが、自給率向上とか有機肥料の問題は宮古島市でも今一番市民が関心を寄せている問題かなと思っておりますけど、沖縄県とか宮古島市にはこれは出さないのか。

◎下地 茜君

市とか県に出さないのかということなんですが、この意見書自体が、今ちょうど国会のほうで食料・農業・農村基本法の審議がされているところでして、そこに対して25年ぶりの改正というところで提出するものになりますので、要望を含めてですね、ですので市と県というのは今回は、国に対してというところで提出ができればと思っております。

◎下地信広君

今国に出して、その後は県とか市とかを考えているということですか。

◎下地 茜君

内容のほう国が国のほうにという、国の考えている食料・農業・農村基本法に向けての内容になっていますので、改めて県とか市に出したほうがいいというのであれば、恐らく市と県に出すにはそぐわない部分もあるので、そういうところは調整して出すことは検討してもよいのかなと思いますが、今回に関して

は国に対してということで提出できればと考えております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎新里 匠君

質疑いたします。

先ほど提案者は食料・農業・農村基本法の25年ぶりの改正において国会のほうで審議がされているというような答弁があったんですけども、これ国会に取り上げられているということは、議案として上がっているんですか。議案としてではなくて、議案の中に何か足りないのこうしてほしいという要求といえますか、お願いといいますか、そういうことなのか教えていただきたいです。

◎下地 茜君

検討などはもう1年ほど続けられているかなと思ってしまして、例えば福岡県とか、香川県とか、各市町村からも早めにこういった意見書は上がっている状況ではございまして、では今国で審議されていることに対してのどういう提案になるのかというと、例えば自給率向上についてというところは、もちろん基本計画の中で目標としてあるもの、例えばみどりの食料システム戦略に示される有機農業の面積ですとか、その辺りは基本計画にもあるものですけども、これをしっかり進めるようにということで、十分な予算を確保することとか、そういう文言も入れてありますし、また例えば2のところの直接支払制度であったり、所得補償政策というところは、基本法の要になるようなところではないんですけども、そこもきちんと入れて検討していただきたいと、そういうような内容になっています。

◎新里 匠君

すみません。いろいろ答弁ありましたけれども、私が言うのは、今国会のほうで話し合われている、これ今国会において採決が終わるような案件だったら、今この意見書を出してもそれに反映されることはないという話だと思うんですけども、ただ、その話し合われているものに、こういうところが足りないという記以下の5点については、これはどういった観点から提出者はこういうふうに出してきたのか。宮古島市から上げることによってこういうことが改善されるんだというのに近づくかどうかというのはやはり大事だと思っているんです。なので、1年前ぐらいから各県各市町村が意見を出しているという中においては、やはり国会に上がる前に意見として聴取するということについては意味があると思うんですけども、次の機会にというものであれば、それはそれでいいと思いますが、今国会でこの部分が入っていないということなんでしょうか。

◎下地 茜君

まず、この内容についてなんですけれども、各県議会、市町村議会から上がっているものを参考にしていうのと、あと一番大きいのは、超党派の自治体議員連盟が要請行動を3月21日に行っていて、ですのでタイミング的に遅いのではないかなということなんですけれども、決してそうではないというふうに思っております。全くないものが入っていることはないのかということなんですけれども、基本的には、例えばここで、新しいところでいうと、直接支払制度とか買上げによる所得補償政策とかというところがあまり宮古島にはなじみがないかなと思うんですが、直接支払制度は既に日本でも一部取り入れている制度でして、この拡充を求めているということと、買上げによるというのは、実質的にこの制度が今あるわ

けではないというふうに思っていて、そこをやはりしっかりやっていただきたいというのを上げるというのは、私としては、今の状況を鑑みて、決して無駄ではない必要なことかなというふうに思っております。

◎新里 匠君

最後に聞きますけれども、この5点についてが今の基本法には足りていないという部分であるから、これを、1から5をやってほしいという話なのかなと思うんですけれども、そもそもこの1から5というところが、宮古島市においてこの議会から上げていくという理屈が分からないのです。なので、例えば宮古島市においては1番についてはこういうところと連動しているので、これをやりますよとか、そういうのであれば宮古島市議会議員としてそれを考えて国に要求していく、要請していくというのはいいかもしれませんが、ここら辺の内容について、下地茜議員はもう熟知をしているんですよね。その周知がもうちょっとできていけばスムーズにいけるので、次回はそれをやっていただきたいなど。その中身があんまり分からないんです。急にというか、今日見たので、思いは分かりましたので、これの大体分かるかという部分、聞かれたら答えられるかという。

◎下地 茜君

宮古島市と関わりがどの程度あるのかということなんですけれども、どれもそれなりに関わりがあるというふうに思っていて、自給率向上についても島内でも今検証をやっている、ヤムイモの検証をやっているところかと思っていて、農業経営の基盤強化、人材の確保、育成、新規就農者への支援というところに関わりは深いと思っています。直接支払制度って少し聞き慣れない言葉だと思うんですけれども、既に日本、欧州のと書いてありますけれども、日本でもやっていて、多面的機能支払交付金というのは聞いたことあると思うんですけれども、水路、農村の管理を地域で支える、こういった直接支払って土地を保全をするという、農地を保全をするというところの考え方でやっているような、日本でもなんですけれども、これをしっかり拡充してほしいというようなことであったり、配合飼料と、それから国産飼料、国内資源を活用した有機質肥料についても、ここはなじみが深い、関わりが深いところかなと思っています。4の不測時の食料確保については、これは検討段階でありますけれども、不測時となると、作物を転換して例えば芋を作りなさいというような指示を政府ができるというようなものになっているので、それについては生産の自由を損なうことのないように慎重な対応を図ることとしています。学校給食についても、地産食料を提供するための安定した予算を確保することと、もう既にあることはあるんです。あるんですけれども、もっと安定した予算を確保してほしい。有機給食の普及というのも既にみどりの食料システム戦略の中にはのっているんですが、実際に、では具体的にこれを進めていくためにどういうことが必要なのか、予算は確保できているのかということに関しては、もっとしっかりやっていただく必要があるのではないかとすることがありますので、のせさせていただいておりまして、内容については3月21日の超党派議員での提出した要請書と合わせて、令和6年度に向けた県知事会での要望書等も参考にしてこの内容とさせていただいています。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第55、意見書案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

日程第55、意見書案第4号、新たな基本計画における持続可能な農業振興の強化を求める意見書に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより意見書案第4号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「議長」の声あり)

◎新里 匠君

この意見書について、駄目ではないと思うんですけども、その内容が私理解できていないので、今の状況をよくするというような流れかもしれませんが、中身をよく理解しないまま採決に加われないので、退席したいと思いますけれども、大丈夫ですか。

◎議長(平良敏夫君)

大丈夫です。

休憩します。

(休憩＝午後2時04分)

(新里 匠君、退席)

◎議長(平良敏夫君)

再開します。

(再開＝午後2時04分)

これにて討論を終結します。

これより意見書案第4号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号は可決されました。

休憩します。

(休憩＝午後 2 時04分)

(新里 匠君、着席)

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

(再開＝午後 2 時05分)

次に、日程第56、決議案第 1 号、宮古島市景観条例及び計画について景観形成基準の中の「高さ制限」を撤廃もしくは大幅緩和をした計画変更等を求める決議を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎新里 匠君

決議案第 1 号、宮古島市景観条例及び計画について景観形成基準の中の「高さ制限」を撤廃もしくは大幅緩和をした計画変更等を求める決議。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第 1 項の規定により本案を提出します。令和 6 年 3 月27日、宮古島市議会議長、平良敏夫殿。提出者議員、新里匠。賛成者議員、山里雅彦、栗国恒広、狩俣勝成、前里光健、仲間誉人、山下誠。

本文を読み上げて提案理由に代えます。

宮古島市景観条例及び計画について景観形成基準の中の「高さ制限」

を撤廃もしくは大幅緩和をした計画変更等を求める決議

本市の景観条例は、平成16年に施行された景観法の下、その後海岸沿いにおけるリゾート開発に伴う景観や自然環境への影響が懸念され、沖縄県内において景観の整備・保全に対する機運が高まってきたことなどから、石垣市、浦添市、読谷村に続く県内 4 番目の市町村として平成23年 3 月に景観計画を定め、平成24年 4 月に景観条例を定めている。

策定から10年が経過した令和 3 年 4 月に景観計画変更を行っている。令和 3 年 4 月はコロナ渦であったが、新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行したことで本市の観光需要も本格的に回復するなど、社会情勢の大きな変化が生じている。また、入域観光客数は景観計画策定時の40万人から倍増している状況があり、社会からの宿泊施設などの需要要求は日を追って大きくなるばかりである。そのことは、開発計画など投資に対して規制をかけることになり、地価が高まり続けている宮古島市において投資意欲の減退を生じさせている。宮古島市景観条例が上程される際の前提として、「開発行為等を規制するものではなく、届け出制にして景観が著しく損なわれないようにすることが狙い」との当時の市長コメントが残っている通り、場所における建築の制限を求めたものではなく、あくまでも宮古らしさを追及するものである。

第213回通常国会において、農業振興地域整備法（農振法）改正案が提出されており、農振法が全体面積の 9 割を超える宮古島市においては、農地の転用はさらに難しくなり、景観計画の「高さ制限」と合わせた状況では、宮古島市の土地の利活用は著しく投資意欲を減退させ、観光産業の発展において大ブレーキと成り兼ねない。宮古島らしさを担保しながらも景観形成基準から「高さ制限」を撤廃もしくは大幅緩和をした計画変更を行い、継続的な投資意欲の醸成と、宿泊施設を筆頭とした宮古島市への投資により、市民の所得向上と宮古島観光のブランド力アップすることを決議する。

以上を踏まえ、下記事項の実現を求める。

記

1. 宮古島市景観計画の景観形成基準から「高さ制限」を撤廃もしくは大幅緩和をした計画変更をすること。
2. 景観審議会における検討を直ちに行うこと。
3. 景観審議会を開催する費用を直ちに予算計上すること。
4. 宮古島市らしい景観計画を引き続き確保すること。

以上決議する。

令和6年（2024年）3月27日

沖縄県宮古島市議会

宛先、宮古島市長。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎下地 茜君

決議に対しての質疑をさせていただきたいと思います。

この景観条例を変えて、景観条例、高さ制限などがありますので、海岸における建築などを変えるということは、高さのある建物も造られていくということになっていくだろうと思うんですが、市民の声は、むしろ逆の声が私には届いていて、これ以上宮古島の海岸線がどんどん変わっていくのは怖いと。今までの私たちの宮古島の風景が、ホテルが建って変わっていってしまうという声のほうがむしろ届くんです。これは1人2人ではなくて本当にたくさんの人から届いているという中で、こういう決議を宮古島市議会として出すことの、すごく大きなことかなと、重いことかなと思っているんですけども、こういう声は届いていないのかなというところを聞きたいと思います。そういう市民の声が。ここの中には少なくとも入っていないように見えるので、そういう声は提案者には届いていないんでしょうかということと、そういった市民の声に対してこの決議はどういうふうに向き合うのか、そのことを聞かせていただきたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時12分）

再開します。

（再開＝午後2時13分）

◎新里 匠君

景観が、海岸線の景色が変わるということについての懸念の声が私のところには届いていないかということでもありますけれども、それは届いてはいないけれども、そういう声があるということは知っております。ですけれども、それよりもやはり、この提案の中にも書いてあるんですけども、宮古島らしさを失わせる開発をしるかというものではなくて、高さも含めた景観をつくっていく、それが宮古島らしさとは何なのかという部分も考えながらこの景観条例を、また景観計画をつくっていくことが必要であると

思っております。昨今、大きな事業所等が、ホテルを含めた事業所等が入ってくることによって、この前、日本経済新聞のほうでも賃金のアップがあったと。それは、ホテルを核としたその場所の地価が上がるなどして、それでたくさんの観光客が来ることによって人材の奪い合いというか、そういう部分で給料が上がっていく、所得が上がっていくというところがある、事実があるので、やはりそれにもっともっと景観条例をよりよいものにして、もちろん宮古島らしさは変えないけれども、高さについてはやはり全てを、海岸線、高い建物を建てるわけではないので、それは投資力という部分は宮古島市としてしっかりと取り入れていかないと、やはりその先には宮古島市に入る固定資産税というものに関わってくるし、それはイコール福祉であったり、教育であったりというところに結びついていくものなので、私は景観条例については高さ制限を撤廃するべきだと思います、これを出しております。

◎下地 茜君

いろいろ議論があると思うんです。地価が上がると逆に固定資産税が払えなくなって困っているというような人もいるというふうに聞いていますし、たくさんホテルが建てば地域が潤うかという、逆に観光というのは、ざる経済といって地域にお金がなかなか落ちにくい側面もあると。そこを考えていかなければならないということで、サステナブルツーリズムという言葉が出たり、そういう議論が今本当にある。いま一度考え直さないといけないんじゃないかというような議論もあるというふうに認識しております。また固定資産税についても、過疎地域ということで新規の事業者は5年間免除というようなこともあったと思うので、やはり少し慎重に本来であれば議論されるべきところではないかなというふうに思います。一方で、これの中で、より高さ制限を撤廃して緩和をして計画変更を行いという、そういうふうなほうが望ましいという、そういう市民の声もあるという認識でこの決議を出されるのか、そこを一度確認したいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時17分）

再開します。

（再開＝午後2時18分）

◎新里 匠君

この高さ制限の撤廃については市民の声かというところでありますけれども、もちろん市民の声です。もちろん市民にもいろいろいますけれども、景観に関わる市民としてはやはり建築会社、不動産会社、それに伴う食料を提供していたり、清掃をすると。要は全般的な経済という部分でもやはりその求めが強いということであると思います。宮古島市はオーバーツーリズムという話もある、その議論が今議会でもあるんですけれども、だったら、なおさら景観条例の高さ制限を撤廃して、いいものを造って、いいお客を呼ぶと。ぼろいところには、いいお客さんが来るかという、一般的には来ないんだろと思うので、やはりいい場所を提供する、そしてそれに伴って経済を回していくということが必要だと思っております。今、下地茜議員が固定資産税を払えないで困っている人がいるのという話がありましたけれども、私が言っているのはその市民の話をしているわけではなくて、やはりその建物、例えば地価、そして中に入っている家具等の設備についての固定資産税、とりわけ大きな事業所について固定資産税を取れるよう

な、たくさん取れて宮古島市の税収が上がっていくようなものについての固定資産税を話しております。ちなみに、宮古島市の税収がここ10年上がっているのは、ほぼ固定資産税であります。

あと、ざる経済の話をしていましたけれども、もちろんいろんなところでざる経済というのがあって、それをどうやったら防げるかというのを議論するのは大事であるかなと思うんですけども、ただそれをじかに行って、ここが穴空いているから止めますということは、やはりできないわけです。なので、だったらなおさらそのパイを広げて収入をたくさんにした後で、そこはまた手当てをしていくという部分であると思うし、ホテルとかの観光の部分がざる経済の温床とは私は思いません。

◎下地 茜君

記で求めている中で景観審議会における検討を直ちに行うことというふうに書いていまして、この変更を景観審議会で行っていくということかなというふうに読んでおります。実は恩納村に以前視察に、お話を聞きに行ったときに、村づくり条例という名称だったと思いますが、観光開発をする部分と住民が住む部分とゾーニングをしながらやっていくという、そういう条例があるんですけども、その規制を緩和するにしろ、強化するにしろ、まず住民の声を聞くと、アンケートを行ってから変更については考えていくということでお話をお聞きしております。宮古島市でもぜひ進めてくれという声もあり、そして、いや、この海岸線がこれ以上変わっていくのは、もうこれ以上は怖いという声もあり、それを進めるに当たって、私はやはり恩納村の例を踏まえて住民の声をもっと聞くアンケート等なり、聞く工夫が必要ではないかと思いますが、ここでは景観審議会における検討と、それから予算を計上してやるようにということですけども、これその辺りはどうなのでしょう。景観審議会を決めていくものなのか、それともここにはそういう住民の声を聞きというようなことは書いていないですけども、そういう文言は本来反映されて決議と少なくともすべきではないかと思いますが、お聞かせください。

◎新里 匠君

住民の声を聞くか聞かないかという部分については、もちろん住民の声は聞かなければいけないと思っております。なので、景観審議会の中で景観計画の変更については、やはりアンケートも含めて行われるものだと思っております。恩納村の話があって、村づくり条例ですか、その観光者と住民のすみ分けというか、ゾーニングをしてという話があったと思うんですけども、やはりそれは私も考えていて、私のあくまでも個人的な考えでありますけれども、海岸線はやはりしっかり観光地に充てるけれども、例えば考え方としては、では海があります、その上に道を造りますということになれば、海も全て見えるわけであるし、海に行くときはその道路を1段下がって行くということもあり得る話なので、それは景観はいいようにつくっていくというようなことだと思っております。海から島を見たことありますかって聞きたいんですけども、宮古島の海側から見た景観というのは、もう木なんてあんまりないんです、言え。なので、景観条例の高さばかりを言わないで、開発も含めながら、今は自然とマッチをしながらつくる観光地ということ、世界中の人たちが自然を求めて来るということに合わせて考えると、やはりほかのところも見ながら、よりよい、制限をかけずに、制限としては宮古島らしさという部分の制限をかければいいんじゃないかなと思っております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎久貝美奈子君

私も質疑いたします。

下地茜議員と一緒に、実は私のほうにも、宮古島がどんどん変わっていく、海岸線の風景が変わっていくということで、何とか自然を残してほしいという声が結構届いております。計画の上にある景観条例、とてもいい条例だと思っています。市土、周辺の海域の風土、文化、環境を生かし、美しい島の景観を守り、育て、創造し、次世代に継承する総合的なまちづくりの実現に寄与するという宮古島市景観条例の目的がとてもすばらしいものだと思っています。新里匠議員ももちろん宮古島らしさというふうに、宮古島の観光ブランド力アップと書いていますけれども、高さの制限をなくすことで市民の所得向上に果たして本当につながるのかということと、また宮古島の観光のブランド力というのは、高さ制限を撤廃する、変更することではなくて、今のままでこの宮古島らしい海岸が見えなくなならないような、今宮古島のブランド力というのはそういった高さ制限を撤廃することとは関係ないと思うんですけれども、宮古島の観光のブランド力について、高さ制限とどういう関係があるのか教えてください。

◎新里 匠君

景観条例の目的の中で島の景観を育てという部分があるという話があったんですけれども、まさに島の景観を開発をしながらそれを育てていくという部分も大事なかなと思っています。高さ制限をなくすことによって所得アップするのかと、宮古島市民の所得アップするのかということについては、高さ制限を、高さを上げるということについては、やはり景色がきれいになって、人は高いところに憧れを持つという部分だと私は思っているんですけれども、例えば同じマンションでも1階と10階では値段が違うわけです。そういう部分においてやはり人がそこに、10階建ての部分であつたら、それを買に行くといい部分であると思いますけれども、それに伴ってやはり建設とか食料の提供、そして清掃であつたり、クリーニングであつたりというような周りに与える相乗効果というものがあります。そして、そのお客さんの質が高くなることによっていろんな消費活動が行われると。すなわち経済が回る、そして所得がアップするということに思っております。ブランド力アップは今のままでいいんじゃないかという話がありますけれども、今のブランド力から脱却をする、そして高めていくということがやはり向上心という部分であるし、宮古島の質の高い観光サービスを与えていくということにつながっていくと思います。いろんな、高さもそうだし、サービスもそうだし、やはりこれからもっともっとチャレンジをしてそのブランド力をアップする、これは必要なことだと思っています。

◎久貝美奈子君

この決議の中にもありますけど、平成16年に施行された、沖縄県内において景観の整備、保全に対する機運が高まってきたとあります。これは、この計画ができた当初もそうだったと思うんですけど、さらに今こそ景観の整備、保全、どうしたら宮古島がいつまでも自然豊かな島で、観光客の方に喜ばれる島なのかという、今こそまさに機運が高まっているときだと思うんです。それを規制を取っ払うということはやはり、ここで高さ制限の規制を取っ払う、そういったことをここで今、議会の総意として決議することとは、これはどうかなと思うんですけれども、この宮古島らしさ、規制を撤廃しないまま、逆に規制を強めていくべきかなと思うんですけど、どこからでも海が見えるような島、住民が自由に海に出入りできるような島、そういった島をやはり観光客も求めていると思うんです、ブランド力としては。その辺につ

いてはブランド力の考え方だと思うんですけども、そういう声もあるんですけど、その辺についてはどうお考えでしょうか。

◎新里 匠君

今の決議案の中にも書いているんですけども、やはり平成24年の入域観光客数40万人、それから今80万人、87万人ぐらいですか、になっている状況があるんですけども、例えば海が見えないという話がありますけれども、人間の身長って大体2メートルぐらいなんです。建物の高さは3メートル。建ったら1階建てでも10階建てでも海は見えないということになります。一方で、例えば低い建物について制限をかけないということになると、例えばこの紙が家だとします。これを2つこうしたら見えない面積のほうが多くなるんです。逆に、これをこうしたら、ここら辺見えちゃうという部分、いろんな考え方があると思います。なので、今こそ制限をするべきだということについては、やはり宮古島は地方交付税交付金なり、自主財源が少ない島であるので、どうやって収入を上げていくかということが一番大事であって、それをやれないとするんだったら教育も叫べないし、福祉も叫べないし、少子化対策叫べないと。そういう魅力アップをしながらも宮古島らしさを残していくというところについて、考えて行動するということが私は大事だと思っています。なので、規制を取っ払うというその言葉だけではなくて宮古島らしさを残すという部分も書いておりますから、ご理解をいただきたいと思います。

◎久貝美奈子君

まずは景観条例が上位法になると思うんですけども、基本理念のほうにこの決議文が反している、そぐわないのではないかと私は思っております。先ほど古い建物にいい観光客は来ないとか、そういったことをおっしゃいましたけど、私は高さが高ければいい観光客が来るというその理屈は当たらないと思います。逆に、この宮古島の宮古島らしさを求めて観光客は来ますので、高さを高く上げればいいのか、という問題ではないというふうに思います。すみません、質疑ではないんですけども、それで終わります。これを市議会で総意で今決めるというのは少し、条例にもそぐわないので、どうかなと思っております。

◎新里 匠君

質疑ではないということだったんですけども、高さを上げればいいのかという話はしておりません。高さを上げるところも必要であるし、また低いところもあると、そういうところでコントラストをつくりながら、いい風景をつくっていくというところだと思います。古い建物には人が来ないとかではないんじゃないかという話において、いやいや、古い建物をきれいにしたら、それはお金を取れるかもしれませんけれども、やはり高さだったり、その高級さだったりというものについて人はお金を払うと思いますし、古い建物、高い建物、どっちもあっていいと。ただ、高さを抑えつけるのは経済にとって妨げになっているということを言っているわけです。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

景観条例ができたそもそもは、要するに恩納村での事例や石垣での事例、そういったものを踏まえて、宮古島らしさをいかに守るかという観点からだったと思うんです。ですから、現時点で今その形に審議会

で検討を直ちに行うことと、審議会における、これを要求しているんですけども、今高さ制限があることで具体的にどういう支障が起きているのかお伺いします。

◎新里 匠君

高さ制限について、今どのような障害が出ているかという部分でありますけれども、先ほども言ったんですけども、やはり人は高さについて魅力を感じるわけです。例えば13メートル、16メートルという部分というと4階、5階建てしか造れないわけです。なので、もっと高い建物を造りたいと思っても造れないということになります。さっきもこの紙を使って、この連続と、この1つと、どっちが向こう側見えないうんだというふうになると、やはり高い建物のほうが海も見えてくる度合いは高くなると思っています。今の高さ制限による弊害というのは、やはり高い建物が造れない、ただそれだけでございます。

◎上里 樹君

今どのような支障が出ているかということで、横に広げるより縦に広げたほうが景観がよくなるという事例も挙げておりますけども、それをだからまた要求項目の直ちに審議会を行うように、予算計上も含めて要求項目に挙げていますけども、具体的にどのような支障が今起きているから、それを直ちにやらなきゃいけないのかということです。

◎新里 匠君

今、文面にも書いてあるんですけども、国会のほうで農業振興地域の整備に関する法律の改正案が出されております。この地域計画に入ってしまうと農地転用についてさらに厳しくなると。令和3年度のですか、農振の計画変更については、やっとこの3月に各申請者に対して許可という部分が出てきたんですけども、140件余りやってきた。それも当初は七十数件しかオーケーできないという中でありました。なので、この農業振興地域の整備に関する法律の改正が行われると、さらにこれ、もう本当に10件やるのもやっとなぐらいの話になっていくわけです。なので、これ変更には2年ぐらいかかると言われているので、その締めつけが強くなる前に、景観条例も含めて今やるべき、観光客を迎えるというような準備をするべきだと思っております。なので、無造作に面積だけを広げるというよりも、やはりあるところを決めてそこに造っていく、そのことによってやはり地価の高騰を抑えられてという部分にもなってくる可能性はあるので、景観条例について、やはり高さ撤廃をしていくことによって市民所得の向上もできると思いますので、高さ制限についての弊害というものは、経済への影響が大きい、投資をする方々の意欲を減退させるというところだと思っております。

◎上里 樹君

農業振興地域の整備に関する法律というものが影響が出るということなんですけども、いわゆるこの法律そのものが今どういう観点からそれを、法律の改正案が出されているのかということなんですけども、その詳しい中身をお聞かせください。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時43分）

再開します。

（再開＝午後2時43分）

◎新里 匠君

この農業振興地域の整備に関する法律の改正については、全国で畑が農地以外に変えられているというところで、やはり将来的な食料自給率を確保していかなければいけないというところでの法改正だと思っているんですけども、それはそれで意義あることだなと思っているんですけども、この宮古島市においては、宮古島の総面積の95%、これ90%って書いていますけれども、いろんな白地とかいろいろあるので、ただ現実的には90%以上が農業振興地域に入っているんです。それは、国が求める沖縄県はどれぐらいの面積を確保しなさいという部分についてあるんですけども、沖縄県においてこの宮古島が担っている割合って20%ぐらいあるんです。なぜほかの地域は農業振興地域の背日に関する法律の影響を受けないで発展をして、宮古島だけがそういう発展を妨げられるのかという部分については、やはりいま一度考える必要があると思っていますし、やはりそうであってもこの九十数%がいきなり40%とかにはもちろんならないし、そこには5年に1回の計画変更がありますから、そこは観光で生計を立てていくというか、観光産業を伸ばしていくという宮古島市においては、やはり農業振興地域の整備に関する法律も含めた土地の規制というものに対してこれから準備をしていくという部分は必要であると思います。余談を言って申し訳ないんでありますけれども、食料自給率の確保のためだということだと思います。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑は……

（議員の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時46分）

再開します。

（再開＝午後2時47分）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第56、決議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

日程第56、決議案第1号、宮古島市景観条例及び計画について景観形成基準の中の「高さ制限」を撤廃もしくは大幅緩和をした計画変更等を求める決議に対する討論の発言を許します。

◎下地 茜君

決議に反対の立場で討論いたします。

質疑の中でも申し上げましたが、私に届いている市民の声は真逆です。宮古島の海岸線にどんどんホテルが建っていくと、これ建設されて変わってしまう、条例をつくるなどして規制できないかという声まで届きます。このままでは宮古島のよいところが失われていく、こういった市民の不安の声が議員の皆さんには届いていないのかなと驚いています。両方の声があれば、むしろ慎重になっていくべきではないかという考えから、この決議には反対いたします。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

◎久貝美奈子君

下地茜議員も言っているんですけど、今こそ宮古島の観光のブランド力アップ、市民の所得向上でいうならば、逆に高さ制限の撤廃ではなく乱開発を防ぐための、宮古島の自然を守るとか、宮古島らしさ、そういったことをもう少し議論していく必要があるのかなと思います。ここでまた反対している市民の皆様もいるわけですので、ここで市議会の総意としてこの決議に賛成することは、今議論がもう少し必要かなと思います。ということで私は反対いたします。

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより決議案第1号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（平良敏夫君）

挙手多数であります。

よって、決議案第1号は可決されました。

休憩します。

（休憩＝午後2時51分）

再開します。

（再開＝午後2時52分）

一時休憩して3時から再開したいと思います。

休憩します。

（休憩＝午後2時52分）

再開します。

（再開＝午後3時01分）

次に、日程第57、決議案第2号、栗国恒広君に対する議員辞職勧告決議を議題とします。

本案は栗国恒広君の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、栗国恒広君の退席を求めます。

休憩します。

(休憩＝午後 3 時01分)

(栗国恒広君、退席)

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

(再開＝午後 3 時02分)

日程第57、決議案第 2 号について提案者から提案理由の説明を求めます。

◎山下 誠君

それでは、決議案第 2 号をよろしくお願ひします。決議案第 2 号、栗国恒広君に対する議員辞職勧告決議です。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第 1 項の規定により本案を提出します。令和 6 年 3 月27日、宮古島市議会議長、平良敏夫殿。提出者議員、山下誠。賛成者議員、久貝美奈子、下地茜、池城健、長崎富夫、友利光徳、上里樹です。

決議文を読み上げて提案理由に代えさせていただきます。

栗国恒広君に対する議員辞職勧告決議

市議会議員は、法令等を遵守する高い倫理観と自律性の下に行動することが求められている。われわれ市議会議員は、市民から負託を受けた者として、私生活においてもその立場と職責の重さを自覚し、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

このような中、宮古島市議会議員である栗国恒広君が、平良松原において、農地の違反転用を続けていることが市議会 3 月定例会で明らかとなった。市議会として、緊急質問や一般質問でその不当性を訴え続けたが、栗国恒広君は一向に顧みることなく、あろうことか違反転用の責任を行政当局に押し付け、自らの主張を堂々と発言する暴挙に出た。

3 月26日に行われた自らの一般質問においても、農地の違反転用に関して一切反省することなく、「原状回復はできない状況」と開き直った。この発言は、今後も違反状態を継続するという主張と等しく、法の趣旨に反する姿勢を公然と示したと言わざるを得ない。同時に、市議会議員としての倫理観の欠如を露呈した。

栗国恒広君の不誠実ぶりは議場内にとどまらない。与党議員による緊急質問の後、市議会の説明要求には応じないにもかかわらず、報道機関を通して自らの主張を並べ立てた挙げ句、農地の違反転用について特例で認めてもらうよう発言したと報じられた。公人である市議会議員が、特例を主張するなど言語道断であり、決して看過できるものではない。

栗国恒広君の一連の言動は、われわれ市議会はおろか、法を遵守するすべての市民への裏切り行為である。市民の範として法令等の遵守が強く求められている市議会議員にあって、栗国恒広君はその規範意識の欠如により、宮古島市および宮古島市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させた。このことは断じて許されない。

よって、本市議会は、栗国恒広君がその責任を自覚して自らの政治的道義的責任を明らかにするために、議員辞職することを勧告する。

以上、決議する。

令和 6 年（2024年） 3 月27日

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。質疑なしでよろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

休憩します。

（休憩＝午後 3 時06分）

再開します。

（再開＝午後 3 時07分）

ただいま除斥されています栗国恒広君から、地方自治法第117条ただし書の規定により、会議に出席して発言したいとの申出があります。

お諮りします。この申出に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、栗国恒広君の申出に同意することに決しました。

休憩します。

（休憩＝午後 3 時08分）

再開します。

（再開＝午後 3 時08分）

栗国恒広君の入場を許します。

休憩します。

（休憩＝午後 3 時08分）

（栗国恒広君、着席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午後 3 時09分）

栗国恒広君の発言を許します。発言は短くお願いいたします。

◎栗国恒広君

今回、議員辞職勧告決議が出されるということで、私のほうからこれまでの経緯を説明していきたいと思います。

今回、山下誠議員から議員辞職勧告が出ていますけど、この事件は私が議員になる前の平成26年に始まりまして、これまでも私は議員として沖縄県あるいは宮古島市に対してしっかりと、我々の今移転先になっ

ている場所を、土地を取得して移転先として決定したので、そこを認めてくださいという感じで申ししてきました。私たちは、平成14年に有限会社大広重建という感じで宮古島市平良字西里の270番地、沖縄県立翔南高校の西側にヤードを設けましたモータープール、その頃から雑種地という形で土地を借地してモータープールとしてやってきました。しかしながら、近隣住宅地の増加により、夜中の重機の出動に対して近隣から騒音迷惑があるということで、パトカーの依頼とか近隣住民の方からいろんな苦情が来まして、重機の移転場所という形で、約3年あるいは5年かけてその土地をどこにすればいいのかなと求めてきました。ちょうど伊良部大橋架橋の工事に伴って、将来伊良部大橋が開通すると重機置場としてかなり広大な土地を要するということから、伊良部島のそのときに分かった旧伊良部町の産業廃棄物跡地、最終処分地ということがあって、そこを登記で調べたところ原野だということで、これ民間誘致になっていったんです。民間のところに。もう橋が架かって、そこに、ではモータープールを移したほうがいいんじゃないのということで、金融機関と相談しながらこの土地を購入しました。その間、平良字西里270番地からいろんな苦情があったもんですから、一時、今問題となっている平良字松原の567の1番地に重機を仮置きするというので、その土地は既に2,000平方メートルは農振除外地域を受けていると、農業振興地域から除外されるということで、では一旦仮置きしましょうという感じで重機を移転して、さあ、いざ土地を購入しました、重機を移転しましょうといったときに、宮古保健所が、ここは処分場跡地なので、この処分場跡地が許可が、廃止届が出されるまでは使用しちゃいけないということで、チェーンを張って私たちの土地の進入も全部拒否されました。私は、当時の行政に対して、沖縄県に対して、これ雑種地なのに何でそういったことをやるのという感じで何度も問いかけしました。その間約2年、3年、どうすればいいのかなという感じで、県あるいは宮古農林水産振興センター、そして農業委員会から農転違反だと言われる感じで物事が進みましましたので、こういった理由で今移転先を、こういう状況で移転できないんだということを説明しました。その間、農業委員会は、そういうことであればという感じの中で、その以降は勧告も1回しか来ていませんでした。我々は、行政の環境衛生行政、そして農業委員会行政のはざまにあって、これどうしたらいいのかと、もちろん弁護士を通して裁判所にもどうしたらいいのかと、あるいは法である、機関であるところに私たちも、どこへ行けばいいのかと、これだけの重機を動かすのに跡地も探せなくて、これ移転できないという観点から、私たちも何度か行政のほうに今回の農業振興地域からの除外を、この平良字松原567が圃場整備された場所でもなく、周りは全部圃場整備されて、これ以上農業振興地域として使用できないなら、我々にもそういった言い分でこの土地を使わせてくださいということで何度か行政のほうにもお願いしました。でも、農業委員会としては認められないというのが今の現状です。その松原の一部、2,000平方メートル離れたところには建築確認でしっかり、建築確認を下ろし、倉庫として建築確認を取っております。ただし、進入道路がないゆえに登記ができないと、完了検査ができないということが判明しましたので、どうすれば道路の位置指定が取れるのかということも沖縄県のほうの宮古土木事務所に確認すると、道路をきっちり進入道路として整備してくださいということで、そこもまた行政書士と相談しながら、近隣道路を購入しながら、道路位置指定を取るまでの図面も全部引きながら、県に、あるいは宮古土木事務所にも提出しながら、あとは最終的には農業委員会に提出するという運びになってきましたけど、そこでも許可が下りない。そうこうしているうちに、この伊良部地区の土地が去年の令和5年3月31日をもって廃止届が終わりましたので、廃止届の終わりの通知が来たのは令和3年6月か7月だ

ったんです。しかし、最終的にあの敷地というのはみんな囲まれていたんです。この部分は使わないでくださいと。これは市の環境衛生局から来ました。使うことができるのであれば早めに、では撤去してくださいということを口頭で申し入れたところ、撤去は自社でやってくださいということで、最終的には令和5年3月31日をもってこの土地が使えるようになりますという通知をもらいました。しかし、我々10年間、これどこに置くかということで、今平良字松原567の横にある土地を、一旦埋めたところを仮置場としていたけど、もうこれ以上私らも待てないということで、いろいろの私たちの主張も認めてもらうために弁護士と相談して、裁判所に和解調停の申入れをして受理され、今平良簡易裁判所で和解に向けた第1回目の公判が4月の末に行われるという日付になっています。ですから、私は冒頭で言いました。故意にはやっていないと。しかしながら、行政の間に挟まれて、行く場所がない、行き場所がない。いいことに会社がどんどん重機が増え、会社が発展する中で機材が増えていきます。機材の置場がありません。どうしたらいいんですかと。そういうんだったら、行政としてもどこか場所を教えてください、そのようなことも勝手ながら思いつつ、そこも全部上申書に書いておきました。今回、私のことは農地転用を認めないという感じで、これ10年間行政とやり取りしているんです。ここにおられる議場の議員も7年間このことを議会でやっています。行政は分かっているべきなんです。それをずっと延ばしてきた。ですから、私は2月21日に弁護士を伴い、この事情を農業委員会にまず説明する、そのことから始まって、皆さんにこの事情、この久松の平良字松原567の土地の状況を見て知ってもらうということを会見の場をやっと設けて話した。農業委員会の場で弁明をしました。そのことがマスコミによって今回の緊急質問等になっています。私は、これからは、私たちにも主張はあるので、そこは法廷でしっかり、それは私の主張もやりながら、しっかりと法廷の場で和解ということを目指してこれからやっていこうと思っています。ですから、今回の議員辞職勧告については、皆さんがどういうふうに表示するか分からないですけど、こういった理由があるので、これはもし時間があればしっかり法廷で我々の考え、これまでの行政の我々との行き違い等々もしっかり審理されると思います。

最後に、私が言っているのは、もちろん山下誠議員が——も言っていました。私は、人のものを盗んでいません。我々の土地です。しかし、近隣住民にも、これ以上ここにいて、私なりにどういった影響があるのかなと。一番残念に思うのは、農業委員会の皆さんが、あの土地は圃場整備されて、国の税金で整備された土地だろうと誤解認識をしている方が大勢いました。しかし、これも去る2月21日のあの場で違いますよと。ここは圃場整備もされていませんでした。また、一部農業振興地域から除外もされました。社会の動きの中で、兄がやっていた葉たばこ倉庫として乾燥場としてつけたところは、葉たばこの減産によりその倉庫が空いたと。私から見れば、いいタイミングだなという感じで、そこに重機を置いて、まず移転先を探そうというのが移転先の解決を図ろうとしたところ、暗礁に乗り上げたというのが実態です。それ以上議場でしゃべるのも時間となりますので、この辺は法廷でしっかり我々の言い分、そして農業委員会の言い分、双方の言い分があると思います。それをしっかり聞いて、これから解決に向けて努力していきたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

栗国恒広君の退席を求めます。

休憩します。

(休憩＝午後 3 時22分)

(栗国恒広君、退席)

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

(再開＝午後 3 時22分)

ただいま議題となっております日程第57、決議案第 2 号については、会議規則第37条第 3 項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

日程第57、決議案第 2 号、栗国恒広君に対する議員辞職勧告決議に対する討論の発言を許します。

◎我如古三雄君

私は、反対の立場から簡潔に述べたいと思います。討論をしたいと思います。

本件に関しましては、裁判所に民事調停を提出して受理されているということであります。そこで、裁判所の調停の結果を踏まえた上で判断すべきだと思います。よって、本案には反対します。

◎池城 健君

本案に賛成の立場から意見を述べます。

農業委員会会長もおっしゃっていたように、こういう農地転用をこういうふうに認めていることは県においても一度もないと。その中でしっかりと原状回復するようにという勧告をずっと無視し続ける。しかも、議員である立場をしっかりと自覚しないままそれを続けているということは、宮古島市議会として、私はしっかりと態度を示すべきだと思っております。

以上をもって、この決議に賛成の立場で意見を述べました。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに反対討論はありますか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

ほかに賛成はありますか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより決議案第 2 号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（平良敏夫君）

挙手多数であります。

よって、決議案第2号は可決されました。

休憩します。

（休憩＝午後3時25分）

（栗国恒広君、着席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午後3時26分）

これで今定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今定例会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして令和6年第2回宮古島市議会定例会を閉会します。

（閉会＝午後3時27分）

上記のとおり会議の顚末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

令和6年3月27日

宮古島市議会

議 長 平 良 敏 夫

議 員 狩 俣 政 作

〃 砂 川 和 也